

令和5年度 第2回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和5年7月31日（月）午後1時30分～
場 所 宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について
- (2) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) その他

3 閉 会

**栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく
関係労使からの意見書**

- 1 - 1	意見書 [佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン] (令和5年7月24日付)	1
- 1 - 2	意見発表発言要旨 [「意見陳述要旨」 労働組合わたらせユニオン]	5
- 2 - 1	意見書 [とちぎコープ労働組合] (令和5年7月26日付)	7
- 2 - 2	意見発表発言要旨 [「意見陳述書」 とちぎコープ労働組合]	10
- 3	意見書 [J M I T U 栃木地方本部] (令和5年7月21日付)	49
- 4	意見書 [全国福祉保育労働組合栃木支部] (令和5年7月24日付)	51
- 5	意見書 [栃木県一般労働組合] (令和5年7月24日付)	53
- 6	意見書 [全日本建設交運一般労働組合栃木県本部] (令和5年7月25日付)	55
- 7	意見書 [栃木県労働組合総連合] (令和5年7月26日付)	57
- 8	意見書 [栃木公務公共一般労働組合] (令和5年7月26日付)	59

第1回 目安に関する小委員会 資料

- 1	令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について (諮問文写し)	61
- 2	主要統計資料	63
- 3	足下の経済状況等に関する補足資料	125
- 4	最低賃金に関する調査研究	171

第2回 目安に関する小委員会 資料

- 1	令和5年賃金改定状況調査結果	187
- 2	生活保護と最低賃金	199
- 3	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	203
- 4	賃金分布に関する資料 (都道府県別、総合指数順)	207
	時間当たり賃金分布 (一般労働者・短時間労働者計)	(208)
	時間当たり賃金分布 (一般労働者)	(221)
	時間当たり賃金分布 (短時間労働者)	(234)
- 5	最新の経済指標の動向	247
- 6	委員からの追加要望資料	295
- 7	足下の経済状況等に関する補足資料 (更新部分のみ抜粋)	311
- 8	主要統計資料 (更新部分のみ抜粋)	317

第3回 目安に関する小委員会 資料

- 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）・・・・・・・・・・ 327
- 2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 331

第4回 目安に関する小委員会 資料

- 1 委員からの追加要望資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333
- 2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）・・・・・・ 335
- 3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341

統計資料

- 1 栃木県鉱工業指数（令和5年4月：栃木県）・・・・・・・・・・・・ 345
- 2 あしぎん経済概況（2023年7月：株あしぎん総合研究所）・・・・・・ 363

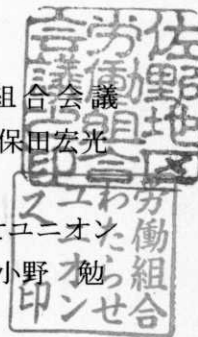
その他

- 1 最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明[栃木県弁護士会会長]
（令和5年7月3日付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 373
- 2 栃木労働局に対する請願書（追加分）[栃木県労働組合総連合 公契約・最賃部会]
（令和5年7月5日付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377

2023年7月23日

栃木地方最低賃金審議会

会長 杉田 明子 様

佐野地区労働組合会議
議長 久保田宏光労働組合わたらせユニオン
委員長 小野 勉

最低賃金法25条5項にもとづき2023年の最低賃金決定に関する調査審議に関して、下記の通り意見を述べます。

昨年来、急激な物価上昇が国民生活を襲っていますが、特に低賃金労働者は、いっそうの生活困窮に直面しています。総務省が発表した2023年6月の消費者物価指数は、総合指数で前年同月比3.3%の上昇、「持ち家の帰属家賃を除く総合」では3.9%上昇となっています。

昨年度は10月の改定(3.5%引き上げ)後も物価が上がり続け、2023年1月の「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数は、前年同月比5.1%まで上昇、低賃金労働者に直接影響する「基礎的支出項目」では6.3%上昇しました。昨年度、中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」の公益委員見解には、地方最低賃金審議会に対する期待として「消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは必要に応じて対応を検討することが適当である」とありました。このため、最低賃金の改定率以上に物価が上昇する中で、私たちは、昨秋以来、数度にわたり、栃木労働局に年度内の最低賃金の再改定を要請してきましたが、考慮されることはありませんでした。今年度の最低賃金改定の議論においては、こうした物価騰貴の現況、及び見通しを考慮した議論が必要です。また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第12条に基づき、栃木地方最低賃金審議会が再改定を建議すべきです。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2023年度には1,000円以上の最低賃金を実現すること。
- (2) 全国一律最低賃金制度とすること。
- (3) 実質的な審議が行われる専門部会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。
- (4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求める。

以下、理由を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2023年度には1,000円以上の最低賃金を実現すること。

岸田内閣は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。」としています。欧米の最低賃金は、ドイツ12ユーロ、フランス11.52ユーロ、イギリス(23歳以上)10.42ポンドとなっており、円換算では1,800円を超えています。アメリカでは連邦最賃は7.25ドルにとどまっていますが、州によっては15ドル~16.5ドルまで引き上げられており、円換算で2,000円を超えています。岸田内閣の最低賃金の取り組みは、全国的な最低賃金の水準から大きくかけ離れていることは明らかです。



日本では、これまで最低賃金のあるべき水準について本格的に議論されたことはありませんでした。日本の最低賃金は、労働組合がまったく関与しない業者間協定によって、中卒女性初任給をもとに決められたのが始まりです。その後、審議会方式になりますが、30人未満の中小零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第4表）を最重要参考資料として引き上げ額を議論してきました。最低賃金の対象となるのは、学生アルバイトや主婦パートなど、家計補助的労働者とみなされて、審議会では、自立して生活できる最低賃金の水準については議論されず、毎年、引き上げ幅の議論に終始してきました。2007年の法改正では、「生活保護との整合性」が導入され、それまでの「いくら引き上げるか」の議論に加えて、はじめて「いくらにすべきなのか」という最低賃金の水準が議論になりました。しかし、2014年に「生活保護との逆転現象が全国で解消した」とされた以降も、政府からの「時々事情」などによる第4表の賃上げ率を上回る引き上げが続きました。なぜ政府は「時々事情」という根拠の不明な引き上げを提示せざるをえなかったのでしょうか。政府は、最低賃金をめぐる国際的な実態、及びワーキングプアが社会問題となる中で「時々事情」を発出し、それに基づく最低賃金の引き上げを求めてきたと言えます。

私たちは、生活保護との逆転現象が解消された以降も「時々事情」による最低賃金の引き上げが行われた原因は「生活保護との整合性」の議論に問題があったと考えます。当時、比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、真の問題は、比較対象を若年単身者の生活保護基準としたことです。日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告していました。

最低賃金のあるべき水準に関する議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、私たちは、この間、栃木地方最低賃金審議会の意見陳述において、宇都宮市における「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入を比較し、生活保護基準を上回るためには、1,500円の最低賃金が必要であると述べてきました。生活保護基準は全国を1級地の1から3級地の2まで格差を設けていますが、地方の生活に絶対に不可欠である自動車の保有費用を考慮すれば、全国どこでも、目指すべき最低賃金の水準としての1,500円は十分根拠のある金額です。

最低賃金のあるべき水準に関する議論が期待された「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告（2023年4月6日）では、「あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。」として、何ら議論が進みませんでした。5年後の見直しと言わず、早急に最低賃金のあるべき水準を議論することが必要です。

現在の913円という最低賃金では、労働者の生活の安定は得られず、労働条件の改善がはかられていないとは言えません。時給913円では、週40時間フルタイムで働いても、年収では190万円にしかならず、ワーキングプアといわれる200万円に届きません。時給1,000円でフルタイム働いた場合にようやく年収が200万円を超えることとなります。

最低賃金近傍で働く労働者は、最低賃金が上がらなければ賃上げは期待できないというのが実態です。今年度、物価の高騰が続いている中で、低賃金労働者の生活困窮対策として、少なくとも最低賃金を1.

000円以上とすべきです。

最低賃金法第1条は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としていますが、最低賃金1,500円で、年間1,800時間働けば年収が270万円となり、この収入でようやくワーキングプアから抜け出すことができ、最低賃金法第1条の目的に合致すると言えるのではないのでしょうか。

(2) 都市と地方の格差を拡大するランク制は廃止し、全国一律最低賃金制度を検討すべきです。

①都市と地方の格差を広げる最低賃金制度、219円という差額は看過できません。

現在の地域最低賃金額は、最低で853円、最高で1,072円で、差額は219円です。1ヶ月法定労働時間である173.8時間働くとすると、約38,062円もの差が付きます。栃木と東京でも最低賃金は159円の差がついており、1ヶ月に換算すると27,634円もの差になります。この差は東京に通勤したり、転居することを検討する十分な根拠となります。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の衰退を促進する要因の一つとなることが各方面から指摘されており、早急な地域間格差の是正が必要です。

「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、都道府県のランク区分について、現在の4区分を3区分に減らすことを決めています。最低賃金の地域間格差を是正することが狙いとされていますが、地域間格差の是正について「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げること」としています。しかし、地方から上がっている声は、割合を引き上げることではなく、絶対的な金額を縮小することです。

格差の根拠については、一般的には地方と都市の生活費や経済水準の違いなどが言われています。確かに都市部の住居費は地方よりも大きなものとなっていますが、公共交通が後退している地方では、自動車の保有などが必須であり、トータルで考えれば地方と都市部の生活費に大きな違いはないと言えます。また、ランク振り分けにおける各都道府県の経済実態を示す指標のうち、県民所得や雇用者報酬、消費支出、所定内給与などは、最低賃金指数とリンクするものであって、最低賃金の地域格差が是正されれば、こうした指数にも大きな変化が予測されます。現行のランク振り分けの指標を使えば、最低賃金の地域格差が反映して、都市と地方の指数の差は拡大するばかりです。その格差と連動し、最低が853円という絶対的な水準の低さが、若年労働者の都市への移動を誘発し、地方経済をいっそう疲弊させることは明らかです。地方の自治体や議会から多くの最低賃金引き上げの意見書が出されていますが、地方経済の疲弊に対し、大幅な最低賃金の引き上げと、地域格差の金額における格差是正が求められています。

②地方の空洞化を阻止する役割を果たす全国一律最低賃金制度

世界では、ほとんどの国で全国一律最低賃金制度が採用されています。日本のように、全国どこでも移動できるような狭い国土に、都道府県ごとの最低賃金額を採用し、そこに大きな格差をつければ、少しでも多い収入を求めて労働者が移動することは避けられません。地方の空洞化を阻止するためにも全国一律最低賃金制度を検討すべきです。

最低賃金近辺で働く労働者に、コンビニのスタッフがありますが、コンビニエンスストアではルーティンワークが統一され、扱っている商品、および価格もほとんど変わらず、全国どこのコンビニでも働き方はほぼ同じです。にもかかわらず、私たちの調査によれば、コンビニスタッフの募集賃金は、全国ど

この地域でも最低賃金に貼り付いている実態があります。地域最低賃金の格差がそのまま賃金格差となっているのは、同一労働同一賃金原則から見ても不合理です。

最低賃金の引き上げは当然のことながら各種の中小企業支援策と結合して行われるべきです。特に全国一律の最低賃金制度を検討する場合には、地方の中小零細企業に対する手厚い支援策が必要です。最低賃金決定の3要素のうち、事業の支払い能力とは、政府が賃上げや最低賃金引き上げに際し、どのような中小零細企業への支援を行うかという政策の問題です。政府がいかに賃上げや最低賃金の引き上げの必要性を語っても、今のような使いづらい助成金などの制度にとどまる限り、無策としか言えません。先進国にふさわしい最低賃金の大幅引き上げや、全国一律最低賃金制度を実現するためには、政府が大胆な中小零細企業支援策をとることが求められます。

(3) 実質的な審議が行われる専門部会をはじめ、全審議会を完全に公開すべきです。

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる専門部会です。審議は栃木最低賃金審議会運営規定第6条によれば「原則として公開」であり、非公開は例外的事例です。しかし例外的事例が、金額審議などの重要な議論に対して適用されています。これでは審議会は原則、非公開であるとしかいいようがありません。

「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。「原則として公開」に基づき、専門部会を含め、全面的な議事の公開をするべきです。これまでも、鳥取において、専門部会を含む全面的な議事の公開が行われており、何ら問題は発生していません。

密室審議の時代は終焉させなければなりません。貧困が拡大し最低賃金の大幅引き上げが社会的に要求されている中で、審議の公開に耐えられないような委員は、委員である資格にかけると考えます。

審議の完全公開を強く要求します。

(4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求めます。

佐野地区労働組合会議に加盟する労働組合わたらせユニオンは、派遣、パート、嘱託、アルバイトなどの有期雇用労働者や失業者、半失業者も組織しています。彼らの賃金水準は極めて低く、その生活実態は厳しいものです。有期雇用労働者や中小零細企業で働く労働者にとって、個別企業における賃金の引き上げは簡単ではありません。私たちは労働組合の通常の活動として、組合員が在籍する企業にたいし春闘などで賃金引上げ要求をおこないます。しかし中小零細企業などでは、経営困難、一人組合員、少数派などで賃上げ要求そのものが難しい場合があります。このような状況の中で私たちは最低賃金引上げの闘いを、春闘とならぶ、中小零細企業に働く労働者や、非正規雇用労働者の重要な賃金引き上げの闘いとして位置づけ取り組んでいます。

このような事情から私たちは審議会の傍聴をおこない、意見書や異義申出書なども提出してきました。これらのことから、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者に、栃木地方最低賃金審議会において直接意見を述べる機会を与えていただきますよう要請します。

以上

2023最低賃金審議会意見陳述要旨

わたらせユニオン・嶋田泰治

本年も意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述を行います、わたらせユニオンの書記長の嶋田です。意見書を提出してありますので、全般的な意見については意見書を参照願います。

意見陳述では、最低賃金法第9条2項の最低賃金の3要素、特に生計費について述べさせていただきます。

私は、最低賃金を決定する3要素（労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）のうち最も優先すべきは、生計費、つまり物価の動向だと思えます。最低賃金は、生活保護とともに、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するナショナルミニマムの柱です。物価の高騰により最低賃金近傍で働く労働者の生活が困窮するときに、最低賃金改正の必要性は最も高くなるものと思えます。

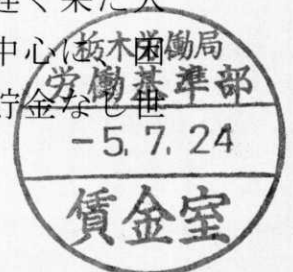
最低賃金法第12条には、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。」とあります。

昨年の栃木県最低賃金は、3.5%引き上げられ、10月1日に発効しました。審議会で審議していた時の最新の「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数は、前年同月比2.8%上昇でしたが、10月には4.4%に上昇し、2023年1月には5.1%まで高騰しています。こうした状況の中で、私たちは、昨年9月、11月、今年になってから2月と3回にわたって、栃木労働局に対し、最低賃金の再改定を諮問するよう要請してきました。厚生労働省にも同じ要請をしましたが、回答は、最低賃金は物価だけで決めるのではなく、3要素の動向を注視しているというものでした。

昨年の目安の根拠となった公益委員見解には、地方最低賃金審議会に対する期待として「消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは必要に応じて対応を検討することが適当である」とありました。私たちは、この公益委員見解における「地方最低賃金審議会への期待」も再改正の根拠として要請してきましたが、検討された様子も見えませんでした。

私たちは、毎年12月、生活困窮者に向けた炊き出しを行っており、例年60～70世帯分の食料が、配布できるかどうかだったのですが、昨年12月には100世帯分を超えて用意した食料があつという間になくなり、遅く来た人には品切れで、配布できない状態でした。あらためて低所得者層を中心に、

窮する世帯が増えていることを実感させられました。全年代平均の貯金なし世帯



帯の割合は単身世帯が 33.2%、2 人以上世帯が 22.0%とされていますが、最低賃金近傍で働く労働者は当然貯蓄ゼロの世帯が多いと考えられます。10月に最低賃金が改定されたものの、物価上昇はそれを上回ってしまい、困窮する世帯が続出しています。

3要素について昨年度、公益委員見解では丁寧な説明が行われ、2022年の賃上げについては、「賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。」としています。今年度の第4表の③でも賃金は、2.5%の上昇となっており、物価上昇率を大きく下回っています。

通常の事業の賃金支払い能力については、「企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。」としていますが、「通常の事業の賃金支払い能力」は、政府がどれだけ本気になって中小零細企業対策をするかという政策の問題であると思います。

こうしてみると、今年も昨年と同じように、審議途中の物価上昇率よりも、さらに物価が高騰することが懸念されます。憲法25条を保障するナショナルミニマムの柱として、最低賃金を機能させるためには、物価高騰を最優先課題として審議されるべきです。その際、昨年を踏まえて、物価の今後の動向を目論んだ審議をすべきです。もし、年度途中で最低賃金の引き上げ率を上回るような物価高騰が起きた場合には、年度途中であっても労働局長は再改定の諮問をするべきですし、審議会は再改定の建議を行うべきだということを申し上げて、意見陳述とします。

以上

2023年7月26日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様

とちぎコープ労働組合
中央執行委員長 鈴木



2023年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2023年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに、心より敬意を表します。また、栃木県に働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、とちぎコープ労働組合としての意見を述べさせていただきます。

1. 景気回復と働けば人間らしく暮らせる最低賃金へ

2022年栃木県の最低賃金は31円引き上がり913円となりました。時間額913円では、1日8時間働いて7,304円、週40時間で36,500円、月20日働いたとしても14万6,080円、年収にすると175万2,960円にしかならず、ここから税金や社会保険料を引かれると手取り額はさらに減少します。最低賃金水準の給与だけで自らの生活を維持していくことは困難です。

最低賃金改定後から、最低賃金の再改定を求める動きが全国でおこなわれました。とちぎコープ労働組合でも最低賃金再改定要請書を労働局に提出しました。中央最低賃金審議会はもちろん、地方最低賃金審議会においても再改定審議がおこなわれることはありませんでした。

世界ではコロナ禍や物価高騰による国民生活の支援として、最低賃金の引き上げがおこなわれています。主要国では、イギリスは9.5ポンド（約1,600円）、アメリカのロサンゼルスでは16.04ドル（約2,200円）に引き上げています。また、フランスでは物価上昇にともなう最低賃金の再引き上げをおこない、10.85ユーロ（約1,600円）となりました。未だ1,500円にもほど遠い日本の最低賃金と、日本政府の引き上げに消極的な姿勢と政策は世界の流れに逆行しています。

コロナ禍と物価高騰に伴い、最低賃金を引き上げている諸外国を参考にするとともに、物価高騰を上回って生活を改善させるためにも最低賃金の引き上げが必要です。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

2015年より全労連に加盟する地域組織が主体となって、最低生計費試算調査がおこなわれており、総数は全国27都道府県に及びます。調査結果では全国ど



こでも 1,500 円以上が必要なことが明らかになりました。しかし、最高額の東京 1,072 円でも 1,500 円には程遠いものです。

労働運動総合研究所(労働総研)の報告によると、25 歳単身世帯(一人暮らしの若者)では、普通の暮らしをするために必要な費用は月額 24~26 万円ほどで、時給に換算すると 1,400 円~1,500 円以上となっています。この金額は全国どこで調査しても大きく変わらない結果となっています。大都市は地代や家賃相場が高いために住居費が高くなるが、公共交通機関が発達しているうえに料金が安価であるために交通費は低くなる。一方、地方は大都市とは対照的に住居費は低いですが、公共交通機関はそれほど利用できないうえに割高であるので自家用車が必要となり、交通費が高くなる。このように、住居費と交通費は両立できない関係となっています。さらに、流通網が発達した現代においては、商品・サービスの価格は全国で統一されており、生計費に地域間格差はありません。

生協の職場は日本各地にあります。地方に行けば日々の通勤には車が欠かせません。ガソリン代の値上げや、電気代の値上げなど、まさに、現在の基礎的支出項目の物価上昇が最賃近傍で働くなかまの生活を直撃しています。

今年から目安額を示すランク数が 4 ランク制から 3 ランク制に変更されましたが、地域間格差が縮小されるわけではありません。ランクごとに見ても、A ランク 6 県中の格差は 88 円、B ランク 28 県中の格差は 115 円、C ランク 13 県中の格差は 1 円と、ランク内にも大きな格差があり格差是正が必要です。

私たちの働く生協も含め、スーパーやコンビニでは、全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じで、同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域ごとに差が生じています。その格差の原因は地域別の最低賃金です。地域間格差は 2006 年では 109 円でしたが、2022 年は 219 円と 15 年で倍増しています。物価高騰の今だからこそ、賃上げの環境を整え、最賃の大幅引き上げと地域間格差の是正が必要なのです。

地方の最賃が低いままでは、労働者が離れ地方の経済は力を失い過疎化がますます進行してしまいます。地方の復興のためにも最低賃金を全国一律で時給 1,500 円に引き上げるべきです。

3. 最低賃金引き上げは中小企業支援とセットで

政府が 6 月に閣議決定した「骨太の方針」で「全国加重平均 1000 円を達成する事を含め議論を行う」と明記しています。全国加重平均 1,000 円の早期実現のためには、中小企業・小規模事業者が賃金を上げやすいよう支援強化の実施や下請取引の適正化も進めていく必要があります。

資源高や円高で物価が高騰する中、賃上げの環境を整えなければ、景気や消費は改善しないとの危機感が背景にあるなか、人件費増加などにつながること

に中小・零細企業の懸念は大きいものです。賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低い事が上げられていますが、それは、適正な単価による公正取引がおこなわれていないことが主な要因となっています。公正な取引をきちんと行わせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。経営者の賃金支払い能力ばかりに偏重した審議にならないことを強く求めます。

4. 透明で国民本位の審議会運営を

本審議会に置かれましては、日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを、あらためて強く求めます。同時に専門部会や小委員会の審議を完全に公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。そして、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が審議に反映されますよう、とちぎコープ労働組合の推薦する労働者の、意見陳述の機会を保障していただくことを強く要請し、意見書といたします。

以上

2023年7月26日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様

とちぎコープ労働組合
永吉喜代美



意見陳述書

私は、2022年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2023年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。

1. 働く人々をめぐる全般的な状況

新型コロナウイルス感染症は、今年の5月8日から第5類に移行され、少しずつではありますがコロナ前の生活に戻ってきています。私たちの生活はというと、物価高騰で値上げが続き、生活費（主に食費）を切り詰めるにも限界が来ており、最賃で働く労働者の生活はますます厳しくなっています。

6月の消費者物価指数（CPI、2020年=100）は変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が105.0となり、前年同月比で3.3%上昇。伸び率は2カ月ぶりに拡大し、電気代の値上げが押し上げ、食品高も続いています。電気料金は6月使用分から15～43%値上げに加え、帝国データバンクの調査によると、今年の食品値上げは6月末現在で計2万9106品目に上り、歴史的な値上げラッシュに見舞われた昨年1年間の2万5,768品目を超え、7月の値上げ品目数は3,566品目。パンや牛乳の値上げも控えており、年内の値上げが3万5,000品目に達すると推計しており、家計の苦境が一段と深まりそうです。

そんな中、新型コロナウイルス感染者が再び増加傾向にあり、第9波と言われている現在、コロナと物価高騰の危機を乗り切るためにも、労働者の生活と地域を守り経済を活性化させる事が必要です。

2. 「パート労働黒書No.10」から見えてきたもの

とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行しています。生協や関連会社などで働く人から聞き取りし、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしてきました。生協で働く人々をめぐる実態は、賃金の低さだけでなく、物価高騰の影響を受けてこれまで以上に過酷な状況になっています。

パート労働黒書No.10より一部を紹介します。

「閉店時間9時半まで働いても手取り額の少なさにがっかり。食費は見切り品を買って節約しています。」



「家族での外出は数年に一度。一番の不安は老後の生活です。」

「物価上昇に見合った賃金上昇はなく、支出だけが増え、大幅な増税も予想されており、人生の終盤を人間らしく安心して暮らしていけるのか。体力が続かなくなったらどうするのか不安です。」

など切実な声が寄せられています。

パート・アルバイトなど、かつては家庭の補助的労働と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金が上がれば、貯蓄ではなく消費に回することは確実で、最低賃金引き上げによる家計への支援はまったなしです。

全国一律と時給 1,500 円の実現に向けて、最低賃金が上がり、物価高騰からの生活を守り、地域経済を立て直すことが求められます。

3. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

最低賃金は時間給労働者だけの問題ではありません。この間、全労連が実施している最低生計費試算調査では、大都市と地方では生活にかかる費用は変わらないことから、最低賃金は全国一律で時給 1,500 円にする必要性を示しました。

労働総研が 2018 年～2019 年に実施した「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」によると、年収 300 万円が親と同居するか、1 人暮らしをするかのボーダーラインになっていて、最低生計費試算調査の試算額とほぼ一致します。全国どこでも若者たちが普通の暮らしを営めて、親からの独立を可能にするためには、少なくとも最低賃金は全国一律 1,500 円という水準が必要だと報告しています。

この報告を見て、私の同居する子どもにも当てはまり、独立は難しいのだなと実感しました。

私たちが働くとちぎコープでは、最低賃金 913 円改定にともない、パート・アルバイト職員の基本時給が 5 円上がりましたが、アルバイトの基本時給は 915 円と最低賃金に張り付いています。

2023 春闘では、現場から「物価高騰で生活が大変。時給引き上げを！」などの声が多数あり、基本時給 25 円アップを勝ち取り 940 円となりました。春闘があるからこそ賃金引き上げですが、小売流通業で働く非正規労働者の多数は未組織で、春闘の恩恵にあずかることはできません。だからこそ、時給引き上げのためには最低賃金の引き上げが必要なのです。

最後に、本審議会に置かれましては、各団体から出された意見書の意見を含め、述べた意見が少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。

以上

パート労働黒書 No.10

**最低賃金は全国一律
1,500円以上に！**



人間らしく働き、暮らすために

正規と非正規の格差解消、均等待遇を前進させよう！

雇用の原則は「均等待遇」と「無期雇用」

2023年1月 全国生協労働組合連合会



働く人々をめぐる実態

1. はじめに

生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしています。低すぎる賃金の実態、正規職員との賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワークや、トリプルワークをしなければならないなど、多くの課題も浮き彫りにしてきました。また、この間の物価上昇などで、これまで以上に生活が厳しい状況にあることもわかりました。生協労連がおこなった「2023年春闘準備のための生活実感アンケート」でもひきつづき「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合が高くなっています。この1年間の生活実感は、昨年との比較で「かなり苦しい」「やや苦しい」の回答が増えています。「切り詰めている費目」は「食費」で、生協に勤めていても、安売りの店舗で食料品を購入するなどの声もあります。今回の「パート労働黒書」No.10では、「光熱費や食費の高騰で生活がきびしい」「今の年金額では将来暮らしていけない」「もし働くことができなくなったらとても不安」など、生協で働く人々をめぐる実態は、賃金の低さだけでなく、物価高騰の影響を受けてこれまで以上に過酷な状況になっています。

2. 働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は2,075万人を超え、非正規率は36.7%（総務省「労働力調査」）となりました。金融広報中央委員会があらわした金融資産非保有世帯（貯蓄ゼロ世帯）の割合は、およそ26%、4世帯に1世帯は貯蓄がない状態となっており、貯蓄がある世帯でも100万円未満となっています。年収200万円以下で働く労働者も、16年連続で1千万人にのぼり、最低賃金の全国一律1,500円は喫緊の課題になっています。世界ではコロナ禍や物価高騰による国民生活の支援として、最低賃金の引き上げがおこなわれています。主要国では、イギリスは9.5ポンド（約1,600円）、アメリカのロサンゼルスでは16.04ドル（約2,200円）に引き上げています。また、フランスでは物価上昇にともなう最低賃金の再引き上げをおこない、10.85ユーロ（約1,600円）となりました。未だ1,500円にもほど遠い日本の最低賃金と、日本政府の引き上げに消極的な姿勢と政策は、世界の流れに逆行しています。

3. 「パート労働黒書No.10」から見えてきたもの

以下は「パート労働黒書No.10」の概略です。生協や、その関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、これまで以上に多くの課題が見えてきました。正規と非正規間の格差と、貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために声を上げていく必要があります。

- ① 現在の物価高騰に給料が追いつかない状況にあること。
- ② 自分の生活だけでなく、父母の生活費用を出さなければいけない実態があること。
- ③ 人が一人で暮らせる年金額ではないため、老後に不安があること。
- ④ 一人暮らしがしたくても、とてもできない状況にあること。
- ⑤ 光熱費の値上がりや、物価高でダブルワークをしても生活に追いつかないこと。

Ⅰ. 聞き取り編

1. 男性 60 代

属性	男性 60 代
家族構成	自分・妻・子ども の 3 人家族
働き方の実態	再雇用契約 月額 19 万 3 千円 高年齢雇用継続給付金あり 一時金は無い。
暮らしの実態	再雇用で働いている。国からの補助が無ければ生活ができない。 子どもは働いて自分のことは賄っているが、食費などはまだかかっている。 今年に入り光熱費や食費などが高騰し、生活は厳しくなっている。 高齢の親がいて、一時期援助していたが再雇用になり、援助できなくなった。
困っていること	県の最低賃金が低いので、月例賃金があがらない。今年これでも 1 万 5 千円あがったが、まだ生活は苦しい。
希望・要求	早く全国一律の賃金制度の確立をのぞむ。地方はいつまでも取り残されている。再雇用も 65 才まで、後 2 年。働かないと生活できない。今でも苦しいのに、今より給料が下がると、不安しかない。

2. 男性 30 代

属性	男性 30 代
家族構成	姉と姉の子ども甥 3 人 (高 3、高 2、中 3) 母子家庭の姉の子どもの面倒を見ている 姉は現在子育てができない状態である
働き方の実態	職種は配送パート 入協当初は 3 日出勤の 3 コース配送 (週 12 時間契約)

	現在週3日出勤、5コース配送（1コース4時間）、週20時間契約
暮らしの実態	<p>学生3人を抱え、子どもの面倒を見るのにパートタイムで仕事を探していた。</p> <p>以前はホテルのパート清掃員だったが、給料が安かった。食費や家賃等で生活が苦しいため配送パートに。</p> <p>お金の工面ができず色々模索の結果、里親制度を活用することができ、手当もあり、やっと人並みの生活ができるようになった。</p>
困っていること	<p>入協当初は8コースの配送（4時間×4日）ぐらい働けると思っていた。</p> <p>3コースからおいおい働く時間を増やそうと思っていた。それで、生協で働くことを決意した。しかし、配送はきついので自分の体力では、子育てと仕事の両立を考えると、配送本数（労働時間）を増やすのは苦しい。</p>
希望・要求	

3. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	子どもとの2人暮らし
働き方の実態	5H×5日、再雇用契約のパートとして働いている。
暮らしの実態	親子2人で働いても、生活が厳しい。
困っていること	<p>とにかく、お金がありません。</p> <p>働けど働けど暮らしが良くなることがない。</p>
希望・要求	税金の負担を減らしてほしいし、社会保障を国で担ってほしい。常に家計への負担が重く肩にのしかかる。

4. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	7 人家族 夫の両親も同居、本人、夫＝会社員 57 歳、子ども＝25 歳男（勤め）、23 歳男（勤め）、21 歳女（学生）
働き方の実態	週 5 日地域担当として、配達業務 1 日 7 時間 ほかに牛丼チェーン店で週 4～5 日 19:30～23:00 勤務
暮らしの実態	夫は 57 歳で会社員だが、以前の借金返済があり、収入はほとんどそちらに使われている。子ども 2 人も働いており、家賃程度は家計に入れている。ただ他は、自分の収入で賄っており、一番下の子どもの学費や生活費、車の保険や生命保険などなど、支払っている。子どもの下宿代も出せないの、家から通学しているが、通学、被服費、おこづかいなどもかかる。自分が生活費を大半払っているの、ダブルワークしていても、自分のものは我慢せざるを得ない状態がある。
困っていること	貯金もできない状態。今は社会保険に入っている、入っている期間は短いため、年金は低いことが予想される。体がきついなど言ってもらえない。将来には不安しかない。配達先で一人暮らしや夫婦 2 人暮らしの人が「大して注文できなくてごめんね」という人も多く目にしている。年をとってもお金がないと暮らしていけない。身につまされる。
希望・要望	就学前の小さい子どもさんに対する手当も必要だと思うが、一番お金が掛かるのは中学校以降の教育費。専門学校などには支援がない。そういった年代や収入の少ない高齢者にも、国の予算を回して欲しい。将来も働いてきたのに低年金で暮らせられないような社会は困る。予算配分を考えて欲しい。

5. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	配偶者・息子
働き方の実態	週 5 日 5 時間× 5 25 時間契約
暮らしの実態	72 歳の夫もシルバー人材に登録してアルバイトをしている。年金も減らされているので余裕はない。

困っていること	老後の生活の不安がある。
希望・要求	将来の不安を無くすために少しでも貯蓄を増やしたい・時給がもっと上がること。

6. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	本人のみ
働き方の実態	1 日 6 時間 × 5 日勤務
暮らしの実態	1 人暮らし。電気代など節約しながらの生活
困っていること	1 人暮らしのため、病気になった時、不安。
希望・要求	貯蓄のため、もっと時給を上げて欲しいです。(老後)

7. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	母・娘の 3 人
働き方の実態	職場限定職員（正規と同じ契約時間）、月給 日配と精肉部門を担当
暮らしの実態	朝 7 時～夜 20 時まで仕事 週休 2 日 勤務日は自分の時間が持てないので、休日は外出で気分転換してリフレッシュしています。
困っていること	人手不足の影響で有給休暇などがなかなか取りづらいです。

希望・要求	自分も定時職員も人手不足が原因で残業が多くなっているの で、体制を何とかしてほしいです。 店舗内で部門移動などをして回せる状況にしてほしいです。
-------	--

8. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	夫は 14 年前に死別。現在 1 人暮らし
働き方の実態	事務パート、シフト勤務だが、社保加入。
暮らしの実態	事務の時給は県の最低賃金より 10 円ほど高いだけ。これで週 に 28 時間働いても実質は 10 万円ほどの収入。病気で亡くな った夫の遺族年金があるが、13 万円ほど。合わせても年収 300 万円いくかどうかの金額でしかない。 夫が亡くなったのは私が 50 歳になったところです。以前は扶養 に範囲で働いていたので、会社勤めの子どもの扶養に入ろう と思ったが、遺族年金があつて入れなかった。生協で社保に加 入させてもらえて良かった。これで国民年金や国民健康保険 を払っていたら、結構負担だった。 結局自分も年金支払っていたが、夫の年金額のほうが高いか ら 65 歳になっても年金額は増えない。反対のなぜか減った。 定年が 70 歳なので、それまでは働かせてもらいたい。その先 はまだ考えていない。
困っていること	社会保障制度が不十分だと思う。社保に加入できなければ、自 己負担は多い。働いている今は何とか年金と給料で暮らせる が、年金だけになったら、どうなるのか？子どもたちには子 どもたちの生活があるし、今更一緒には暮らせないと思う。 人間が一人で暮らせる、年金額が欲しい。貯蓄のある人は、結 局もらう年金額も高いでしょう。高級取りだった人は貯金も できるし、年金も高い。そんな人ばかりではない。
希望・要求	人間一人が暮らせる年金額が欲しい。今の年金制度や、社会保 障制度を変えないとだめでしょう。

9. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	
働き方の実態	月・水・金 5時間 火・木 8時間 週 5日勤務

暮らしの実態	生活でいっぱい입니다。
困っていること	服を買ったり、旅行に行ったりできない。 貯金もしたい。
希望・要求	給料を上げて欲しい。 もう少し長い時間、働きたい。 WワークOKにして欲しい。 給料が上がれば、働く時間が短くなって、同じ収入がもらえると嬉しい。時間も心も余裕がもてそう。

10. 男性 20代

属性	男性 20代
家族構成	6人家族 父：51歳（会社員）、母：50歳（会社員）、 妹：25歳（パート）、弟：21歳（大学生）、10歳（小学生）
働き方の実態	1日7.25時間、週5日勤務。宅配の供給（配達）をしている。 月給制パート。基本給148,360円、役割給21,800円、諸手当48,000円 総支給額220,000円、手取り170,000円
暮らしの実態	実家暮らしで、生活費を月20,000円ほど、家に入れている。 車の維持費や通信費、生命保険料等を除けば自由に使えるお金は月50,000円ぐらいです。大学生の弟は奨学金を借りていますが生活にあまり余裕がありません。
困っていること	一人暮らしをしたいが、家賃や水道光熱費を支払って、生活をしていくにはとても厳しいので実現できない。また、将来のことを考えて貯金もしたいがもちろん無理。掛け持ちで仕事をするには体力的に厳しい。
希望・要求	パート労働者でもせめて手取りが200,000円を超えてくれば、贅沢な暮らしはできなくとも一人暮らしができると思う。

11. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	20代の息子と2人暮らし
働き方の実態	週4日 29時間 時給 1,410円～1,560円
暮らしの実態	時給は高いですが、週に29時間しか働くことができないので、生活するのがやっとの収入しかありません。ずっとダブルワークしてきても貯金できませんでした。子どもたちも成人し、体力的にもキツくなってきたのでダブルワークは今はしていません。なので生活は今も苦しいです。
困っていること	貯蓄がないのでこれから先の不安しかありません。 家電が壊れてもすぐには買えない。 孫に色々買ってあげたいけど買えない。 何でもかんでも値上げで本当に生活するのが大変。 死ぬまで働き続けなければと思う・・・。
希望・要求	正規と一緒に仕事をしているのに差があり過ぎ！！ 同じパートでも一時金ある部署とない部署あるのがおかしい！ 正規（若者）も非正規も安心して暮らせるように。

12. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	夫 正規 妻 非正規
働き方の実態	夫は介護の職員でとても賃金が安いです。 正直、賃金が安いのでダブルワークしています。
暮らしの実態	私の賃金と合わせてやっと人並みになります。 どちらかが働けなくなると生活は立ち行かなくなると思います。 これから子どもが大きくなるとお金もかかってきます。 そんな時に働けなくなったらと思うととても不安です。 どちらの収入の必要です。

困っていること	これから先がとても心配です。病気もできません。
希望・要求	普通に暮らせる賃金を。 ベースアップしてください。

13. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫 (60代、非正規)
働き方の実態	1日6時間×5日 勤務 時給 1,118円
暮らしの実態	今年8月から娘が独立して、夫と2人暮らし。 食費や光熱費など、無駄を省き節約中。→節約した分、娘に差し入れしている。
困っていること	物価や電気代、ガス代の上昇に賃金が追いついていけない。 一時金も昨年より少なく、老後に向けての貯金ができない。 2人とも実家が九州なのでなかなか帰省できない。
希望・要求	非正規でも社会保険料を支払っても生活できる賃金を！ 早急に最低賃金、全国一律 1,500円以上を要求します。

14. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	55歳の夫 この春から就職した長男と来春就職(内定)する次男
働き方の実態	働き始めて12年目、グロサリー部門で1日3.5時間×5日契約。 入職当時はドライ部門で10年働き、一旦退職したが2～3年経過後、同じ事業所で採用される。 長男が幼稚園の頃から自分の親に子どもの世話を応援してもらいながら、他企業で働いた経験はあるが、子どもが体調を崩

	<p>したことをきっかけに退職し、自宅から徒歩3分の今の店舗で働くことにした。子どもたちは年子のため、集中的にお金がかかる時期が続くので、パートの収入はほぼ教育費に使った。高校・大学の時期が1番支出は多かった。長男は本人の強い希望で大学を中退し、専門学校へと進路変更したので、入学金など余計にかかったが、結果的に自分の希望通りの就職ができて安心している。</p> <p>就労制限しているが、7月ころから範囲を超えないよう勤務日数を調整しなければならない。グロサリー部門には同様のパート労組員が複数働いている。</p> <p>雇用契約通りに勤務したとしても、制限範囲ギリギリの年収。中途半端に働いて、税金や社会保険料を払いたくない（また、夫の勤務先からの配偶者手当が支給されなくなることは1番困る）が、グロサリーという新しい部門を習得する負担や長時間勤務は体力的に自信がないので、長時間契約は望まない。</p> <p>稼働時間の管理が厳しく、理論上ギリギリのシフトが組まれているが、作業表を見れば、その日の作業量と体制では完結できないであろうと予測できるので、こちらから上司に残業指示を仰ぐ場合がある。</p>
暮らしの実態	<p>夫と息子3人は食欲旺盛であり、我が家は他の家庭に比べて食費は大きいと思う。一定量の食材をまとめ買いしている。夫はほぼ毎日定時退勤して19時には帰宅、長男もその直後に帰宅するので、アルバイトのない日は次男も含めて夕食と一緒に摂ることができ、コミュニケーションが図れている。これからは教育費がかからないので、今が1番安定して時期かもしれない。</p> <p>食費の次にかかるのは住宅ローン、価格高騰による水道・光熱費・・・。</p> <p>貯えは十分というには程遠い。</p>
困っていること	<p>店舗がこの先どうなるのかが非常に心配。事業方針が変わり、店舗の事業所閉鎖が続いている。赤字額の大きさではなく、総合的に判断して閉店が議決されるため、いつ自分の店舗が対象となるかわからず不安の中で勤務している。入職当時に比べて来店者数は確実に減っており、危機感はない。</p>
希望・要求	<p>ベアや最低賃金の引き上げがあっても、収入制限の範囲で働きたいので、年収は変わらない。制限の枠を広げてほしい。</p> <p>年金保険料払っている現役世代の私たちが、受給者となった時に果たしていくらもらえるのかとても心配。毎年年金の支給額は下がっていくので、それで生活するのはとうてい無理。</p>

	<p>自分の子どもたちの世代はなおのこと、年金に期待しないし、保険料も払おうとしない、払えないだろう。</p> <p>元気ならば少しでも長く働いて、老後のための貯えに回したいが、今の制度では必ず働けるという保証はない。せめて70歳までは本人が希望すれば全員が働けるようにしてほしい。</p>
--	---

15. 女性60代

属性	女性60代
家族構成	68歳の夫と2人暮らし
働き方の実態	<p>入職したのは約20年前。当時の事務所のパート職員に誘われて、いずれ管理職パートになることを前提に、小型店で一般パートとして働き始める。2人の娘の教育費に充てるために、少しでも収入が欲しかったので、長時間働ける管理職パートを希望した。まもなく管理職パートに登用され、小型店のパート店長制が導入されてからは、3店舗でそれぞれ3年間店長を務めてきた。</p> <p>2017年から、パート職員の定年年齢が60歳から65歳に延長されたが、自分は60歳になったら店長職はおりて、一般パートとして働く決めていた。61歳から現在の中型店の総菜部門で、1日4時間の週4日勤務をしている。</p>
暮らしの実態	<p>夫は55歳の時にリストラによって失職した。当時世間ではリストラする企業はあったが、自分の夫が当事者となるとは想像もしなかったので、夫婦ともに非常にショックを受けた。夫は1年かけて就職活動をおこなった結果、学校の用務員（アルバイト）の仕事をしており、会社員時代と違って勤務時間は安定している。ちょうどそのころ、多くの企業が非正規化を進めており、自分が勤務するコープでも小型店のパート店長制が導入された。当時は生活の維持に必死であったために気づかなかったが、今になって振り返ると、世の中の情勢変化が、まさしく我が家で起きていたと思う。</p> <p>夫は企業年金と国民年金の一部を受けながら勤務しているので、現在は夫の年金と夫婦のアルバイト・パートの賃金が収入となっている。娘2人は結婚して、長女は高校の臨任教員、次女は双子を出産したので、復職は断念してパート勤務をしている。娘に対する結婚や持ち家購入時の援助など親としての大きな役割は果たしたと考えているので、今は老後に向けた貯えをしたいが、思い通りにはならない。</p> <p>夫に疾病が見つかり、医療費負担が多くなっているが、体調を第1に考えて来年度で退職を考えている。</p>

	<p>自分の母親は 85 歳を過ぎたので、通院の付き添いや手術の立ち合いなどに時間を使うことも増えてきたが、店長を担っている時期であったら、きっと今のように親の世話をすることは困難だったと思う。時期的にちょうど良いタイミングで一般パートに身分変更できてよかった。</p>
困っていること	
希望・要求	<p>女性が働きにくい環境である。夫婦の両働きを希望しても、女性は出産や子育てのためにいったん退職を余儀なく決断することは多く、再度働く場合は短時間のパートを選択せざるを得ない。</p> <p>長女は教員資格を持っていたが、一般企業でしか働いた経験がなく、出産後に初めてその資格をいかして臨任教員として半年契約の勤務を始めたが、教育現場でも非正規労働者は増えているようだ。保護者からは担任教員が正規かそうでないかはわからない。同じ職務を遂行しているのに、賃金や労働条件に違いがあるのだろう。</p> <p>子育てしながら自分のスキルをいかして、一定の収入を得られる働き方を企業には考えてほしい。</p> <p>社会に出て働き始める場合は、基本的にすべて正規雇用で採用し、年齢とともに一定の昇給が保障されて、結婚や出産に伴う教育費や住宅費が計画的に捻出できる社会にしてほしい。自分が結婚した当時は、夫は定年まで働き、毎年の昇給が予定できて、生活の目途が建てられた。今は健康保険や年金など社会保障制度が改悪されてあてにならない。</p> <p>賃金の大幅引き上げにそう期待できなくとも、もう一方で生活を支える社会保障制度が充実していれば安心できる。</p>

16. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫 (70 代 個人事業)
働き方の実態	1 日 6 時間 × 3 日勤務
暮らしの実態	娘も息子も東京。夫と 2 人暮らし。 食費、光熱費もできるだけ節約心がけています。

困っていること	もう少し働きたい。 社会保険に入りたい。
希望・要求	もう少し働くこと。(活動中)

17. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	ひとり暮らし (夫とは離婚、子どもは自立し別居)
働き方の実態	8時間/週 5日 時給 900 円 (年収約 200 万円) 休みの日はコンビニでアルバイト
暮らしの実態	夫と一緒に暮らしている頃からのローンを抱えていて一人になり返済が大変。運転免許は持っているが、車の維持費が大変なので節約のため、車は持たずに自転車で生活している。雨、雪の日の出勤が大変。日々の生活と老後に備えて、休日にはダブルワークをしている。そのため、ほとんど休みがない。
困っていること	持ち家がないので、アパート代が負担。年々上がっている。光熱費、物価高の影響も大きい。税金、年金など出ていく物が増え、結局手取りが減っている。大病をした後、定期的な通院が必要で薬代も負担になっている。
希望・要求	やはり時給アップ。夕方、日祭日手当が前はあったが、人事制度の変更で今はなくなった。日祭日、夕方働ける人が少ないため、いつも夕方になる傾向があるが、たまに朝の勤務もありで時間が不規則で体調が整わない時がある。評価によって時給が決まるが、基準、内容が不透明。1人で自立した生活ができるような時給を希望する。65歳定年だが、人手不足で本人の希望と職場の状況が合えば70歳までアルバイトで働ける。老後の不安もあるため70歳まで働きたいと思っている。

18. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	同じ年の夫と 21 歳の長男 (フリーター) と同居。
働き方の実態	2020 年より、週 4 日の 1 日 3 時間・総菜部門で勤務。 それまでは仕事として韓国語を教えていたが、コロナ感染防止

	<p>のため集まって教えることができなくなった。長男が自分が今働いている店でアルバイト採用を問い合わせたが勤務時間帯の条件が合わず、まったくの偶然から自分がパートとして採用された。就労制限の範囲で働いているが、1日4時間勤務を希望したいが、3時間の勤務が自分の体力や家事との関係でちょうどよく、市のボランティアとして、韓国語を教えている。日本に移り住んだのは今から23年前、大学生の頃、東京に暮らす従妹を訪ねてたびたび日本には来ていたが、その際に知り合ったのが現在の夫である。兄と弟の間の一人娘として大事にされてきた両親（特に母親）は結婚に大反対した。</p> <p>総菜部門全般の作業を行っているが、就業規則や福利厚生、労働組合がある今の店はとても働きやすい。</p>
暮らしの実態	<p>年金保険料を韓国で払ってきたが、それは現在（日本で払っている）の保険料に合算できないと保険事務所で聞いた。保険の払込期間が短いので、将来の年金には期待できないため、給与の約半分は「つみたて君」でためている。</p> <p>夫はアルミニウムを扱う中小企業に勤務している。これまでは中国から派遣労働を活用していたが、コロナの感染により、外国人労働者が雇えなくなり、その分の仕事が残業となって帰宅時間が遅くなっている。今年に入って給与が3万円アップしたが、税金や社会保険料が天引きされて、実質の賃上げは約7,000円。また、自家用車で通勤しており、ガソリン代以外は自己負担となっている。</p>
困っていること	<p>日本は韓国に比べて社会保障は充実しているが、保険料負担が重い。</p> <p>年金保険料を払わない若い人が増えていると聞くが、年金支給額は年々引き下げられており、いくら払っても自分が実際に受け取る年金がいくらになるのか不明確な状況では当然であると思う。だれもが受け取ることができる「最低年金」を保障してほしい。年金は年12回の支給であるのに、一時金からも保険料が天引きされることには納得できない。韓国では一時金からは年金保険料を徴収された記憶はない。「年金の受給年齢を引き上げて、死ぬまで働き、なるべく年金を受け取らないで死んでくれ」と言われているような制度だと思う。介護保険料負担も大きい。</p>
希望・要求	<p>韓国は日本以上に貧富の格差は大きく、表面にそれが表れやすい。その典型が子どもの教育であり、良い（名門）小学校から始まって大学を卒業することが、その後の一生を決めてしまうほど、学歴による貧富がはっきりと線引きされている。韓国で</p>

	<p>はどこの家庭でも子どもを持つ親たちは、幼いころから子どもにはとにかく「勉強すること」を叩き込む。学校の勉強だけでは足りない部分は、学習塾に通わせるのは日本と変わらず、子どもの教育費は相当な負担となっている。日本では高校までを義務教育として、だれもが負担なく学べるようにしてほしい。韓国ではソウル市内に暮らしていたが、今の生活とそうは変わらない。住居や食費などもほぼ同じくらいだが、日本の賃金は安すぎる、「年収 300 万円があたりまえ」では、共働きは必須であり、年金も当てにできない以上、元気なうちはずっと働きたいし、そうしないことには老後が心配。労働組合があることによりベースアップや一時金アップはたとえ少額であっても嬉しいが、就労制限するものにとっては、最低賃金が 1,500 円になれば、今より少ない労働時間で同じ年収を稼げるので喜ばしいと思う一方で、年収は上がらない。最賃アップと同時に社会保険料負担や就労制限の見直しをする必要があると思う。</p>
--	--

19. 男性 40 代

属性	男性 40 代
家族構成	70 代の父母と 3 人暮らし
働き方の実態	週 5 日、1 日 5～6 時間（契約は 5 時間）の勤務センターの倉庫作業のパートで、時給は 1,100 円 時間帯は 14：30～20：00
暮らしの実態	現状はまだ、通常的生活を維持できている。 とは言え、自分の給料から、父母の生活に関する費用その他を出す機会が大幅に増えた。生活が逼迫する事への懸念は高まっている。家の経年劣化も進んでおり、それにかかる費用も心配の種となっている。
困っていること	単刀直入に、時給の低さを感じる。全体的な物価の上昇に給料の上昇が全く追いついていない。まさか、スタグフレーションを現実経験しようとは夢にも思っていなかった。 父が耄碌しはじめている。言動、行動が怪しく、今後不安が募る。介護を受けられるほどではなく、中途半端におかしな行動を繰り返すので手を焼いている。

希望・要求	<p>時給の上昇。</p> <p>正規と非正規の待遇差の改善（＝同一労働同一賃金の徹底）。識者の見解では最低でも4%の引き上げが必要と出ているので、約50円の賃上げが必要。ベースアップは無理でも、待遇差の改善は賃金差の改善でもあるので、其処は力を入れて欲しい。</p>
-------	--

20. 男性10代

属性	男性10代
家族構成	<p>兄・弟・おじ(40代)</p> <p>母(入院中)・祖父(入院中)</p> <p>兄弟とおじ3人の給料から生活費を出し合って生活している。</p>
働き方の実態	<p>特別支援学校を卒業して就職</p> <p>アルバイト職員（社会保険加入）</p> <p>勤務時間 9時30分～16時30分 たまに残業あり</p> <p>兄 センター配送に同乗</p> <p>弟 センターの事務作業</p> <p>時間給 915円</p> <p>自転車通勤 自宅から20分位</p>
暮らしの実態	<p>兄弟：兄弟とおじの3人で生活している。生活にかかる光熱費や食費などは、3人で出し合っている。</p> <p>兄弟：自分の給料から、こづかいと少しの貯金(定期預金)をしている。</p> <p>食事は、休日は3人揃って食事をしているが、平日は、各自自分の食事は自分で作って食べている。食材は土日にスーパーでまとめて買い、調理はあまり得意ではないが、食材をやりくりしながら作って食べている。</p> <p>兄：コンビニの商品には食品添加物が多く使われているので体には良くないと勉強したのでほとんど買いません。</p> <p>兄：昼食はセンター給食のお弁当(1食300円)を注文して食べているので、栄養は昼食で取っている。ご飯の量もその時々で大盛りにしてもらったりして食べている。とても助かっている。</p> <p>兄弟：仕事の際は制服があるので洋服には困りません。私服ももらいもので間に合わせているので被服代はかかりません。</p>

困っていること	<p>兄弟：コープで働き始めて1年8ヶ月。仕事にも慣れてきて、生活との両立もできています。</p> <p>兄弟：3人での生活の中で、もし病気やケガで働けなくなったらどうしよう。職場にも迷惑をかけてしまう。生活費も入れられないと思うことがあります。あまり考えないようにするために、仕事の事を考えたり、家では考えないように寝るようにして、悩まないように切り替えています。</p> <p>兄弟：高校の時から入院している母と、一緒に生活をしていた祖父の入院があり、入院費用が足りなくなったときは3人で出し合っています。</p>
希望・要求	<p>兄弟：働き始めてから、時給は少しずつ上がりました。今は残業があるとお給料が増えるので助かりますが、もっと時給が上がるともっと助かります。</p> <p>兄：高校生の時からの夢は、きちんと働いて生活したいと思ってきました。夢がかない、安定した仕事をしてお金をもらう事ができていますが、アルバイトなので正規職員になれたらいいなと思います。</p> <p>兄：老後の事はまだ考えていませんが、生活実感アンケートの、あなたの家庭では月額あといくら必要ですか？では、月額あと6～7万円と答えました。もしもの時の生活費と老後の備えに回せるかと思います。</p> <p>政府に対する要求では、年金や介護など生活保障を強化して、安心して暮らせる社会になると、入院している母も年金でやりくりしている祖父も安心して療養できます。</p>

21. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	60代の夫
働き方の実態	<p>2004年より、週5日の1日3.5時間で勤務。</p> <p>4年前まで夫の母親の介護をしており、店舗では管理代行（店舗の鍵開けと開店前の管理者不在時の代行業務）を担っていたため、勤務時間は固定されていた。介護がなくなってからは、自宅が近いこともあって、イレギュラーや有休取得などに対応するため、さまざまな時間帯で勤務している。時には2度出勤もある。</p> <p>130万制限で働くが、業務の都合にこたえて勤務すると毎年制</p>

	限の範囲ギリギリになって調整している。この10月の給与ですでに110万円を超えてしまって、あわてている。
暮らしの実態	夫は会社勤め⇒自営業⇒会社勤めと働き方を変えて来たので、自分は国民保険・第3号被保険者の期間があり、将来の年金支給額には期待できない。夫も会社勤めが長いわけではなく、賃金も多くはない。「定年以降も70歳までは働いてほしい」と常々言っている。
困っていること	現時点では生活に困ることはないが、老後への備えは心配。夫を介護する可能性はあるし、医療費や介護保険の負担も大きい。持ち家なので家賃はないが、さまざまな修繕に費用が掛かる。
希望・要求	年金があてにならないので、給与から「つみたて君」で預金している。元気なうちは少しでも収入を得たいので、この店舗が閉店しないように祈るばかり。せめて70歳までは働きたい。自分で社会保険料を負担してそれを自分にいかせるならば、パートにもそれは必要だと思うが、低い賃金の中からの保険料負担は大きい。目先の支出には拒否反応してしまう。賃金引き上げや最低賃金1,500円はもちろん賛成だが、就労制限するものにとっては、働く時間を短くできるメリットあっても、年収は上がらない。社会保険と賃金の両輪で生活は成り立っているのだから、その両方を充実させる必要がある。今の制度やしくみを理解して課題を解決していく中で、「最低賃金1,500円」とみんなが同じ方向をめざすことができると思う。

22. 女性50代

属性	女性50代
家族構成	本人 娘(既婚・別居) 息子(中学生)
働き方の実態	店舗勤務 一日4h・月80h契約(社会保障なし) 週休2日 時給 1,010円 一日一時間ほどの残業が常態化している。
暮らしの実態	いまは、パート収入と児童扶養手当、貯金の取崩しでやりくりしている。 息子が地域のクラブチームに入っていて、土、日曜日は練習や試合があるため、どちらかを休日にして応援に行く。休日が取れないときは、送った後に仕事に出ている。道具代や遠征の交

	<p>通費は自分持ちなので負担が大きい。</p> <p>また、娘の子ども（孫）を預かることもあり、孫はまだ小さく、目が離せないので、一日預かると疲れを感じる。</p>
困っていること	<p>息子の進学を考えると、今の収入をふやしたい。4時間契約を6時間に変更したいと相談したが、今の部門では無理と言われた。6時間働くなれば部門を異動するか、掛け持ちするかの選択になるので悩んでいる。ダブルワークも考えて、情報誌などを見ている。子どものことができなくなることや、今から面接を受けて新しい職場で一から人間関係を築くことには躊躇するが、時間をのばせないなら、転職するしかないとまで考える。いつもギリギリの人数でやっているの、長い休みも取れないし、有休も使えず、身体がしんどいと感じる。</p>
希望・要求	<p>店長は現状、人を入れたり、増やすつもりがないらしい。</p> <p>（コロナなど）長期休みの人がでるなどで欠員になると、扶養範囲で働いている人はサービス残業をしてでも仕事をしている。そういった働き方をさせるのはどうなのか？</p> <p>できれば、慣れている今の部門で仕事を続けたい。</p> <p>時間とお金に余裕ができれば、東京に旅行に行きたい。</p>

23. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	1人独立（本人・父親・姉妹）
働き方の実態	週5日
暮らしの実態	<p>コロナ禍になって目標や評価考課が変わり、時給が下がった。病気の父親の面倒は、ほぼ自分が見ている。病状がよくなることはなく、年相応にわがままになり、手がかかることが多い。将来的には施設に入れることを考えなくてはならないが、収入の面からは考えられないし、姉妹親戚とも話がしたいと思っているが、時間が取れない状況。</p>
困っていること	
希望・要求	<p>とにかく時給を上げてほしい。定時で帰れるような環境は今の自分には合っている。しかし時給を考えると、自分が生協に入った時はかなり時給が良かったのと、自分は評価が良かったの</p>

	で、時給は高い方だった。いまこんなに物価が上がっていて、だれもそんなことを考えていなかったと思うが、いまの賃金では生活はくるしい。でも求められることは多くなってきて、中身と賃金は合っていないと思う。
--	---

23. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	単身
働き方の実態	繁忙期と閑散期では忙しさが極端すぎる。
暮らしの実態	ゆとりがなく、老後が不安。病気にかかれぬ。
困っていること	店舗や備品の老朽化や不足。ちょっとした作業の人手の不足。
希望・要求	有給休暇で法が定める5日以外の時間給の使用を増やしてほしい。1.5kmからの通勤手当。土曜日加給と正月三が日の加給。繁忙期ほど拘束時間が長くなり、労災になりがちなので、リフレッシュ休憩があれば良い。(5分間ずつなど) 最低賃金の全国統一。

24. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	夫・子ども・本人
働き方の実態	忙しい
暮らしの実態	すべての値上げラッシュで生活がきつい。
困っていること	台車などの不足。次々と老朽化しているのに新品がこない。
希望・要求	病院に行くことなどを考え、時間給を取りたいが、時間給の考え方がよくわからない。 60代前の時給にしてほしい。

25. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	単身
働き方の実態	繁忙期と閑散期では忙しさが極端すぎる。
暮らしの実態	ゆとりがなく、老後が不安。病気にかかれない。
困っていること	店舗や備品の老朽化や不足。ちょっとした作業の人手の不足。
希望・要求	有給休暇で法が定める 5 日以外の時間給の使用を増やしてほしい。1.5km からの通勤手当。土曜日加給と正月三が日の加給。繁忙期ほど拘束時間が長くなり、労災になりがちなので、リフレッシュ休憩があれば良い。(5 分間ずつなど) 最低賃金の全国統一。

26. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	5 人家族 子ども 3 人 (6 歳、13 歳、16 歳、収入なし)
働き方の実態	1 日 7 時間 (パート) + 1 時間 (アルバイト) 通常ダブルワーク (現在はコロナでトリプルワーク) パート 960 円、アルバイト 1,350 円、短期パート 935 円 年収 195 万円程度になる見込み
暮らしの実態	日中パートで 7 時間労働し、深夜時間帯に清掃のアルバイト 1 時間、コロナ禍でパート部分の残業がゼロになり、年間 20 万～30 万程度の減収となるため、やむを得ずトリプルワークをして補填。子どもの進学のためにお金がかかる見込みなので、少しでも貯蓄したいが、生活は苦しい。
困っていること	法律を順守してトリプルワークをしているが、なかなか条件の合うものを見つけるのが大変。まとまった睡眠時間の確保ができないときがある。
希望・要求	月収 20 万～25 万程度を目標に働いているが、非正規だと難しい。ゆとりを持って生活したい。非正規にもボーナスが欲しい。時給 1,000 円以上で働きたい。

27. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	自分と子ども 2人
働き方の実態	パート
暮らしの実態	何もかも値上げで、パートでは生活がきびしい。
困っていること	今の生活が厳しいので、老後の蓄えができないこと。
希望・要求	1,500 円以上の賃上げ

28. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	父・母・夫・自分・子ども
働き方の実態	労働的には厳しいものがあるが、いまのところ特に不満はない。夏の暑さと冬の寒さが厳しい。
暮らしの実態	何もかも値上がりして、生活は困窮するばかりである。
困っていること	
希望・要求	最低賃金が上がって、給料がアップしたようにみえるが、生協の時給は何年も上がっていないので、来年度は時給アップを願いたい。正月休みを 60%支給で保障してもらいたい。自分の有休を使いたくない) 時給 1,500 円を希望。

29. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫・本人・子ども 2人
働き方の実態	5時間契約だが 4時間半勤務
暮らしの実態	一人暮らしの大学生を抱える我が家にとっては、相次ぐ値上げで家計が苦しい。

困っていること	家計を圧迫するので、病院に行くのに二の足を踏む。
希望・要求	コロナ前の勤務時間に戻ること。時給のアップ。1,000 円を希望。

30. 男性 60 代

属性	男性 60 代
家族構成	妻と 2 人
働き方の実態	妻と 2 人パートで働いて、ギリギリ。
暮らしの実態	2 人とも病院代が毎月かかるので、贅沢はできません。
困っていること	これから寒くなり、光熱費が高騰しているので、生活が苦しい。
希望・要求	最低賃金が統一になるとよい。時給 1,000 円を希望。

31. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	自分と大学生の子どもと 2 人
働き方の実態	1 日 6 時間契約だが、1 時間減らされて 5 時間の勤務。残業不可。店舗移動を命じられ、仕事内容も変更となり、その負担が身体にも影響を与え、腰のヘルニアが発症した。
暮らしの実態	夫も亡くなり、大学生の子どもは、県外の大学近くに住んでいるので、現在は一人暮らしとなり、全部自分でやらなければならないのと、生活を支えなくてはいけないので、いろいろなところに相談もしている。
困っていること	引っ越しをして 3 階に住むようになり、荷物の上げ下ろしが大変。将来的に生活をどうしていくのか、常に悩む。
希望・要求	コロナ前の状態には戻れないのか。 生活のために減時間分の金額を上乗せした時給にしてください。

32. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	夫・自分・子ども
働き方の実態	パート
暮らしの実態	苦しい（やりくりが大変です）
困っていること	食品で調節するしかないのに、値上げが激しすぎる。
希望・要求	物価高に見合った昇給の額にしてほしい。+30円を希望。

33. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	父・自分・子ども2人（長男は就職、娘は高校3年生）
働き方の実態	子どもの学校送迎ができる時間帯に仕事ができるので、一日がうまく流れるようにと思っています。
暮らしの実態	娘を来春から東京の大学に行かせるので、学費、生活費が大変になります。日頃すべてが値上げになっているので、厳しいです。
困っていること	姑が施設に入っているのですが、病院に付き添うこと。実母は高齢で遠方にいるので、思いどおりに支援できなくてとても心配です。
希望・要求	夫が健康保険に加入しているため、年収130万円以内で仕事がしたいです。

34. 女性 30代

属性	女性 30代
家族構成	祖母・母・兄・自分
働き方の実態	コロナで休む人が増えて、有休が消化できない。
暮らしの実態	相次ぐ値上がりで買うものをひかえるようになった。

困っていること	休みが取れない。
希望・要求	1,000 円に時給アップと人員増を希望。

35. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫・自分・子ども
働き方の実態	
暮らしの実態	何もかもが値上がりになり、普段買っていた食料品や嗜好品をおさえるようになった。
困っていること	収入よりも支出が多くなったこと。
希望・要求	もう少し時給を上げてほしい。900 円～950 円。

36. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫 (60 代)・自分・子ども 3 人 (同居 2 人)
働き方の実態	コロナ前は週 5 日の 4.5 時間 コロナの時短営業で週 5 日の 3.5 時間 現在は、週 5 日の 3.75 時間
暮らしの実態	週 5 日間の就労はできていますが、持病の治療費が高額なこと。他県に住んでいる高齢の両親の世話を週末に通い、物価の高騰、水道・光熱費の値上がりと、収入は減っているのに、支出ばかりが増えていて、食費はもちろん、何を節約すればよいのか・・・。
困っていること	物価の高騰・光熱費の値上がり、ガソリンの高騰と、節約するところは、食費、衣服費はもちろん。持病の薬代が高額なので、新しい薬を提案されても価格でことわっている状態です。
希望・要求	週 5 日の 4 時間勤務を確保したい。交通費のガソリン代が全く見合っていないので、見直しをお願いしたい。時給は 1,000 円を希望します。

37. 男性 30代

属性	男性 30代
家族構成	両親・自分
働き方の実態	
暮らしの実態	ギリギリで生活できているが、物価が上がると生活できなくなる。
困っていること	給料が少ないこと。
希望・要求	時給を上げてほしい。1,000円以上にしてほしい。

38. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫・自分・子ども
働き方の実態	パートで週5日、4時間 コロナ前と契約は変わらず
暮らしの実態	食品の値上がりが大きく、家計に響いている。買わずに我慢することも多々あり。 セール品自体も価格が知らないうちに上がっている。
困っていること	職場内で、勤務時間がコロナ前と同じに戻った人と、戻っていない人がいるので、働きづらい。 休みを取りづらい（人員不足）
希望・要求	勤務時間を平等にしてほしい。 人員不足の解消。 時給は、まず1,000円。

39. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫・自分・子ども2人
働き方の実態	コロナ以降、人手が減り、休みを取るのが難しくなった。また、勤務時間（営業時間）も長くなり、調整するのが難しくなった。
暮らしの実態	物（食品）や燃料の値上げが著しく、余裕がない。

困っていること	実際に働きたい人がいるにもかかわらず、税金の壁などで休まないといけない人もおり、年末は特に人手が足りない。
希望・要求	休まなくてはいけない時には、気兼ねなく休めるくらいの人手がほしい。また、働きたい人はもっと働けるくらいの制度を設けてほしい。

40. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	自分・子ども中学3年生の2人家族
働き方の実態	店舗で7.5時間契約（社会保険加入）
暮らしの実態	親と同居のため、家賃などはいない。
困っていること	両親は80歳以上と高齢のため、今は良いが今後、暮らしているか心配。 息子の養育費、私の老後と貯蓄がなくこれから先が不安。
希望・要求	教育、老後と安心して暮らしていきたい。

41. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫・自分・子ども2人の4人家族
働き方の実態	現状、今年度までは所得制限があるため、後半の出勤調整が十分にできないこともあり、一時金の受け取りができない状況。
暮らしの実態	夫の転勤などの事情により、賃貸住居。来年度より家賃補助がなくなる。物価の高騰が家計を圧迫している。
困っていること	
希望・要求	適正な人員の補充と希望する休みの確保、契約時間が守られるような労働。 時給は、1,000円に。

4 2. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	配偶者とは死別
働き方の実態	店舗で 7.5 時間（社会保険加入）
暮らしの実態	年金と給与で市営住宅で生活
困っていること	今は給与があるので贅沢はできないが暮らしている。年金だけの生活になると暮らせるか心配。貯蓄もそこまでないので今の年金額でこのままの物価上昇だと不安でならない。
希望・要求	老後を安心してくらしていきたい。

II. 手記編

パートの手記 A生協

余生なく生きないと子どもに負担が

生協のパートで働き始めて13年目になります。子ども2人と夫の4人で暮らします。今は子どもが成人して2人とも働き始めたので、生活できほっとしています。しかし、夫が転職を繰り返したため、退職金をあてにできません。老後の生活が不安です。子どもが学生の間は学費で余裕がなく、収入が一定でなかったので貯金もほとんどできませんでした。

生協に勤めはじめる前からパチンコ屋の夜間清掃をしていたので、生協に勤めてからも5年間くらいはダブルワークを続けていました。安定しない収入に不安があったので、少しの足しでもと続けていました。「生協での時給が増えたらダブルワークをやめて大丈夫」なんて、考えもしませんでした。「自分たちの能力がないから、収入が足りないんだ、足りなければ、家事に影響ない時間に仕事する時間を増やして収入を増やすしかない」としか考えませんでした。

自分が子どもの時は年に一回、家族旅行に連れて行ってもらいましたが自分の子どもには成人するまでに何回も連れて行くことはできませんでした。費用の心配と両方の仕事で同じ日に休みを取ることが難しかったからです。子どもに家族旅行の思い出をあまり作れなかったことを後悔しています。

睡眠時間も不規則だったので疲れが溜まって不機嫌になっていました。下の子どもが「お母さん、大丈夫？」と声をかけてくれた時、不機嫌のあまり、「大丈夫じゃない！」と怒ってしまったことがありました。子どもは「悪いことをした」という顔をしました。気を使ってくれたやさしい思いを私は踏みにじってしまったのです。そのことを思い出すたびに子どもにつらい思いをさせたこと、そこまでしてダブルワークしていたことを後悔し、しばらくしてパチンコ屋の清掃を辞めました。

考えないようにしていますが、老後の生活が心配です。身体が元気なうちとはとにかく働いてコロリと死なないと子どもに金銭的にも負担をかけることになりそうです。

時給があがったら、もっと貯金して子どもに迷惑がかからないようにしたいです。

パートの手記 B生協

普通に働けば非正規でも自立できる社会に

私は60代女性、現在再雇用で働いています。同じく60代で、再雇用で働く夫との2人暮らしです。夫婦とも1年契約の契約社員です。収入は、夫婦の月給プラス夫の年金（国民年金＋厚生年金）、間もなく私の老齢厚生年金が支給されます。ですので、退職するまでは瞬間的に収入は増えますが、いずれは年金のみの収入になり、どちらかが亡くなればその後の年金額も大幅に減ります。つまりこの先は死ぬまで収入が減っていただけなので、不安は大きいです。

老人2人の生活ですので食費など普段の生活費はそれほどかかりません。しかし築60年になる家の水回りのリフォームをせざるを得ず、近い将来、決して多くはない年金収入のみになっても、その中からリフォームローンの返済をしていくこととなります。また、ここ数年は毎年夫が病気で入院、手術を繰り返し、そのたびに高額な医療費を払っています。かかりつけ医から大学病院を紹介され、そこで先進的な治療を受けられることはありがたいですが、高額療養費制度を利用できなければ治療は受けられなかったと思います。また入院・手術となれば、それに付随する諸費用が様々かかります。年齢的にも今後こういうことは増えていくと思うので、そのための費用は必ず準備しておかなければなりません。

私は30年以上厚生年金を払い続けていますが、老齢厚生年金の支給金額は40万円程度です。パートで長年フルタイムで働いてきても、収入が低いため、現役時代も老後も、一生、自分の給与・年金で暮らせる収入を得ることはできません。それが今の現実です。普通に働けば、非正規でも自立して生活の不安なく生きていける社会にしてほしいと、今、実感しています。

パートの手記 C生協

心に余裕の持てる人間らしい生活を

ダブルワークをしている私の友人は、奥さんと子ども3人の家族5人で生活をしています。昼間は民間企業で正規職員として働いています。月曜日から金曜日までは一日7時間（休憩を含めて8時間）、土曜日は5時間で週40時間働いています。もう一つの仕事は、月曜日から金曜日まで19時から23時までの4時間、週で20時間働いています。2つ合わせて毎週60時間働いていることとなります。更に昼間の仕事は、月に20時間から30時間の残業があります。

こういう働き方を始めたのは、奥さんが3人目の子どもを出産してから体調がすぐれなかったこともあり、子育ての大変さも考えて、それまでの奥さんの100万円超の年収を維持するために始めたとのこと。週40時間と20から30時間の残業、そして夜の仕事をしやると年収は600万円くらいで、住宅ローンや学費で一切ゆとりのない生活だと言っています。住宅ローンで年間約100万円、学費などで年間100万円、税金その他もろもろで100万円、可処分所得は300万円弱で5人の生活を維持しなくてはならないということです。上の子どもは大学生、2番目は高校生、3番目は今年4歳の幼児ですが、上の子どもが幸いにも公立の大学で自宅から通ってくれて奨学金も借りていますので、この年収でもなんとかやっています。もし私立にでも入り県外に行っていたら家計は成り立たなかつたらうと言っています。そういう点では、高校の授業料が無償化されたことは大変助かり、大学の学費もこんなに高くなければいいのと言っています。

また、もし夜の仕事の時給が、1,500円になれば週20時間でも年収で150万円は上回ることができ、現在よりも約40万円多い収入となります。もし最低賃金が1,500円になれば、当然昼間の民間企業の正規職員の賃金にも影響が及んでいきます。そうすると、週に60時間も働かなくても、労働基準法で定められた週40時間で年収はなんとか維持できるようになり、それこそ人間らしい生活が営めると思います。そういう生活を私は希望しますと彼は言っています。

私の職場では、そこで得られる収入だけで生計を成り立たせている方も半数近くおられます。彼女たちが、就業規則の上限時間、週37.5時間働くとしても、現在の時給925円では年収は180万円弱で、いわゆる働いても働いても貧困であるワーキングプアの状態です。もし時給が1,500円になれば年収は300万円弱となり、人並の生活が営めると思います。

私は、必死で働いているのにカツカツの生活しか営めない現状はおかしいと思います。彼は、自分がもし病気にでもなったらと思うとぞっとすると言っています。もう少し働く者の賃金を上げて、余裕のある生活が営めるようにしないと消費もできません。そして何といたっても心に余裕の持てる人間らしい生活が営めません。

時間給労働者の時給が上がれば、正規職員の賃金も必然的に上がります。最賃1,500円で人間らしい最低限の生活を保障してください。

パートの手記 D生協

不安なく生活できる社会に

私は60代女性、1年前まではパートで働いていましたが定年を迎え、再雇用で働くようになりました。パートで働いていた時は月給制でしたが再雇用になると、時給制に替わります。収入は手取りで月約3万円位(残業代含)の減収です。私は週5日働いています。再雇用で働くことで同じ仕事をしていても時給が下がることに不満を感じます。

夫は60代後半で週3日仕事をしています。年金と合わせても以前の収入には足りません。

夫婦2人の生活です。食費や光熱費など切り詰めていますが、現在の物価高騰にはとても厳しいです。現在車を保有していますが、管理費やガソリン代も馬鹿にできません。年齢的にも免許証を返納することを考えたりもします。夫は持病があり、これから年を重ねていくうえで、健康面も気になります。医療費もかかるし、その他の費用も必要になると思うと準備も必要になります。少ない貯蓄を切り崩して生活をするには考えられません。

私は、子育て中は夫の扶養(3号保険者)でした。パートで厚生年金をかけて働く期間が短く、パートの収入で保険料をかけていても、もらえる年金額は少ないです。今後、自分の給与や年金で暮らしていくことにとっても不安を持っています。元気なうちは働きたいと思えますし、働かなければ生活ができません。今後、不安なく生活ができる社会にしてほしいです。

パートの手記 E生協

子どもの夢や希望をお金であきらめさせたくない

夫と4歳の娘と3人暮らしです。両親、義両親とも隣県に暮らしており、日々の育児を協力してもらえる距離ではありません。ただ幸い、現在は介護や金銭的な援助が必要な状態ではありません。娘は発達障害を抱えています。現在は一般の保育園に週4日、障害児向けの児童発達支援事業所に週1日通っています。

大学生協で13年、正規職員として勤務し、産休育休も取得しましたが、22年6月末で退職しました。その後は同じ大学生協で定時職員として勤務しています。

退職の理由は、娘の児童発達支援事業所の利用を始めるにあたり、どうしても

平日のお休みが必要になり、所定労働日数を勤務することが難しくなってしまうことと、育児と正規職員としての仕事の両立が、精神的にも体力的にもきつくなってしまったことです。退職して平日に週1日、娘とゆっくり過ごす時間をとることができるようになり、仕事そのものの負荷も軽くなったので、気持ちには少し余裕が生まれました。なので退職したことそのものは後悔していません。

現在の勤務は週4日、時給1,040円、契約時間9時半～18時、年収は120万円程度です。

正規職員時は、時短勤務をしていたため9時半～16時半の勤務でしたが、年収は270万円程度ありました。

収入を少しでも取り返すため、勤務日の拘束時間は極力長くしましたが、それでも半分以下になりました。

今年ようやく、自分の奨学金の返済を終えたのですが、入れ替わりのタイミングで収入が減ることになりました。3人で慎ましく生活するだけならなんとかありますが、貯蓄に回すまでの余裕はありません。幸い、結婚するまで祖母と同居していたので一定程度の貯金をすることができ、最低限の子どもの進学費用は取っておいてありますが、費用のかかる理系学部や、留学などを希望したとしても安心して送り出してあげられるか…ということそこまでの余裕はありません。これから出てくる娘の夢や目標を、お金で諦めさせたくはありません。

大学生協は、コロナ禍での経営ダメージが大きく、正規職員もパートも踏ん張っています。コロナ禍当初の閉店をした時期、勤務するパートを減らさざるを得ませんでした。その影響で大きく収入が減ったパートたちがおり、また、人手の足りない中で多くの作業を担ってきたのは、主に若い店長層です。過大な業務負荷に疲れて職場を離れる正規職員もいます。パートも正規も含め、人手不足の解消、無理なく働ける労働環境への改善を望みます。

パートの手記 F生協

安心して迎えられる老後を

私は入協6年目、50代後半のパート職員です。

入協時は夫の会社の配偶者手当があったので、103万円の扶養枠内で働いていましたが、夫が60歳になり、手当がカットされたので、今年の3月から社会保険をつけて働いています。メインは店舗カウンターでの仕事ですが、他のパートさんとの投下時間数の兼ね合いもあり、ロングで働くために人手が足りない夜の

レジや品出しをしています。

運送会社で働く会社員の夫は、同じ仕事をしているのに60歳過ぎたら年収100万円程減りました。娘2人は自立しましたが、夫の両親が施設に入っているのも、毎月仕送りしている状況です。

閉店時間の夜9時半まで働いても、手取り額の少なさにがっかりします。食費は見切り品のものばかり買って節約しています。家族そろっての外出も数年に一度という感じです。

何より、一番の不安は老後の生活です。

物価上昇に見合った賃金上昇はなく、支出だけが増えていき、今後大幅な増税も予想されており、はたして人生の終盤を人間らしく安心して暮らしていけるのか？体力が続かなくなったらどうするのか？

安心して暮らせる老後のため、早く最低賃金を1,000円以上に上げてほしいです。今、年金受給額を増やそうと思ったら70歳までフルタイムで働くか、勤務時間を増やして働く、又はその両方をするしかありません。老後安心して年金で暮らしていけるような社会になってほしいです。

パートの手記 G 生協

全国一律最賃制度と大幅引き上げを

私は60歳で定年退職後、再雇用スタッフとなり4年目です。

あと1年で年金支給になりますが、年金だけの生活では到底無理があり、身体の続く限り働きたいと思っていました。昨年は、私が病気で入院、夫も入院と続き、金銭的にも身体的にも不安な年でした。さらに値上げラッシュでガソリン代や食料品などいろいろな物の値上げ！値上げ！で生活はひっ迫しています。

そんな中で、最低賃金に張り付くような賃金ではこの先の生活や、身体のことを考えるとやはり不安で仕方ありません。各都道府県の最賃の発表がある時にいつも思うことなのですが、生活水準はどこにいてもほぼ変わらないのに、なぜA B C Dに分けているのか？何を基準にA B C Dに分けているのか？

他の国でできている同一労働同一賃金がなぜ日本でできないのか？本当に疑問だらけです。安心して暮らせるように最低賃金の引き上げと全国一律最賃制度を望みます。

生協労連（全国生協労働組合連合会）

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル 3 F

電話 03-3408-0067 fax 03-3408-8955 Email QYG03057@nifty.com

2023年7月21日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様

JMITU 栃木地方本部
執行委員長 阿波長彦



2023年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2023年度の最低賃金について、ご審議頂く委員の皆様にご敬意を表します。
最低賃金の改定審議にあたり、JMITU栃木地方本部としての意見を述べさせていただきます。

1 全国一律最低賃金制度の議論を要請いたします。

かつて日本の賃金は世界一と宣伝されていましたが、今ではG7先進国の中で、賃金が上がらない国になっております。

日本人として情けないと思うのは、私たちだけで無いと思います。

各国の最低賃金制度は、G7先進国では全国一律が実施してないのは日本とカナダだけであり、そして世界では韓国をはじめ過半数を超える国が全国一律最低賃金にしています。

日本では、全国に展開する商品の値段はほぼ同じであり、地方でも生活費に地域差がなくなってきました。

このままでは、賃金の高い大都市に労働者は流れ、ますます限界集落が増えてまいります。

また、国家公務員の俸給表や社会保険料なども全国一律にしています。

よって、国土の狭い日本では地域間格差が殆どないため、全国一律最低賃金制度を考慮した議論を要請します。

2 時給1500円を目指す議論を要請いたします。

岸田首相は、今年度の最低賃金を加重平均で1000円へ引き上げる目標を示しましたが、これでは現実の状況と乖離しています。

各業種に人で不足が表れており、特にケア労働者やサービス業、建設業などが顕著になっています。

地方でも大都市でも時給1500円を超える募集があるようになりました。

しかしながら、従前から働いていたパート労働者、派遣社員や契約社員の労働者は賃金そのままになると、同一労働しているにもかかわらず低賃金の矛盾となります。



一方今年の食料品の値上げは凄まじいものがあり、低所得者層へ大きな打撃になっています。収入の多寡の理由によって商品を値切るわけにはいきません。

事業者の賃金支払い能力は考慮されても、労働者の生計費が考慮されない極めて低額であり、先進国の中でも最低水準の時給になっています。

それなのに、公務員の初任給が最低賃金以下などは言語道断です。

最低賃金の法令から、公務員労働者の適用除外を見直すべきです。

更には、年に何回か賃金増額改定しているフランスなどに見習って、コロナ禍などでは臨機応変な開催による時給見直しも必要と考えます。

よって、最低賃金の時給1500円を目指す議論は必須の要請です。

意見の陳述につきましては、栃木県労働組合総連合（栃木県労連）として推薦しています、とちぎコープ労働組合の永吉喜代美さんの意見陳述をご指名くださいますようお願いいたします。

以上

2023年7月24日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様

全国福祉保育労働組合栃本支部
執行委員長 飛川 麻依



令和5年度栃木地方最低賃金の改定に向けた意見書

この度、貴会におかれましては最低賃金の改定に向けご尽力いただき誠に感謝いたします。私ども全国福祉保育労働組合（以下当労組とします）では、福祉施設に従事した労働者を組織とする労働組合です。福祉業界においては、職員の非正規化が進み賃金については大変重要な課題があると認識しております。つきましては、下記の通り申し上げますので、貴会での丁寧なご検討をお願い申し上げます。

1. 福祉をとりまく賃金水準

私たちの仕事は、子どもから高齢者、そして障がいを持った方の命を守るために専門性をもって働いています。しかし、賃金水準は、政府の統計で正規雇用でも月約25万円と全産業賃金より8万円低いとされ、過去10年この差が開いたままです。また、正規職員の人材が確保できず、代わりに非正規職員を複数人雇用し、最低賃金で人件費を抑える事業所もあります。

また、栃木の最低賃金でフルタイム労働をしたとしても年収200万いかない俗に言うワーキングプアの状態です。

私たちは、そのような状況を見過ごすことはできません。ワーキングプアをなくし、福祉労働者が生きがい働きがいをもてるよう、今すぐ最低賃金を1000円に引き上げる事を求めます。さらに、全国一律1500円へ引き上げを検討してください。

2. 世界の最低賃金と日本の最低賃金

本年5月に当労組の上部団体である栃木県労働組合総連合は、栃木労働局に下記の通り要請しています。

【1】（3）

2022年度の最低賃金の国際比較において、アメリカ（ワシントン州）2069円、オーストラリア1959円、英1545円、仏1512円、独1451円、韓国990円、日本の加重平均の金額は、961円となっています。ただちに日本の最賃を1500円に引き上げるとともに、地域間に格差をもたらす現行の制度を改めて、全国一律の制度にして下さい。

（重点要請事項より一部抜粋）



アメリカ（ワシントン州）と比べ日本は1/2以下の最低賃金となっていて、隣の韓国には約30円の差で追い抜かれました。その事実を重く受け止め、大幅な引き上げが喫緊の課題とし、県内中小企業、医療・福祉業界等への支援を含め賃金の底上げに尽力をしてください。

意見の陳述につきましては、とちぎコープ労働組合の永吉喜代美さんを栃木県労働組合総連合（栃木県労連）として推薦しています。賛成の立場から永吉さんに意見陳述を指名されますようお願いいたします。

以上

2023年7月24日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様

栃木県一般労働組合
委員長 佃 徹

本年度最低賃金改定の審議に向けた意見書

2023年度の最低賃金の審議をされる委員の皆様には敬意を表します。
最低賃金の改定審議にあたり、栃木県一般労働組合としての意見を述べます。

- 1 全国一律最低賃金制度の確立を目指す審議をお願いいたします。
かつて日本の賃金は世界の中で決して低い方ではありませんでした。しかし現在では先進国の中で、最も賃金が上がらない国になっております。
最低賃金制度の全国一律が実施されていないのは、日本のほかは数か国だけという状況です。世界では全国一律の最低賃金制度が主流です。
このままでは、国内で賃金の高い都市に労働者は移り、地方の人口がますます減少し、その経済的衰退は避けられません。
日本の国土は、決して広い方ではありません。地域間で生活にかかる費用の格差が殆どないため、全国一律最低賃金制度こそが最も適した制度です。ぜひその確立にむけた審議をお願いいたします。
- 2 時給1500円を目指す議論を要請いたします。
岸田首相は、今年度の最低賃金を加重平均で1000円にすることを目標に掲げていますが、これでは決して十分ではありません。
現在、様々な業種で人手不足が顕著になっており、特に医療、介護、保育などケア労働の分野で緊急な課題になっております。
私たちの組合には、非正規で働く労働者が少なくありませんが、先日私たちの組合員がいる企業が、人手不足を緊急に解消するために県内のある地域で時給1500円で求人をしました。そうしなければ、応募がないからです。
しかしながら、その結果これまで働いている労働者の賃金の見直しはされないため、同じ職場で同一の労働をしているにもかかわらず、時給で500円以上の格差が生まれました。
私たち労働者を取りまく情勢を見れば、電気代をはじめ諸物価の値上がりは、急ピッチで進んでおり、非正規で働く労働者の暮らしはますます苦しくなっています。
使用者側の賃金支払い能力だけではなく、労働者の生活が考慮されなくてはなりません。



せん。

今や日本の労働者の賃金は、国際的にみても極めて低額です。

2022年度の最低賃金の国際比較では、アメリカ(ワシントン州) 2069円、オーストラリア 1959円、英国 1545円、仏 1512円、独 1451円、韓国 990円です。日本の加重平均の金額は、961円です。

ただちに1500円に引き上げる必要があります。

意見の陳述につきましては、とちぎコープ労働組合の永吉喜代美さんを栃木県労働組合総連合(栃木県労連)として推薦しています、意見陳述を指名されますようお願いいたします。

以上



2023年7月25日

栃木地方最低賃金審議会

会長 杉田明子 様

全日本建設交運一般労働組合栃木県本部

執行委員長 山内健人



令和5年度栃木地方最低賃金の改定に向けた意見書

最低賃金法第1条（目的）は、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。

「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」とはありますが、世界情勢の影響によりエネルギーや食料品などの価格が急騰し、世界的なインフレが蔓延しています。食料品はもちろん、生活必需品やガソリン、電気代などの広範囲に亘る値上げ幅が国民の暮らしに大きな打撃を与えております。メディアの報道によれば2023年春闘労使交渉で製造業の8割が満額回答にするなど大手企業の賃上げによって日本全体が賃上げムードにあるような言い方をしていますが、日本商工会議所の発表では民間の従業員数の約7割を占めている中小企業の賃上げは、全体の6割にとどまっているとの報道もあります。

中小企業が賃上げに積極的ではない背景には、原材料の値上げや運賃等の値上げなどによってコストの上昇や取引先との価格改定交渉にさえ応じてもらえない企業が多いという現実があります。このような状況の中で、従業員の賃金上昇まで手が回らないという経営者側の事情もあります。

2023年1～4月平均の為替相場をもとに円ベースに換算した数値が発表されています。

フランス	1,386円
ドイツ	1,285円
イギリス	1,131円
韓国	991円
日本	961円
アメリカ（カリフォルニア州）	2,000円

OECD（経済協力開発機構）が7月11日に発表した「2023年雇用見通し」では、日本の「最低賃金」の伸び率は、OECD加盟国平均の3分の1程度です。



私たちの組合が毎年実施している春闘要求アンケートにおいて、時給者（一般・パート）から得られた回答を分析しますと、生活実感としては68%の労働者が「かなり苦しい」と「やや苦しい」と回答しました。また、年収前年比については65.5%の労働者が「変わらない」と「減った」と回答しました。

このように2023年春闘で30年ぶりの大幅賃上げと言っても、消費者物価上昇率をひいた「実質賃金」の上昇率は前年比「-1.2%」となり、私たちの組合で実施した春闘要求アンケートの結果を反映しているように、全産業平均では相変わらず賃金は伸びていないことを裏付ける形となっている状況です。

日本の最低賃金制度が世界水準ではない背景には、いくつかの要因があります。その一つに、使用者側の支払い能力の要素が大きく作用しています。その結果、今日の日本では、賃金が上がらず就労の現場では外国人労働者さえも日本の企業や仕事に対し魅力を感じない三流国家になり果てています。

憲法25条に書かれているような文化的な生活は程遠く、今後、日本の最低賃金制度を欧米並みの最低賃金の水準へ上げていかなければ優良な労働者の流出だけではなく雇用の安定化も厳しい状況が拡大していくと思われまます。

栃木地方最低賃金審議会の委員の皆様にも強くお願いしたいことがあります。

令和5年度の栃木県の最低賃金を答申する際、中央最低賃金審議会や隣県の状況などを気にするのではなく本気でこの国の経済や国民の暮らしや雇用を守っていく観点にたち、旧態依然の答申ではなく、県民が納得できる覚悟ある答申を出してください。そのためにも、欧米の成功例などを研究していただき、抜本的に最低賃金を引き上げるための具体的な議論をしてください。

結びに、令和5年度の第2回栃木地方最低賃金審議会における意見の陳述につきましては、栃木県労働組合総連合（略称：栃木県労連）が推薦しています、とちぎコープ労働組合の永吉喜代美さんの意見陳述を指名されますようお願いいたします。

以上

2023年7月26日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様

栃木県労働組合総連合
議長 阿波 長次



2023年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2023年度の最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。また、栃木県に働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、栃木県労連としての意見を述べさせていただきます。

1, 2022年度の最賃引き上げ額では生活改善できず、実質的な賃下げ状態

昨年から始まった41年ぶりの急激な物価高騰は、消費者の生活に大きな影響を与えています。この間、電気・ガス・ガソリンといった生活に欠かせない燃料費は高止まりを続け、食料品や日用雑貨品など生活必需品の値上げは今も続いています。総務省統計局のデータでは2023年6月の消費者物価指数は

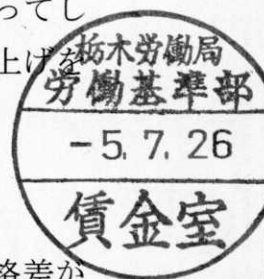
- ① 総合指数：前年同月比は3.3%の上昇
- ② 生鮮食品を除く総合指数：前年同月比は3.3%の上昇
- ③ 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数：前年同月比は4.2%の上昇

となっており、昨年の最低賃金の上昇率を上回っています。

栃木県の最低賃金は、2022年にこれまでにない31円という引き上げ額になったことは評価しつつも、既にその額を超える物価上昇となっていることで実質賃金は下がってしまっているのが現状です。このことを考慮すれば今回は昨年を大きく上回る引き上げを行うべきです。

2, 低水準で格差のある日本の最低賃金は大幅な引き上げと格差是正が急務

日本では全国一律の最低賃金となっていないため、都道府県ごとに最低賃金に格差が生じています。このことにより地方から大都市への人口流失に歯止めがかからず、大都市と地方の格差を更に広げる結果となり、地方経済の衰退につながっています。最低賃金のランク付けは、A・B・C・Dの4つからA・B・Cの3つになりましたが、格差が減少しているわけではありません。ランク付けされている限り格差がなくなることはありません。OECD（経済協力開発機構）が発表している世界の最低賃金ランキングで日本は38ヶ国中14位となっており、先進国の中では最下位です。隣の韓国より下位になっています。世界ではほとんどの国が一律の最低金銀となっていて、日本のように



地域ごとに最低賃金の設定されている国はごくわずかです。よく言われる「大都市圏は物価が高い、家賃が高い」ということが挙げられますが、地方においてはほとんどの労働者が、通勤のために車を保持しなければなりません。大都市圏では電車やバスといった交通網が整備されており、車を持たなくても生活に支障はありませんが、地方では通勤だけでなく買い物に行くにも車がなければ生活が成り立ちません。また、電車やバスの交通費は全額支給されるのに比べ、車の場合は通勤距離にかかる燃料代しか支給されないところがほとんどです。更に車を維持するためには、税金、車検、オイル交換といったメンテナンス費用がかかります。そういったことをトータルで見ると大都市圏と地方で生活に必要な金額は変わりません。低賃金の地域間格差をなくし、日本の水準を早急に引き上げるべきです。

3. 全国一律の最低賃金制度の確立を

全国労働組合総連合は全国 27 の都道府県で最低生計費資産調査を行ってきました。調査の結果では、単身者が一ヶ月の生活にかかる費用は全国どこでも約 24 万円以上かかるという結果が出ています。1 日 8 時間、1 ヶ月 20 日間の労働でこの金額を確保するためには時給 1,500 円が必要になります。現在最も高い東京の最低賃金は 1,072 円ですが、東京の金額でも 1 ヶ月で約 17 万円にしかならず、栃木県の 913 円では 15 万円に届きません。最低生計費に遠く及ばないというのが実態です。そもそも日本の最低賃金水準が低すぎるということ、そして地域により格差があるということが最低賃金の引き上げが進まない要因になっています。地域間格差をなくし生活できる賃金水準にするために、全国一律の最低賃金にしていくべきです。

最後に、全国どこでも「働いたら暮らせる賃金水準」の確立のために、全国一律最低賃金の実現と日本国民が安心して暮らせる社会の実現をめざしてください。そのためにも、使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを、あらためてお願いいたします。

そして、これから行われる最賃改定の審議に、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が反映されるよう、できうる限り希望する者に意見陳述の場を保障していただくことを強く要請し、意見書とさせていただきます。

なお、意見の陳述につきましては、栃木県労連（栃木県労働組合総連合）に加盟しており、栃木県労連の中で最低賃金運動を牽引してきた、とちぎコープ労働組合の永吉喜代美さんの意見陳述をお願いいたします。

以上

2023年 7月26日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様

栃木県下都賀郡壬生町落合 1-15-5
栃木公務公共一般労働組合
執行委員長 團原 敬

最低賃金の改善を求める意見書

労働者の労働条件の向上に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

栃木地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法で「労働者の生計費を考慮して」と定められており、全労連の最低生計費試算の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。地域間格差の解消に向けて、最低賃金の抜本的な引き上げの審議をお願いします。

物価高騰により生活はますます苦しくなっており、今こそ最低賃金を大幅に引き上げて賃金水準の底上げが必要です。円安や物価上昇に対応するため、最低賃金の改善による地域間格差の是正と中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済を確立しなければなりません。

今年は中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告で「ランク区分の見直し」が報告され、A,B,Cの3ランクとなりますが、地域間格差の解消には触れていません。

栃木の最低賃金「913円」に対して東京は159円、埼玉は74円の格差が生じております。昨年の地方最賃審議会では格差是正のため目安に上乘せした県が増加しました。今年はランクの見直しがあり、格差是正に向けて大幅な最低賃金引き上げが必要ではないでしょうか。

私たち栃木公務公共一般労働組合は、県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者で組織しています。

栃木県職員の高卒初任給の額は、最賃の額を僅かに上回るものでしかありません。公務労働者の賃金は長年にわたり低賃金が続くなか、苦しい生活を抜け出すためには最低賃金の大幅な引上げ以外にありません。

自治体の非正規職員である会計年度任用職員の実態も深刻です。その賃金は、職務と責任に応じたものとは程遠い実態にあります。これは制度的な問題によるものですが、「官製ワーキングプア」の状況を少しでも改善できるよう最低賃金の引き上げが強く求められていると思います。

現行の最低賃金では「8時間働けば普通に暮らせる賃金」「ダブルワークせずに暮ら



せる賃金」とはなりません。また、全労連による最低生計費調査結果では全国どこでも大差はなく、25歳男性の1人暮らしでは月額22万円～27万円で月150時間換算で1,441円～1,772円と時給1,500円は必要です。

現行制度では地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を早急にお願いします。

地域別最低賃金の大幅な引き上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はあり得ません。そして、地域経済を支える中小企業や小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要です。

私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律最低賃金制度を実現し、ただちに時間額1,000円以上引上げ、生計費原則に基づき1,500円を目指すことを強く求めます。

審議会の傍聴に参加しての感想ですが、今年も実質的な最賃の金額審議する専門部会は非公開となり、意見交換は不明であり確認できません。審議会の透明性を高めるために専門部会の公開を実現して下さい。

下記の事項について早期の実現に向けてのご尽力をお願い致します。

記

- 1 栃木地方最低賃金を生計費原則に基づいて、ただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現し、地域間格差を是正させること。
- 3 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を行うこと。
- 4 審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。

なお、陳述にあたっては、県労連として推薦しているとちぎコープ労働組合の永吉喜代美さんの意見陳述が行えるようよろしくお願いします。

以上、意見書を提出します。

㊦

厚生労働省発基 0630 第 5 号
令和 5 年 6 月 30 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移（全国、暦年・月） . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別） . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
 - イ 1人あたり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和4年）
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況（令和5年）（連合、経団連） . . . 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移（暦年） . . . 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・	38
(2)	労働時間		
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕	・・・	39
	(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))		
5	消費者物価指数等の推移		
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・	40
(2)	消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・	41
	消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・	42
6	消費支出額の推移		
(1)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・	43
(2)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・	44
7	労働者数等の推移		
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	45
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	46
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	47

Ⅲ 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況		
(1)	令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況		
	(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・	48
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	49
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	50
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・	51
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・	52
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	53
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果		
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・	54
(2)	業種別法違反の状況(令和5年1月～3月、全国計)	・・・	55

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.1	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2 年	5,390,824	△ 3.4	-	5,288,946	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
3 年	5,494,531	1.9	-	5,403,097	2.2	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
4 年	5,565,525	1.3	-	5,459,556	1.0	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
令和 3 年 1~3 月	5,481,915	△ 0.0	△ 0.1	5,381,040	△ 0.3	106.3	2.7	110.1	3.1	1,554	△ 28.2	195	28	2.8
4~6 月	5,510,533	0.5	2.1	5,405,031	0.4	107.5	1.1	110.8	0.6	1,490	△ 18.9	210	14	3.0
7~9 月	5,477,198	△ 0.6	△ 2.4	5,383,554	△ 0.4	103.3	△ 3.9	104.2	△ 6.0	1,447	△ 28.4	193	△ 13	2.8
10~12 月	5,516,904	0.7	2.9	5,450,189	1.2	104.6	1.3	109.0	4.6	1,539	△ 12.1	180	△ 23	2.6
4 年 1~3 月	5,525,134	0.1	0.6	5,412,917	△ 0.7	105.4	0.8	108.1	△ 0.8	1,504	△ 3.2	182	△ 13	2.7
4~6 月	5,593,863	1.2	5.1	5,487,500	1.4	103.9	△ 1.4	104.3	△ 3.5	1,556	4.4	189	△ 21	2.7
7~9 月	5,543,482	△ 0.9	△ 3.6	5,467,409	△ 0.4	107.1	3.1	109.5	5.0	1,585	9.5	180	△ 13	2.6
10~12 月	5,607,604	1.2	4.7	5,473,068	0.1	105.3	△ 1.7	111.2	1.6	1,783	15.9	167	△ 13	2.4
5 年 1~3 月	5,719,870	2.0	8.3	5,510,007	0.7	103.4	△ 1.8	106.6	△ 4.1	1,956	30.1	177	△ 5	2.6
令和 5 年 1 月	-	-	-	-	-	100.8	△ 3.9	103.9	△ 5.6	570	26.1	167	△ 4	2.4
2 月	-	-	-	-	-	104.5	3.7	108.0	3.9	577	25.7	180	13	2.6
3 月	-	-	-	-	-	104.8	0.3	107.9	△ 0.1	809	36.4	195	15	2.8
4 月	-	-	-	-	-	105.5	0.7	111.1	3.0	610	25.5	180	△ 15	2.6
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	706	34.7	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	調査産業計					製造業				
							名目指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート 比率 <small>(%)</small>	名目指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート 比率 <small>(%)</small>
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	119.9	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月			106.0	0.1	119.1	△ 0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和5年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	令和5年			
												1月	2月	3月	4月
全国		0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.35	1.34	1.32	1.32
	Aランク	0.92	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.19	1.18	1.19
	Bランク	0.96	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.44	1.42	1.40	1.39
	Cランク	0.82	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.47	1.45	1.43	1.42

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

区分	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
平成25年	4.0	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	2.3	4.3	7.6	5.7	3.6	3.4	4.4	2.8	3.7	6.2	4.9	3.9	3.1	2.8	1.2
26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7	2.6	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5
27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0
28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
30年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
令和元年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
3年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
4年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
令和5年 1月	2.4	4.5	3.0	2.5	2.1	2.1	1.6	2.6	4.6	3.4	2.5	2.2	2.4	…	2.2	4.3	2.7	2.3	1.9	1.6	…
2月	2.6	5.2	3.5	2.2	2.0	2.5	2.0	2.9	5.5	4.3	1.9	2.2	2.9	…	2.3	4.9	2.7	2.5	1.9	2.2	…
3月	2.8	4.7	4.2	2.2	2.4	2.7	1.9	3.0	4.9	4.4	2.3	2.3	3.1	…	2.5	4.2	3.8	2.1	2.5	2.3	…
4月	2.6	3.8	3.9	2.3	2.3	2.4	1.7	2.7	4.1	3.9	2.3	2.3	2.5	…	2.4	3.7	3.6	2.3	2.2	2.0	…

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：％）

区分	年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	2.1	1.4	1.4	1.0
	500人以上	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.4	△ 0.2	0.5	0.6
	100～499人	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	3.7	3.2	3.0	2.0
	30～99人	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	0.7	0.4	0.2	△ 0.3
	5～29人	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.9	0.3	1.5	0.9
定期給与額	30人以上	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.7 (1.7)	1.4 (1.5)	1.0 (1.0)	1.0 (1.2)
	500人以上	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.3 (0.4)	0.3 (0.5)	0.1 (0.3)	0.4 (0.7)
	100～499人	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	2.7 (3.2)	2.5 (2.9)	1.7 (2.0)	2.1 (2.5)
	30～99人	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.1 (0.9)	0.4 (0.1)	0.2 (△ 0.2)	△ 0.2 (△ 0.4)
	5～29人	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	△ 0.1 (△ 0.1)	0.4 (0.2)	0.3 (0.1)	0.9 (0.8)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2 （ ）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

区分	年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年			
											1月	2月	3月	4月
パートタイム労働者比率	30人以上	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.54	24.71	24.65	24.29
	500人以上	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.34	15.51	15.13	14.90
	100～499人	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.69	23.56	23.49	23.21
	30～99人	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.38	30.83	30.94	30.54
	5～29人	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	41.98	42.05	42.05	41.39

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

区分 年度	高校卒			高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)		(現業)			(事務・技術)				
	一律	差あり				一律	差あり			
		基幹職					補助職	基幹職		補助職
平成25年度	162,195 141 (0.1)	166,122 187 (0.1)	158,603 125 (0.1)	163,781 38 (0.0)	182,112 153 (0.1)	173,599 223 (0.1)	204,149 132 (0.1)	205,698 461 (0.2)	182,228 175 (0.1)	219,981 161 (0.1)
26年度	162,381 702 (0.4)	167,202 569 (0.3)	159,446 544 (0.3)	163,990 736 (0.5)	182,401 842 (0.5)	174,179 655 (0.4)	204,863 806 (0.4)	206,322 601 (0.3)	183,060 464 (0.3)	220,724 787 (0.4)
27年度	163,737 1,239 (0.8)	167,472 904 (0.5)	159,382 706 (0.4)	165,054 1,151 (0.7)	184,173 1,579 (0.9)	175,591 1,342 (0.8)	205,914 1,574 (0.8)	207,854 1,933 (0.9)	184,169 1,318 (0.7)	222,083 1,875 (0.9)
28年度	164,828 824 (0.5)	167,370 582 (0.3)	159,246 616 (0.4)	166,617 748 (0.5)	185,186 995 (0.5)	176,197 767 (0.4)	207,163 880 (0.4)	209,785 1,263 (0.6)	184,691 631 (0.3)	223,684 1,153 (0.5)
29年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	186,402 966 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)
30年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	187,652 1,660 (0.9)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)
令和元年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	187,941 1,490 (0.8)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)
2年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	190,068 1,597 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)
3年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	190,262 867 (0.5)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)
4年度	174,214 1,967 (1.1)	177,922 2,050 (1.2)	167,016 2,109 (1.3)	172,803 1,871 (1.1)	192,547 1,883 (1.0)	185,158 1,669 (0.9)	212,129 1,789 (0.9)	216,397 1,375 (0.6)	190,808 1,275 (0.7)	228,266 1,817 (0.8)
5年度	183,388 6,627 (3.7)	195,257 7,855 (4.2)	182,478 7,936 (4.5)	180,095 7,389 (4.3)	203,358 7,024 (3.6)	195,227 6,570 (3.5)	225,686 6,825 (3.1)	231,882 7,912 (3.5)	204,472 6,685 (3.4)	243,953 7,483 (3.2)

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、東証プライム上場企業（令和3年度までは全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業）である。

4 令和5年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成27年	98.0	0.6	104.8	△ 0.1	93.5	0.5	265,540	135.8	1,955
28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7	1,980
30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
4年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
令和3年1～3月	100.1	0.7	98.1	△ 0.6	102.0	1.3	271,181	127.2	2,132
4～6月	101.1	1.1	102.6	3.9	98.5	△ 2.9	274,127	132.9	2,063
7～9月	100.8	0.7	100.3	0.1	100.5	0.5	273,185	130.0	2,101
10～12月	101.2	0.8	102.6	0.0	98.6	0.7	274,251	133.0	2,062
4年1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.8	276,252	127.2	2,172
4～6月	103.2	2.1	102.7	0.1	100.5	2.0	279,689	133.2	2,100
7～9月	102.9	2.1	101.5	1.2	101.4	0.9	278,813	131.5	2,120
10～12月	103.3	2.1	102.1	△ 0.5	101.2	2.6	279,989	132.3	2,116
5年1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3	2,183

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①／②	前年比	③	④	③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成27年	98.9	0.2	107.8	△ 0.6	91.7	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	1.4	207,447	128.9	1,609
29年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	0.7	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.4	207,780	123.5	1,682
2年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	120.9	1,732
3年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
4年	99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	119.4	1,745
令和3年1～3月	99.4	0.5	97.1	△ 2.0	102.4	2.5	208,120	117.4	1,773
4～6月	100.7	0.5	101.3	2.8	99.4	△ 2.4	210,778	122.4	1,722
7～9月	99.8	△ 0.4	99.0	△ 1.3	100.8	0.9	209,064	119.7	1,747
10～12月	100.0	△ 0.6	101.7	△ 0.6	98.3	0.0	209,441	122.9	1,704
4年1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784
4～6月	100.0	△ 0.7	100.5	△ 0.8	99.5	0.1	209,405	121.5	1,723
7～9月	99.7	△ 0.1	99.2	0.2	100.5	△ 0.3	208,678	119.9	1,740
10～12月	99.9	△ 0.1	99.7	△ 2.0	100.2	1.9	209,075	120.6	1,734
5年1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
3年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
4年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
3年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
4年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和5年1月	123.9	△ 0.9	110.9	△ 1.7	11.8	0.0	14.5	△ 6.5	7.0	3.0	8.3	2.4
2月	127.7	2.4	117.7	2.4	12.0	0.8	15.6	△ 6.1	7.3	4.3	9.8	1.0
3月	133.3	1.1	120.0	0.9	12.5	△ 0.9	15.8	△ 6.0	7.9	4.0	9.6	△ 4.0
4月	135.7	△ 0.3	123.2	△ 0.4	12.6	△ 2.3	15.5	△ 7.1	7.7	0.0	9.4	△ 1.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）

連合 第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	384組合 1,664,963人 11,573円(6,637円) 3.73%(2.18%)	27組合 85,118人 6,265円(2,308円) 1.82%(0.67%)	26組合 106,770人 3,917円(1,147円) 1.39%(0.40%)
300～999人	727組合 391,612人 10,185円(6,063円) 3.69%(2.24%)	43組合 25,656人 6,682円(3,002円) 2.28%(1.02%)	37組合 20,459人 5,282円(1,666円) 2.07%(0.67%)
100～299人	952組合 172,747人 9,467円(5,847円) 3.65%(2.27%)	61組合 10,749人 5,383円(2,197円) 2.03%(0.82%)	57組合 9,923人 4,413円(2,067円) 1.83%(0.85%)
～99人	856組合 43,640人 8,354円(5,446円) 3.37%(2.22%)	76組合 3,856人 3,926円(1,629円) 1.59%(0.63%)	81組合 4,213人 3,511円(1,454円) 1.51%(0.62%)
規模計	2,919組合 2,272,962人 11,094円(6,447円) 3.71%(2.20%)	207組合 125,379人 5,233円(2,192円) 1.90%(0.78%)	201組合 141,365人 4,145円(1,639円) 1.69%(0.66%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和4年6月3日付 第6回 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

		単純平均		加重平均	
		賃上げ額	引上げ率	賃上げ額	引上げ率
時給	373組合 808,237人	39.53円(22.15円)	—	52.78円(23.75円)	5.01%(2.32%)
		平均時給	1,094.11円(1,064.19円)	1,095.65円(1,048.50円)	
月給	132組合 28,256人	賃上げ額	6,703円(3,737円)	6,982円(3,989円)	
		賃上げ率	3.11%(1.76%)	3.24%(1.85%)	

- (注) ()内の数値は、令和4年6月3日付 第6回 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和5年5月19日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手241社	92社 13,110円(7,430円) 3.91%(2.27%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象241社のうち128社(53.1%)の回答を把握したが、うち36社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和4年5月20日付第1回集計結果(81社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和5年6月23日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	277社 7,864円(5,219円) 2.94%(1.97%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
 2 288社(38.2%)から回答を把握したが、このうち11社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()の数値は、令和4年6月10日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
3 年	4,694	4,087	1.6	1.5
4 年	5,534	4,818	1.9	1.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改訂率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和4年)

(単位：%)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(92.4)	(0.9)	(6.6)
企業業績	40.4	23.5	51.6
世間相場	3.2	-	4.1
雇用の維持	11.0	21.7	3.0
労働力の確保・定着	12.0	-	3.6
物価の動向	1.2	-	-
労使関係の安定	2.1	-	2.2
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.3	16.0	0.5
前年度の改定の実績	2.8	8.1	-
その他の要素	3.1	-	2.5
重視した要素はない	16.4	5.7	18.9
不詳	3.6	25.0	13.5

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

一時金		2023年回答			2022年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.38ヶ月		△0.01ヶ月	2.39ヶ月	
		1,984組合	1,564,783人		1,844組合	1,558,435人
	回答額	738,357円		11,995円	726,362円	
		1,340組合	915,694人		1,303組合	842,816人
年 間	回答月数	4.87ヶ月		△0.01ヶ月	4.88ヶ月	
		1,968組合	1,862,317人		1,806組合	1,698,233人
	回答額	1,595,525円		16,741円	1,578,784円	
		1,070組合	955,648人		1,055組合	964,564人

- 注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2022年回答の数値は2022年6月3日付 第6回 回答集計結果

経団連第1回集計(令和5年6月29日)

	2023年夏季			2022年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	121社	956,027円	3.91%	105社	929,259円	13.81%
製造業平均	110社	949,186円	3.07%	93社	930,475円	15.11%
非製造業平均	11社	1,001,251円	9.48%	12社	922,512円	6.99%

- 注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。
 2 18業種159社(66.0%)の妥結を把握しているが、うち38社は平均額不明などのため集計より除外。
 3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8
	Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0
	Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7
	Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯					
	消費支出額	勤労者世帯	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	勤労者世帯		
消費支出額		消費支出額				世帯人員	等価消費支出額	
平成20年	171,602	195,254	261,306	2.52	164,607	291,498	2.82	173,585
21年	162,731	185,133	253,720	2.49	160,789	283,685	2.79	169,838
22年	162,009	181,962	252,328	2.47	160,552	283,401	2.79	169,668
23年	160,891	182,376	247,223	2.47	157,304	275,999	2.79	165,236
24年	156,450	169,751	247,651	2.45	158,218	276,830	2.80	165,438
25年	160,776	176,255	251,576	2.44	161,055	280,642	2.76	168,927
26年	162,002	179,613	251,481	2.41	161,993	280,809	2.74	169,643
27年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
28年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
29年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
30年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
令和元年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
2年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
3年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
4年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
前年比								
平成20年	1.4%	1.9%	▲ 0.1%	▲ 0.8%	0.3%	0.6%	▲ 0.4%	0.8%
21年	▲ 5.2%	▲ 5.2%	▲ 2.9%	▲ 1.2%	▲ 2.3%	▲ 2.7%	▲ 1.1%	▲ 2.2%
22年	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0%	▲ 0.1%
23年	▲ 0.7%	0.2%	▲ 2.0%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.6%	0.0%	▲ 2.6%
24年	▲ 2.8%	▲ 6.9%	0.2%	▲ 0.8%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1%
25年	2.8%	3.8%	1.6%	▲ 0.4%	1.8%	1.4%	▲ 1.4%	2.1%
26年	0.8%	1.9%	▲ 0.0%	▲ 1.2%	0.6%	0.1%	▲ 0.7%	0.4%
27年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
28年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
29年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
30年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
令和元年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
3年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
4年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
地域別 最低賃金 (円)	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
未満率 (%)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
影響率 (%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値

(単位：%)

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
未満率	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—
影響率	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

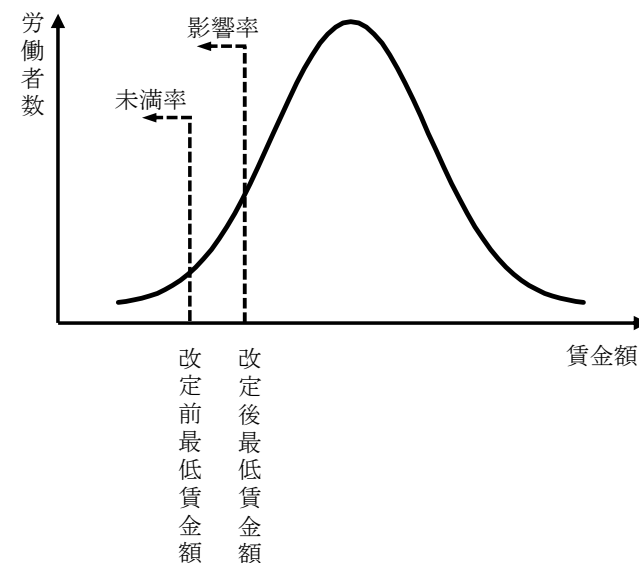
(単位：%)

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
未満率	1.9	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3
影響率	3.5	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 2 平成25年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10~99人))

項目	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者(男女計)							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10~99人			
			時間額	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与
①	②	③	④=②/③	①/④	⑤	⑥	⑦=⑤/⑥	①/⑦		
		(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
見直し前の集計方法	平成25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
	26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
	27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
	28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後の集計方法	平成25年	764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4
	26年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
	27年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
	28年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	29年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	30年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	令和元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
3年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2	
4年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成25年~令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

項目	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)
①	②	①/②	③	①/③	④	①/④	⑤	①/⑤		
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
見直し 前の 集計 方法	平成25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し 後の 集計 方法	平成25年	764	1,157	66.0	1,059	72.1	1,122	68.1	1,039	73.5
	26年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1
	27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
3年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0	
4年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成25年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成27年	798	240,820	18.7	133.5	12,878	1,804	44.2
28年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
29年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
30年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
令和元年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
3年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
4年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		令和2年				令和3年				令和4年				令和5年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-3
	非製造業	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	6
大企業	製造業	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9	8	7	1	3
	非製造業	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	15
中堅企業	製造業	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	-4
	非製造業	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	8
中小企業	製造業	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-4
	非製造業	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	3

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和5年3月調査の時点で、9,199社である。

	資 本 金
大企業	10 億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	-3.8	50.7	2.4	-2.7
	非製造業	-30.4	35.8	13.3	-2.6
大企業	製造業	-1.4	53.7	5.5	-2.7
	非製造業	-37.9	44.4	19.5	-3.5
中堅企業	製造業	-11.5	37.3	-4.9	-6.6
	非製造業	-23.9	31.6	9.5	-2.8
中小企業	製造業	-10.2	45.0	-14.2	3.5
	非製造業	-16.1	21.8	1.7	0.1

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	6.39	8.79	8.22	7.86
	非製造業	3.61	4.85	5.12	4.95
大企業	製造業	7.48	10.48	9.96	9.57
	非製造業	4.22	6.31	6.86	6.56
中堅企業	製造業	4.93	6.21	5.49	4.94
	非製造業	3.03	3.73	3.84	3.69
中小企業	製造業	3.70	4.87	3.99	4.04
	非製造業	3.18	3.70	3.59	3.58

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

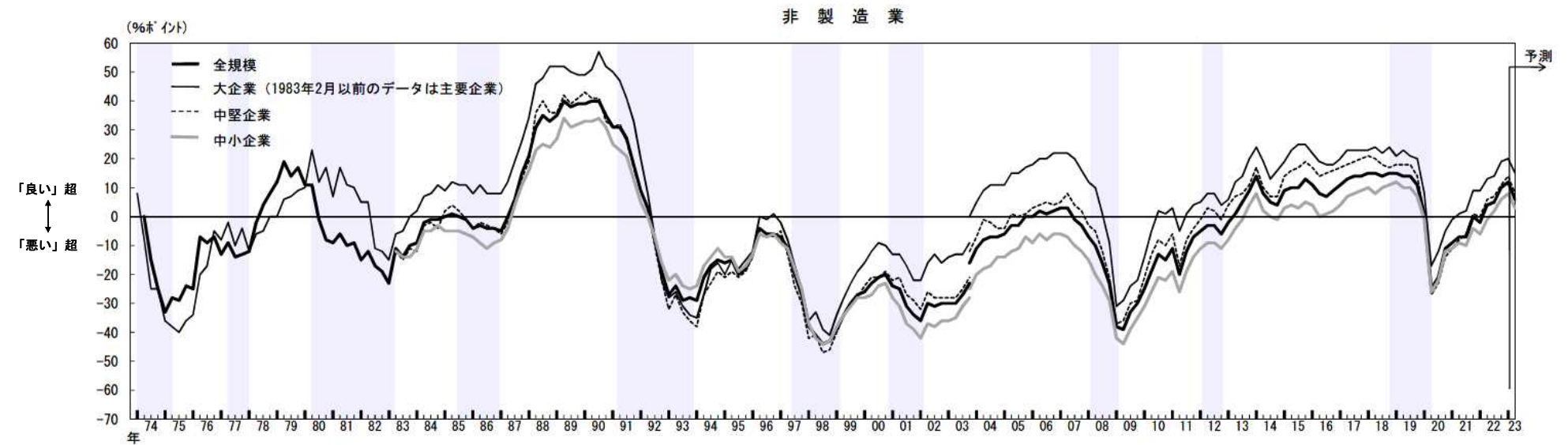
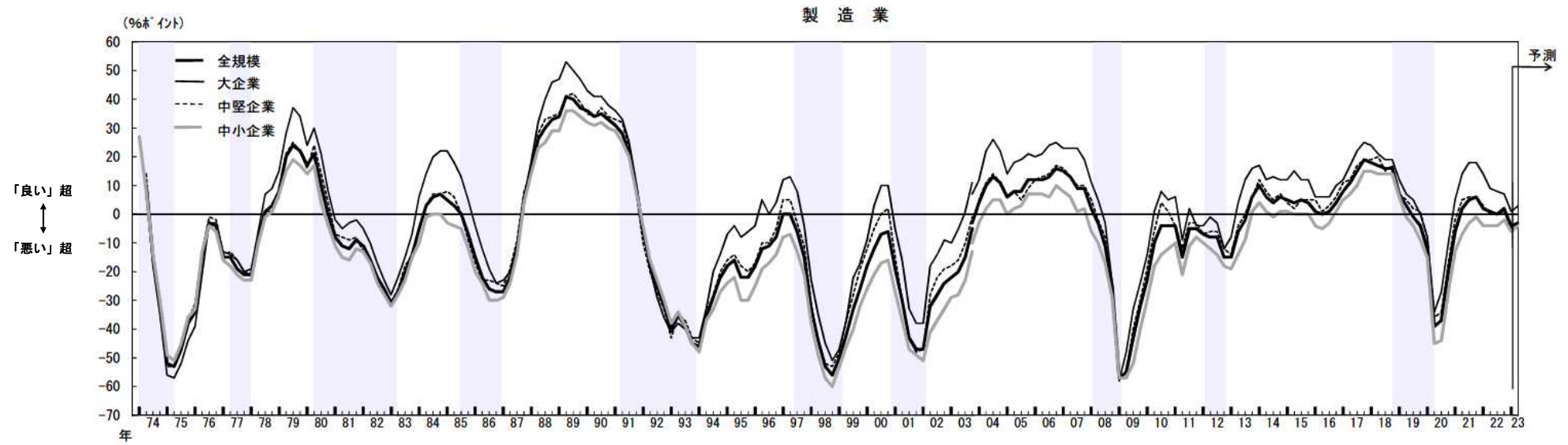
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

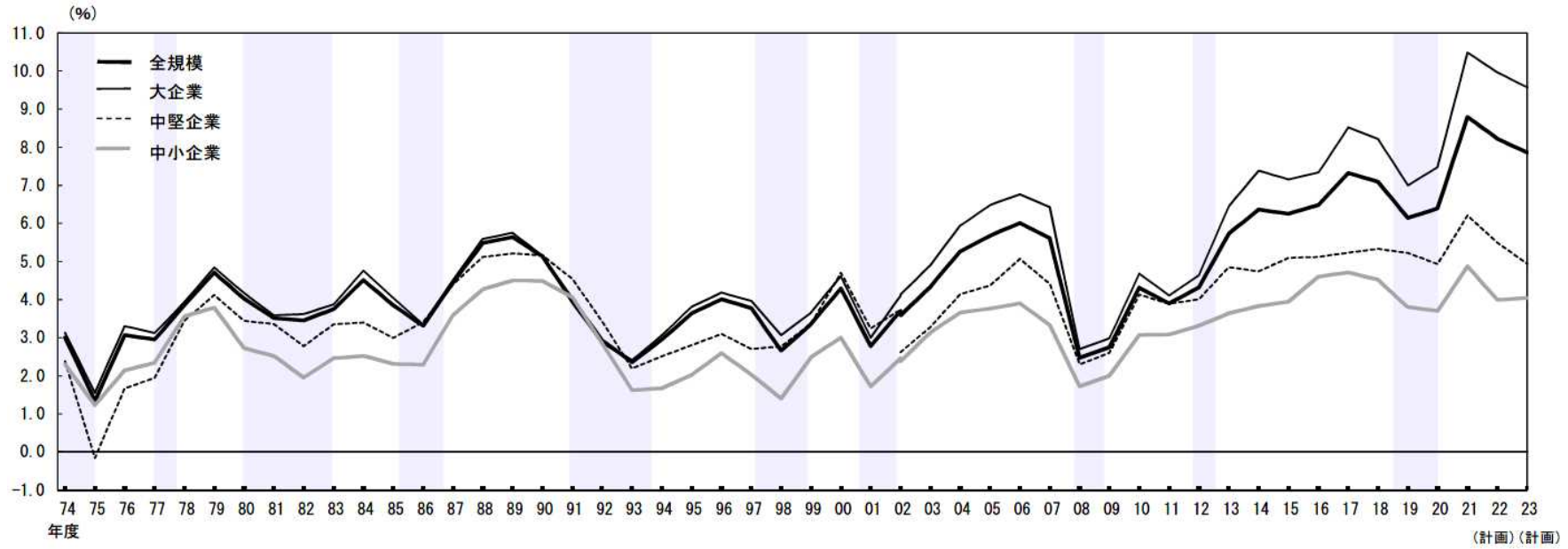
▽業況判断の推移



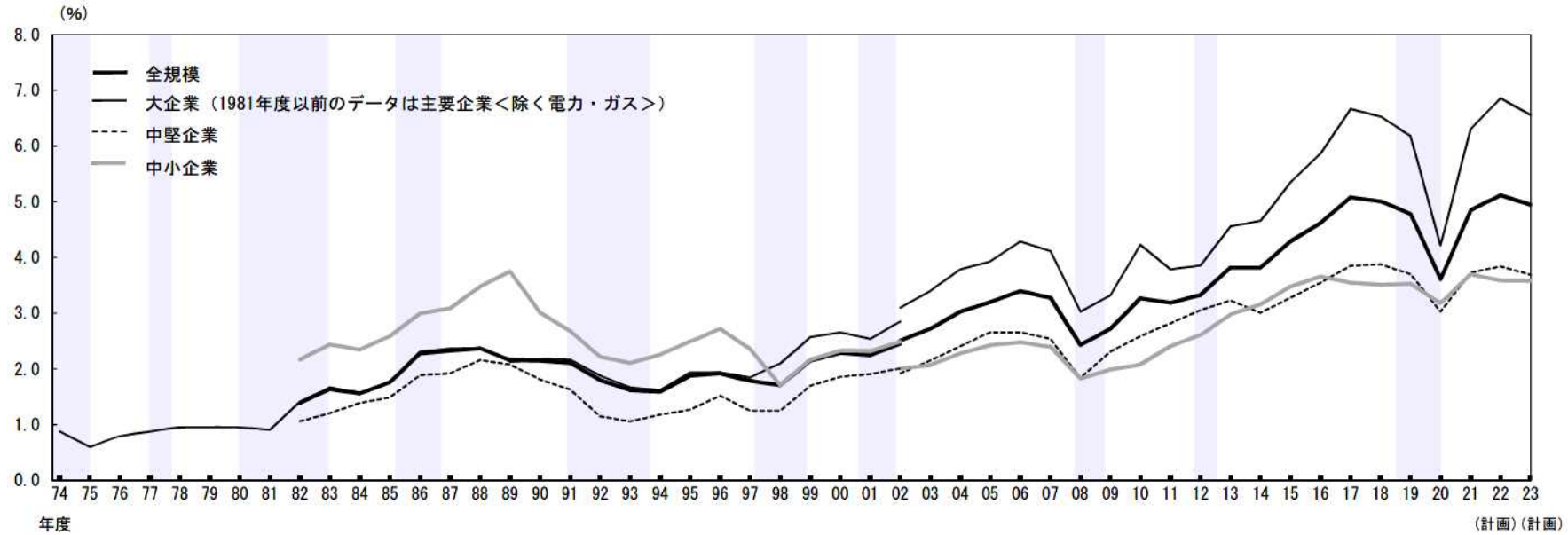
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2023年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2023年3月調査）

(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常利益	規模計	596,381	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247
	前年度比	23.1	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5
	資本金規模1,000万円以上	577,379	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644
	前年度比	24.1	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6
	〃 10億円以上	348,183	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341
	前年度比	34.1	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6
	〃 1億円～10億円	84,496	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200
	前年度比	8.7	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5
	〃 1,000万円～1億円	144,700	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103
	前年度比	13.3	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1
〃 1,000万円未満	19,002	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	
前年度比	▲ 2.1	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	
売上高経常利益率	規模計	4.2	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8
	資本金規模1,000万円以上	4.5	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2
	〃 10億円以上	6.2	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1
	〃 1億円～10億円	3.7	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0
	〃 1,000万円～1億円	2.9	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6
	〃 1,000万円未満	1.6	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益② (四半期)

(単位：億円、%)

		令和3年				令和4年				令和5年
		1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期
経常利益	資本金規模1,000万円以上	200,746	240,736	167,508	230,145	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230
	前年同期比	26.0	93.9	35.1	24.7	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3
	〃 10億円以上	105,027	163,113	95,107	117,616	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862
	前年同期比	48.9	61.7	41.3	25.4	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2
	〃 1億円～10億円	33,773	32,015	30,947	41,416	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747
	前年同期比	21.7	184.9	28.8	32.0	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3
	〃 1,000万円～1億円	61,947	45,608	41,454	71,113	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621
前年同期比	1.6	278.6	26.9	19.8	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
	〃 10億円以上	7.3	12.7	7.3	8.2	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9
	〃 1億円～10億円	4.9	4.8	4.4	5.4	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8
	〃 1,000万円～1億円	5.1	3.9	3.4	5.4	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

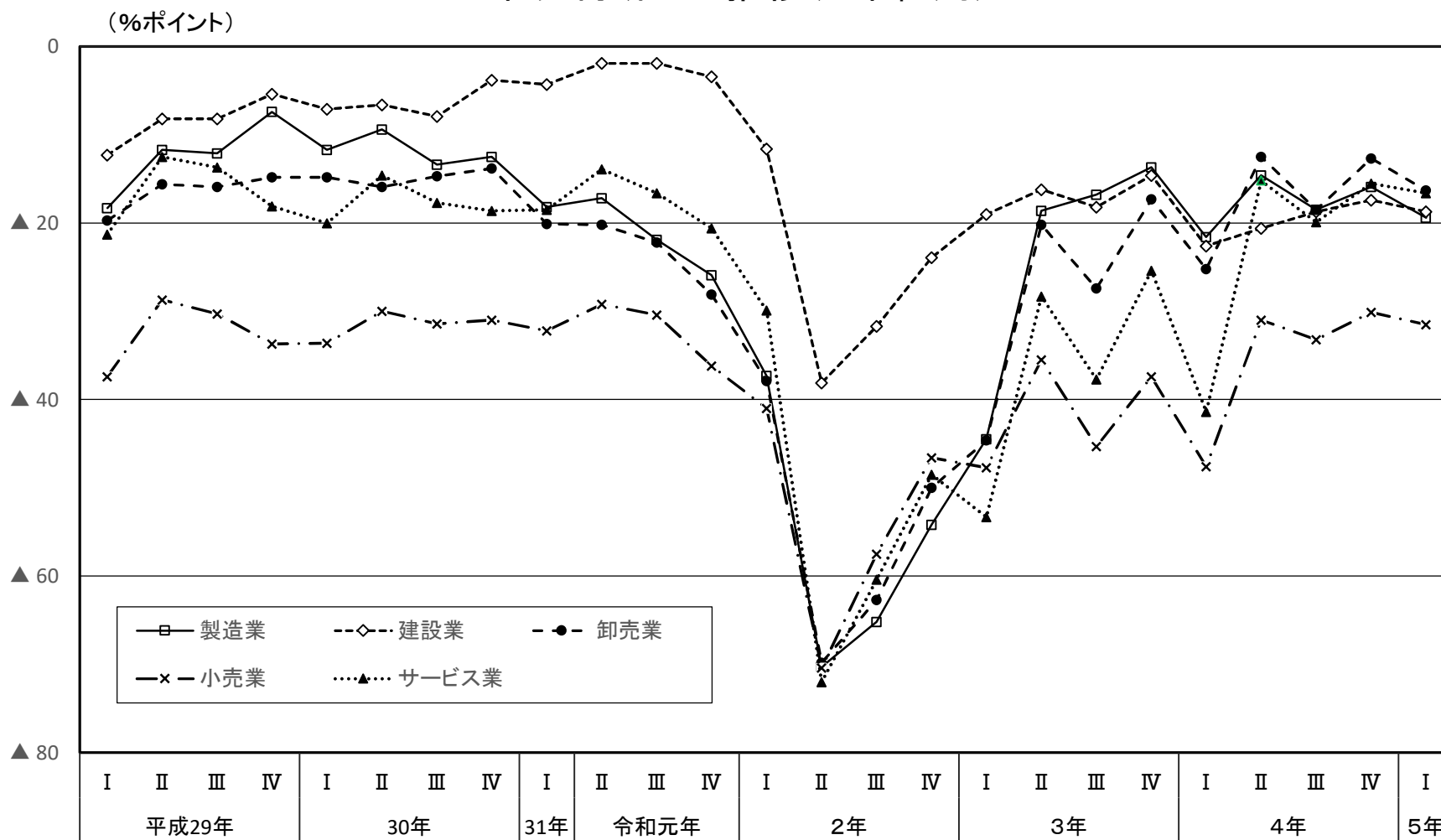
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」-「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

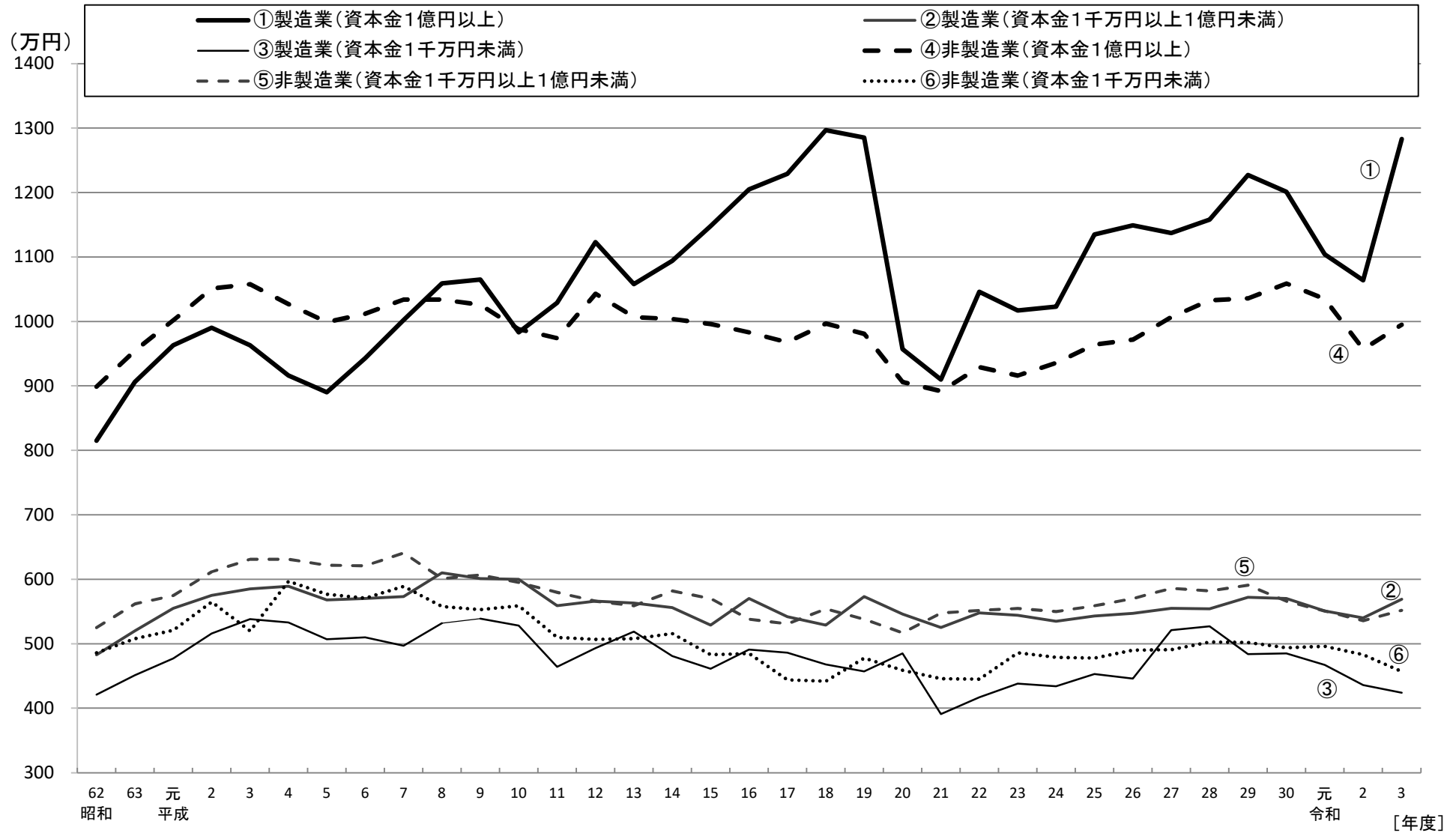
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移

98



(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

$$\text{従業員一人当たり付加価値額 (労働生産性)} = \text{付加価値額} / \text{従業員数}$$

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

$$\text{付加価値額} = \text{営業純益 (営業利益 - 支払利息等)} + \text{役員給与} + \text{従業員給与} + \text{福利厚生費} + \text{支払利息等} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}$$

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

[平成19年度(2007年度)調査以降]

$$\text{付加価値額} = \text{営業純益 (営業利益 - 支払利息等)} + \text{役員給与} + \text{役員賞与} + \text{従業員給与} + \text{従業員賞与} + \text{福利厚生費} + \text{支払利息等} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}$$

(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移

		平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
就業1時間当たり労働生産性(円)	全産業	4,299	4,346	4,280	4,305	4,402	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,771	4,861	
	農林水産業	937	1,043	1,029	1,121	1,150	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,439	1,362	
	鉱業	3,397	3,757	3,927	3,953	4,895	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,445	5,251	
	製造業	4,897	5,274	4,890	4,913	4,926	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,540	5,849	
	電気・ガス・水道	12,734	12,603	10,128	9,381	10,190	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,418	13,574	
	建設業	2,347	2,282	2,327	2,302	2,555	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,075	3,163	3,299	3,304
	卸売・小売業	3,447	3,518	3,676	3,844	3,988	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,271	4,632	
	運輸・郵便業	3,164	3,204	3,136	3,321	3,343	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,158	3,057	
	宿泊・飲食サービス業	2,632	2,483	2,447	2,398	2,525	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,167	2,030	
	情報通信業	8,047	7,853	7,951	7,900	8,012	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,279	6,911	
	金融・保険業	8,050	8,152	7,851	7,406	7,798	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,736	7,989	
	不動産業	34,171	34,884	33,564	34,124	36,623	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,708	29,165	
	専門・業務支援サービス業	3,285	3,102	3,218	3,234	3,229	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,696	3,668	
	公務	7,492	7,383	7,474	7,424	7,450	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,308	
	教育	6,449	6,333	6,400	6,165	6,270	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,265	
	保健衛生・社会事業	3,059	3,023	2,959	3,003	3,055	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,187	3,330	
	その他のサービス	2,459	2,473	2,411	2,371	2,355	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,239	2,251	
前年比	全産業	▲ 2.5%	1.1%	▲ 1.5%	0.6%	2.2%	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.4%	1.9%	
	農林水産業	2.6%	11.4%	▲ 1.4%	9.0%	2.6%	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	1.0%	▲ 5.4%	
	鉱業	▲ 7.1%	10.6%	4.5%	0.7%	23.8%	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.9%	▲ 3.6%	
	製造業	▲ 5.1%	7.7%	▲ 7.3%	0.5%	0.3%	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.5%	5.6%	
	電気・ガス・水道	8.6%	▲ 1.0%	▲ 19.6%	▲ 7.4%	8.6%	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.3%	▲ 12.0%	
	建設業	2.5%	▲ 2.7%	2.0%	▲ 1.1%	11.0%	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.3%	0.2%	
	卸売・小売業	▲ 5.9%	2.0%	4.5%	4.6%	3.7%	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.2%	8.4%	
	運輸・郵便業	▲ 9.6%	1.2%	▲ 2.1%	5.9%	0.6%	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.9%	▲ 3.2%	
	宿泊・飲食サービス業	▲ 1.4%	▲ 5.7%	▲ 1.4%	▲ 2.0%	5.3%	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 23.0%	▲ 6.3%	
	情報通信業	▲ 1.0%	▲ 2.4%	1.2%	▲ 0.6%	1.4%	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.8%	▲ 5.1%	
	金融・保険業	▲ 3.4%	1.3%	▲ 3.7%	▲ 5.7%	5.3%	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.4%	3.3%	
	不動産業	3.4%	2.1%	▲ 3.8%	1.7%	7.3%	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.2%	▲ 1.8%	
	専門・業務支援サービス業	▲ 4.3%	▲ 5.6%	3.8%	0.5%	▲ 0.2%	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.1%	▲ 0.8%	
	公務	▲ 2.5%	▲ 1.5%	1.2%	▲ 0.7%	0.4%	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.3%	
	教育	0.5%	▲ 1.8%	1.0%	▲ 3.7%	1.7%	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.1%	
	保健衛生・社会事業	1.1%	▲ 1.2%	▲ 2.1%	1.5%	1.7%	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.2%	4.5%	
	その他のサービス	▲ 4.1%	0.6%	▲ 2.5%	▲ 1.7%	▲ 0.7%	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.9%	0.6%	

(資料出所) 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2021年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和元年度）			標準生計費（月額、令和4年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和4年）					
		（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	（円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	男性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	女性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）
A ランク	東京	5,757	100.0	1	240,370	100.0	5	199.0	100.0	1	202.1	100.0	2
	神奈川	3,199	55.6	11	216,890	90.2	17	189.7	95.3	6	202.6	100.2	1
	大阪	3,055	53.1	16	181,520	75.5	39	187.8	94.4	10	179.0	88.6	14
	愛知	3,661	63.6	2	230,510	95.9	10	188.9	94.9	8	192.7	95.3	4
	埼玉	3,038	52.8	17	251,380	104.6	2	193.4	97.2	3	187.3	92.7	6
B ランク	千葉	3,058	53.1	15	207,220	86.2	26	196.4	98.7	2	191.2	94.6	5
	兵庫	3,038	52.8	18	260,350	108.3	1	185.6	93.3	13	186.7	92.4	7
	京都	3,005	52.2	21	247,030	102.8	4	184.1	92.5	18	184.1	91.1	8
	茨城	3,247	56.4	10	195,945	81.5	32	184.2	92.6	17	179.1	88.6	13
	静岡	3,407	59.2	3	219,481	91.3	14	188.8	94.9	9	183.5	90.8	9
	富山	3,316	57.6	7	213,316	88.7	20	182.1	91.5	20	173.5	85.8	19
	広島	3,153	54.8	12	187,068	77.8	35	179.4	90.2	26	173.4	85.8	20
	滋賀	3,323	57.7	6	203,110	84.5	29	181.2	91.1	24	179.2	88.7	12
	栃木	3,351	58.2	4	221,249	92.0	12	187.2	94.1	12	181.6	89.9	10
	群馬	3,288	57.1	8	251,180	104.5	3	187.4	94.2	11	173.0	85.6	22
	宮城	2,943	51.1	27	203,061	84.5	30	174.7	87.8	34	169.5	83.9	32
	山梨	3,125	54.3	14	220,030	91.5	13	169.3	85.1	43	167.7	83.0	34
	三重	2,989	51.9	22	212,380	88.4	21	181.9	91.4	22	175.7	86.9	16
	石川	2,973	51.6	24	234,490	97.6	8	176.1	88.5	30	171.4	84.8	24
	福岡	2,838	49.3	32	177,580	73.9	42	184.3	92.6	16	169.9	84.1	29
	香川	3,021	52.5	20	222,885	92.7	11	181.9	91.4	22	169.8	84.0	31
	岡山	2,794	48.5	34	212,010	88.2	22	185.1	93.0	14	173.4	85.8	20
	福井	3,325	57.8	5	165,670	68.9	44	191.9	96.4	4	171.4	84.8	24
	奈良	2,728	47.4	36	215,970	89.8	18	191.2	96.1	5	197.1	97.5	3
	山口	3,249	56.4	9	231,446	96.3	9	182.0	91.5	21	162.1	80.2	43
	長野	2,924	50.8	29	191,230	79.6	33	175.5	88.2	32	175.1	86.6	17
	北海道	2,832	49.2	33	205,320	85.4	28	172.6	86.7	39	167.6	82.9	35
	岐阜	3,035	52.7	19	208,050	86.6	25	178.8	89.8	28	176.5	87.3	15
	徳島	3,153	54.8	13	206,390	85.9	27	179.6	90.3	25	169.9	84.1	29
	福島	2,942	51.1	28	237,450	98.8	6	173.3	87.1	38	160.1	79.2	46
	新潟	2,951	51.3	25	215,560	89.7	19	174.1	87.5	36	171.0	84.6	28
	和歌山	2,986	51.9	23	180,241	75.0	40	174.2	87.5	35	168.3	83.3	33
	愛媛	2,717	47.2	37	160,000	66.6	45	182.5	91.7	19	171.1	84.7	26
島根	2,951	51.3	26	236,350	98.3	7	176.0	88.4	31	160.9	79.6	45	
C ランク	大分	2,695	46.8	40	210,060	87.4	23	178.2	89.5	29	181.1	89.6	11
	熊本	2,714	47.1	38	182,070	75.7	38	174.1	87.5	36	171.1	84.7	26
	山形	2,909	50.5	30	185,180	77.0	36	168.7	84.8	44	164.5	81.4	39
	佐賀	2,854	49.6	31	209,770	87.3	24	175.2	88.0	33	166.6	82.4	36
	長崎	2,655	46.1	42	218,650	91.0	15	179.1	90.0	27	163.2	80.8	41
	岩手	2,781	48.3	35	182,880	76.1	37	170.1	85.5	41	173.9	86.0	18
	高知	2,663	46.3	41	217,400	90.4	16	167.5	84.2	45	164.1	81.2	40
	鳥取	2,439	42.4	45	167,250	69.6	43	172.0	86.4	40	166.5	82.4	37
	秋田	2,713	47.1	39	156,762	65.2	46	165.4	83.1	47	172.7	85.5	23
	鹿児島	2,558	44.4	44	178,870	74.4	41	169.7	85.3	42	165.4	81.8	38
	宮崎	2,426	42.1	46	189,230	78.7	34	189.3	95.1	7	130.3	64.5	47
	青森	2,628	45.7	43	154,450	64.3	47	165.7	83.3	46	162.7	80.5	42
沖縄	2,396	41.6	47	195,970	81.5	31	185.0	93.0	15	161.0	79.7	44	
資料出所	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」						

- (注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
 3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京都	1.00	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05
	神奈川県	0.81	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02
	大阪府	0.83	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04
	愛知県	1.26	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33
	埼玉県	0.73	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12
B ランク	千葉県	0.87	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13
	兵庫県	0.84	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14
	京都府	0.91	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18
	茨城県	0.91	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61
	静岡県	0.90	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37
	富山県	1.25	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73
	広島県	0.97	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43
	滋賀県	0.94	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32
	栃木県	0.90	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.30	1.16	1.29
	群馬県	0.96	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56
	宮城県	1.33	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37
	山梨県	0.81	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58
	三重県	1.15	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59
	石川県	1.10	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54
	福岡県	0.77	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08
	香川県	1.23	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64
	岡山県	1.21	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54
	福井県	1.30	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04
	奈良県	0.88	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36
	山口県	0.99	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72
長野県	0.93	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	
北海道	0.74	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	
C ランク	岐阜県	1.12	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72
	徳島県	1.04	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.37
	福島県	1.43	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53
	新潟県	0.98	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55
	和歌山県	0.93	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25
	愛媛県	1.00	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52
	島根県	1.11	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83
	大分県	0.83	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47
	熊本県	0.90	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55
	山形県	1.04	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68
	佐賀県	0.88	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54
	長崎県	0.77	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32
	岩手県	1.09	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46
高知県	0.71	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	
鳥取県	0.90	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	
秋田県	0.75	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	
鹿児島県	0.75	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	
宮崎県	0.83	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	
青森県	0.73	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	
沖縄県	0.57	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年1月～3月
A ランク	東京都	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.6
	神奈川県	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9
	大阪府	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.7
	愛知県	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0
	埼玉県	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.8
B ランク	千葉県	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.4
	兵庫県	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6
	京都府	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.7	2.4	2.6
	茨城県	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.4
	静岡県	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.3
	富山県	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	2.0
	広島県	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	滋賀県	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.3	2.5	2.3	2.1
	栃木県	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.1
	群馬県	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	1.9	1.9
	宮城県	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.8	3.0
	山梨県	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	1.8
	三重県	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.1	1.8	1.8
	石川県	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	2.1	2.1	2.3
	福岡県	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.6
	香川県	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.2	2.1
	岡山県	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	福井県	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	1.7
	奈良県	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.5
	山口県	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.2
	長野県	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.4	2.0	2.2
	北海道	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.6
	岐阜県	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.6	1.8	1.6	1.8
	徳島県	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	2.2	2.2
	福島県	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.4	2.3	2.2	2.5
新潟県	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.5	
和歌山県	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.5	2.3	1.7	
愛媛県	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.7	2.0	2.2	1.9	2.0	
島根県	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	1.7	1.3	1.7	
C ランク	大分県	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	2.2
	熊本県	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.5
	山形県	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.0	1.9	2.1
	佐賀県	3.4	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3
	長崎県	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.8
	岩手県	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.4	2.4	2.5	2.7
	高知県	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	1.9	2.0
	鳥取県	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.1
	秋田県	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	3.0
	鹿児島県	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.6	2.3	1.8
	宮崎県	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.1	2.3	1.8
青森県	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	3.0	
沖縄県	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.4	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ランク	東京	330,137	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	
	神奈川	266,691	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	
	大阪	272,182	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	
	愛知	269,971	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	
	埼玉	237,004	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	
B ランク	千葉	246,455	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	
	兵庫	246,516	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	
	京都	238,170	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	
	茨城	254,640	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	
	静岡	258,399	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	
	富山	249,607	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	
	広島	242,980	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	
	滋賀	251,904	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	
	栃木	256,394	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	
	群馬	250,428	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	
	宮城	247,896	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	
	山梨	242,668	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	
	三重	260,417	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	
	石川	239,058	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	
	福岡	246,244	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	
	香川	251,249	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	
	岡山	254,020	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	
	福井	246,034	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	
	奈良	222,481	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	
	山口	243,500	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	
	長野	248,673	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	
	北海道	227,606	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	
	岐阜	235,575	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	
	徳島	243,855	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	
	福島	245,368	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	
	新潟	238,112	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	
	和歌山	236,695	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	
	愛媛	225,542	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
	島根	232,844	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
	C ランク	大分	224,937	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077
		熊本	231,614	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428
		山形	234,226	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381
佐賀		228,190	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	
長崎		213,212	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	
岩手		230,402	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	
高知		238,293	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	
鳥取		218,876	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	
秋田		216,354	224,748	219,566	221,805	235,880	225,792	225,045	225,517	231,897	226,760	
鹿児島		213,839	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	
宮崎		210,546	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	
青森		219,838	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	
沖縄		210,369	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,276	1,254
	神奈川県	1,169	1,201	1,236	1,256	1,271	1,294	1,285
	大阪府	1,106	1,130	1,158	1,167	1,187	1,213	1,213
	愛知県	1,101	1,124	1,149	1,158	1,176	1,202	1,185
	埼玉県	1,090	1,117	1,146	1,155	1,177	1,198	1,200
B ランク	千葉県	1,105	1,127	1,158	1,168	1,182	1,201	1,197
	兵庫県	1,087	1,113	1,134	1,151	1,160	1,179	1,155
	京都府	1,061	1,088	1,118	1,132	1,139	1,166	1,150
	茨城県	1,015	1,041	1,066	1,078	1,094	1,124	1,124
	静岡県	1,051	1,071	1,093	1,103	1,122	1,141	1,147
	富山県	994	1,018	1,040	1,050	1,063	1,081	1,086
	広島県	997	1,019	1,037	1,042	1,057	1,093	1,086
	滋賀県	1,020	1,042	1,078	1,082	1,101	1,120	1,138
	栃木県	1,022	1,041	1,069	1,075	1,091	1,104	1,115
	群馬県	1,012	1,035	1,052	1,056	1,071	1,093	1,086
	宮城県	981	1,002	1,025	1,037	1,052	1,063	1,074
	山梨県	1,004	1,020	1,045	1,050	1,073	1,096	1,081
	三重県	1,025	1,046	1,069	1,073	1,098	1,119	1,107
	石川県	992	1,017	1,028	1,023	1,041	1,048	1,061
	福岡県	986	1,010	1,030	1,065	1,079	1,110	1,093
	香川県	984	1,001	1,024	1,032	1,048	1,074	1,077
	岡山県	992	1,003	1,024	1,030	1,049	1,059	1,057
	福井県	964	986	1,005	1,013	1,036	1,045	1,056
	奈良県	1,033	1,047	1,076	1,092	1,106	1,134	1,126
	山口県	958	980	1,003	1,011	1,036	1,069	1,060
	長野県	977	1,000	1,022	1,025	1,047	1,068	1,063
	北海道	963	987	1,010	1,024	1,049	1,090	1,072
	岐阜県	998	1,025	1,047	1,054	1,075	1,092	1,091
	徳島県	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,089	1,053
	福島県	971	988	1,000	993	1,009	1,028	1,030
	新潟県	958	978	1,001	1,007	1,024	1,060	1,053
	和歌山県	994	1,008	1,034	1,043	1,054	1,091	1,073
	愛媛県	948	970	988	997	1,017	1,035	1,033
	島根県	939	959	982	990	1,004	1,015	1,027
C ランク	大分県	922	939	967	980	1,000	1,037	1,026
	熊本県	944	971	990	1,005	1,029	1,058	1,040
	山形県	916	942	973	974	992	1,014	1,007
	佐賀県	927	954	972	981	1,004	1,028	1,028
	長崎県	907	935	961	976	991	1,016	1,011
	岩手県	898	914	945	947	969	1,022	989
	高知県	920	941	971	982	997	1,026	1,015
	鳥取県	951	969	987	989	1,006	1,021	1,028
	秋田県	894	915	938	956	977	1,006	995
	鹿児島県	899	929	955	973	993	1,018	1,019
	宮崎県	902	929	946	960	989	1,018	1,009
	青森県	880	901	928	942	960	982	967
	沖縄県	944	974	1,010	1,030	1,048	1,110	1,059
全 国	1,037	1,059	1,082	1,092	1,110	1,136	1,129	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ランク	東京都	1,100	1,111	1,157	1,176	1,180	1,214	1,197
	神奈川県	1,105	1,132	1,163	1,184	1,199	1,225	1,211
	大阪府	1,051	1,074	1,099	1,108	1,129	1,157	1,154
	愛知県	1,024	1,046	1,070	1,079	1,099	1,117	1,111
	埼玉県	1,029	1,056	1,083	1,090	1,112	1,131	1,139
	千葉県	1,049	1,070	1,097	1,106	1,123	1,144	1,137
B ランク	兵庫県	1,025	1,052	1,071	1,086	1,100	1,121	1,100
	京都府	1,002	1,029	1,057	1,069	1,080	1,107	1,092
	茨城県	958	983	1,003	1,017	1,034	1,053	1,068
	静岡県	997	1,017	1,034	1,043	1,064	1,084	1,085
	富山県	941	964	983	996	1,011	1,031	1,033
	広島県	949	970	987	993	1,011	1,047	1,039
	滋賀県	970	993	1,024	1,028	1,047	1,070	1,082
	栃木県	961	982	1,011	1,017	1,034	1,047	1,059
	群馬県	951	971	990	995	1,013	1,029	1,025
	宮城県	931	953	974	982	1,000	1,012	1,017
	山梨県	945	963	983	987	1,012	1,030	1,022
	三重県	969	992	1,013	1,017	1,043	1,064	1,050
	石川県	932	956	970	970	991	1,000	1,011
	福岡県	930	954	973	1,001	1,018	1,045	1,037
	香川県	927	945	968	974	989	1,021	1,013
	岡山県	932	949	968	975	996	1,008	1,010
	福井県	915	937	955	963	984	1,001	1,003
	奈良県	975	989	1,015	1,030	1,044	1,073	1,064
	山口県	917	939	958	964	989	1,026	1,010
	長野県	924	947	971	976	998	1,020	1,016
	北海道	925	949	969	982	1,007	1,046	1,033
	岐阜県	943	969	988	996	1,017	1,033	1,037
	徳島県	935	958	970	982	997	1,026	996
	福島県	918	935	950	944	964	989	982
	新潟県	913	933	954	960	977	1,012	1,004
	和歌山県	938	955	977	986	1,002	1,039	1,020
愛媛県	896	917	936	945	969	986	986	
島根県	899	917	932	942	958	968	981	
C ランク	大分県	880	899	924	934	957	996	982
	熊本県	892	919	935	949	975	1,005	987
	山形県	873	899	923	928	948	967	962
	佐賀県	886	914	925	936	958	983	984
	長崎県	870	896	917	934	951	977	968
	岩手県	860	877	901	906	928	975	948
	高知県	888	910	930	942	958	986	972
	鳥取県	903	918	935	941	961	979	984
	秋田県	860	880	900	917	941	966	956
	鹿児島県	858	887	909	925	948	972	974
	宮崎県	861	888	902	916	946	975	962
	青森県	847	868	893	906	927	946	938
	沖縄県	899	928	957	973	994	1,048	1,008
	全国	982	1,003	1,025	1,035	1,054	1,080	1,074

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することになっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東 京	146.2	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	12.1	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7
	神 奈 川	137.6	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	10.4	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7
	大 阪	142.8	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	10.2	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0
	愛 知	145.8	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	12.0	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7
	埼 玉	137.7	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	9.8	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9
B ランク	千 葉	139.8	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	10.6	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0
	兵 庫	140.9	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	10.0	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2
	京 都	140.9	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	11.7	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8
	茨 城	150.0	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	13.9	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8
	静 岡	147.3	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	11.3	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3
	富 山	151.1	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	10.3	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5
	広 島	146.4	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	11.2	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9
	滋 賀	145.8	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	12.0	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8
	栃 木	150.1	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	12.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4
	群 馬	150.9	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	12.7	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3
	宮 城	150.8	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	10.8	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7
	山 梨	147.2	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	9.9	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4
	三 重	148.4	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	12.6	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3
	石 川	148.3	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	9.5	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3
	福 岡	148.4	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	10.3	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4
	香 川	152.6	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.5	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4
	岡 山	153.1	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	11.4	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5
	福 井	152.1	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	9.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9
	奈 良	137.1	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	8.2	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1
	山 口	148.9	148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	10.7	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2
	長 野	149.9	149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	9.8	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9
	北 海 道	149.3	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	10.5	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0
	岐 阜	145.9	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	9.6	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6
	德 島	151.1	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	7.9	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1
	福 島	156.2	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	11.2	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2
新 潟	150.2	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	9.8	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	
和 歌 山	144.3	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	8.7	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	
愛 媛	147.9	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	8.8	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	
島 根	152.7	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	9.7	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	
C ランク	大 分	150.8	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	8.9	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0
	熊 本	152.1	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	10.0	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4
	山 形	155.5	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	10.8	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9
	佐 賀	155.0	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	10.4	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1
	長 崎	149.9	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	9.5	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0
	岩 手	158.4	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	10.0	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8
	高 知	149.6	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	8.8	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7
	鳥 取	149.6	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	8.4	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5
	秋 田	151.3	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	9.1	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0
	鹿 児 島	151.0	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	8.6	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0
	宮 崎	150.4	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	9.4	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4
	青 森	154.4	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	9.0	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9
沖 縄	150.9	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	8.1	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東京都	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0
	神奈川県	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9
	大阪府	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2
	愛知県	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1
	埼玉県	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4
B ランク	千葉県	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5
	兵庫県	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2
	京都府	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0
	茨城県	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	3.9	4.3	4.0
	静岡県	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9
	富山県	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9
	広島県	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.6	3.8	3.4
	滋賀県	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9
	栃木県	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1
	群馬県	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8
	宮城県	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0
	山梨県	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0
	三重県	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7
	石川県	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5
	福井県	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6
	香川県	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4
	岡山県	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7
	福岡県	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1
	奈良県	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0
	山口県	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9
	長野県	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6
	北海道	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0
	岐阜県	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	4.1
	徳島県	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1
	福島県	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3
	新潟県	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6
	和歌山県	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2
	愛媛県	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2
高知県	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1	
C ランク	熊本県	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6
	大分県	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8
	山形県	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2
	佐賀県	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0
	長崎県	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8
	岩手県	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9
	高知県	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8
	鳥取県	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1
	秋田県	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6
	鹿児島県	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9
	宮崎県	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.3	3.2	3.3	3.9	3.3
	沖縄県	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7
	沖縄県	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク・都道府県 (注1、2)		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
A ラ ン ク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	
	神 奈 川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	
	大 阪	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	
	愛 知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	
	埼 玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	
B ラ ン ク	千 葉	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	
	兵 庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	
	京 都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	
	茨 城	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	
	静 岡	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	
	富 山	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	
	広 島	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	
	滋 賀	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	
	栃 木	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	
	群 馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	
	宮 城	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	
	山 梨	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	
	三 重	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	
	石 川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	
	福 岡	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	
	香 川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	
	岡 山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	
	福 井	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	
	奈 良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	
	山 口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	
	長 野	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	
	北 海 道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	
	岐 阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	
	徳 島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	
	福 島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	
	新 潟	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	
	和 歌 山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	
愛 媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6		
島 根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2		
C ラ ン ク	大 分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	
	熊 本	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	
	山 形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	
	佐 賀	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	
	長 崎	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	
	岩 手	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	
	高 知	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	
	鳥 取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	
	秋 田	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	
	鹿 児 島	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	
	宮 崎	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	
	青 森	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	
沖 縄	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
A ラ ン ク	全国	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	-	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	
	神 奈 川	-	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	
	大 阪	-	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	
	愛 知	-	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	
	埼 玉	-	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	
B ラ ン ク	千 葉	-	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	
	兵 庫	-	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	
	京 都	-	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	
	茨 城	-	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	
	静 岡	-	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	
	富 山	-	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	
	広 島	-	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	
	滋 賀	-	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	
	栃 木	-	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	
	群 馬	-	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	
	宮 城	-	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	
	山 梨	-	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	
	三 重	-	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	
	石 川	-	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	
	福 岡	-	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	
	香 川	-	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	
	岡 山	-	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	
	福 井	-	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	
	奈 良	-	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	
	山 口	-	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	
	長 野	-	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	
	北 海 道	-	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	
	岐 阜	-	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	
	徳 島	-	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	
	福 島	-	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	
	新 潟	-	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	
	和 歌 山	-	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	
愛 媛	-	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2		
島 根	-	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9		
C ラ ン ク	大 分	-	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	
	熊 本	-	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	
	山 形	-	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	
	佐 賀	-	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	
	長 崎	-	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	
	岩 手	-	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	
	高 知	-	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	
	鳥 取	-	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	
	秋 田	-	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	
	鹿 児 島	-	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	
	宮 崎	-	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	
	青 森	-	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	
沖 縄	-	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移

(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	271,655	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	183,988	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295
	神 奈 川	270,741	254,281	259,694	252,266	232,059	246,388	179,303	169,145	176,292	168,177	161,292	170,839
	大 阪	213,587	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	144,329	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321
	愛 知	252,534	250,540	243,795	236,692	221,606	249,640	167,983	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859
	埼 玉	247,653	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	173,392	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007
	千 葉	236,657	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	174,466	164,794	168,565	164,069	164,765	176,693
B ラ ン ク	兵 庫	174,844	219,630	225,195	195,776	241,334	244,944	127,859	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431
	京 都	207,753	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	138,195	162,904	154,068	145,396	151,760	168,619
	茨 城	271,915	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	178,137	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316
	静 岡	236,737	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	159,247	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791
	富 山	268,389	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	167,092	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948
	広 島	236,764	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	159,626	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063
	滋 賀	244,241	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	162,827	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608
	栃 木	281,887	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	179,360	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038
	群 馬	257,099	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	165,269	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931
	宮 城	209,708	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	151,739	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421
	山 梨	230,066	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	156,904	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655
	三 重	249,284	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	164,732	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048
	石 川	291,966	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	181,770	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379
	福 岡	234,407	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	161,756	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292
	香 川	259,842	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	174,789	180,016	172,634	152,283	150,076	162,349
	岡 山	233,006	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	160,029	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061
	福 井	221,484	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	143,869	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325
	奈 良	274,635	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	173,004	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049
	山 口	207,128	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	156,574	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128
	長 野	247,415	257,572	282,190	232,057	251,065	235,092	156,479	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140
	北 海 道	237,320	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	160,001	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645
	岐 阜	276,099	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	169,287	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492
	徳 島	217,736	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	147,132	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145
	福 島	268,292	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	175,014	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397
新 潟	230,288	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	152,512	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000	
和 歌 山	214,731	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	136,354	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860	
愛 媛	229,179	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	141,587	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167	
島 根	234,258	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	162,429	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186	
C ラ ン ク	大 分	260,158	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	175,001	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890
	熊 本	223,677	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	155,092	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436
	山 形	264,864	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	171,326	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374
	佐 賀	232,159	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	164,573	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158
	長 崎	200,908	231,617	238,713	212,528	209,987	216,962	142,420	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904
	岩 手	220,481	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	150,367	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155
	高 知	237,236	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	158,157	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255
	鳥 取	202,275	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	138,597	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087
	秋 田	229,434	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	147,791	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874
	鹿 児 島	245,584	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	163,723	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944
	宮 崎	221,005	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	145,726	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110
	青 森	211,107	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	135,986	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659
	沖 縄	190,116	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	122,976	127,468	125,720	123,851	132,966	140,785
全国計	243,456	246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	159,493	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917	

（資料出所）総務省「家計調査」

（注）1. 各都道府県の数値は都道府県所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	303,494	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	197,141	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889
	神 奈 川	290,940	267,001	299,782	278,380	248,706	259,721	182,194	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383
	大 阪	238,658	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	150,941	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345
	愛 知	248,974	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	165,615	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581
	埼 玉	310,708	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	190,866	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451
	千 葉	244,607	257,771	246,163	239,398	237,123	253,996	169,198	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742
	兵 庫	167,640	256,793	255,452	209,510	270,524	249,137	122,920	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711
	京 都	252,234	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	147,862	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892
	茨 城	317,926	273,104	283,640	271,934	283,178	280,446	190,679	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726
	静 岡	263,198	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	165,799	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791
B ラ ン ク	富 山	302,698	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	176,537	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777
	広 島	259,924	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	164,390	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759
	滋 賀	264,425	269,658	300,600	273,248	273,492	302,772	151,409	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490
	栃 木	317,706	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	187,863	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311
	群 馬	280,714	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	166,867	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703
	宮 城	255,822	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	162,447	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551
	山 梨	249,614	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	162,830	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957
	三 重	289,087	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	176,918	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095
	石 川	323,792	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	187,254	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788
	福 岡	249,637	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	163,895	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414
	香 川	286,102	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	178,466	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096
	岡 山	264,481	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	170,015	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809
	福 井	268,182	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	157,211	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346
	奈 良	307,654	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	169,102	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256
	山 口	240,601	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	173,639	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431
	長 野	262,771	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	157,317	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666
	北 海 道	249,985	269,521	259,400	252,685	230,308	241,186	158,104	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352
	岐 阜	307,870	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	176,576	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932
	徳 島	271,784	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	160,709	179,139	179,154	162,325	173,801	171,518
	福 島	319,989	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	197,314	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260
新 潟	285,109	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	167,422	181,906	159,039	150,224	173,458	174,185	
和 歌 山	273,260	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	150,425	134,167	153,951	169,404	136,853	169,165	
愛 媛	271,998	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	151,344	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039	
島 根	255,371	266,811	236,185	262,148	230,561	254,736	162,161	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751	
C ラ ン ク	大 分	291,906	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	183,520	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661
	熊 本	309,783	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	174,543	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367
	山 形	293,883	265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	181,216	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242
	佐 賀	295,834	237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	179,376	161,519	200,659	158,350	167,499	152,556
	長 崎	217,266	263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	147,831	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484
	岩 手	255,599	315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	157,609	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585
	高 知	278,239	294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	168,090	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276
	鳥 取	228,065	224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	139,574	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324
	秋 田	272,054	296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	158,936	175,727	166,843	177,662	157,358	177,088
	鹿 児 島	287,585	279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	176,330	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560
	宮 崎	263,402	325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	156,300	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478
	青 森	248,292	249,593	268,359	249,053	237,527	233,006	148,119	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354
	沖 縄	239,552	229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	139,948	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488
全国計	271,136	275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	166,244	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924	

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						前年比増減（％）					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東京	750	797	812	806	800	797	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	神奈川	276	299	303	302	299	306	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4
	大阪	392	389	394	394	394	379	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8
	愛知	302	319	320	319	318	318	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0
	埼玉	209	211	214	215	214	222	0.3	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6
	千葉	169	174	172	172	172	177	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7
B ランク	兵庫	172	180	182	180	178	182	△ 0.2	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3
	京都	88	92	95	95	96	95	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6
	茨城	100	99	99	98	98	102	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0
	静岡	140	140	141	141	141	142	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9
	富山	42	42	42	42	42	43	1.1	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8
	広島	101	105	107	107	107	112	0.4	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2
	滋賀	49	51	51	50	50	50	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5
	栃木	71	70	70	70	71	74	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7
	群馬	71	73	73	71	72	73	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2
	宮城	83	81	80	80	80	77	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3
	山梨	28	29	29	29	29	29	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5
	三重	63	65	65	65	66	67	0.8	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6
	石川	44	43	44	43	42	43	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9
	福岡	166	180	180	182	182	187	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0
	香川	34	34	35	34	34	35	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6
	岡山	68	68	68	68	67	68	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9
	福井	29	30	30	30	30	30	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9
	奈良	33	39	39	39	39	39	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6
	山口	50	48	49	48	48	47	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4
	長野	73	75	74	75	76	76	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2
	北海道	177	177	179	180	179	181	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0
	岐阜	66	68	68	68	67	68	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7
	徳島	23	24	23	24	25	24	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1
	福島	68	65	66	66	65	67	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4
	新潟	81	80	82	82	81	83	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0
	和歌山	28	29	29	29	28	29	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7
愛媛	43	45	46	45	45	46	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	
島根	24	23	24	23	23	24	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	
C ランク	大分	39	38	38	38	38	37	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
	熊本	54	57	58	57	56	56	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
	山形	38	38	38	38	38	39	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3
	佐賀	25	28	28	28	28	29	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9
	長崎	42	43	43	42	42	41	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1
	岩手	41	42	42	42	42	41	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6
	高知	22	23	23	23	23	23	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3
	鳥取	18	18	18	18	18	19	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6
	秋田	32	33	33	33	32	32	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9
	鹿児島	47	51	53	53	53	57	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8
	宮崎	31	34	35	35	34	35	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0
	青森	41	42	42	42	42	40	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0
沖縄	41	46	47	47	48	49	1.5	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1	
全国計	5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ランク	東 京	1,006	1,028	1,039	1,056	1,065	2.3	2.2	1.0	1.6	0.9
	神 奈 川	220	223	226	228	229	2.0	1.4	1.3	1.0	0.8
	大 阪	362	368	370	373	375	2.2	1.7	0.7	0.9	0.4
	愛 知	286	291	293	294	294	1.9	1.8	0.5	0.4	0.1
	埼 玉	151	154	156	159	159	2.4	1.7	1.5	1.7	0.2
	千 葉	122	124	126	128	128	2.4	2.0	1.5	1.3	0.2
B ランク	兵 庫	141	142	143	144	143	1.8	1.3	0.6	0.3	△ 0.4
	京 都	75	76	77	77	77	1.4	1.3	0.8	0.1	△ 0.0
	茨 城	79	80	81	82	82	1.8	1.3	0.9	1.0	0.6
	静 岡	117	118	118	119	119	1.5	1.2	0.2	0.5	0.1
	富 山	37	37	37	37	37	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5
	広 島	101	102	102	103	102	1.5	0.9	0.3	0.8	△ 0.7
	滋 賀	39	40	40	40	40	2.1	1.8	0.3	△ 0.0	0.3
	栃 木	57	58	58	59	59	1.8	1.3	0.8	1.0	0.3
	群 馬	61	62	63	63	64	2.2	1.6	0.8	0.2	1.1
	宮 城	73	74	74	74	73	1.4	0.9	0.0	0.1	△ 0.8
	山 梨	22	22	23	23	23	2.2	1.5	0.7	0.6	0.6
	三 重	50	50	51	51	51	2.3	1.2	0.1	0.4	0.6
	石 川	38	39	39	39	38	1.7	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7
	福 岡	172	174	177	178	177	2.0	1.5	1.4	0.6	△ 0.1
	香 川	32	33	33	32	32	1.4	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0
	岡 山	60	60	61	60	60	1.1	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5
	福 井	26	26	26	26	26	1.1	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6
	奈 良	25	25	25	25	25	1.9	1.3	0.8	0.2	△ 0.1
	山 口	41	41	41	41	40	1.0	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8
	長 野	63	64	64	64	64	1.6	1.0	0.2	0.3	0.1
	北 海 道	154	156	157	157	156	1.2	1.1	0.8	0.1	△ 0.6
	岐 阜	60	60	61	61	61	1.6	1.2	0.4	0.3	△ 0.1
	徳 島	20	20	20	20	20	0.4	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3
福 島	58	58	58	58	58	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	
新 潟	73	73	73	73	72	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	
和 歌 山	24	24	24	25	24	1.2	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	
愛 媛	41	41	41	41	40	1.2	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	
島 根	21	21	21	20	20	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	
C ランク	大 分	34	34	33	33	33	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4
	熊 本	49	49	50	50	50	2.4	1.1	0.7	0.7	0.1
	山 形	33	33	32	32	32	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6
	佐 賀	24	24	24	24	24	1.2	0.6	0.4	0.2	△ 0.4
	長 崎	37	37	37	37	36	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0
	岩 手	37	37	37	37	36	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9
	高 知	20	20	20	20	19	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7
	鳥 取	16	16	16	16	16	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7
	秋 田	29	29	29	29	29	0.3	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2
	鹿 児 島	46	46	46	46	46	0.9	0.8	0.3	0.3	△ 0.1
	宮 崎	30	30	30	30	30	1.5	0.9	0.3	0.2	△ 0.4
青 森	36	36	36	35	35	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	
沖 縄	42	43	44	45	45	2.7	2.2	2.0	1.2	0.2	
全国計		4,335	4,399	4,430	4,461	4,469	1.8	1.5	0.7	0.7	0.2

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

- (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
 (=雇用保険における一括適用)
 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。
 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。
 5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（%）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	795	810	816	823	833	3.2	1.9	0.7	0.9	1.2
	神奈川	496	509	505	500	503	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6
	大 阪	443	459	463	463	465	2.0	3.6	0.7	0.0	0.6
	愛 知	408	414	414	417	418	2.9	1.6	0.0	0.6	0.4
	埼 玉	392	398	396	399	403	2.7	1.4	△ 0.4	0.7	1.0
	千 葉	333	337	337	337	339	1.6	1.1	0.2	0.0	0.3
B ラ ン ク	兵 庫	275	276	275	277	278	1.2	0.3	△ 0.2	0.6	0.4
	京 都	135	136	136	136	135	0.8	0.8	0.0	△ 0.4	△ 0.4
	茨 城	150	151	150	150	150	0.9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.0
	静 岡	200	200	198	198	197	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	富 山	56	56	56	56	55	0.5	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.7
	広 島	144	145	145	145	145	0.6	0.7	0.3	△ 0.2	△ 0.2
	滋 賀	76	77	76	75	76	3.1	1.6	△ 0.8	△ 1.6	1.6
	栃 木	103	103	103	103	103	0.7	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.1
	群 馬	102	103	103	103	103	1.7	0.5	0.0	0.0	0.0
	宮 城	122	123	122	122	121	1.8	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.7
	山 梨	45	45	44	44	44	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9
	三 重	96	99	96	95	94	3.6	3.2	△ 2.9	△ 1.3	△ 1.1
	石 川	62	62	61	61	61	1.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3
	福 岡	258	260	261	261	261	1.7	0.9	0.3	0.0	0.0
	香 川	49	49	49	49	48	1.7	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.4
	岡 山	95	96	96	96	96	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0
	福 井	42	43	42	42	41	1.2	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9
	奈 良	66	66	66	66	66	1.2	0.5	0.0	0.2	△ 0.3
	山 口	70	69	68	68	67	1.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.6	△ 2.1
	長 野	114	114	114	112	111	1.5	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2
	北海道	264	267	263	261	260	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4
	岐 阜	112	112	112	112	112	0.6	0.2	0.0	0.0	△ 0.1
	徳 島	36	36	36	36	36	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	福 島	98	98	98	97	96	0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.6
	新 潟	119	118	117	116	116	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4
和歌山	47	48	48	46	46	△ 2.7	2.1	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.9	
愛 媛	68	69	68	68	68	1.3	0.6	△ 0.4	△ 1.2	0.1	
島 根	36	36	35	35	37	4.9	△ 0.3	△ 3.9	0.0	5.7	
C ラ ン ク	大 分	59	59	59	59	58	1.2	1.0	0.0	△ 1.2	△ 0.5
	熊 本	91	92	92	92	91	1.1	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.2
	山 形	58	59	58	58	58	1.8	1.7	△ 1.9	0.2	0.9
	佐 賀	44	43	44	44	44	0.5	△ 3.0	2.8	1.1	0.0
	長 崎	68	68	67	66	66	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2	△ 1.1
	岩 手	67	66	66	64	64	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.8	△ 1.2
	高 知	36	36	35	35	35	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	鳥 取	30	30	30	30	30	1.3	△ 0.3	△ 0.3	0.0	△ 0.3
	秋 田	50	50	49	49	48	0.8	0.0	△ 1.6	△ 0.2	△ 2.3
	鹿 児 島	81	80	80	80	79	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3	△ 0.5
	宮 崎	56	56	56	55	54	0.7	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8
	青 森	65	65	65	64	64	0.3	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8
	沖 縄	71	73	74	74	75	2.4	3.0	0.4	0.5	0.8
全国計		6,682	6,750	6,710	6,713	6,723	2.1	1.0	△ 0.6	0.0	0.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。

3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ⅲ 業務統計資料編

(1) 令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラ	ン	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額			結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
				最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)			
A	東 京	1041	1072	103	31	2.98%	8月5日	● 使側3名反対	10月1日
A	神奈川	1040	1071	103	31	2.98%	8月5日	●	10月1日
A	大 阪	992	1023	103	31	3.13%	8月4日	○	10月1日
A	愛 知	955	986	103	31	3.25%	8月4日	○	10月1日
A	埼 玉	956	987	103	31	3.24%	8月5日	○	10月1日
A	千 葉	953	984	103	31	3.25%	8月5日	●	10月1日
B	京 都	937	968	103	31	3.31%	8月10日	●	10月9日
B	兵 庫	928	960	103	32	3.45%	8月5日	○	10月1日
B	静 岡	913	944	103	31	3.40%	8月9日	●	10月5日
B	滋 賀	896	927	103	31	3.46%	8月10日	●	10月6日
B	茨 城	879	911	104	32	3.64%	8月5日	●	10月1日
B	栃 木	882	913	104	31	3.51%	8月5日	▲	10月1日
B	広 島	899	930	103	31	3.45%	8月5日	●	10月1日
B	長 野	877	908	104	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
B	富 山	877	908	104	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
B	三 重	902	933	103	31	3.44%	8月5日	●	10月1日
B	山 梨	866	898	104	32	3.70%	8月23日	●	10月20日
C	群 馬	865	895	103	30	3.47%	8月12日	○	10月8日
C	岡 山	862	892	103	30	3.48%	8月5日	●	10月1日
C	石 川	861	891	103	30	3.48%	8月12日	○	10月8日
C	香 川	848	878	104	30	3.54%	8月5日	▲	10月1日
C	奈 良	866	896	103	30	3.46%	8月5日	●	10月1日
C	宮 城	853	883	104	30	3.52%	8月5日	○	10月1日
C	福 岡	870	900	103	30	3.45%	8月12日	●	10月8日
C	山 口	857	888	104	31	3.62%	8月17日	●	10月13日
C	岐 阜	880	910	103	30	3.41%	8月5日	▲○ 労側1名反対 使側2名反対	10月1日
C	福 井	858	888	103	30	3.50%	8月8日	○	10月2日
C	和歌山	859	889	103	30	3.49%	8月5日	● 使側2名反対	10月1日
C	北海道	889	920	103	31	3.49%	8月8日	●	10月2日
C	新 潟	859	890	104	31	3.61%	8月5日	●	10月1日
C	徳 島	824	855	104	31	3.76%	8月10日	○	10月6日
D	福 島	828	858	104	30	3.62%	8月10日	○	10月6日
D	大 分	822	854	104	32	3.89%	8月9日	●	10月5日
D	山 形	822	854	104	32	3.89%	8月10日	●	10月6日
D	愛 媛	821	853	104	32	3.90%	8月9日	●	10月5日
D	島 根	824	857	104	33	4.00%	8月9日	●	10月5日
D	鳥 取	821	854	104	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
D	熊 本	821	853	104	32	3.90%	8月5日	●	10月1日
D	長 崎	821	853	104	32	3.90%	8月12日	●	10月8日
D	高 知	820	853	104	33	4.02%	8月15日	●	10月9日
D	岩 手	821	854	104	33	4.02%	8月23日	●	10月20日
D	鹿 児 島	821	853	104	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
D	佐 賀	821	853	104	32	3.90%	8月8日	●	10月2日
D	青 森	822	853	104	31	3.77%	8月9日	●	10月5日
D	秋 田	822	853	104	31	3.77%	8月5日	●	10月1日
D	宮 崎	821	853	104	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
D	沖 縄	820	853	104	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
全国加重平均額			930	961	103	31	3.33%	—	—

備考

- 1 全国加重平均額 961円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致9件 ●使用者側反対33件 ▲労働者側反対2件
 - 使用者側一部反対2件 ▲使用者側、労働者側双方一部反対1件
- 3 答申時期 前年より早い6件 前年より遅い22件 前年と同じ19件
- 4 発効日 前年より早い5件 前年より遅い19件 前年と同じ23件
- 5 目安との比較 目安を上回る22件
- 6 異議申出状況 46局（前年度44局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

年度		平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	都道府県名
A ラ ン ク	東 京			-1					+1			東 京
	神 奈			+1					+1			神 奈
	大 阪	+3	+1	+1	+1				+2			大 阪
	愛 知	+2	+2						+2			愛 知
B ラ ン ク	千 葉	+2					+1	+1	+1		+1	千 葉
	兵 庫	+2	+1		+1				+2		+1	兵 庫
	京 都	+2	+1						+1			京 都
	茨 城	+2	+1						+1			茨 城
	静 岡	+2	+1						+1			静 岡
	富 山	+2	+2	+1					+2			富 山
	広 島	+2	+1						+1			広 島
	滋 賀	+1					+1		+2			滋 賀
	栃 木	+1					+1		+1			栃 木
	群 馬	+1							+1		+1	群 馬
	山 梨	+1	+1						+1			山 梨
	三 重	+1	+1	+1					+1			三 重
	石 川	+1	+1		+1				+1			石 川
	福 岡	+2	+2	+1	+1			+1	+2			福 岡
	香 川	+2	+2					+1	+1			香 川
	岡 山	+1	+1						+1			岡 山
山 井	+1							+1		+1	山 井	
長 門	+1										長 門	
北 海 道	+1								+1		北 海 道	
C ラ ン ク	岐 阜	+1						+1	+1		+1	岐 阜
	徳 島	+2						+1	+3		+1	徳 島
	福 新	+1	+1					+1	+2		+1	福 新
	和 歌 山	+2				+1		+1	+1		+1	和 歌 山
	愛 媛	+1	+1					+1	+1		+1	愛 媛
	大 分	+2	+2	+1	+1			+2	+3	+4	+3	大 分
	熊 本	+1						+2	+2	+2	+2	熊 本
	山 形	+1	+2	+1				+2	+3	+2	+2	山 形
	佐 賀	+1	+1					+2	+2	+1	+2	佐 賀
	長 崎	+1		+1				+2	+3		+2	長 崎
ク	岩 手	+2		+1				+2	+3		+3	岩 手
	高 知	+2		+1	+1			+2	+3		+3	高 知
	鳥 取	+1						+2	+2	+1	+3	鳥 取
	秋 田	+1	+1			+1		+2	+2	+2	+1	秋 田
	鹿 児 島	+1						+1	+3	+2	+2	鹿 児 島
	宮 崎	+1						+2	+3		+2	宮 崎
	青 森	+1	+1					+1	+3	+1	+1	青 森
	沖 縄	+1					+1	+2	+2		+3	沖 縄

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位:円)

年度 ランク	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
全 国	764 (3.66)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)	961 (3.33)
Aランク	836 (3.98)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)	1,035 (3.09)
Bランク	747 (3.03)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)	935 (3.54)
Cランク	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)	897 (3.46)
Dランク	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	854 (3.89)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
 2 ()内は引上げ率(%)を示す。
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。
 4 平成29年度はランク区分の入替え(埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 ランク	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
① 最高額 (円)	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京	850 東京
② 最低額 (円)	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7

121

年度 ランク	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
① 最高額 (円)	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京
② 最低額 (円)	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄
格差 ②/①×100	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

年度		平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
都道府県											
A ラ ン ク	東 京	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.98
	神 奈 川	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98
	大 阪	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90	3.13
	愛 知	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02	3.25
	埼 玉	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02	3.24
	千 葉	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	3.25
B ラ ン ク	兵 庫	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11	3.45
	京 都	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08	3.31
	茨 城	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64
	静 岡	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40
	富 山	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53
	広 島	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45
	滋 賀	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23	3.46
	栃 木	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51
	群 馬	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47
	宮 城	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39	3.52
	山 梨	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70
	山 西	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20	3.44
	石 川	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48
	福 岡	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33	3.45
	香 川	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54
	岡 山	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36	3.48
	福 井	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.50
	奈 良	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34	3.46
	山 口	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38	3.62
	長 野	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53
北 海 道	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25	3.49	
岐 阜	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29	3.41	
徳 島	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	3.76	
福 島	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50	3.62	
新 潟	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37	3.61	
和 歌 山	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37	3.49	
愛 媛	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90	
島 根	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04	4.00	
C ラ ン ク	大 分	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89
	熊 本	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90
	山 形	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66	3.89
	佐 賀	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90
	長 崎	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90
	岩 手	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53	4.02
	高 知	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02
	鳥 取	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66	4.02
	秋 田	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79	3.77
	鹿 児 島	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53	3.90
	宮 崎	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90
	青 森	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77
	沖 縄	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
5	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (令和5年1月～3月、全国計)

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,814	398	10.4%	3,437	357	10.4%	377	41	10.9%
01 食料品製造業	966	97	10.0%	965	97	10.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	267	19	7.1%	262	19	7.3%	5	0	0.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	336	40	11.2%	356	40	11.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	80	6	7.5%	80	6	7.5%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	38	0	0.0%	38	0	0.0%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	107	15	14.0%	107	15	14.0%	0	0	-
07 印刷・製本業	154	21	13.6%	154	21	13.6%	0	0	-
08 化学工業	240	32	13.3%	240	32	13.3%	0	0	-
09 窯業土石製品製造業	41	4	9.8%	28	3	10.7%	13	1	7.7%
10 鉄鋼業	23	2	8.7%	18	1	5.6%	5	1	20.0%
11 非鉄金属製造業	16	2	12.5%	14	1	7.1%	2	1	50.0%
12 金属製品製造業	217	20	9.2%	211	20	9.5%	6	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	204	21	10.3%	123	12	9.8%	81	9	11.1%
14 電気機械器具製造業	298	38	12.8%	99	15	15.2%	199	23	11.6%
15 輸送用機械等製造業	105	5	4.8%	48	1	2.1%	57	4	7.0%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	699	76	10.9%	691	74	10.7%	8	2	25.0%
02 鉱業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	241	22	9.1%	240	22	9.2%	1	0	0.0%
01 土木工事業	55	7	12.7%	55	7	12.7%	0	0	-
02 建築工事業	102	8	7.8%	101	8	7.9%	1	0	0.0%
03 その他の建設業	84	7	8.3%	84	7	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	52	6	11.5%	52	6	11.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	16	3	18.8%	16	3	18.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	33	2	6.1%	33	2	6.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	3	1	33.3%	3	1	33.3%	0	0	-
05 貨物取扱業	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	-
1号～5号 計	4,115	428	10.4%	3,737	387	10.4%	378	41	10.8%
06 農林業	92	20	21.7%	92	20	21.7%	0	0	-
01 農業	89	20	22.5%	89	20	22.5%	0	0	-
02 林業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	23	8	34.8%	23	8	34.8%	0	0	-
01 畜産業	19	7	36.8%	19	7	36.8%	0	0	-
02 水産業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
08 商業	5,853	573	9.8%	5,815	570	9.8%	38	3	7.9%
01 卸売業	1,046	93	8.9%	1,044	93	8.9%	2	0	0.0%
02 小売業	3,942	411	10.4%	3,907	408	10.4%	35	3	8.6%
03 理美容業	705	75	10.6%	704	54	7.7%	1	0	0.0%
04 その他の商業	160	15	9.4%	160	15	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
02 広告・あつせん業	72	7	9.7%	72	7	9.7%	0	0	-
10 映画・演劇業	10	2	20.0%	10	2	20.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	90	10	11.1%	90	10	11.1%	0	0	-
13 保健衛生業	1,069	115	10.8%	1,069	115	10.8%	0	0	-
01 医療保健業	318	32	10.1%	318	32	10.1%	0	0	-
02 社会福祉施設	725	78	10.8%	725	78	10.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	26	5	19.2%	26	5	19.2%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,997	307	10.2%	2,997	307	10.2%	0	0	-
01 旅館業	564	60	10.6%	564	60	10.6%	0	0	-
02 飲食店	2,261	230	10.2%	2,261	230	10.2%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	172	17	9.9%	172	17	9.9%	0	0	-
15 清掃・と畜業	349	43	12.3%	349	43	12.3%	0	0	-
16 官公署	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0	-
17 その他の事業	421	43	10.2%	421	43	10.2%	0	0	-
01 派遣業	18	1	5.6%	18	1	5.6%	0	0	-
02 その他の事業	403	42	10.4%	403	42	10.4%	0	0	-
6号～17号 計	10,990	1,130	10.3%	10,952	1,127	10.3%	38	3	7.9%
合計	15,105	1,558	10.3%	14,689	1,514	10.3%	416	44	10.6%

足下の経済状況等に関する補足資料

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2023年1月～6月)

○ 2023年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

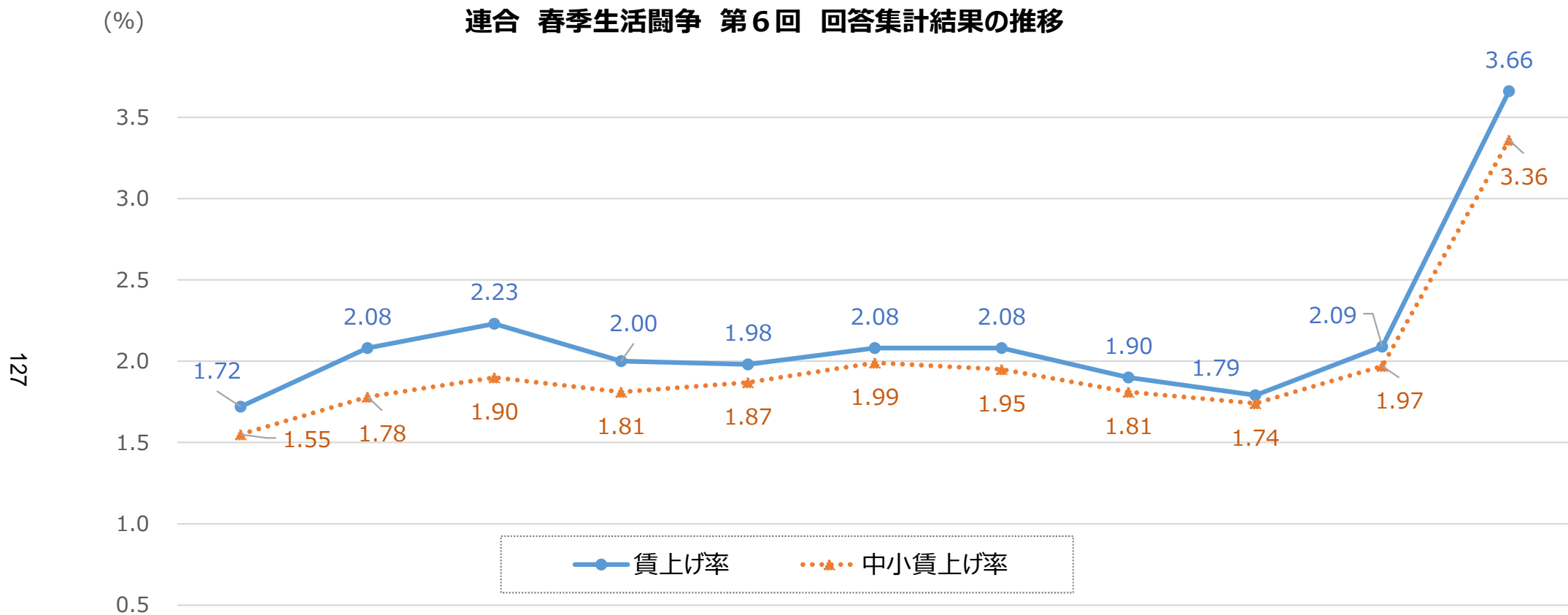
	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
2月月例	景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
3月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
4月月例	景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。	先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
5月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	持ち直している	上昇している
6月月例	景気は、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	このところ改善の動きがみられる	上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果(6月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.66%(中小3.36%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



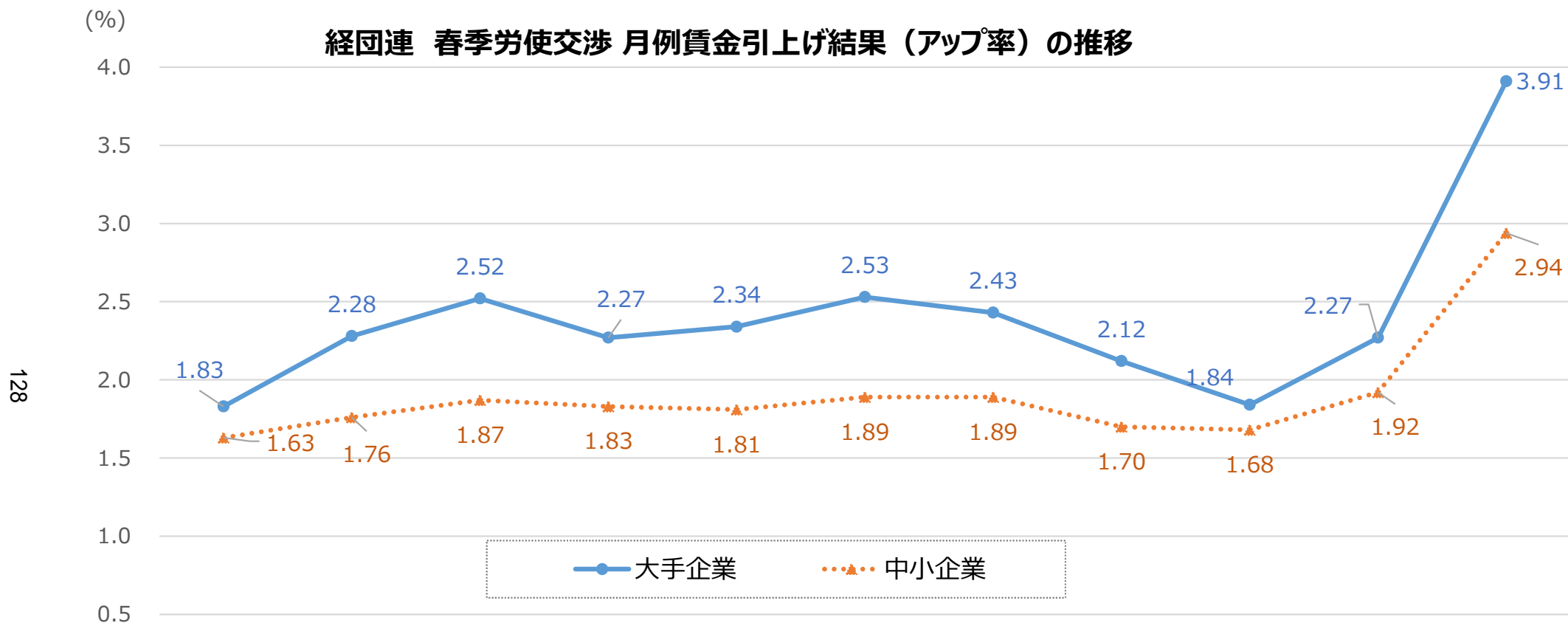
	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3	2023.6.5
● 賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09	3.66
●●● 中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97	3.36

(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第6回回答集計結果」(2023年6月5日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
● 大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
●●● 中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

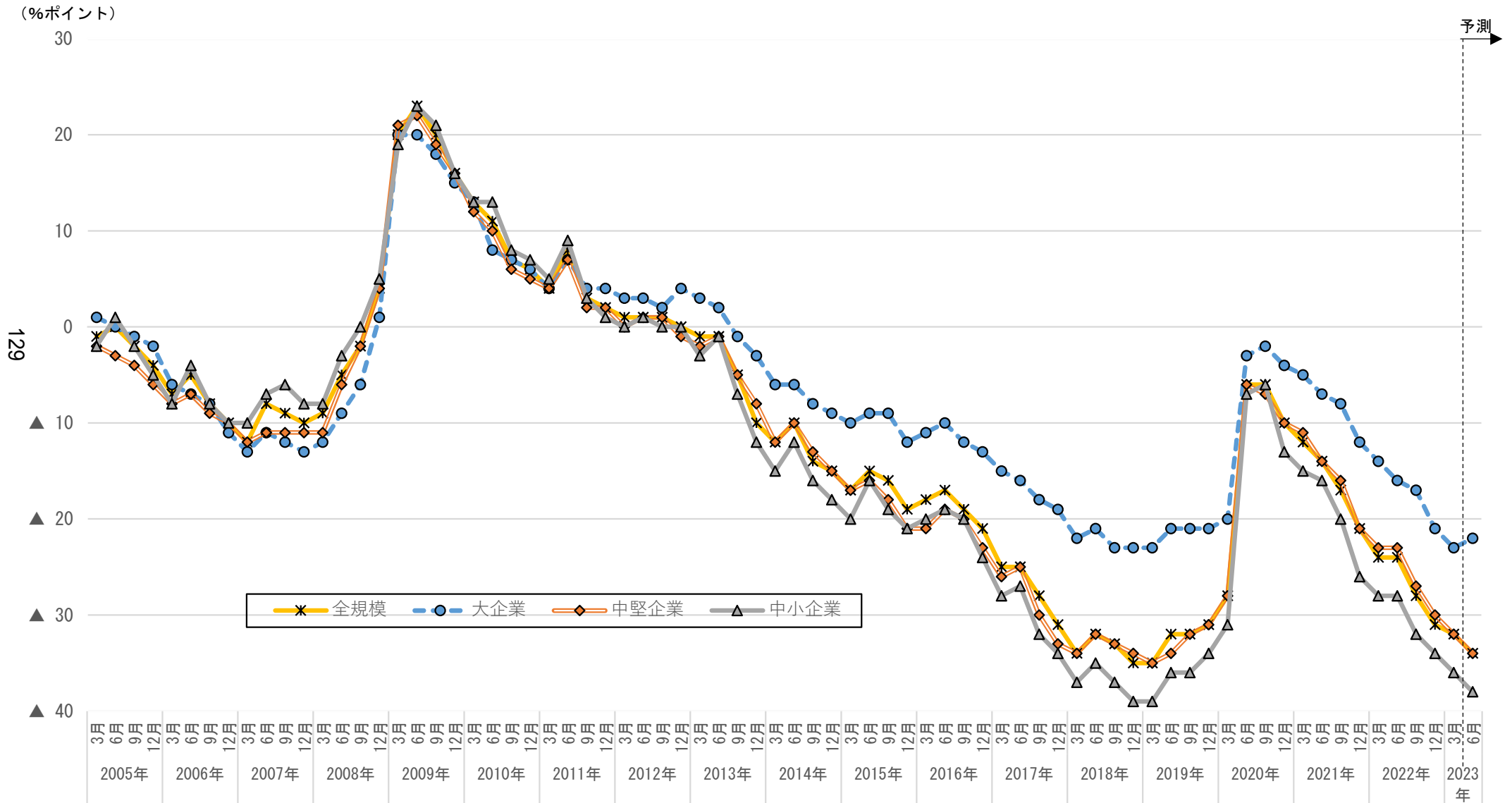
（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

（注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

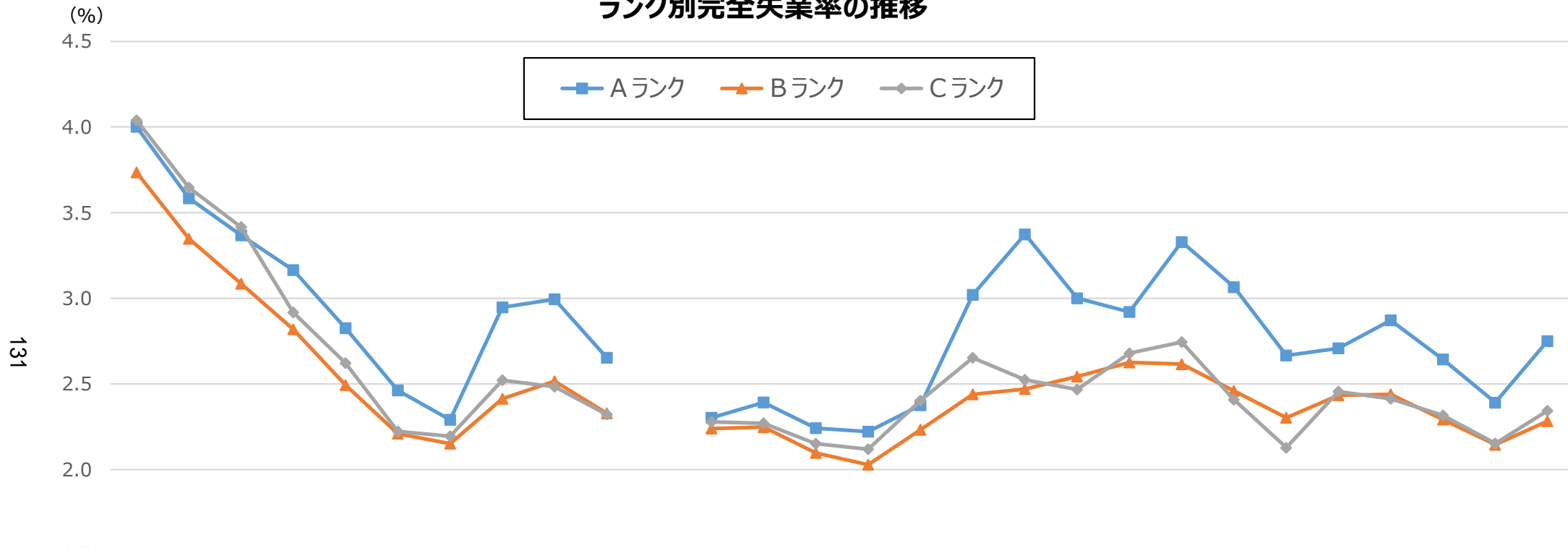
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

地域別の状況

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
■ Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7
▲ Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.1	2.3
◆ Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.7	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.3

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

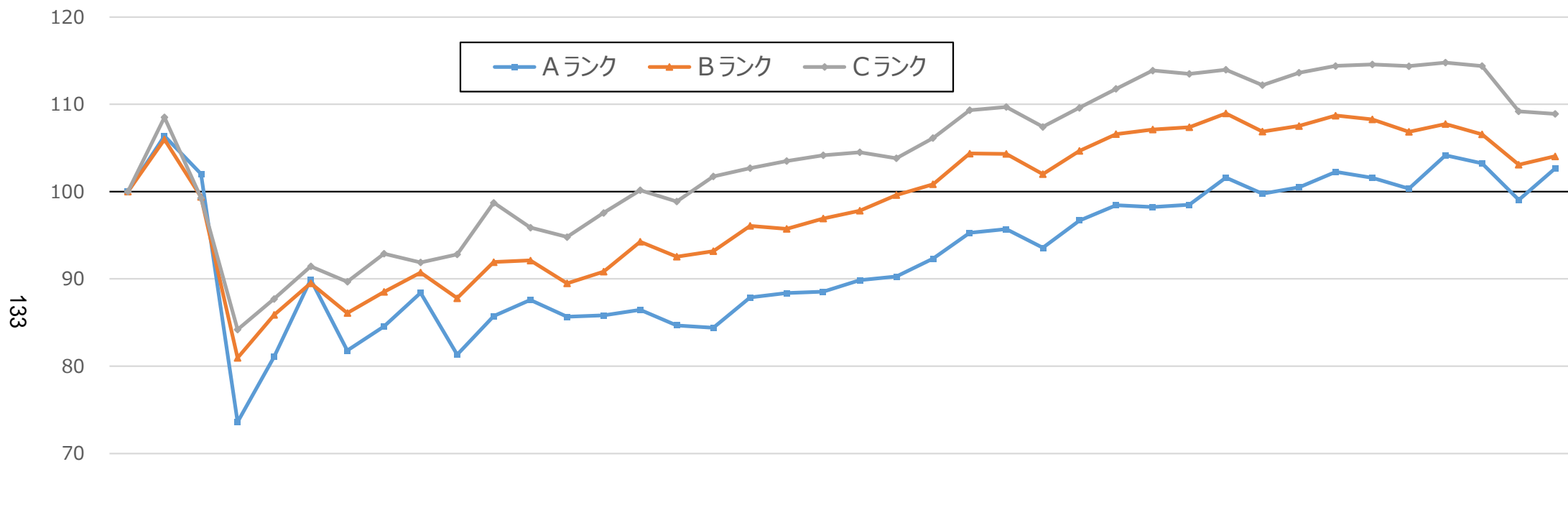
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年4月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



133

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月												
	2020年												2021年												2022年												2023年			
Aランク	100	106	102	74	81	90	82	85	88	81	86	88	86	86	86	85	84	88	88	89	90	90	92	95	96	94	97	98	98	98	102	100	101	102	102	100	104	103	99	103
Bランク	100	106	99	81	86	89	86	88	91	88	92	92	89	91	94	93	93	96	96	97	98	100	101	104	104	102	105	107	107	107	109	107	108	109	108	107	108	107	103	104
Cランク	100	109	99	84	88	91	90	93	92	93	99	96	95	98	100	99	102	103	103	104	104	104	106	109	110	107	110	112	114	113	114	112	114	114	115	114	115	114	109	109

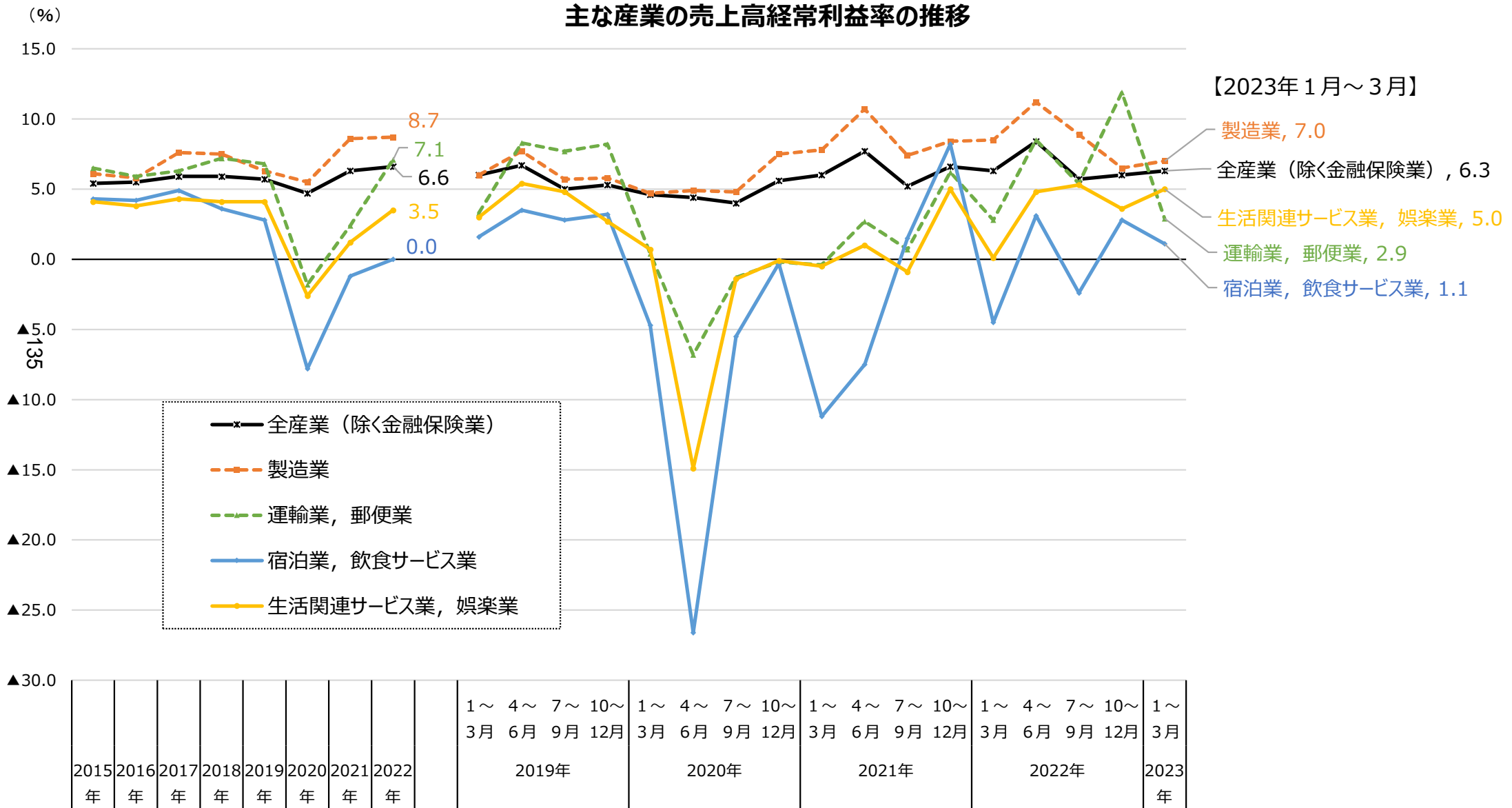
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：%)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年					2020年					2021年					2022年					2023年
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
全産業 (除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

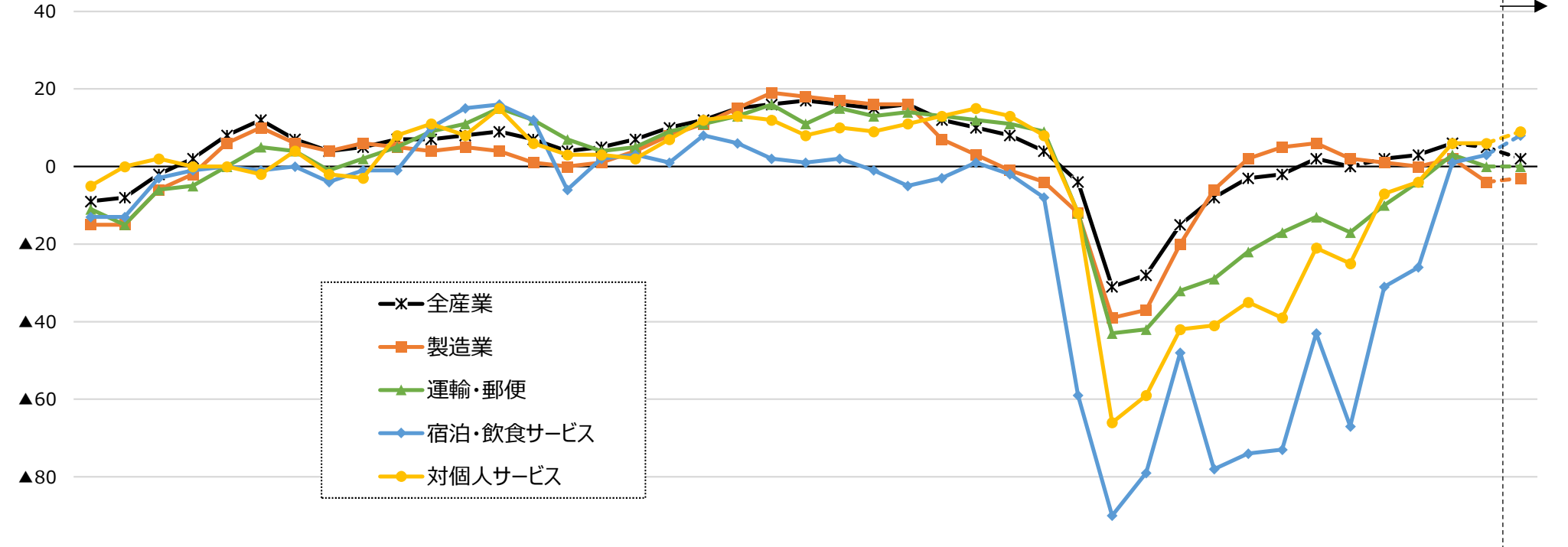
- (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業，飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント：「良い」-「悪い」)

主な産業の業況判断DIの推移



× 全産業
 ■ 製造業
 ▲ 運輸・郵便
 ◆ 宿泊・飲食サービス
 ● 対個人サービス

	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	2023年															
	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				先行き		
全産業	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	2
製造業	▲15	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲3
運輸・郵便	▲11	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	0
宿泊・飲食サービス	▲13	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	8
対個人サービス	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	9

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業，純粹持株会社」を除く）。

2. 2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年5月は速報値。

消費者物価の動向

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

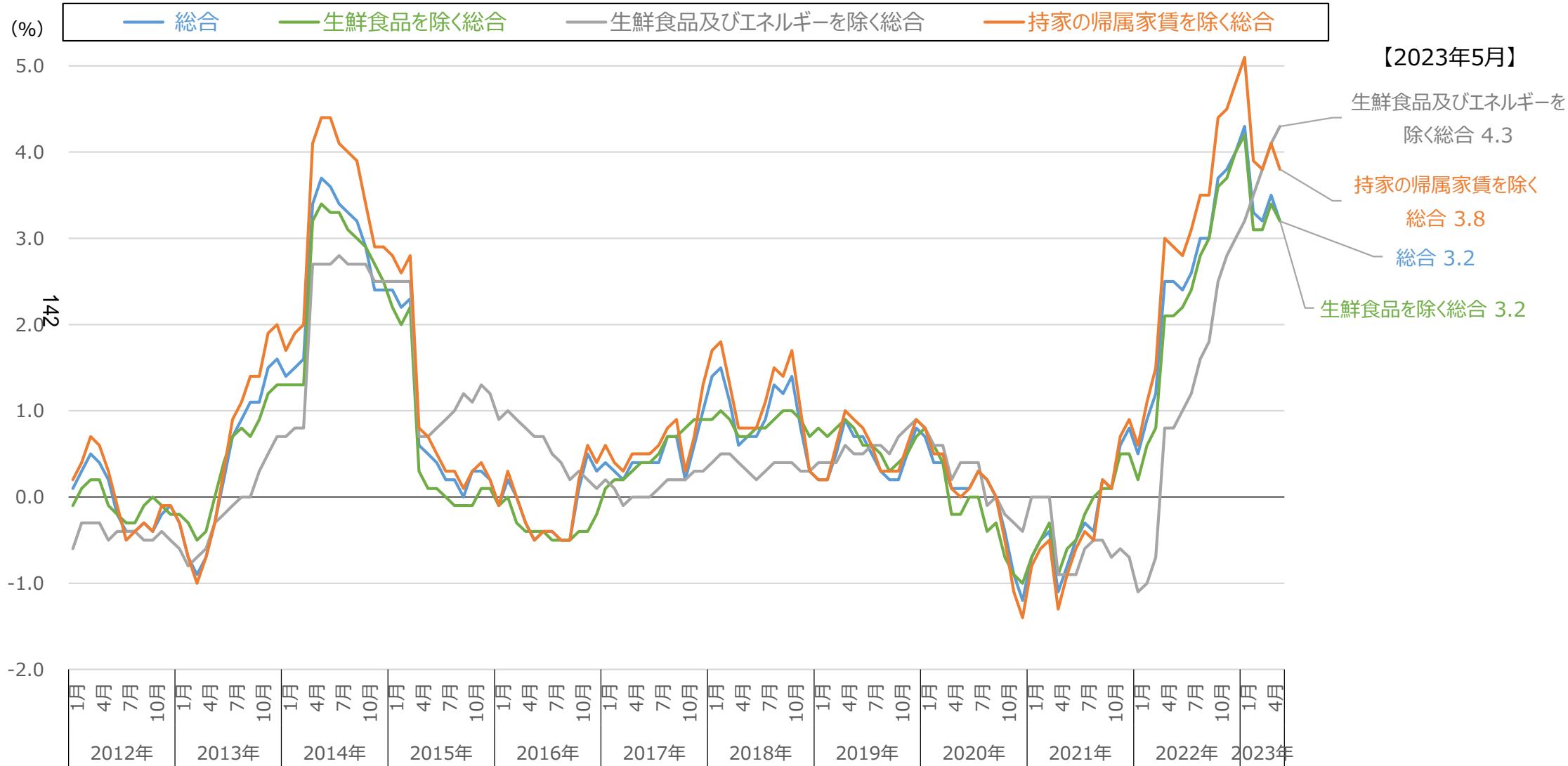
「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.2%、「生鮮食品を除く総合」は+3.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.8%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)

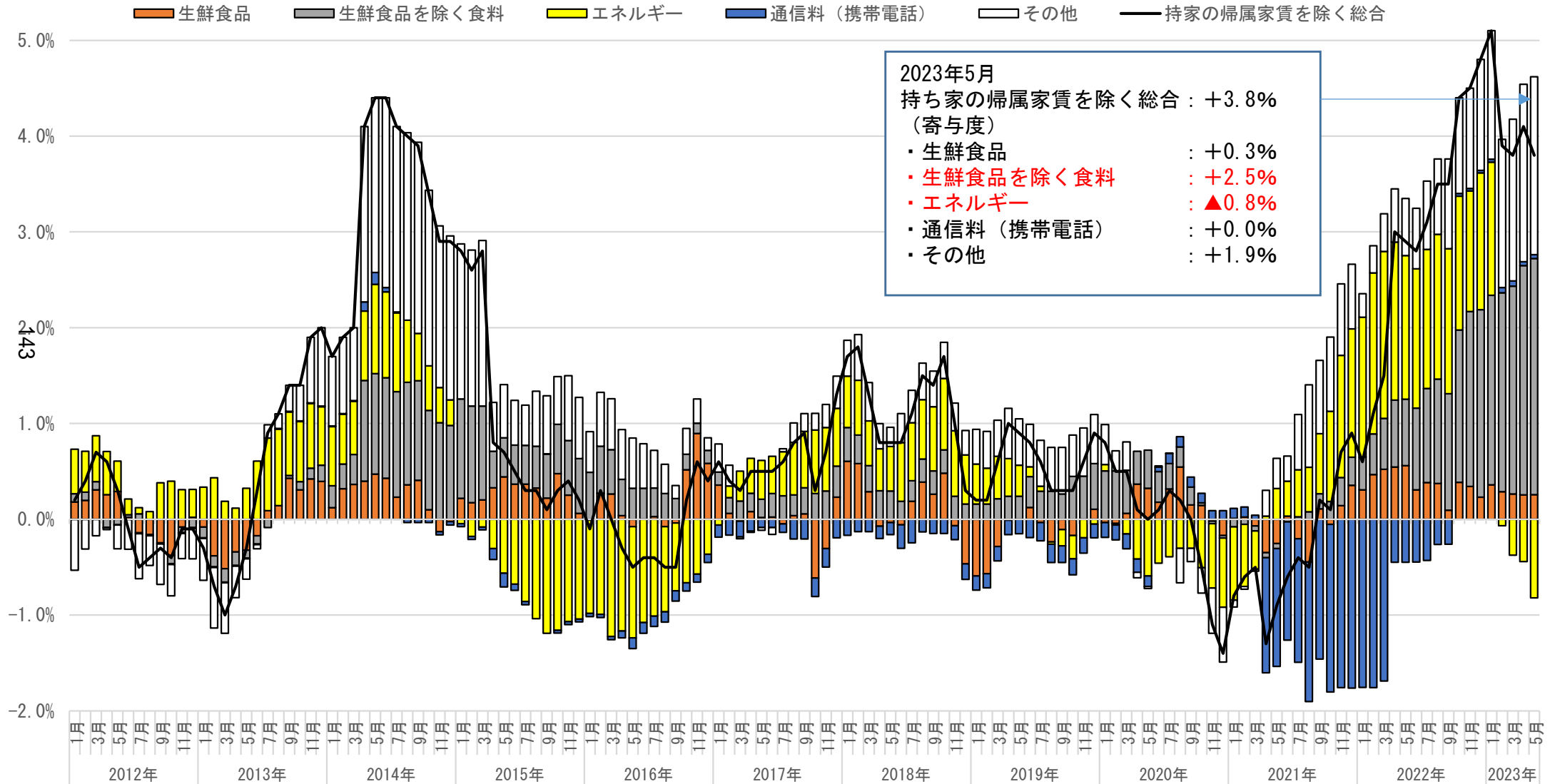


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年5月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.8%となっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

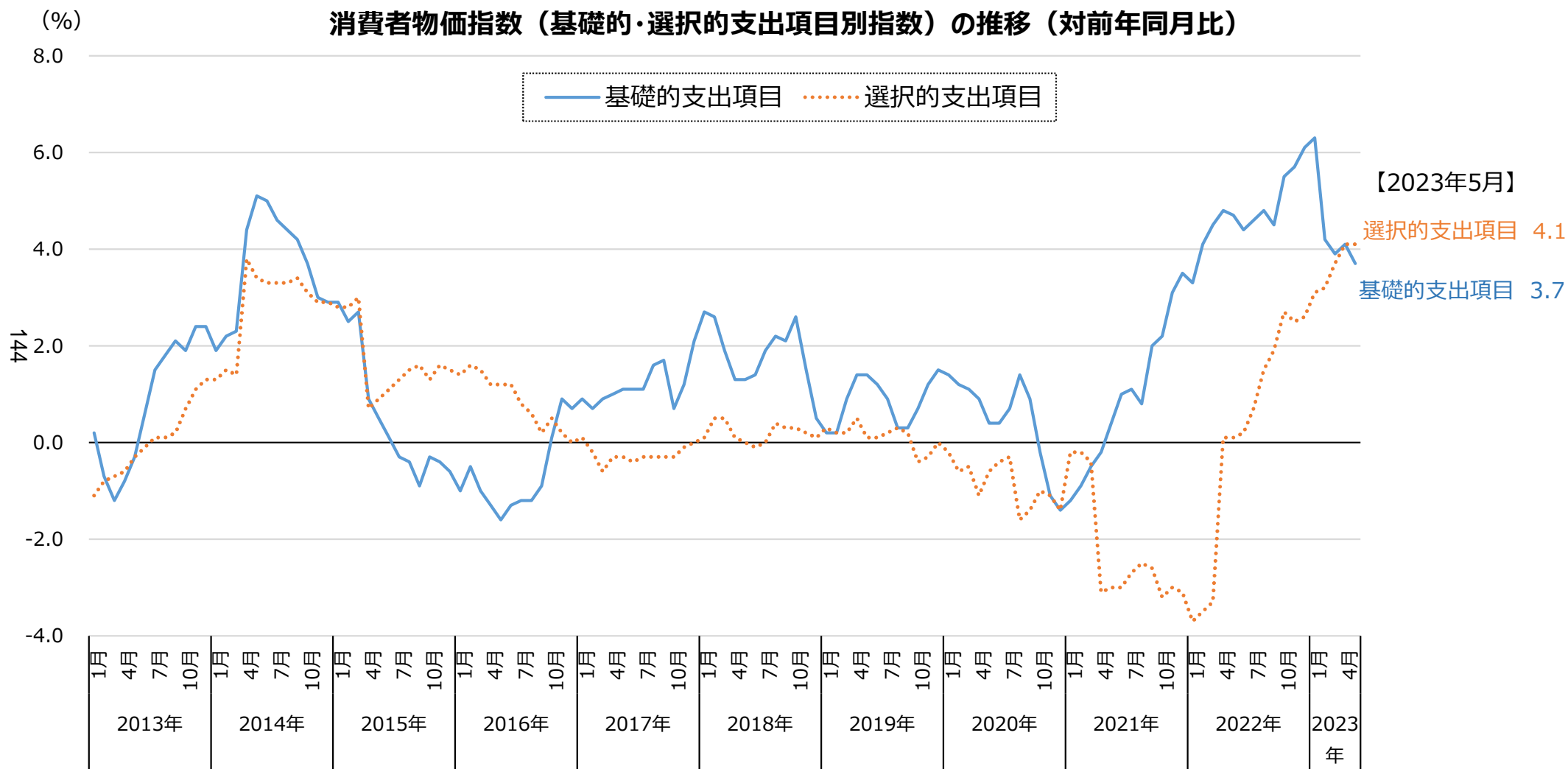
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年5月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

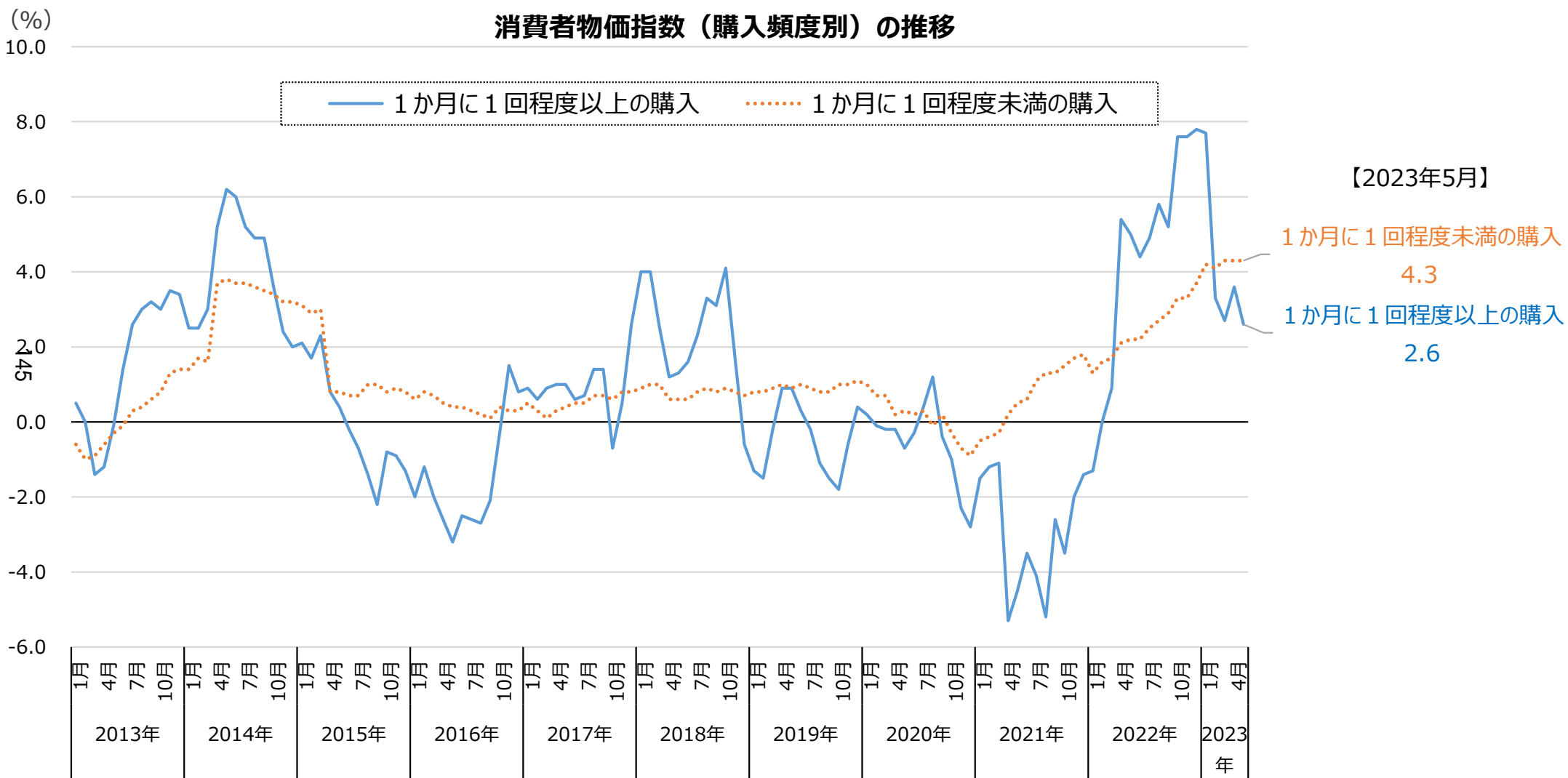
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2023年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.6%、「1か月に1回程度未満の購入」は+4.3%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものの。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

倒産の動向

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2023年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

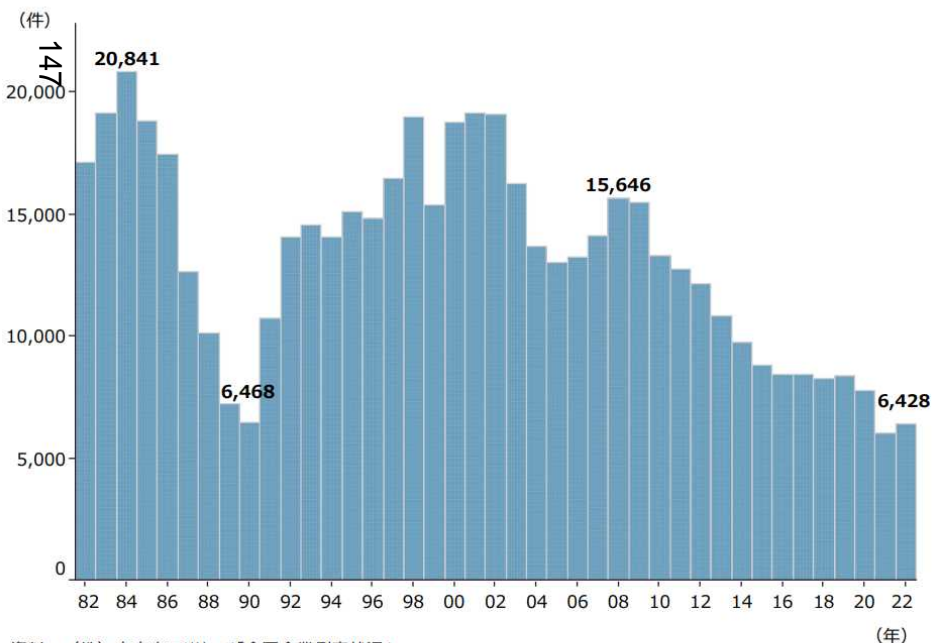
第1部 令和4年度（2022年度）の中小企業の動向

続いて、我が国の倒産件数の推移について確認する（第1-1-15図）。倒産件数は2009年以降、減少傾向で推移してきた中で、2021年は57年ぶりの低水準となったが、2022年は3年ぶりに前年を上回る6,428件であった。

「物価高倒産」動向調査（2023年4月）（抜粋）（右図）

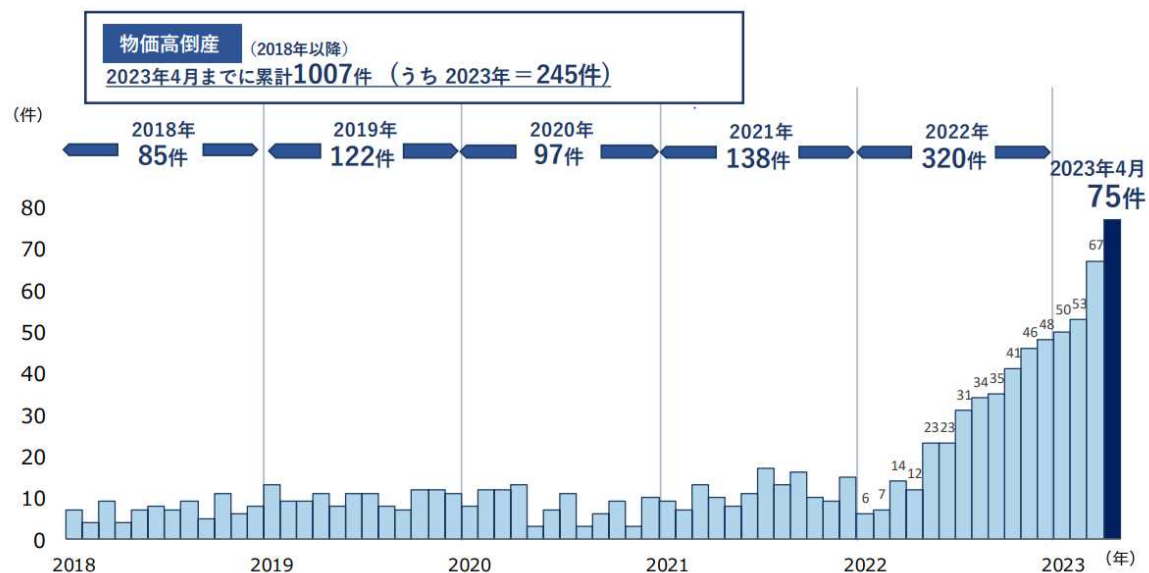
仕入価格の上昇を価格転嫁できないほど「物価高」が最後の追い打ちとなる倒産も増加の一途をたどっており、2023年4月の物価高倒産は75件となった。急増した前月からさらに増加し、10カ月連続で最多を更新、2018年1月に集計を開始以降、累計で1000件を突破した。全体の倒産件数も増加基調のなか、「物価高」に起因した倒産はハイペースで増加しており、今後も高水準で推移していくものとみられる。

倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」
 （注）1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

物価高倒産 月別発生件数 推移



物価高倒産[定義] = 法的整理（倒産）企業のうち、原油や燃料、原材料などの「仕入れ価格上昇」、取引先からの値下げ圧力等で価格転嫁できなかった「値上げ難」などにより、収益が維持できずに倒産した企業を集計

（資料出所）中小企業庁「2023年版中小企業白書」、帝国データバンク「物価高倒産」動向調査（2023年4月） ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

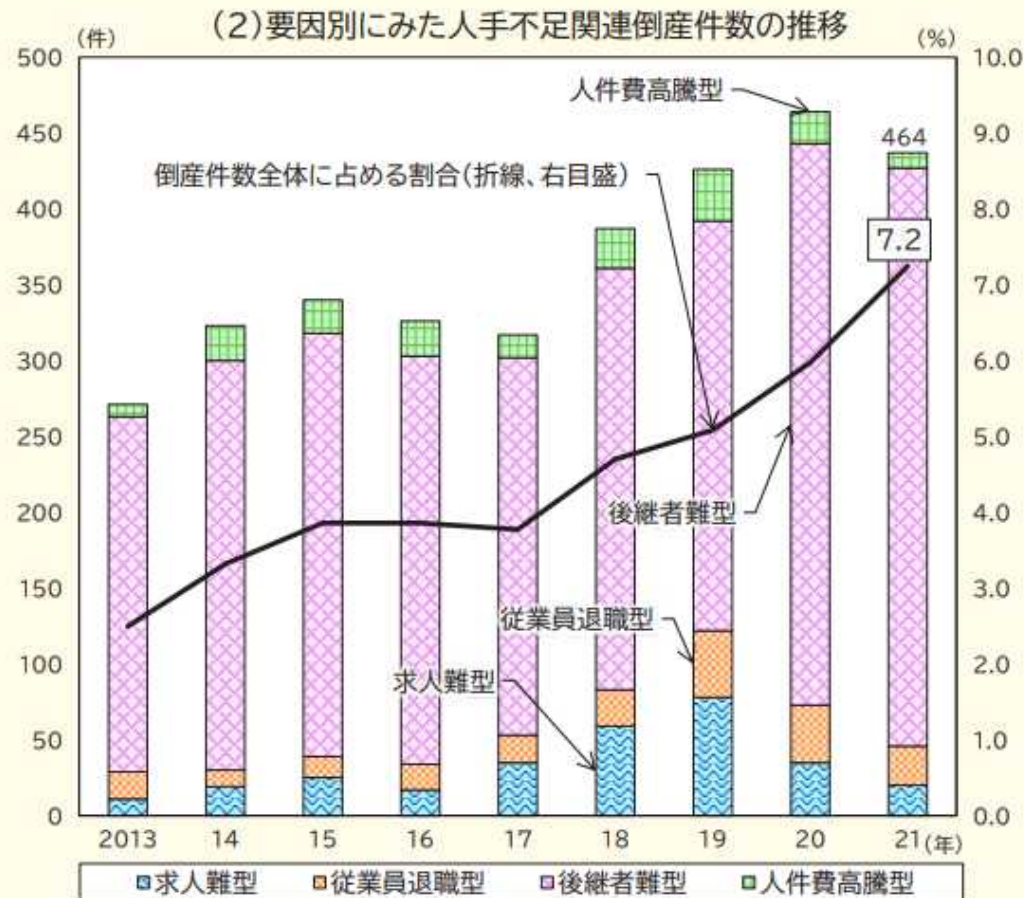
	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわよせ 既往の	信用性の 低下	販売不振	回収 掛金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
148 2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm> 令和5年5月17日取得)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所 (株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2) (2) は倒産件数の総計に占める人手不足関連倒産件数の割合を表したものの。

150 中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 令和5年度当初予算額（令和4年度当初予算額） | <令和4年度補正予算額>

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～5,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～250万円、補助率：2/3等）

…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4）

…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援

④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

（補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3）

…事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用の取組、事業承継・引き継ぎに関連する廃業費用等を支援

よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 37億円の内数(40.0億円の内数) | <113億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

中小企業等事業再構築促進事業 <5,800億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.9億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 | 9.9億円(11.9億円) | <100億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 68.4億円(66.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 | 36.7億円(43.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 | 829億円(839億円) |

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

| 7.4億円(7.5億円) |

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.4億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 528億円の内数(498億円の内数) |

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組む事業主に対して助成。

テレワークの定着・促進に向けた支援 | 5.6億円(19.4億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 | 2.3億円(1.7億円) |

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

生活衛生業関連施策

・日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組を行う事業者に対し特別利率を適用。

・デジタル化推進事業 <1.7億円> 生活衛生関係営業活性化支援事業 <3.8億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進、生衛組合連合会による継続的な集客等を図る取組の支援

・生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(0.9億円) |

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和4年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	令和4年度 実績（件） ※一部暫定値	令和4年度 執行額（億円） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	15,700	9,288	805
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	64,714	41,779	380.8
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	70,235	51,889	716.5
中小企業等事業再構築促進事業	52,432	25,121	5,611.8
業務改善助成金	7,264	5,672	45.8
働き方改革推進支援助成金	6,417	5,789	53.7
キャリアアップ助成金	85,279	75,267	589.3
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇等付与コース、特別育成訓練コース、人への投資促進コース、事業展開等リスティング支援コース	33,148	26,943	151.9
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレワークコース	71	99	0.8

業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
令和4年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
令和3年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8
令和2年度	7.8 (10.9)	12.9 (12.9)	13.8 (13.8)	13.7 (13.7)	20.8 (23.8)	6.6	31.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを記載。()内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の都道府県別実績

154

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北海道	18	120	201
青森	11	37	62
岩手	11	68	124
宮城	10	45	59
秋田	5	37	55
山形	16	65	74
福島	9	53	84
茨城	11	90	101
栃木	10	46	104
群馬	7	56	76
埼玉	15	75	105
千葉	17	115	121
東京	30	219	440
神奈川	27	171	274
新潟	6	55	86
富山	3	61	58
石川	18	54	78
福井	6	80	91
山梨	4	17	33
長野	10	102	106
岐阜	4	55	101
静岡	17	164	181
愛知	32	197	361
三重	11	58	72

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滋賀	14	95	131
京都	16	60	85
大阪	21	238	358
兵庫	22	108	260
奈良	8	49	72
和歌山	5	59	89
鳥取	10	52	94
島根	13	35	45
岡山	26	93	104
広島	20	137	169
山口	7	72	107
徳島	2	54	84
香川	7	72	98
愛媛	9	65	96
高知	10	14	37
福岡	36	195	219
佐賀	17	38	32
長崎	11	44	83
熊本	22	93	123
大分	9	125	161
宮崎	16	43	54
鹿児島	9	25	42
沖縄	8	53	82
全国計	626	3,859	5,672

令和3年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充について

業務改善助成金については、令和3年夏以降、以下のとおり、累次の要件緩和・拡充を実施。

<令和3年度>

<令和4年度>

155 令和3年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による<u>助成上限額の引上げ</u>（最大450万円→600万円） ● <u>助成対象となる設備投資の範囲の拡大</u>（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）
令和3年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和</u>（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円） ● <u>手続の簡素化</u>（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）
令和4年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」</u>（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める特例コースを新設。（※）

令和4年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充</u>（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等） ● <u>最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ</u>
令和4年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に最賃引上げが困難と考えられる「<u>事業場規模30人未満の事業者</u>」に対して、<u>助成上限額を引上げ</u> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める</u> ● <u>事業場規模を100人以下とする要件を廃止</u>

※ 特例コースについては、令和5年1月31日で申請受付を終了。

中小企業に対する支援措置

● 資金繰り支援

- 新たな借換保証制度を創設し、2023年1月10日から運用開始。借換実績については、6月16日時点で約4万9千件の保証承諾。
- 日本公庫のスーパー低利融資や資本性劣後ローン等の申込期限を3月末から9月末まで延長。

● 価格転嫁対策

→**2023年3月の「価格交渉促進月間」**では、**これまでの倍の中小企業30万社**に**調査票を送付**し、

6月20日に**西村経済産業大臣よりフォローアップ調査結果を公表**。

今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。

① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備

(全国のよろず支援拠点に「**価格転嫁サポート窓口**」の設置(7月)等)

② 発注側企業ごとの**価格交渉・転嫁状況のリストの公表**(8月以降)。

③ 下請振興法に基づき、**事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言**(8月以降)

④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による**取引適正化の取組状況フォローアップ**

→「**パートナーシップ構築宣言**」について、大企業への宣言の拡大と、調査とフィードバックを通じた実効性の向上に引き続き取り組むとともに、地域への普及を推進。(6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業は、約1,500社が宣言済み。)

● 賃上げに係る予算措置

→事業再構築補助金において、給与支給総額を年率3%以上増加させる事業者に対し、第10回公募(3月30日～6月30日)より新たな加点を措置。

→事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

● 新規輸出1万者支援プログラム

→全国各地の自治体、主要な商工会、商工会議所、地域金融機関等の創業支援担当が集まるブロック会議で中企庁から協力を依頼済み。さらに開催を希望する地域の商工会議所に中企庁、ジエトロが出向いて説明を実施。(3月12日までに、2,261者の登録)

新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設 【令和4年度第二次補正予算】

- 今後、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期は2023年7月～2024年4月に集中する見込み。
- この状況を踏まえ民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新しい保証制度を創設。2023年1月10日から運用開始。
- 借換実績については、6月16日時点で約49,000件の保証承諾。

【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成が必要**。
 - ① **セーフティネット4号の認定**（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
 - ② **セーフティネット5号の認定**（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ **売上高が5%以上減少していること**（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
 - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少していること**（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

コロナ資金繰り支援継続プログラム

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 「日本公庫のコロナ無利子融資」の借換円滑化や、「日本公庫の資本性劣後ローン」を活用した新規融資の促進を通じて、コロナ禍で債務が増大した中小企業を支援することが必要。
- このため、「日本公庫のスーパー低利融資」等の申込期限を2023年9月末まで延長する。

3月末

6月末

9月末

2023年度末

政府系金融機関

公庫のスーパー低利融資
(売上▲5%等 金利▲0.9%)

(注) 5年貸付
中小事業：0.17%
国民事業：0.22%

6ヶ月延長

公庫の資本性劣後ローン

6ヶ月延長

セーフティネット貸付の金利引下げ
(利益率▲5% 金利▲0.4%)

※貸付期間5年の場合 中小事業：0.67%
国民事業：1.37%
(原油価格・物価高騰対策)

6ヶ月延長

セーフティネット保証4号

(売上▲20%、100%保証
金利 原則0.8~2.2% (コロナ借換保証に
対応した都道府県等の制度融資の場合))

3ヶ月延長

※3ヶ月毎に見直し

借換保証

(売上・利益率▲5%等、保証料0.2%)

民間金融機関
(信用保証制度)

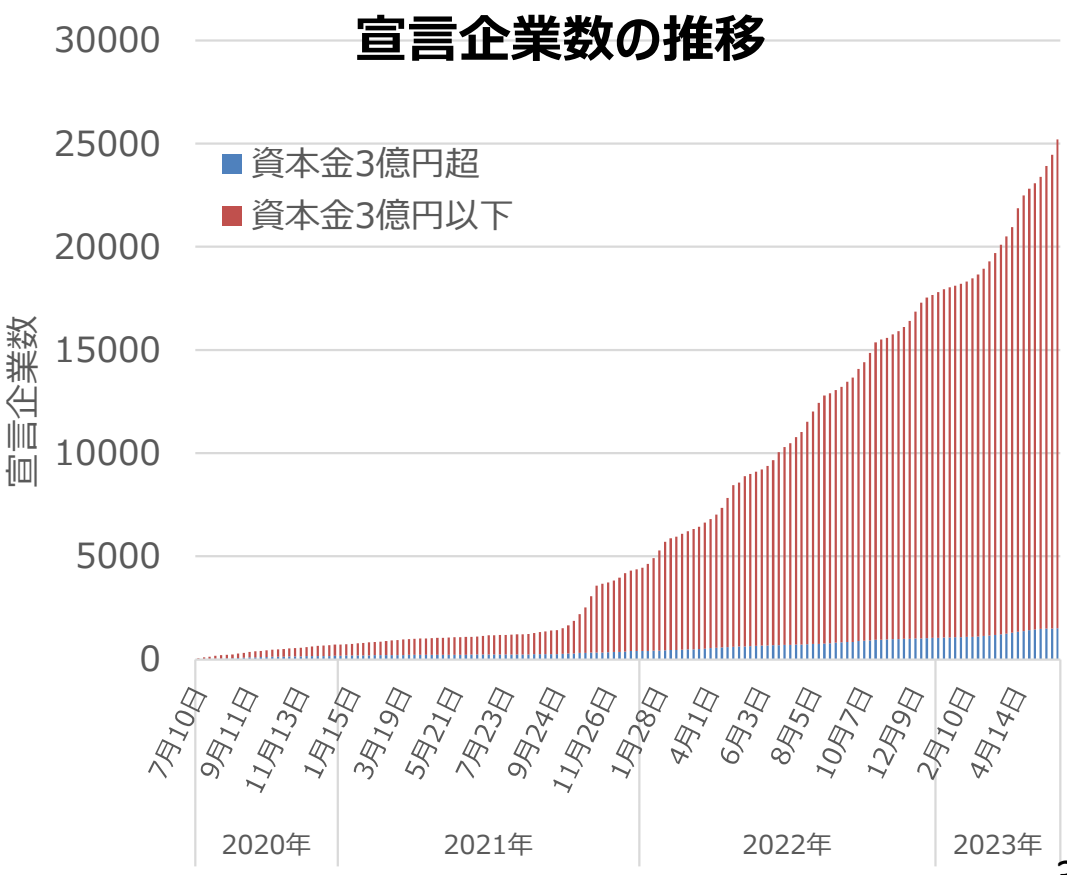
地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- 取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、6月16日時点で約26,000社が宣言済み。うち大企業（資本金3億円超）は、約1,500社。
- 宣言の更なる拡大に向けて、2月に西村経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体の補助金での加点措置」など地域での取組が拡大しており、全国大に広げていく。

「パートナーシップ構築宣言」の概要

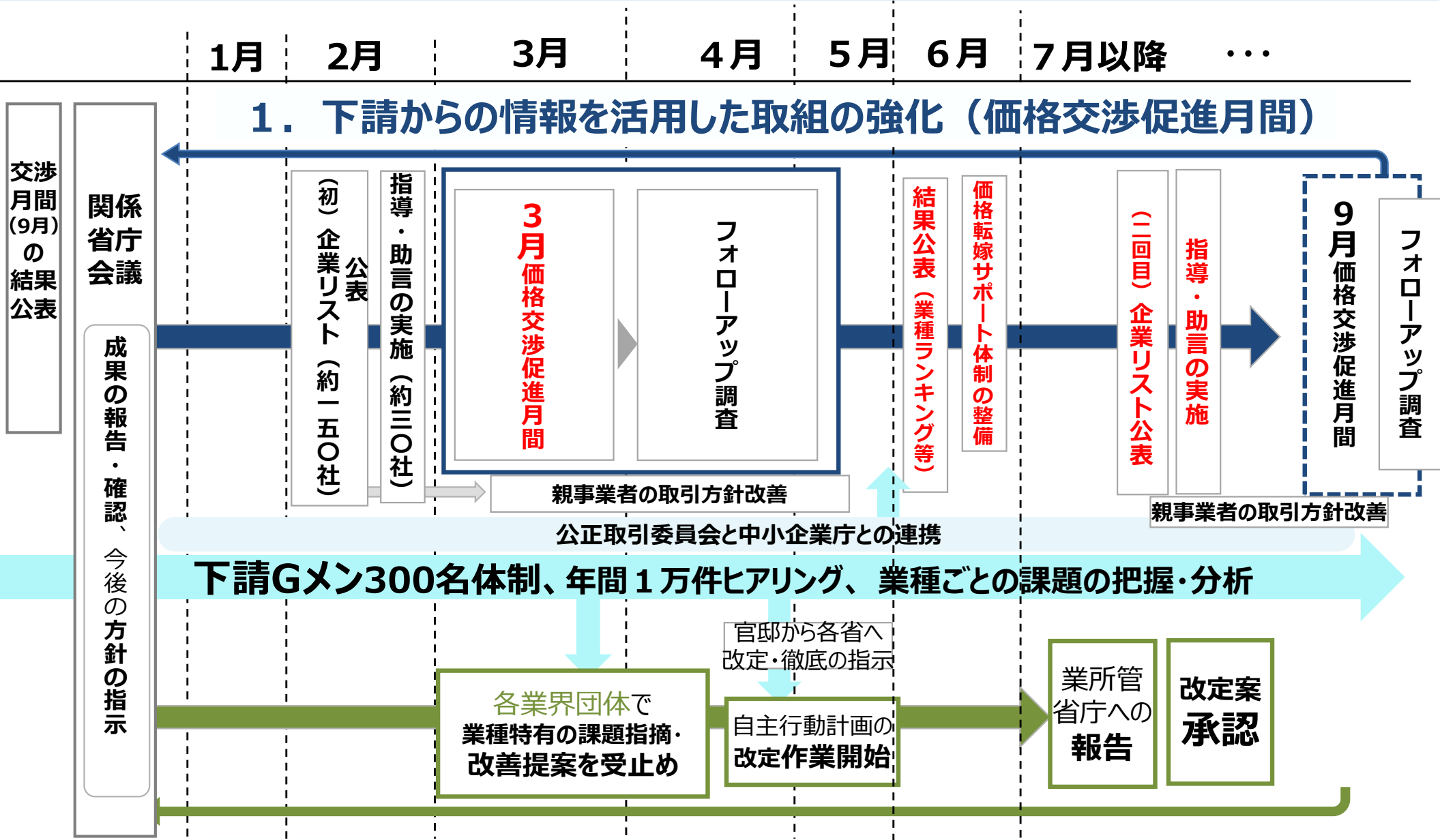
- **「パートナーシップ構築宣言」**は、事業者が、**取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」**で宣言し、ポータルサイトで**公表**するもの。
 - (1) **サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議**」（2020年5月）において、**導入を決定**。



今後の価格転嫁対策

- 1. 価格交渉促進月間はじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
- 2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化 を着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

業所管省庁・中小企業庁



2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化

②下請法の執行強化等

③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・ 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）

【令和5年6月目途】

- ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）

- ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】

1 重点的な立入調査

- ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】
- ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】

2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

2 相談対応及び情報収集の実施

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番

電話番号 0120-060-110

【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

賃上げを後押しする予算措置【令和4年度第二次補正予算】

- 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を拡充。
- 3～5%の賃上げに取り組む事業者に事業再構築補助金の加点措置を新設。
- 事業再構築補助金については、3月30日より第10回公募を開始（6月30日締切）。
- ものづくり補助金については、4月19日より第15次公募を開始。
- 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、3月20日より公募開始。

<事業再構築補助金> 【令和4年度第二次補正 5,800億円】

- 事業概要：新市場進出や事業・業種転換等に係る設備投資等への補助
- 補助率：事業実施期間内に大規模賃上げ達成で中小1/2→2/3、中堅1/3→1/2に引上げ
- 補助上限：最大1.5億円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大1.8億円に引上げ
- 加点措置：給与支給総額3%以上増加の場合実施

<ものづくり・商業・サービス補助金>【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援
- 補助率：1/2～2/3
- 補助上限：最大4,000万円 ⇒ 事業終了後3～5年の間に一定水準以上の賃上げで上限額を最大5,000万円に引上げ
- 加点措置：給与支給総額2%以上の増加の場合実施

<事業承継・引継ぎ補助金> 【生産性革命推進事業 令和4年度第二次補正 2,000億円の内数】 (経営革新事業)

- 事業概要：事業承継やM&Aに係る設備投資等を支援
- 補助率：1/2～2/3
- 補助上限：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大800万円に引上げ

中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）について

- 新分野展開や業態展開等を支援する事業再構築補助金は、令和2年度3次補正で措置された1兆1,485億円に加え、令和3年度補正及び令和4年度予備費で計7,123億円を積み増し、グリーン分野へ進出する事業者や物価高等の影響を受ける事業者に対する特別枠の創設等を行ってきた。
- さらに、令和4年度2次補正予算で5,800億円を積み増し、成長分野への事業再構築や大胆な賃上げに取り組む事業者への更なるインセンティブの強化等を行い、強力に支援していく。

予算額	令和2年度3次補正：1兆1,485億円 令和3年度補正：6,123億円 令和4年度予備費：1,000億円 令和4年度2次補正：5,800億円
-----	---

申請要件 (共通)	①事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。 ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成。
--------------	---

支援類型 ※令和4年度 2次補正予算	対象者	類型	補助上限※2	補助率	(※1) 中堅企業も申請可能 (補助上限、補助率は異なる) (※2) 一部類型では従業員数により補助上限額が異なる (※3) 事業終了後3～5年で、 ①大規模賃金引上げで上限3,000万円上乗せ、②規模拡大により中小企業等から卒業した場合、上限額を2倍に上乗せ。 (※4) 事業期間内に賃上げ要件（給与支給総額6%増加等の場合等）を達成した場合、補助率を2/3に引上げ	
	中小企業、 個人事業主等 ※1	成長枠		2,000万円,4,000万円,5,000万円,7,000万円 ※3		1/2※4
		グリーン成長枠		【エントリー】中小4,000万円,6,000万円,8,000万円、中堅1億円 ※3		1/2※4
				【スタンダード】中小1億円,中堅1.5億円		
		産業構造転換枠		2,000万円,4,000万円,5,000万円,7,000万円 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ		2/3
		最低賃金枠		500万円,1,000万円,1,500万円		3/4
		物価高騰対策・回復再生応援枠		1,000万円,1,500万円,2,000万円,3,000万円		2/3 (一部3/4)
サプライチェーン強靱化枠		最大5億円	1/2			

対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費・販売促進費等 ※従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外 ※一部の経費については上限等の制限あり
------	--

スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回公募8,016者、第2回公募9,336者、第3回公募9,021者、第4回公募8,810者、第5回公募9,707者、第6回公募7,669者、第7回公募7,745者、第8回公募6,456者、第9回公募4,259者で合計71,019者を採択済。 ● 第10回公募を3月30日に開始、6月9日に受付開始、6月30日締切予定。
--------	--

ものづくり・商業・サービス補助金（通称：ものづくり補助金）について

- 中小企業等の革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する。
- 令和4年度2次補正では、温室効果ガス排出削減の取組に応じたグリーン枠の補助上限額の拡充、大幅な賃上げに取り組む事業者への補助上限額引き上げ、海外市場開拓の取組へのブランディング・プロモーション等費用の支援を行う。

予算額	令和元年度補正3,600億円+2年度補正4,000億円+3年度補正2,001億円+4年度補正2,000億円 の内数			
支援実績	1次公募～13次公募までの実績 申請件数：64,911者 採択件数：32,268者			
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 <ul style="list-style-type: none"> ● 付加価値額 + 3%以上/年 ● 給与支給総額 + 1.5%以上/年 ● 事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円 	補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費(グローバル市場開拓枠のみ)、広告宣伝・販売促進費(グローバル市場開拓枠のうち海外市場開拓(JAPANブランド) 類型のみ)	
164 支援類型	申請類型	補助上限額 ※補助上限額は、従業員数に応じて異なる。 下限額はグリーン枠スタンダード、アドバンスを除き、全ての枠100万円		補助率
	通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善を支援	750万円～1,250万円		1/2、2/3(小規模・再生事業者)
	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援			2/3
	デジタル枠 DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援			
	グリーン枠 温室効果ガス排出削減に資する取組段階に応じ、革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援	エントリー	750万円～1,250万円	2/3
		スタンダード	1,000万円～2,000万円	
		アドバンス	2,000万円～4,000万円	
	グローバル市場開拓枠 ①海外直接投資、②海外市場開拓(JAPANブランド)、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するものを支援	3,000万円		1/2、2/3(小規模事業者)
	➡ 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例 (回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く) 補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者(給与支給総額年率6%増加等)に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。			
スケジュール	15次公募開始：令和5年4月19日(水)、電子申請システムでの応募受付開始：5月12日(金)、申請締切：7月28日(金)、採択公表：9月下旬頃			

令和4年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金

- 令和3年度補正予算から、中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付け。年間を通じて機動的かつ柔軟な支援が可能に。令和4年度補正予算においても、引き続き、中小企業生産性革命推進事業として事業承継・引継ぎ補助金を措置。
- 令和4年度補正予算からの変更点としては、経営革新事業において、事業承継後の事業者による取組に加え、事業承継を予定している後継者候補の取組みも補助対象に追加し、また一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を200万円引上げる。

<要件・経費> (R4年度補正)

支援類型	要件	経費
経営革新	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費
専門家活用	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
廃業・再チャレンジ	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

<補助率・補助額> (R4年度補正)

支援類型	補助率	補助額
①事業承継・M&Aを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新	1/2・2/3	~600万円
	1/2	600~800万円
②M&A時の土業等専門家の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2・2/3	~600万円
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ	1/2・2/3	~150万円

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)

○ 令和4年10月に、足元の物価高騰等に対応し、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④国民の安心・安全の確保などを内容とする「総合経済対策」を決定。

令和4年10月28日
閣議決定

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

- ◆ 我が国経済は、ウイズコロナの下、社会経済の正常化が進展する一方、原材料価格の上昇や円安の影響等による**エネルギー・食料品等の価格上昇**が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしている。また、**世界規模の物価高騰**がみられる中、各国・地域における金融引締めの影響などから**世界的な景気後退懸念**が高まっている。
- ◆ 世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、新しい資本主義の旗印の下、「**物価高・円安への対応**」、「**構造的な賃上げ**」、「**成長のための投資と改革**」を重点分野とし、予算・税制、規制・制度改革などあらゆる政策手段を活用した本総合経済対策を速やかに実行し、**足元の難局を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていき、日本経済を再生する。**

I 物価高騰・賃上げへの取組

- 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援**
 - 電力料金の激変緩和事業（家庭に対しては、23年度春初旬にも想定される電気料金の上昇による平均的な引上げ額を実際の値に代わりする額を支援）
 - 都市ガス料金の激変緩和事業（料金の引上げによる負担の増加に対応する額を支援）
 - 燃料油価格の高騰の激変緩和事業（23年1月以降も補助上限を繰りかえり調整しつつ実施）
 - 食品ロス削減、フードバンク・こども宅食に対する支援
- 2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換**
 - ◆ **危機に強いエネルギー供給体制の構築**
 - LNG安定供給体制強化（企業の省エネ機器・設備導入支援を3年間で集中支援、住宅リフォーム省エネ支援）、ゼロエミッション電源活用（再エネ・蓄電池導入加速、原発10数基再稼働、次世代革新炉開発・建設について、年末に向け議論加速）
 - ◆ **危機に強い食料品供給体制の構築**
 - 肥料（下水汚泥資源・堆肥等活用等）、飼料（稲作農家と畜産農家の連携等）国産化、大豆・小麦等の国内産への切替
- 3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援**
 - ◆ **賃上げの促進**
 - 来春の賃金交渉では、物価上昇をカバーする賃上げを目標
 - 中堅・中小企業等の賃上げ支援大幅拡充（事業再構築補助金、中小企業生産性革命事業等）、同一労働同一賃金遵守徹底
 - ◆ **中小企業等の賃上げ環境整備**
 - 適切な価格転嫁に向けた整備（公取委等の体制強化、独禁法・下請代金法より厳正な執行等）
 - 弾力的かつ複数年度にわたって継続的な事業再構築・生産性向上への挑戦・円安事業承継・引継ぎを強力に支援
 - 信用保証制度において、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設

電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置により、来年1月以降、先年度前半にかけて標準的な世帯においては総額4万5千円の負担軽減

II 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- 1. コロナ禍からの需要回復、地域活性化**
 - ◆ **観光立国の復活**
 - インバウンド消費年間5兆円超の速やかな達成に向けた集中パッケージ推進、新たな「観光立国推進基本計画」策定
 - 観光地・観光産業の再生・高付加価値化、戦略的な訪日プロモーション、コンテンツ海外展開促進、国内観光活性化
 - ◆ **地域活性化**
 - エンターテインメントや商店街等の各種イベントへの支援等による需要喚起
 - 文化芸術活動・こどもの文化芸術鑑賞・体験支援、文化資源の戦略的活用、スポーツ振興
 - 農業産地・畜産・水産業等の生産基盤の維持・強化、木材産業国際競争力強化対策
 - インフラの戦略的・計画的整備、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、都市再生、条件不利地域の振興
- 2. 円安を活かした経済構造の強靱化**
 - ◆ **海外から我が国が期待される物資の供給力強化と輸出拡大**
 - 日米共同の次世代半導体技術開発、先端半導体など重要先端技術分野で国際協調による投資拡大、重要物資の国内生産能力強化
 - ◆ **企業の国内投資回復と対内直接投資拡大**
 - サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部材材等の国内生産拠点整備支援、対内直接投資促進
 - ◆ **中小企業等の輸出拡大**
 - 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の推進
 - ◆ **農林水産物の輸出拡大**
 - 2025年2兆円輸出目標の前倒し（専門人材による伴走支援や輸出のための施設整備支援、品目団体による輸出力強化、輸出手続き確立、農林水産・食品関連スタートアップ支援、品種流出防止等）

III 「新しい資本主義」の加速

- 1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動・構造的賃上げに向けた一体改革**
 - ◆ **人への投資の強化と労働移動の円滑化、多様な働き方などの推進、人的資本に関する企業統治改革**
 - 「人への投資」の施策パッケージを5年1兆円へ拡充（企業間・産業界の労働移動の円滑化、在職者のキャリアアップのための訓練から転職まで一気通貫で支援、労働者のリスクリテラシー支援）、労働移動円滑化の指針を来年6月までに策定
 - 若手研究者への支援強化、デジタル推進人材育成230万人拡大、成長分野への大学・専攻の学部再編等支援
 - 非財務情報開示の充実、生産性を高める働き方改革、多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備、就職氷河期世代支援
 - ◆ **資産所得の倍増**
 - 「資産所得倍増プラン」の策定、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討やiDeCo制度改革の検討、金融教育の充実
- 2. 成長分野における大胆な投資の促進**
 - ◆ **科学技術・イノベーション**
 - 重要技術の育成、国際共同研究強化（量子、AI等）、若手研究者による挑戦的・国際的研究の支援、宇宙・海洋・原子力・核融合の研究開発、域の中核大学や特色ある大学の強化、2025年大阪・関西万博の円滑な実施
 - ◆ **スタートアップの起業加速**
 - 5年10倍増を視野に5か年計画策定。立上げ期の人的・ネットワーク面での支援（未踏事業拡大、若手人材の海外派遣、海外における起業家育成拠点創設、1大学1IPO運動、グローバル・スタートアップキャンパス構想具体化等）、成長に向けた資金供給強化と事業展開・出口戦略の多様化（研究開発型スタートアップへの支援、SBI Rの拡充等）
 - ◆ **GX（グリーン・トランスフォーメーション）**
 - GI基金拡充、革新的GX技術の研究開発促進、アジア・ゼロエミッション共同体構想推進
 - 成長に資する施策は、足元のエネルギー価格高騰への対応の必要性も踏まえつつ、年末までにまとめる「10年ロードマップ」に基づく政府政策の一環として先行実施
 - ◆ **DX（デジタル・トランスフォーメーション）**
 - Beyond 5G（6G）研究開発、マイナンバーカード普及促進（健康保険証等と一体化加速等）、中小企業DX、医療・介護DX（オンライン資格確認用途拡大等）、教育DX、デジタル田園都市国家構想推進、日米共同の次世代半導体技術開発
- 3. 包摂社会の実現**
 - ◆ **少子化対策、こども・子育て世代への支援**
 - 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円相当）を一体として実施する事業の創設、継続的な実施、出産育児一時金大幅増額（令和5年度当初予算）、こども食堂等こどもの居場所・食への支援
 - ◆ **女性活躍、孤独・孤立、就職氷河期世代など困難に直面する方々への支援**
 - 女性デジタル人材・女性起業家育成、同一労働同一賃金の遵守の徹底、正社員化や待遇改善
 - 孤独・孤立対策の強化、就職氷河期世代支援、障害者支援

IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保

- 1. ウイズコロナ下での感染症対応の強化**
 - ◆ **保健医療体制の強化・重点化と雇用・暮らしを守る支援**
 - 病床確保・宿泊療養施設確保・医療人材確保、PCR検査体制の整備、抗原定性検査キットの確保
 - ◆ **ワクチン等による感染拡大防止と次の感染症危機への備え**
 - ワクチン接種体制整備、ワクチン・治療薬の研究開発、国際機関への協力
- 2. 防災・減災、国土強靱化の推進**
 - 次期基本計画検討、5か年加速化対策推進、流域治水推進、線状降水帯・台風等による大雨等予測精度向上
- 3. 自然災害からの復旧・復興の加速**
 - 東日本大震災からの復旧・復興、ALPS処理水放出に伴う持続可能な漁業実現への支援、自然災害からの復旧・復興
- 4. 外交・安全保障環境の変化への対応**
 - ◆ **外交・安全保障**
 - G7広島サミット開催や安保理入りを見据えた機動的で力強い外交の展開、ウクライナ及び周辺国への支援、自衛隊等の変化する安全保障環境への対応、戦略的海上保安体制の強化、総合的な海洋の安全保障の推進
 - ◆ **経済安全保障・食料安全保障**
 - 量子・AI等先端的な重要技術育成、重要物資のサプライチェーン強靱化（重要物資の早期指定、物資の特性に応じた生産・供給・備蓄・代替物資の開発等への支援を基金の設置・活用もいながら実施）、食料安全保障の強化
- 5. 国民の安全・安心の確保**
 - 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進（送迎バスの安全装置改修支援等）、消費者契約関連法の見直しなど悪質商法等の対策強化、G7広島サミットを見据えた警備・警戒・警備等の強化

V 今後への備え：「新型コロナウイルス感染症及びその関連病、物価高騰対策予備費」の増額、「ウクライナ情勢対応緊急予備費」（仮称）の創設

本経済対策の規模						本経済対策の効果	
	I	II	III	IV	V	合計	
財政支出	12.2	4.8	6.7	10.6	4.7	39.0	直接的なGDP押し上げ効果： 実質GDP換算 4.6%程度
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	物価抑制効果： 消費者物価（総合）1.2%pt程度以上（※）
事業規模	37.5	8.9	9.8	10.7	4.7	71.6	※電気・ガス料金や燃料油価格等の負担軽減効果は除く
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	

電気・ガス価格激変緩和対策事業

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

値引き単価

<電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）
高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

<都市ガス>

30円/m³（9月15円/m³）

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

実施スキーム

国

交付

事務局

実績報告

交付・確認

小売電気事業者等

料金支払

料金請求

電気・都市ガスの消費者
（家庭・企業）

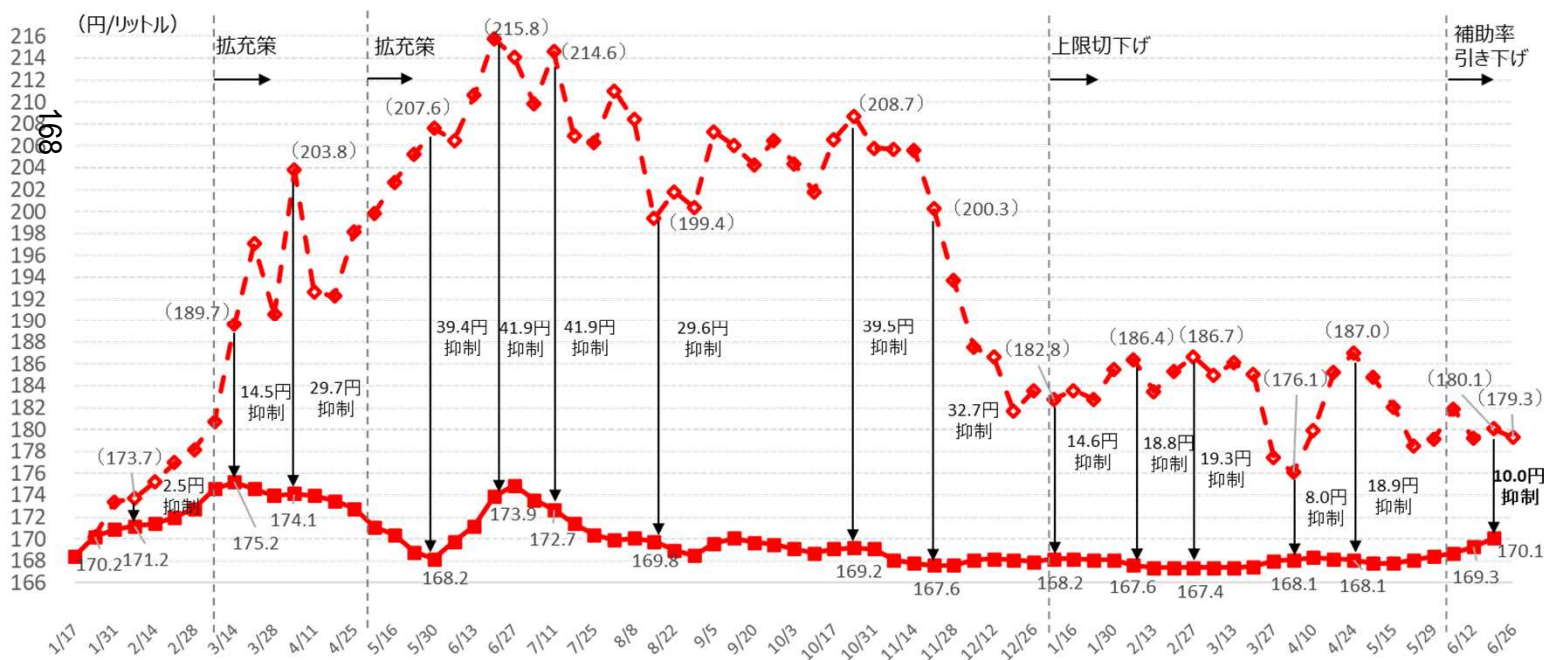
・補助を原資に料金を値引き
・検針票・請求書等に値引きを反映

燃料油価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

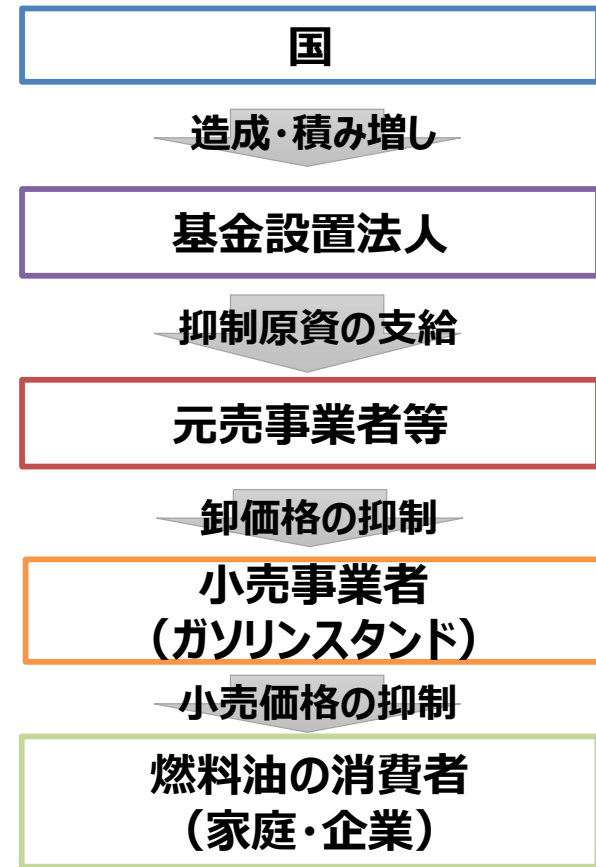
- 燃料油価格の高騰に対しては、本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑制してきたが、**今年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講じる。**
- 具体的には、**1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施**し、その後、6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。

レギュラーガソリン・全国平均価格



- - - 補助がない場合のガソリン価格
— 補助後のガソリン価格

実施スキーム



LPガス小売価格の低減に資する配送合理化等の取組

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料(一部改変)

- LPガス価格は、人件費・輸送費等の比率が大きいことから、零細事業者を含め、配送合理化への取組を、前例のない補助率で推進する。

小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金【令和4年度2次補正：138億円】

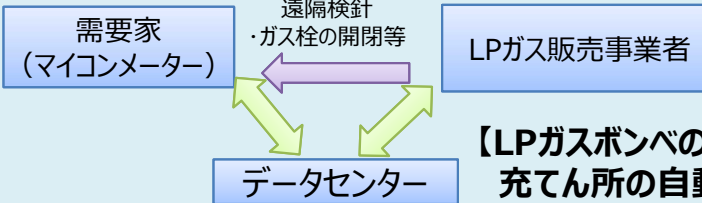
事業概要

LPガスの小売価格低減に資する人手不足解消、配送業務の効率化を図る設備導入を支援。

- (1) 遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーターの導入支援。
- (2) LPバルクローリー、配送車両等の導入支援。
- (3) 充てん所の自動化等に資する設備の導入支援。

事業イメージ

【スマートメーター】



【LPガスボンベの充てん所の自動化】



【LPガスの配送車両】



LPガス運搬車

実施スキーム

国

公募・交付

事務局

公募・交付

小売事業者等

小売価格の低減

LPガス消費者
(家庭・企業)

小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金【令和4年度2次補正：16億円】

事業概要

- LPガスを利用する需要家が、大型のLPガスタンクでの供給を受ける際に必要となるLPガスタンクや付属設備等の購入や設置工事費に要する経費の一部を支援。

事業イメージ

【LPガスタンク、付属設備の例】



標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前 ^{※1} (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値 ^{※2}	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
¹⁷⁰ 査定結果 ^{※2}	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円 ^{※3}
改定後 ^{※2} (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前 ^{※1} (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2022年)の概要(速報)

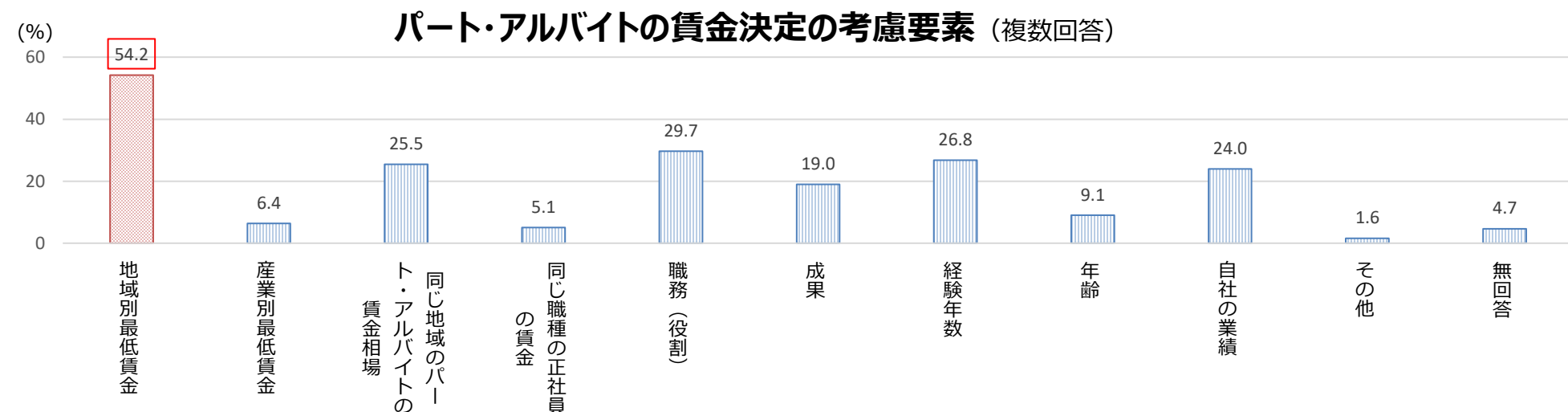
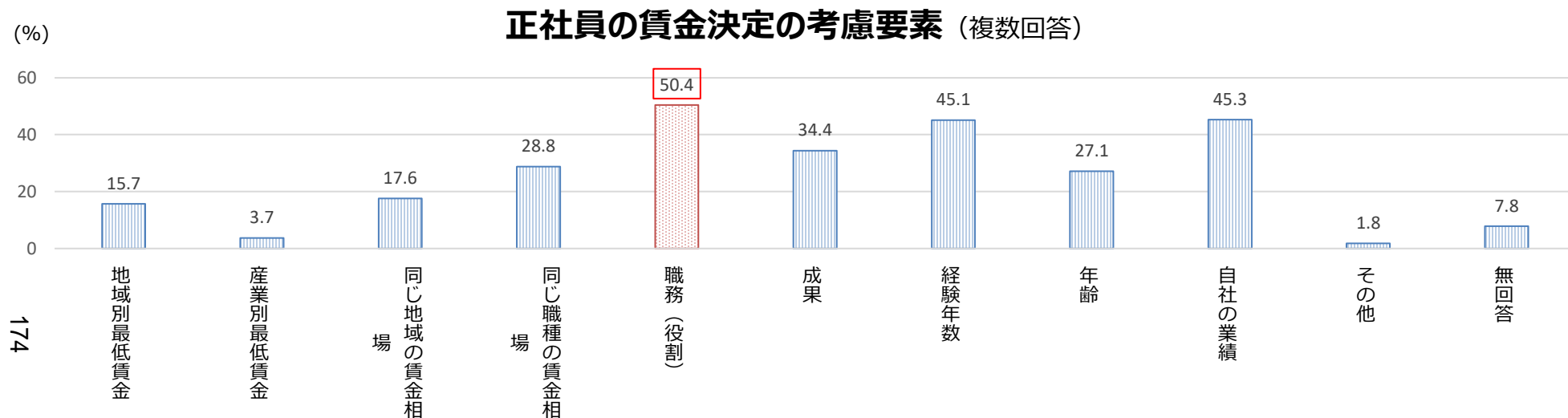
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2022)の概要(速報)

調査の概要	調査の実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2022年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。
	調査の対象	従業員規模1人以上300人未満の全国の企業20,000社（官公営、非営利法人除く）。 ※2021年・2022年調査とも回答があった企業でパネル接続を行うため、パネル接続可能企業（6,536社）を対象とするとともに、※民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、13,464社を抽出。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Dの4ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。
	調査方法	郵送による配布・回収
	調査期間	2023年1月12日～27日（2月末までに到着した調査票を集計）

173	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：7,634社（38.2% /20,000社） （うち、2021年調査も回答した企業（パネル接続対象）の集計対象企業数：3,673社（56.2% /6,536社）																																																																		
	集計対象企業の主な属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1643</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>1875</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>1916</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>Dランク</td> <td>2200</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table>		ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1643	21.5	Bランク	1875	24.6	Cランク	1916	25.1	Dランク	2200	28.8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1630</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1427</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>124</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>293</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>747</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1115</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>87</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>274</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>98</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>342</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>188</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>48</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>69</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>357</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>835</td> <td>10.9</td> </tr> </tbody> </table>		業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1630	21.4	製造業	1427	18.7	情報通信業	124	1.6	運輸業	293	3.8	卸売業	747	9.8	小売業	1115	14.6	金融業、保険業	87	1.1	不動産業、物品賃貸業	274	3.6	宿泊業	98	1.3	飲食サービス業	342	4.5	生活関連サービス業	188	2.5	娯楽業	48	0.6	教育、学習支援業	69	0.9	医療、福祉	357	4.7	上記以外のサービス業	835	10.9
		ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																																
Aランク	1643	21.5																																																																		
Bランク	1875	24.6																																																																		
Cランク	1916	25.1																																																																		
Dランク	2200	28.8																																																																		
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																																		
建設業	1630	21.4																																																																		
製造業	1427	18.7																																																																		
情報通信業	124	1.6																																																																		
運輸業	293	3.8																																																																		
卸売業	747	9.8																																																																		
小売業	1115	14.6																																																																		
金融業、保険業	87	1.1																																																																		
不動産業、物品賃貸業	274	3.6																																																																		
宿泊業	98	1.3																																																																		
飲食サービス業	342	4.5																																																																		
生活関連サービス業	188	2.5																																																																		
娯楽業	48	0.6																																																																		
教育、学習支援業	69	0.9																																																																		
医療、福祉	357	4.7																																																																		
上記以外のサービス業	835	10.9																																																																		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2022年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・産業、企業規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック）を行っている。 																																																																			

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務(役割)」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

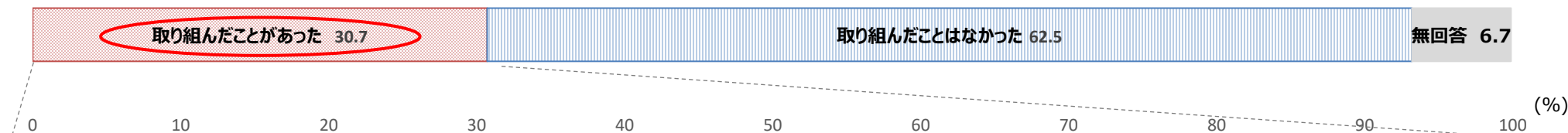


(注) 集計対象企業 (7,634社) のうち、上図は正社員がいる企業 (7,211社) 、下図はパート・アルバイトがいる企業 (3,834社) について集計。

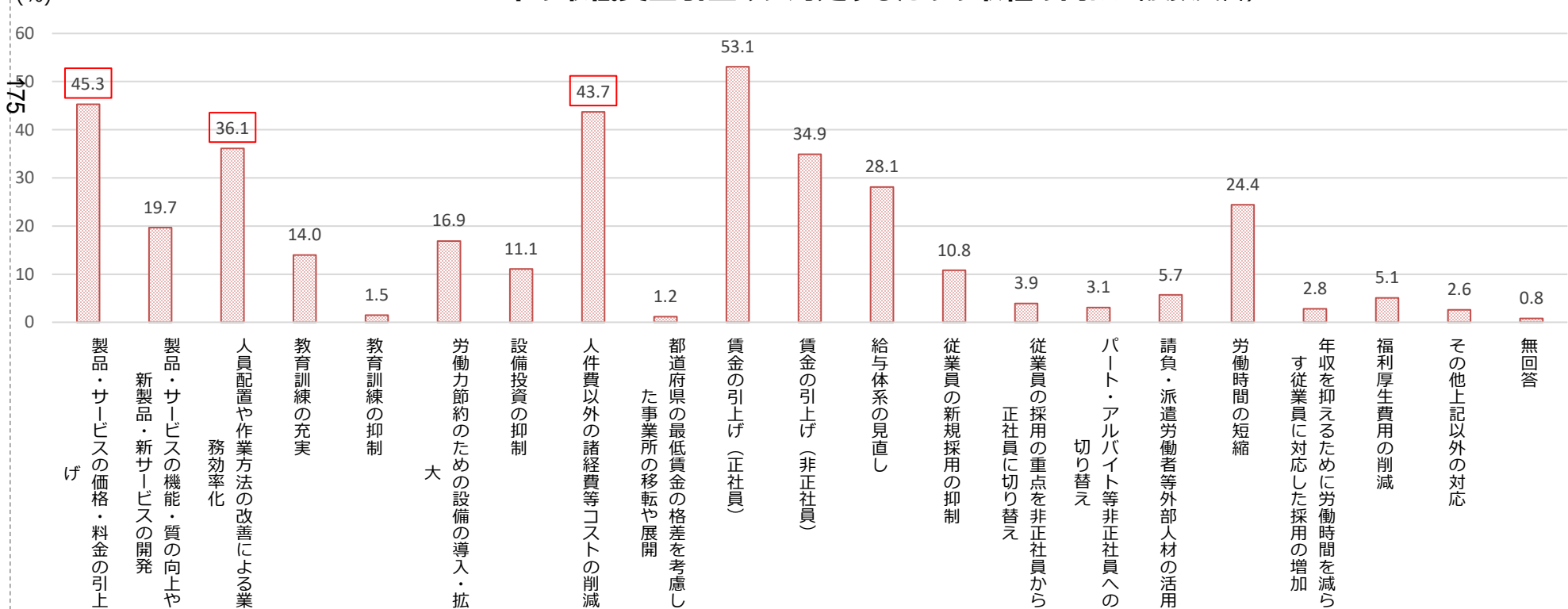
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2022年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は30.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

2022年の最低賃金引上げに対する取組の有無



2022年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳 (複数回答)



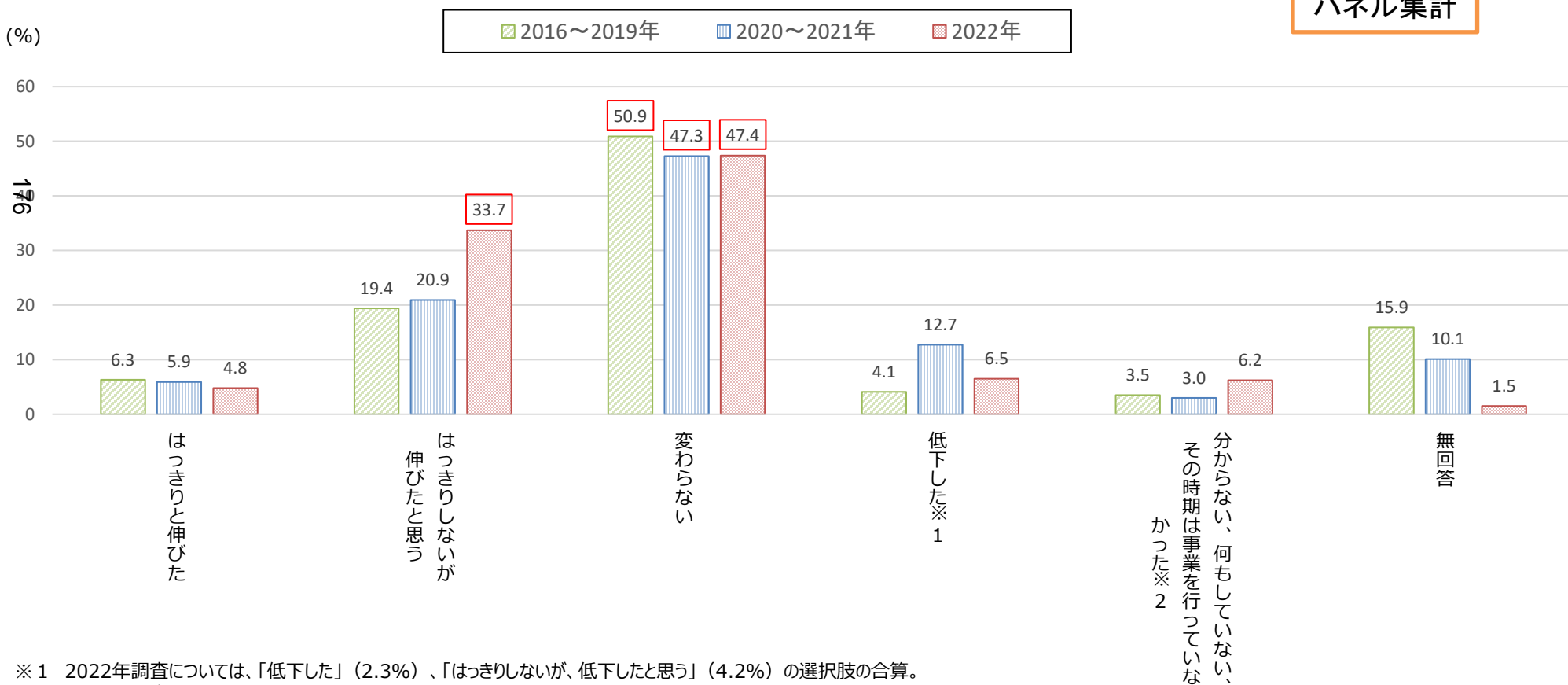
(注) 上図は集計対象企業 (7,634社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (2,576社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年、2022年ともに「変わらない」が最も多く、半数程度を占めているが、2022年には「はっきりとしないが、伸びたと思う」が、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの
生産や売上が伸びたか

パネル集計



※1 2022年調査については、「低下した」(2.3%)、「はっきりしないが、低下したと思う」(4.2%)の選択肢の合算。

※2 2022年調査における選択肢は、「分からない」

(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

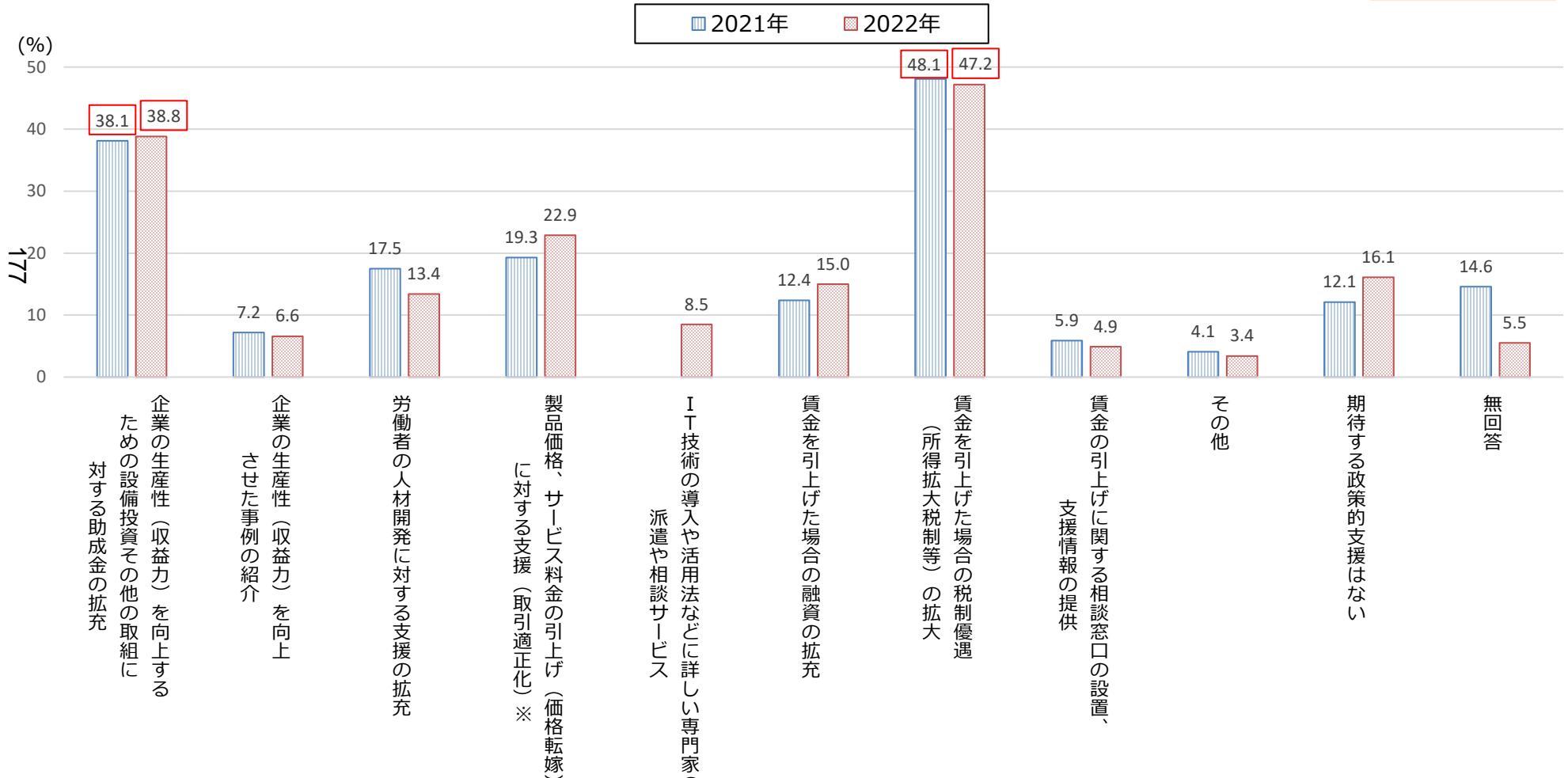
(注) 集計対象企業(3,673社)のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2022年調査:1,274社、2021年調査:2,025社)について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

○ 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、2021年調査・2022年調査いずれも、「賃金を上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)

パネル集計



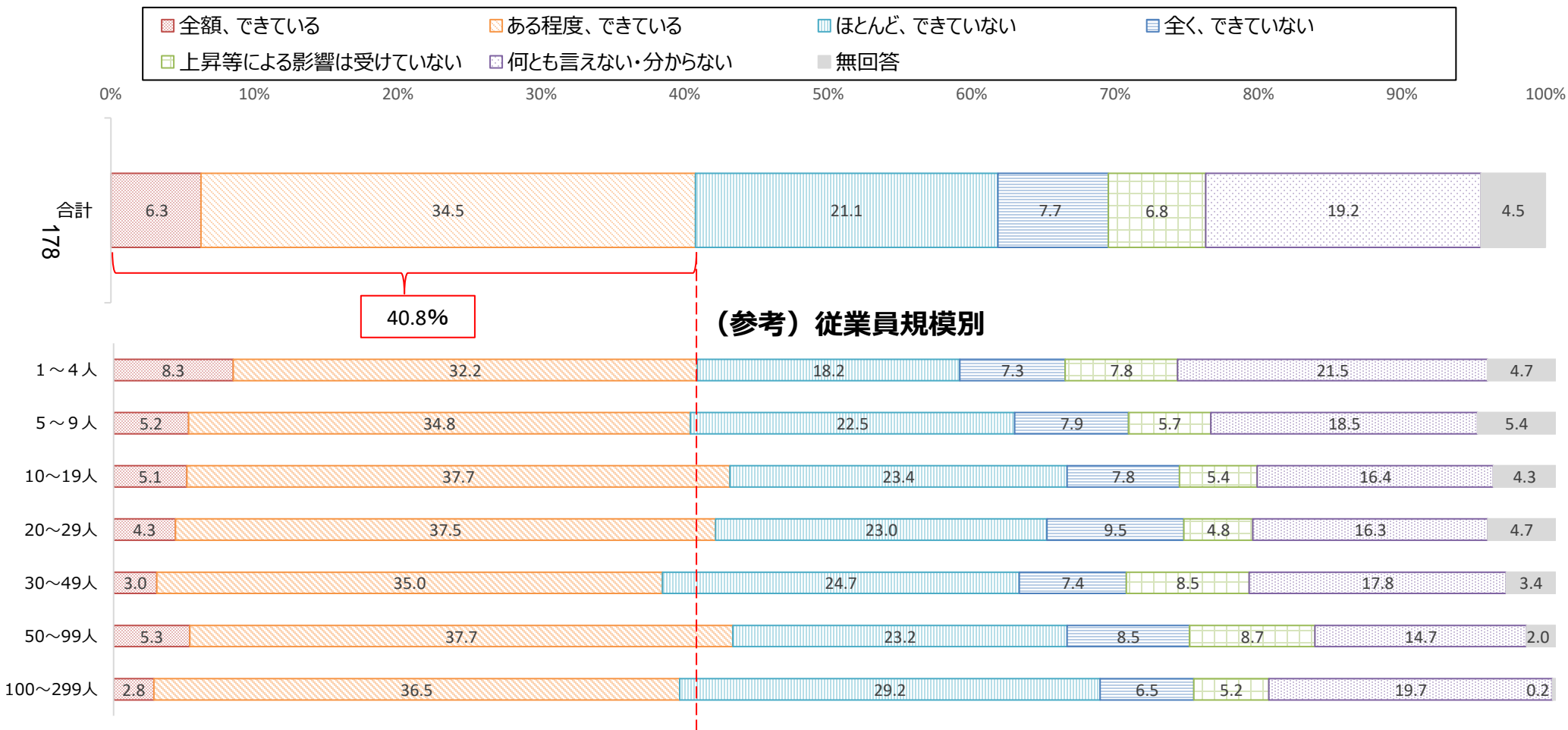
※ 2021年調査における選択肢は、「製品価格、サービス料金を引上げて労務費上昇の負担を軽減する支援」

(注) 集計対象企業(3,673社)について集計。

円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁

○ 最近の円安進行や原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計40.8%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、
上昇コスト全額を価格転嫁をできているか

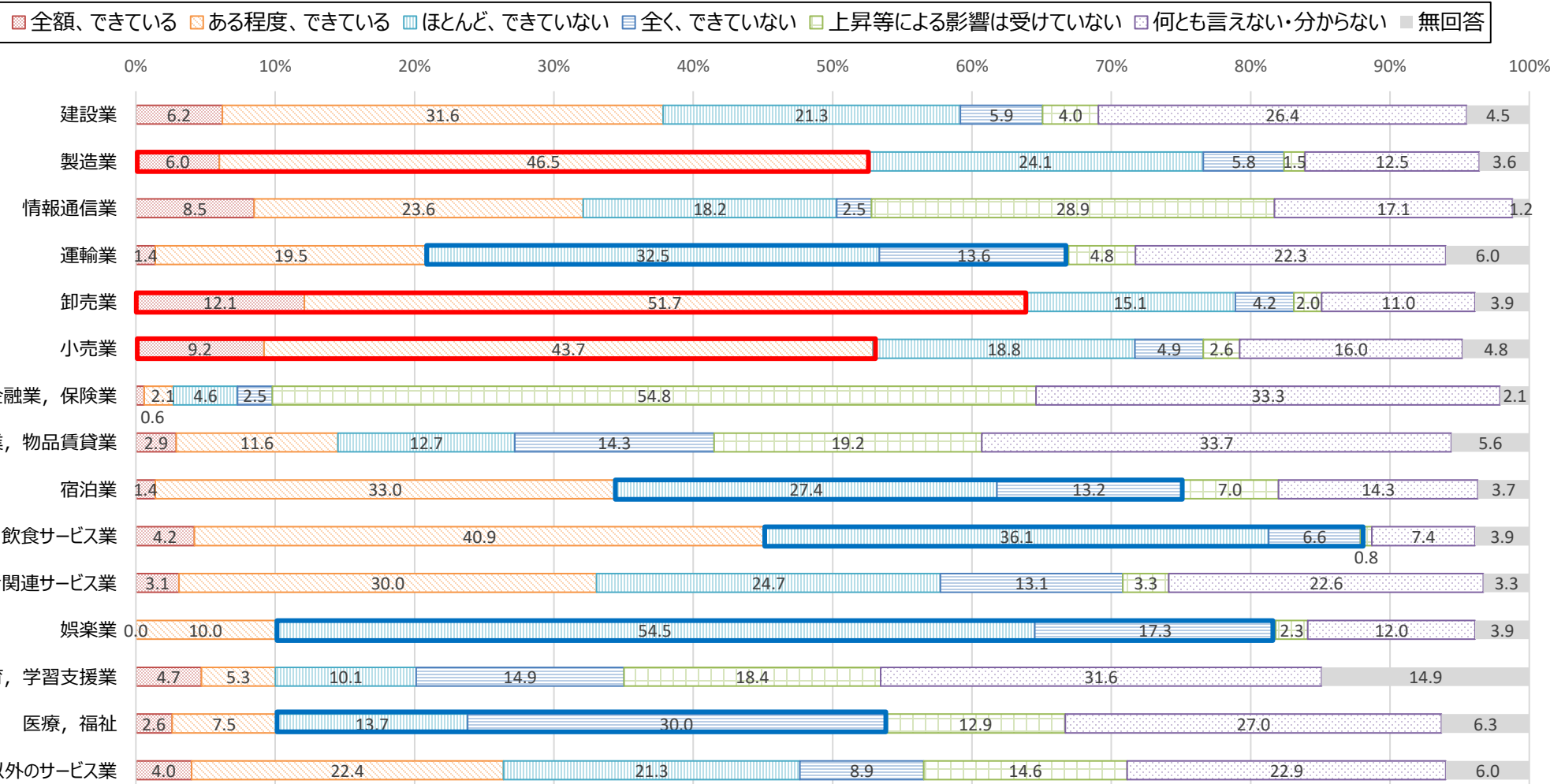


(注) 集計対象企業 (7,634社) について集計。

円安や原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

○ 価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が5割を超える業種（製造業、卸売業、小売業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が4割を超える業種（運輸業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、医療、福祉）もある。

(参考) 業種別



(注) 集計対象企業 (7,634社) について集計。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2023年)の概要(速報)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2023年)の概要(速報)

調査の概要

調査事業の委託先	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）
調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2022年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2023調査」と表記） なお、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2022年）は、2021年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したものの。（本資料中「2022調査」と表記）
調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。
調査方法	WEB上でのモニター調査
調査期間	2023年5月12日～22日

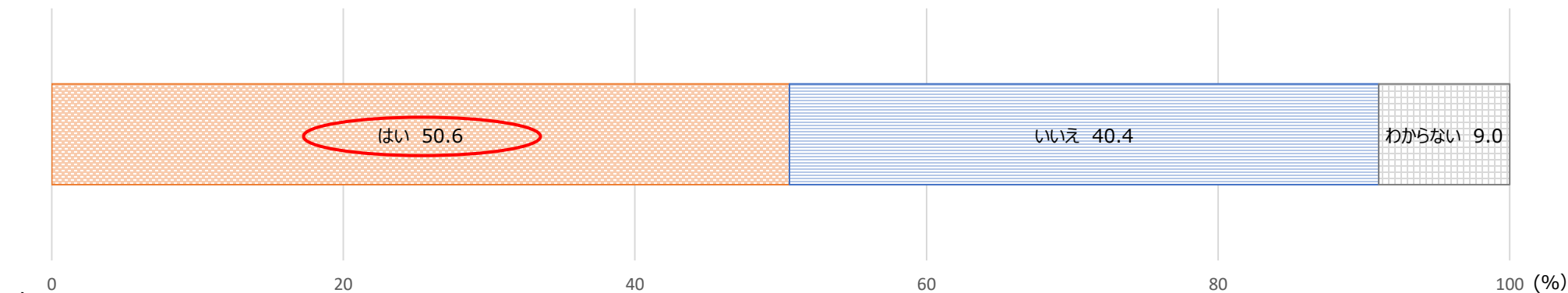
有効回答数等

有効回答数	有効回答数：2,866人																																										
有効回答者の属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【性別】</th> <th colspan="2">【年齢階級】</th> <th colspan="2">【勤務地の地域区分】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>603人</td> <td>～29歳</td> <td>548人</td> <td>Aランク</td> <td>1,340人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>2,263人</td> <td>30～39歳</td> <td>282人</td> <td>Bランク</td> <td>576人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,866人</td> <td>40～49歳</td> <td>509人</td> <td>Cランク</td> <td>617人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50～59歳</td> <td>590人</td> <td>Dランク</td> <td>333人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>60歳以上</td> <td>937人</td> <td>合計</td> <td>2,866人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>2,866人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 29歳以下男性のみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、29歳以下男性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p>	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】		男性	603人	～29歳	548人	Aランク	1,340人	女性	2,263人	30～39歳	282人	Bランク	576人	合計	2,866人	40～49歳	509人	Cランク	617人			50～59歳	590人	Dランク	333人			60歳以上	937人	合計	2,866人			合計	2,866人		
【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】																																							
男性	603人	～29歳	548人	Aランク	1,340人																																						
女性	2,263人	30～39歳	282人	Bランク	576人																																						
合計	2,866人	40～49歳	509人	Cランク	617人																																						
		50～59歳	590人	Dランク	333人																																						
		60歳以上	937人	合計	2,866人																																						
		合計	2,866人																																								
備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業(令和5年度)」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																										

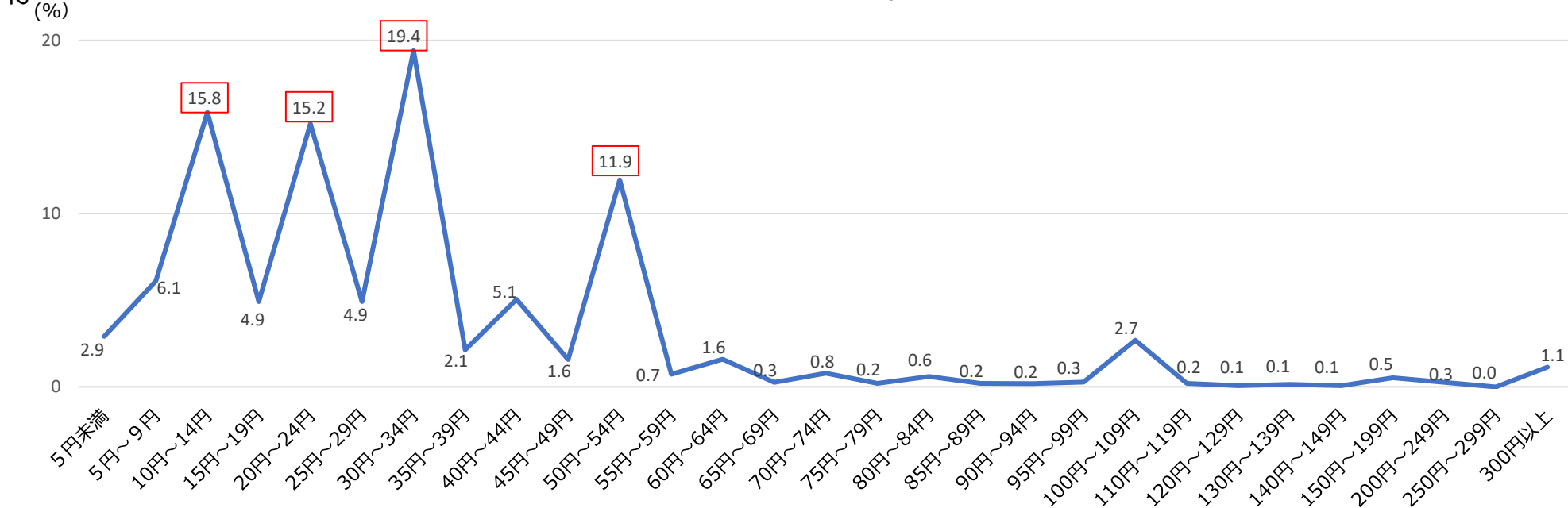
過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇したのは50.6%であり、賃金上昇額は「30～34円」(19.4%)、「10～14円」(15.8%)、「20～24円」(15.2%)、「50～54円」(11.9%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



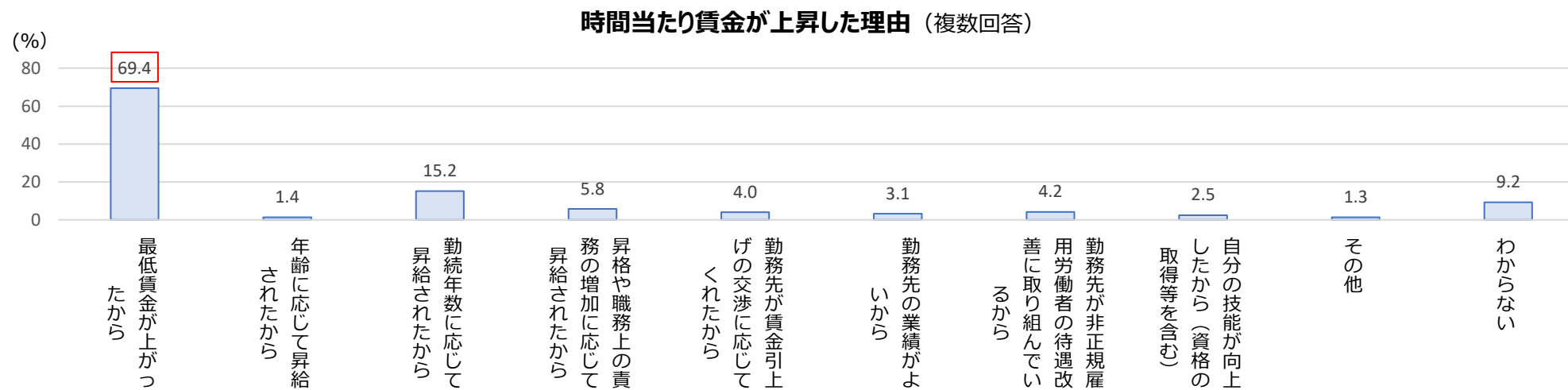
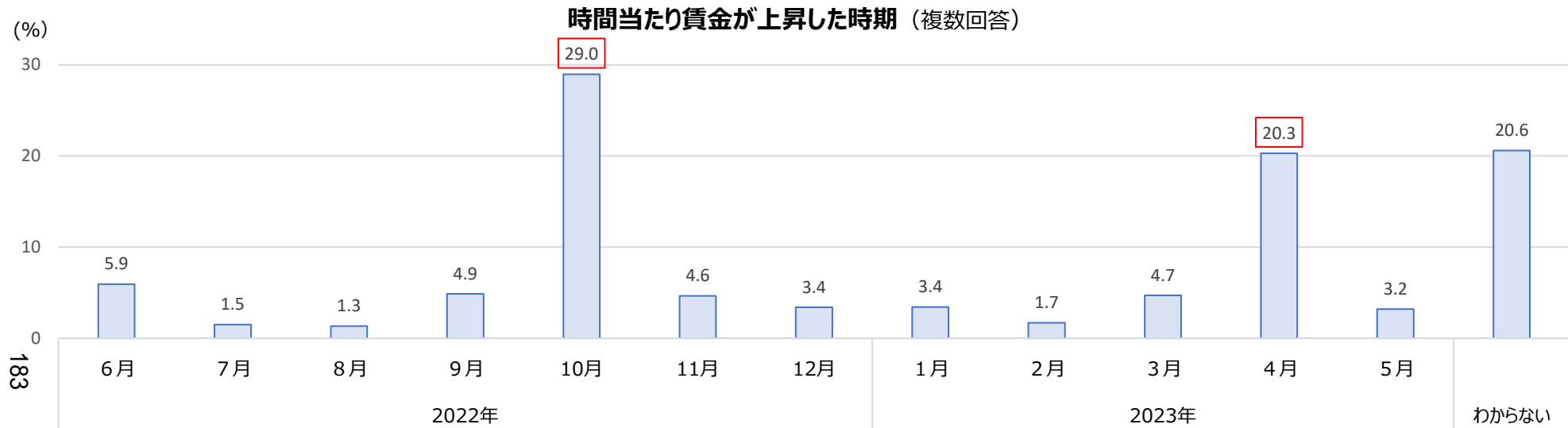
1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



(注) 有効回答者 (2,866人) について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,447人) について集計。

過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2022年10月」(29.0%)が最も多く、「2023年4月」(20.3%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(69.4%)が最も多くなっている。

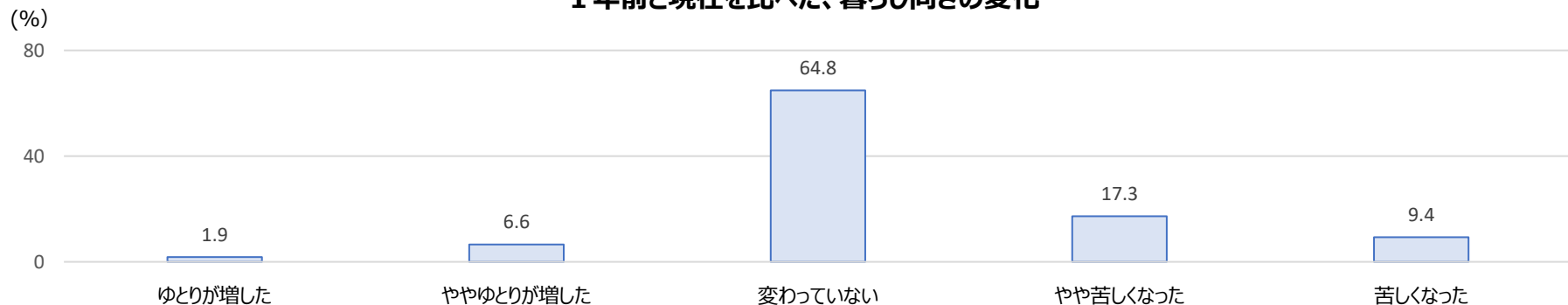


(注) 有効回答者(2,866人)のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(1,447人)について集計。

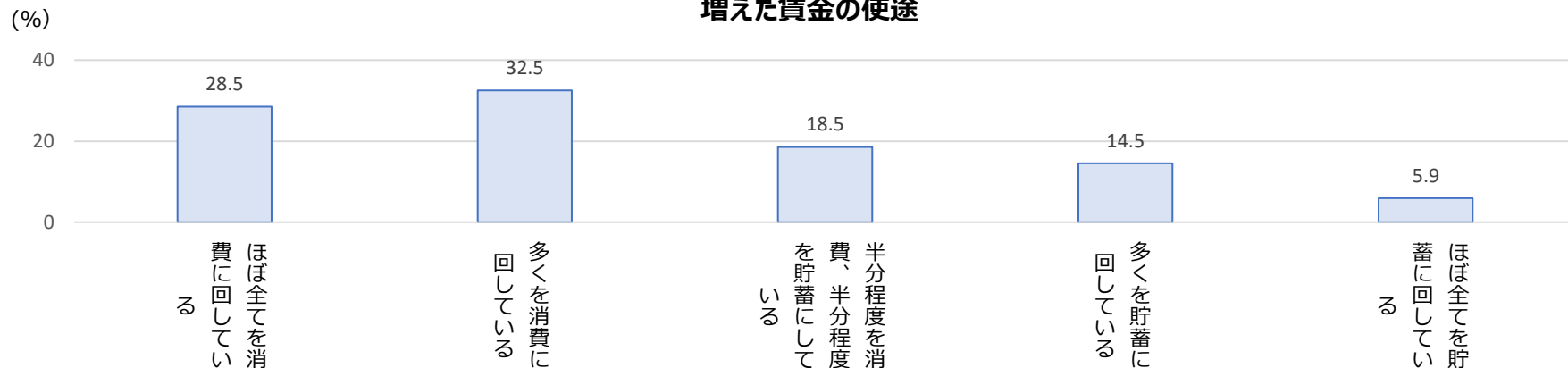
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が64.8%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計26.7%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.4%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計61.0%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,008人)について集計。

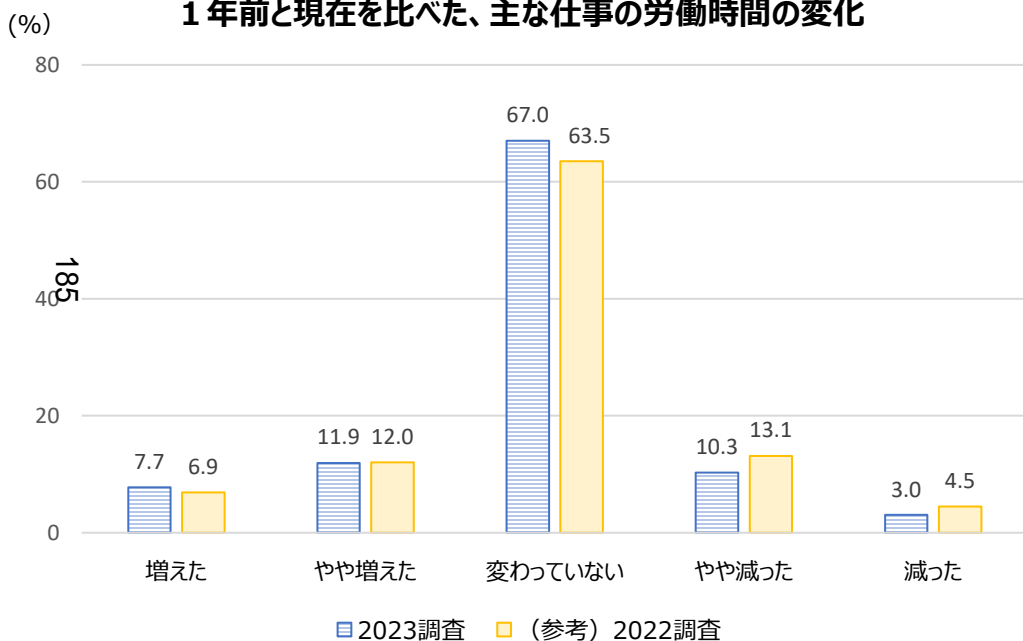
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(566人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足上げた際に、実際の集計結果を足上げた数値とグラフ上の数値を足上げた数値が一致しない場合がある。

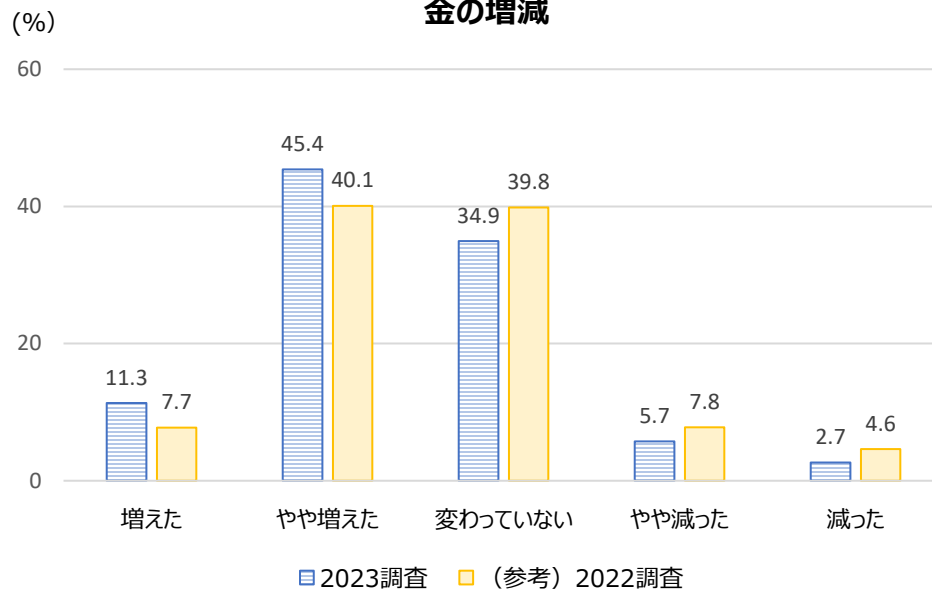
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が67.0%となっており、2022年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が56.7%、「変わっていない」が34.9%、「やや減った」「減った」が8.4%となっており、特に「増えた」「やや増えた」の割合が2022年調査(47.8%)と比べて増加した。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減



(注) 2023調査は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,008人)について集計。

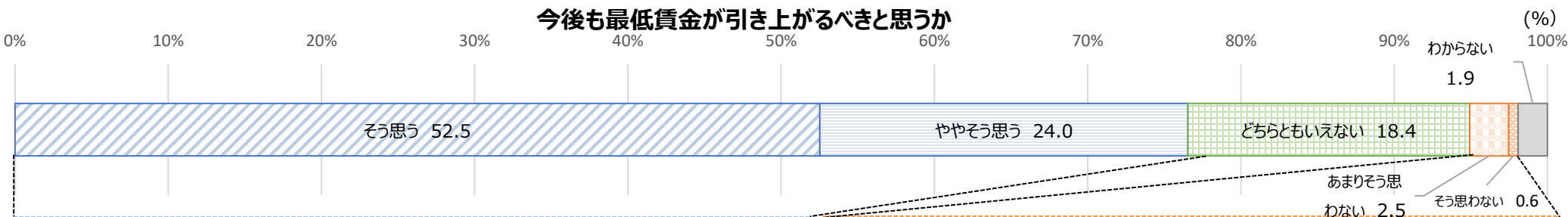
2022調査は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(753人)について集計。労働時間の変化については、「1年前と現在を比べて、現在のあなたの労働時間は増えましたか。減りましたか。」と質問している。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

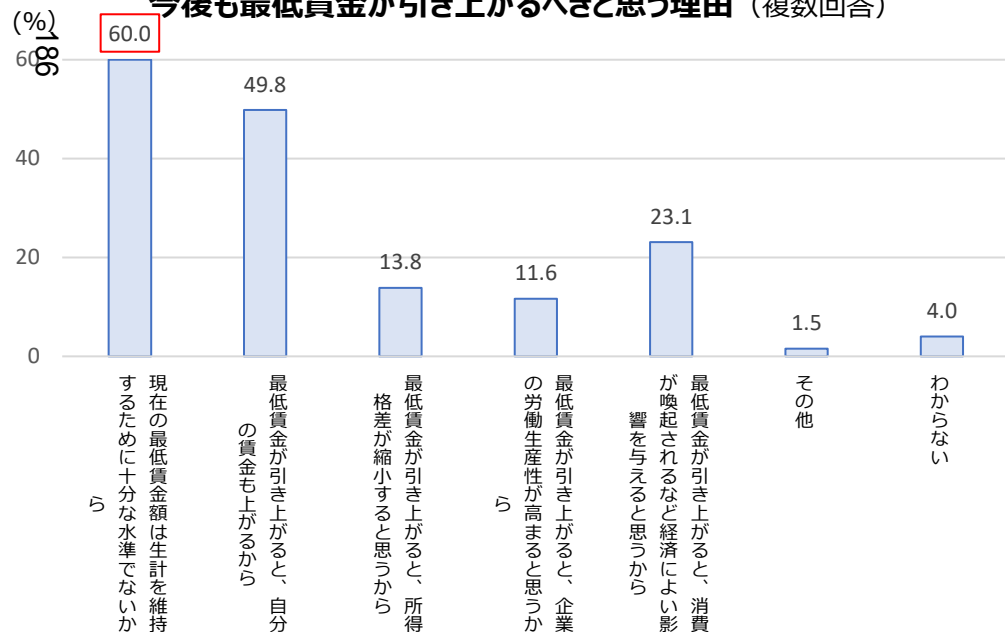
今後の最低賃金引上げに関する見解

○ 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が76.5%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が3.2%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が60.0%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」を除けば、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が23.7%と最も多くなっている。

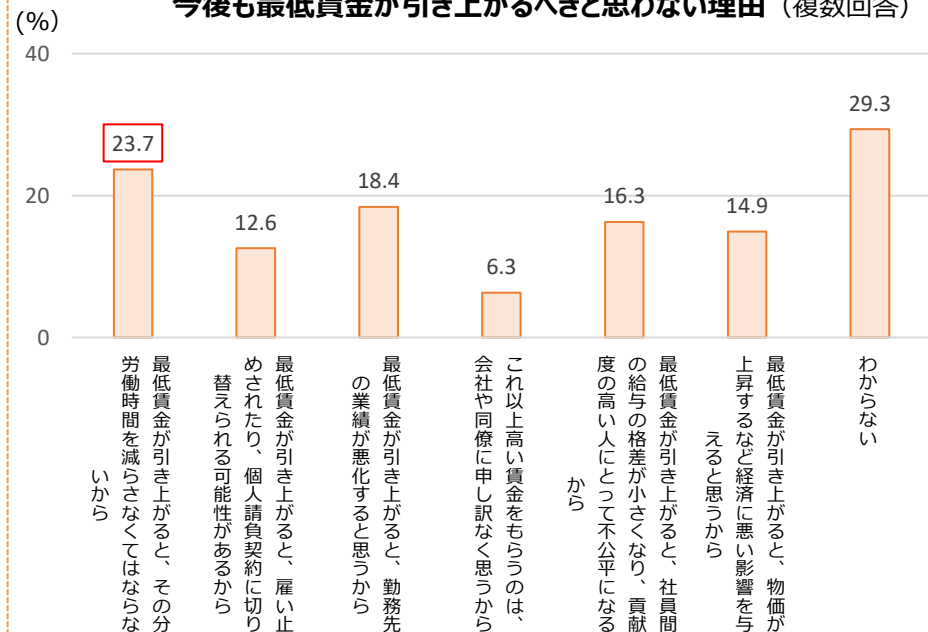
今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由 (複数回答)



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由 (複数回答)



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者 (2,866人) について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者 (2,204人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者 (91人) について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足上げた際に、実際の集計結果を足上げた数値とグラフ上の数値を足上げた数値が一致しない場合がある。

令和5年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,489 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5		-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4		-11.1	-1.1		-40.0	-0.4	-2.6	1.8	1.8	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2		-8.2	-5.0			-1.4	-8.7	1.7	1.9	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.8 %	3.2 %	5.3 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.3 %	3.8 %	7.0 %	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R 4 年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

194

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4 %	3.0 %	4.8 %	0.57	1.0 %	3.0 %	7.6 %	1.10	1.2 %	2.3 %	5.0 %	0.83	1.7 %	2.8 %	5.0 %	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R 4 年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R4年6月	R5年6月		R4年	R4年6月	R5年6月		R4年	R4年6月	R5年6月		R4年	R4年6月	R5年6月		R4年	R4年6月	R5年6月		R4年	R4年6月	R5年6月		R4年	R4年6月	R5年6月		R4年					
男 女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 女 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	192	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般 198 計	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート 計	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年					
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。

参考1 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引き上げを実施した事業所	賃金引き上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R 4 年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引き上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引き上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

196 ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業 (他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

3 年間所定労働日数（事業所平均）

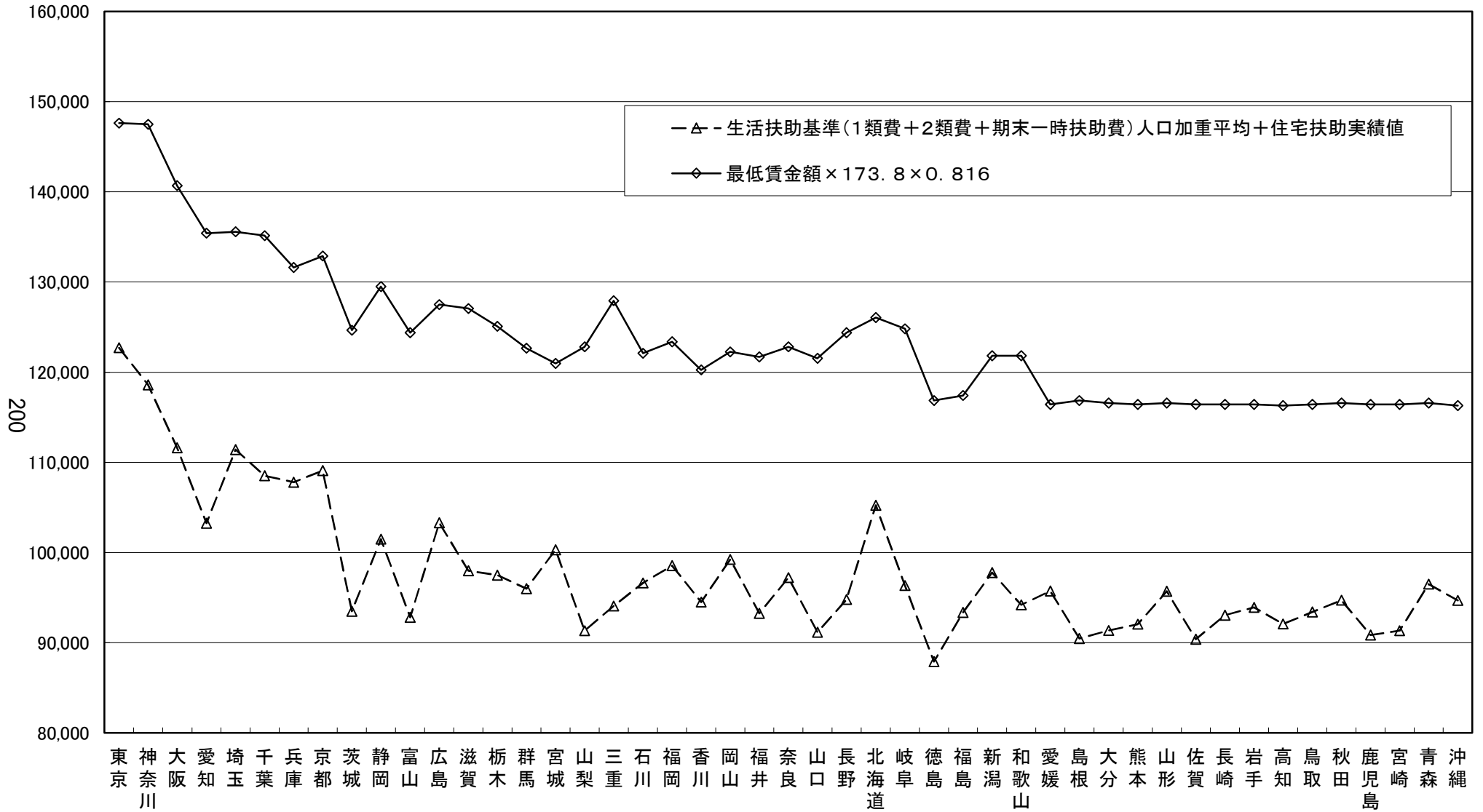
(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

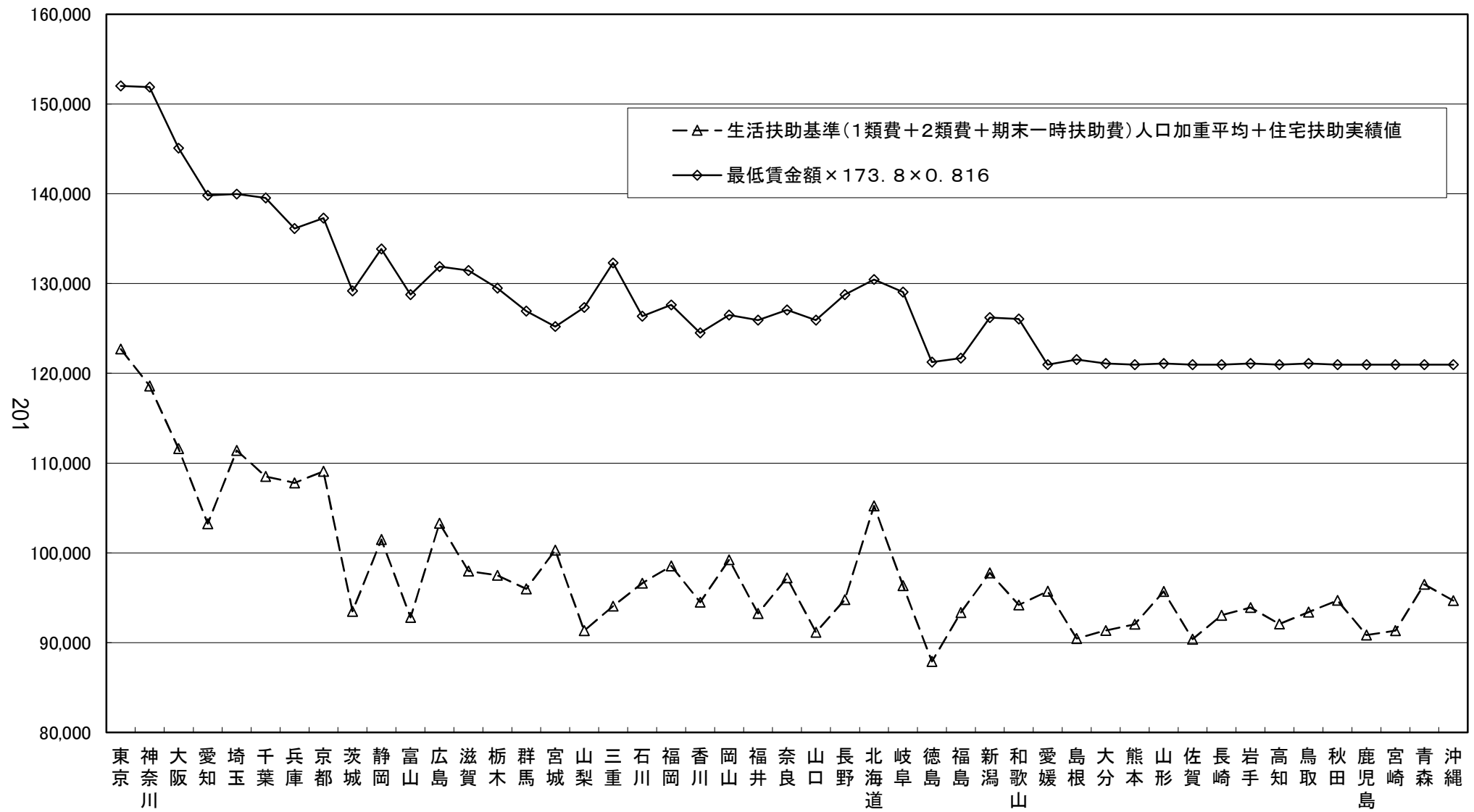
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。
 注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度データに基づく乖離額 (A)	令和4年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817→0.816)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△30	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成25～令和4年度）

		年度									
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)
Aランク	未満率 (%)	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2
	影響率 (%)	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4
Bランク	未満率 (%)	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6
	影響率 (%)	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9
Cランク	未満率 (%)	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5
	影響率 (%)	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1
Dランク	未満率 (%)	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7
	影響率 (%)	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4
計	未満率 (%)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
	影響率 (%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成25～令和4年）

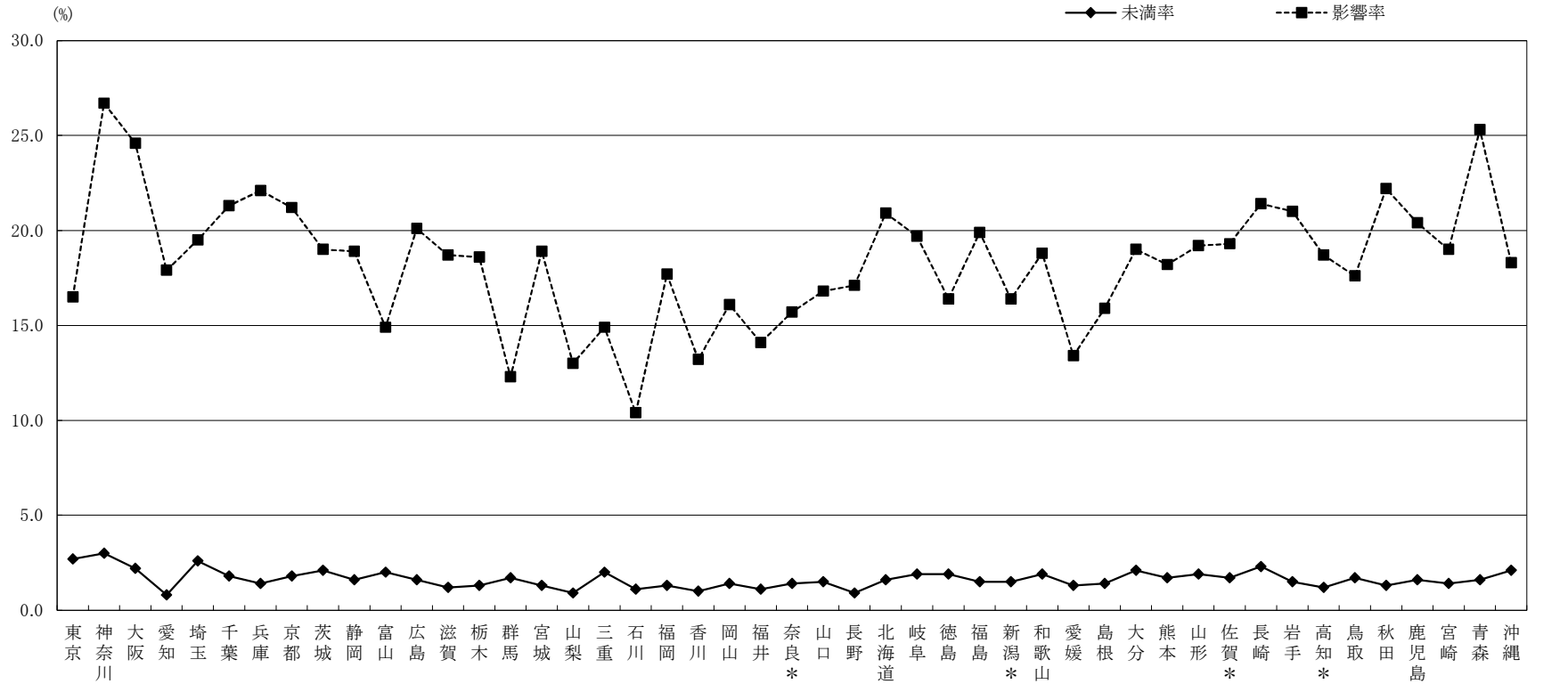
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 1.8%

影響率(全国加重平均) 19.2%



	東	神	大	愛	埼	千	兵	京	茨	静	富	広	滋	栃	群	宮	山	三	石	福	香	岡	福	奈	山	長	北	岐	徳	福	新	和	愛	島	大	熊	山	佐	長	岩	高	鳥	秋	鹿	宮	青	沖	全		
	京	川	阪	知	玉	葉	庫	都	城	岡	山	島	賀	木	馬	城	梨	重	川	岡	川	山	井	良	口	野	海	道	阜	島	島	潟	歌	山	媛	根	分	本	形	賀	崎	手	知	取	田	島	崎	森	縄	国
未満率	2.7	3.0	2.2	0.8	2.6	1.8	1.4	1.8	2.1	1.6	2.0	1.6	1.2	1.3	1.7	1.3	0.9	2.0	1.1	1.3	1.0	1.4	1.1	1.4	1.5	0.9	1.6	1.9	1.9	1.5	1.5	1.9	1.3	1.4	2.1	1.7	1.9	1.9	1.7	2.3	1.5	1.2	1.7	1.3	1.6	1.4	1.6	2.1	1.8	
影響率	16.5	26.7	24.6	17.9	19.5	21.3	22.1	21.2	19.0	18.9	14.9	20.1	18.7	18.6	12.3	18.9	13.0	14.9	10.4	17.7	13.2	16.1	14.1	15.7	16.8	17.1	20.9	19.7	16.4	19.9	16.4	18.8	13.4	15.9	19.0	18.2	19.2	19.3	21.4	21.0	18.7	17.6	22.2	20.4	19.0	25.3	18.3	19.2		

資料出所 厚生労働省「令和4年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

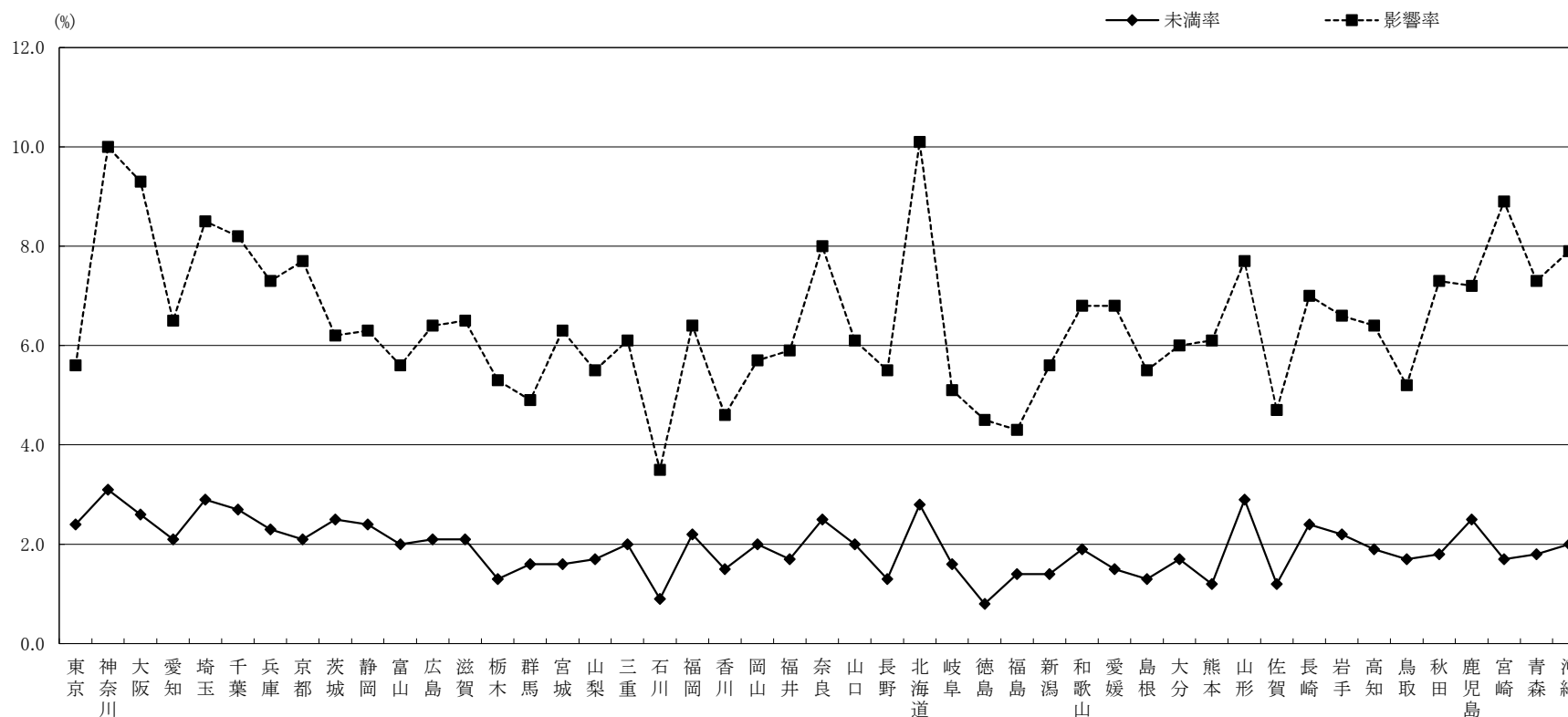
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和4年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 2.3%

影響率(全国加重平均) 6.9%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.4	3.1	2.6	2.1	2.9	2.7	2.3	2.1	2.5	2.4	2.0	2.1	2.1	1.3	1.6	1.6	1.7	2.0	0.9	2.2	1.5	2.0	1.7	2.5	2.0	1.3	2.8	1.6	0.8	1.4	1.4	1.9	1.5	1.3	1.7	1.2	2.9	1.2	2.4	2.2	1.9	1.7	1.8	2.5	1.7	1.8	2.0	2.3
影響率	5.6	10.0	9.3	6.5	8.5	8.2	7.3	7.7	6.2	6.3	5.6	6.4	6.5	5.3	4.9	6.3	5.5	6.1	3.5	6.4	4.6	5.7	5.9	8.0	6.1	5.5	10.1	5.1	4.5	4.3	5.6	6.8	6.8	5.5	6.0	6.1	7.7	4.7	7.0	6.6	6.4	5.2	7.3	7.2	8.9	7.3	7.9	6.9

資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

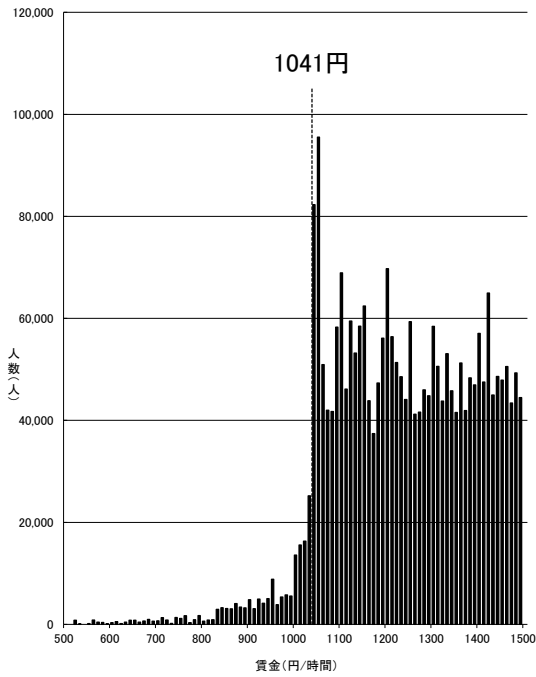
- (注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

東京(A)

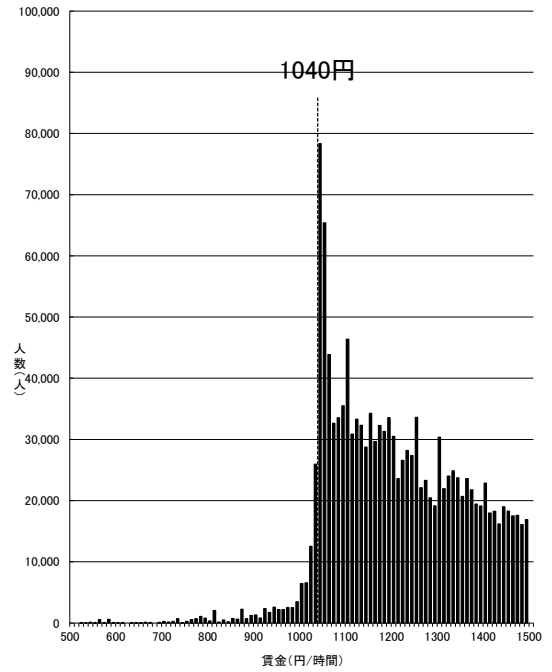


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

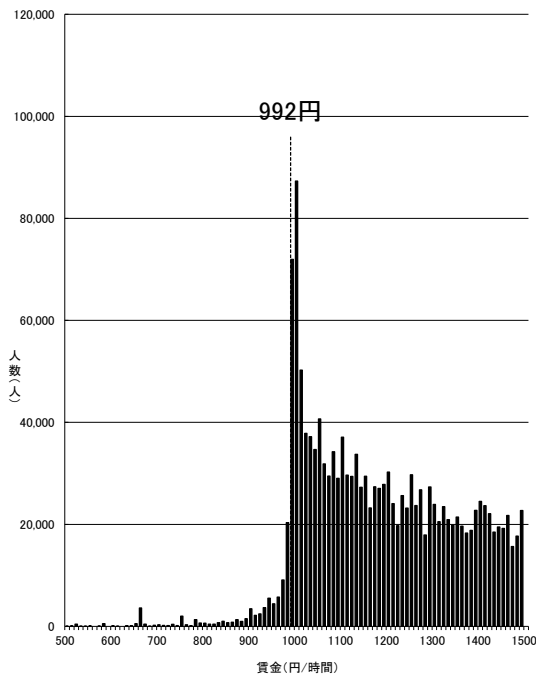


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

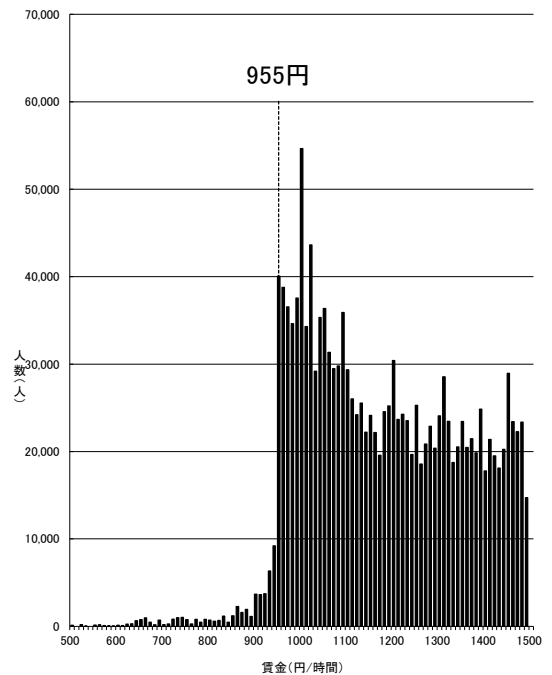


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

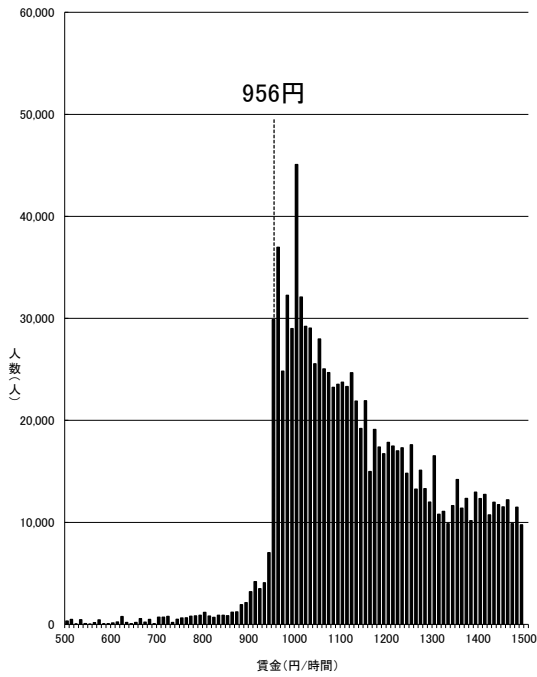


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

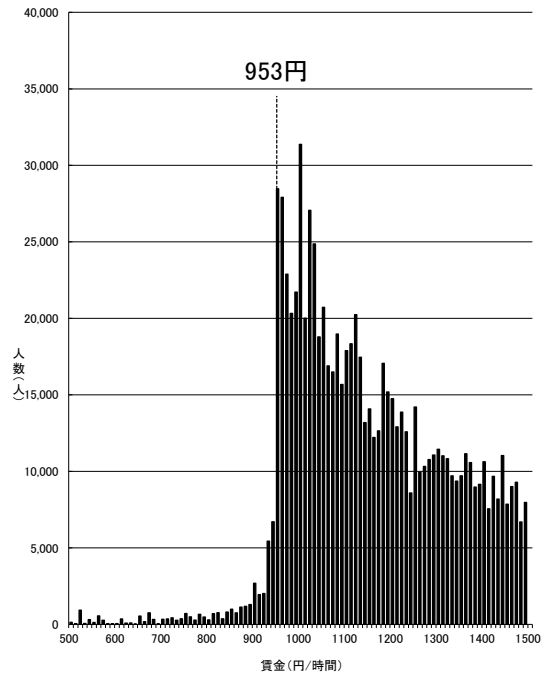


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

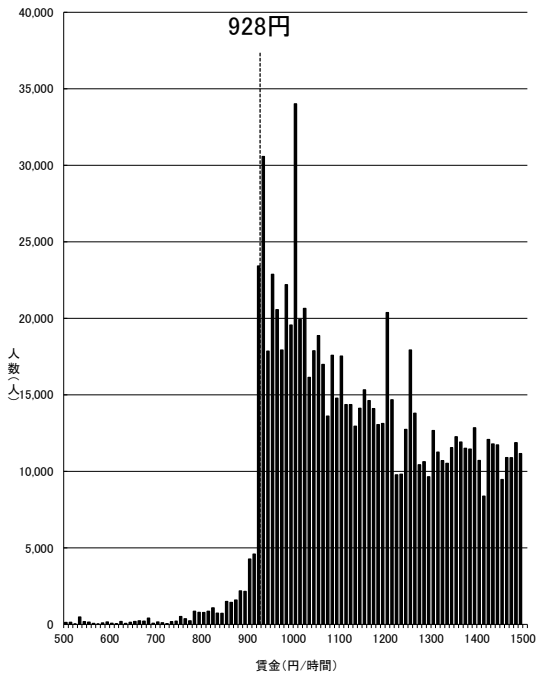


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

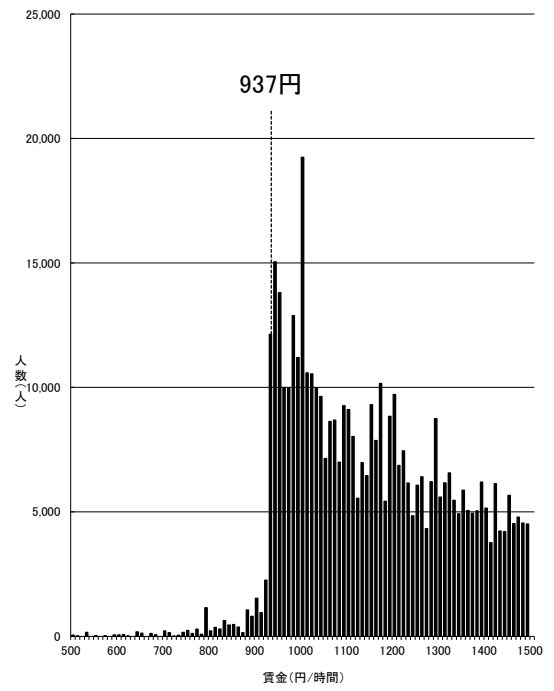


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

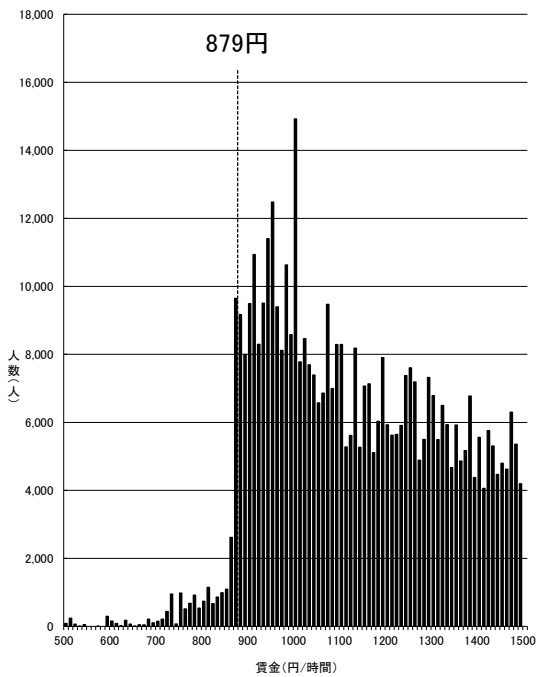


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

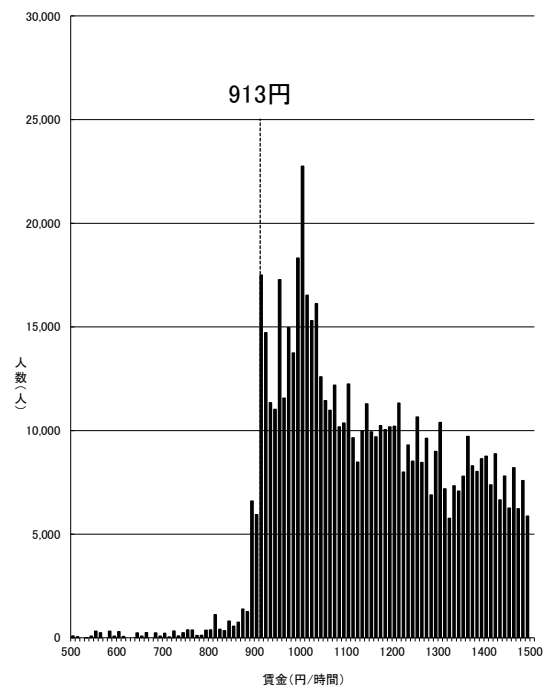


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

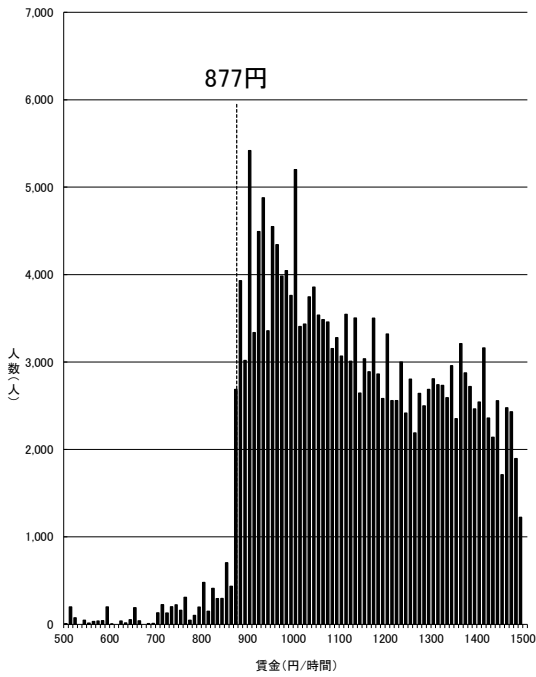


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

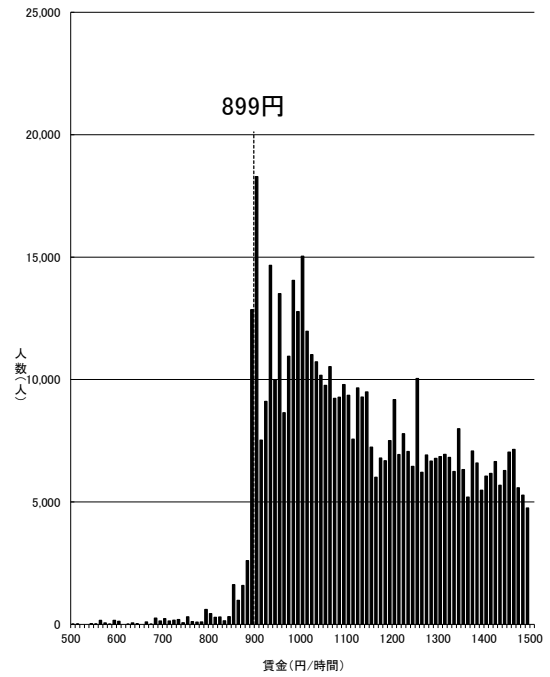


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

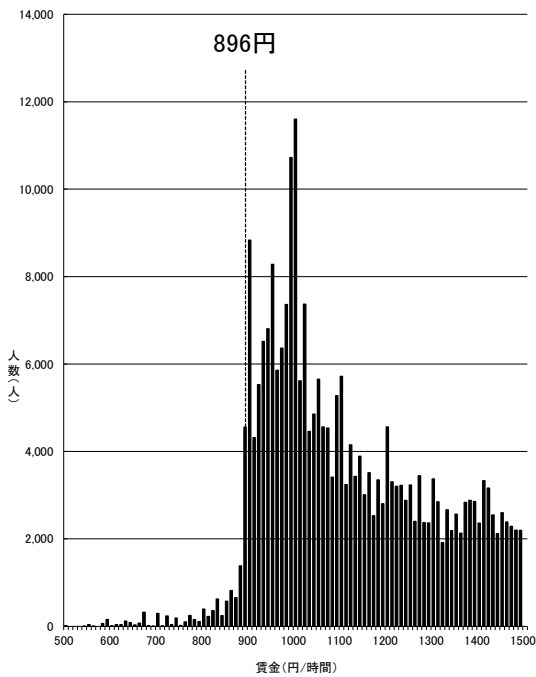


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

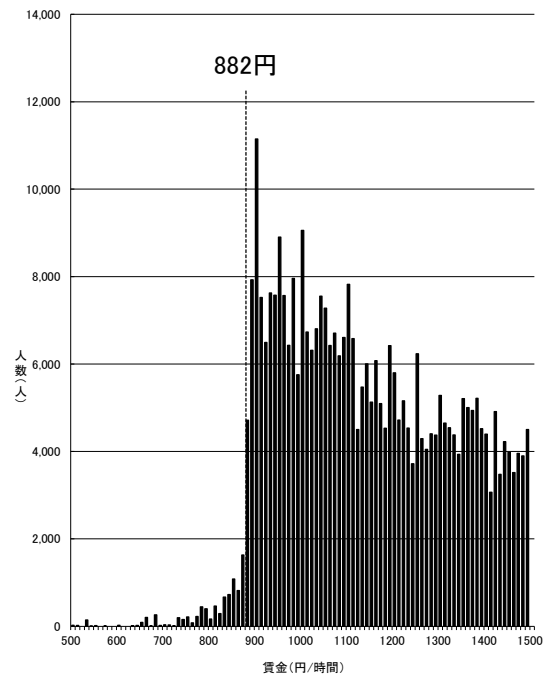


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

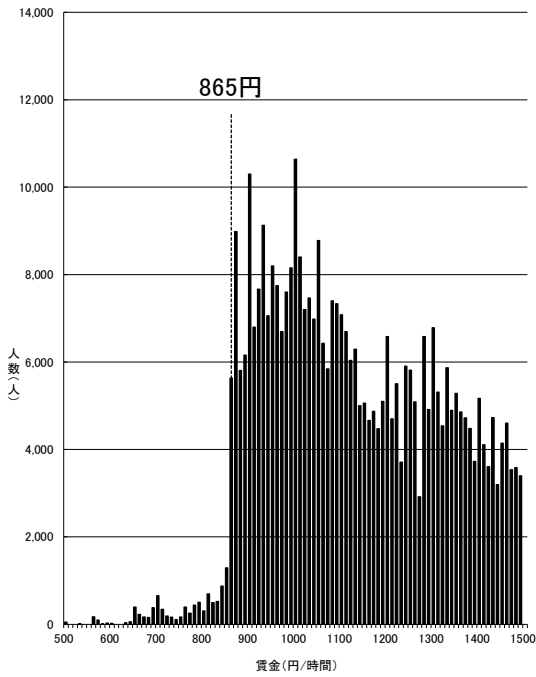


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

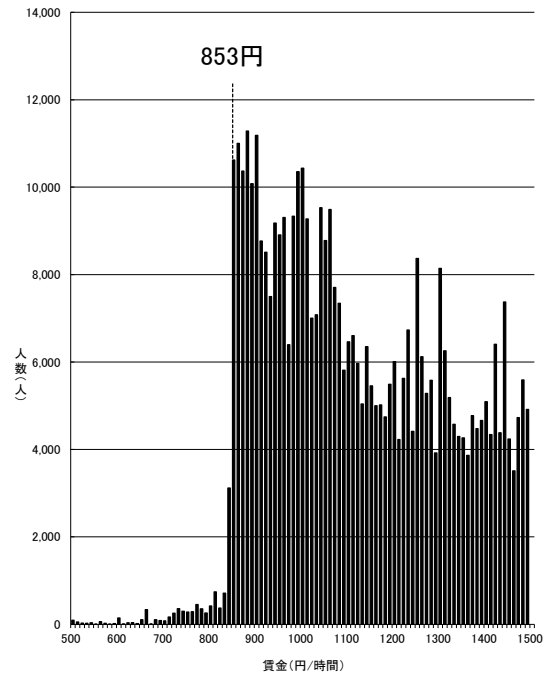


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

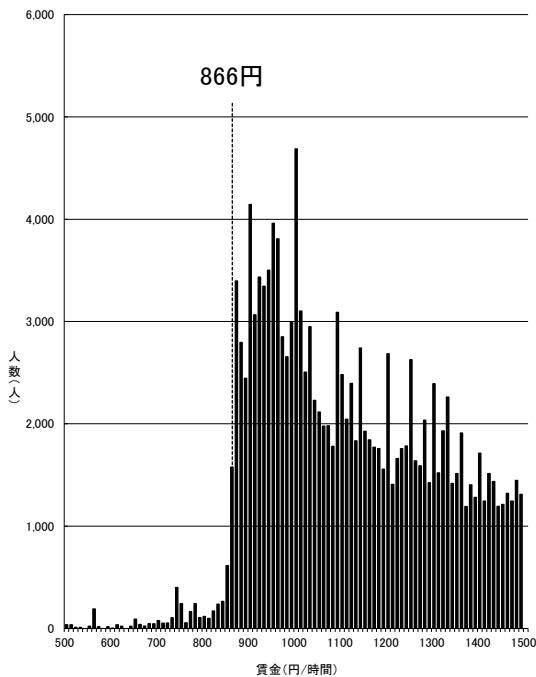


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

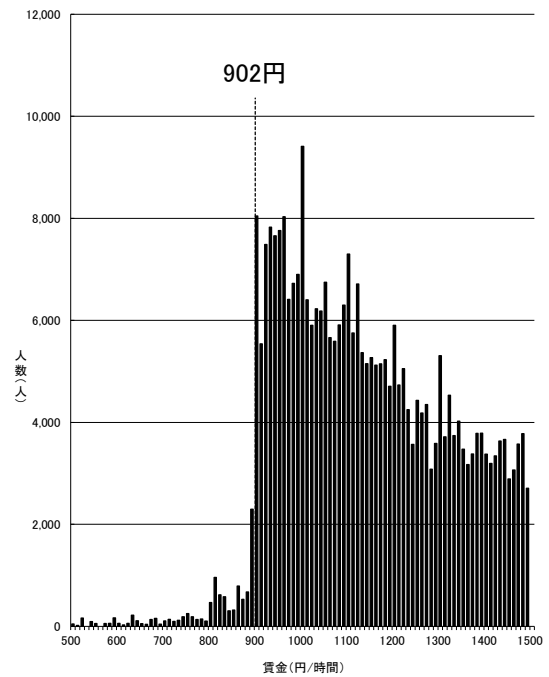


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

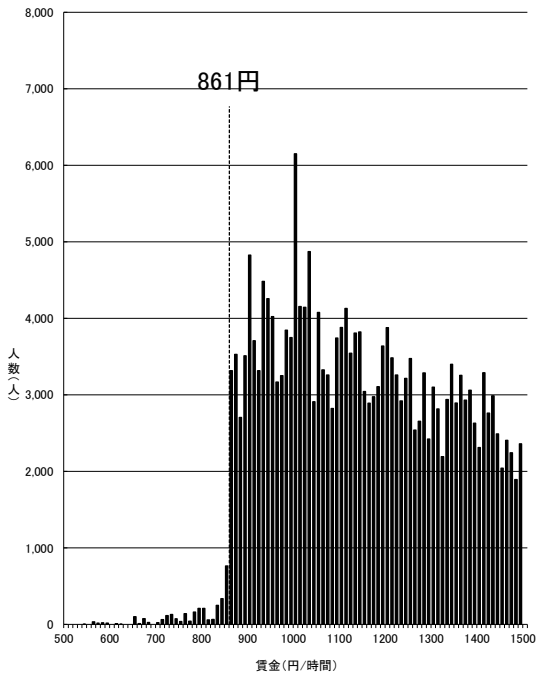


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

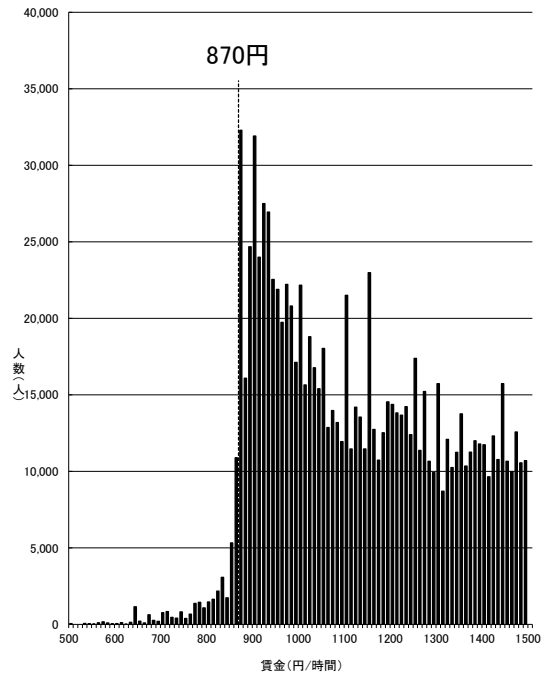


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

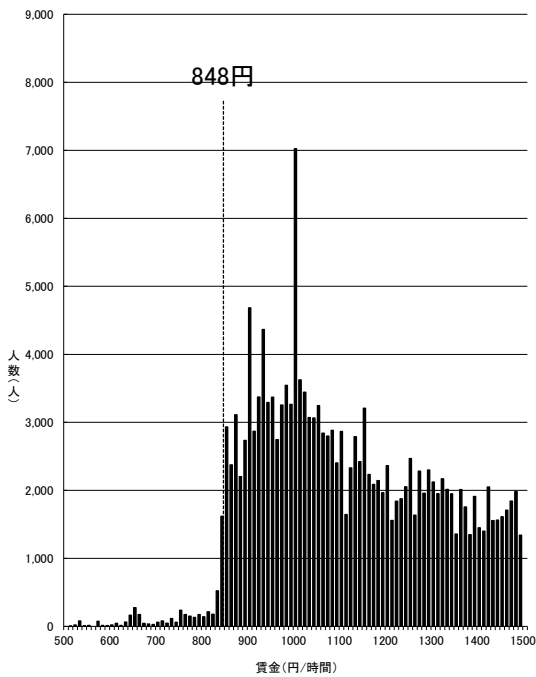


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

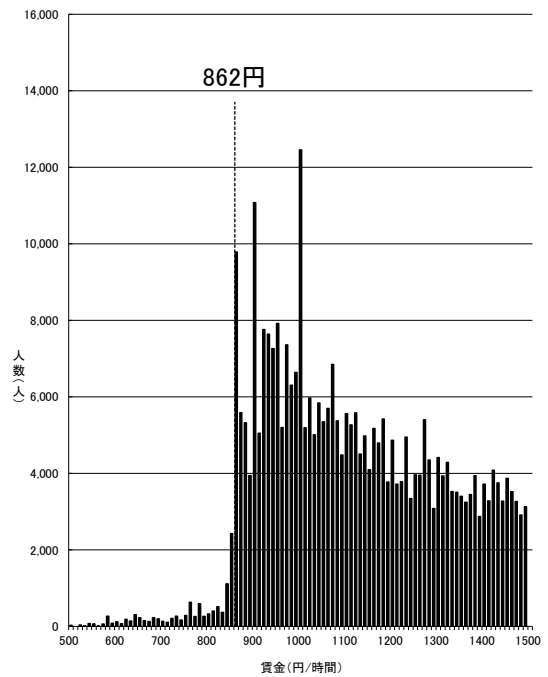


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

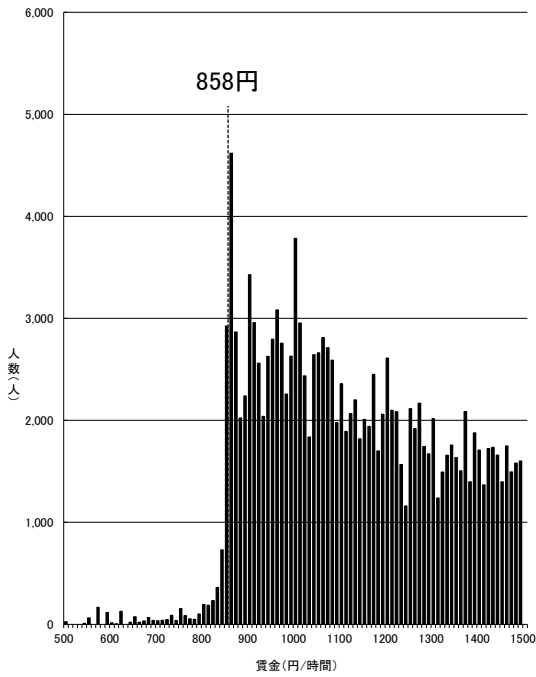


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

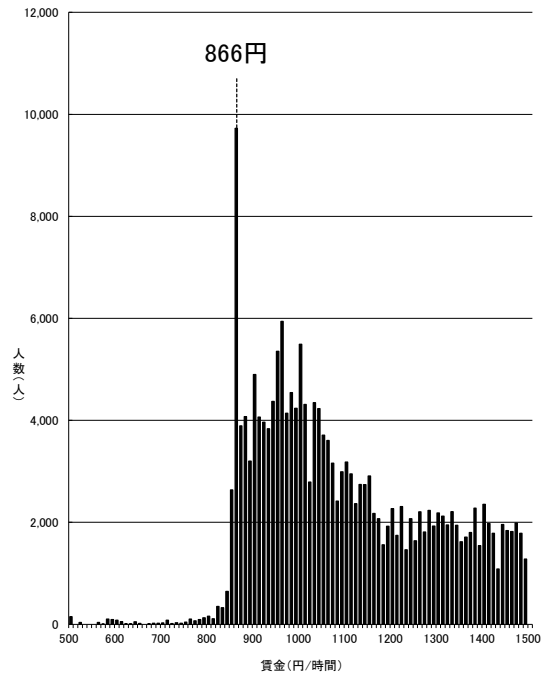


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

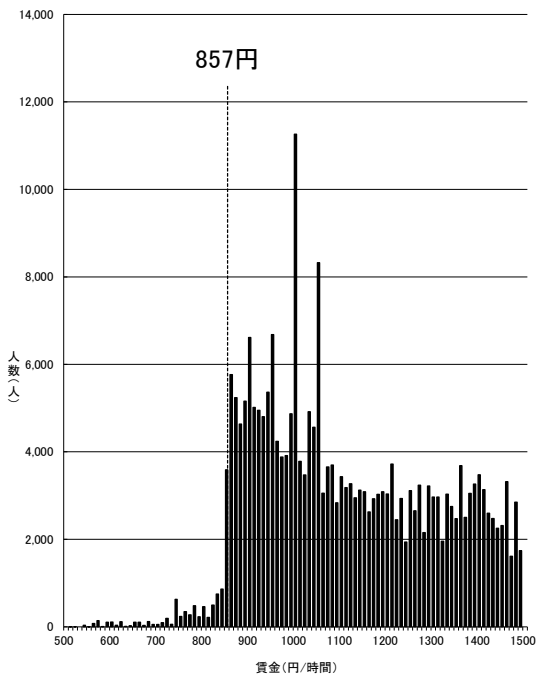


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

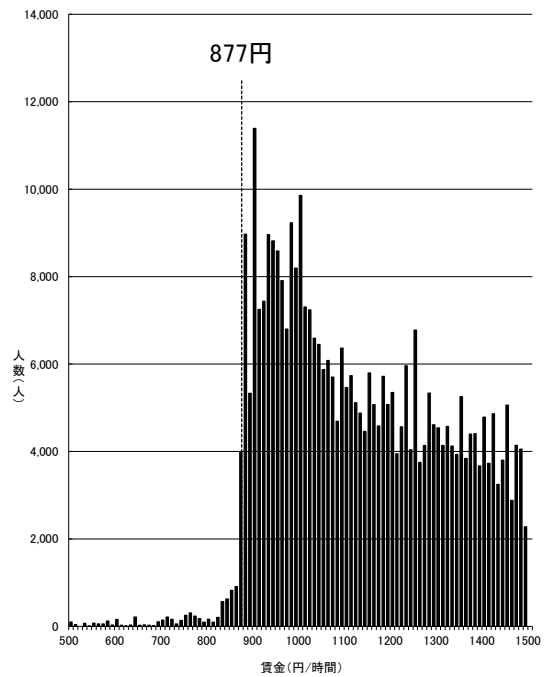


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

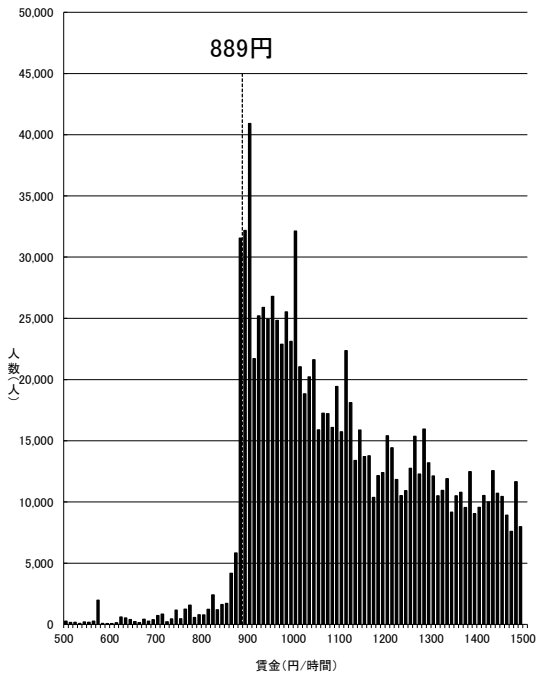


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

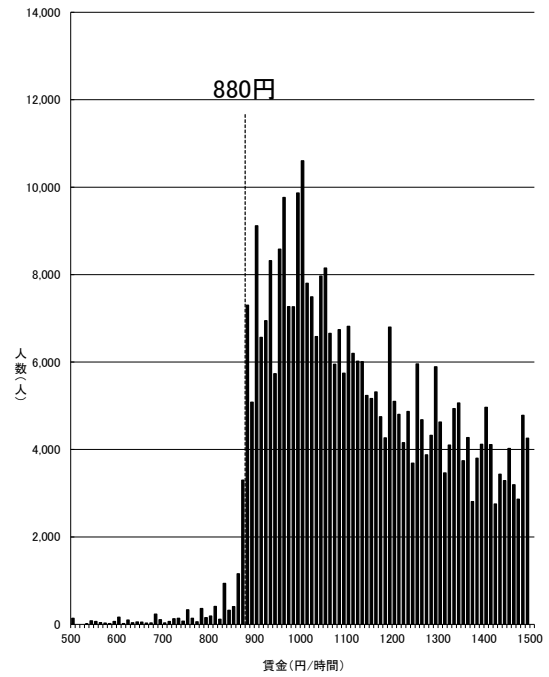


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

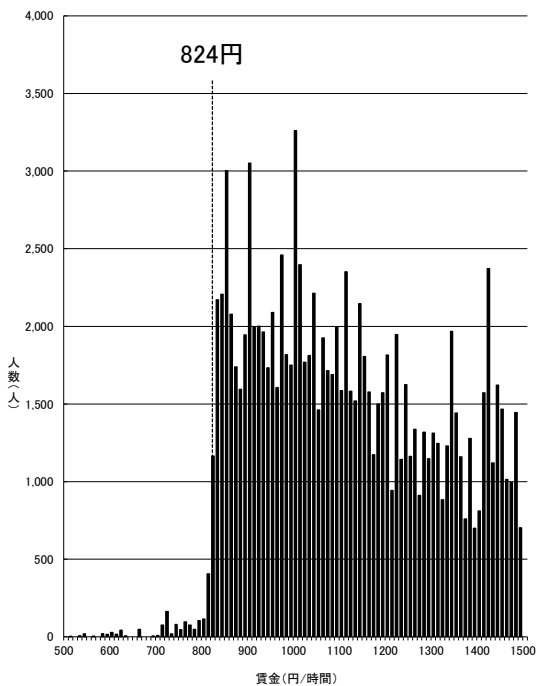


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

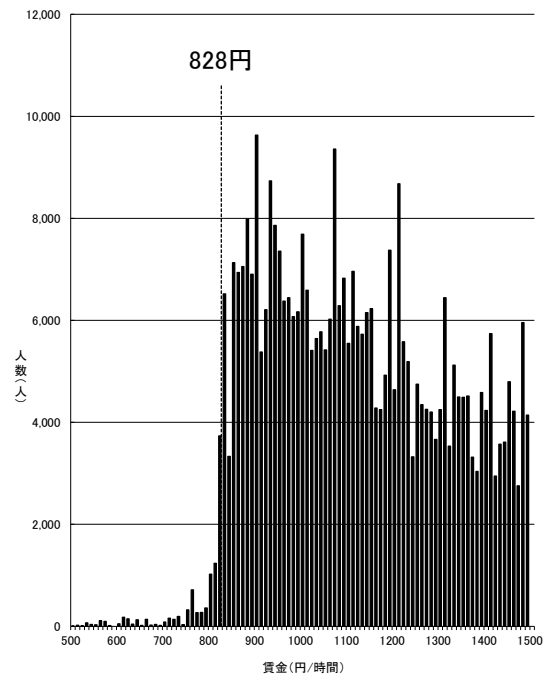


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

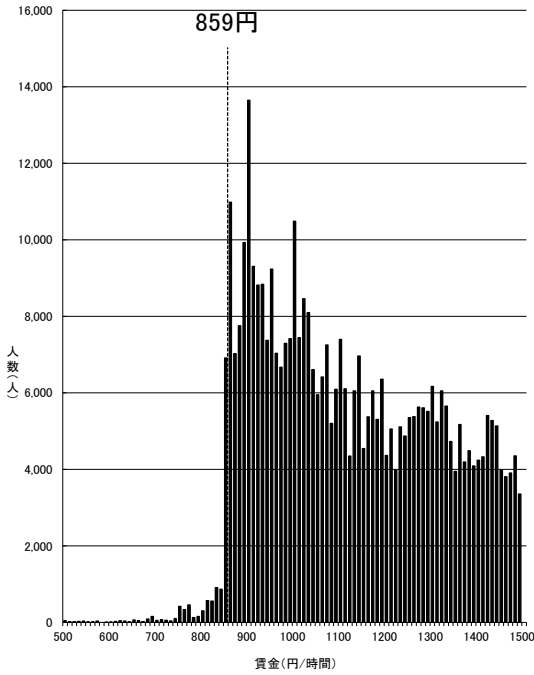


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

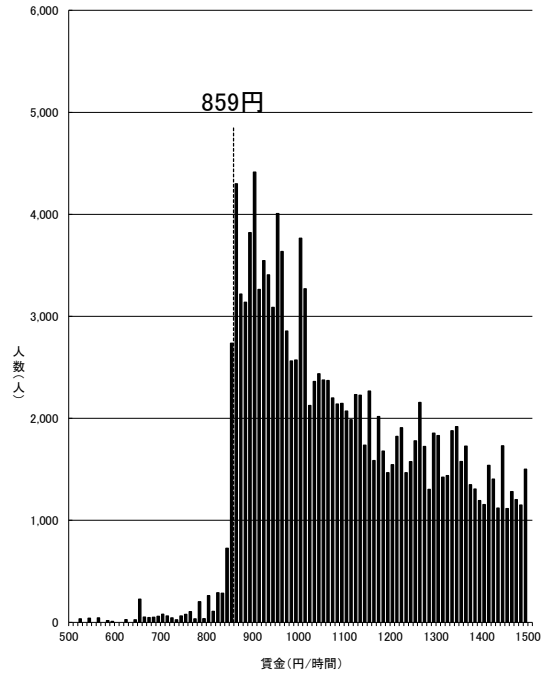


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

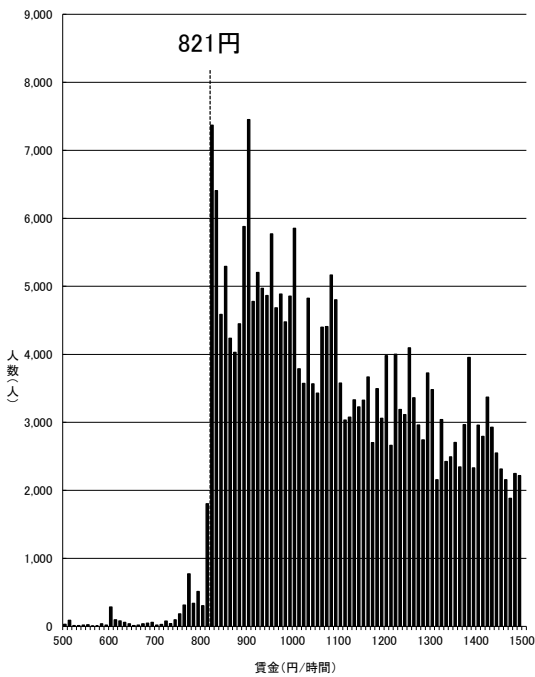


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

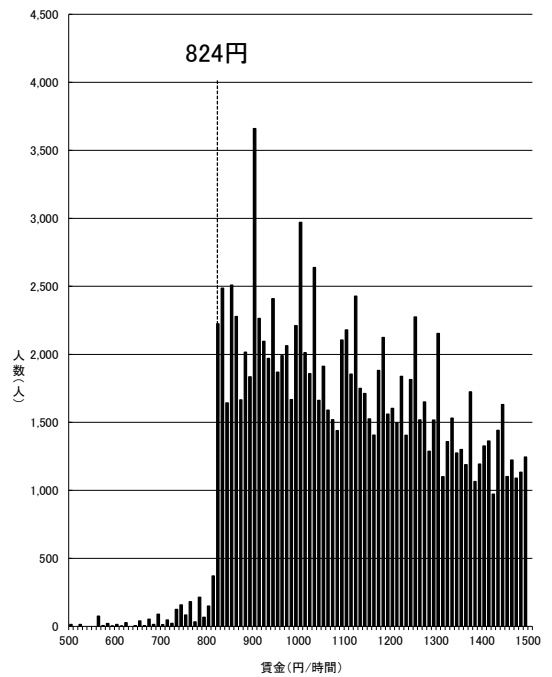


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

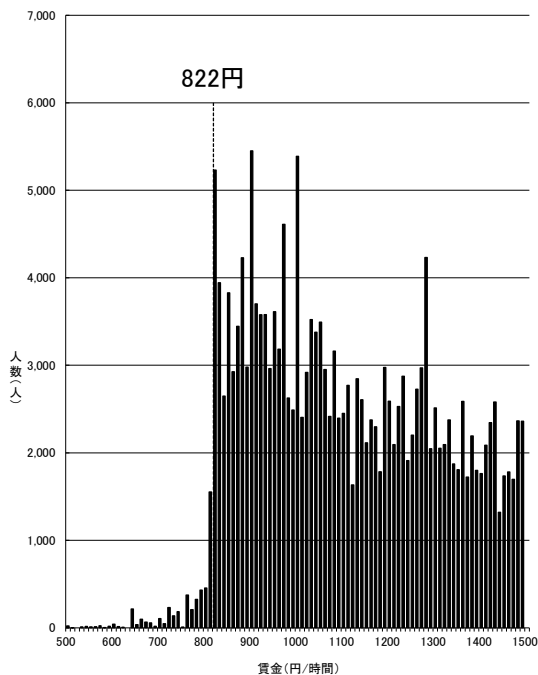


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

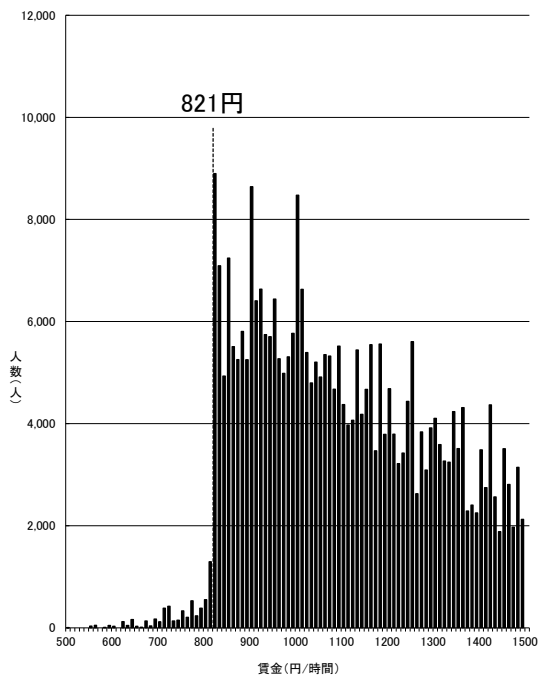


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

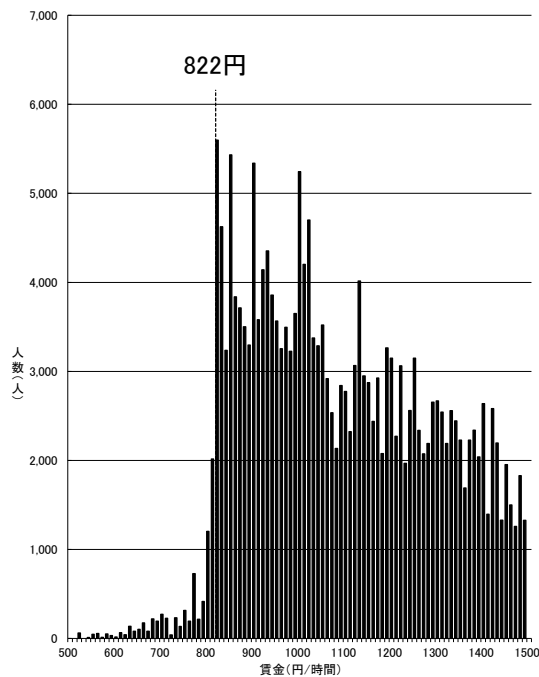


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

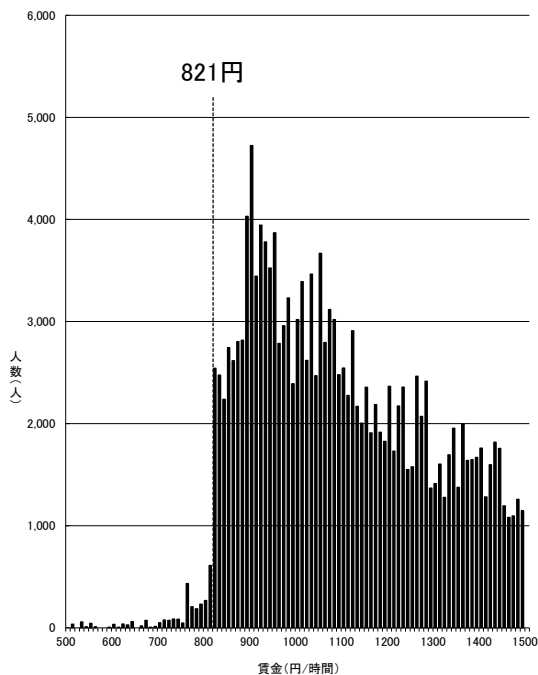


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

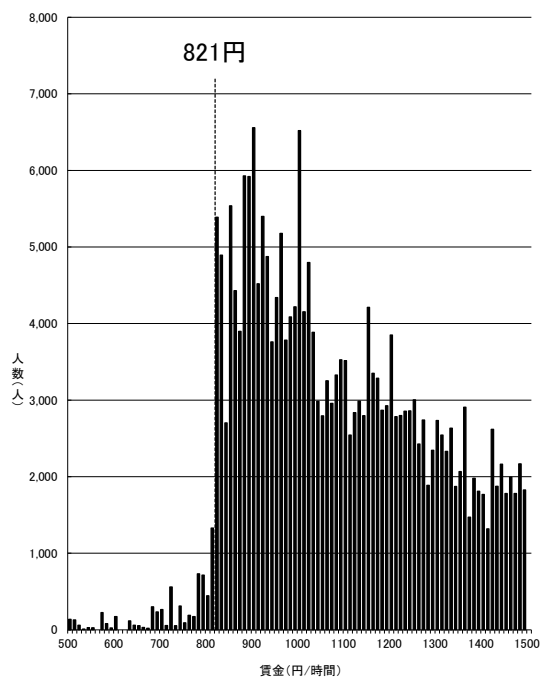


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

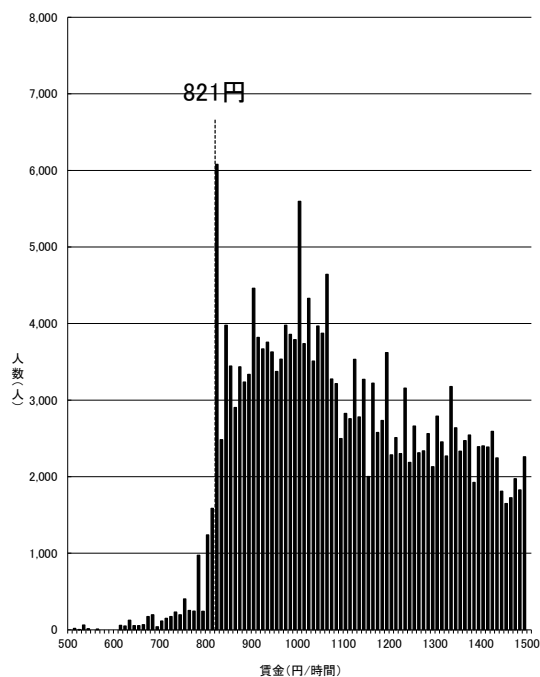


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

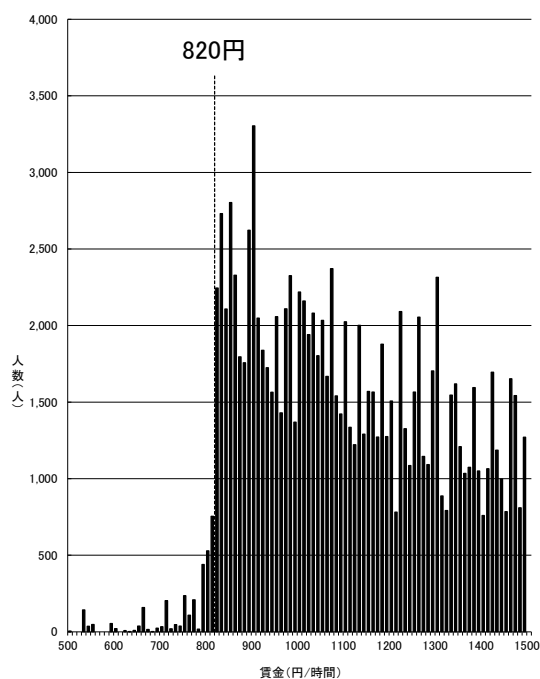


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

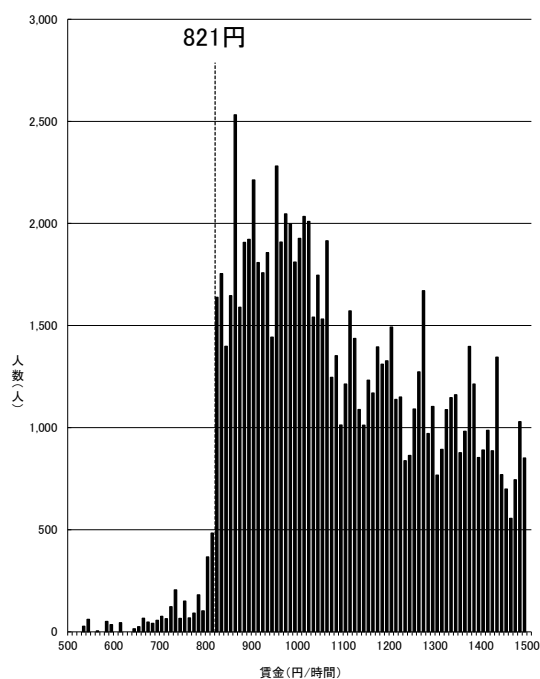


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

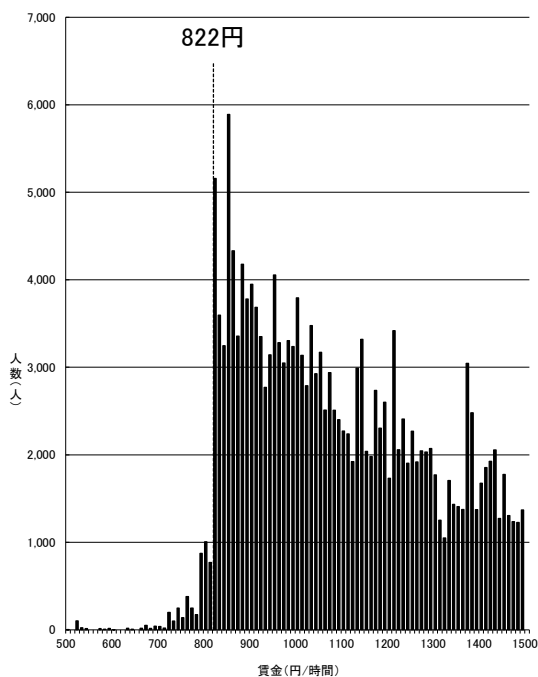


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

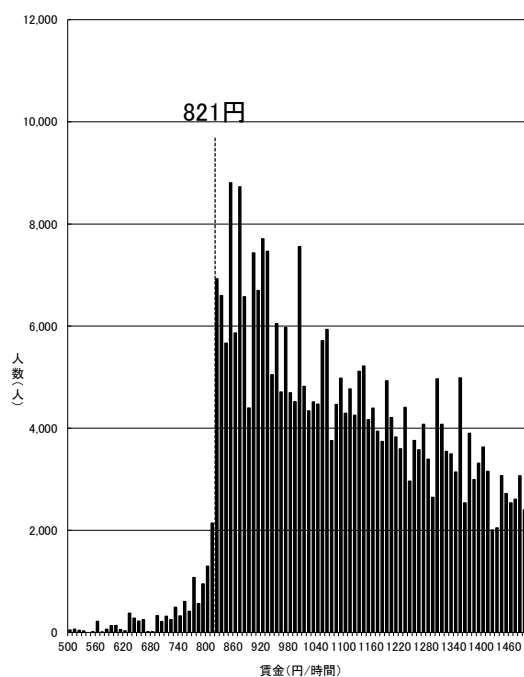


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

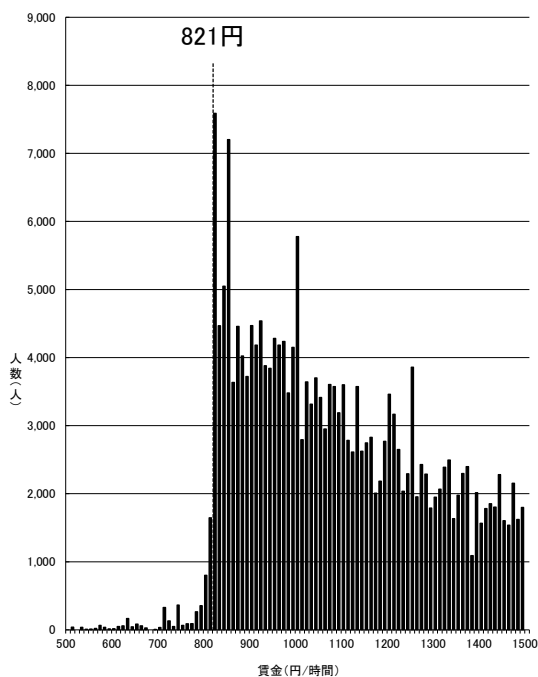


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

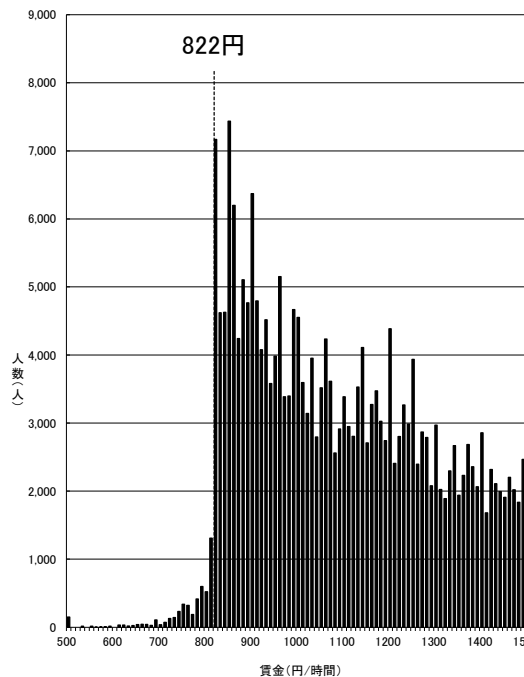


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

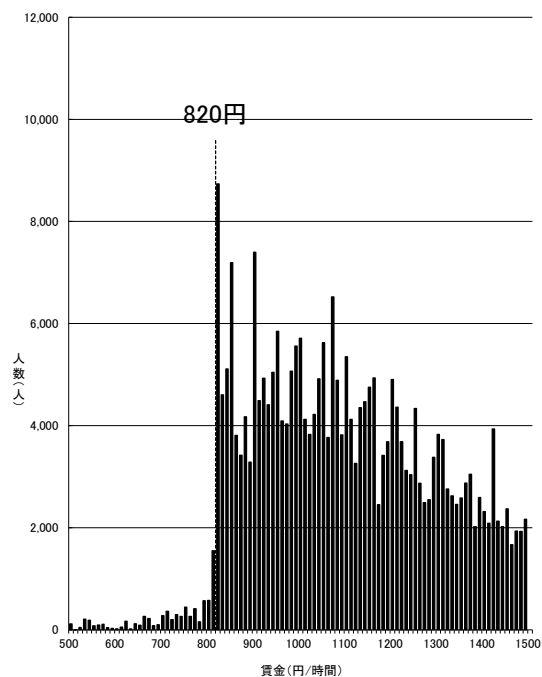


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



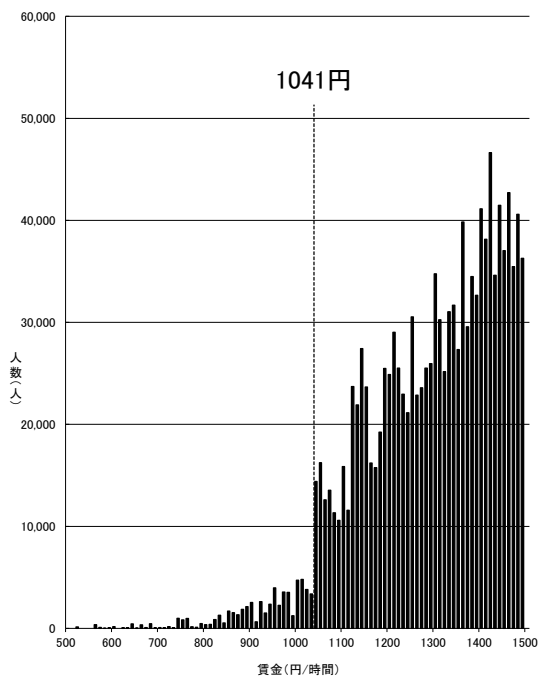
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

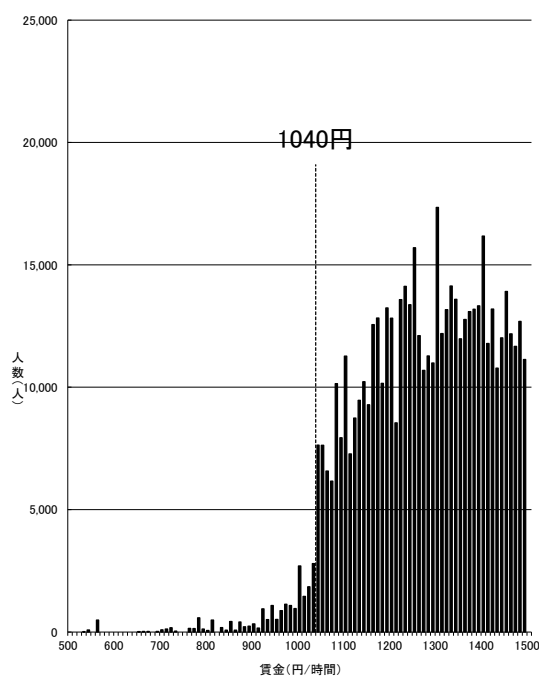
一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

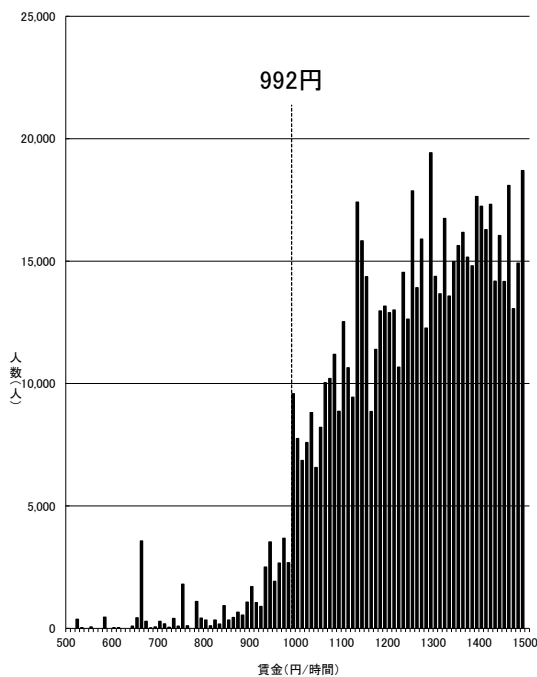
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

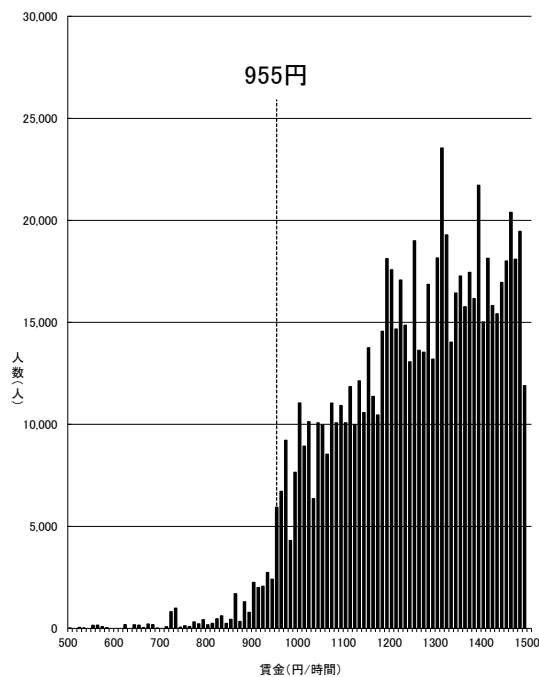
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

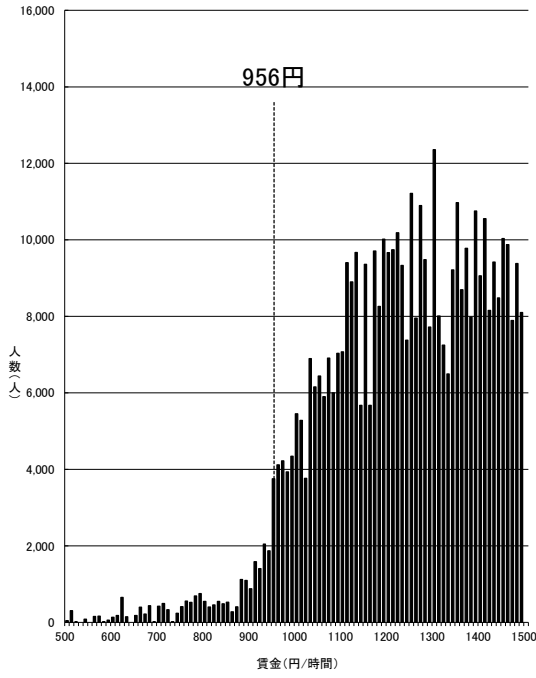
一般労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

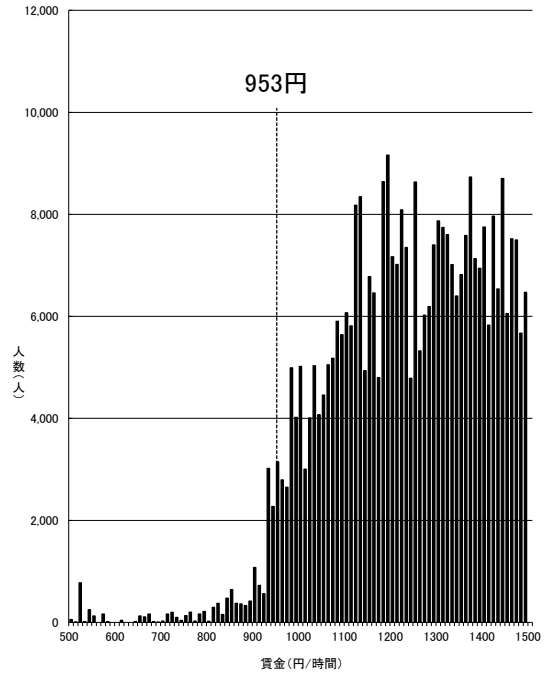


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

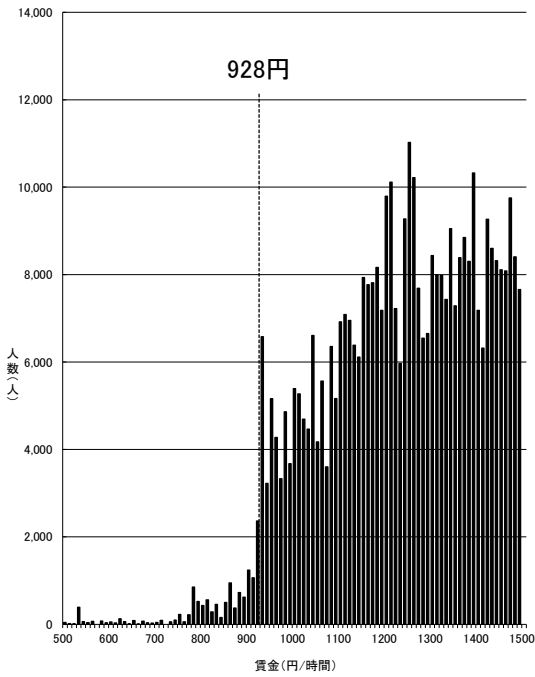


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

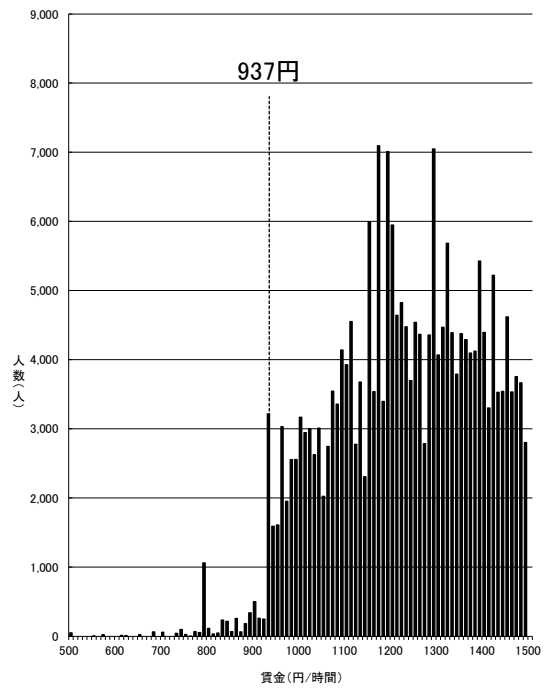


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

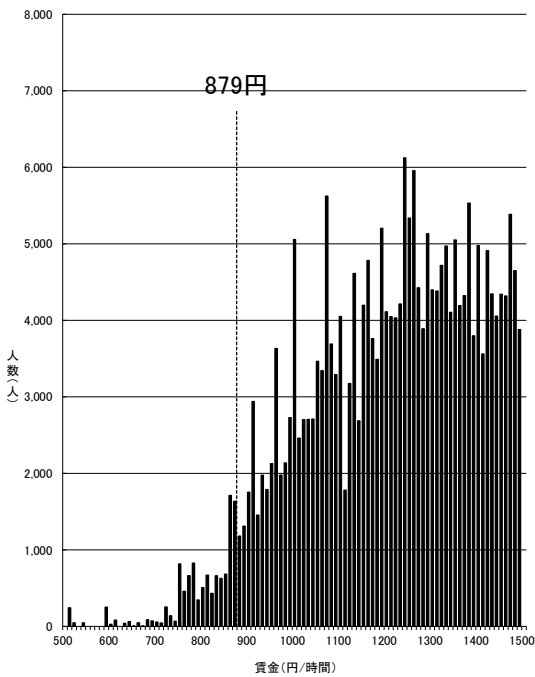


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

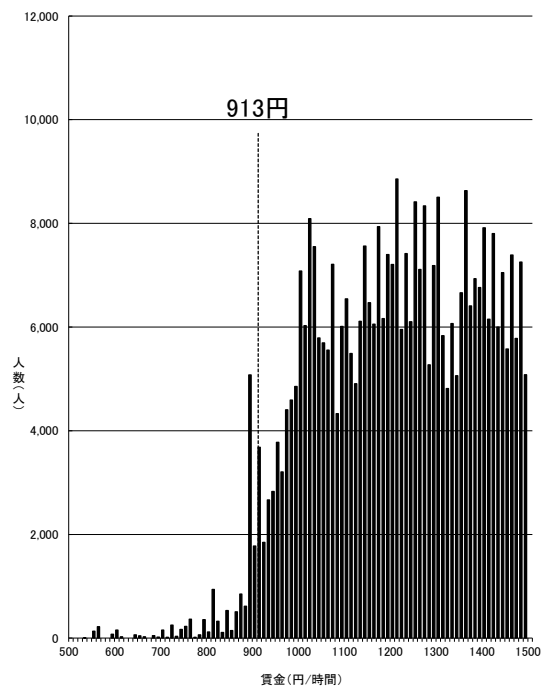


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

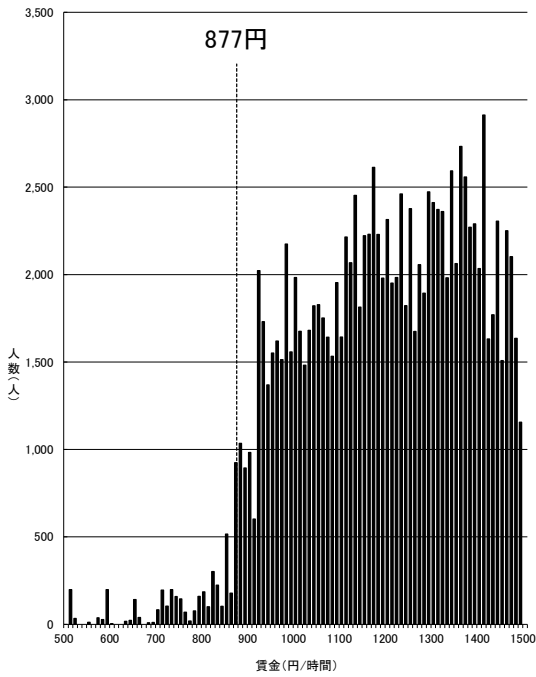


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

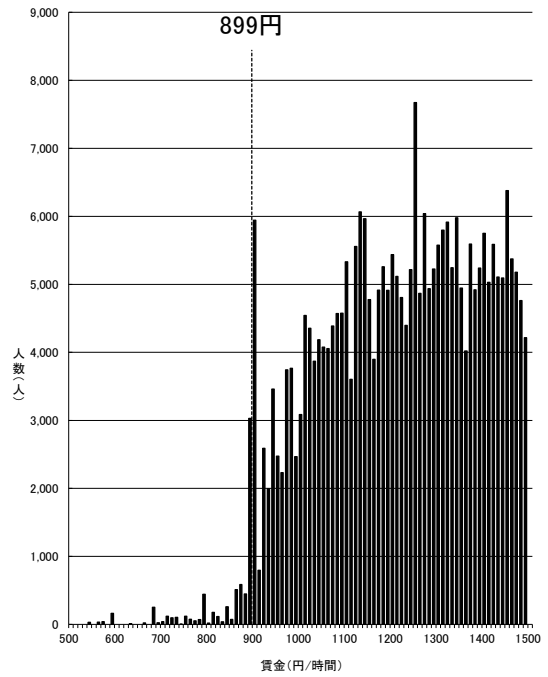


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

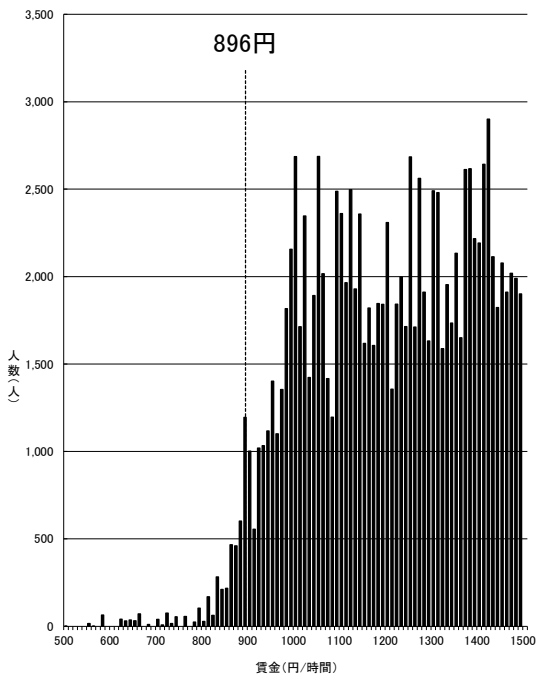


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

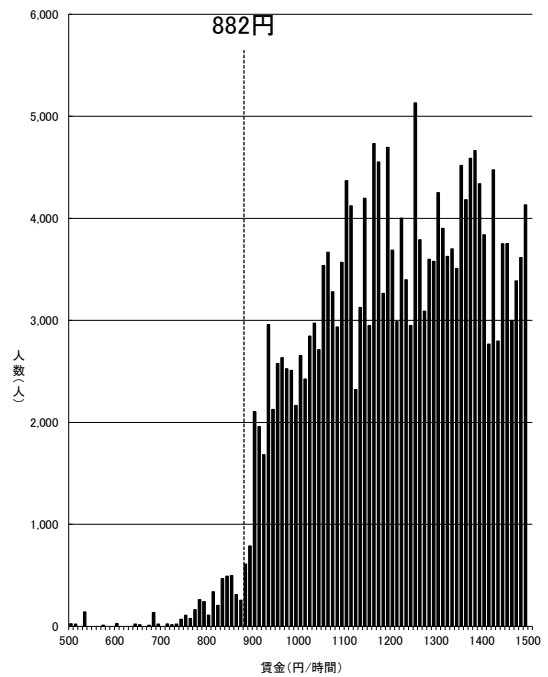


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

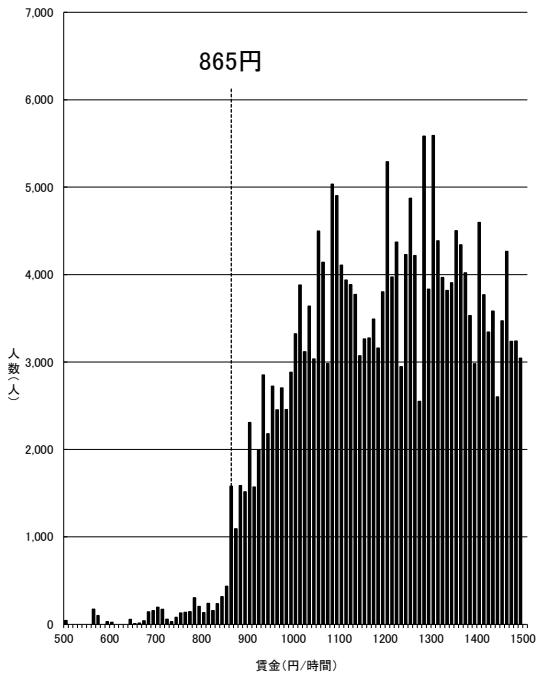


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

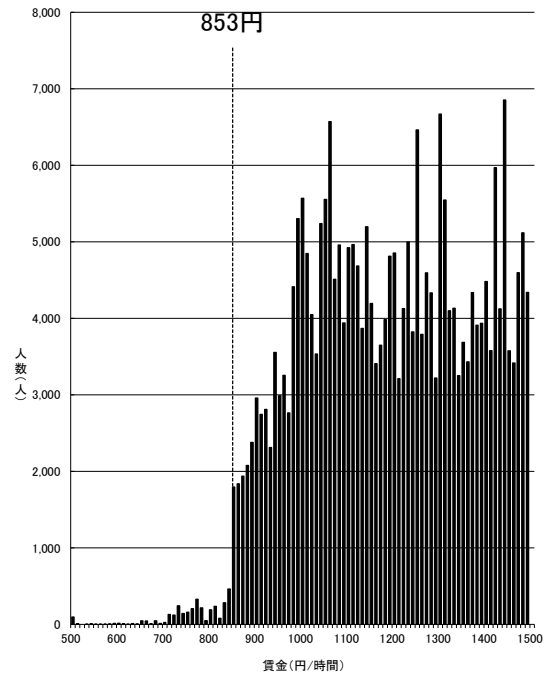


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

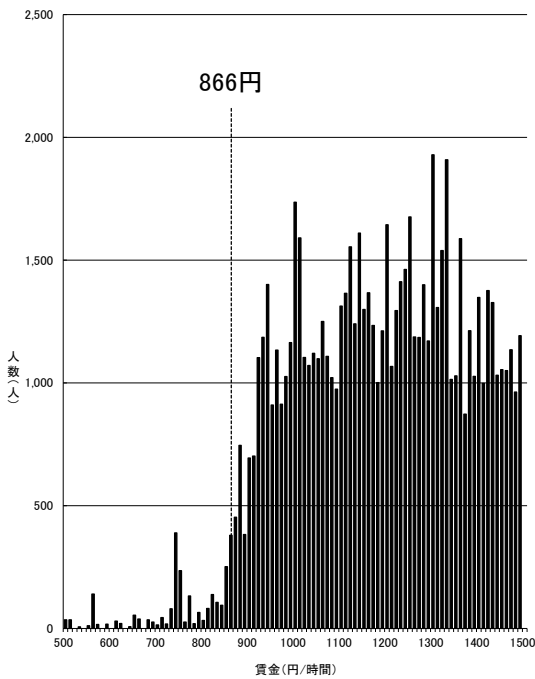


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

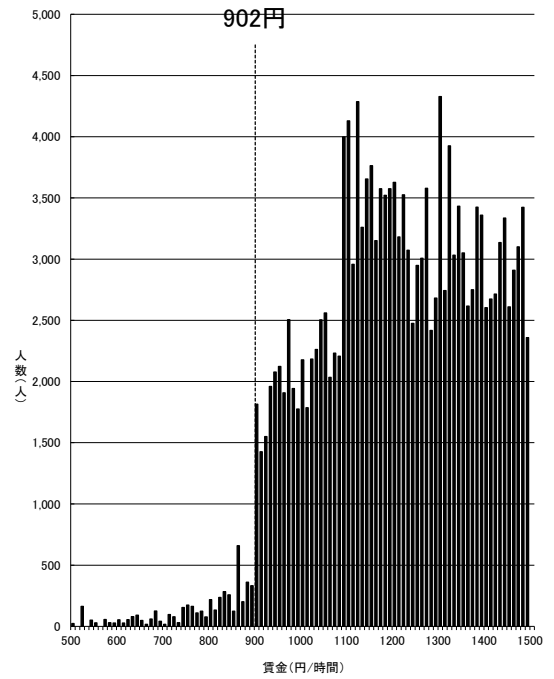


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

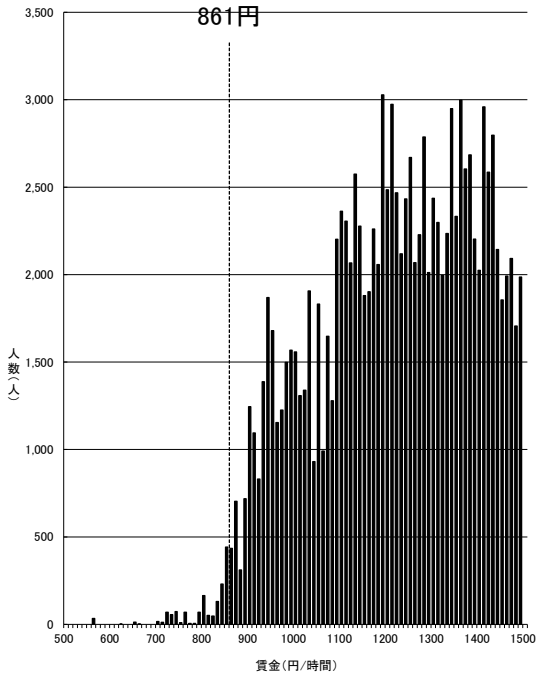


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

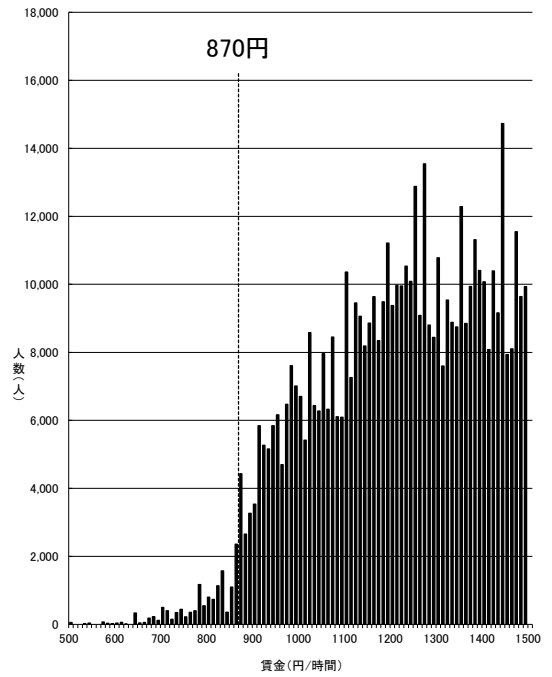


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

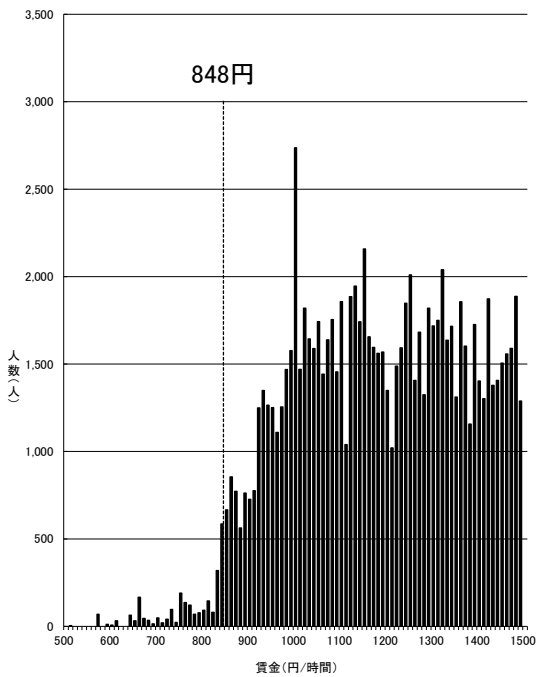


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

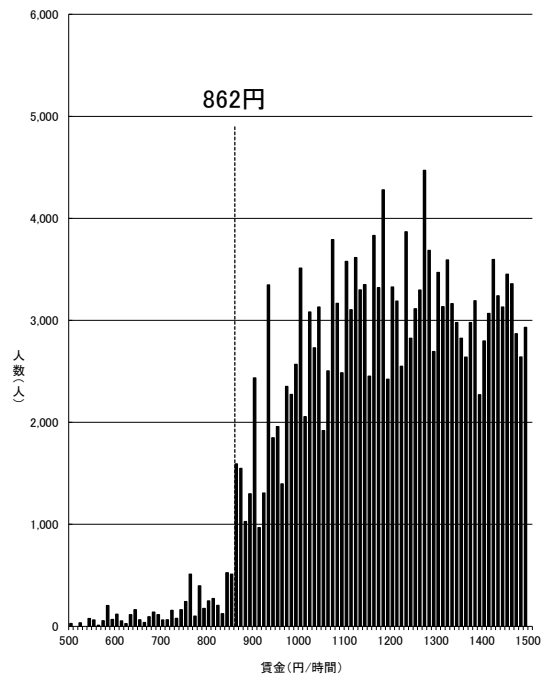


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

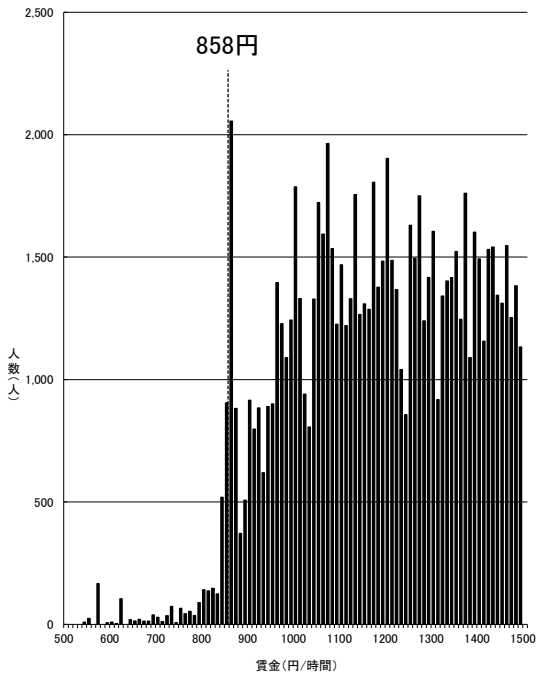


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

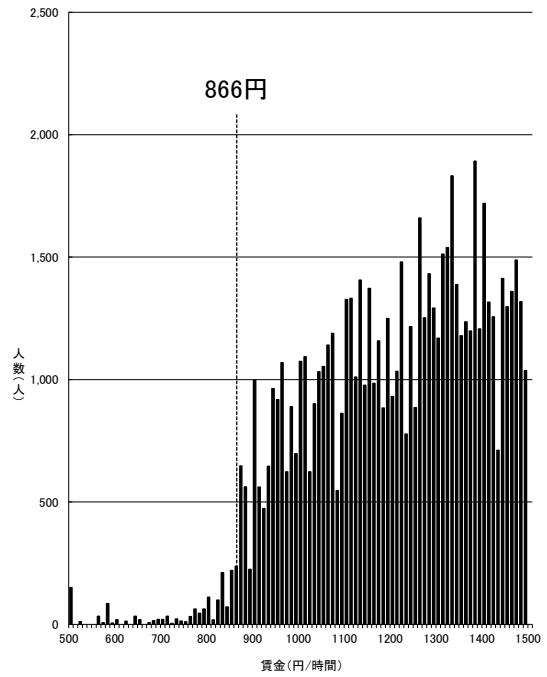


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

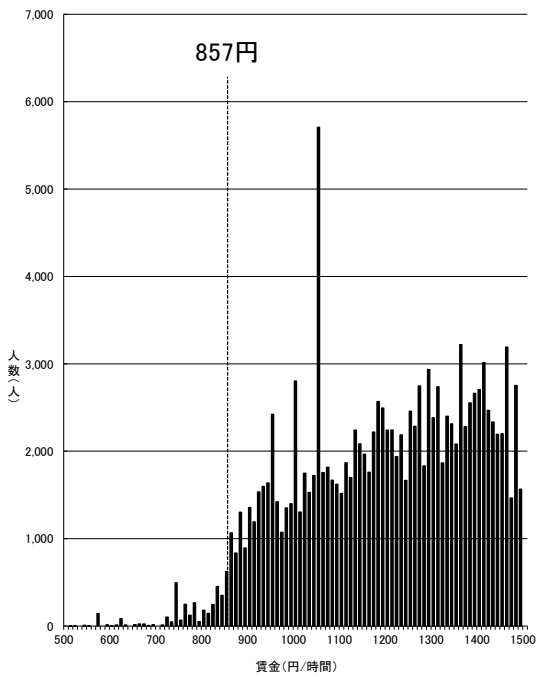


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

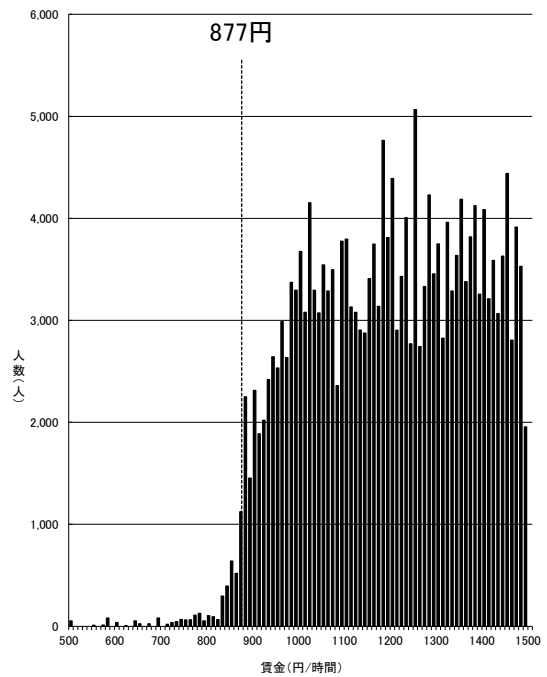


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

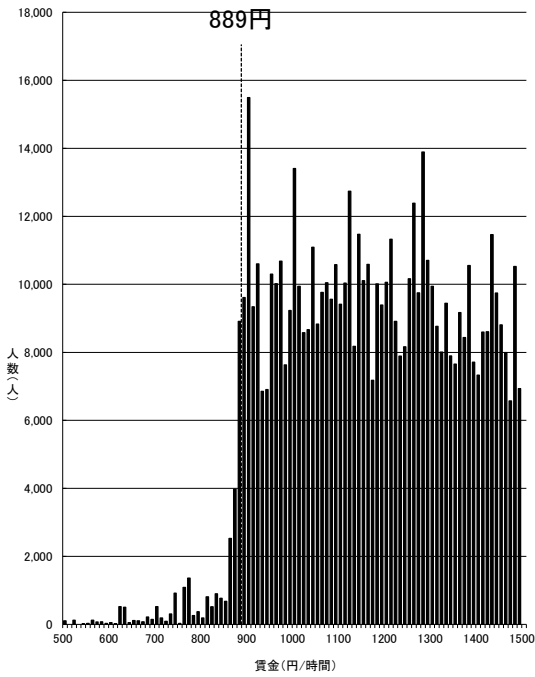


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

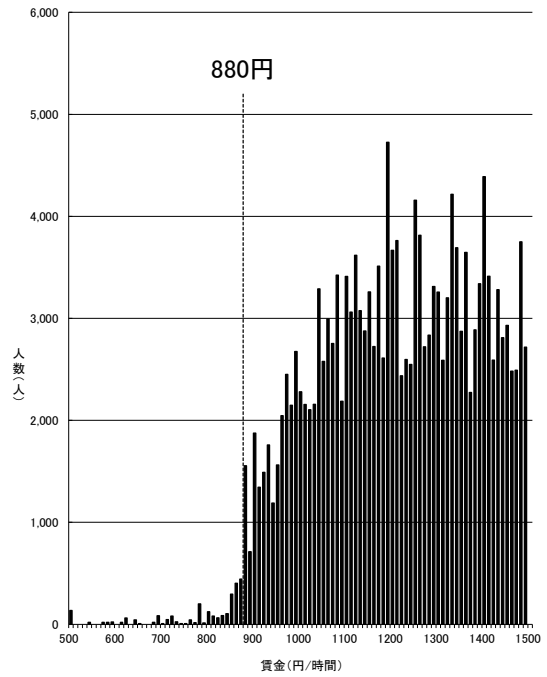


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

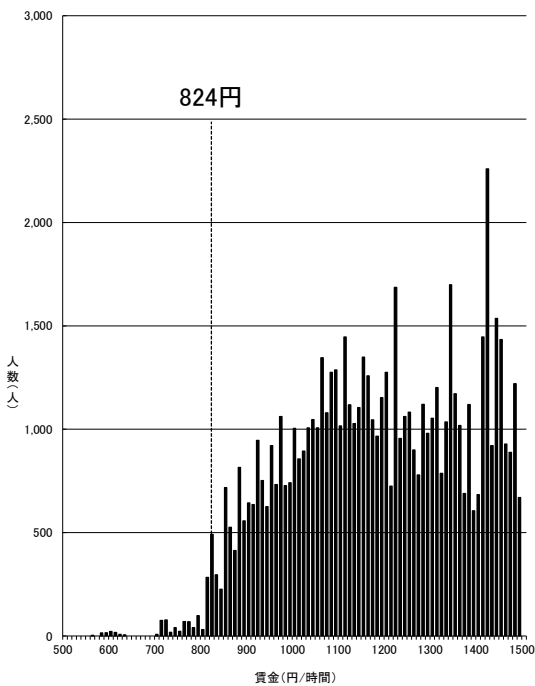


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

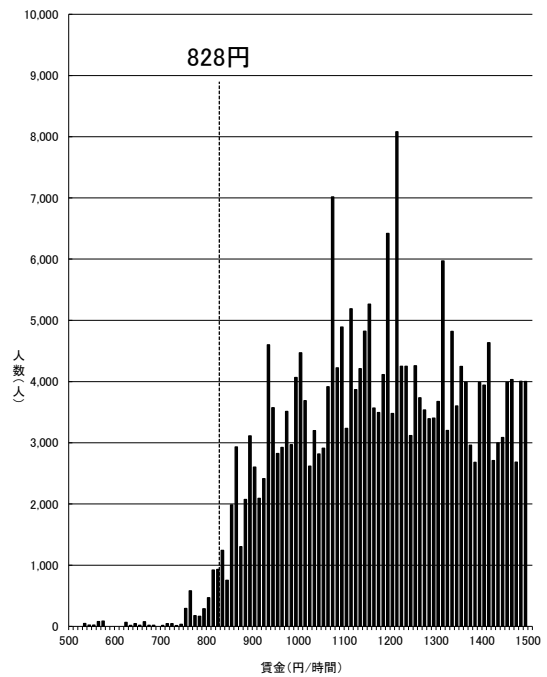


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

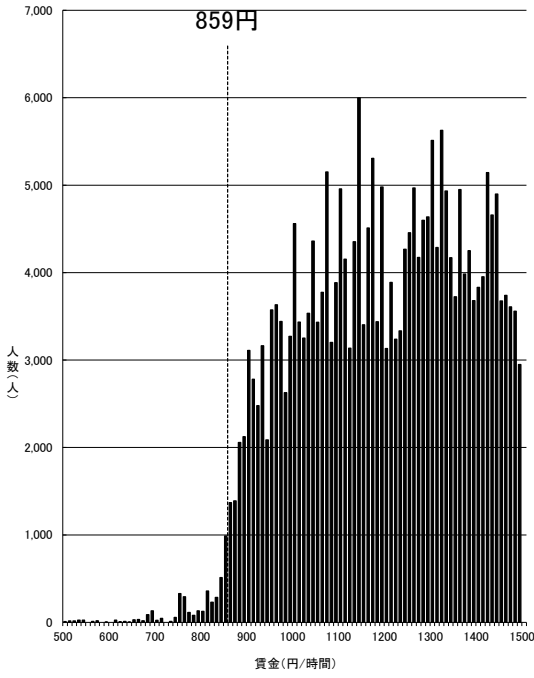


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

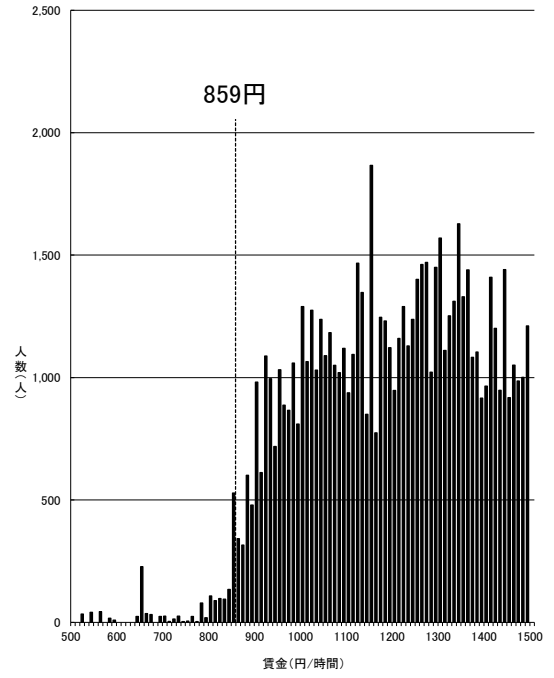


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

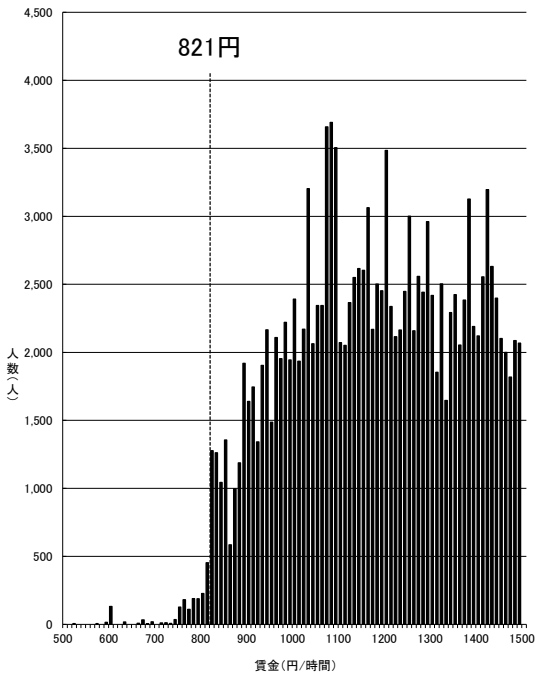


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

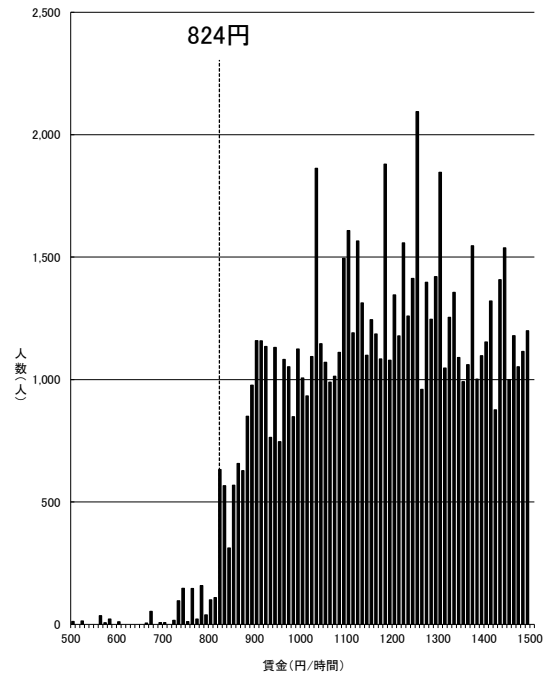


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

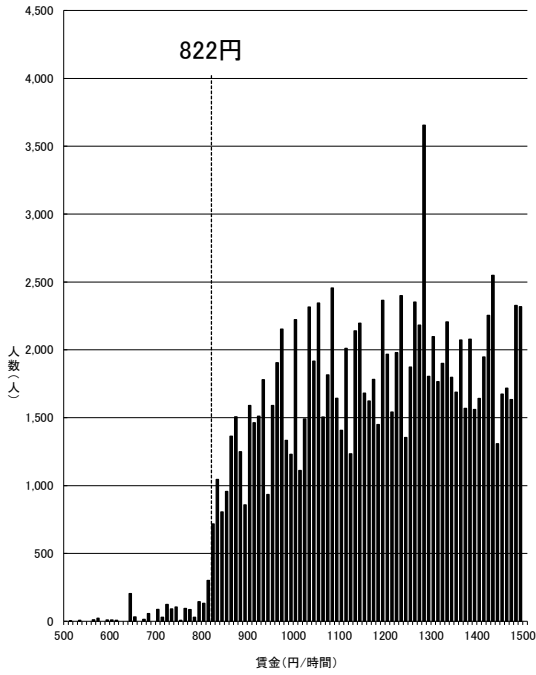


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

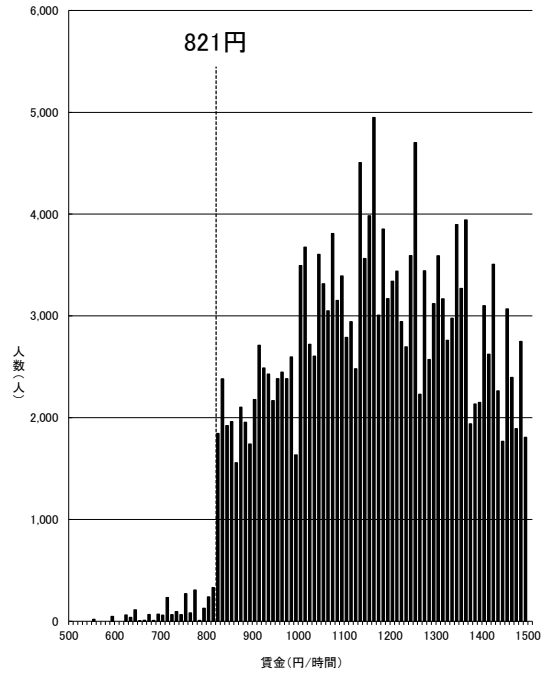


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

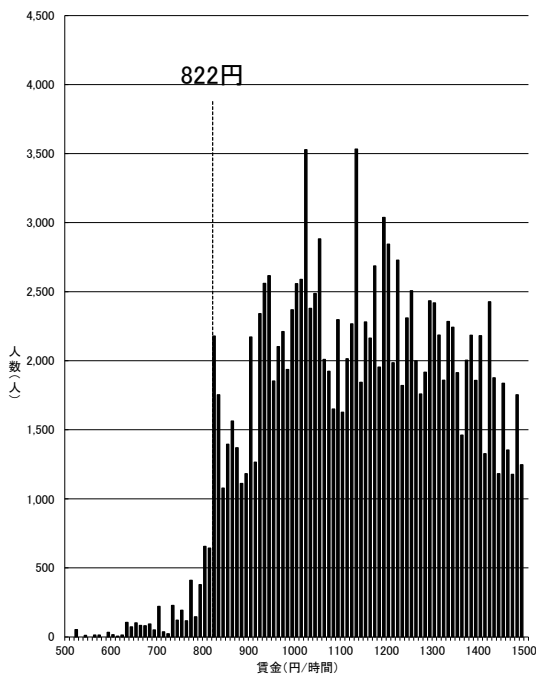


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

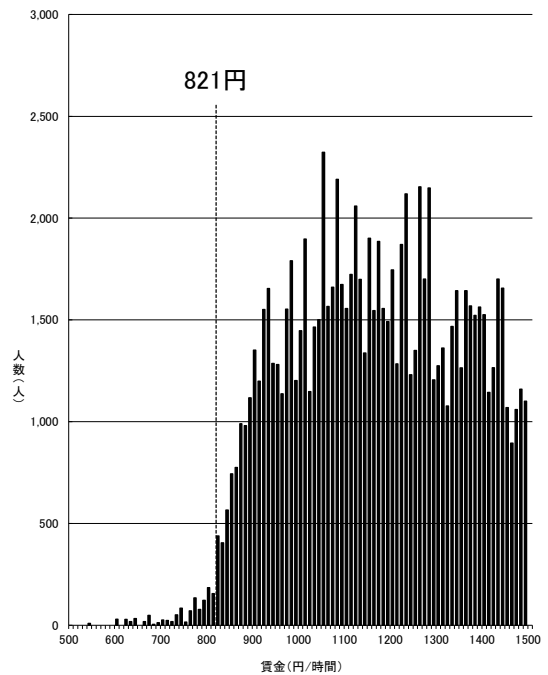


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

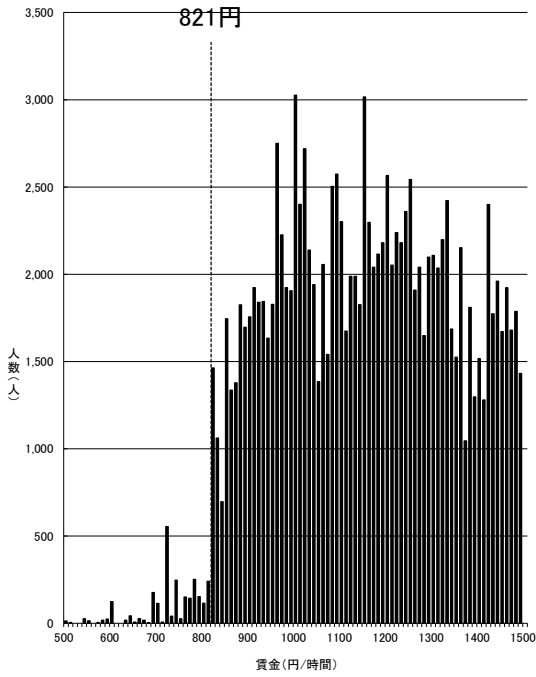


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

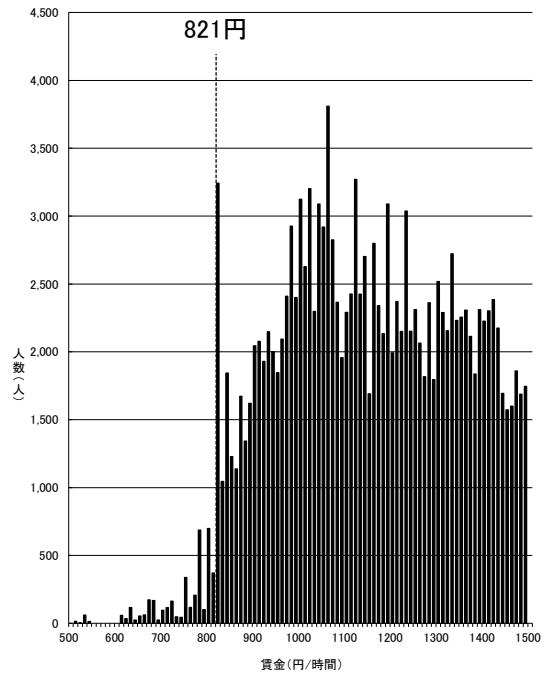


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

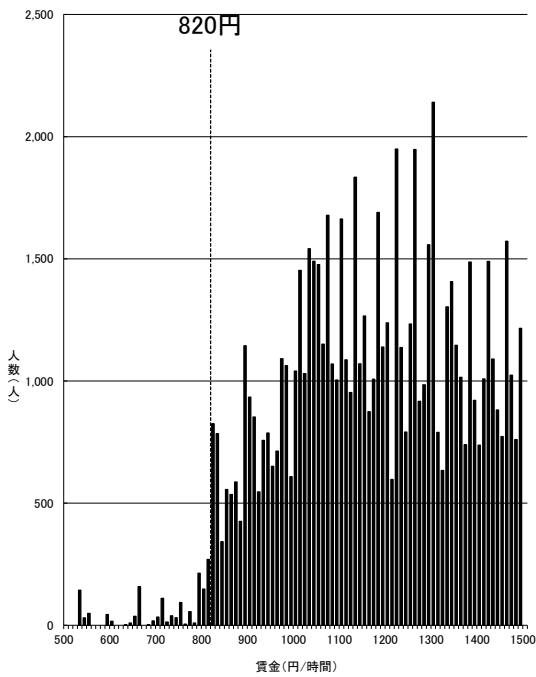


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

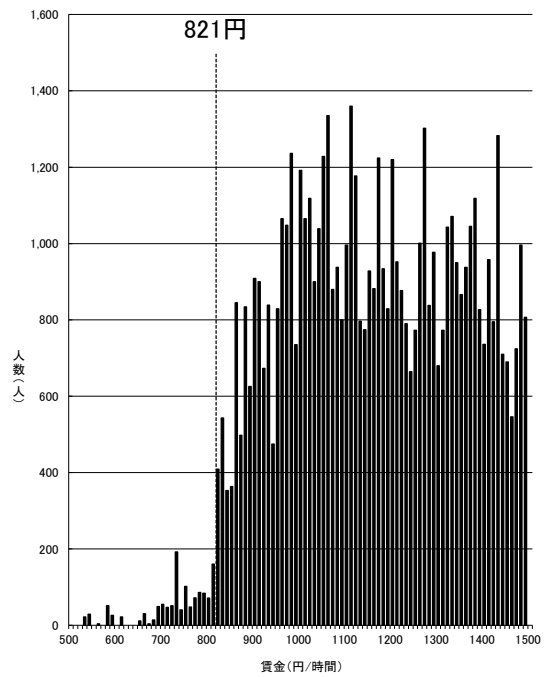


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

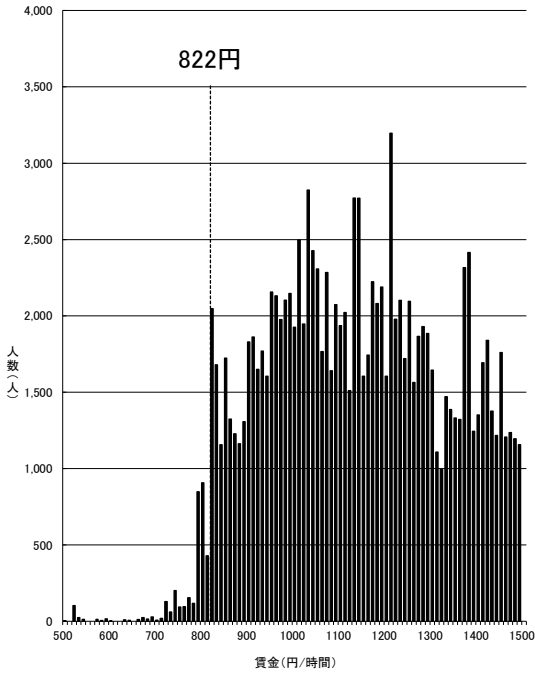


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

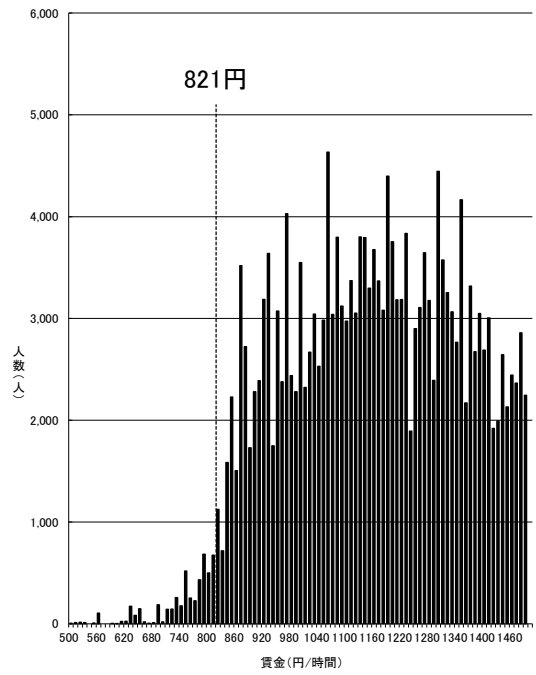


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

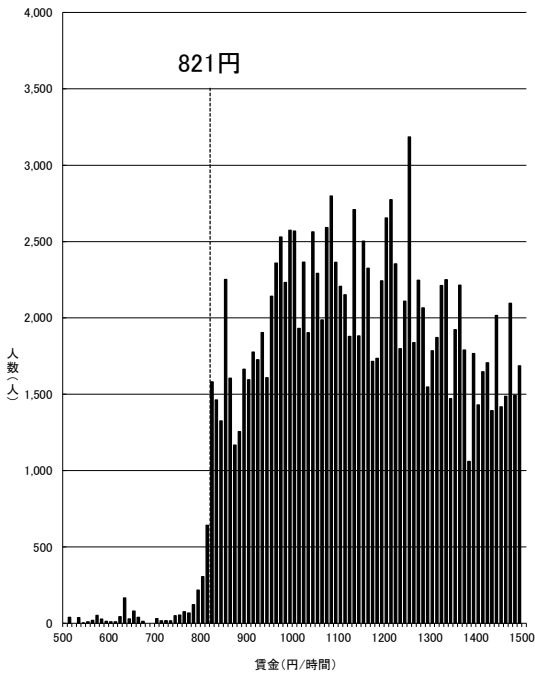


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

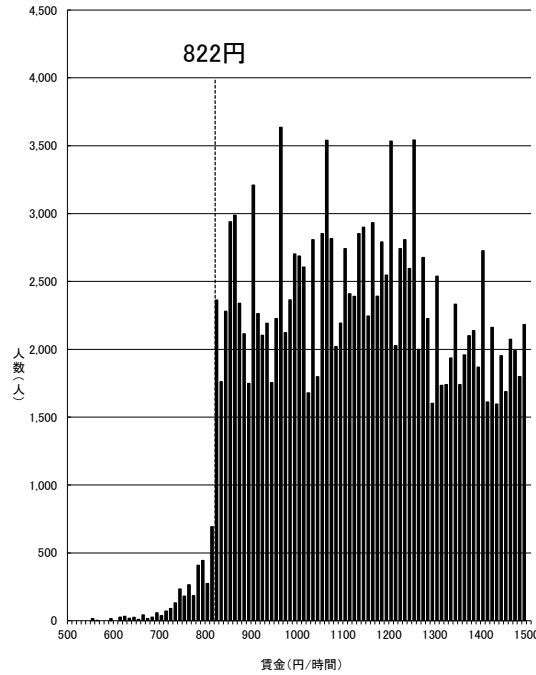


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

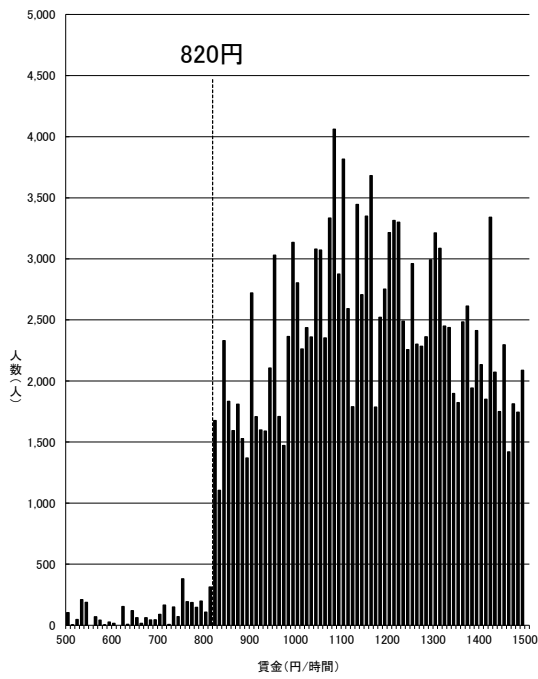


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



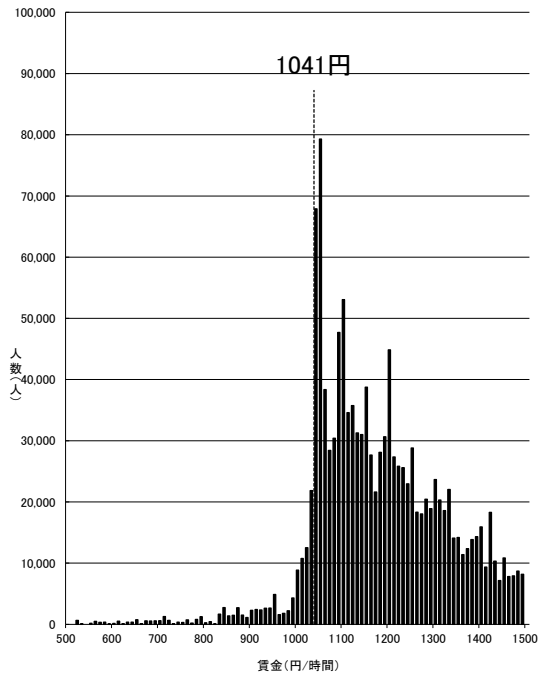
資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

東京(A)

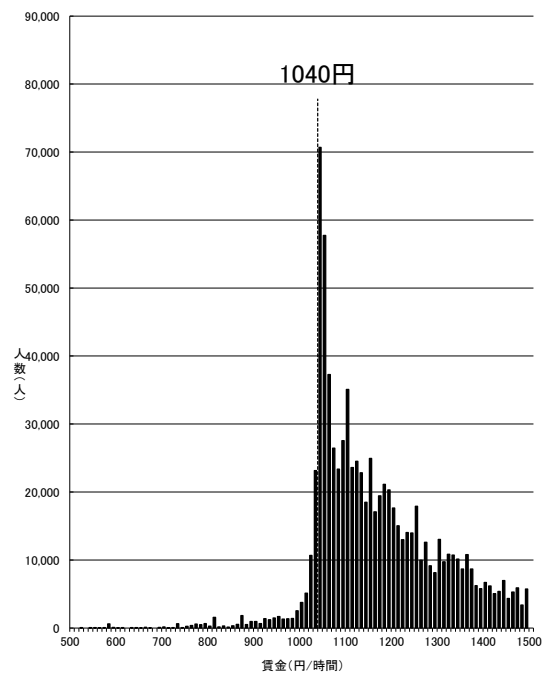


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

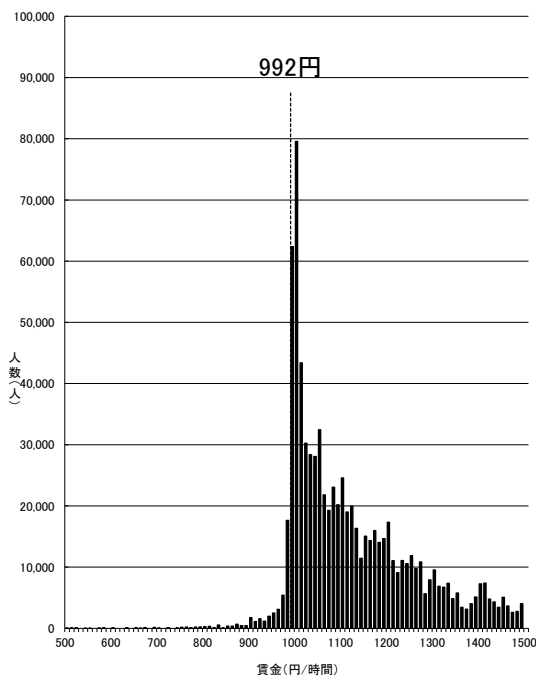


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

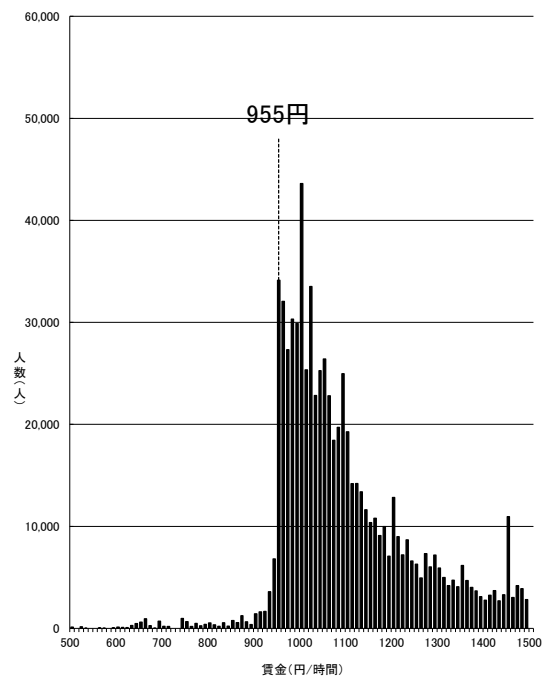


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

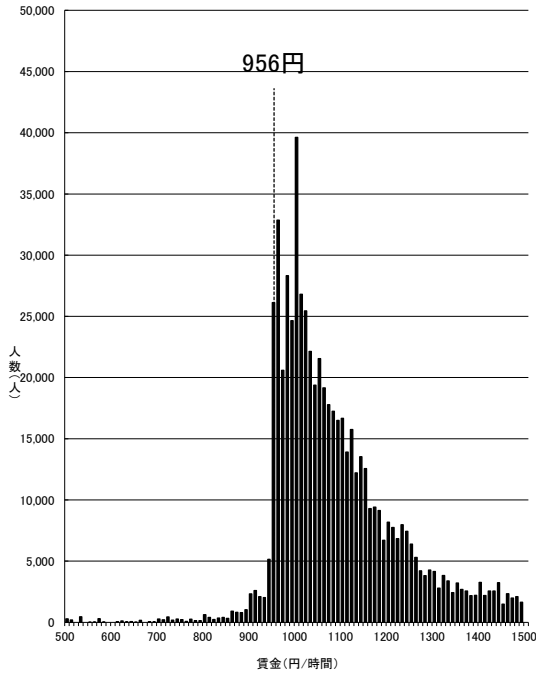


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

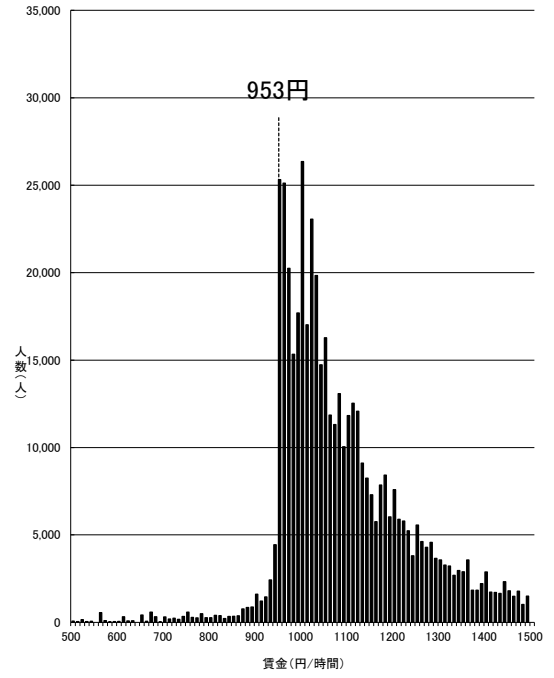


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

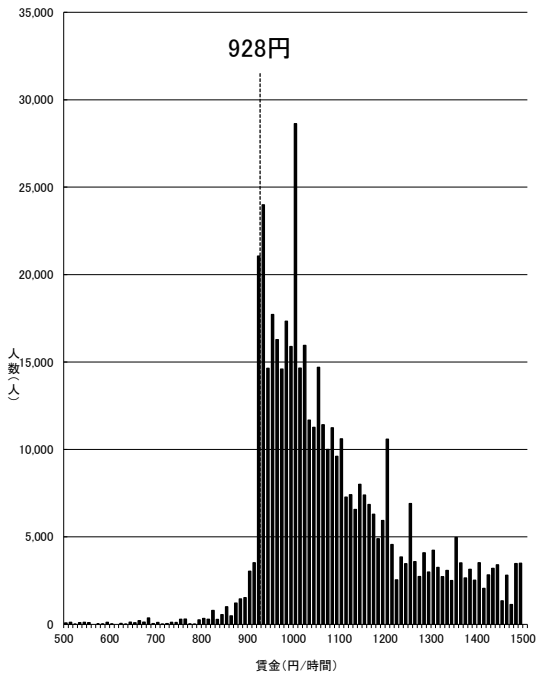


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

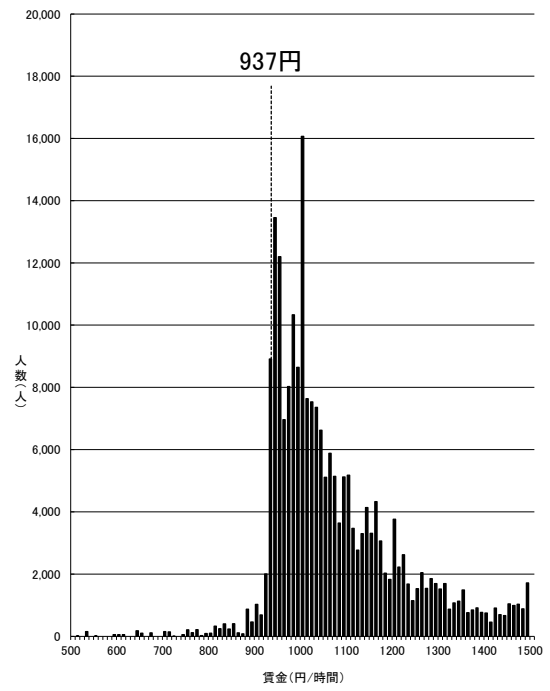


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

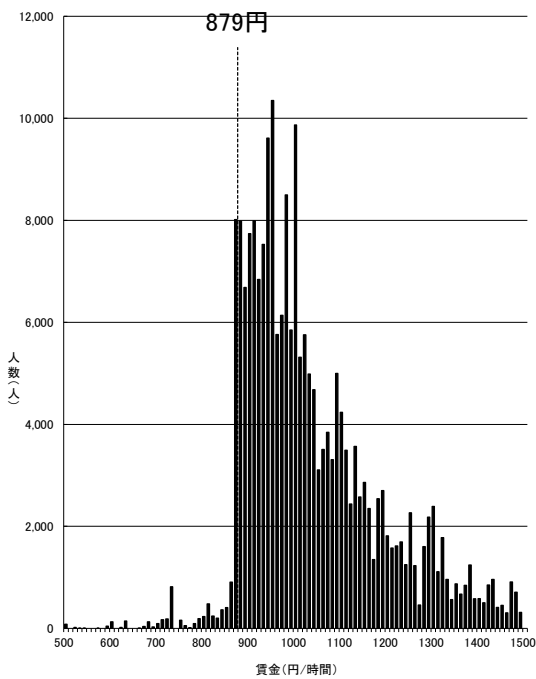


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

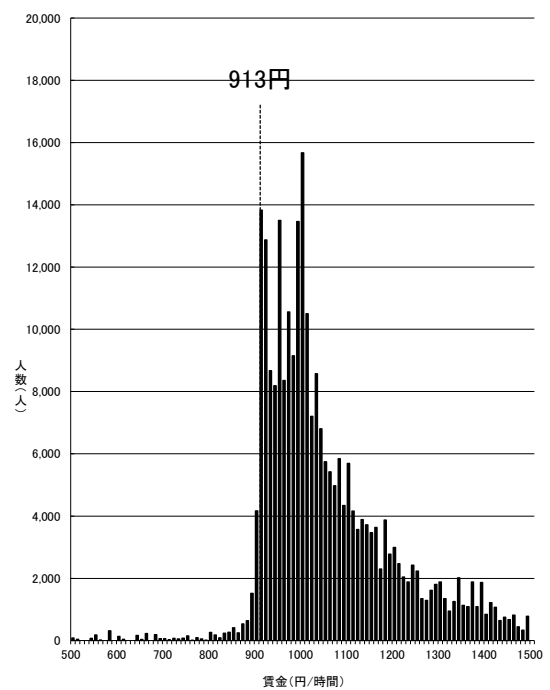


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

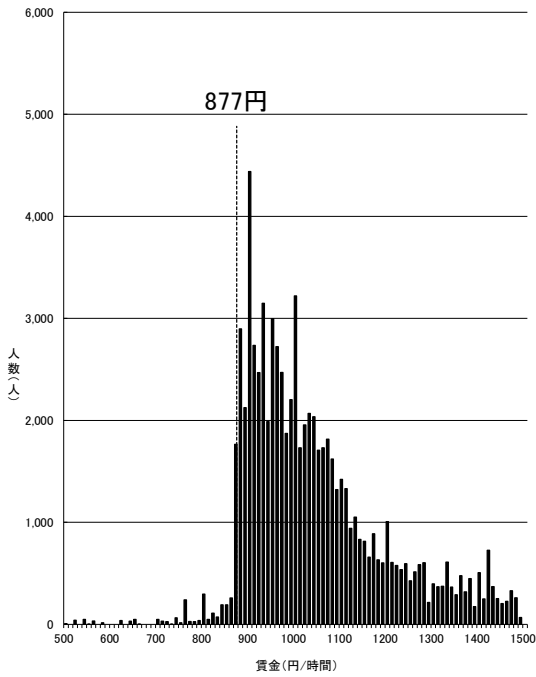


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

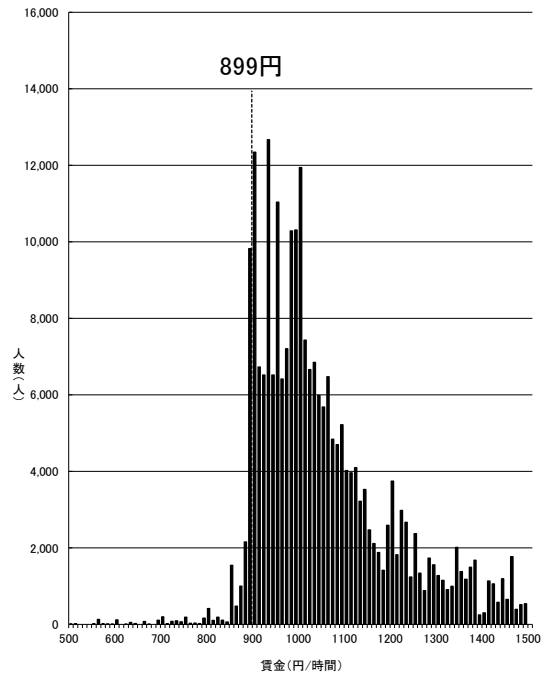


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

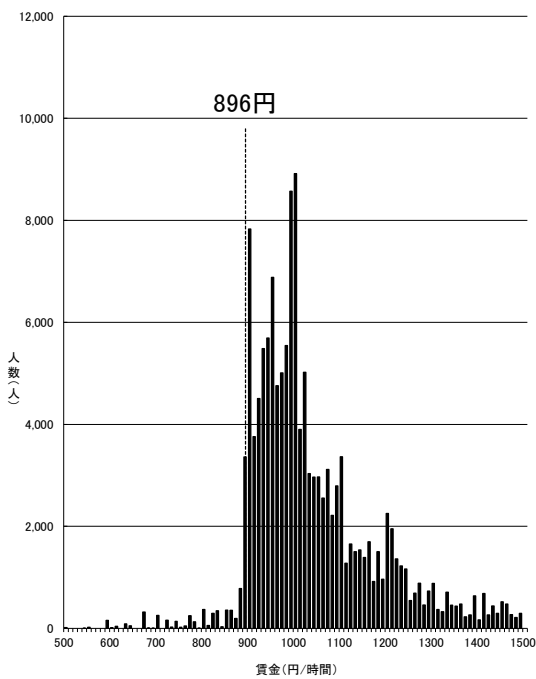


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

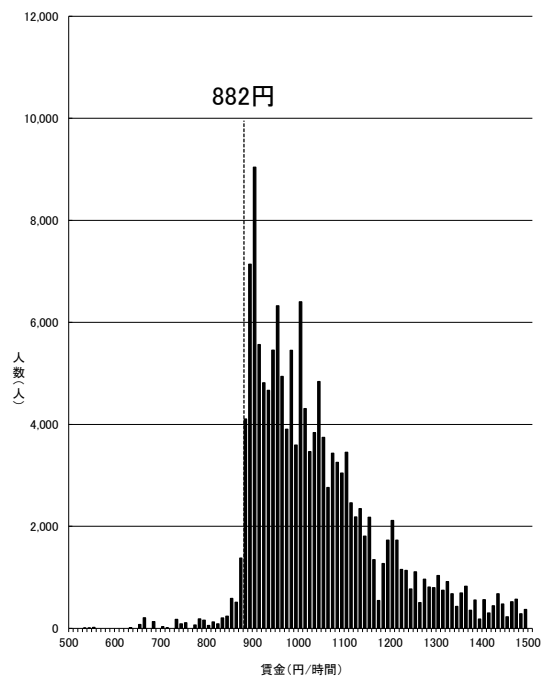


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

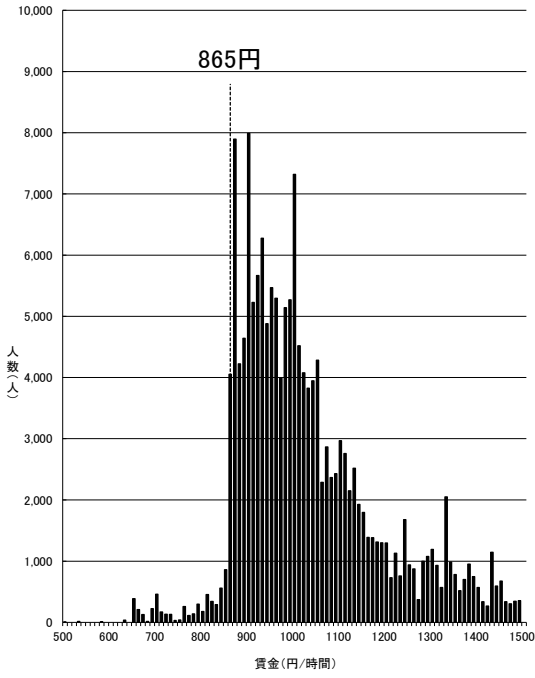


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

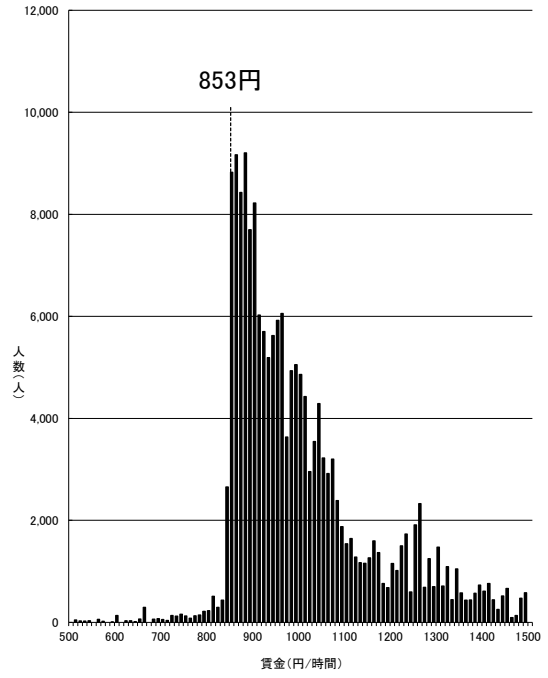


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

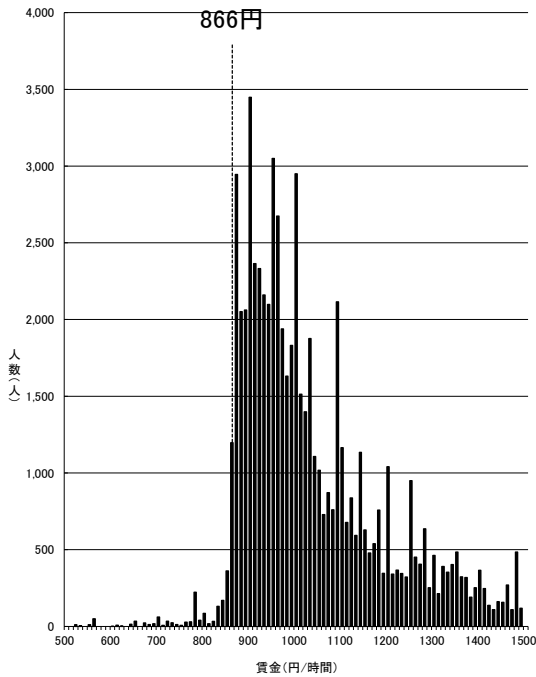


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

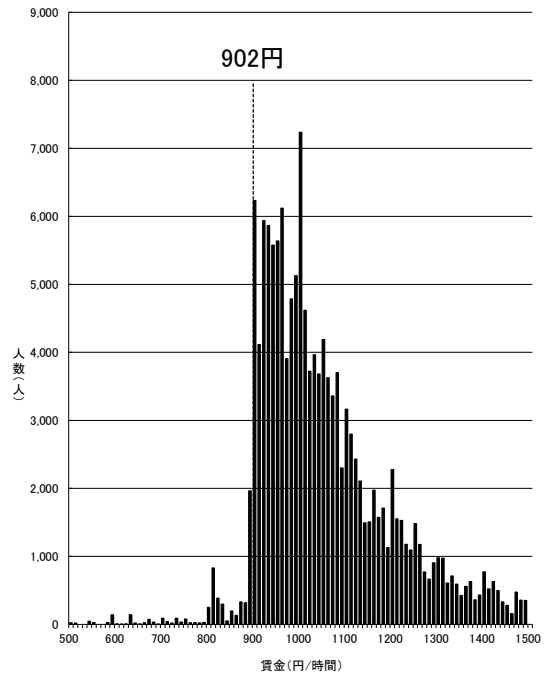


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

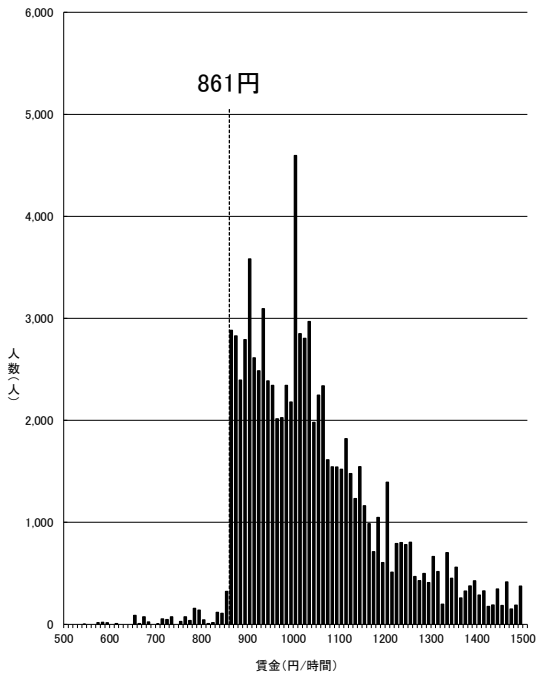


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

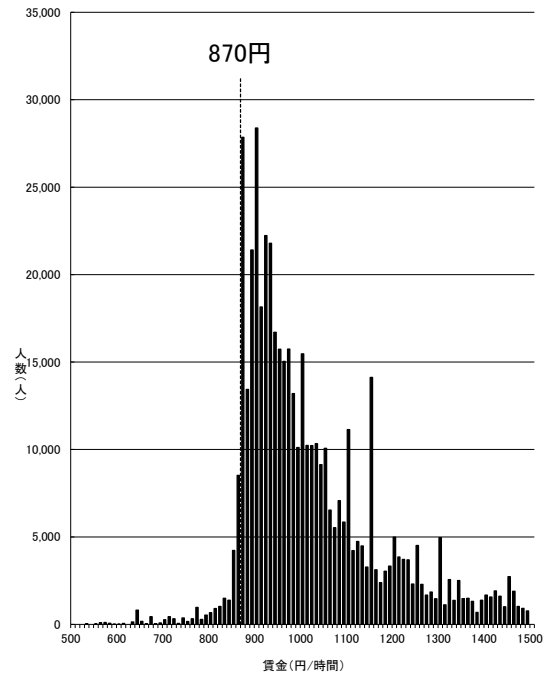


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

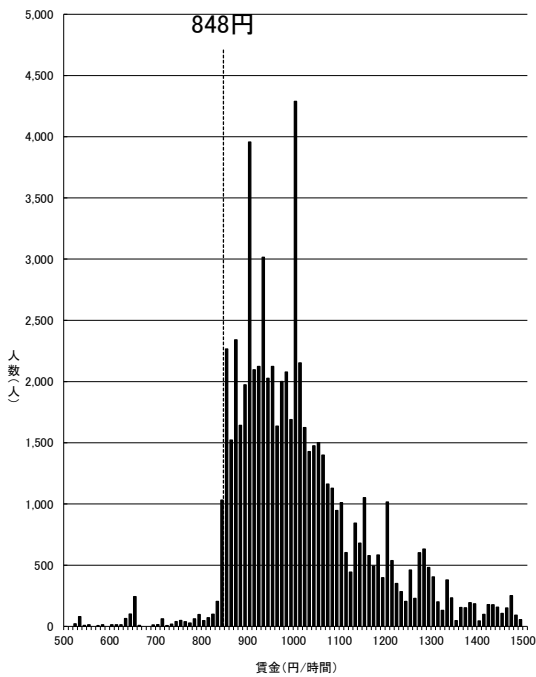


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

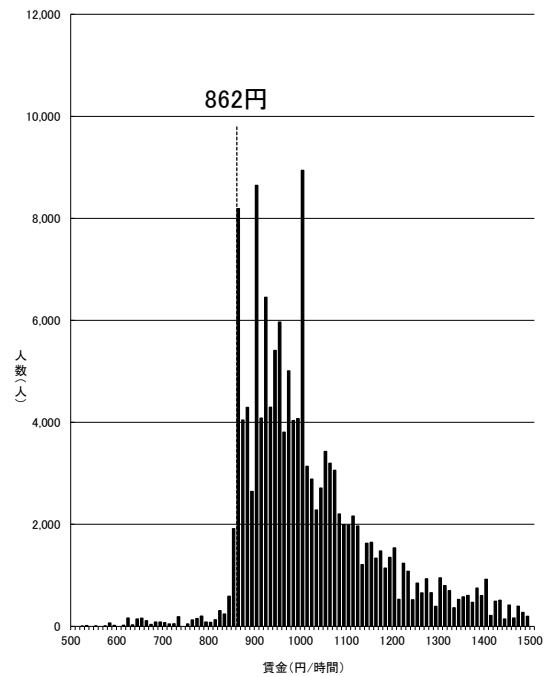


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

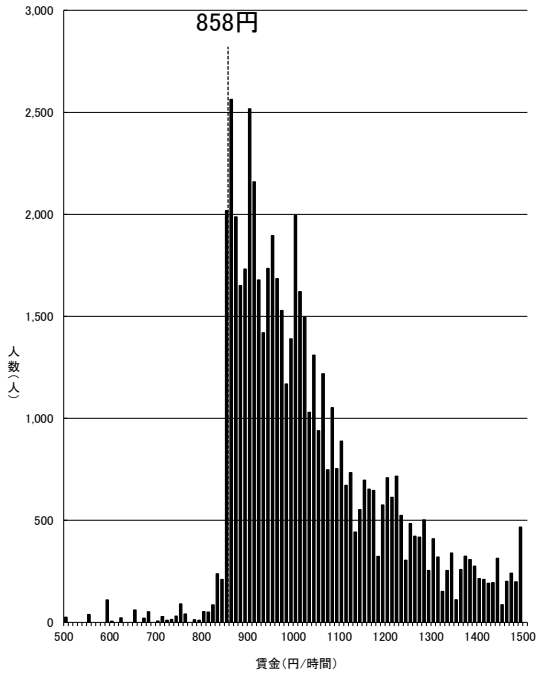


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

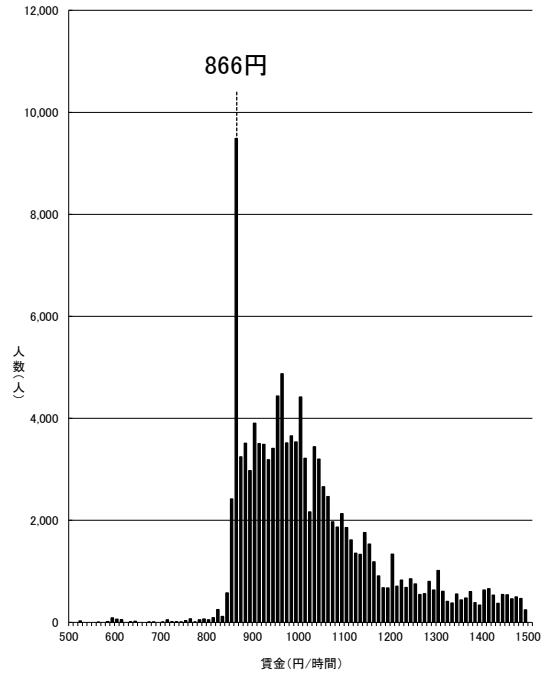


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

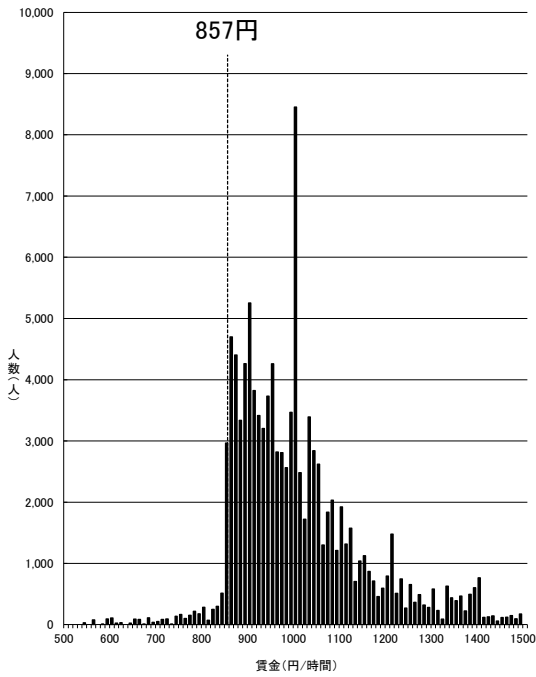


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

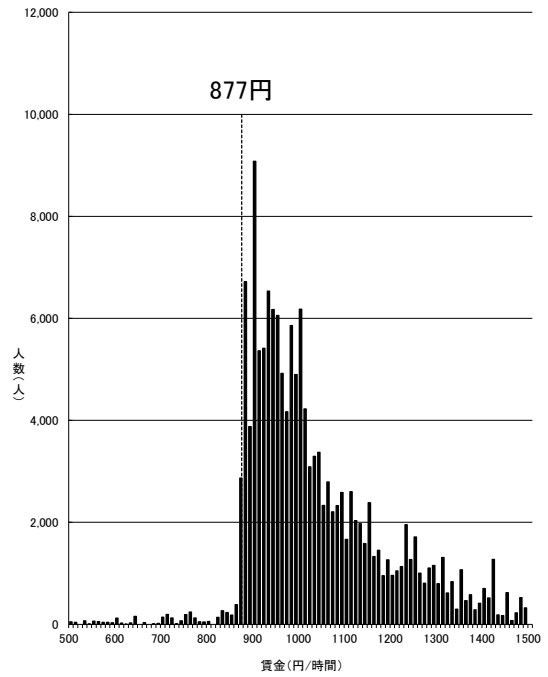


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

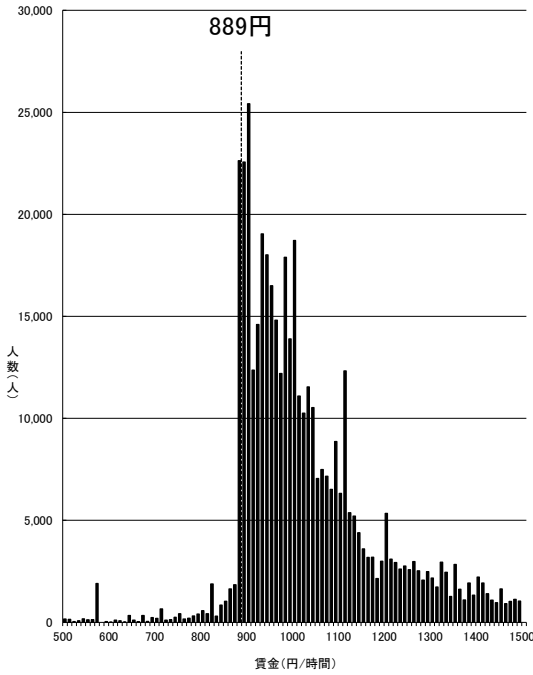


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

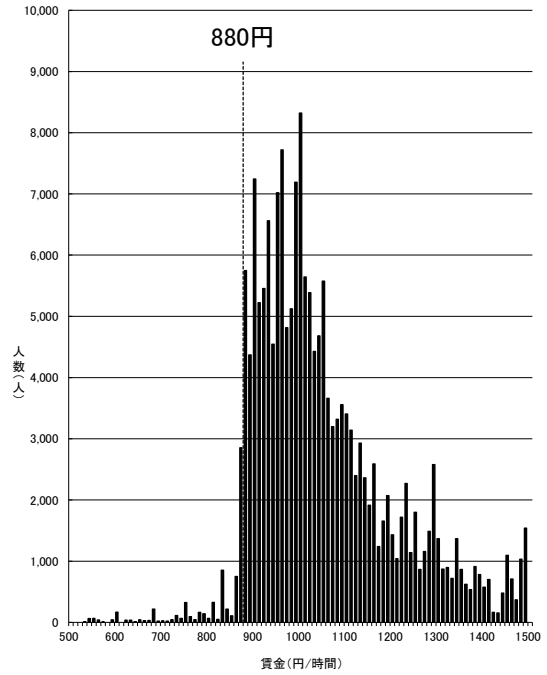


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

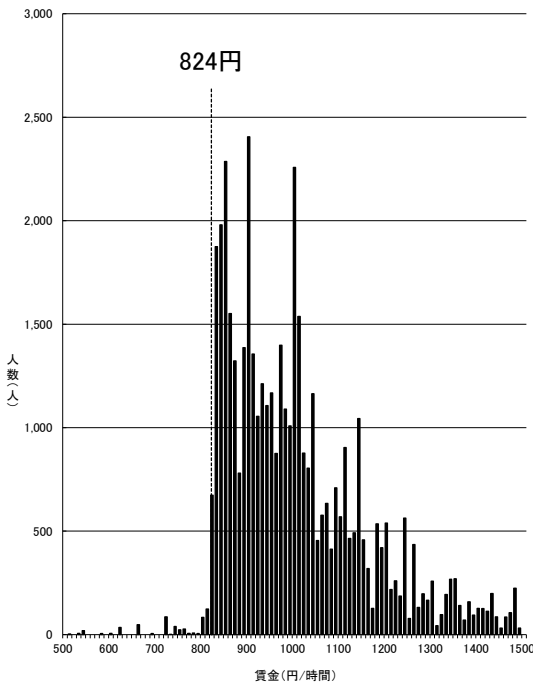


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

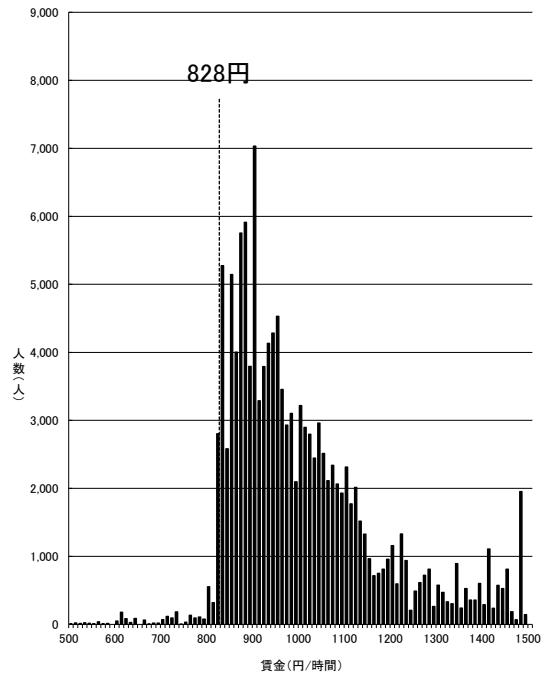


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

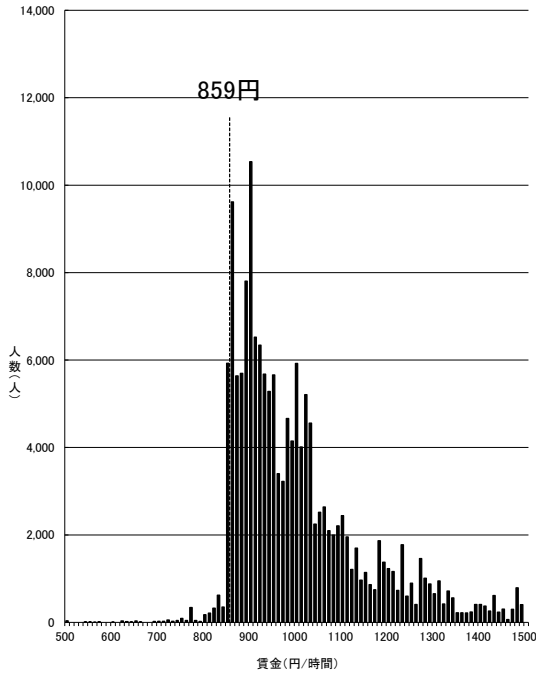


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

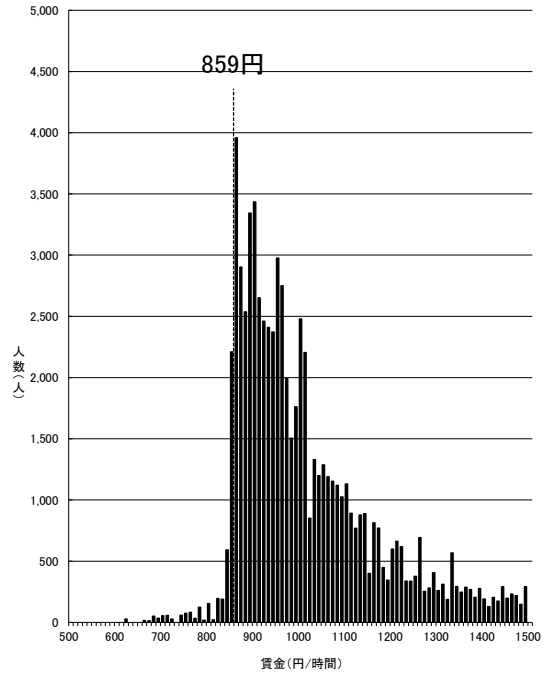


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

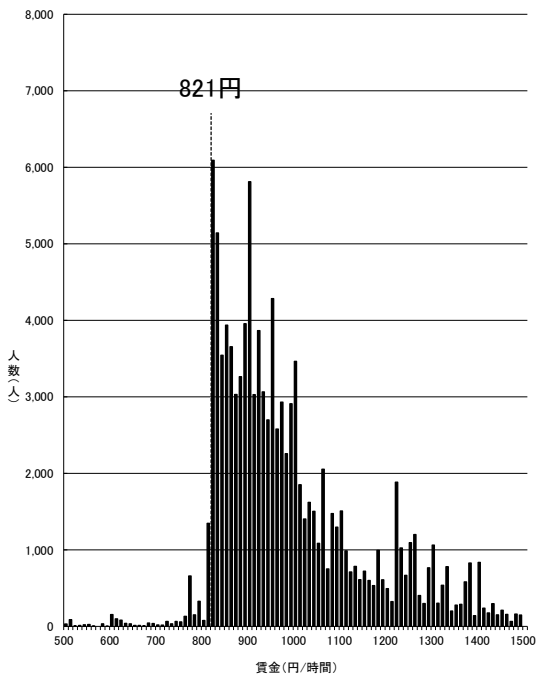


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

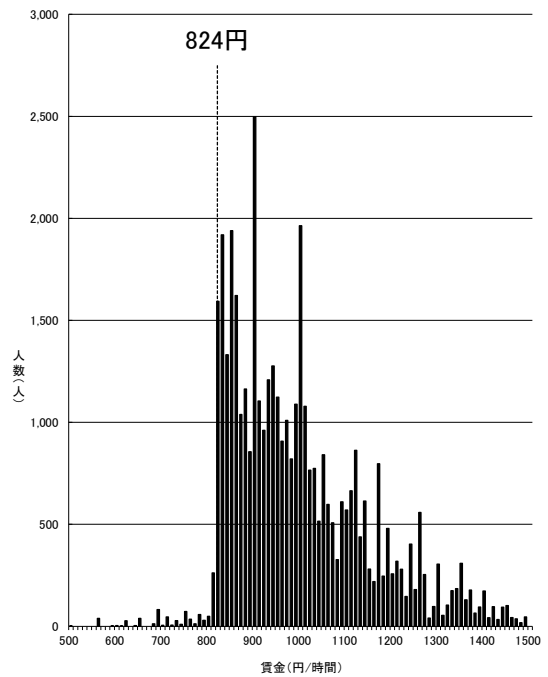


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

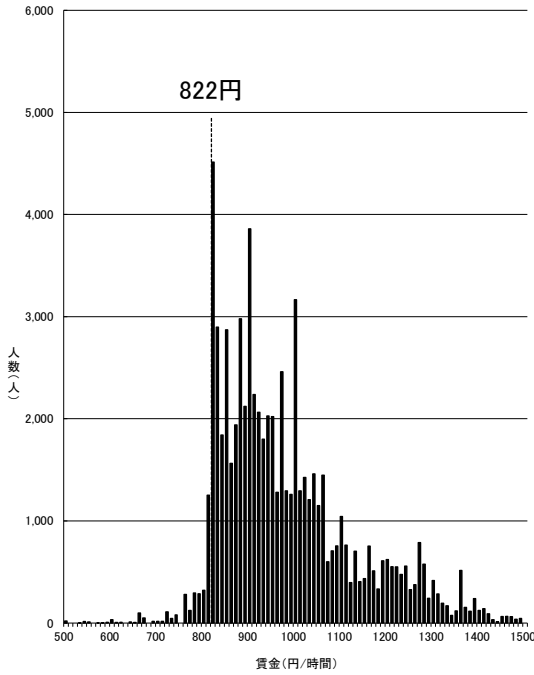


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

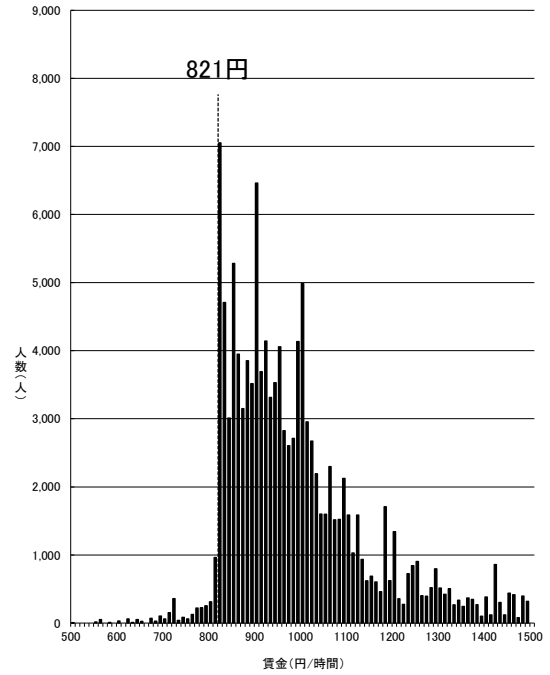


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

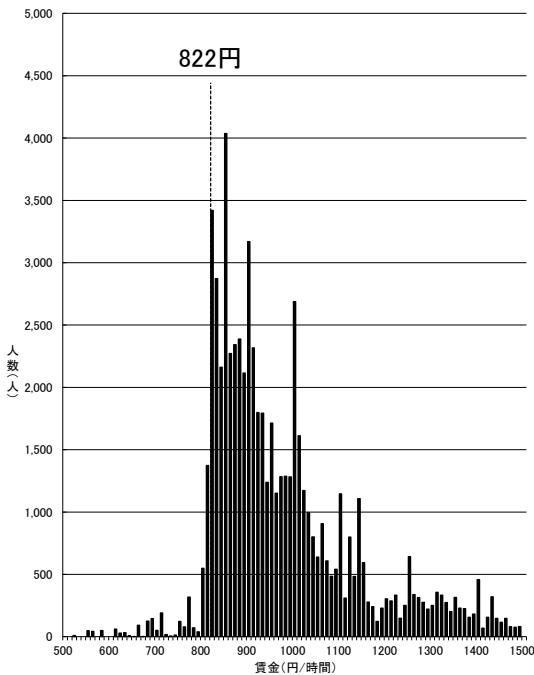


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

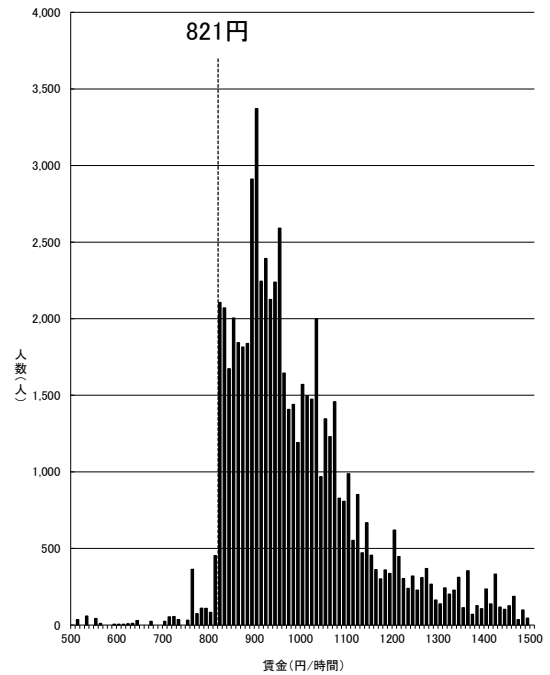


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

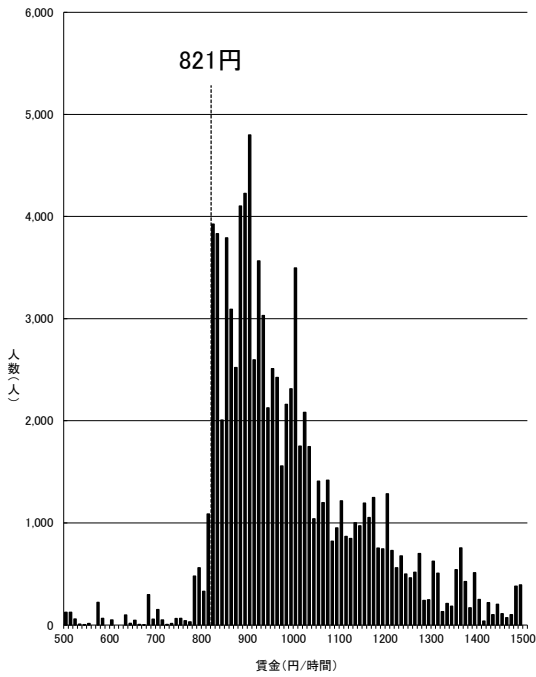


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

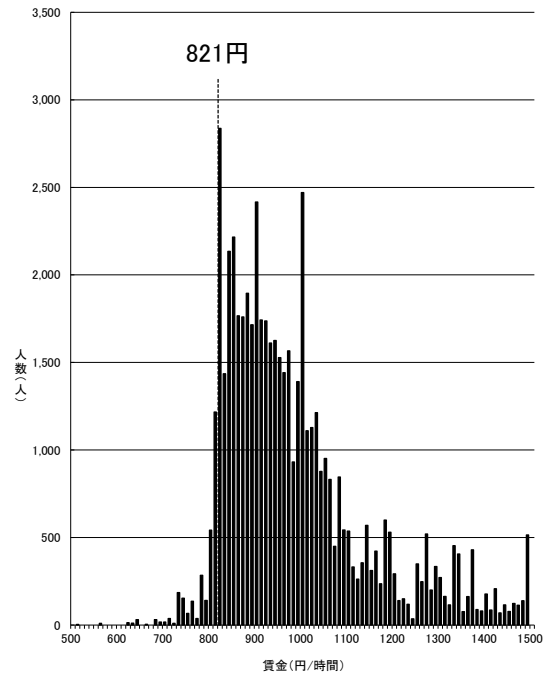


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

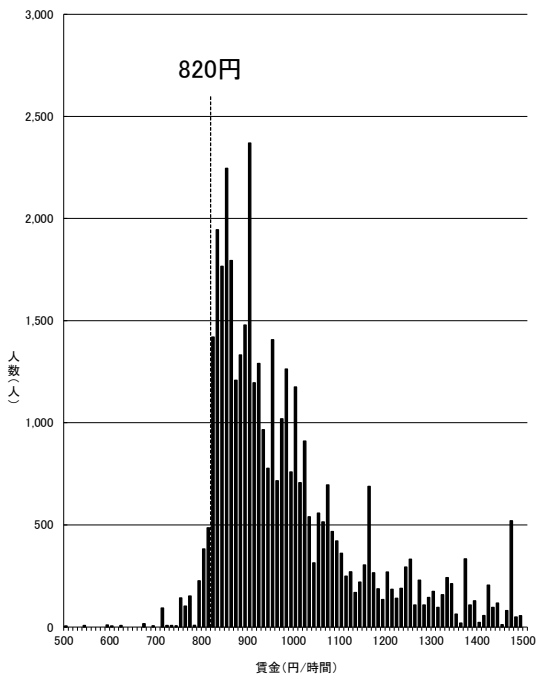


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

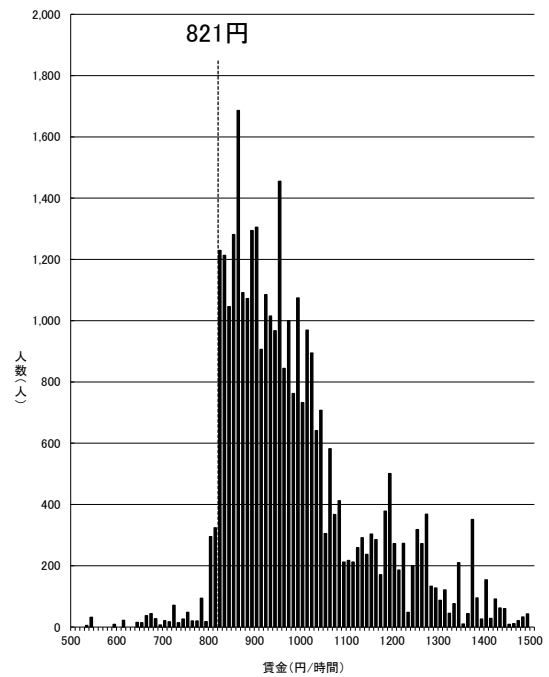


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

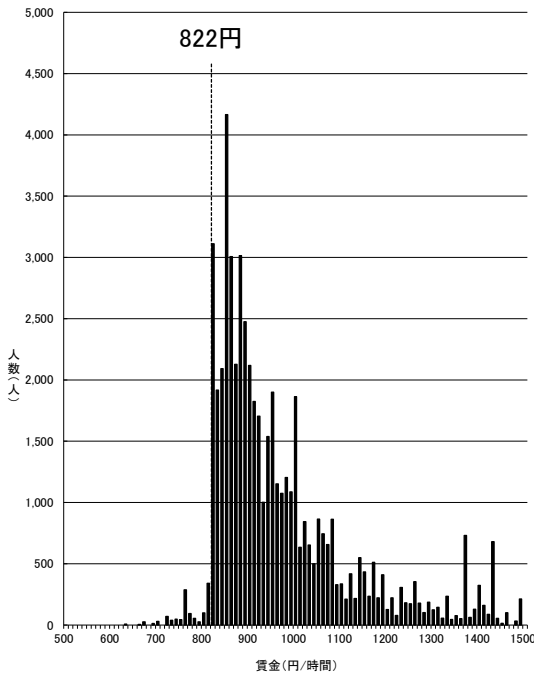


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

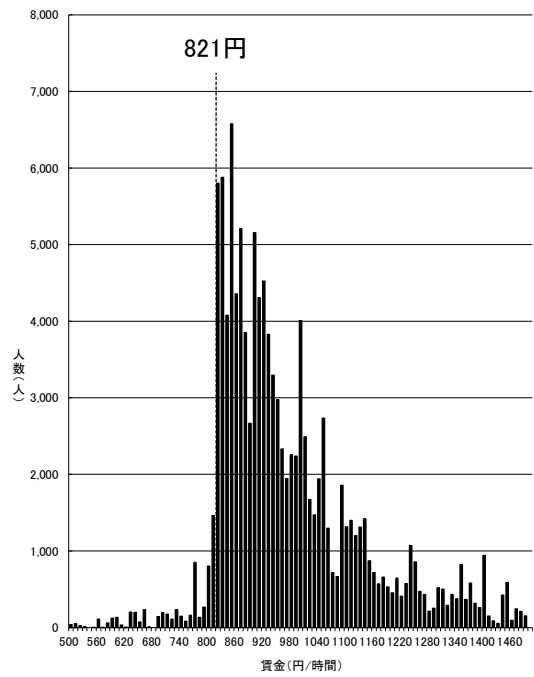


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

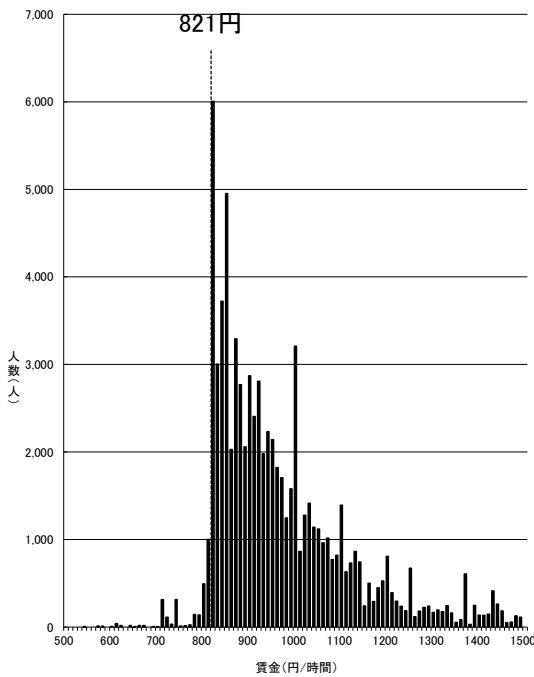


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

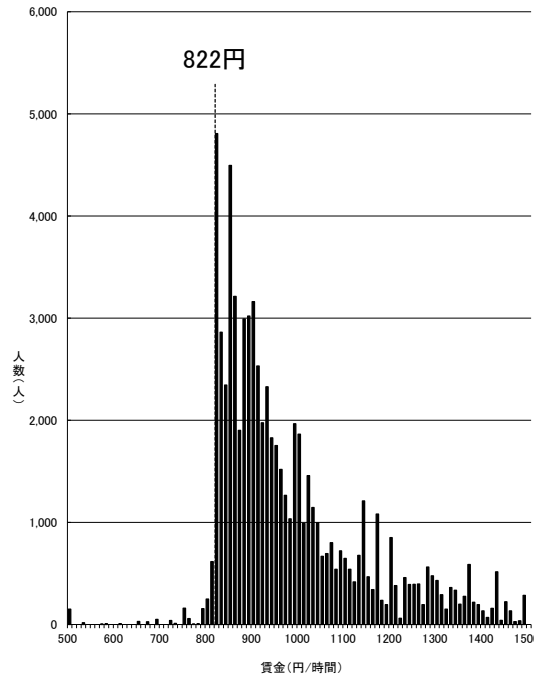


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

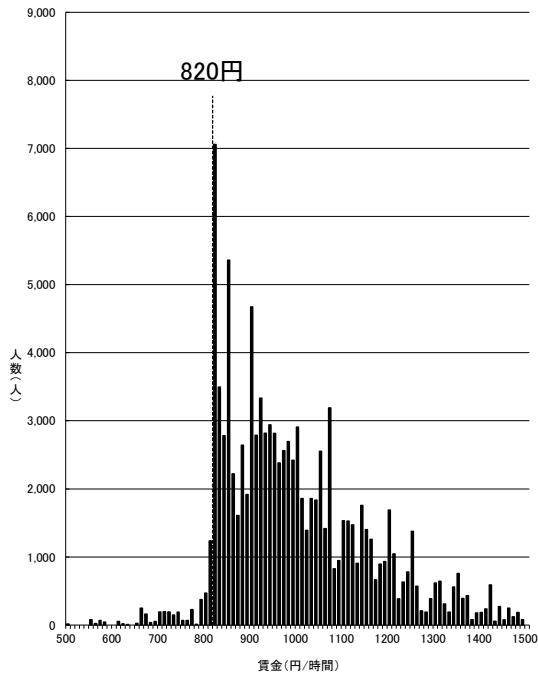


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和5年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2023年1-3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.7%増（年率2.7%増）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（ ）内は寄与度、％）

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年	
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.7	1.4	▲ 0.4	0.1	0.7	—
（前期比年率）	2.2	1.0	2.6	1.4	▲ 2.7	5.6	▲ 1.5	0.4	2.7	—
（前年同期比）					0.5	1.8	1.5	0.4	1.9	—
国内需要	(1.1)	(1.6)	(1.8)	(2.0)	(▲ 0.2)	(1.3)	(0.3)	(▲ 0.3)	1.0	(1.0)
民間需要	(0.5)	(1.7)	(1.4)	(1.9)	(▲ 0.2)	(1.1)	(0.2)	(▲ 0.4)	1.2	(0.9)
民間最終消費支出	0.4	2.0	1.5	2.4	▲ 1.1	1.7	0.1	0.2	0.5	(0.3)
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.6	▲ 1.1	▲ 4.4	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 0.5	0.1	▲ 0.1	(▲ 0.0)
民間企業設備	0.8	1.8	2.1	3.1	▲ 0.3	2.2	1.5	▲ 0.6	1.4	(0.2)
民間在庫変動	(0.2)	(0.5)	(0.4)	(0.2)	(0.5)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.4)	—	(0.4)
公的需要	(0.6)	(▲ 0.1)	(0.4)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	0.3	(0.1)
政府最終消費支出	3.5	1.5	3.4	1.1	0.7	0.7	0.0	0.2	0.1	(0.0)
公的固定資本形成	▲ 1.9	▲ 7.0	▲ 6.4	▲ 3.0	▲ 3.8	0.7	0.9	0.0	1.5	(0.1)
財貨・サービスの純輸出	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(▲ 0.6)	(▲ 0.5)	(0.1)	(▲ 0.6)	(0.4)	—	(▲ 0.3)
財貨・サービスの輸出	11.9	5.1	12.4	4.4	1.2	1.5	2.5	2.0	▲ 4.2	(▲ 0.9)
財貨・サービスの輸入	5.1	8.0	7.1	7.2	3.7	1.0	5.6	▲ 0.0	▲ 2.3	(0.6)
最終需要	2.0	0.6	2.3	1.2	▲ 1.2	1.5	▲ 0.3	0.5	0.3	—
実質国民総所得(GNI)	1.9	0.2	2.2	0.5	▲ 0.4	0.7	▲ 0.7	1.0	0.0	—
実質雇用者報酬	1.1	▲ 1.5	0.6	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.0	▲ 0.4	▲ 1.3	—

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実額)
名目国内総支出(GDP)	1.9	1.3	2.4	2.0	0.1	1.2	▲ 0.9	1.2	2.0	—	—
(前年同期比)					0.9	1.5	1.2	1.6	3.9	—	—
(実額)					549.5	556.6	550.7	561.9	552.5	559.4	554.3
国内需要	(2.2)	(4.6)	(3.6)	(5.1)	(1.1)	(2.2)	(0.9)	(0.4)	1.5	(1.6)	594.0
民間需要	(1.3)	(4.2)	(2.8)	(4.5)	(0.9)	(2.1)	(0.6)	(0.1)	1.8	(1.4)	440.0
民間最終消費支出	1.0	4.9	2.7	5.5	0.5	2.5	0.4	0.9	1.7	(0.9)	318.2
民間住宅	4.0	1.9	6.3	0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.0	▲ 0.5	(▲ 0.0)	21.1
民間企業設備	2.4	5.9	4.7	7.4	0.7	3.7	2.6	0.3	1.5	(0.3)	98.4
民間在庫変動	(0.3)	(0.5)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)	—	(0.2)	2.2
公的需要	(0.9)	(0.5)	(0.8)	(0.6)	(0.2)	(0.1)	(0.3)	(0.3)	0.7	(0.2)	154.0
政府最終消費支出	4.0	3.0	4.5	2.5	1.4	▲ 0.2	1.6	0.5	0.5	(0.1)	123.3
公的固定資本形成	0.4	▲ 2.7	▲ 3.3	1.3	▲ 2.8	2.5	1.9	0.6	1.5	(0.1)	30.7
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.3)	(▲ 3.3)	(▲ 1.2)	(▲ 3.0)	(▲ 0.9)	(▲ 0.9)	(▲ 1.8)	(0.8)	—	(0.4)	▲ 22.0
財貨・サービスの輸出	19.5	20.0	23.0	18.2	4.3	8.3	5.6	2.4	▲ 6.8	(▲ 1.6)	119.3
財貨・サービスの輸入	20.8	37.3	30.3	32.1	8.4	11.5	12.2	▲ 0.9	▲ 7.2	(2.0)	141.3
最終需要	1.7	0.8	2.0	1.8	▲ 0.4	1.1	▲ 0.7	1.5	1.8	—	—
GDPデフレーター	▲ 0.2	0.2	▲ 0.2	0.6	0.8	▲ 0.1	▲ 0.5	1.1	1.3	—	—
(前年同期比)					0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	1.2	2.0	—	—

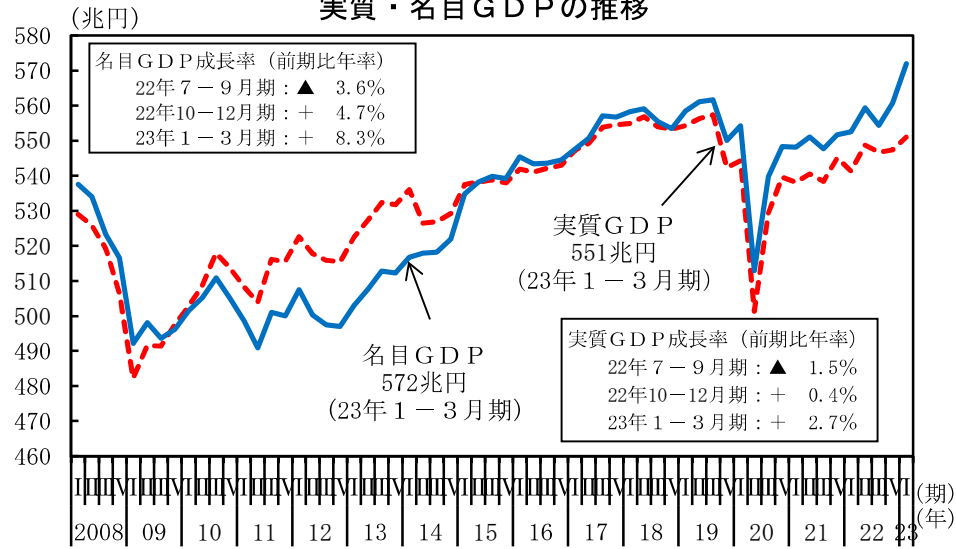
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

体系基準年(名目値のベンチマークとなる年) : 2015年

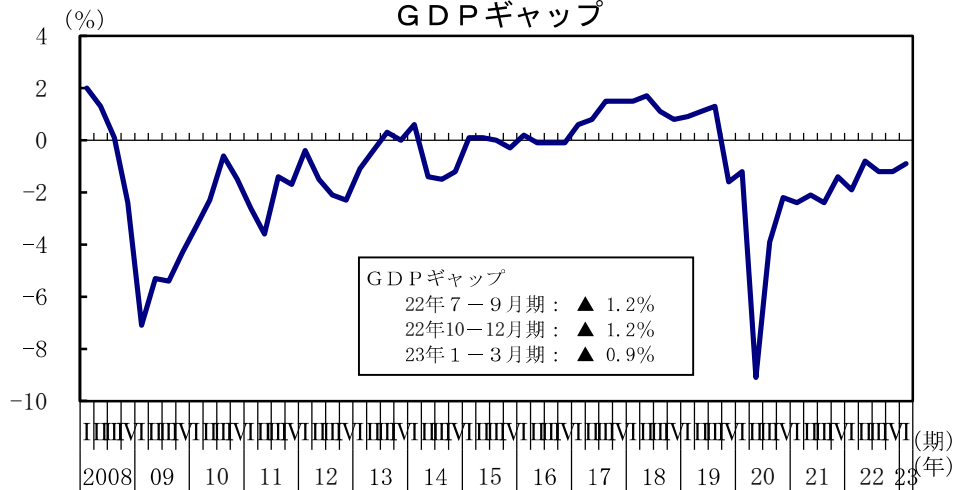
基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年) : 前暦年

実額は季節調整系列(単位: 兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2023年1-3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」による。
 下図：内閣府「2023年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

(())内は寄与度

	2021年度 (令和3年度) 実績 (%)	2022年度 (令和4年度) 実績見込み (%程度)	2023年度 (令和5年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	2.5	1.7	1.5
国内需要	(1.8)	(2.3)	(1.6)
民間需要	(1.4)	(2.3)	(2.1)
民間最終消費支出	1.5	2.8	2.2
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.0	1.1
民間企業設備	2.1	4.3	5.0
公的需要	(0.4)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)
政府最終消費支出	3.4	1.0	▲ 2.3
公的固定資本形成	▲ 6.4	▲ 4.3	▲ 0.5
財貨・サービスの純輸出	(0.8)	(▲ 0.5)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	12.3	4.7	2.4
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	6.9	2.5

名目国内総生産	2.4	1.8	2.1
GDPデフレーター	▲ 0.1	0.0	0.6
消費者物価上昇率	0.1	3.0	1.7

(備考) 内閣府「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費

個人消費は、持ち直している。

(金額等)

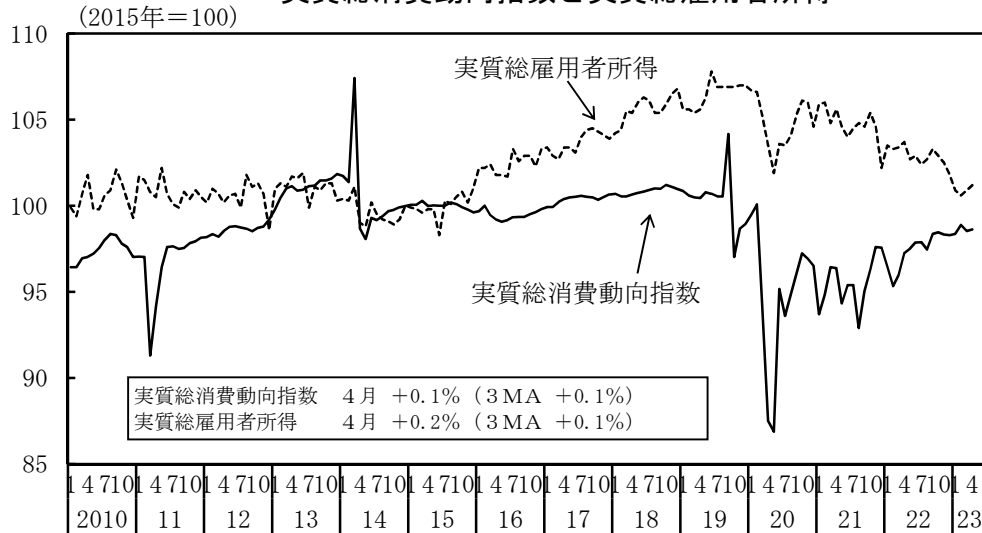
(前年同期比 (%)、[]内は暦年前年比 (%)、()内は季調済前期比 (%)、< >は季調済前月差 (ポイント))

	[2022年] 2022年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 2月	3月	4月	5月
実質総消費動向指数	—	[0.7] 1.7	[2.0] 2.5	(0.4)	(0.5)	(0.2)	(0.5)	(▲0.3)	(0.1)	—
実質総雇用者所得	—	[▲0.1] ▲0.4	[▲1.6] ▲1.8	(▲0.3) ▲1.9	(▲0.4) ▲1.4	(▲1.5) ▲2.4	(▲0.3) ▲2.6	(0.3) ▲1.7	(0.2) ▲3.1	—
名目総雇用者所得	—	[0.7] 1.0	[1.8] 1.9	(0.1) 1.6	(0.4) 2.9	(0.0) 1.2	(▲0.5) 0.6	(0.8) 1.2	(0.8) 1.0	—
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<0.0>	<2.6>	<1.5>	<0.6>

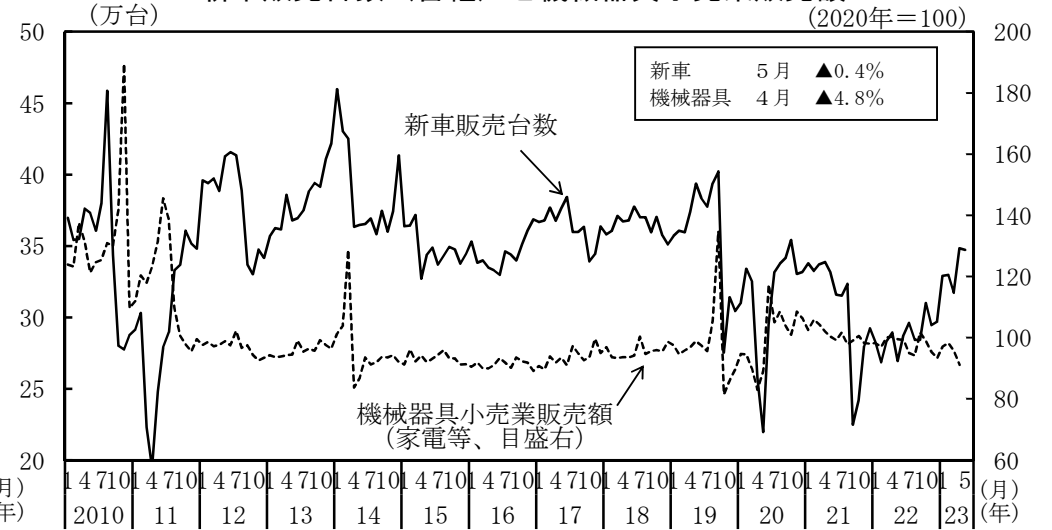
家計調査	実質消費支出	—	[0.7] 1.6	[1.2] 0.7	(▲1.0) 3.6	(0.2) ▲0.5	(▲0.3) ▲0.4	(▲2.4) 1.6	(▲0.8) ▲1.9	(▲1.3) ▲4.4	—
	実質消費支出 (除く住居等)	—	[0.4] 1.2	[1.4] 1.3	(▲0.7) 3.2	(0.7) 0.4	(▲0.4) 1.0	(0.2) 2.0	(▲0.3) ▲0.2	(▲0.7) ▲2.1	—
販売側統計	小売業販売額 (商業動態統計、名目)	[154.4兆円] 156.8兆円	[1.9] 1.8	[2.6] 4.1	(1.3) 3.7	(1.2) 3.6	(2.4) 6.4	(2.1) 7.3	(0.3) 6.9	(▲1.1) 5.1	—
	百貨店販売額 (全店、名目)	[5.5兆円] 5.7兆円	[4.5] 8.9	[12.3] 14.2	(3.2) 16.6	(2.3) 5.8	(▲1.5) 13.5	(6.0) 18.8	(▲2.0) 8.6	(0.7) 7.6	—
	スーパー販売額 (全店、名目)	[15.2兆円] 15.2兆円	[▲0.3] ▲0.3	[1.0] 1.3	(1.1) 0.4	(1.8) 3.3	(▲0.1) 1.8	(▲0.3) 1.1	(▲0.8) 1.7	(1.5) 4.4	—
	コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	[12.2兆円] 12.4兆円	[1.3] 2.4	[3.8] 4.6	(▲0.2) 3.7	(4.5) 6.0	(0.5) 5.4	(0.8) 6.2	(0.0) 6.0	(▲0.4) 5.3	—
	機械器具小売業販売額	[9.7兆円] 9.7兆円	[0.7] ▲3.7	[▲2.9] ▲2.1	(▲2.7) ▲3.1	(▲1.1) ▲2.6	(1.1) ▲2.2	(1.2) 1.4	(▲2.6) ▲3.9	(▲4.8) ▲7.2	—
	新車販売台数(登録・届出) (乗用車、軽を含む)	[344.8万台] 361.4万台	[▲3.5] ▲10.1	[▲6.2] 4.2	(2.1) 2.1	(4.3) 10.7	(8.2) 16.7	(0.2) 22.9	(▲3.8) 12.1	(9.8) 18.5	(▲0.4) 28.4

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査(基本集計)」、「家計調査」、「消費動向指数(CTI)」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。なお、総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。
2. 名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター(除く持ち家の帰属家賃)(月次の値は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合))で除することにより作成。
3. 総消費動向指数の年度、総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
4. 2022年の名目消費支出は290,865円(月平均)。家計調査の実質消費支出(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
5. 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。

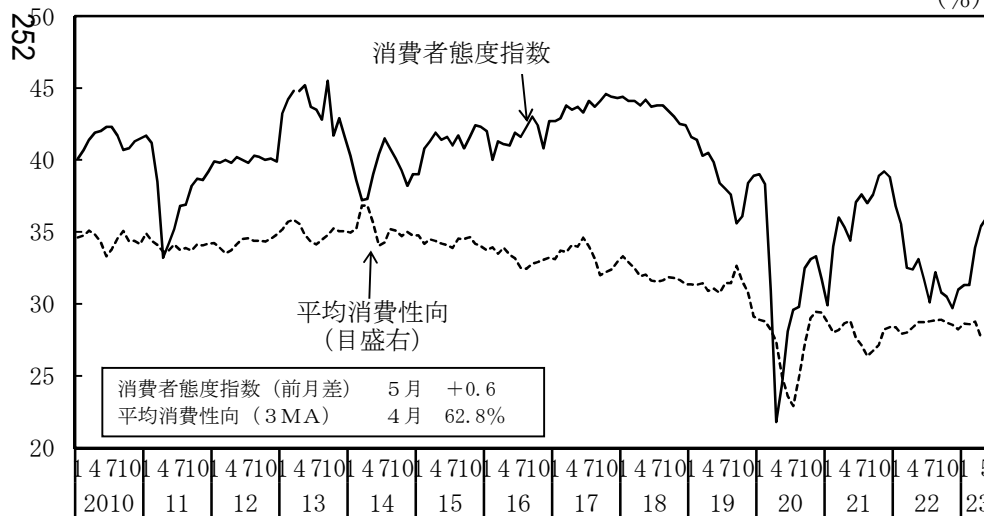
実質総消費動向指数と実質総雇用者所得



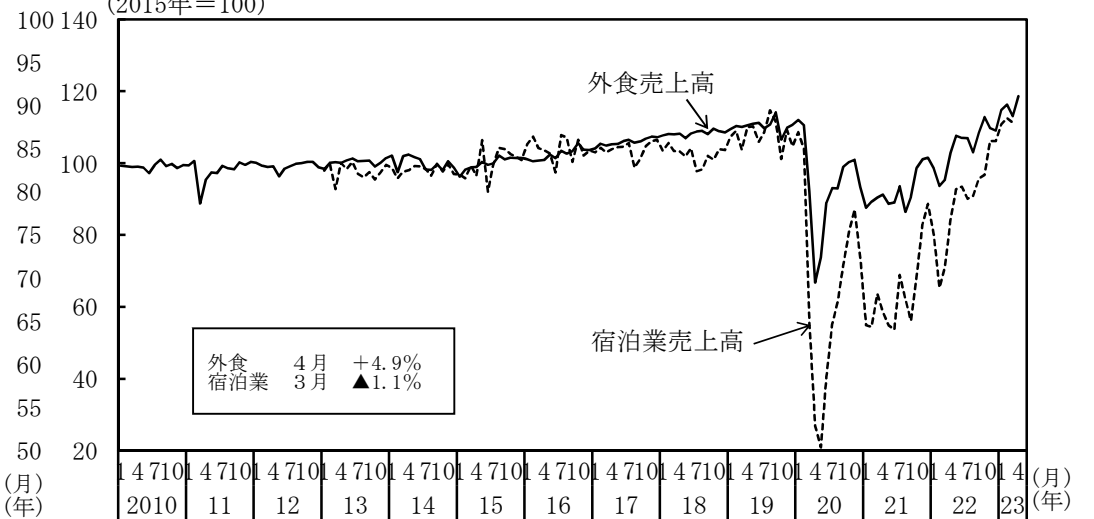
新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



消費者態度指数と平均消費性向



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数 (CTI)」により作成。実質季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
 平均消費性向 (季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯) は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
 消費者態度指数 (季節調整値、二人以上の世帯) は、2013年4月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高は、総務省「サービス産業動向調査」(2013年1月からの調査結果)により作成。2023年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直している。

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

法人企業統計季報	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年度 上期	2022年度 下期	2022年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期
全産業	[50.0兆円] 51.6兆円	[▲ 0.2] 3.4	[6.1] 8.5	7.3	9.5	(5.2) 4.6	(2.1) 9.8	(0.8) 7.7	(2.3) 11.0
製造業	[17.3兆円] 17.9兆円	[0.3] 4.1	[8.1] 9.8	10.7	8.9	(9.4) 13.7	(▲ 4.0) 8.2	(1.0) 6.0	(4.8) 11.3
非製造業	[32.6兆円] 33.7兆円	[▲ 0.5] 3.0	[5.0] 7.9	5.5	9.9	(3.0) ▲ 0.0	(5.6) 10.7	(0.7) 8.6	(1.0) 10.8
大中堅企業	[36.8兆円] 38.0兆円	[▲ 3.7] 0.7	[4.7] 7.5	6.9	7.9	(7.8) 8.9	(▲ 4.1) 5.2	(1.5) 4.2	(5.4) 10.5
中小企業	[13.2兆円] 13.6兆円	[11.5] 12.0	[10.0] 11.7	8.3	14.9	(▲ 2.2) ▲ 5.7	(22.3) 22.9	(▲ 1.0) 17.3	(▲ 5.8) 12.6

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[11.7] 12.1	[6.4] 4.8	(8.1) 13.8	(▲ 5.1) 5.5	(▲ 6.5) ▲ 0.8	(7.2) 2.2	(▲ 1.8) ▲ 0.1	(1.1) ▲ 2.9
資本財総供給指数 (除く輸送機械)	—	[11.3] 12.4	[4.6] 1.5	(5.0) 7.2	(▲ 4.5) 1.0	(▲ 1.3) ▲ 3.1	(0.5) 3.4	(▲ 6.1) ▲ 2.3	P P ▲ 6.8
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.7兆円] 10.8兆円	[6.8] 9.3	[5.2] 4.1	(▲ 1.6) 7.9	(▲ 4.7) ▲ 3.6	(2.6) 1.8	(▲ 4.5) 9.8	(▲ 3.9) ▲ 3.5	(5.5) ▲ 5.9
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[10.2兆円] 10.4兆円	[12.2] 9.5	[4.3] 8.1	(▲ 3.4) 34.9	(▲ 13.2) ▲ 15.1	(▲ 7.2) 9.8	(▲ 13.3) 3.6	(▲ 17.2) ▲ 8.4	(63.3) 1.5

4－6月期見通し
(4.6)

(備考) 1. Pは速報値。

2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

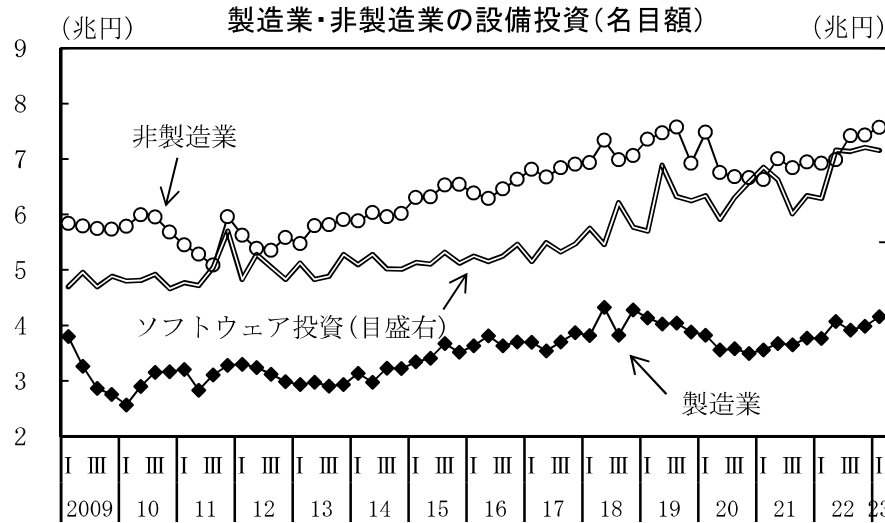
(前年度比、%)

機関名 調査名	日本銀行 全国企業短期経済観測調査				日本政策投資銀行 全国設備投資計画調査		日本経済新聞社 設備投資動向調査		内閣府・財務省 法人企業景気予測調査			
	調査対象企業 全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度
全産業	11.0	4.4	13.5	3.2	1.0	5.6	▲ 3.8	26.8	10.8	25.1	8.6	11.2
(除く電力)	11.5	4.7	14.4	3.4	1.0	5.6	▲ 2.7	25.2	—	—	8.5	11.4
製造業	13.2	4.6	13.9	3.2	8.8	5.4	3.5	30.7	16.3	28.2	16.3	21.8
非製造業	8.6	4.3	13.0	3.1	▲ 3.9	5.7	▲ 7.2	24.8	3.2	20.6	4.7	6.6
(除く電力)	9.3	4.8	15.1	3.7	▲ 3.9	5.7	▲ 6.3	21.9	—	—	4.4	6.7
電力	3.5	0.3	2.8	▲ 0.6	▲ 2.0	▲ 0.1	▲ 10.9	49.5	—	—	10.4	4.2
調査時点	2023年2月～3月						2022年6月		2022年10月		2023年5月	
発表時期	2023年4月						2022年8月		2022年12月		2023年6月	
回答社数	9,199		1,814		4,823		1,758		950		11,042	

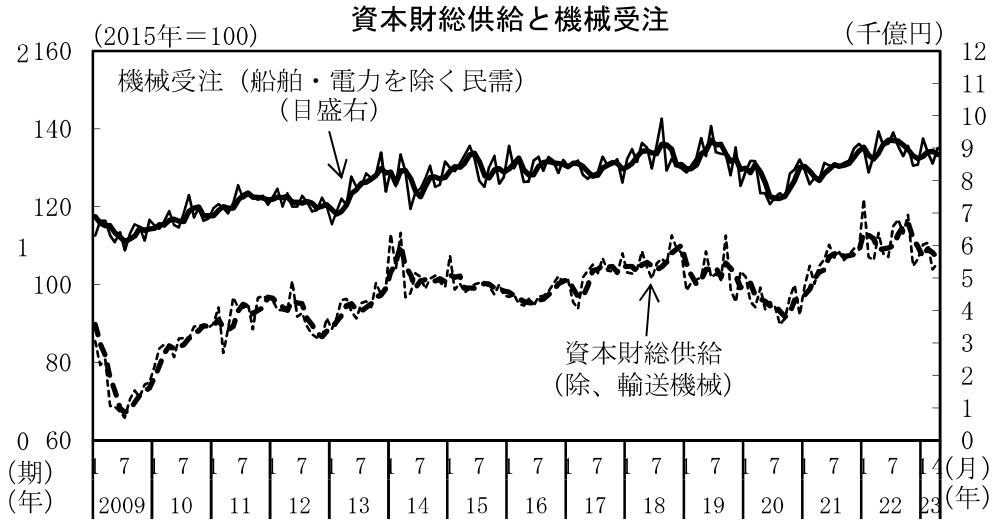
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。

2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

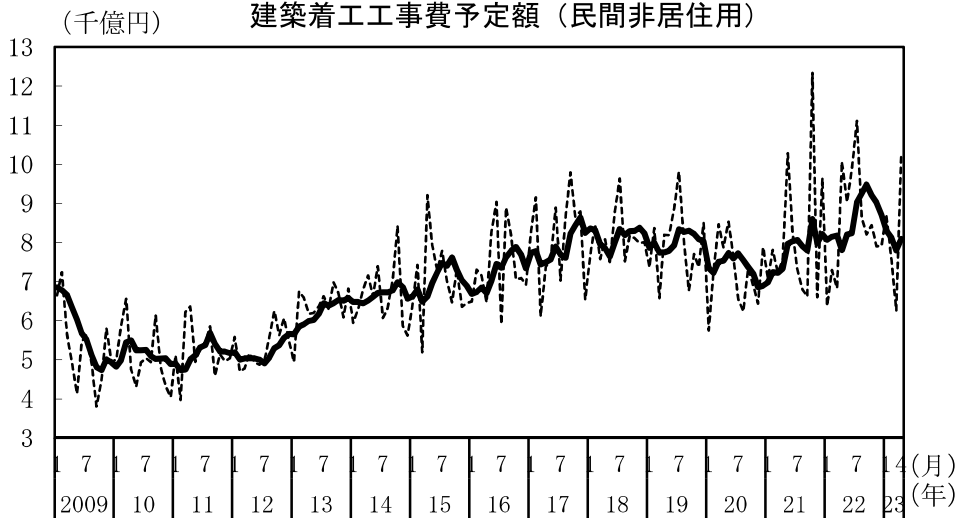
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



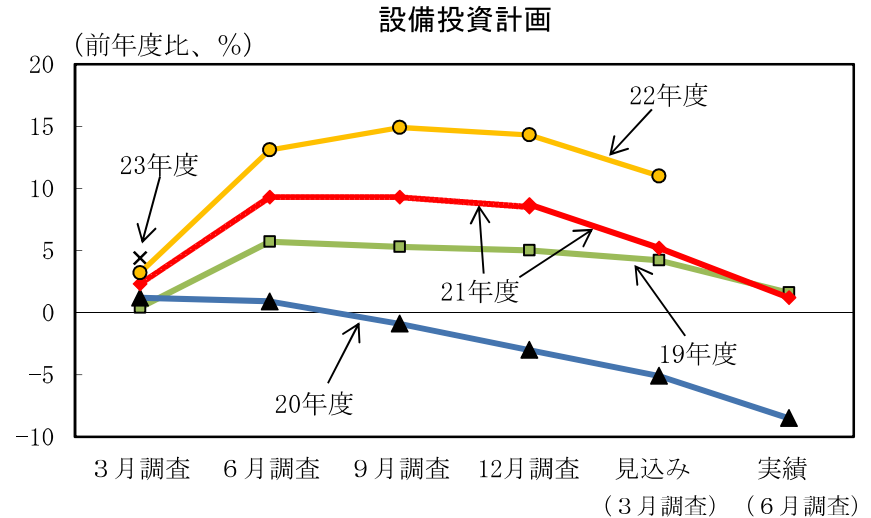
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
 2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
 2. 太線は後方6か月移動平均。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
 2. 2022年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設

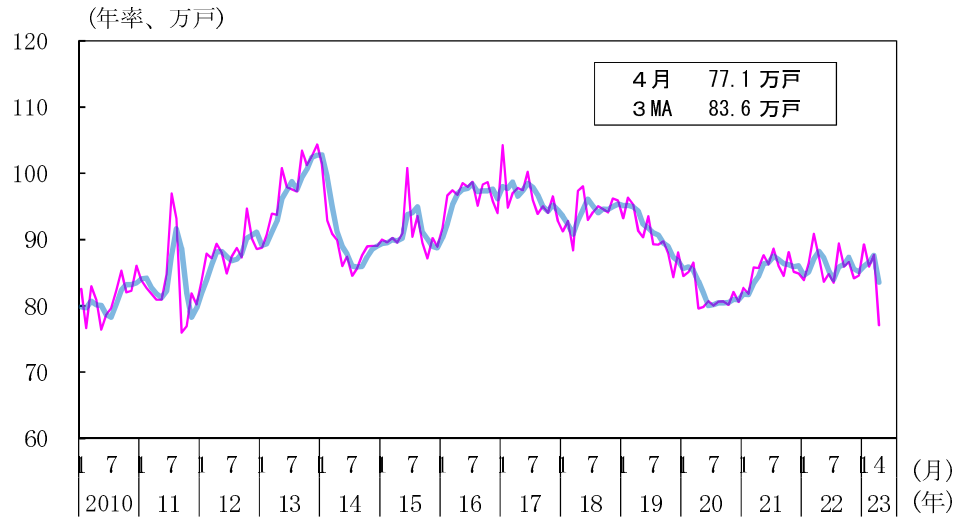
住宅建設は、底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

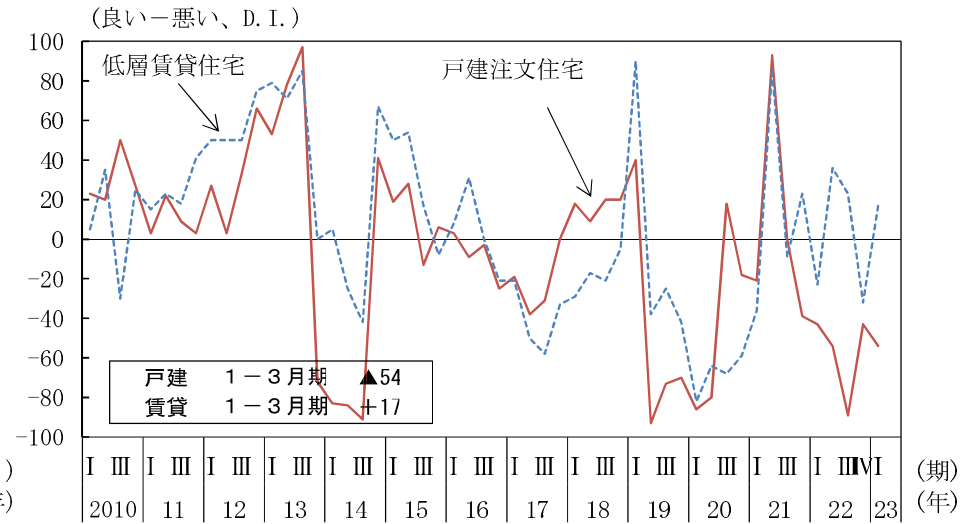
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (万戸)	[85.6] 86.6	[86.0] 86.1	86.3	85.1	87.6	85.9	87.7	77.1
	[5.0] 6.6	[0.4] ▲ 0.6	(1.2) 0.0	(▲ 1.3) ▲ 1.6	(2.9) 0.6	(▲ 3.8) ▲ 0.3	(2.0) ▲ 3.2	(▲ 12.1) ▲ 11.9
建築主が民間	[5.2] 6.6	[0.5] ▲ 0.6	(1.2) 0.2	(▲ 1.4) ▲ 2.0	(2.9) 0.6	(▲ 3.8) ▲ 0.1	(▲ 0.7) ▲ 4.1	(▲ 11.9) ▲ 13.0
持家	[9.4] 6.9	[▲ 11.3] ▲ 11.8	(▲ 2.0) ▲ 12.8	(▲ 3.9) ▲ 15.7	(▲ 1.3) ▲ 8.9	(3.6) ▲ 4.6	(▲ 8.0) ▲ 13.6	(▲ 0.8) ▲ 11.6
貸家	[4.8] 9.2	[7.4] 5.0	(1.7) 6.3	(1.2) 8.4	(2.5) 3.0	(1.0) 4.7	(9.8) 0.9	(▲ 12.9) ▲ 2.8
分譲	[1.5] 3.9	[4.7] 4.5	(3.2) 7.1	(▲ 2.3) 1.8	(8.4) 6.5	(▲ 15.1) ▲ 1.8	(0.1) ▲ 0.4	(▲ 19.8) ▲ 21.8
一戸建て	[7.8] 11.4	[3.5] 0.2	(2.0) 4.4	(▲ 3.6) ▲ 1.9	(▲ 3.2) ▲ 4.8	(2.5) ▲ 3.5	(▲ 1.5) ▲ 6.8	(5.2) ▲ 0.8
マンション	[▲ 6.1] ▲ 5.0	[6.4] 10.5	(5.0) 11.0	(▲ 0.6) 7.5	(23.6) 20.8	(▲ 29.6) 0.2	(2.1) 7.1	(▲ 48.5) ▲ 42.6
着工床面積	[6.3] 7.3	[▲ 2.3] ▲ 3.5	(0.1) ▲ 3.2	(▲ 2.4) ▲ 5.9	(2.3) ▲ 2.2	(▲ 1.9) ▲ 1.5	(▲ 3.0) ▲ 6.5	(▲ 9.2) ▲ 13.9
建築主が民間	[6.5] 7.4	[▲ 2.3] ▲ 3.5	(0.1) ▲ 3.1	(▲ 2.4) ▲ 6.1	(2.3) ▲ 2.3	(▲ 1.9) ▲ 1.4	(▲ 4.6) ▲ 7.1	(▲ 9.1) ▲ 14.6
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[20.1] 20.3	[21.0] 21.3	21.1	21.3	22.2	21.9	21.9	22.9
	[0.4] 1.0	[4.4] 5.0	5.3	5.3	6.0	4.9	6.9	8.6

- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
 2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。
 3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。
 4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

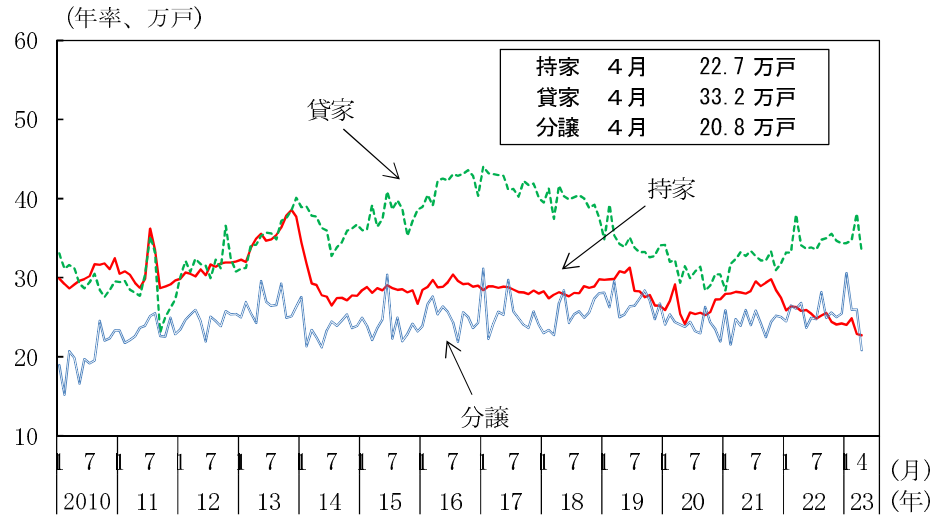
住宅着工戸数（季節調整値）



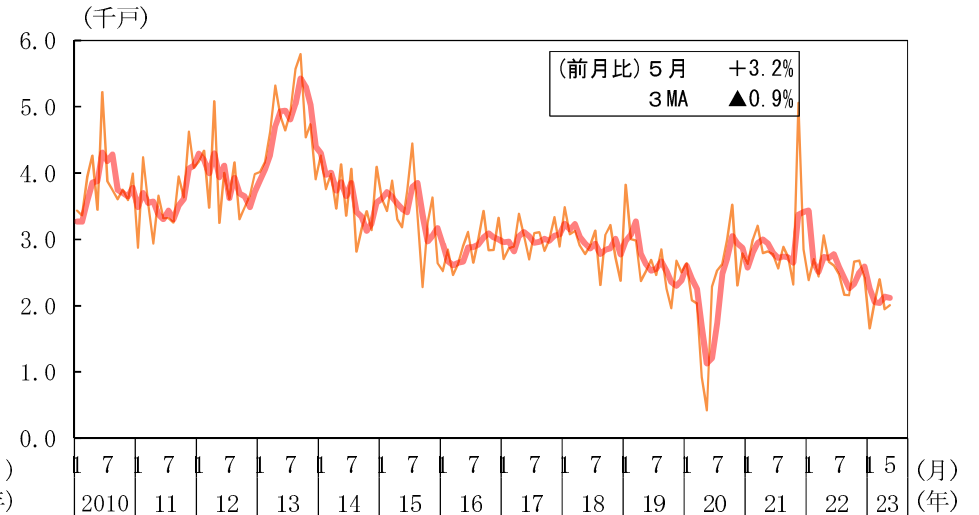
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数(受注戸数)は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比(実績)について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値(-100~+100)。
3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月	2023年1-3月	2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 1.6] ▲ 7.1	[▲ 1.4] 7.2	(2.4) 13.0	(18.5) 18.9	(46.9) 80.1	(▲ 32.7) ▲ 0.3	(▲ 8.2) ▲ 12.8	—
公共工事受注額 (大手50社)	[7.4] ▲ 14.2	[▲ 12.1] 10.6	(▲ 12.3) 6.1	(25.2) 32.1	(66.7) 119.8	(▲ 36.8) 21.7	(21.9) ▲ 11.7	—
公共工事請負金額	[▲ 7.2] ▲ 8.6	[▲ 4.7] ▲ 0.4	(▲ 6.3) ▲ 5.4	(21.8) 14.7	(51.7) 52.2	(▲ 22.8) 5.5	(▲ 4.1) 1.9	(3.0) 11.8
公共工事出来高	[▲ 1.2] ▲ 5.9	[▲ 4.5] 0.9	(▲ 0.0) 1.8	(1.5) 7.3	(▲ 0.7) 8.2	(0.3) 6.9	(2.9) 8.3	—
公的固定資本形成 (名目)	[0.4] ▲ 3.3	[▲ 2.7] 1.3	(0.6) 1.9	(1.5) 6.5				

- (備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、2021年(度)の前年(度)比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前年(度)の額に対する比。
 4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

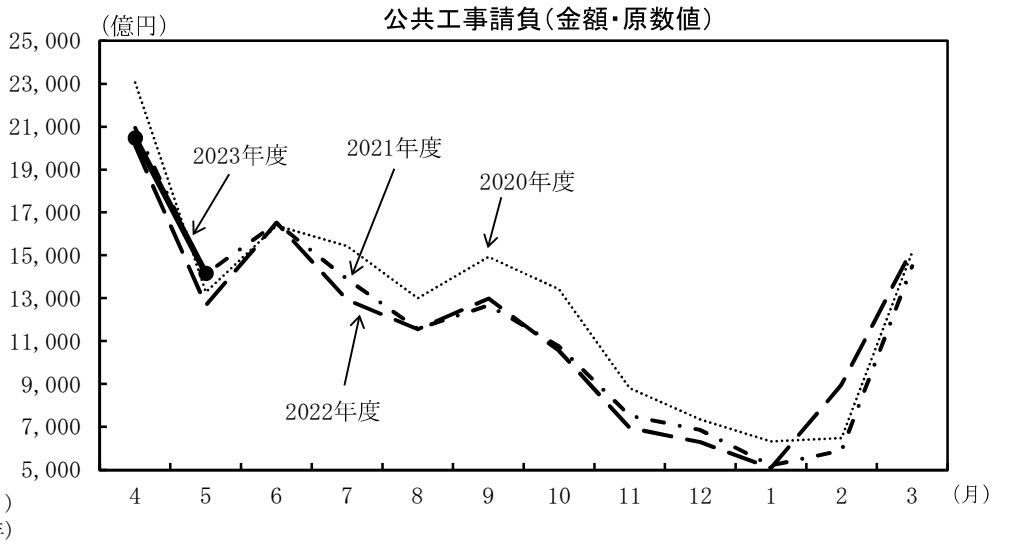
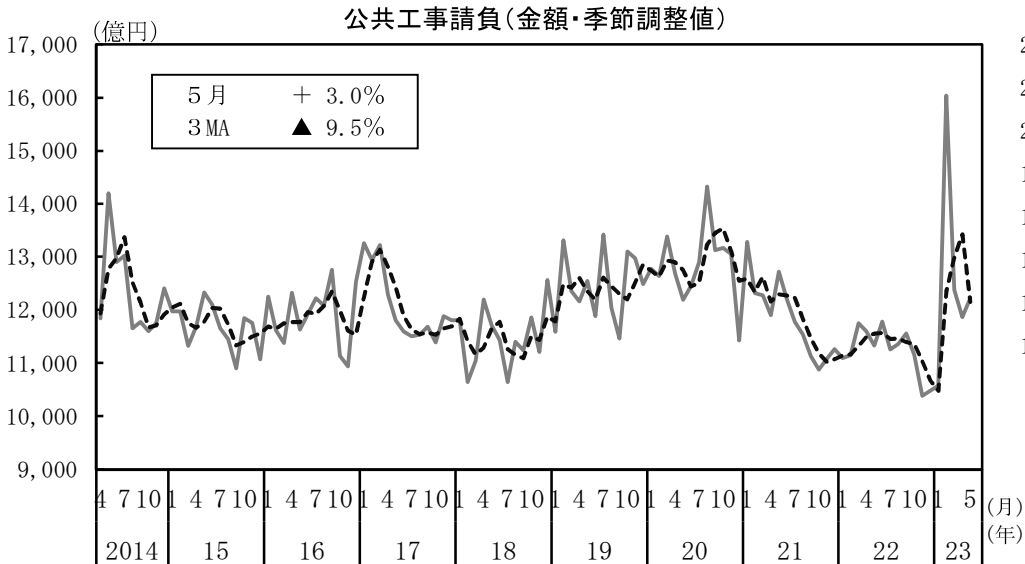
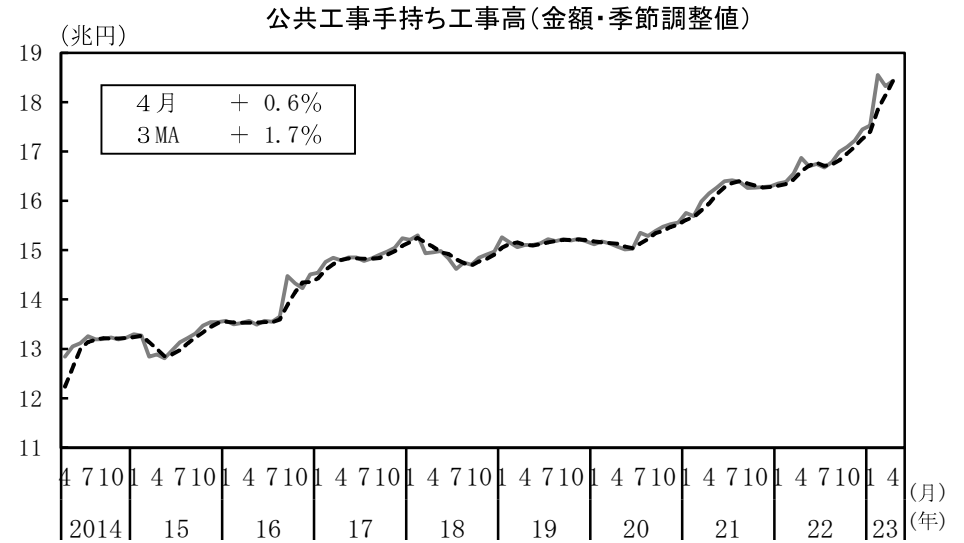
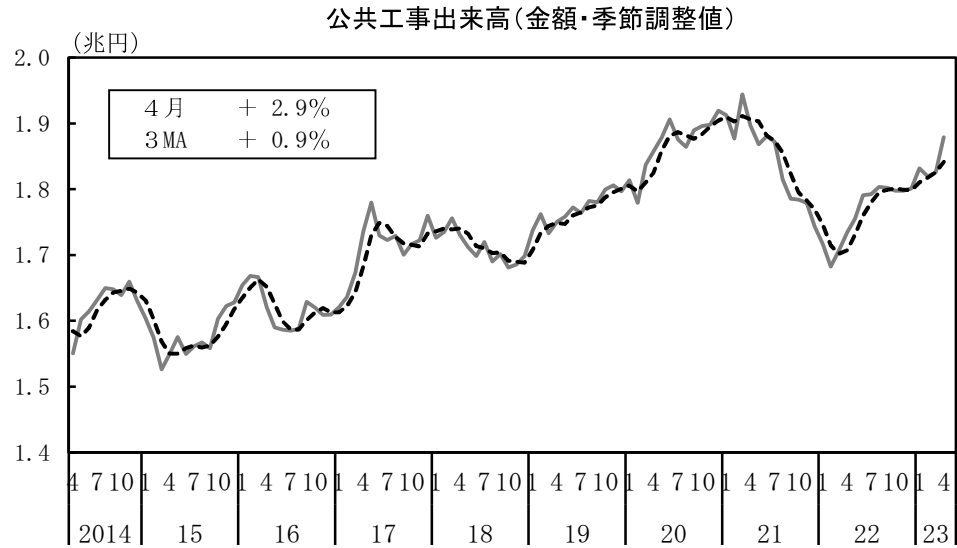
年 度	2020	2021	2022	2023
当初予算 (億円)	68,571	60,549 [60,695]	60,574 [60,575]	60,600
(前年度比、%)		▲ 0.8	▲ 11.5	0.0
補正後予算 (億円)	92,692	80,518	80,531	—
(前年度比、%)	9.4	▲ 13.0	0.0	—

②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローバル	
区 分	(当初予算)		(当初予算)		(当初予算)	
年 度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
普通建設事業費	▲ 10.9	0.6	1.4	2.9	2.4	5.4
うち補助事業費	▲ 18.1	▲ 1.1	▲ 1.5	3.4	2.8	4.4
うち単独事業費	▲ 0.9	1.8	4.2	3.3	1.9	7.0
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

- (備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の2021年度と2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数。2020年度の当初予算は「臨時・特別の措置」分を含む。
 3. ②の日経グローバルのうち2022年度における補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、底堅い動きとなっている。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。

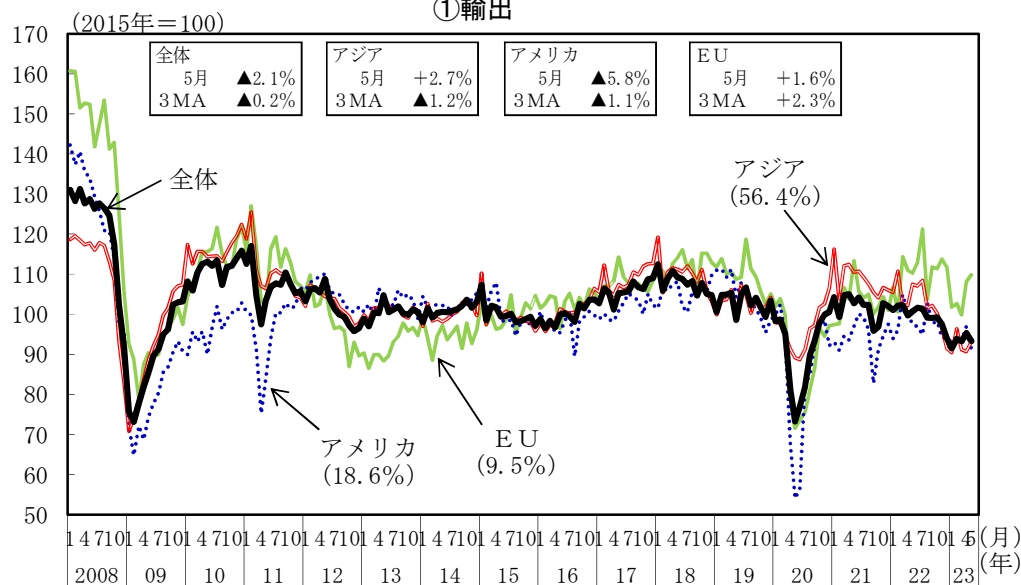
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、%、Pは速報値)

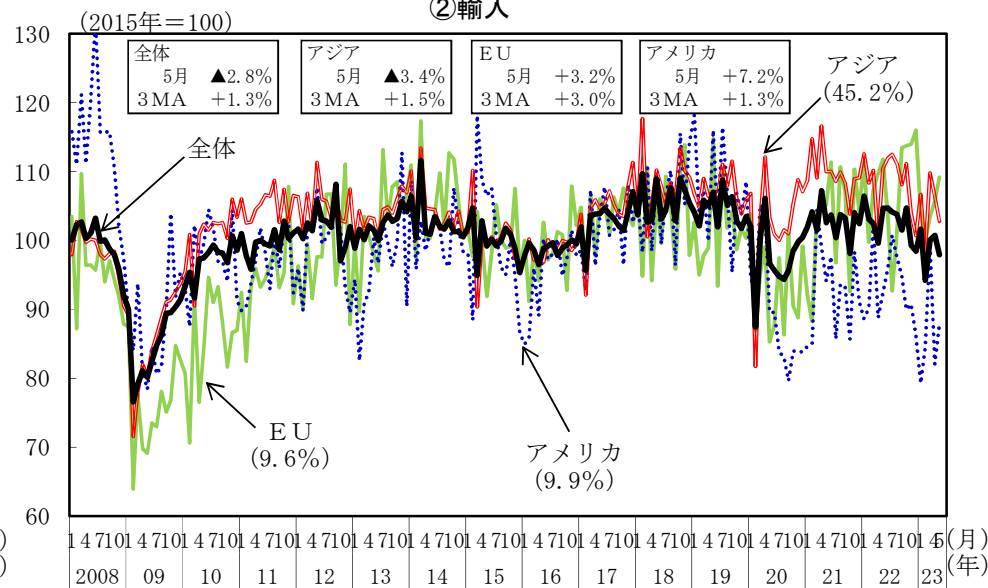
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 10-12月	2023年 1-3月	2023年 3月	4月	5月
輸出数量	[12.0] 10.3	[▲1.9] ▲3.9	(▲3.0) ▲3.7	(▲4.2) ▲8.8	(▲0.7) ▲8.1	(2.3) ▲6.0	P (▲2.1) P ▲6.4
輸入数量	[5.1] 3.8	[▲0.3] ▲1.6	(▲2.3) ▲2.0	(▲2.2) ▲4.1	(6.2) ▲2.6	P (0.7) P ▲0.3	P (▲2.8) P ▲5.2
貿易・サービス収支(億円)	[▲24,834] ▲64,202	[▲211,638] P ▲233,367	▲61,776	P ▲50,746	P ▲13,893	P ▲3,545	—
貿易収支(億円)	[17,623] ▲15,432	[▲157,436] P ▲180,602	▲51,616	P ▲37,552	P ▲9,706	P ▲3,804	—
第一次所得収支(億円)	[263,788] 290,083	[351,857] P 355,591	93,732	P 87,835	P 27,232	P 26,761	—
経常収支(億円)	[215,363] 201,522	[115,466] P 92,256	24,690	P 25,416	P 10,090	P 18,996	—
金融収支(億円)(原数値)	[168,376] 180,787	[64,922] P 87,713	▲1,248	P 73,547	P 21,915	P 30,039	—

地域別輸出入数量指数

①輸出



②輸入



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2022年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

7. 生産・出荷・在庫

生産は、持ち直しの兆しがみられる。

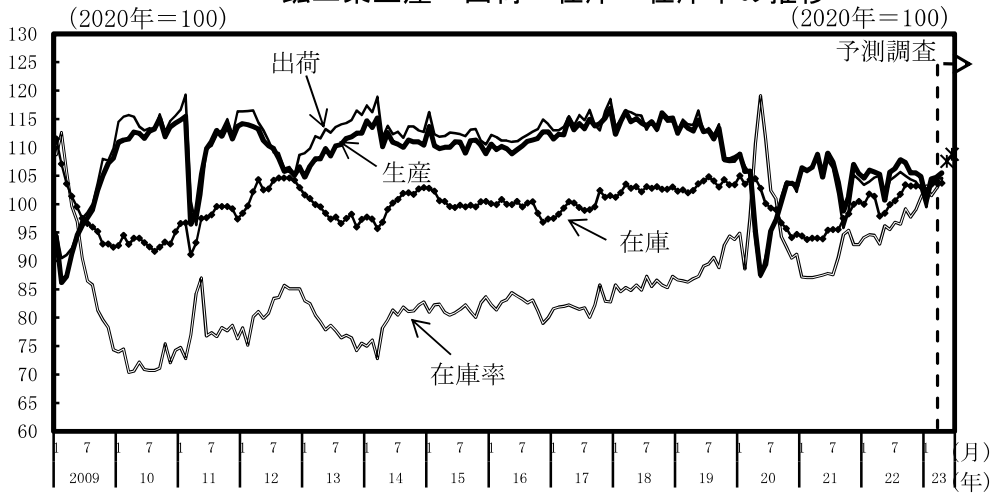
(%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期	2023年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[5.4]	[▲ 0.1]	(3.1)	(▲ 1.7)	(▲ 1.8)	(3.7)	(0.3)	(0.7)
	5.5	▲ 0.3	4.0	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.7
鉱工業出荷指数	[4.4]	[▲ 0.5]	(1.7)	(▲ 1.4)	(▲ 1.0)	(4.3)	(0.9)	(▲ 0.2)
	4.1	▲ 0.1	4.1	0.1	▲ 0.7	0.7	0.0	▲ 1.3
鉱工業在庫指数	[6.4]	[2.7]	(3.5)	(▲ 0.3)	(0.7)	(1.0)	(0.4)	(▲ 0.1)
	7.9	2.3	6.2	2.7	2.3	1.6	2.3	6.0
製造工業生産能力指数 (2020年=100)	[98.9]	[98.2]						
	98.8	98.4	98.4	98.2	98.4	98.3	98.4	98.1
製造工業稼働率指数 (2020年=100)	[108.5]	[108.1]	(109.5)	(111.2)	(106.6)	(103.0)	(107.9)	(111.1)
	108.0	107.9						
第3次産業 活動指数	[1.5]	P [1.6]	(▲ 0.1)	(0.0)	P (1.0)	(1.3)	P (▲ 1.5)	P (1.2)
	2.3	P 2.2	2.8	1.4	P 2.3	4.1	P 1.6	P 2.0

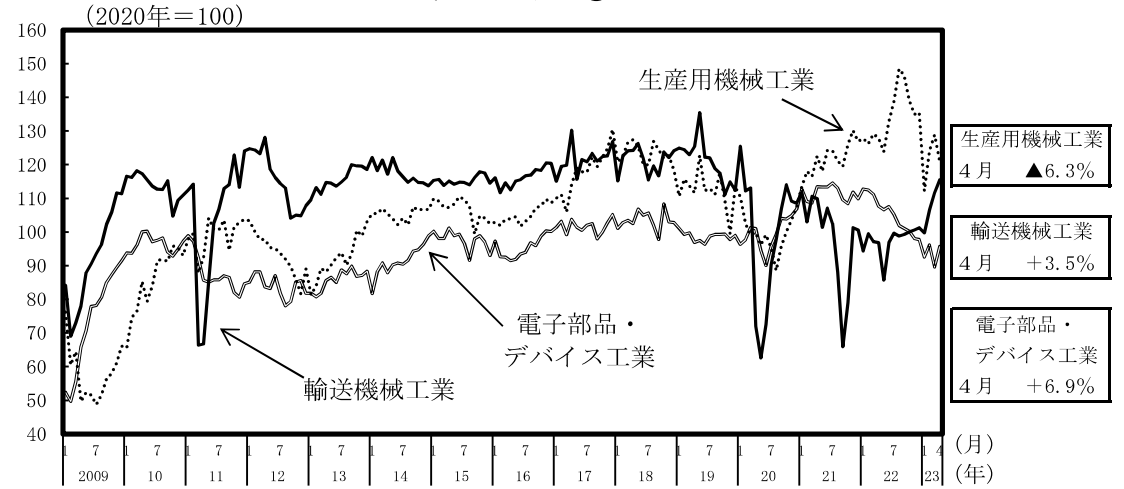
予測調査
5月 1.9%
6月 1.2%

- (備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
 2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の [] 内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期(月)比、上段の () 内は季節調整済前期(月)比。
 3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の [] 内は原数値(暦年)。四半期次・月次は原数値。
 4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の [] 内は原数値(暦年)。四半期次・月次は季節調整値。

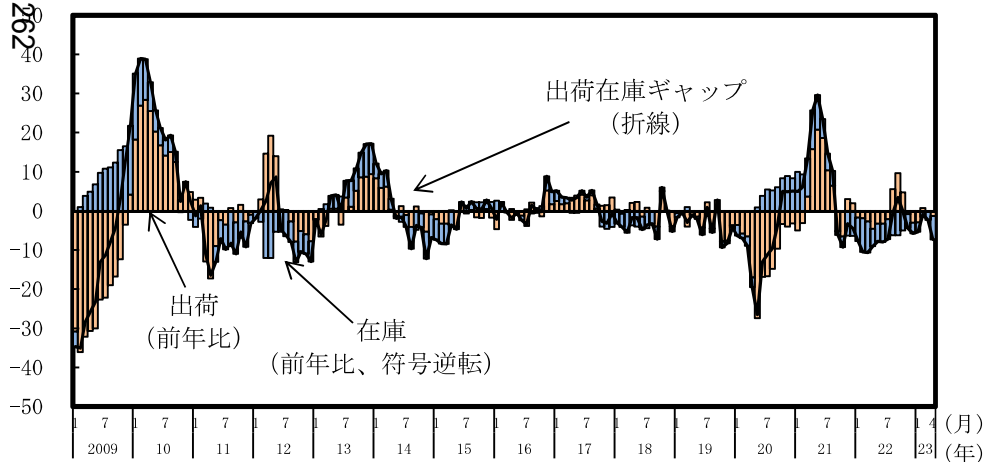
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



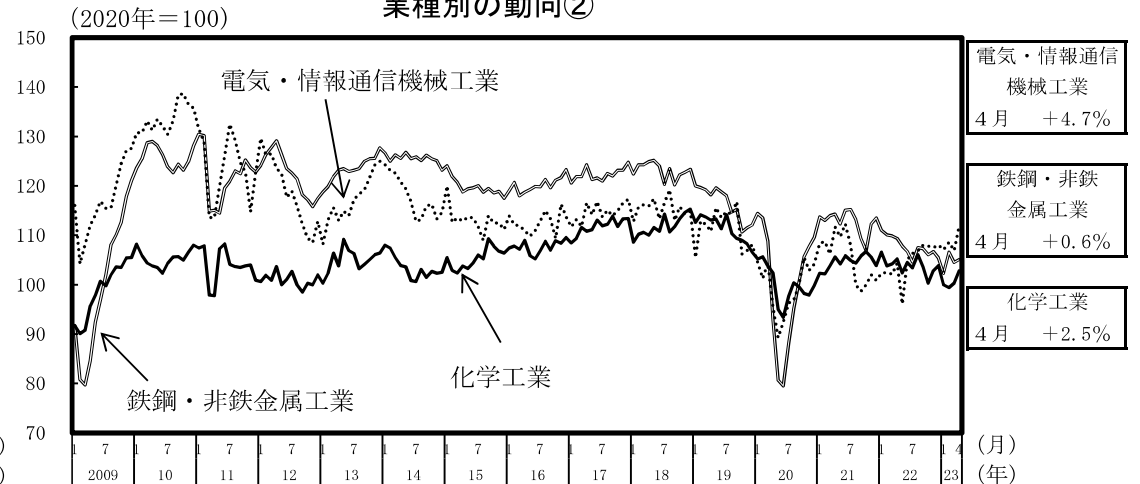
業種別の動向①



(%ポイント) 出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比)-在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。
企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年3月調査）」

(前年同期比、%)

経常利益		2020年度	2021年度	2022年度 実績見込み		2023年度 計画			
		実績	実績	上期	下期	上期	下期	上期	下期
全規模	全産業	▲ 20.1	42.7	7.9	23.0	▲ 5.9	▲ 2.6	▲ 5.7	1.0
大企業	製造業	▲ 1.4	53.7	5.5	25.3	▲ 15.0	▲ 2.7	▲ 7.3	4.3
	非製造業	▲ 37.9	44.4	19.5	31.1	8.4	▲ 3.5	▲ 1.1	▲ 6.4
中小企業	製造業	▲ 10.2	45.0	▲ 14.2	▲ 4.3	▲ 23.5	3.5	▲ 8.9	18.2
	非製造業	▲ 16.1	21.8	1.7	13.6	▲ 6.4	0.1	▲ 0.4	0.6

財務省「法人企業統計季報」

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

経常利益	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年4-6月	7-9月	10-12月	2023年1-3月
全規模全産業	41.8	11.2	36.8	8.8	17.6 (6.8)	18.3 (▲ 7.2)	▲ 2.8 (▲ 1.2)	4.3 (6.2)
製造業	68.7	11.1	53.2	2.6	11.7 (0.9)	35.4 (5.3)	▲ 15.7 (▲ 23.5)	▲ 15.7 (5.0)
非製造業	28.2	11.3	27.7	13.0	21.9 (11.0)	5.6 (▲ 15.2)	5.2 (16.6)	17.2 (6.8)
大中堅企業	45.0	17.0	37.9	12.2	22.1 (11.2)	23.8 (▲ 9.0)	4.0 (▲ 1.5)	▲ 0.5 (0.4)
中小企業	33.4	▲ 5.0	33.8	▲ 1.0	▲ 1.6 (▲ 7.2)	1.3 (▲ 0.2)	▲ 18.0 (▲ 0.1)	16.8 (26.1)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年3月調査）」

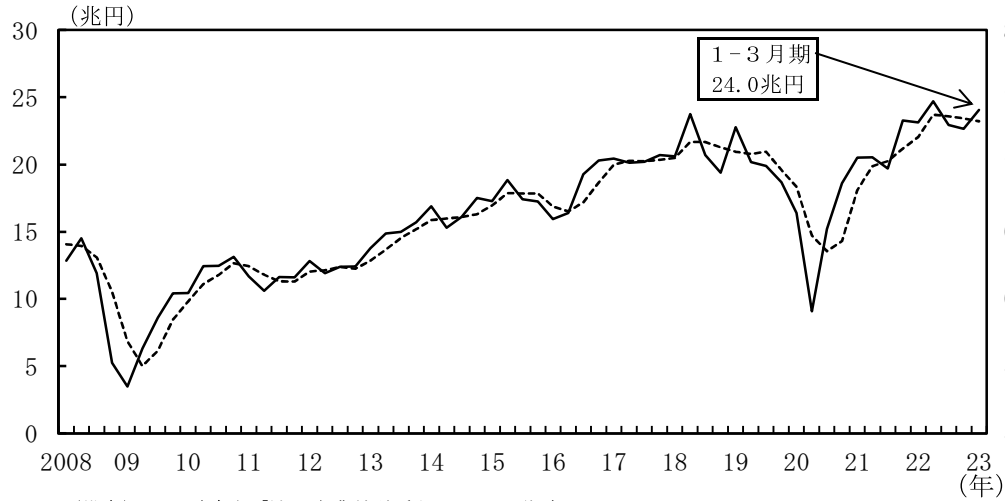
(%ポイント)

→ 見込み

業況判断D I		2021年9月	12月	2022年3月	6月	9月	12月	2023年3月	6月
全規模	全産業	▲ 2	+ 2	+ 0	+ 2	+ 3	+ 6	+ 5	+ 2
	製造業	+ 5	+ 6	+ 2	+ 1	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 3
	非製造業	▲ 7	+ 0	▲ 2	+ 4	+ 5	+ 10	+ 12	+ 6
大企業	製造業	+ 18	+ 18	+ 14	+ 9	+ 8	+ 7	+ 1	+ 3
	非製造業	+ 2	+ 9	+ 9	+ 13	+ 14	+ 19	+ 20	+ 15
中小企業	製造業	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 4
	非製造業	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 1	+ 2	+ 6	+ 8	+ 3

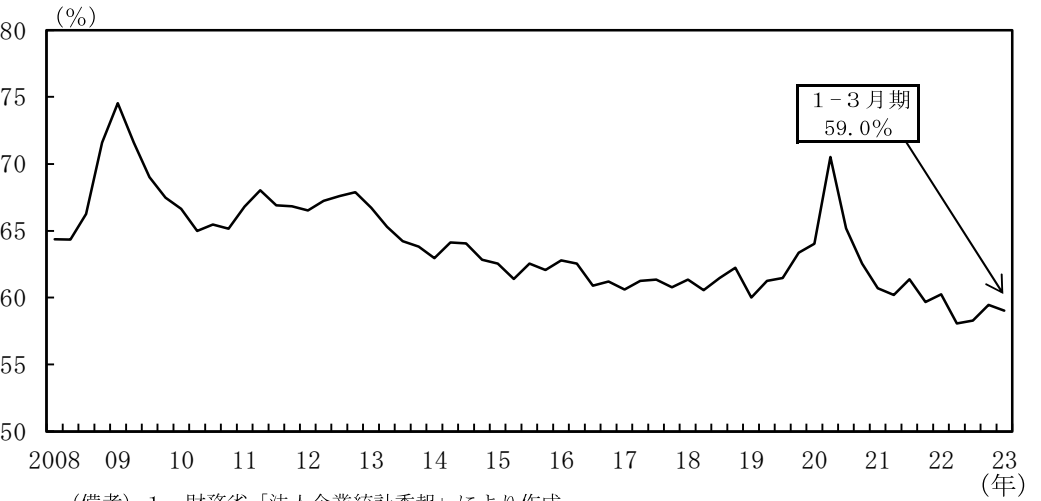
(備考) D I = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

<企業収益>
経常利益額の推移



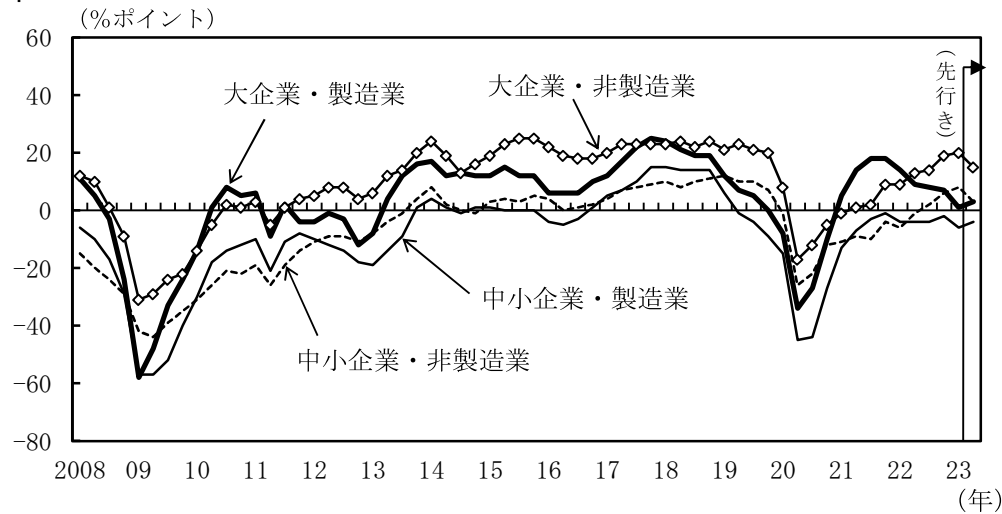
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



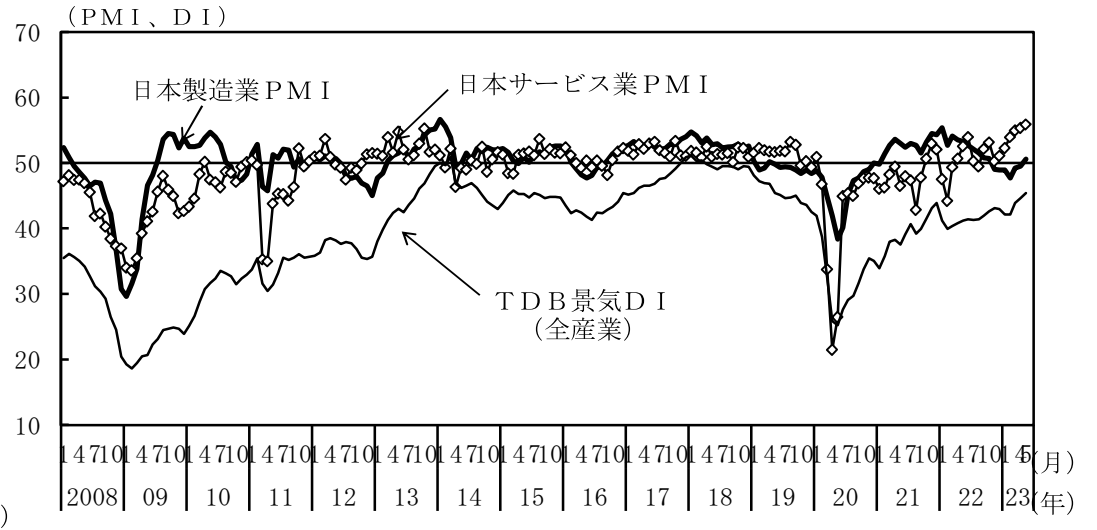
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費+受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感>
日銀短観の業況判断D Iの推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。DIは「良い」-「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。DIは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

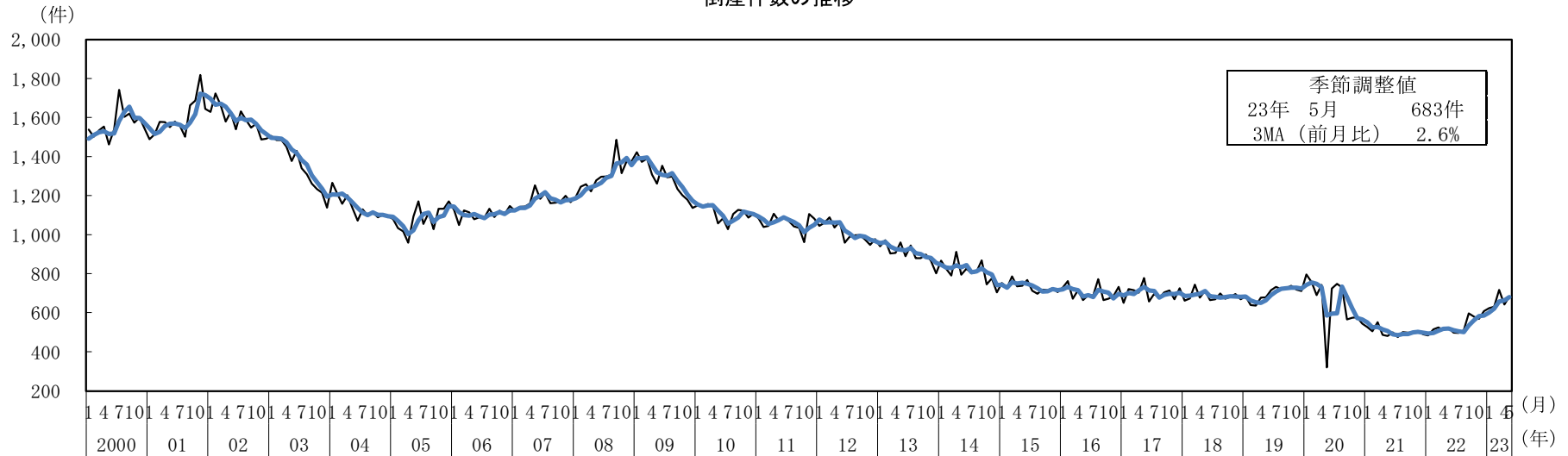
9. 倒産
倒産件数は、増加がみられる。

(株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」

(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月期	2023年1-3月期	2023年3月	4月	5月
企業倒産件数	[7,773] 7,163	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	1,783	1,956	809	610	706
前年比(%)	[▲7.2] ▲17.0	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	15.8	30.0	36.4	25.5	34.7
前月比(%)				(9.5)	(12.3)	(13.6)	(▲10.5)	(6.4)
負債金額(億円)	[12,200] 12,084	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	2,817	3,005	1,474	2,038	2,787
前年比(%)	[▲14.2] ▲4.4	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	▲1.3	▲2.2	▲13.1	150.8	218.9
大型倒産除く(億円)	[6,112] 5,563	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	1,598	1,597	697	501	618
前年比(%)	[▲12.1] ▲21.2	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	24.4	26.6	43.9	9.9	37.0

倒産件数の推移



(備考) 1. (株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

10. 雇用情勢

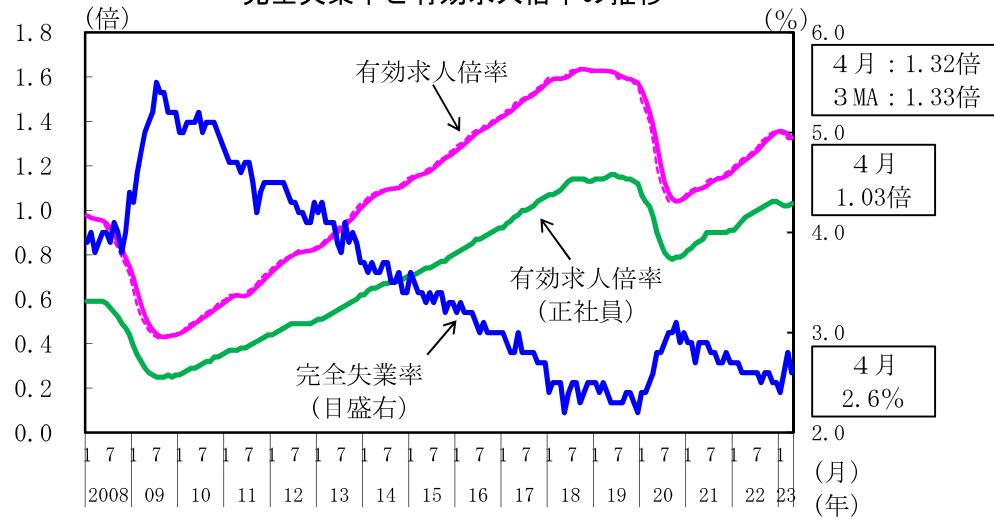
雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

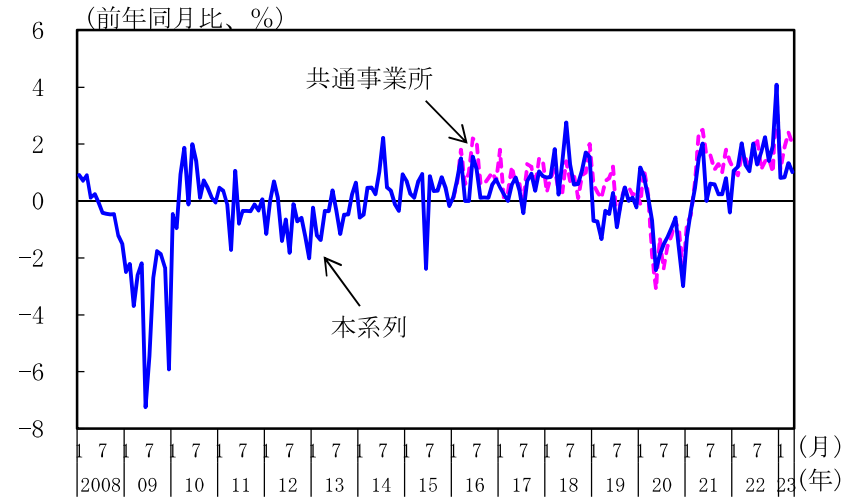
	2021年度[年]	2022年度[年]	2022年7-9月	10-12月	2023年1-3月	2023年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.8 [2.8]	2.6 [2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.8	2.6
うち15~24歳	4.4 [4.6]	4.4 [4.4]	4.2	4.7	4.7	5.2	4.7	3.8
完全失業者数総数 (万人)	191 [195]	178 [179]	178	174	181	180	195	180
うち非自発的な離職による者	56 [57]	44 [46]	43	41	46	45	52	44
雇用者数	0.3 [0.2]	0.6 [0.4]	0.5 (0.0)	0.7 (0.0)	0.4 (0.0)	0.1 (▲0.6)	0.2 (0.4)	0.1 (0.2)
常用労働者数(労働者計)	1.1 [1.2]	1.2 [0.9]	1.1 (0.5)	1.1 (0.1)	1.7 (0.5)	1.8 (0.2)	1.7 (0.1)	P 1.7 (0.2)
新規求人数	9.8 [4.1]	9.3 [10.8]	12.5 (0.2)	7.1 (1.2)	5.0 (0.2)	10.4 (▲0.4)	0.7 (▲4.6)	▲0.9 (1.5)
有効求人数	9.5 [1.6]	10.8 [12.7]	14.4 (2.3)	9.9 (1.0)	6.1 (▲0.0)	7.0 (0.8)	4.9 (▲1.5)	2.8 (▲0.6)
有効求人倍率 (倍)	1.16 [1.13]	1.31 [1.28]	1.30	1.35	1.34	1.34	1.32	1.32
正社員 (倍)	0.90 [0.88]	1.01 [0.99]	1.01	1.03	1.02	1.02	1.02	1.03
求人広告掲載件数 (万件)	99.1 [90.8]	130.9 [126.2]	123.9	133.3	139.4	135.0	154.1	151.9
所定外労働時間(残業時間等)	8.2 [5.1]	3.9 [4.6]	5.2 (▲0.6)	3.7 (▲2.0)	1.4 (▲0.3)	2.1 (2.1)	1.0 (0.5)	P ▲1.9 (0.0)
製造業	18.9 [14.1]	2.2 [6.2]	4.0 (1.1)	5.1 (▲4.0)	▲4.8 (▲5.0)	▲4.7 (0.5)	▲5.3 (0.6)	P ▲6.1 (0.5)
現金給与総額(1人当たり・名目)	0.7 [0.3]	1.9 [2.0]	1.7 (0.2)	2.9 (0.2)	0.9 (0.5)	0.8 (0.4)	1.3 (1.8)	P 1.0 (▲1.0)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.8	2.4	P 2.0
定期給与(名目)	0.8 [0.5]	- [1.4]	1.5 (0.0)	1.6 (0.3)	0.8 (0.0)	0.9 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	P 1.1 (0.8)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.9	1.2	P 1.5

- (備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。

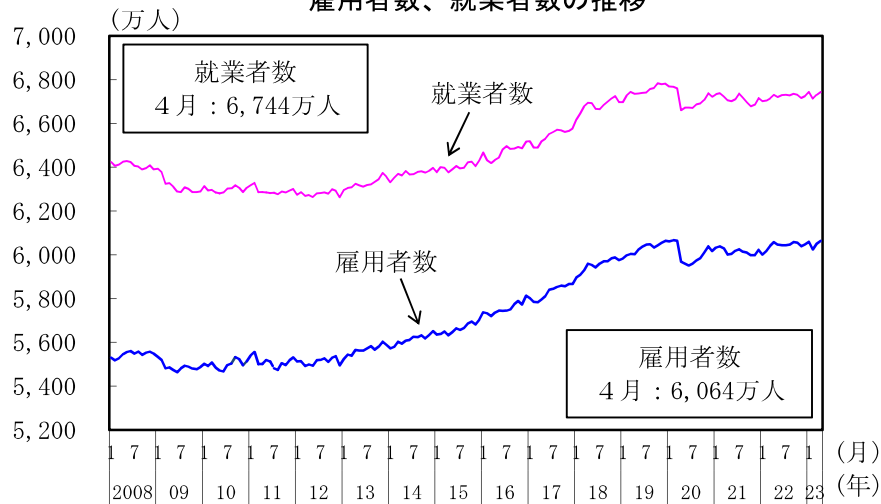
完全失業率と有効求人倍率の推移



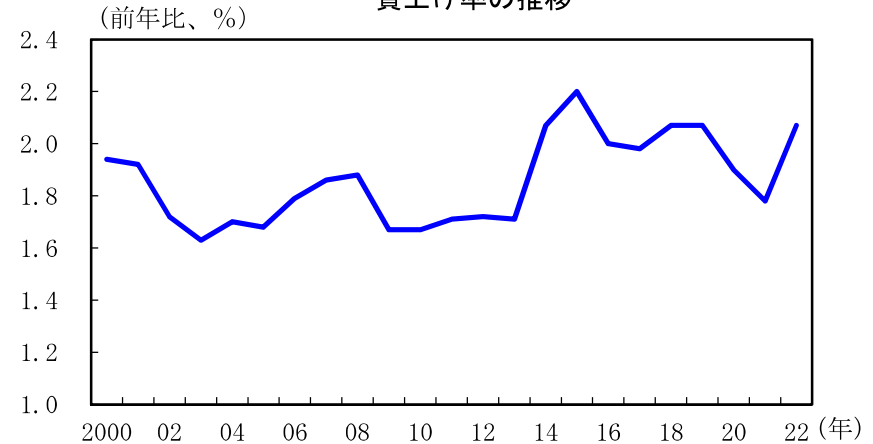
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数の推移



賃上げ率の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

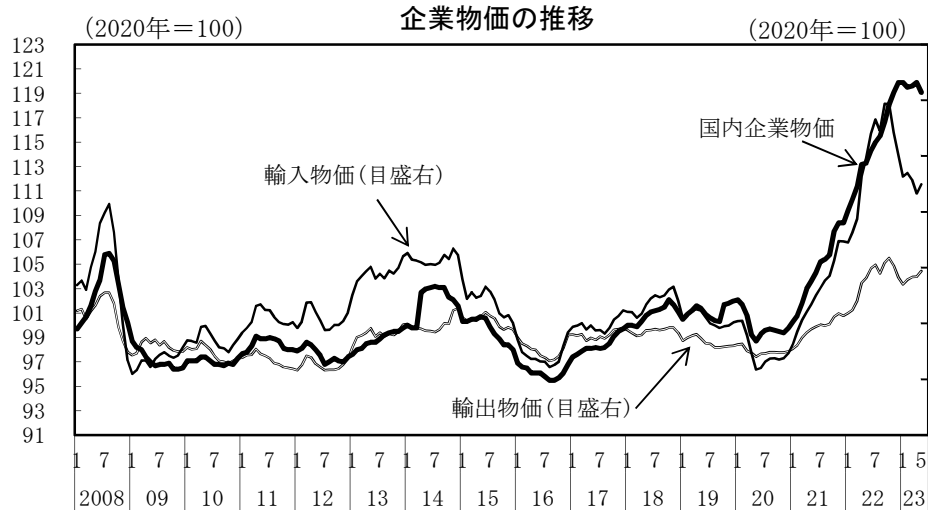
		[2021年] [2021年度]	[2022年] [2022年度]	2022年 7-9月	10-12月	2023年 1-3月	2023年 3月	4月	5月			
国内企業物価		[4.6] 7.1	[9.7] 9.4	(2.0) 9.6	(2.7) 10.0	(0.6) 8.4	(0.1) 7.4	(0.3) 5.9	P (▲ 0.7) 5.1			
夏季電力料金調整後		[4.6] 7.1	[9.7] 9.4	(1.8) 9.7	(2.9) 10.0	(0.6) 8.4	(0.1) 7.4	(0.3) 5.9	P (▲ 0.7) 5.1			
輸出物価		[8.3] 11.3	[16.2] 15.1	(2.7) 18.9	(0.0) 15.3	(▲ 3.7) 8.6	(0.7) 7.2	(0.1) 1.8	P (1.7) 2.0			
輸入物価		[21.6] 31.3	[39.0] 33.2	(8.1) 46.8	(▲ 2.5) 30.6	(▲ 9.2) 13.7	(▲ 1.5) 9.4	(▲ 3.0) ▲ 3.8	P (2.2) ▲ 5.4			
契約通貨ベース		[18.7] 25.5	[21.2] 15.6	(2.8) 23.3	(▲ 3.9) 10.7	(▲ 4.2) 3.3	(▲ 2.1) 0.1	(▲ 2.9) ▲ 7.5	P (▲ 0.1) ▲ 9.6			
企業向けサービス価格		[0.9] 1.2	[1.7] 1.8	(0.3) 2.0	(0.4) 1.7	(0.3) 1.8	(0.6) 1.7	P (0.2) 1.6	(-) -			
国際運輸を除くベース		[0.7] 0.9	[1.3] 1.5	< 0.5 > 1.4	< 0.2 > 1.3	< 0.6 > 1.7	< 0.1 > 1.7	P < 0.4 > 1.8	< - > -	消費者物価 (東京都区部) 4月 5月(P) < 0.5 > < ▲0.1 > 3.5 3.2		
消費者物価	総合	固定基準	[▲ 0.2] 0.1	[2.5] 3.2	< 0.9 > 2.9	< 1.1 > 3.9	< 0.5 > 3.6	< 0.3 > 3.2	< 0.6 > 3.5	< - > -	< 0.5 > 3.5	< ▲0.1 > 3.2
		連鎖基準	[▲ 0.2] -	[2.5] -	- -	- -	- -	< 0.4 > 3.4	< 0.6 > 3.7	< - > -		
	生鮮食品	[▲ 1.2] 1.1	[8.1] 7.2	(0.2) 6.0	(0.8) 6.8	(5.1) 6.1	(▲ 1.5) 5.4	(▲ 0.1) 5.3	(-) -			
	エネルギー	[3.9] 10.7	[17.1] 12.8	(2.4) 16.6	(2.6) 14.6	(▲ 5.1) 3.2	(▲ 0.7) ▲ 3.8	(▲ 0.2) ▲ 4.4	(-) -			
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[▲ 0.2] 0.1	[2.3] 3.0	< 1.1 > 2.7	< 1.2 > 3.7	< 0.4 > 3.5	< 0.3 > 3.1	< 0.5 > 3.4	< - > -	< 0.5 > 3.5	< ▲0.1 > 3.2
		連鎖基準	[▲ 0.2] -	[2.3] -	- -	- -	- -	< 0.4 > 3.3	< 0.5 > 3.6	< - > -		
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[▲ 0.5] ▲ 0.8	[1.1] 2.2	< 0.9 > 1.5	< 0.9 > 2.8	< 1.1 > 3.5	< 0.5 > 3.8	< 0.5 > 4.1	< - > -	< 0.6 > 3.8	< 0.2 > 3.9
		連鎖基準	[▲ 0.5] -	[1.1] -	- -	- -	- -	< 0.5 > 3.9	< 0.5 > 4.3	< - > -		
		(政策等による特殊要因を除く)	[0.3] -	[1.4] -	- -	- -	- -	< 0.5 > 3.8	< 0.4 > 4.1	< - > -		

(備考) 1. 企業向けサービス価格は2015年基準。国内企業物価及び消費者物価は2020年基準。Pは速報値。

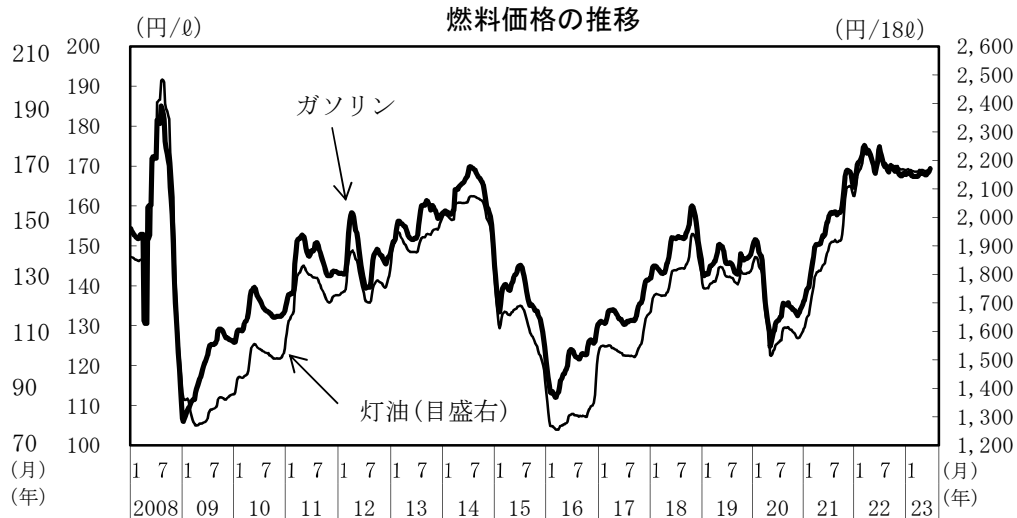
2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期(月)比は、内閣府試算値。

3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。

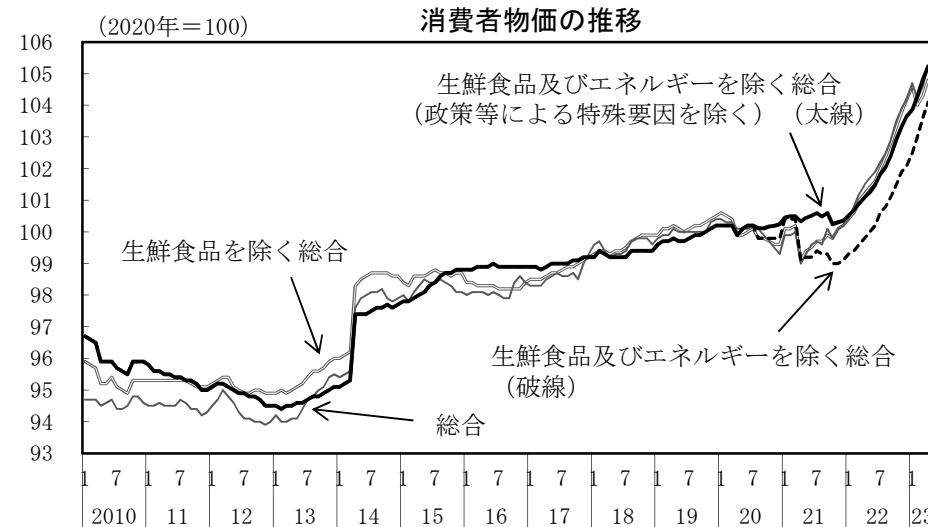
4. 消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、G o T o事業、2021年4月の通信料(携帯電話)下落及び全国旅行支援等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



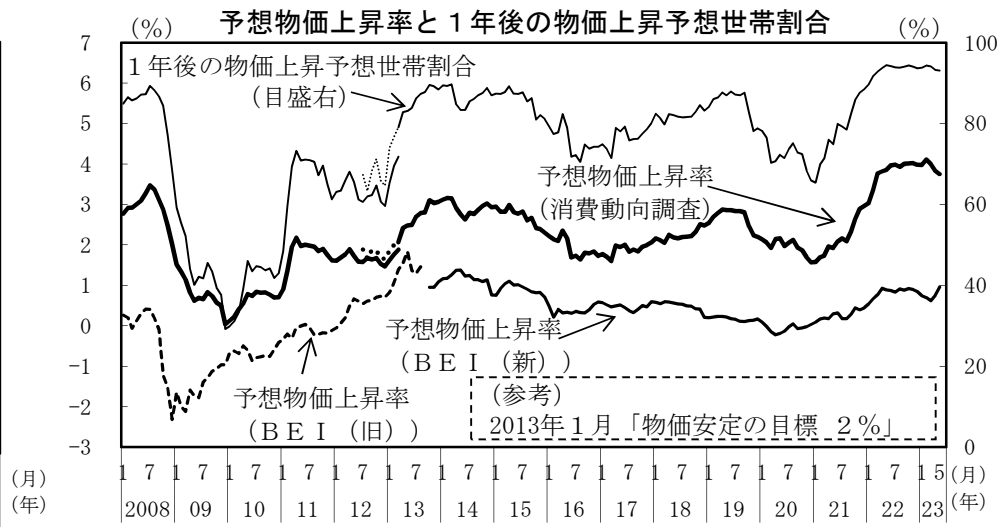
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。



(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
2. 「政策等による特殊要因を除く」とは、G o T o 事業、2021年4月の通話料（携帯電話）下落及び全国旅行支援等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。



(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」（二人以上の世帯）、Bloombergにより作成。
2. 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部（2012年7月から2013年3月）は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
3. 予想物価上昇率（消費動向調査）は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
4. B E I（ブレイク・オープン・インフレーション）は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの（B E I（旧）は旧物価連動国債、B E I（新）は新物価連動国債（残存10年物））を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

(%、ポイント、円)

	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年		2023年	2023年			
					7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	
コールレート (無担保翌日物)	-0.024	-0.032	-0.024	-0.032	-0.026	-0.061	-0.019	-0.017	-0.015	-0.051	6/20 -0.069
ユーロ円TIBOR (3か月物)	-0.064	-0.028	-0.063	-0.017	-0.013	-0.014	-0.003	0.000	-0.005	-0.003	6/20 -0.019
国債流通利回り	0.061	0.225	0.086	0.292	0.218	0.280	0.436	0.366	0.452	0.404	6/20 0.385
株式相場 東証株価指数(TOPIX)	1,953	1,919	1,956	1,931	1,932	1,932	1,968	1,989	2,016	2,125	6/20 2,283
日経平均株価	28,836	27,257	28,389	27,290	27,610	27,362	27,290	27,693	28,275	30,147	33,388
円相場 (対米ドル)	109.89	131.57	112.38	135.43	138.24	141.25	132.33	133.85	133.33	137.37	6/20 142.18
(対ユーロ)	129.90	138.12	130.53	140.97	139.28	144.17	142.16	143.37	146.27	149.02	155.16
(韓国ウォン・1円当たり)	10.42	9.84	10.39	9.66	9.69	9.61	9.64	9.76	9.91	9.68	6/19 9.03
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	5,237,058 18.5	5,265,526 0.5	5,347,929 14.6	5,232,251 ▲2.2	5,204,661 ▲2.7	4,926,460 ▲8.1	5,263,298 ▲2.5	5,413,393 ▲1.9	5,503,500 ▲1.9	5,394,730 ▲1.3	
マネタリーベース (億円、前年比)	6,434,962 15.9	6,532,030 1.5	6,557,140 13.0	6,496,940 ▲0.9	6,553,763 (▲10.6)	6,164,351 (▲15.9)	6,466,383 (22.2)	6,557,809 (13.5)	6,759,281 (▲7.5)	6,727,323 (▲0.7)	
マネーストック M2 (億円、前年比)	11,626,650 6.4	12,012,019 3.3	11,727,820 5.0	12,088,902 3.1	12,083,906 (2.8)	12,105,881 (2.1)	12,119,316 (2.0)	12,134,108 (3.2)	12,326,526 (4.1)	12,364,043 (3.7)	
マネーストック 広義流動性 (億円、前年比)	19,801,290 5.6	20,550,628 3.8	20,004,568 5.2	20,724,945 3.6	20,740,139 (3.4)	20,768,418 (2.2)	20,800,697 (2.9)	20,828,257 (3.1)	21,053,011 (3.6)	21,121,334 (▲0.7)	
銀行貸出	2.3	1.7	1.0	2.5	2.3	3.0	3.5	3.3	3.5	3.8	
普通社債発行額	▲2.6	▲16.4	▲2.3	▲10.9	▲9.9	▲20.1	31.4	114.4	▲6.2	4.9	

(備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。

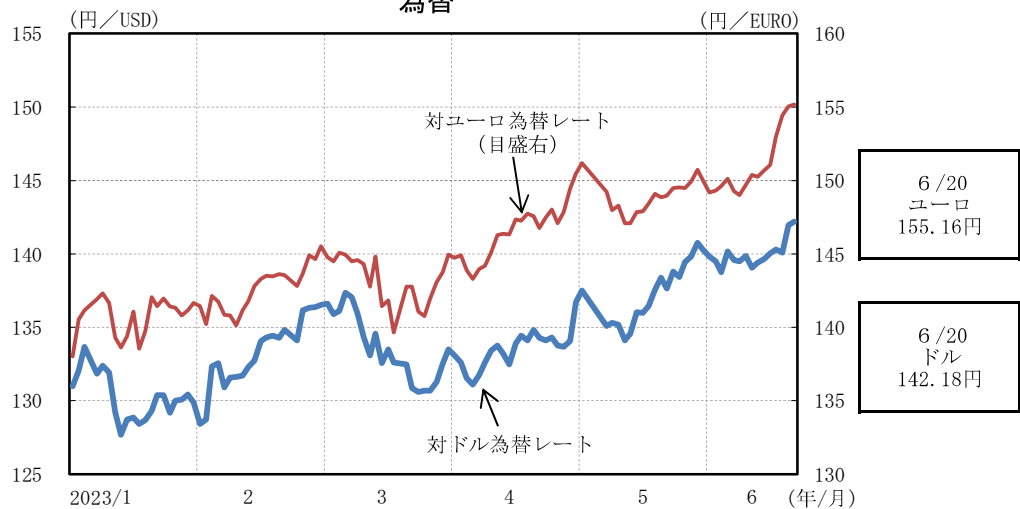
6. マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。

7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。

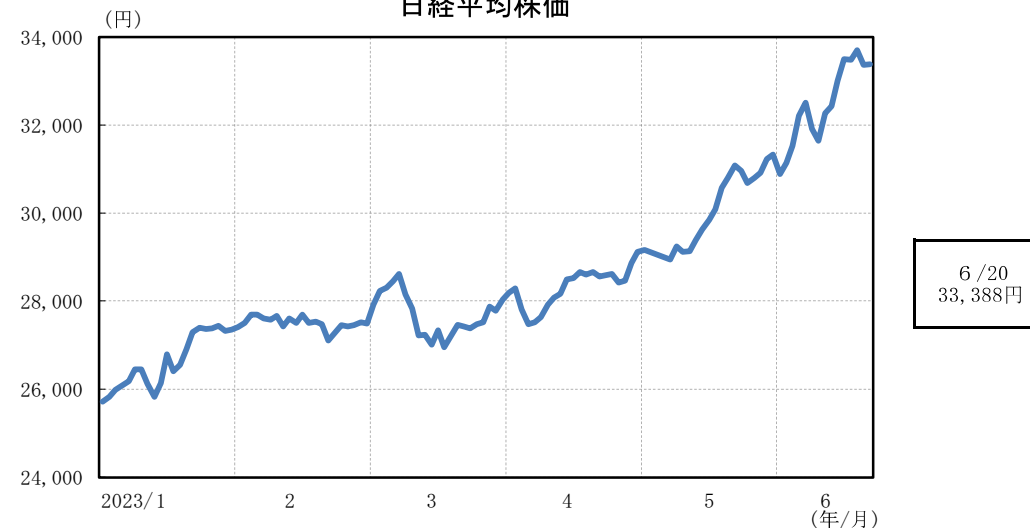
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。

為替



(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

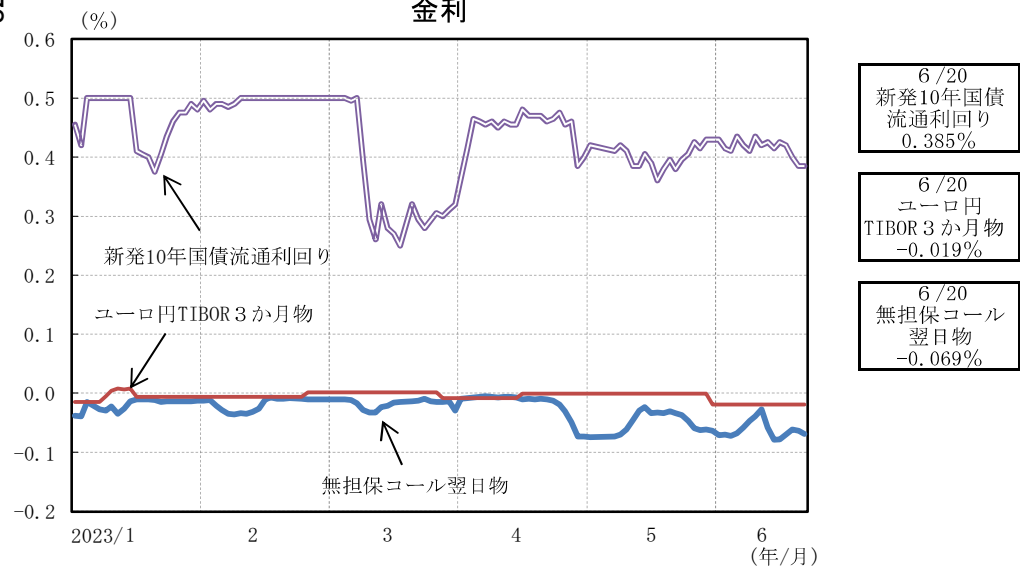
日経平均株価



(備考) 日経NEEDSにより作成。

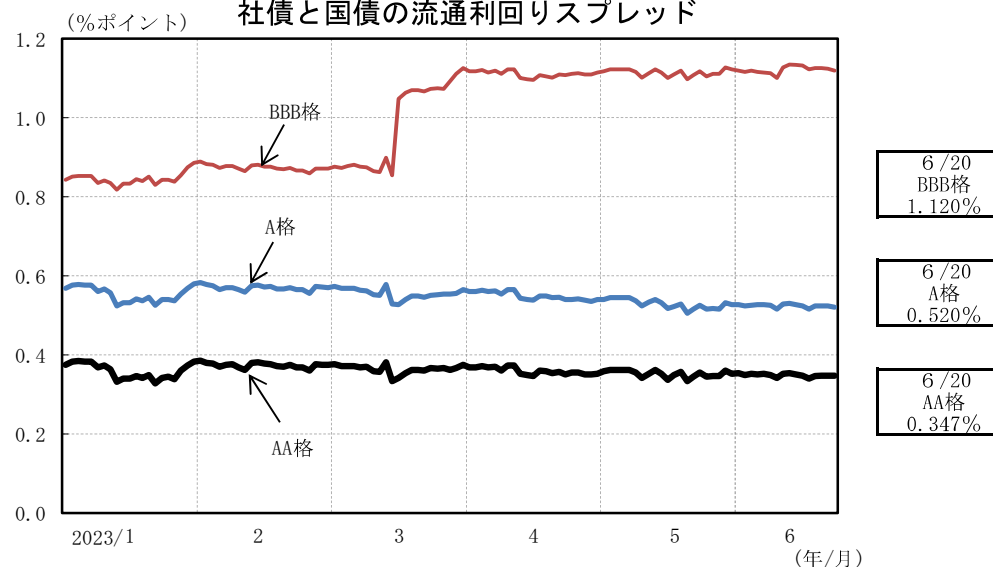
272

金利

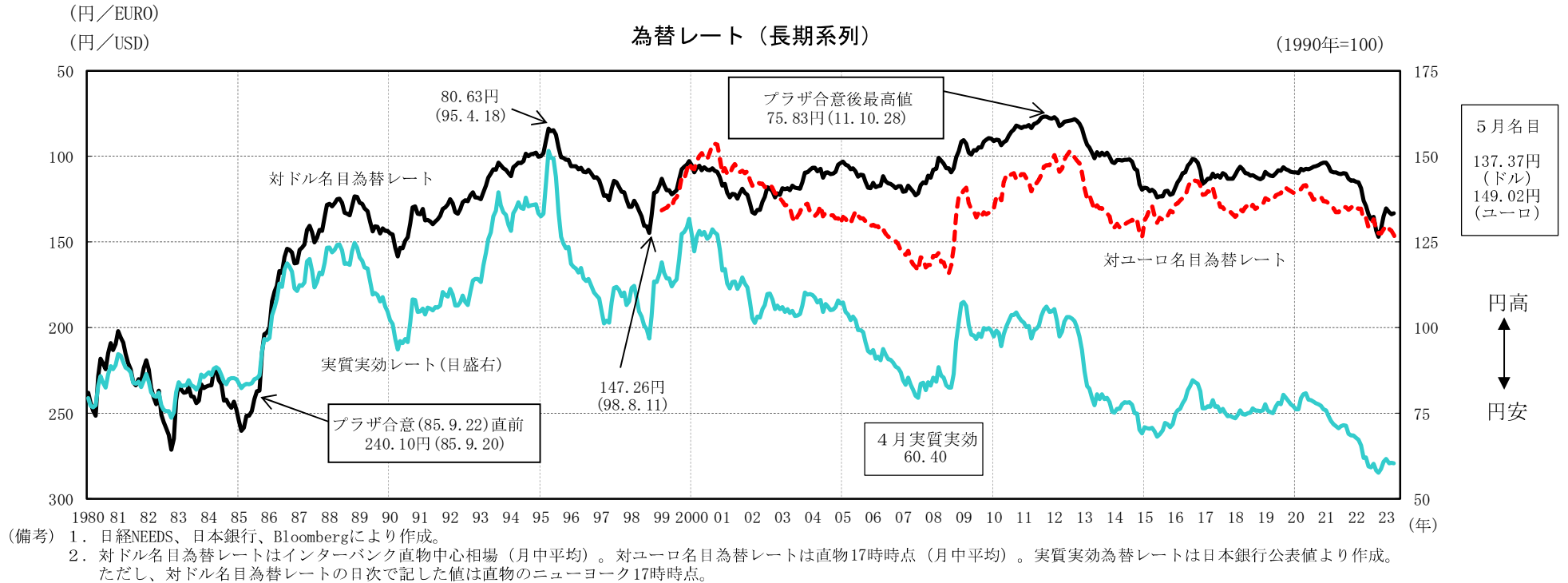
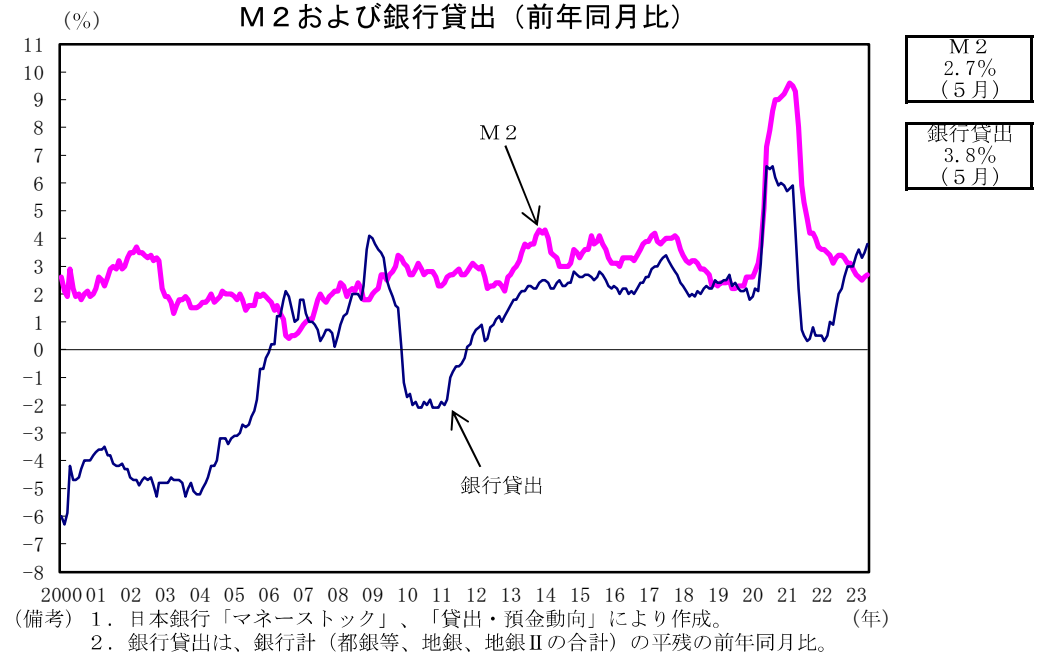
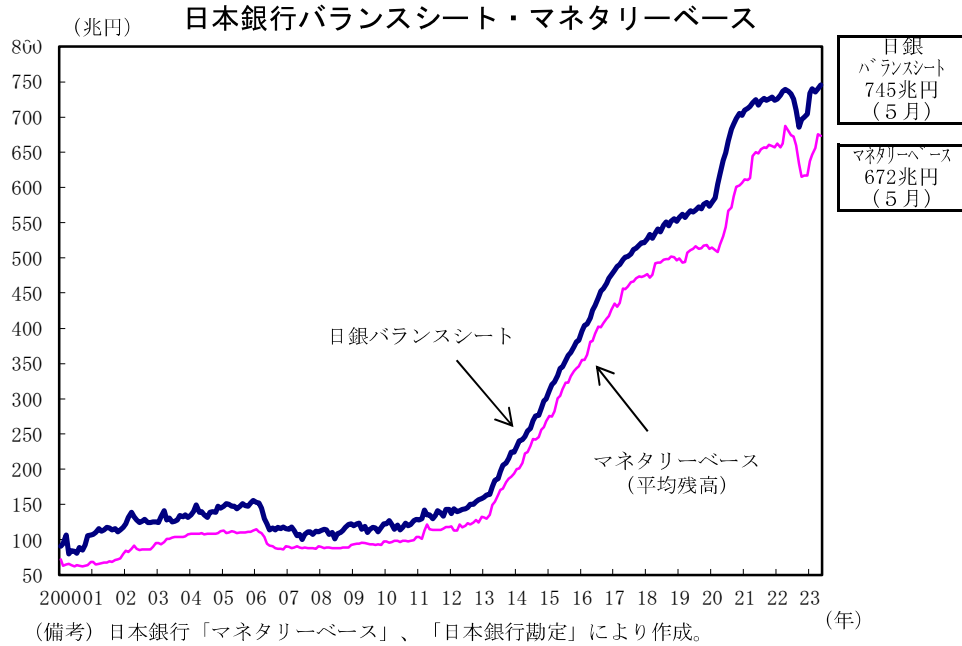


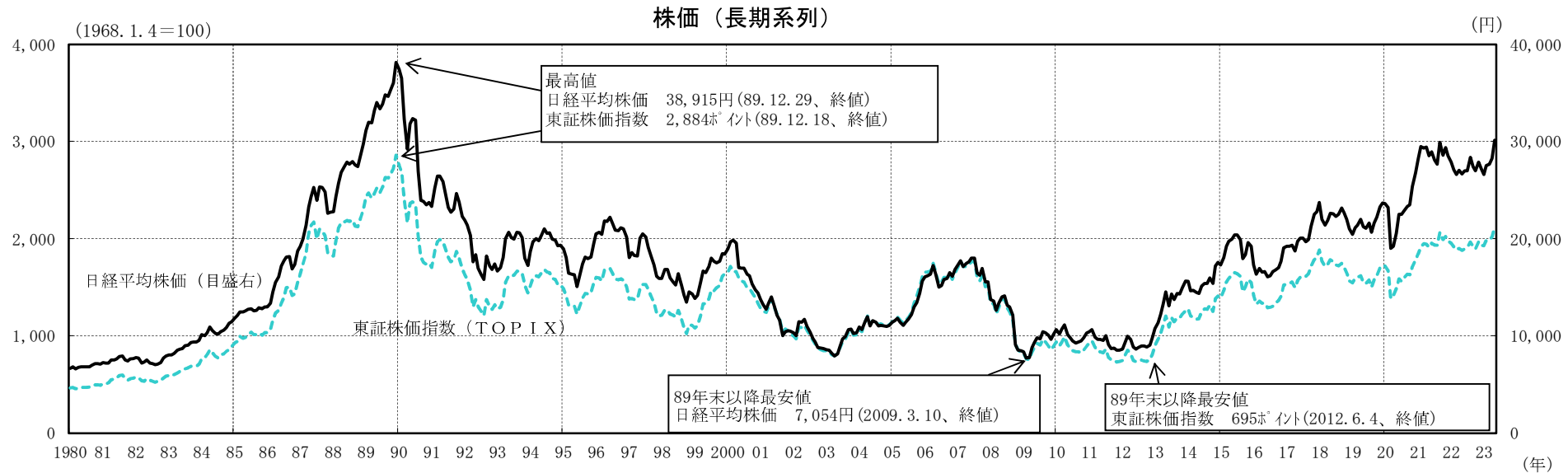
(備考) 日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド



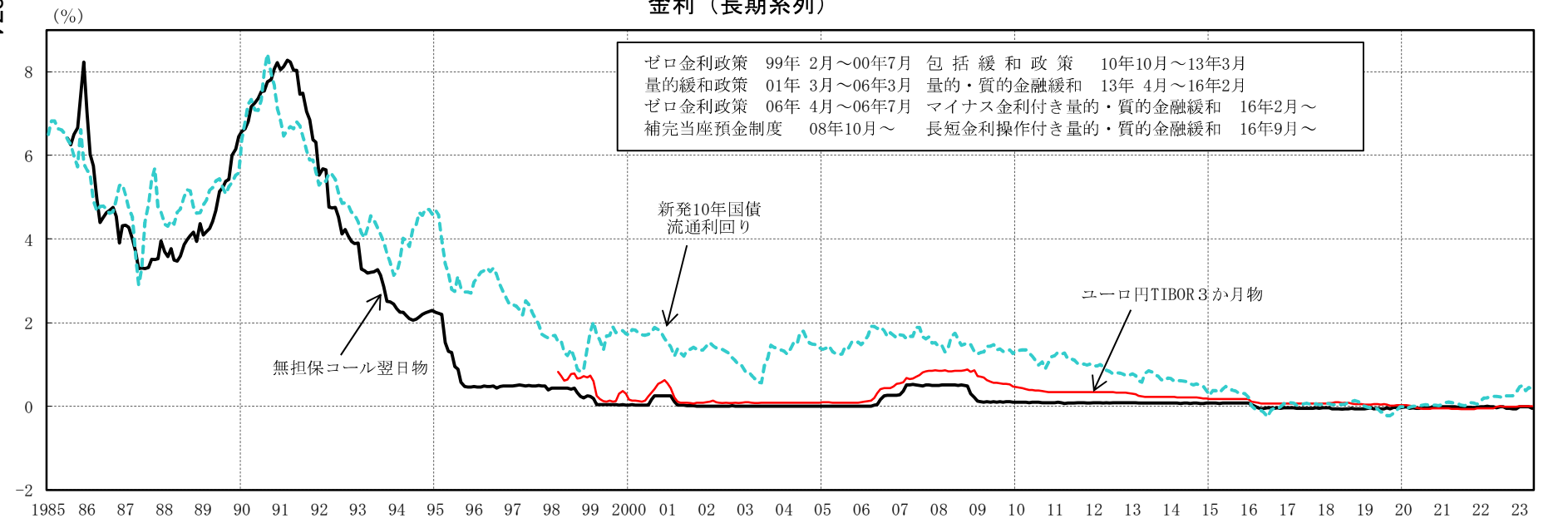
(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R & I) ベース。





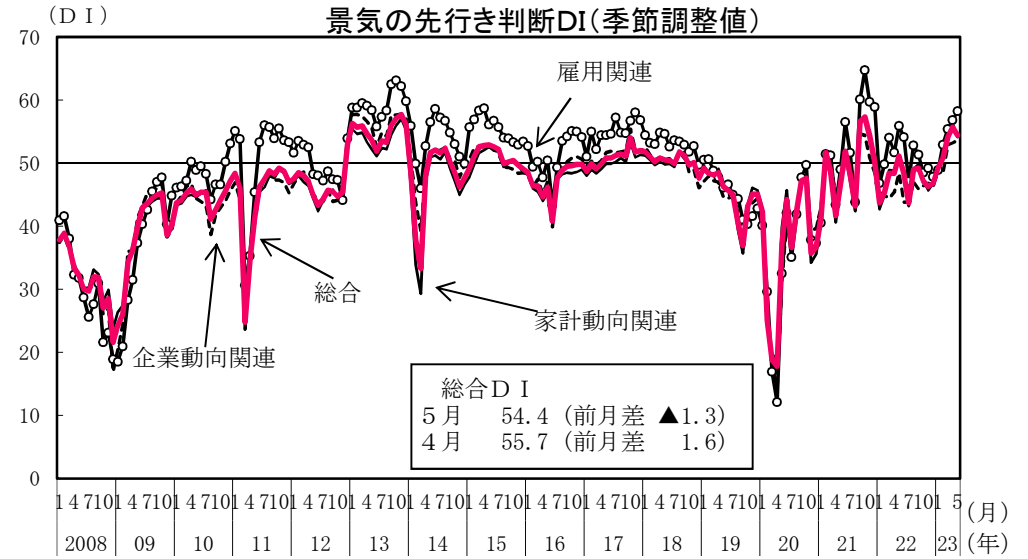
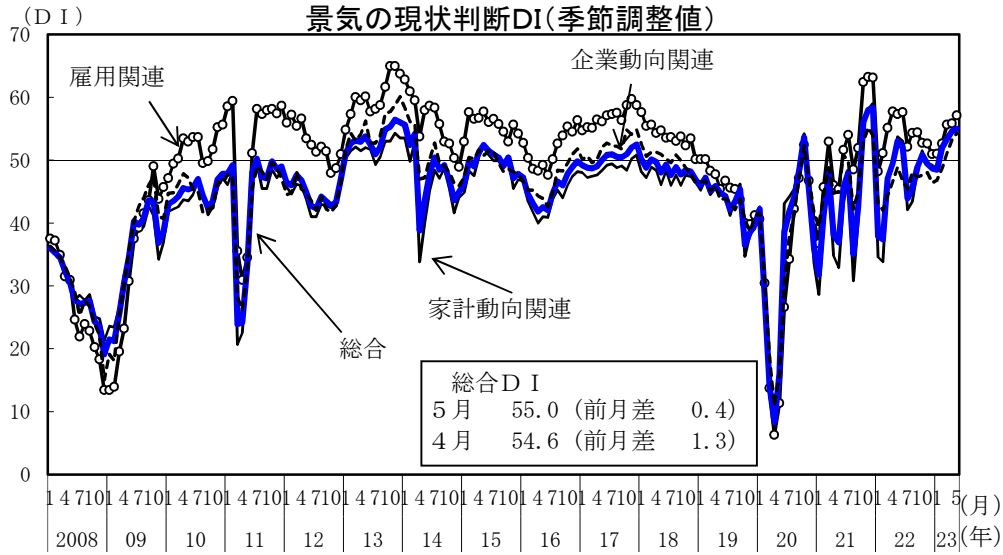
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
 2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもとに算出。

274

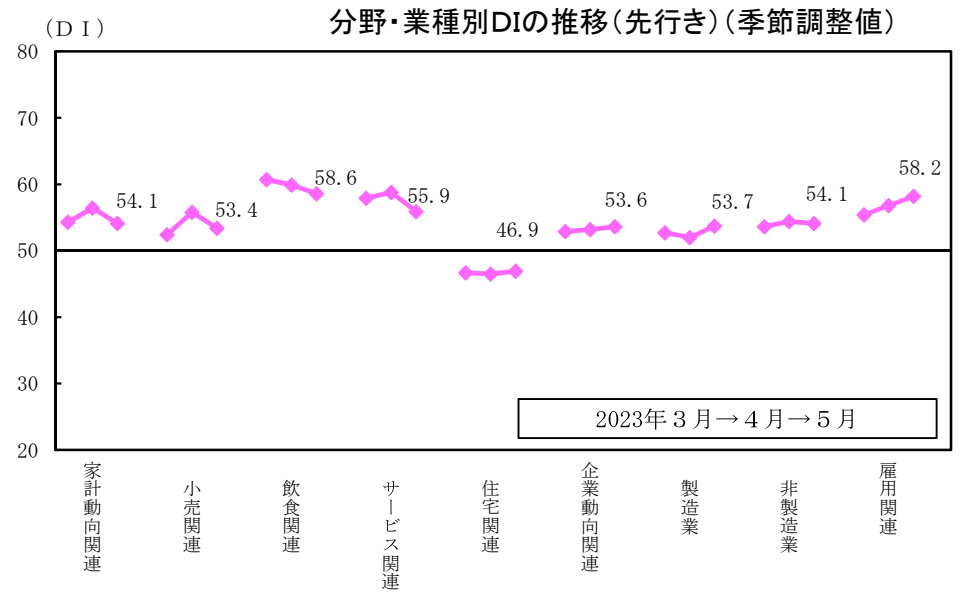
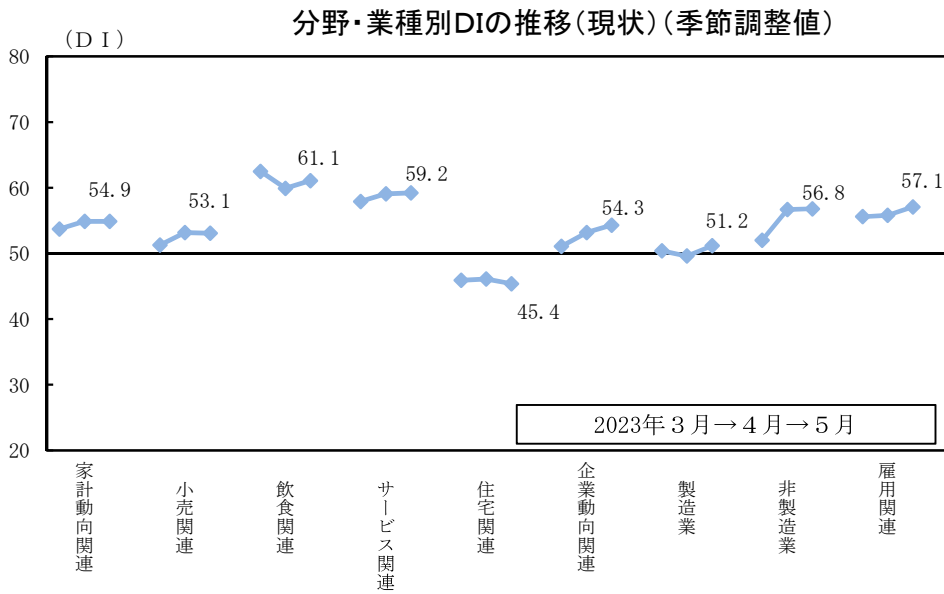


(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
 2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査



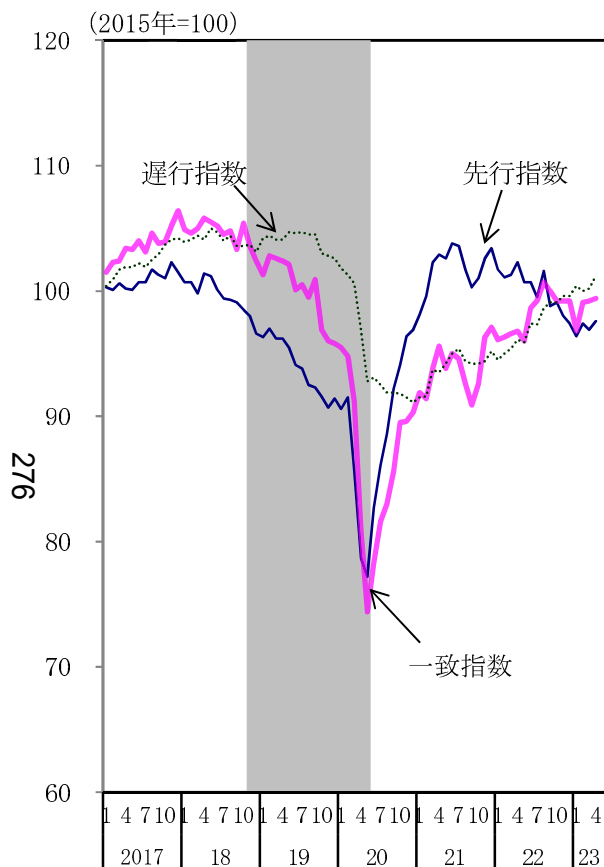
275



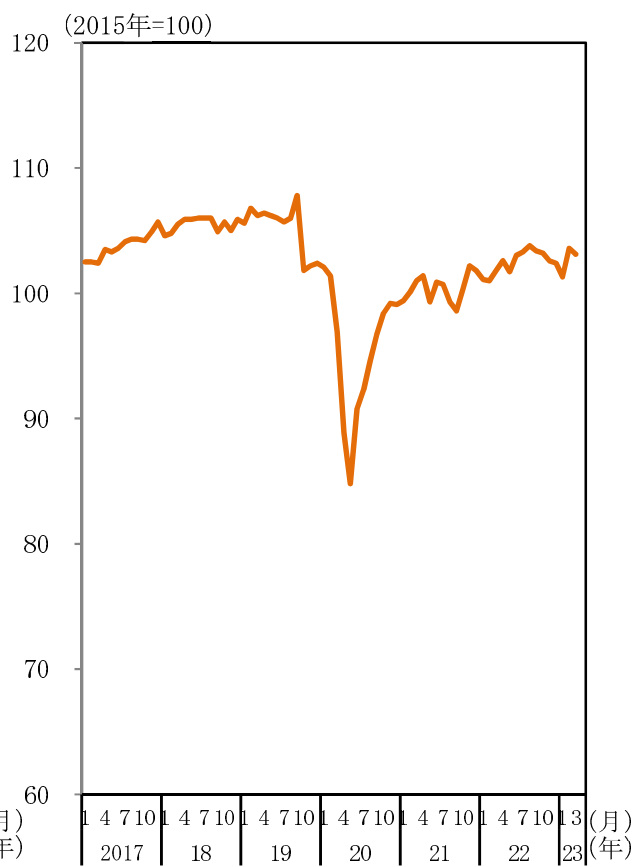
(備考) 現状判断D I、先行き判断D Iは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月先の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数

CIの推移



(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移



- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
 2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 3. グラフのシャド一部分は景気後退期を示す。
 4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気の高谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

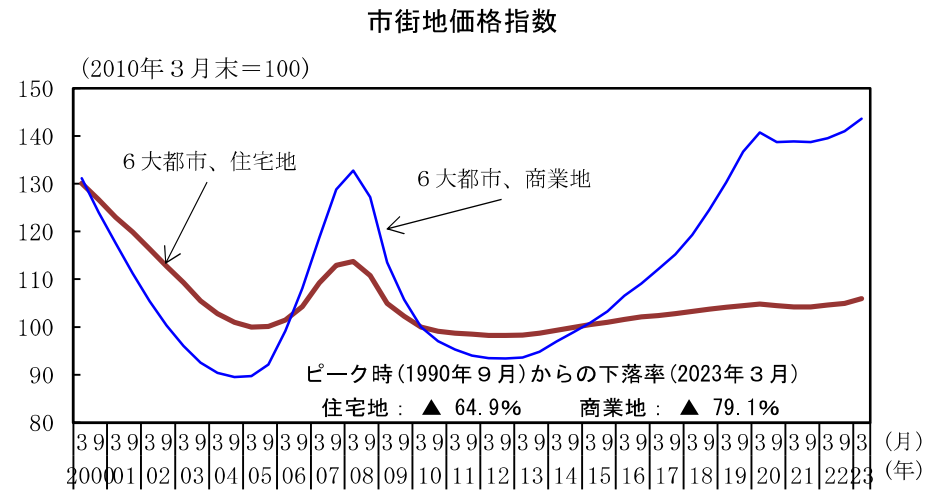
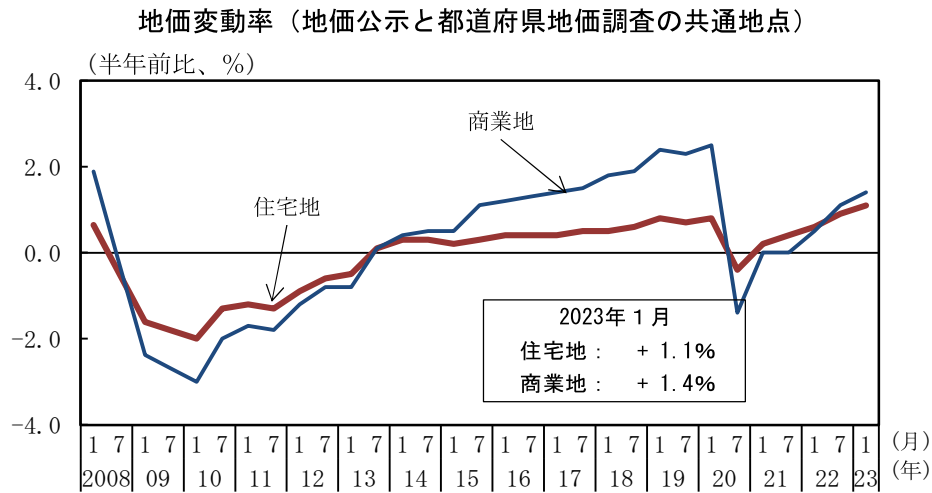
CI一致指数採用系列の寄与度

		23年1月	2月	3月	4月
CI一致指数		96.8	99.1	99.2	99.4
寄与度	生産指数(鉱工業)	-0.44	0.47	0.13	-0.06
	鉱工業用生産財出荷指数	-0.45	0.48	0.00	0.00
	耐久消費財出荷指数	-0.58	0.48	0.34	0.13
	労働投入量指数(調査産業計)	-0.08	0.15	0.06	-0.01
	投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.54	0.21	-0.02	0.11
	商業販売額(小売業、前年比)	0.11	0.21	-0.03	-0.22
	商業販売額(卸売業、前年比)	-0.16	0.08	-0.11	-0.06
	営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.01
	有効求人倍率(除学卒)	-0.10	-0.10	-0.22	0.03
輸出数量指数	-0.24	0.22	-0.07	0.25	

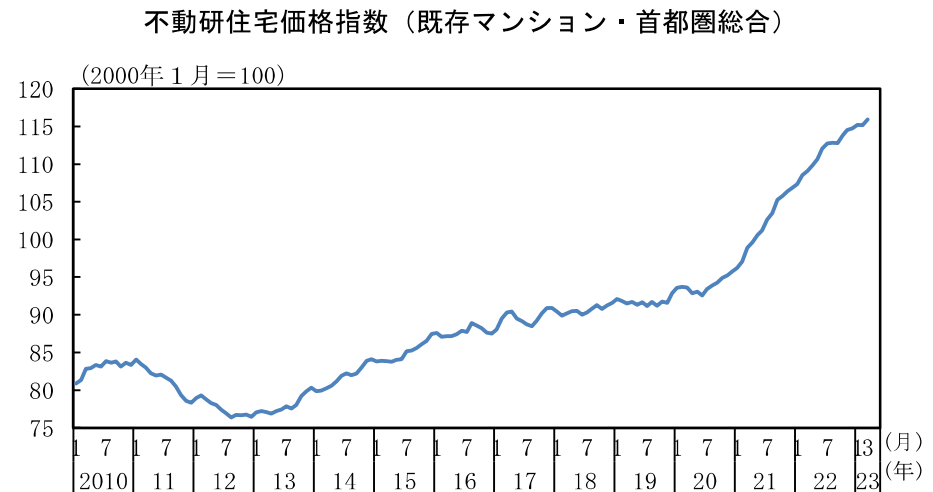
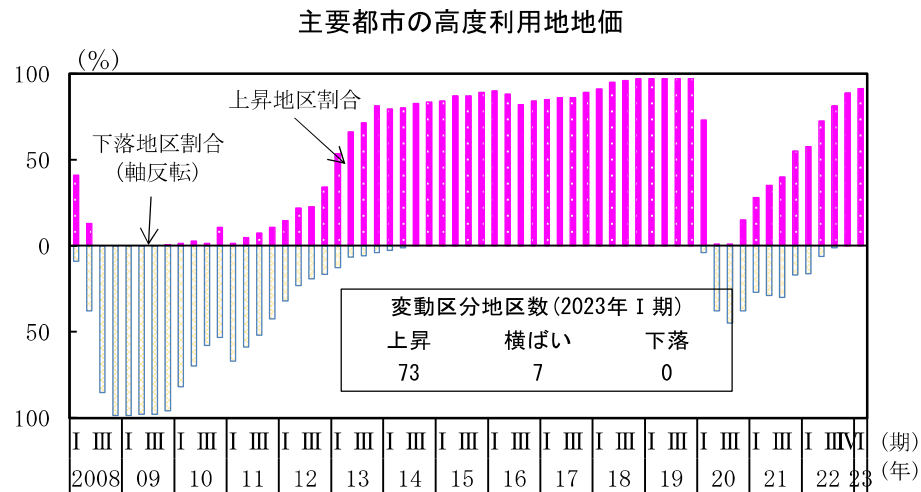
景気基準日付

循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31(神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42(岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57(いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51(バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	18/10	20/5	71	19	90
第2~第16循環の平均				38.5	16.3	54.9

(参考2) 地価・住宅価格の推移

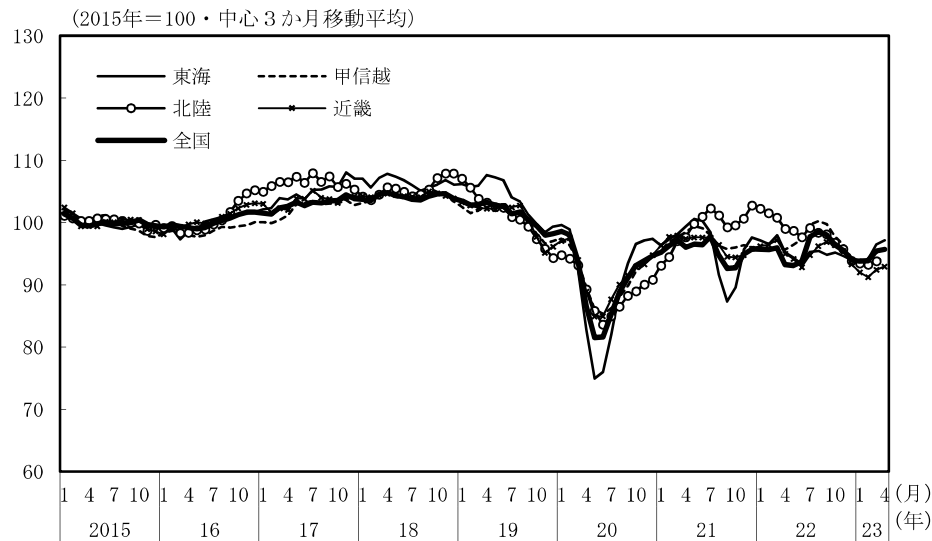
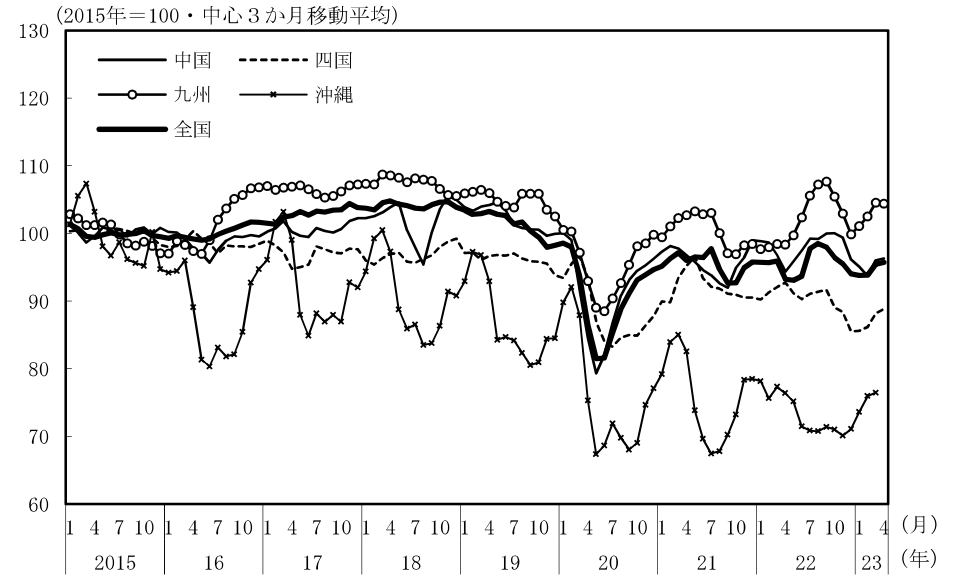
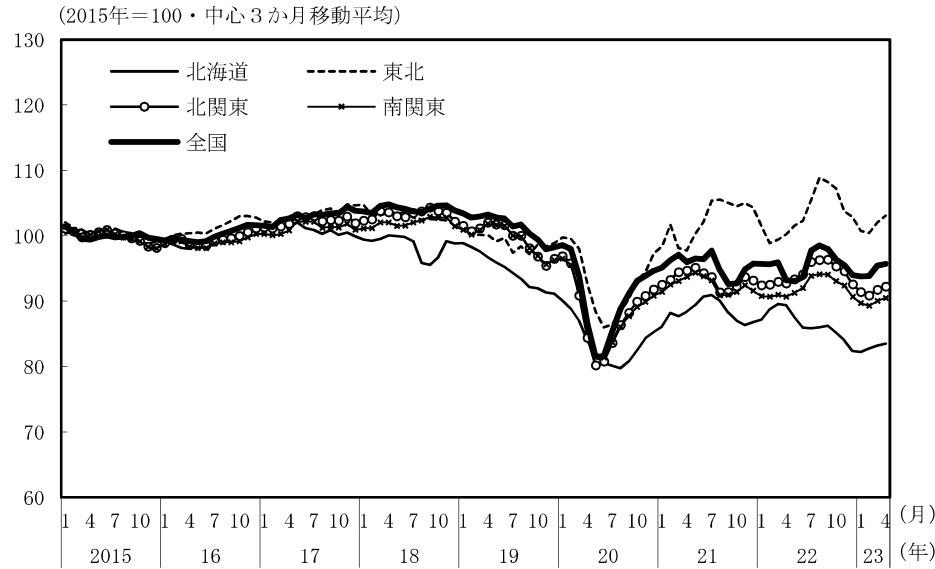


277



- (備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。
2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
3. 6大都市とは、東京都区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。
4. 四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

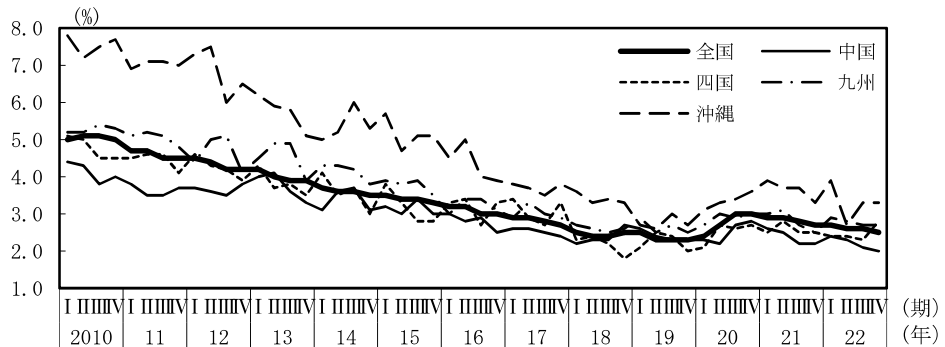
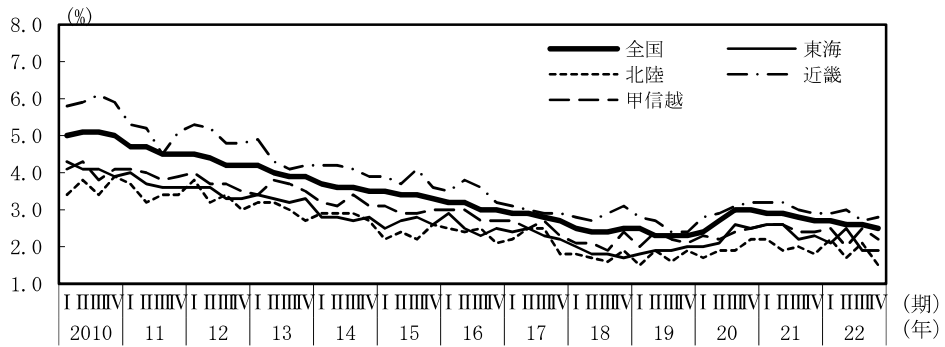
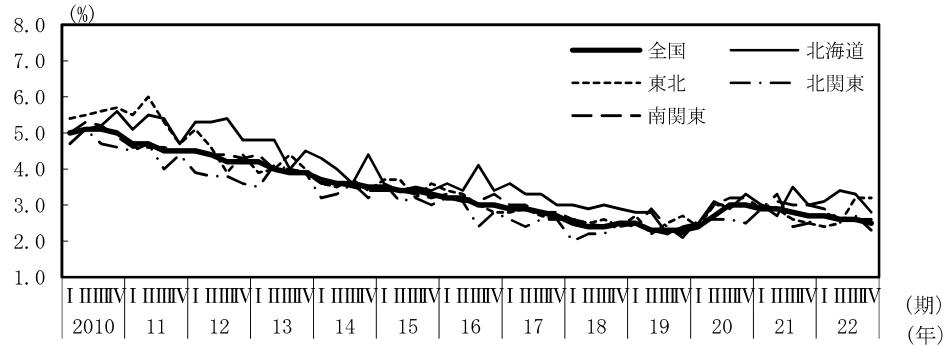


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3. 基準年は平成27年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 北陸、沖縄は、3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名	都道府県名	
北海道	北海道	
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野	
東海	静岡、岐阜、愛知、三重	
北陸	富山、石川、福井	
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国	徳島、香川、愛媛、高知	
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄	沖縄	

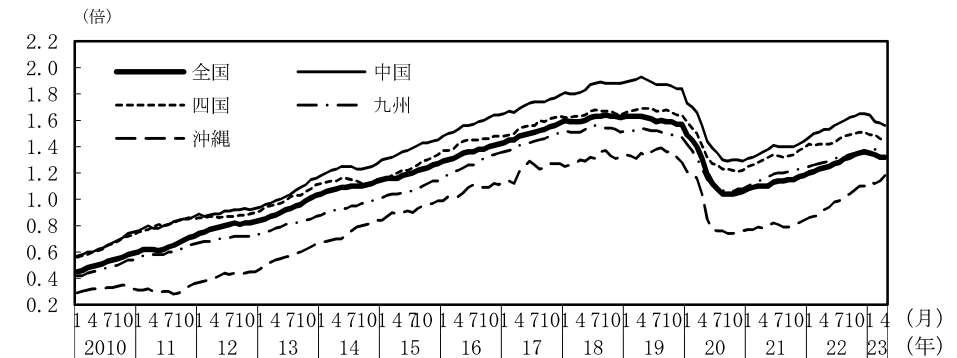
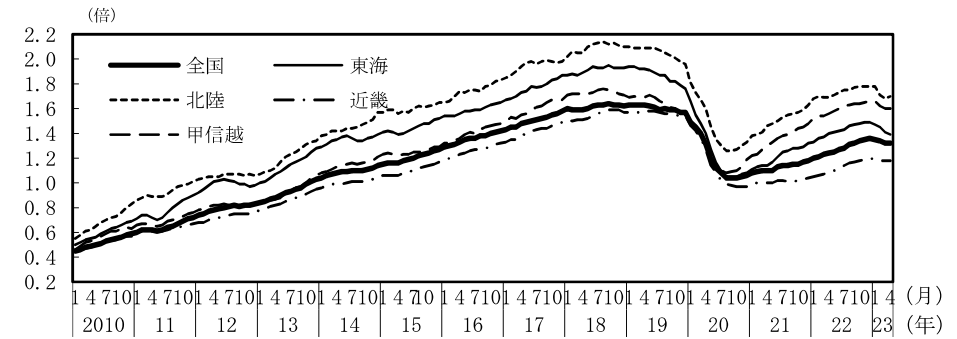
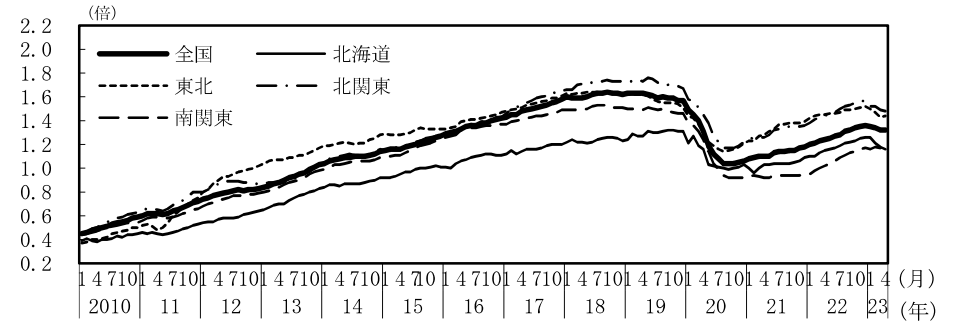
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人人数、新規求人人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

		5月月例	6月月例
世界経済		世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は <u>持ち直している</u> 。	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は <u>緩やかに回復している</u> 。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は <u>持ち直しに足踏みがみられる</u> 。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、 <u>緩やかな持ち直しが続くことが期待される</u> 。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	ユーロ圏では、景気は <u>足踏み状態にある</u> 。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、 <u>足踏み状態が続くことが見込まれる</u> 。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
	英国	英国では、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	英国では、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

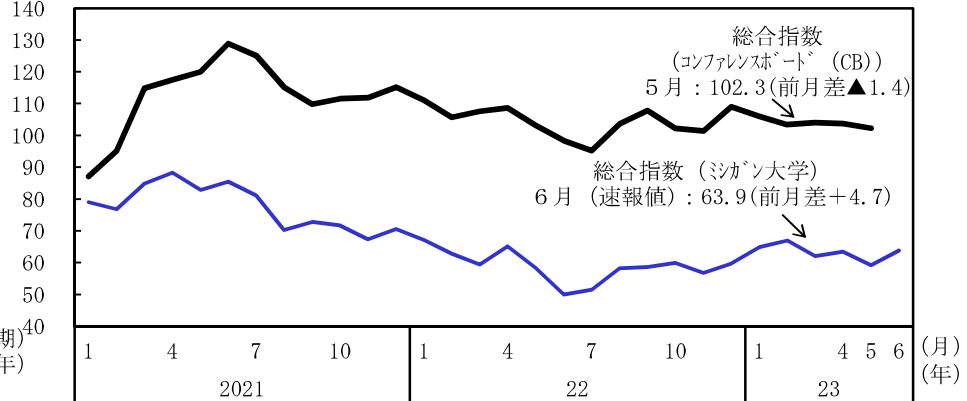
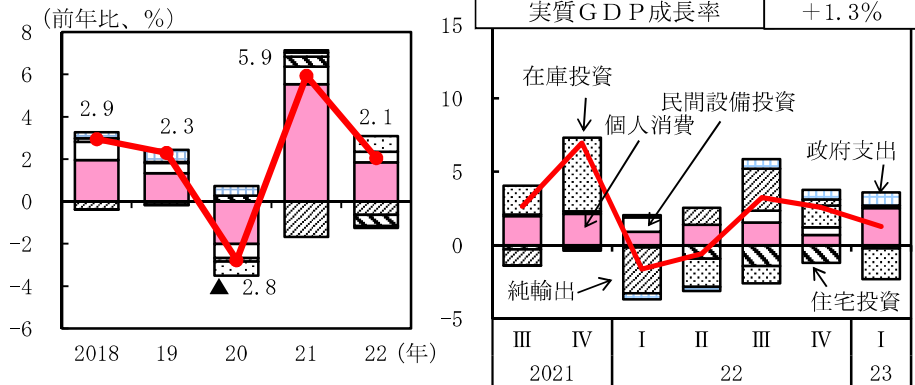
(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. アメリカ

○アメリカでは、景気は緩やかに回復している。

①実質GDP成長率（第2次推計値）
2023年1-3月期は前期比年率+1.3%成長

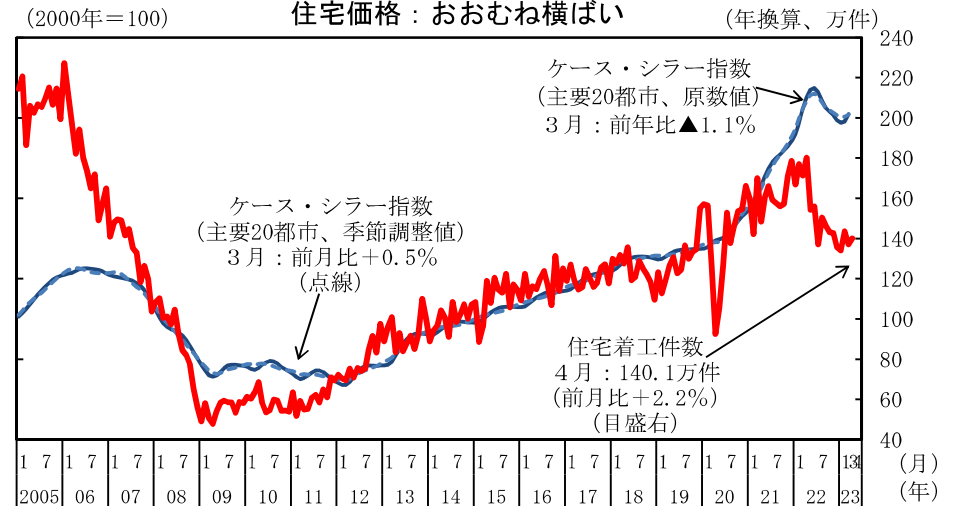
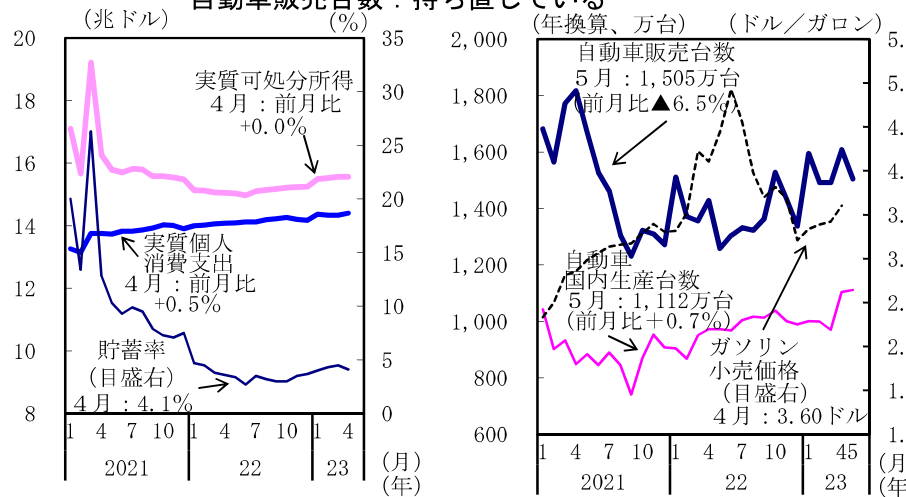
消費者信頼感指数



(備考) 2023年1-3月期の寄与度(%)は以下のとおり。個人消費: +2.5、民間設備投資: +0.2、住宅投資: ▲0.2、在庫投資: ▲2.1、政府支出: +0.9、純輸出: +0.0。

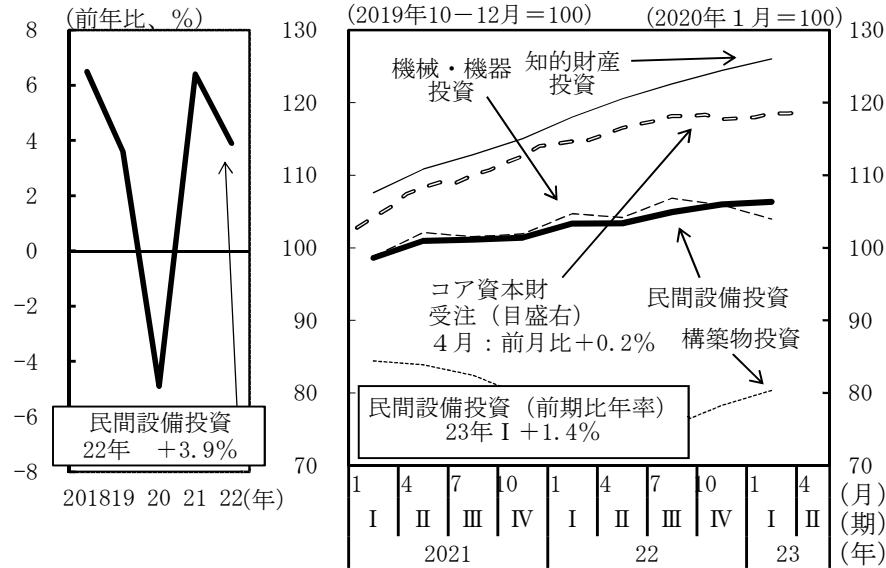
②消費 : 緩やかに増加している
自動車販売台数: 持ち直している

③住宅着工: おおむね横ばい
住宅価格: おおむね横ばい



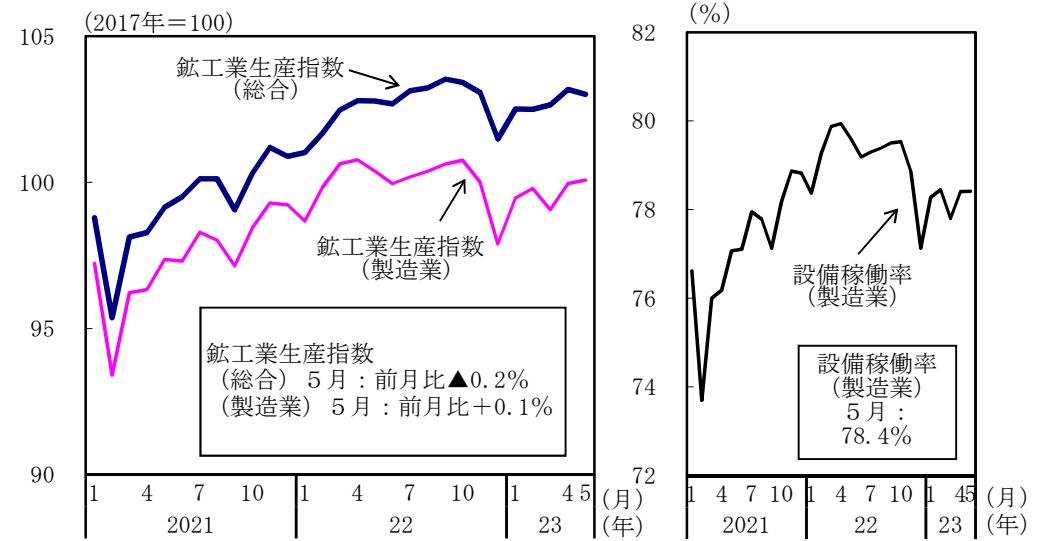
(備考) 月次の値は年率換算。

④設備投資は緩やかに持ち直し

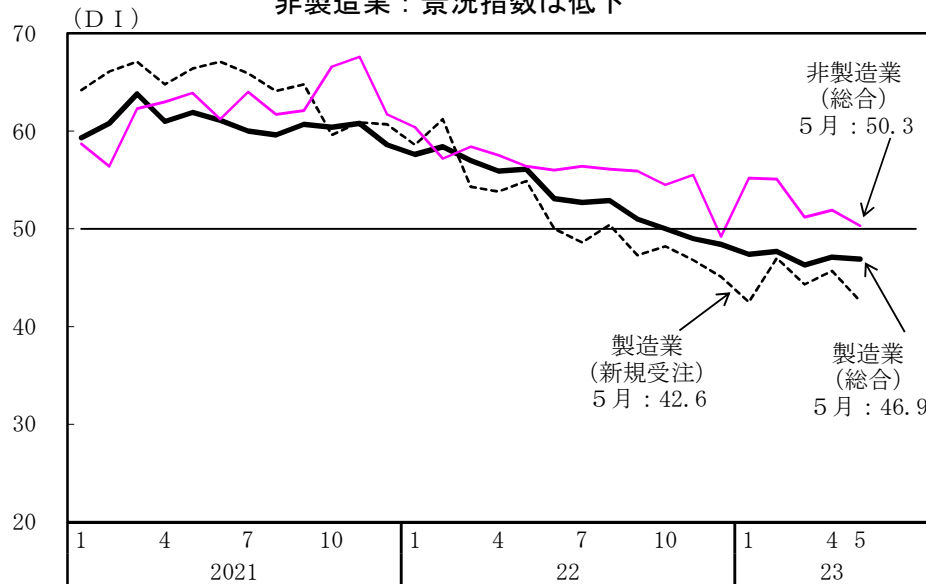


(備考) コア資本財受注は3か月移動平均値。

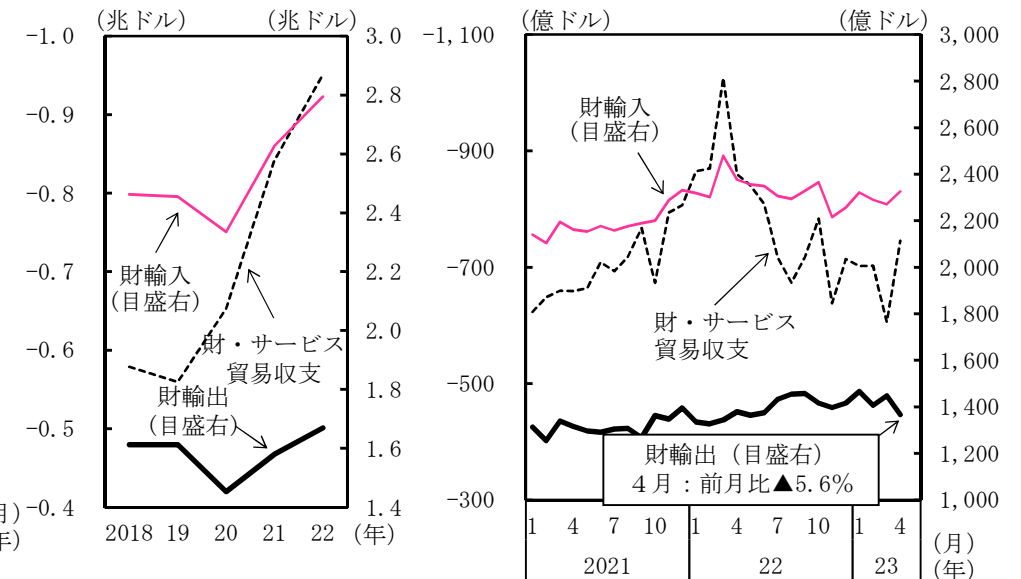
⑤生産はおおむね横ばい



製造業：景況指数は低下
非製造業：景況指数は低下

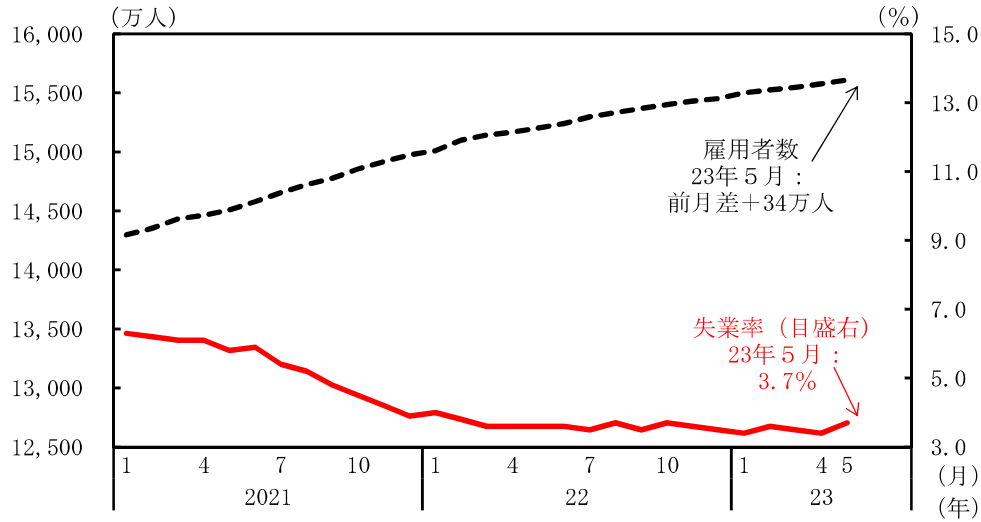


⑥財輸出はおおむね横ばい



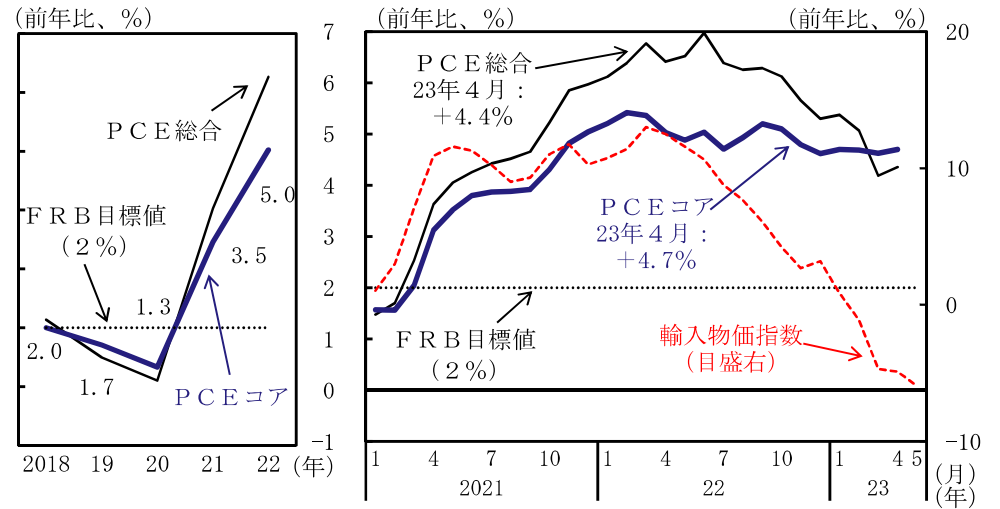
(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい



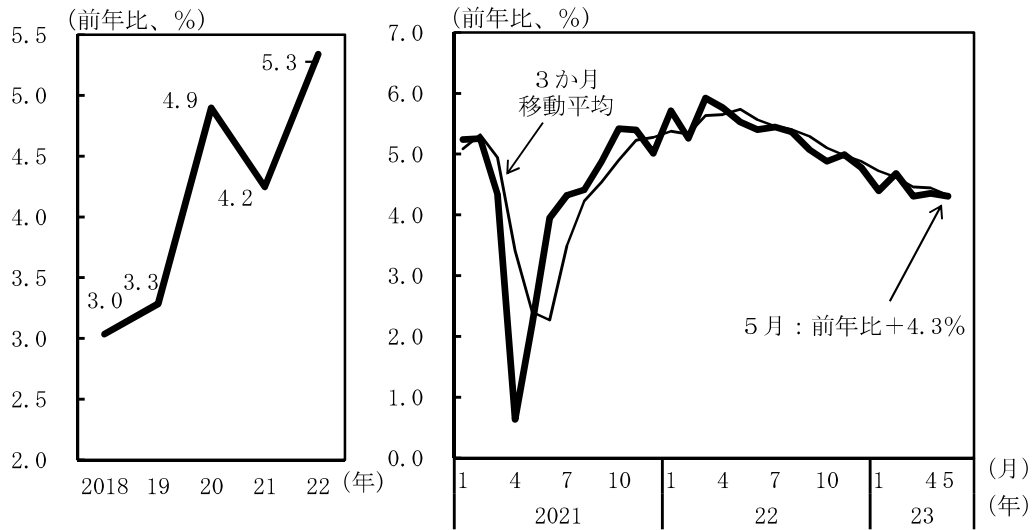
(備考) 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率はおおむね横ばい



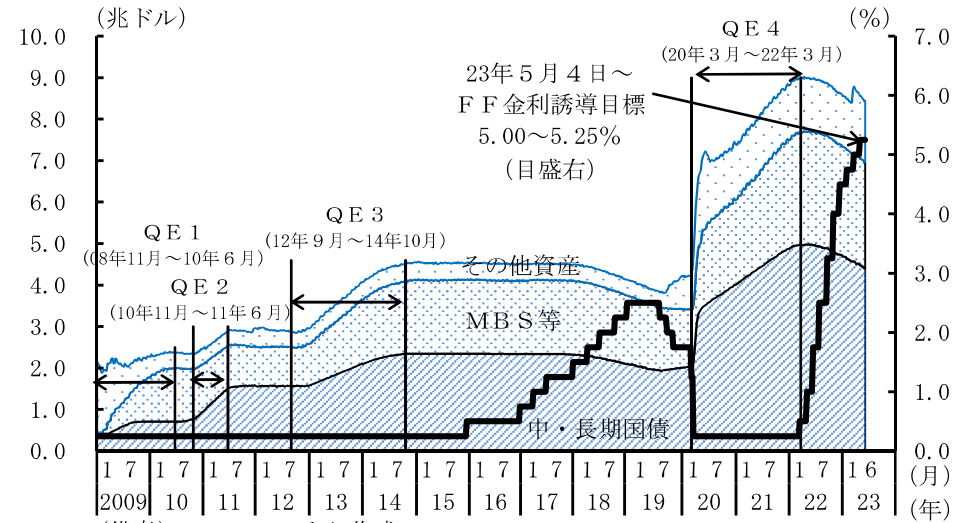
(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい



(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策



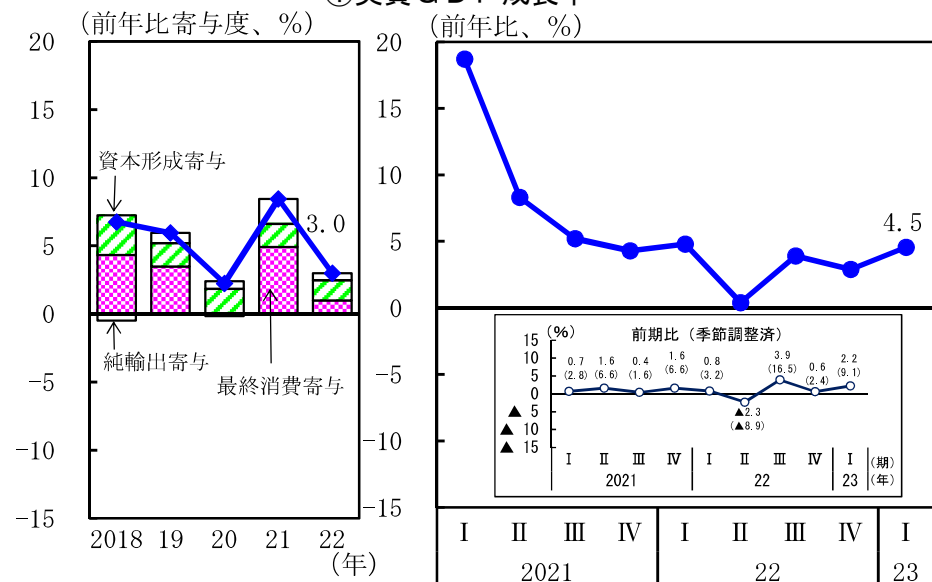
(備考) 1. FRBより作成。
2. FF金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

中国：

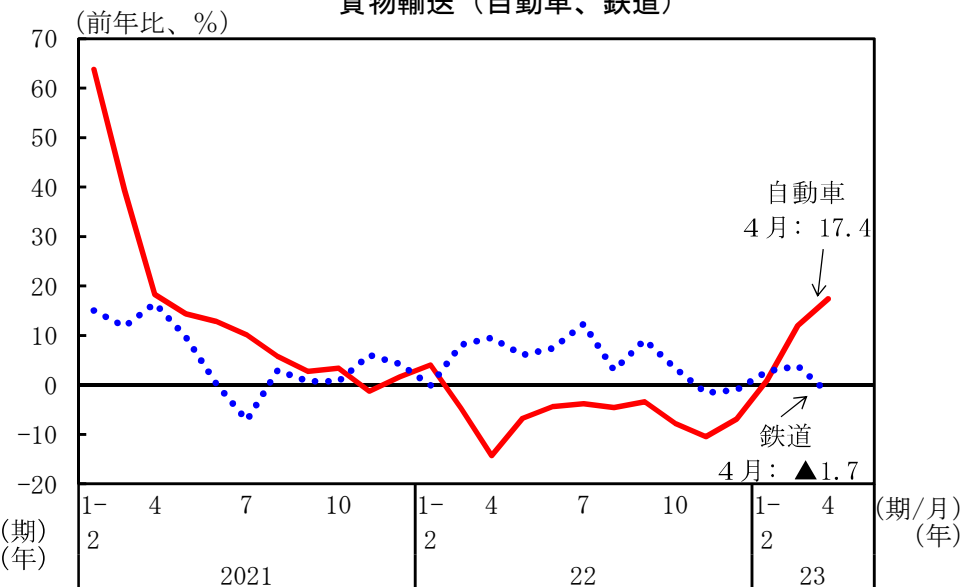
○中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。

①実質GDP成長率



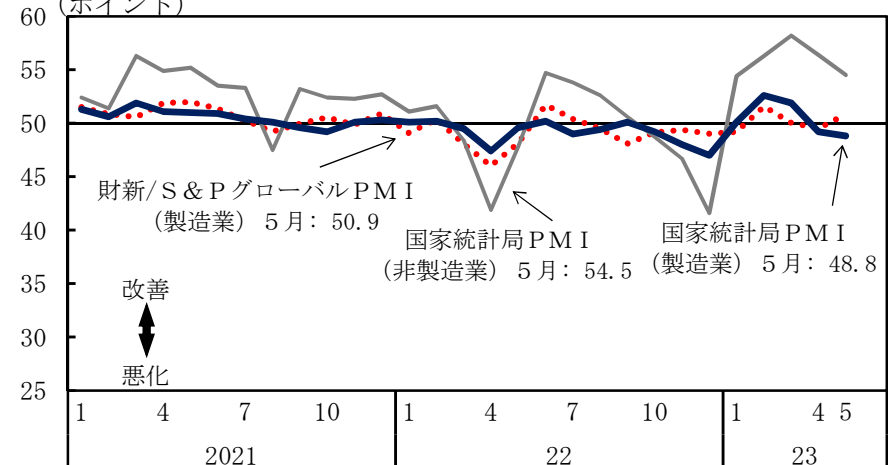
(備考) 前期比のグラフの () 内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送 (自動車、鉄道)



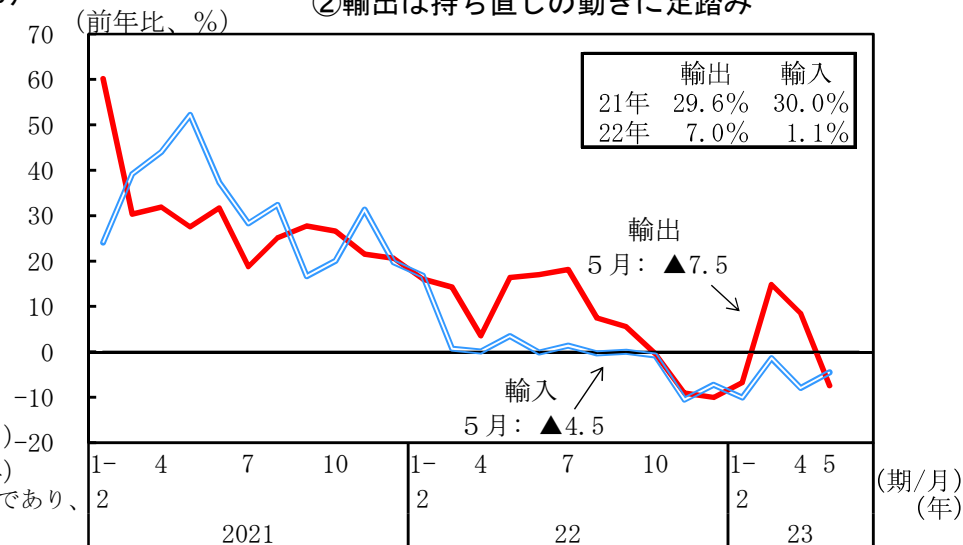
(備考) 輸送量ベースの前年比。

②輸出は持ち直しの動きに足踏み



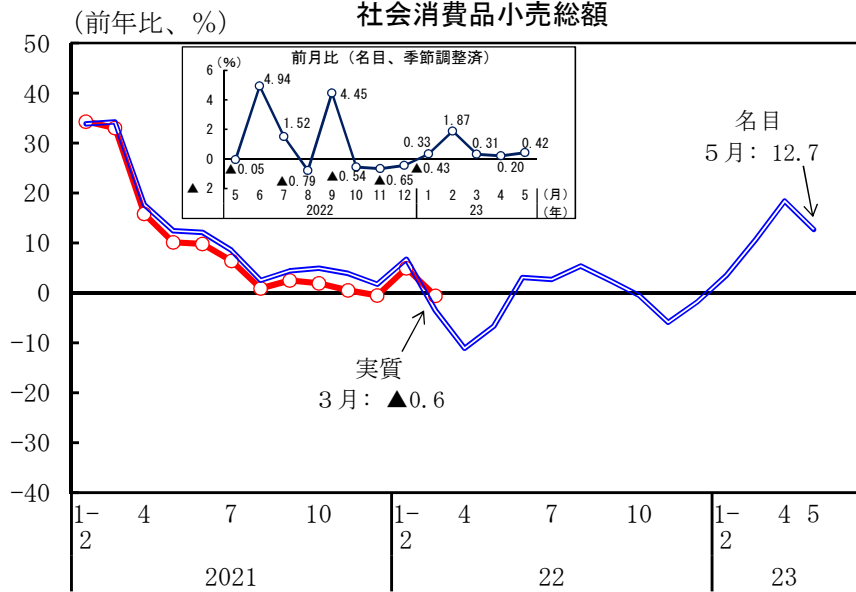
- (備考) 1. 国家統計局、財新/S&Pグローバルより作成。財新は中国の経済メディアであり、S&Pグローバル社との共同調査により、独自にPMIを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社(製造業)、4,000社(非製造業)、財新/S&Pグローバルが500社以上。

②輸出は持ち直しの動きに足踏み



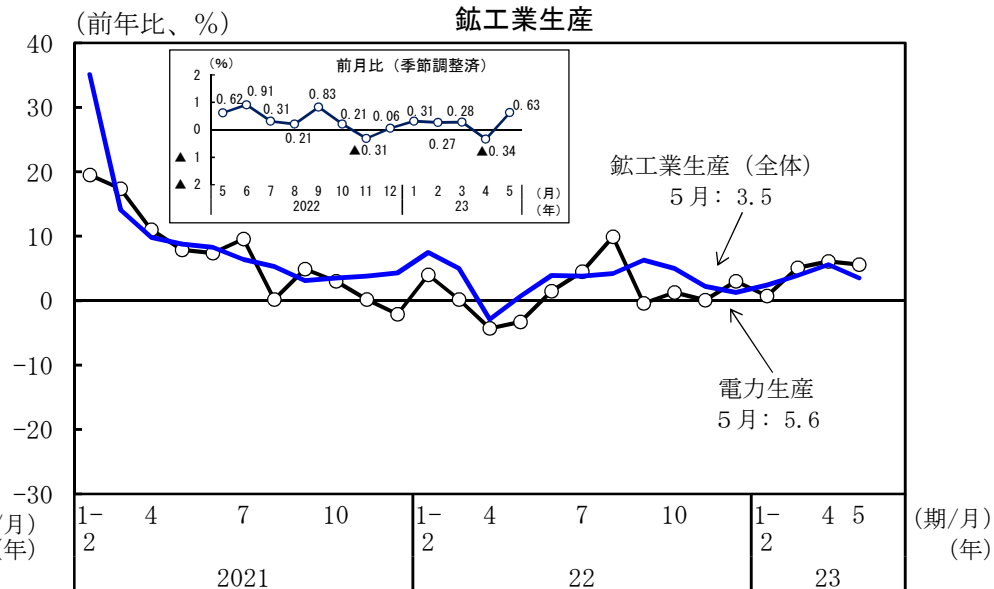
- (備考) 1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節(旧正月)休暇は、19年2月4~10日、20年1月24~2月2日、21年2月11~17日、22年1月31日~2月6日、23年1月21日~27日。

③消費は持ち直している
社会消費品小売総額

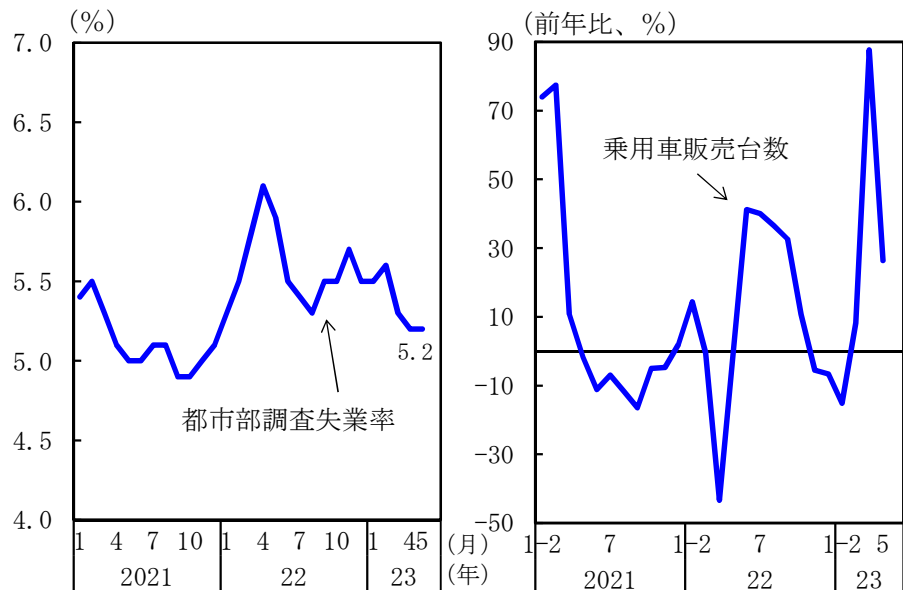


(備考) 22年4月以降の実質値は未公表。

④生産は持ち直しの動き
鉱工業生産

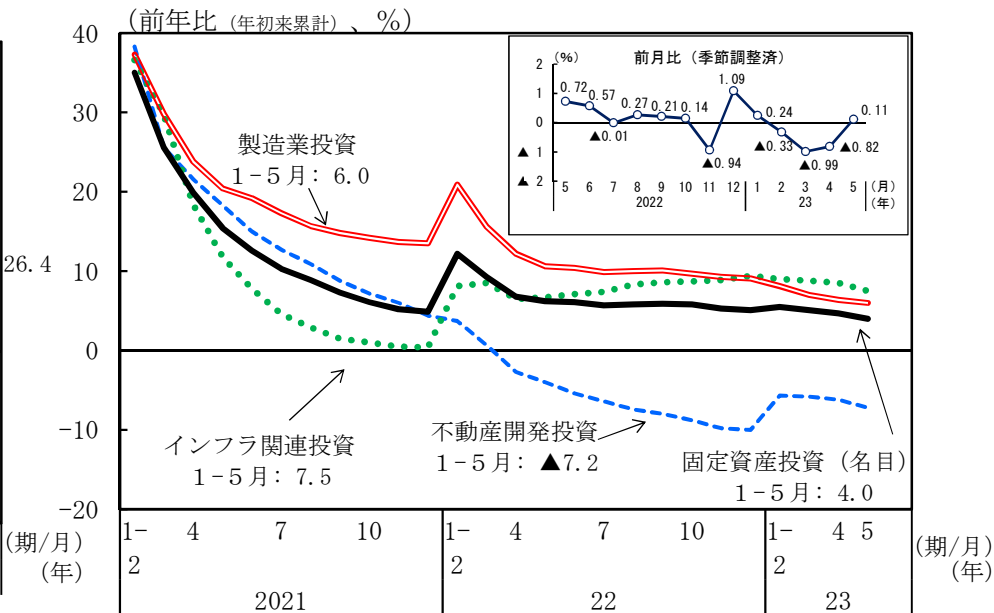


都市部調査失業率はおおむね横ばい
乗用車販売台数は持ち直しの動き

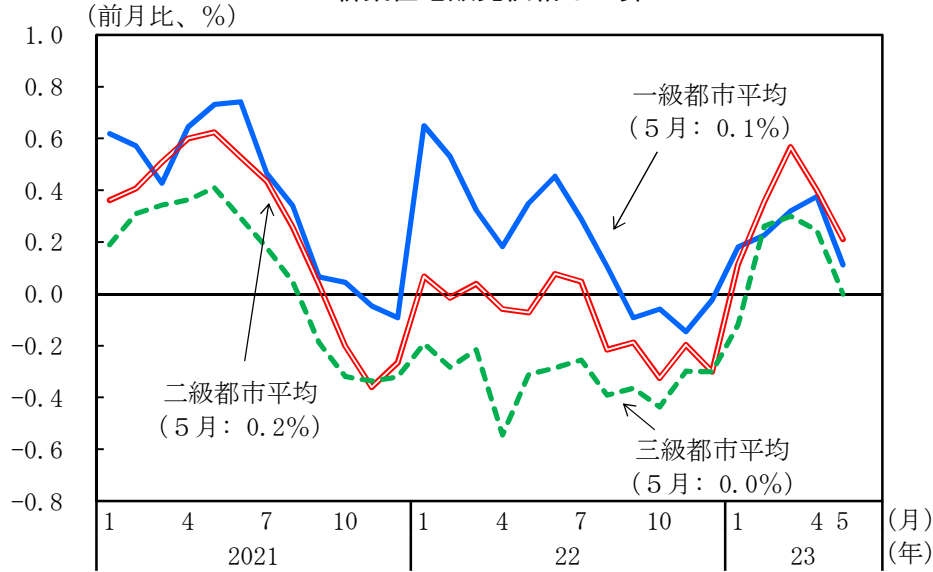


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、20年6.0%減、21年6.5%増、22年9.5%増。

⑤固定資産投資はこのところ伸びが低下

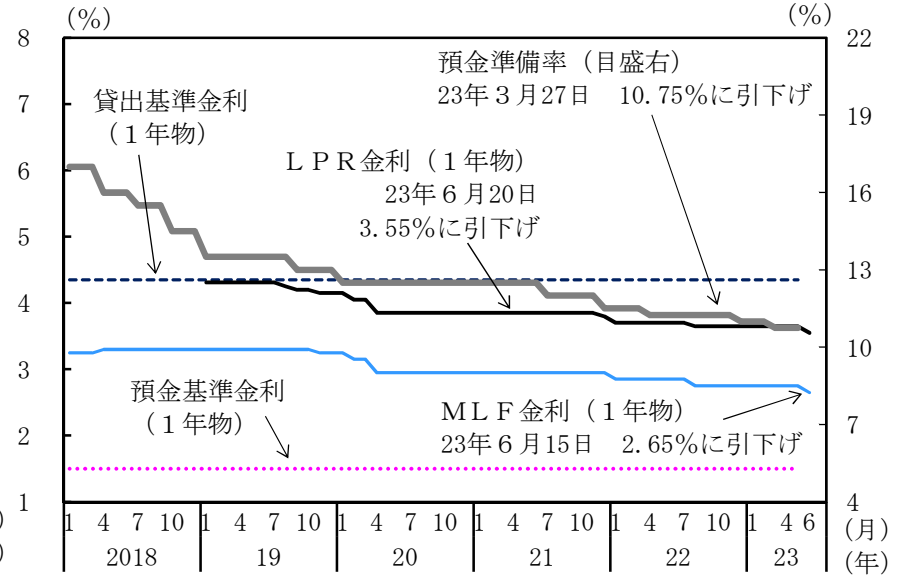


新築住宅販売価格は上昇



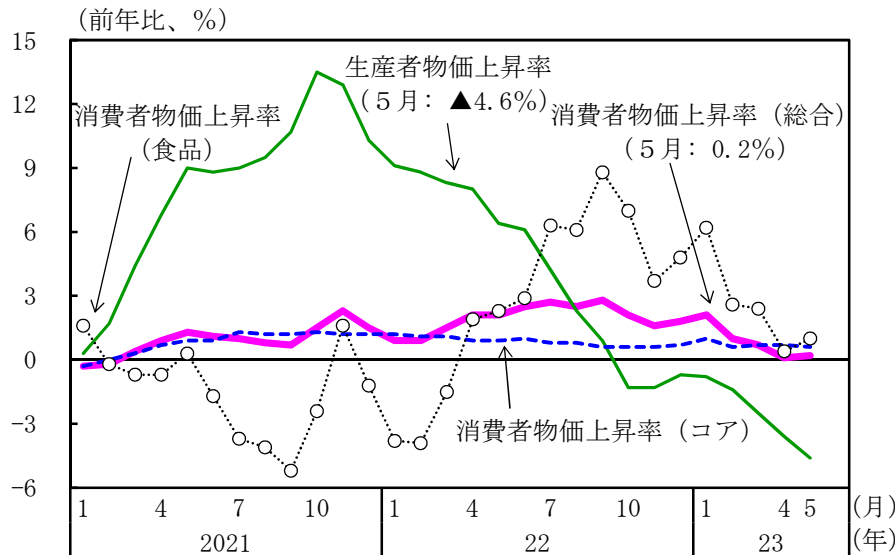
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
 2. MLFとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
 3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価上昇率はおおむね横ばい



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

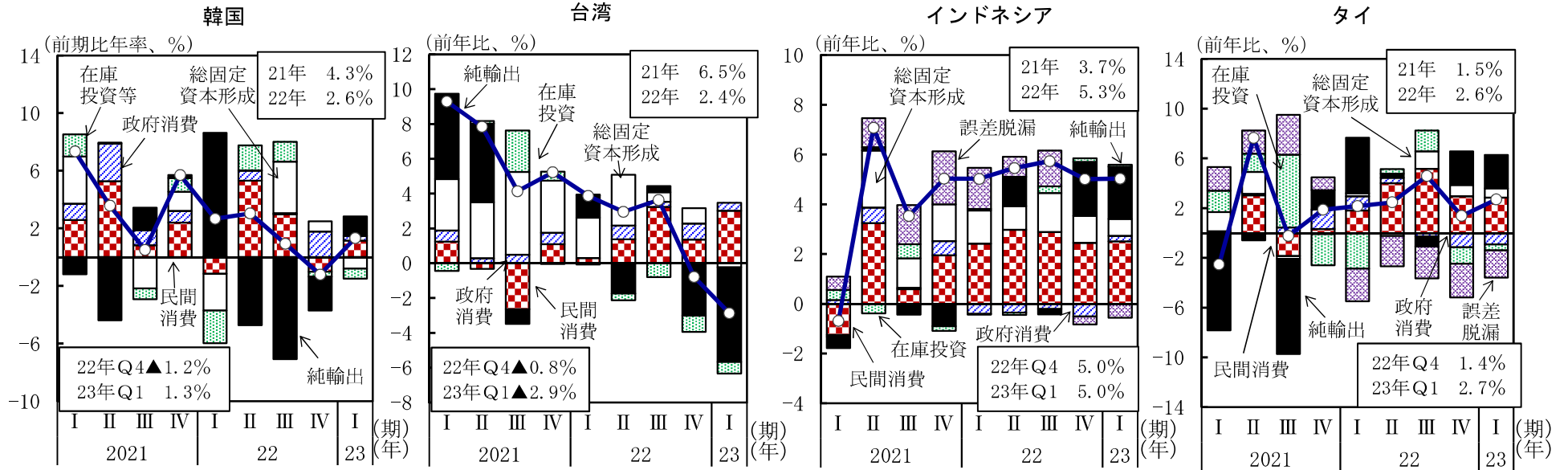
人民元名目為替レート



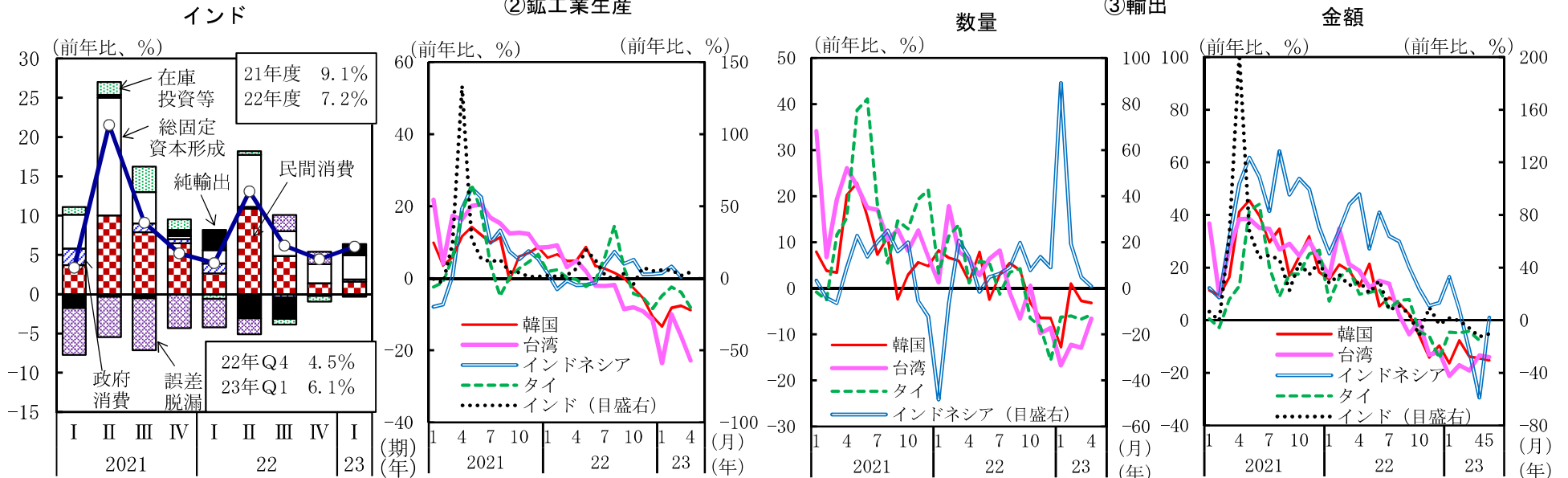
その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。
 インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。
 タイでは、景気はこのところ持ち直している。
 インドでは、景気は緩やかに回復している。

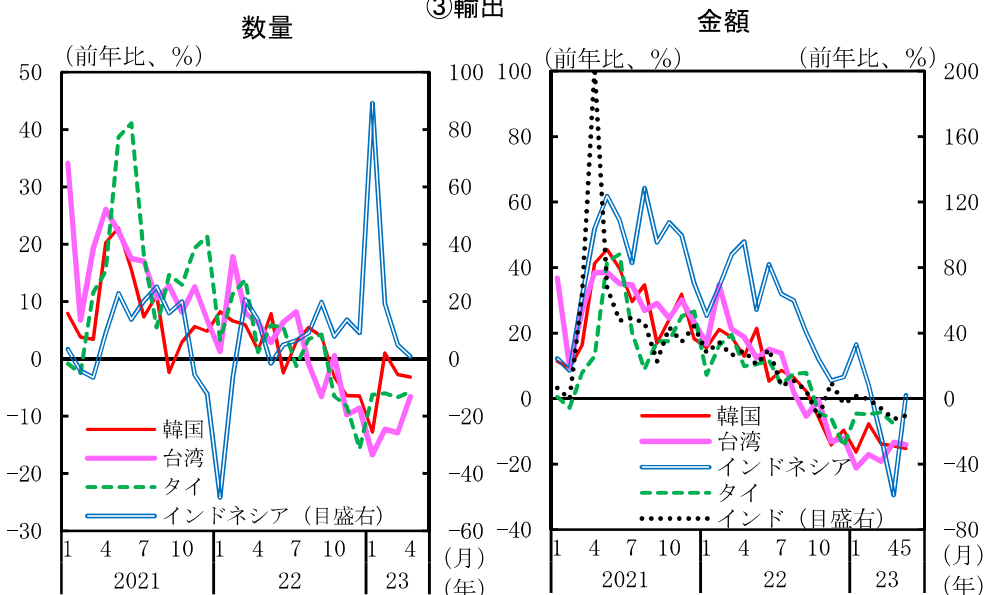
①実質GDP成長率



②鉱工業生産



③輸出



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

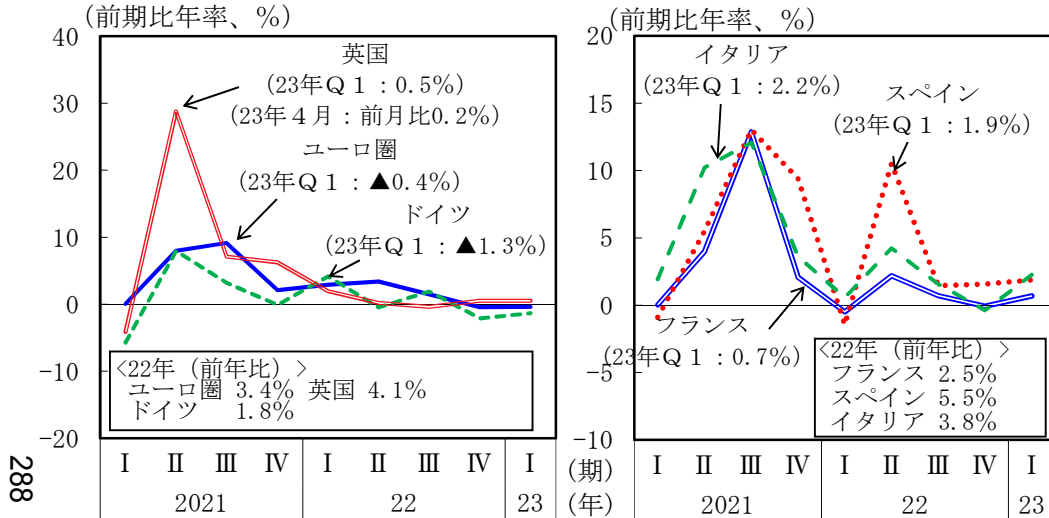
(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

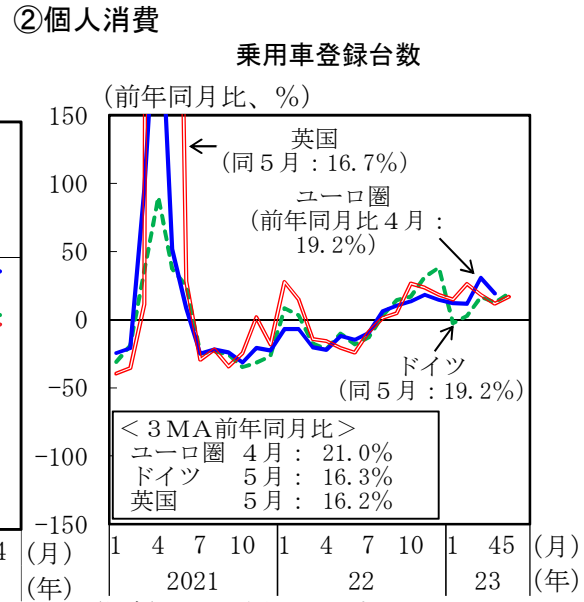
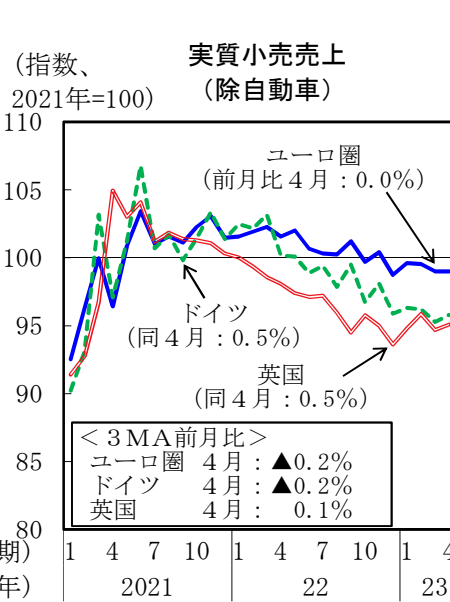
3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。
 ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。
 英国では、景気は足踏み状態にある。

①GDP ユーロ圏：23年1-3月期は前期比年率▲0.4%成長
 英 国：23年1-3月期は前期比年率0.5%成長

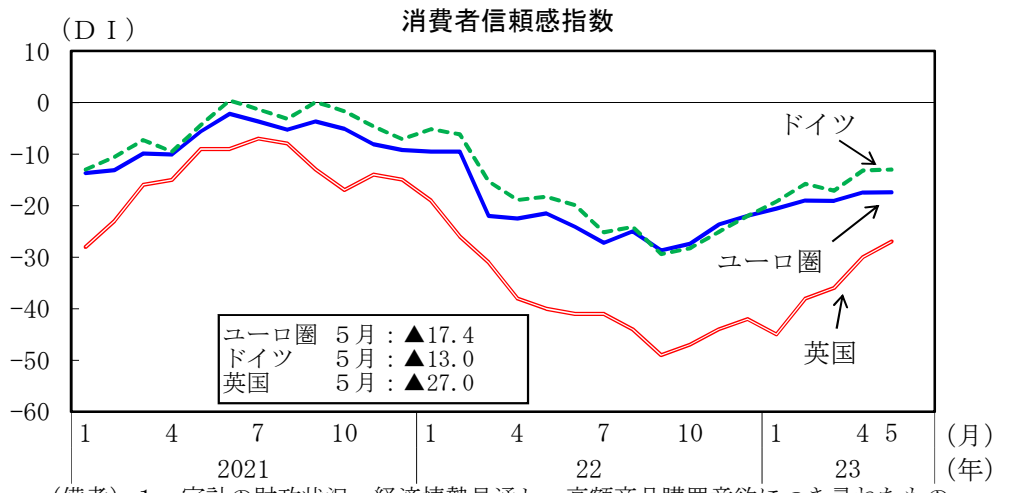
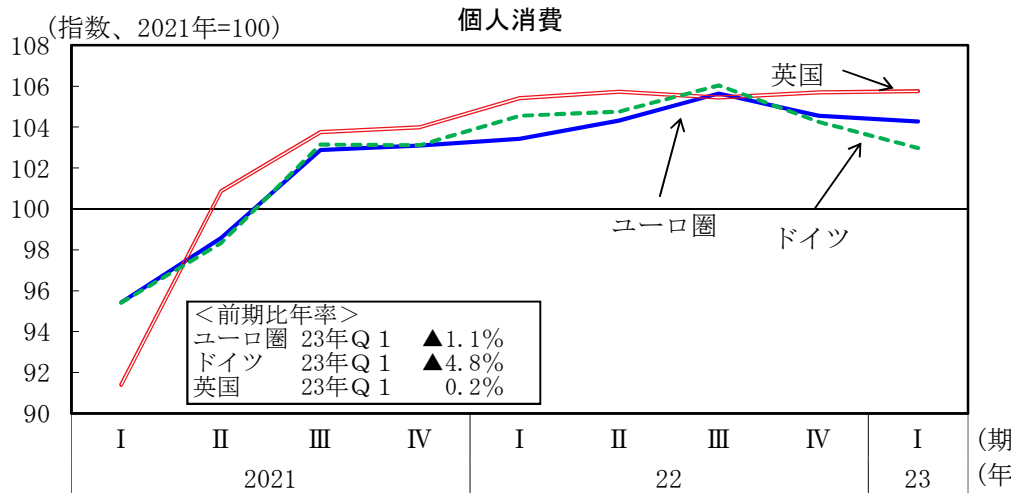


288



(備考) ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

②個人消費 ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている
 英 国：弱含んでいる



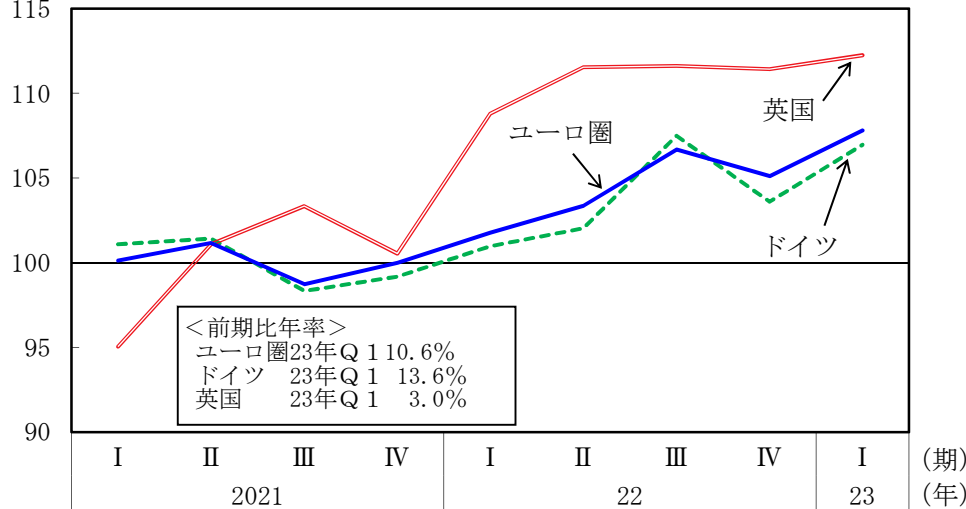
(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
 2. 英国は原数値。

③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
 英国：設備投資はこのところ持ち直している

⑤生産 ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
 英国：生産はおおむね横ばい

(指数、2021年=100)

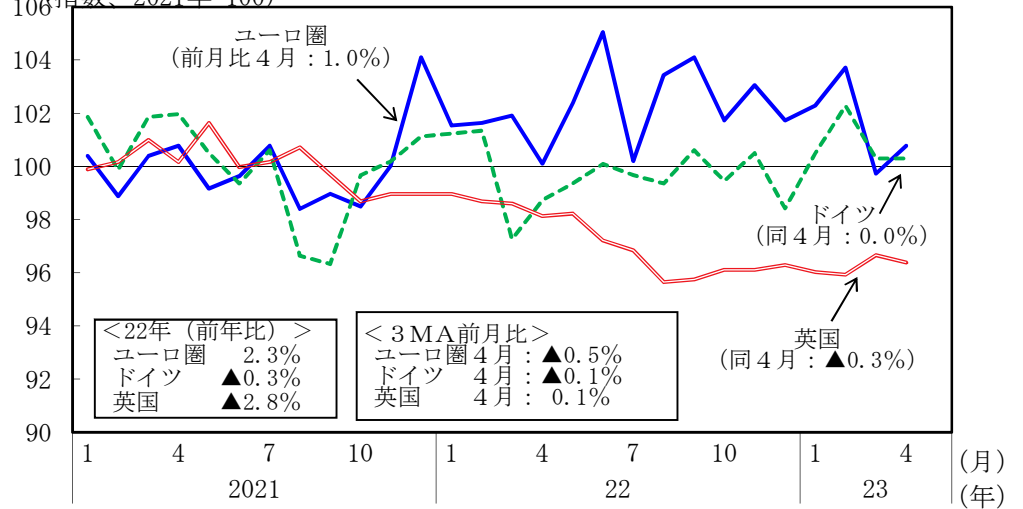
設備投資



(備考) 1. ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
 2. 英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

(指数、2021年=100)

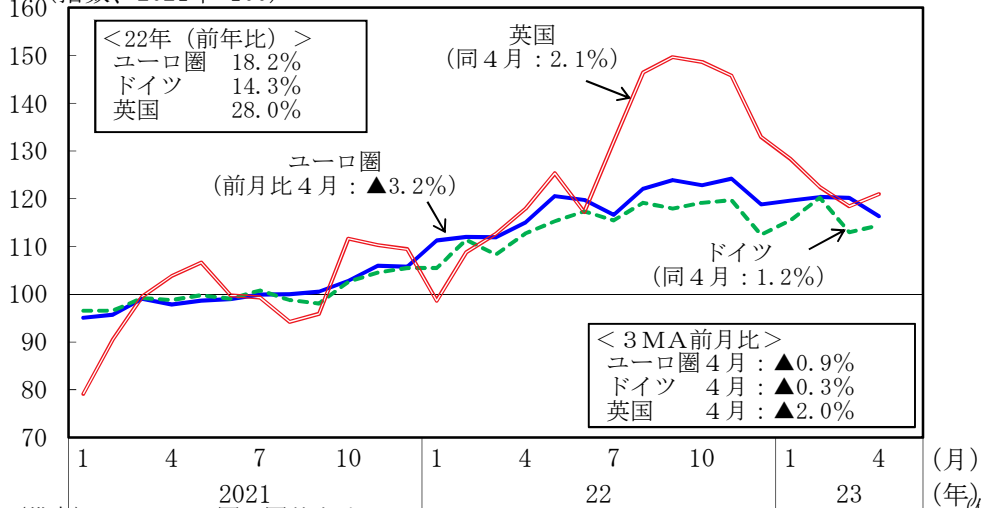
鉱工業生産



④輸出 ユーロ圏：輸出は持ち直しに足踏み
 英国：輸出はおおむね横ばい

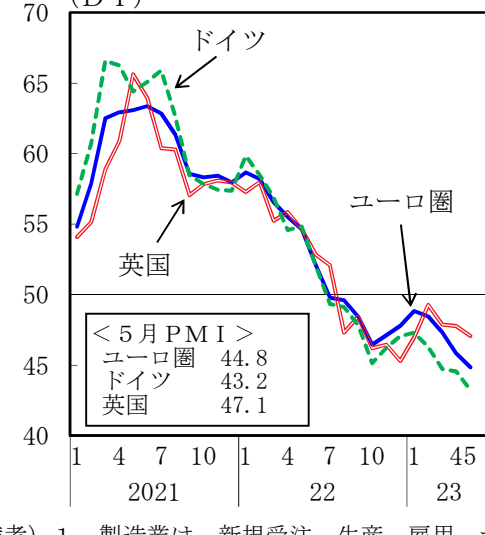
(指数、2021年=100)

輸出額

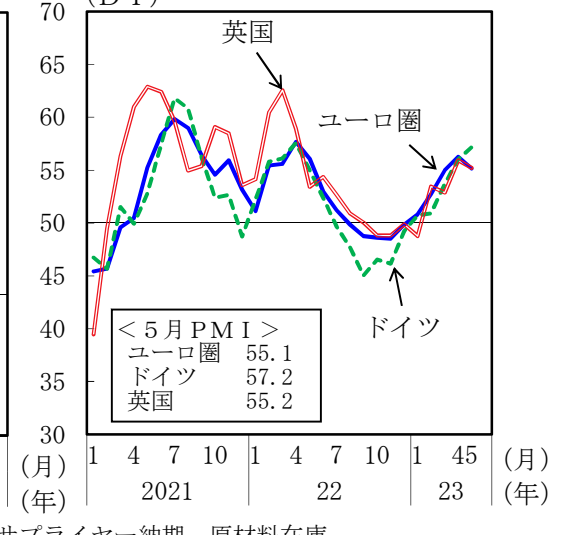


(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けの。
 2. 英国の21年10月及び11月の輸出増、22年1月の輸出減は非貨幣用金等の寄与によるもの大きい。

⑥製造業購買担当者指数（PMI）
 (DI)

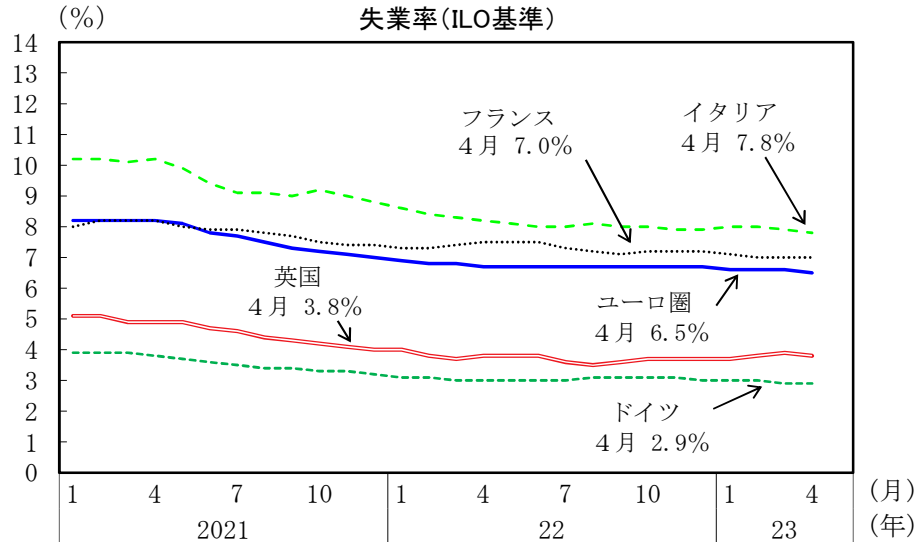


⑦サービス業購買担当者指数（PMI）
 (DI)

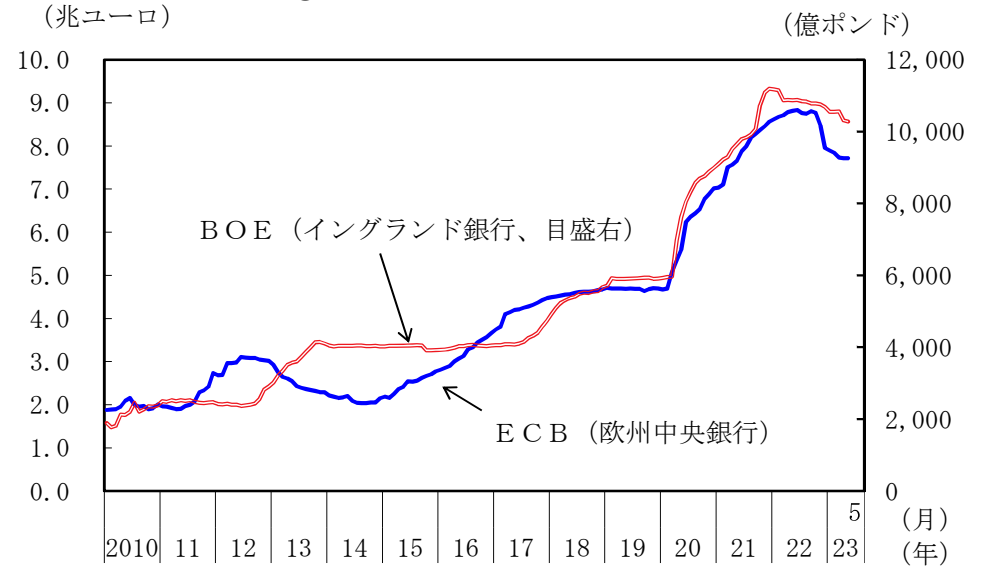


(備考) 1. 製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善（1p）、変化なし（0.5p）、悪化（0p）」として指数化。
 2. ユーロ圏は、圏内5,000社の購買担当者を対象にしている。

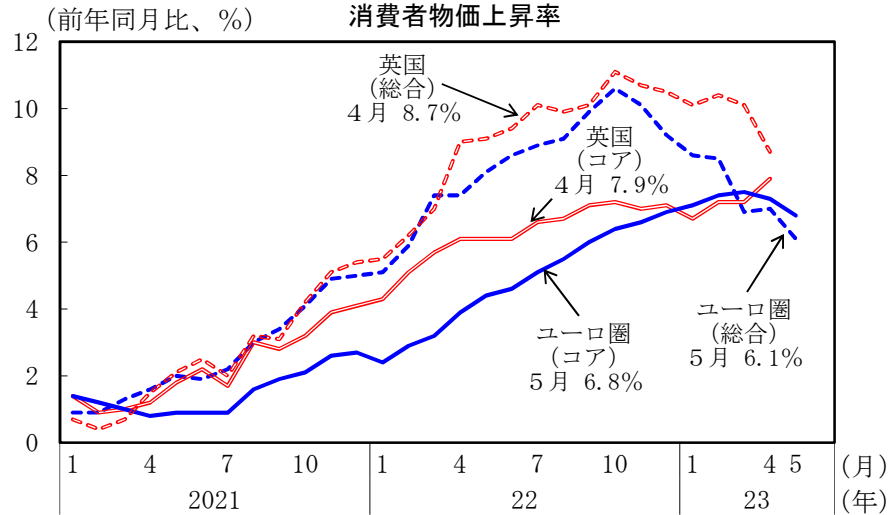
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばい
 英国：失業率はおおむね横ばい
 失業率(ILO基準)



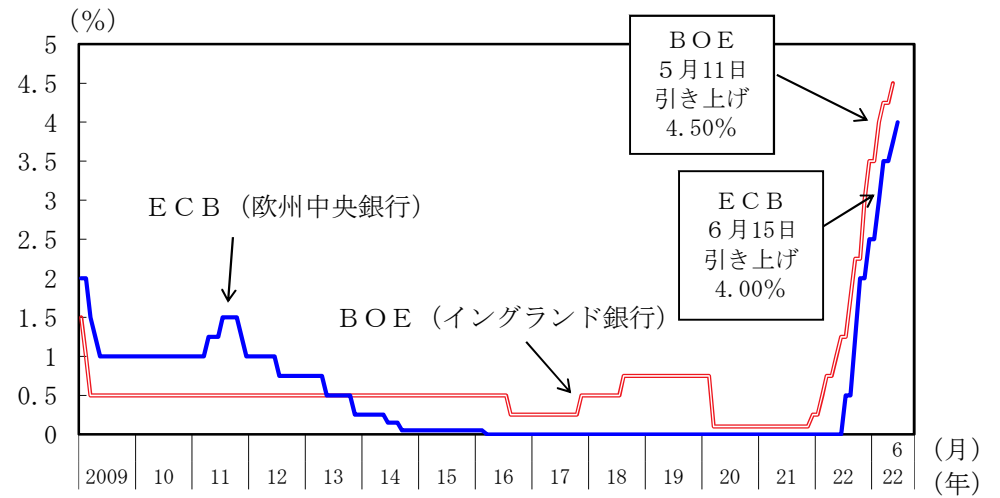
⑧中央銀行のバランスシート



⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はおおむね横ばい
 英国：コア物価上昇率は上昇している
 消費者物価上昇率



⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引き上げ
 英国：イングランド銀行 (BOE) は引き上げ

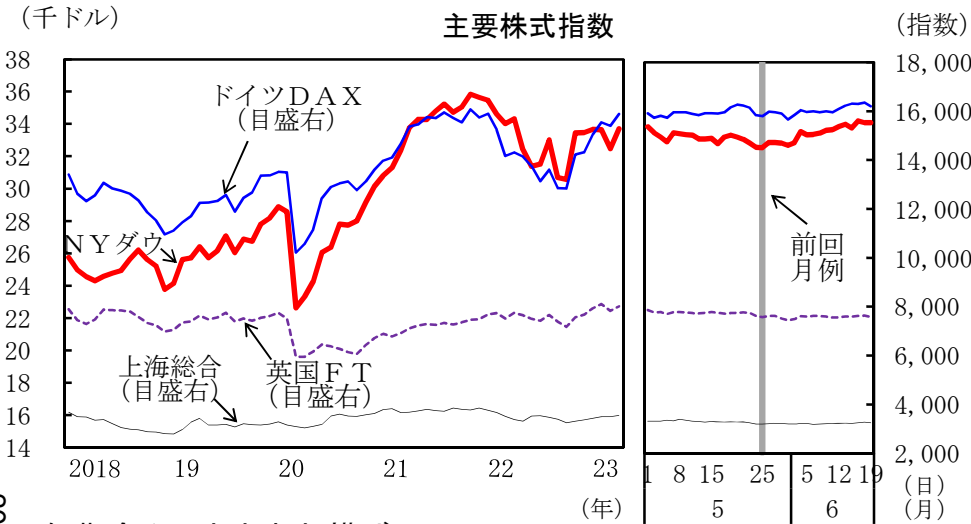


(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
 2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

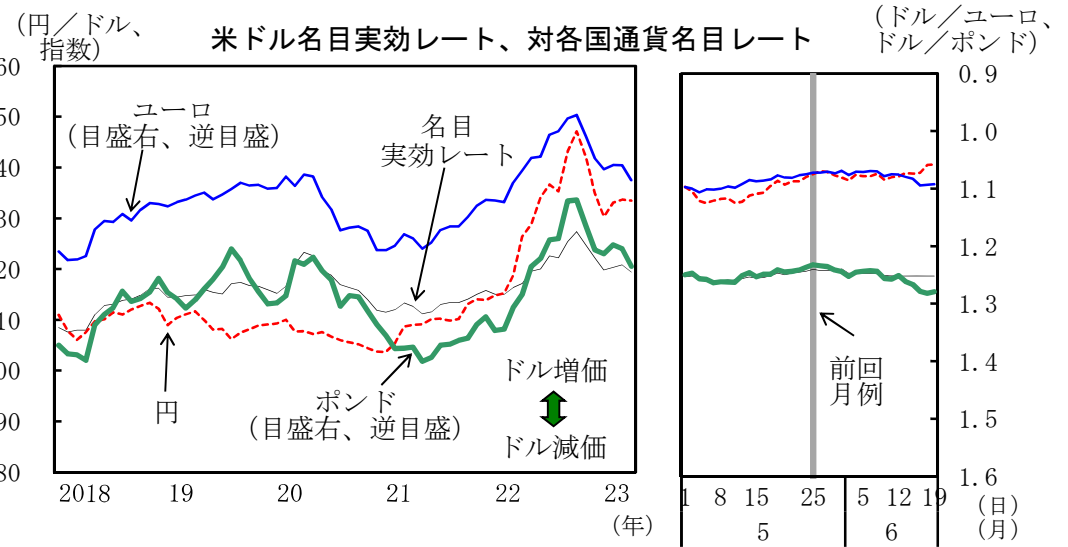
(備考) 日付は公表日。

4. 国際金融

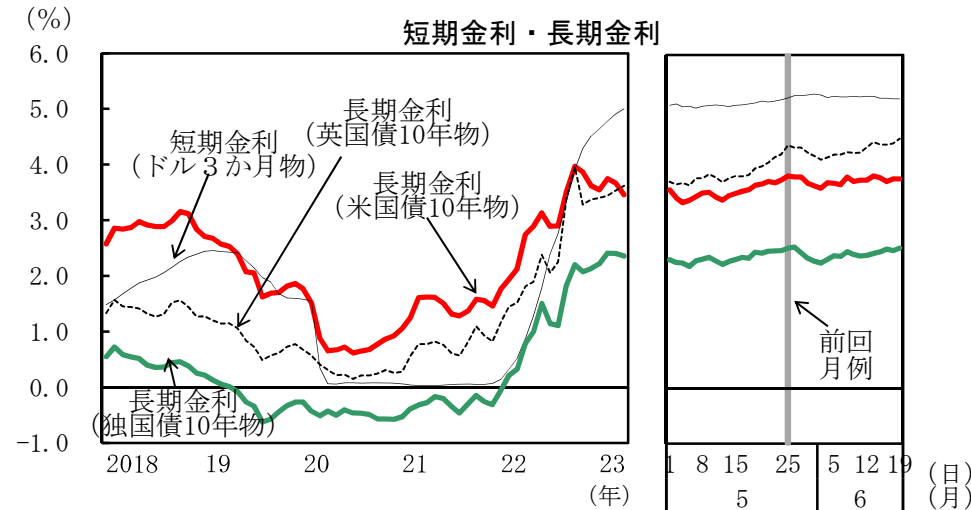
株価：アメリカではやや上昇、英国ではやや下落、ドイツ、中国ではおおむね横ばい



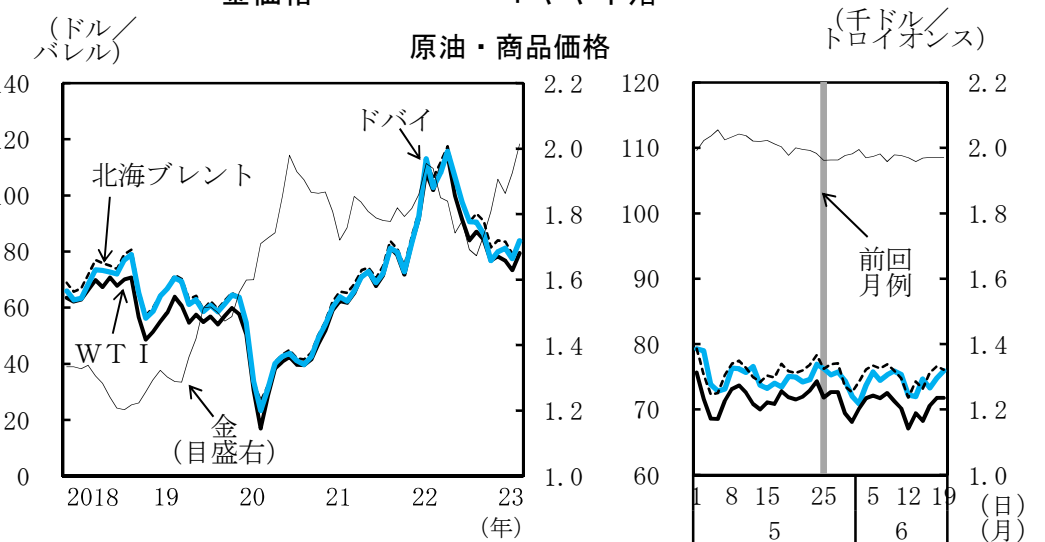
為替：ドルは、ユーロに対しておおむね横ばい、ポンドに対して減価、円に対して増価



短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、ドイツではおおむね横ばい、英国では大幅に上昇



原油価格 (WT I)：おおむね横ばい
金価格：やや下落



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率(%)				鉱工業生産(%)					失業率(%)							
				2022年	2022年	2022年	2021年	2022年	23年			備考	2021年	2022年	23年			備考		
									10-12月	1-3月	備考				3月	4月	5月		2021年	2022年
日本	12,517	4,234	33.8	2.2	1.0	0.4	2.7	前期比年率	5.6	▲0.1	0.3	0.7		前期比	2.8	2.6	2.8	2.6		
アメリカ	33,353	25,464	76.3	5.9	2.1	2.6	1.3	前期比年率	4.4	3.4	0.1	0.5	▲0.2	前期比	5.4	3.6	3.5	3.4	3.7	
カナダ	3,885	2,140	55.1	5.0	3.4	▲0.1	3.1	前期比年率	4.5	3.8	0.1			前期比	7.5	5.3	5.0	5.0	5.2	
ユーロ圏	34,667	14,128	40.8	5.3	3.4	▲0.5	▲0.4	前期比年率	8.9	2.3	▲3.8	1.0		前期比	7.7	6.7	6.6	6.5		
ドイツ	8,379	4,075	48.6	2.6	1.8	▲2.1	▲1.3	前期比年率	4.6	▲0.3	▲1.9	0.0		前期比	3.6	3.1	2.9	2.9	ILO基準	
フランス	6,565	2,784	42.4	6.4	2.5	▲0.1	0.7	前期比年率	5.7	▲0.1	▲1.1	0.8		前期比	7.9	7.3	7.0	7.0		
イタリア	5,898	2,012	34.1	7.0	3.8	▲0.4	2.2	前期比年率	11.7	0.4	▲0.6	▲1.9		前期比	9.5	8.1	7.9	7.8		
スペイン	4,760	1,401	29.4	5.5	5.5	1.6	1.9	前期比年率	7.3	2.8	1.3	▲1.8		前期比	14.8	12.9	12.8	12.7		
英国	6,779	3,071	45.3	7.6	4.1	0.5	0.5	前期比年率	7.3	▲2.8	0.7	▲0.3		前期比	4.5	3.7	3.9	3.8	後方3か月平均	
スイス	874	807	92.4	4.2	2.0	▲0.2	1.1	前期比年率	9.1	6.4	5.2			前年比	3.0	2.2	1.9	1.9	2.0	
ロシア	14,344	2,215	15.4	5.6	▲2.1	▲2.7	▲1.8	前年比	6.3	▲0.3	1.2	5.2		前年比	4.8	3.9	3.5	3.3		
オーストラリア	2,597	1,702	65.5	5.2	3.7	2.3	0.9	前期比年率	1.2	1.7	-	-	-	四半期のみ 前期比	5.1	3.7	3.5	3.7	3.6	
中国	141,255	18,100	12.8	8.4	3.0	2.9	4.5	前年比	9.6	3.6	3.9	5.6	3.5	前年比	5.1	5.6	5.3	5.2	5.2	
韓国	5,164	1,665	32.3	4.3	2.6	▲1.2	1.3	前期比年率	8.2	1.4	5.3	▲1.2		前期比	3.7	2.9	2.7	2.6	2.5	
台湾	2,333	762	32.6	6.5	2.4	▲0.8	▲2.9	前年比	14.7	▲1.7	▲1.2	▲4.8		前期比	4.0	3.7	3.6	3.6		
香港	733	361	49.2	6.4	▲3.5	0.1	23.0	前期比年率	5.5	0.2	-		-	四半期のみ	5.2	4.3	3.1	3.0	3.0	
シンガポール	564	467	82.8	8.9	3.6	0.3	▲1.6	前期比年率	13.3	2.6	9.7	▲1.9		前期比	2.7	2.1	1.8	1.8		
インドネシア	27,486	1,319	4.8	3.7	5.3	5.0	5.0	前年比	7.5	1.3	0.4			前年比	6.5	5.9	-	-	-	原数値 2.8月のみ
マレーシア	3,299	408	12.4	3.3	8.7	7.1	5.6	前年比	7.4	6.7	0.0	▲5.6		前期比	4.6	3.8	3.5	3.5		
フィリピン	11,157	404	3.6	5.7	7.6	8.3	4.6	前期比年率	49.2	22.5	6.0	10.7		前年比	8.0	5.5	-	-	-	四半期のみ
タイ	7,008	536	7.7	1.5	2.6	▲4.2	7.8	前期比年率	5.8	0.4	▲3.9	▲8.1		前年比	1.9	1.3	-	-	-	四半期のみ
ベトナム	9,946	406	4.1	2.6	8.0	5.9	3.3	前年比	4.8	7.8	▲1.6	0.5	0.1	前年比	3.2	2.3	-	-	-	四半期のみ
インド	142,333	3,386	2.4	9.1	7.2	4.5	6.1	前年比	11.4	5.2	1.7	4.2		前年比	-	-	-	-	-	
ブラジル	21,391	1,924	9.0	5.0	2.9	1.9	4.0	前年比	3.9	▲0.7	0.9	▲2.7		前年比	13.5	9.5	8.8	8.5		
メキシコ	13,012	1,414	10.9	4.7	3.0	3.5	3.7	前年比	5.6	3.2	1.5	0.7		前年比	4.3	3.5	2.8	3.0	2.7	原数値
アルゼンチン	4,630	632	13.7	10.4	5.2	1.9		前年比	-	-	3.5	1.7		前年比	8.8	6.8	-	-	-	四半期のみ
トルコ	8,528	906	10.6	11.4	5.6	3.5	4.0	前年比	17.8	5.7	0.7	▲1.0		前年比	12.0	10.5	10.3	10.0		原数値
サウジアラビア	3,479	1,108	31.8	3.9	8.7	5.5	3.8	前年比	-	-	-	-	-	前年比	6.6	-	-	-	-	四半期のみ
南アフリカ	6,060	406	6.7	4.7	1.9	▲1.1	0.4	前期比年率	6.5	▲0.2	▲2.1	4.2		前年比	34.3	33.5	-	-	-	暦年のみ

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度（4月～3月）の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

4. 2021年および2022年の暦年の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較（２）

（参考）国際機関の実質GDP見通し（％）

国・地域名	消費者物価（前年比％）								一般政府財政収支（名目GDP比％）		一般政府債務残高（名目GDP比％）		経常収支（名目GDP比％）		IMF, 2023年4月		OECD, 2023年6月	
	2021年	2022年	22年		23年	23年			2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年	2023年	2024年	2023年	2024年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月										
日本	▲ 0.2	2.5	2.9	3.9	3.6	3.2	3.5		▲ 6.2 (▲5.5)	▲ 7.8 (▲8.8)	255.4 (212.3)	261.3 (217.0)	3.9	2.1	1.3	1.0	1.3	1.1
アメリカ	4.7	8.0	8.3	7.1	5.8	5.0	4.9	4.0	▲ 11.6	▲ 5.5	126.4	121.7	▲ 3.6	▲ 3.6	1.6	1.1	1.6	1.0
カナダ	3.4	6.8	7.2	6.7	5.2	4.3	4.4		▲ 4.4	▲ 0.7	115.1	106.6	▲ 0.3	▲ 0.4	1.5	1.5	1.4	1.4
ユーロ圏	2.6	8.4	9.3	10.0	8.0	6.9	7.0	6.1	▲ 5.4	▲ 3.8	94.9	90.9	2.3	▲ 0.7	0.8	1.4	0.9	1.5
ドイツ	3.1	6.9	7.3	8.6	8.3	7.4	7.2	6.1	▲ 3.7	▲ 2.6	68.6	66.5	7.7	4.2	▲ 0.1	1.1	▲ 0.0	1.3
フランス	1.6	5.2	5.9	6.1	6.0	5.7	5.9	5.1	▲ 6.5	▲ 4.9	112.6	111.1	0.4	▲ 1.7	0.7	1.3	0.8	1.3
イタリア	1.9	8.1	8.4	11.8	9.0	7.6	8.2	7.6	▲ 9.0	▲ 8.0	149.8	144.7	3.0	▲ 0.7	0.7	0.8	1.2	1.0
スペイン	3.1	8.4	10.1	6.6	5.0	3.3	4.1	3.2	▲ 6.9	▲ 4.5	118.4	112.0	1.0	1.1	1.5	2.0	2.1	1.9
英国	2.6	9.1	10.0	10.8	10.2	10.1	8.7		▲ 8.3	▲ 6.3	108.1	102.6	▲ 1.5	▲ 5.6	▲ 0.3	1.0	0.3	1.0
スイス	0.6	2.8	3.4	2.9	3.2	2.9	2.6	2.2	▲ 0.5	0.2	41.5	39.1	7.9	9.8	0.8	1.8	0.6	1.2
ロシア	6.7	13.8	14.3	12.2	8.6	3.5	2.3	2.5	0.8	▲ 2.2	16.5	19.6	6.7	10.3	0.7	1.3	▲ 1.5	▲ 0.4
オーストラリア	2.9	6.6	7.3	7.8	7.0	6.3	6.8		▲ 6.3	▲ 3.3	57.6	55.7	3.0	1.2	1.6	1.7	1.8	1.4
中国	0.9	2.0	2.7	1.8	1.3	0.7	0.1	0.2	▲ 6.0	▲ 7.5	71.8	77.1	1.8	2.3	5.2	4.5	5.4	5.1
韓国	2.5	5.1	5.9	5.2	4.7	4.2	3.7	3.3	▲ 0.0	▲ 0.9	51.3	54.3	4.7	1.8	1.5	2.4	1.5	2.1
台湾	2.0	2.9	2.9	2.6	2.6	2.4	2.3	2.0	▲ 2.1	▲ 0.5	30.1	27.5	14.8	13.4	2.1	2.6	—	—
香港	1.6	1.9	2.7	1.8	1.9	1.7	2.1	2.0	0.0	▲ 7.1	1.9	4.3	11.8	10.7	3.5	3.1	—	—
シンガポール	2.3	6.1	7.3	6.6	6.1	5.5	5.7		1.2	0.4	147.7	134.2	18.0	19.3	1.5	2.1	—	—
インドネシア	1.6	4.2	5.2	5.5	5.2	5.0	4.3	4.0	▲ 4.5	▲ 2.3	41.1	39.9	0.3	1.0	5.0	5.1	4.7	5.1
マレーシア	2.5	3.4	4.5	3.9	3.6	3.4	3.3		▲ 5.8	▲ 5.3	69.3	66.3	3.8	2.6	4.5	4.5	—	—
フィリピン	3.9	5.8	6.5	7.9	8.3	7.6	6.6	6.1	▲ 6.3	▲ 5.2	57.0	57.5	▲ 1.5	▲ 4.4	6.0	5.8	—	—
タイ	1.2	6.1	7.3	5.8	3.9	2.8	2.7	0.5	▲ 7.0	▲ 5.5	58.4	60.5	▲ 2.1	▲ 3.3	3.4	3.6	—	—
ベトナム	1.8	3.2	3.3	4.4	4.2	3.4	2.8	2.4	▲ 3.4	▲ 2.5	39.3	37.1	▲ 2.1	▲ 0.9	5.8	6.9	—	—
インド	5.5	6.7	7.0	6.1	6.2	5.7	4.7	4.3	▲ 9.6	▲ 9.6	84.7	83.1	▲ 1.2	▲ 2.6	5.9	6.3	6.0	7.0
ブラジル	8.3	9.3	8.6	6.1	5.3	4.7	4.2	3.9	▲ 4.3	▲ 4.6	90.7	85.9	▲ 2.8	▲ 2.9	0.9	1.5	1.7	1.2
メキシコ	5.7	7.9	8.5	8.0	7.5	6.9	6.3	5.8	▲ 3.9	▲ 4.4	58.7	56.0	▲ 0.6	▲ 0.9	1.8	1.6	2.6	2.1
アルゼンチン	48.1	70.7	77.5	91.7	101.9	104.3	108.8	114.2	▲ 4.3	▲ 3.9	80.9	84.5	1.4	▲ 0.7	0.2	2.0	▲ 1.6	1.1
トルコ	19.6	72.3	81.1	78.1	54.5	50.5	43.7	39.6	▲ 4.0	▲ 1.6	41.8	31.2	▲ 0.9	▲ 5.4	2.7	3.6	3.6	3.7
サウジアラビア	3.1	2.5	2.9	3.1	3.0	2.7	2.7	2.8	▲ 2.3	2.5	28.8	22.6	5.1	13.8	3.1	3.1	—	—
南アフリカ	4.6	6.9	7.6	7.4	7.0	7.1	6.8		▲ 5.6	▲ 4.5	69.0	71.0	3.7	▲ 0.5	0.1	1.8	0.3	1.0
世界															2.8	3.0	2.7	2.9

（備考） 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（4月～3月）の値。内閣府より作成。

3. インドは年度（4月～3月）の数値。

（出所）IMF“World Economic Outlook”（23年4月）

OECD“Economic Outlook”（23年6月）

委員からの追加要望資料

価格交渉促進月間（2023年3月） フォローアップ調査の結果について

令和5年6月20日
中小企業庁

価格交渉促進月間、フォローアップ調査の概要

- 原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より、**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。**
- 「月間」において、価格交渉・転嫁の要請、広報、講習会等を実施。**本年3月、西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。**また、**約1700の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。**
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業から「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施し、「月間」の結果として取りまとめ。

①アンケート調査

○調査対象

中小企業等に、発注側の親事業者（最大3社分）との間の価格交渉や価格転嫁に関するアンケート票を送付。業種毎の調査票の配布先は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

- 配布先の企業数 30万社
- 調査期間 2023年4月7日～5月31日
- 回答企業数 17,292社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ20,722社）
- 回収率 5.76%（※回答企業数/配布先の企業数）（参考：2022年9月調査 15,195社 10.1%）
（ 2022年3月調査 13,078社 8.7%）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、過去のヒアリングにおいて慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注側企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等が見られた事業者等も含めて対象先を選定。

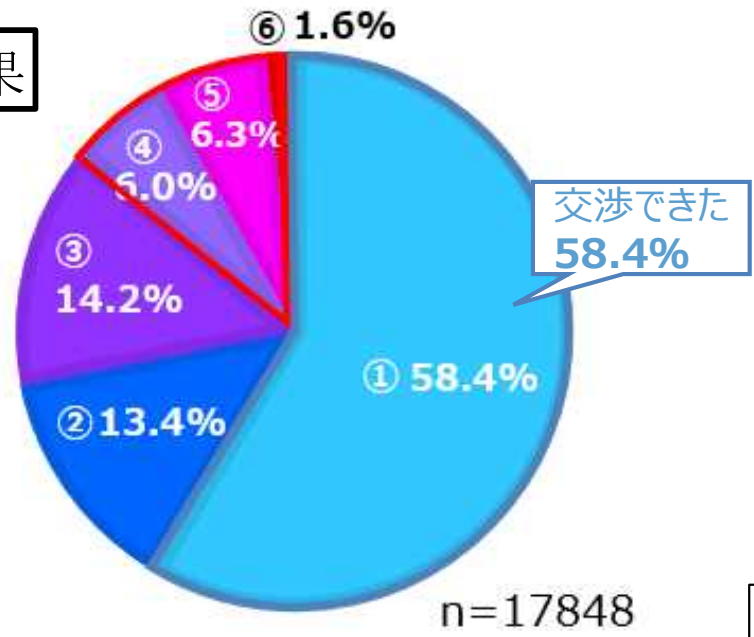
- 調査期間 2023年4月17日～4月28日
- 調査方法 電話調査
- ヒアリング件数 約2,243社

価格交渉の状況

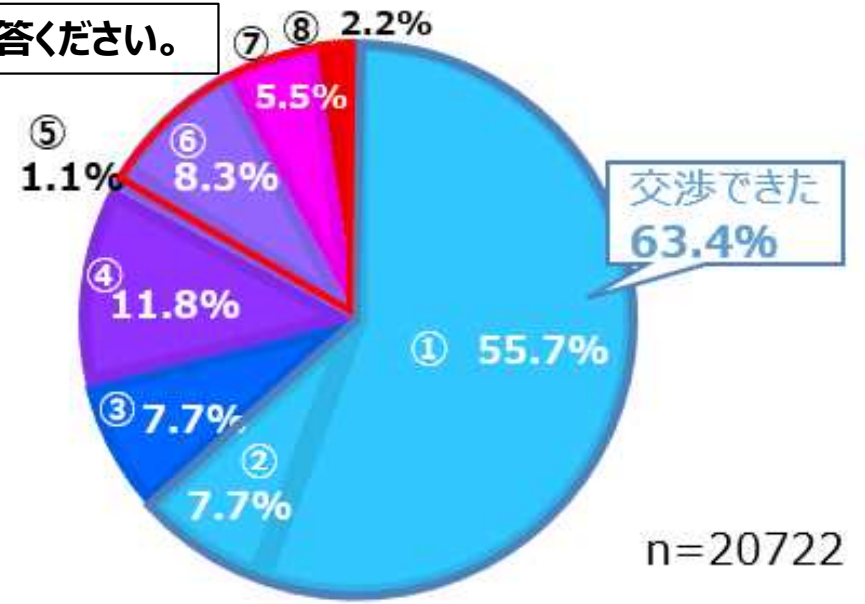
- 「価格交渉を申し入れて応じて貰えた／発注側からの声かけで交渉できた」割合は前回調査（昨年9月）より**増加**（58.4%→63.4%）するなど、**価格交渉の実施状況は一部では好転**。
- 一方、「発注側から交渉の申し入れが無かった（⑥）、協議に応じて貰えなかった（⑦）、減額のために協議申し入れがあった（⑧）」が**依然として約16%あり、二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず価格交渉を申し入れなかった」割合（③）は**減少**（13.4%→7.7%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

9月結果



3月結果



- ① コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じて貰えた。
- ② コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、発注側企業からの声かけがあり、話し合いが行われた。
- ③ コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ④ コストが上昇しているが、自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ⑤ コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無いか」との声かけはあったが、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。
- ⑥ コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの声かけも受けておらず、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。
- ⑦ コストが上昇しているため、発注側企業に協議を申し入れたが、協議にすら応じてもらえなかった。
- ⑧ 取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

- ①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。
- ②コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ③コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ④発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった。
- ⑤発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。
- ⑥取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

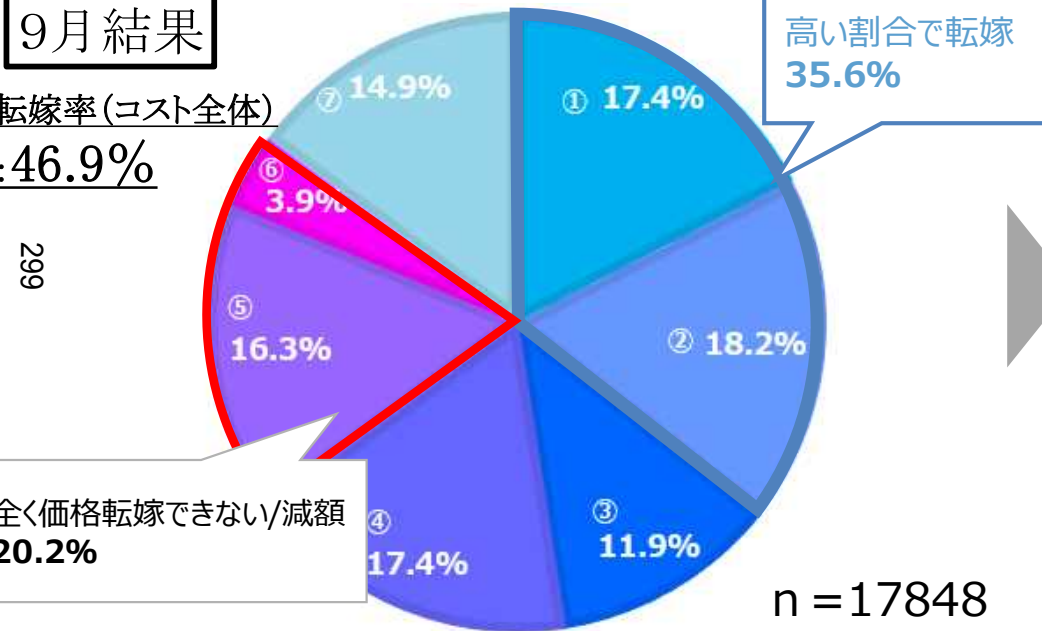
- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は**47.6%**、前回（9月：46.9%）に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合（10割、9割～7割）**を価格転嫁できた回答（①・②）が**増加**（35.6%→39.3%）し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない（⑤） + 減額された（⑥）**」割合も**増加**（20.2%→23.5%）しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定（値上げ）不要**」の割合（⑦）は**減少**（14.9%→8.4%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

9月結果

転嫁率(コスト全体)
:46.9%

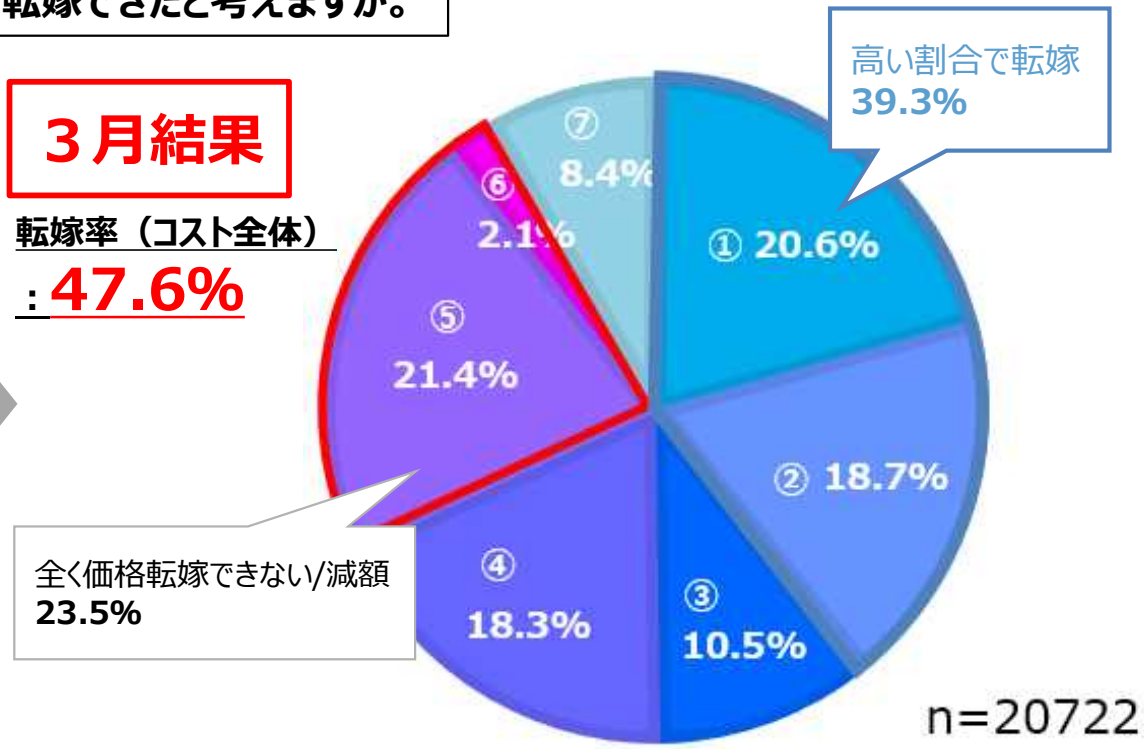
299



3月結果

転嫁率(コスト全体)
:**47.6%**

全く価格転嫁できない/減額
23.5%



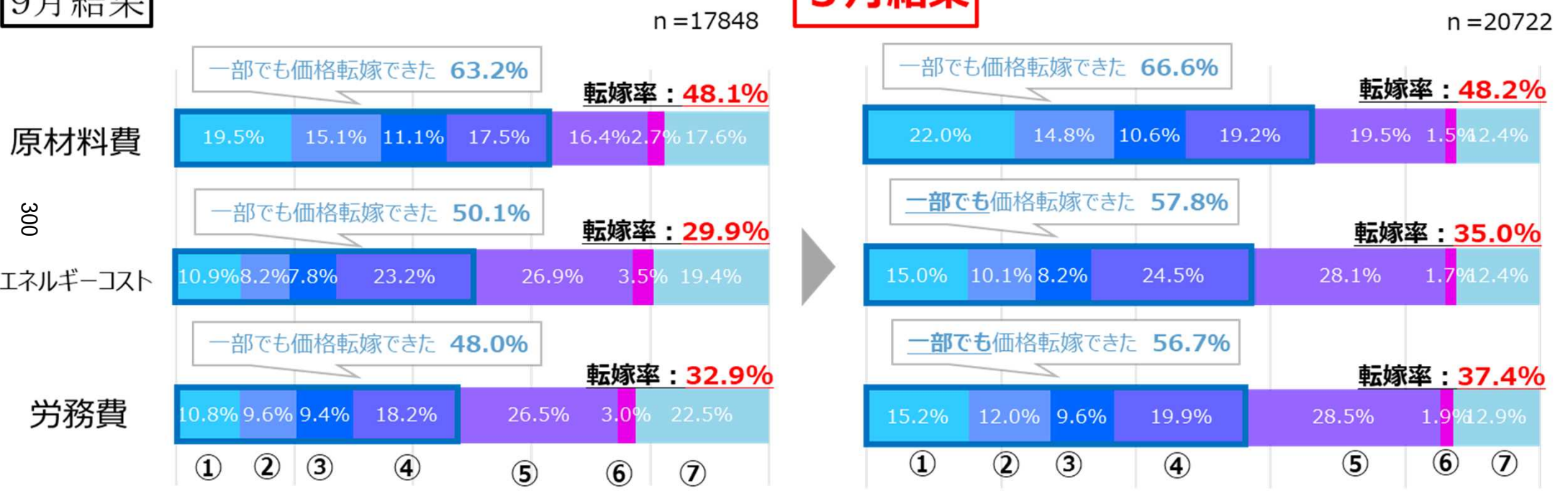
- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥ マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- エネルギーコスト、労務費の価格転嫁率は、それぞれ約5ポイントの上昇。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加（+約8ポイント）。但し、原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準。
- 原材料費の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが（63.2%→66.6%）、「転嫁0割」も増加し（16.4%→19.5%）、全体としては横ばい。

9月結果

3月結果



- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

- 価格交渉に応じたか、回答を点数評価し、発注側企業の業種別に集計。
- 相対的に価格交渉に応じている業種としては、造船、繊維。応じていない業種は通信、トラック運送、放送コンテンツ。

順位	2022年9月	順位	2023年3月
1位	石油製品・石炭製品製造	1位	造船↑
2位	鉱業・採石・砂利採取	2位	繊維↑
3位	卸売	3位	食品製造↑
4位	造船	4位	飲食サービス↑
5位	機械製造	5位	建材・住宅設備↑
6位	食品製造	6位	卸売↓
7位	繊維	7位	金属↑
8位	紙・紙加工	8位	電機・情報通信機器↑
9位	化学	9位	機械製造↓
10位	電機・情報通信機器	10位	紙・紙加工↓
11位	建材・住宅設備	11位	製薬↑
12位	金属	12位	化学↓
13位	小売	13位	石油製品・石炭製品製造↓
14位	製薬	14位	小売↓
15位	飲食サービス	15位	廃棄物処理↑
16位	印刷	16位	鉱業・採石・砂利採取↓
17位	自動車・自動車部品	17位	情報サービス・ソフトウェア↑
18位	電気・ガス・熱供給・水道	18位	電気・ガス・熱供給・水道→
19位	建設	19位	建設→
20位	不動産・物品賃貸	20位	自動車・自動車部品↓
21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	印刷↓
22位	広告	22位	不動産・物品賃貸↓
23位	金融・保険	23位	金融・保険→
24位	通信	24位	広告↓
25位	廃棄物処理	25位	放送コンテンツ↑
26位	放送コンテンツ	26位	トラック運送↑
27位	トラック運送	27位	通信↓
—	その他	—	その他

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間の、**直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）における価格交渉の状況**について回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均し、ランキング化したもの。

回答欄選択肢	配点
①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。	10点
②コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、 発注側企業からの声かけ があり、話し合いが行われた。	
③コストが 上昇していない ため、協議を申し入れなかった	5点
④コストが上昇しているが、 自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった	0点
⑤コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無いか」との 声かけはあったが 、発注量の 減少や取引中止を恐れ 、自社から協議を申し入れなかった。	-3点
⑥コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの 声かけも受けておらず 、発注量の 減少や取引中止を恐れ 、自社から協議を申し入れなかった。	-5点
⑦コストが上昇しているので、発注側企業に協議を申し入れたが、協議に すら応じてもらえなかった	-7点
⑧取引価格を 減額するために 、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく 一方的に取引価格を減額 された	-10点

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑↓→は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

価格転嫁状況の業種別ランキング（価格転嫁に応じた業種）

- 価格転嫁の状況について、発注側企業の業種別に集計し、転嫁率順に並べた結果は下記の表のとおり。
- 相対的に価格転嫁に応じている業種としては、**石油製品・石炭製品、卸売**。応じていない業種は、**トラック運送、放送コンテンツ、通信**。

2023年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料	エネルギー	労務費
①全体		↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
1位	石油製品・石炭製品製造→	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%	↑45.8%
2位	卸売↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%	↑41.7%
3位	造船↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%	↑42.1%
4位	食品製造↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%	↑39.3%
5位	飲食サービス↑	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%	↑41.4%
6位	電機・情報通信機器→	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%	↑38.8%
7位	繊維↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%	↑38.2%
8位	小売↑	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%	↑39.1%
9位	化学↓	↑53.3%	↓56.8%	↑39.6%	↑39.9%
9位	建材・住宅設備↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%	↑37.0%
11位	機械製造↓	↓52.2%	↓55.7%	↑36.5%	↑37.5%
11位	紙・紙加工↑	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%	↑35.0%
13位	金属↓	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%	↑36.3%
14位	廃棄物処理↑	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%	↑39.6%
15位	製薬↓	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%	↑38.4%
16位	不動産・物品賃貸↑	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%	↑41.7%
17位	建設→	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%	↑40.6%
18位	電気・ガス・熱供給・水道↓	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%	↑37.7%
19位	印刷→	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%	↑31.3%
20位	自動車・自動車部品→	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%	↑24.3%
21位	金融・保険↑	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%	↑35.3%
22位	鉱業・採石・砂利採取↓	↓37.2%	↓39.2%	↓34.5%	↑40.2%
23位	情報サービス・ソフトウェア→	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%	↓45.7%
24位	広告↓	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%	↑30.8%
25位	通信↑	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%	↑34.8%
26位	放送コンテンツ↓	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%	↓21.8%
27位	トラック運送→	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%	↑18.2%
-	その他	↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%	↑35.8%

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間で、**直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できたか**、回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均したものを「各業種の転嫁率」とし、ランキング化したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算（10点）
9割	90%（9点）
8割	80%（8点）
7割	70%（7点）
6割	60%（6点）
5割	50%（5点）
4割	40%（4点）
3割	30%（3点）
2割	20%（2点）
1割	10%（1点）
0割	0%（0点）
マイナス	-30%（-3点）

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑↓→は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

(参考) 価格転嫁 業種別 【2022年9月調査との比較】

価格転嫁の状況について、2022年9月の価格交渉促進月間の調査結果との比較は下記の表のとおり。

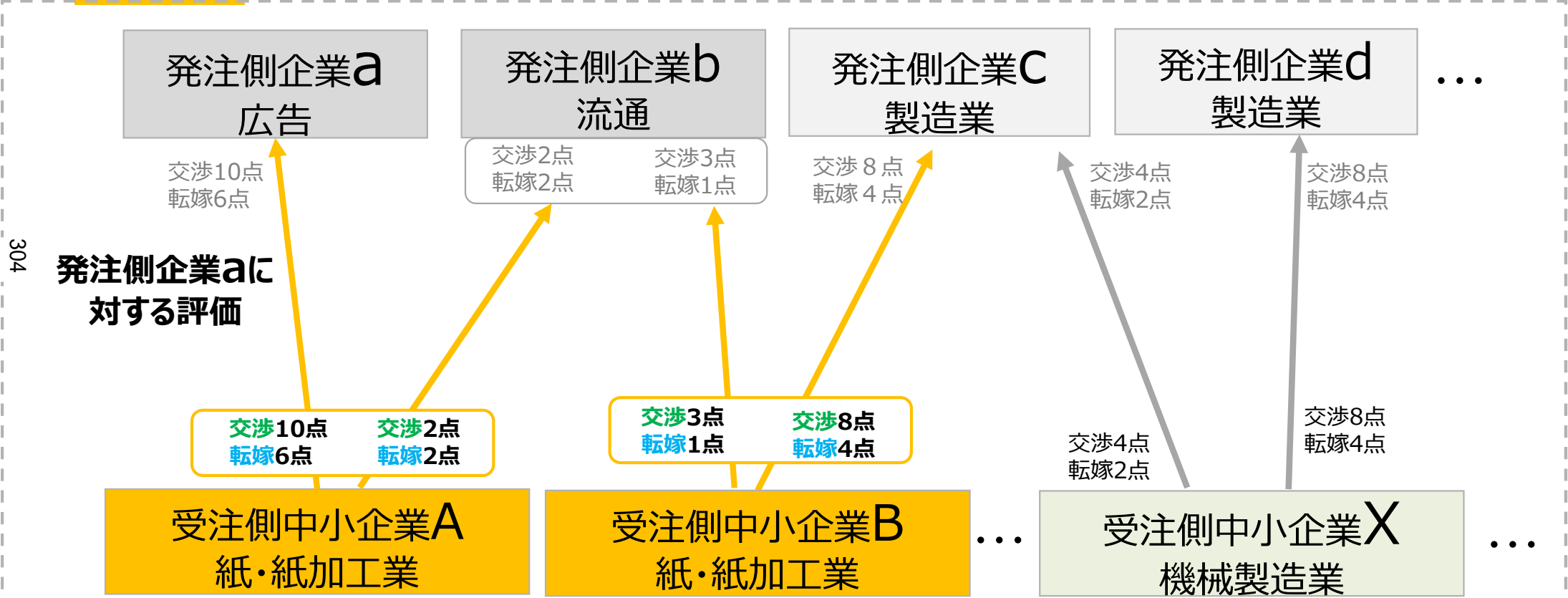
- **価格転嫁に応じている業種**である、**石油製品・石炭製品製造、卸売**では、コスト全体の転嫁率が**更に増加**。
- **価格転嫁に応じていない業種**である、**トラック運送、放送コンテンツ**では、コスト全体の転嫁率は**更に減少**。

303	2022年9月		各要素別の転嫁率			2023年3月	各要素別の転嫁率				
	コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費	コスト増に対する転嫁率		原材料費	エネルギー	労務費		
①全体	46.9%	48.1%	29.9%	32.9%	①全体	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%		
1位	石油製品・石炭製品製造	56.2%	52.7%	41.5%	40.1%	1位	石油製品・石炭製品製造 →	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%	↑45.8%
2位	機械製造	55.5%	57.6%	33.3%	34.9%	2位	卸売 ↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%	↑41.7%
3位	製菓	55.3%	55.2%	40.0%	36.7%	3位	造船 ↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%	↑42.1%
4位	造船	54.4%	53.4%	39.3%	37.8%	4位	食品製造 ↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%	↑39.3%
5位	卸売	54.2%	53.8%	35.6%	35.0%	5位	飲食サービス ↑	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%	↑41.4%
6位	電機・情報通信機器	53.2%	56.3%	30.1%	35.6%	6位	電機・情報通信機器 →	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%	↑38.8%
7位	化学	53.1%	57.1%	31.1%	32.3%	7位	繊維 ↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%	↑38.2%
8位	建材・住宅設備	52.7%	53.4%	32.5%	33.4%	8位	小売 ↑	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%	↑39.1%
9位	鉱業・採石・砂利採取	52.0%	44.5%	37.3%	31.4%	9位	化学 ↓	↑53.3%	↓56.8%	↑39.6%	↑39.9%
10位	食品製造	51.2%	54.2%	35.2%	35.2%	9位	建材・住宅設備 ↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%	↑37.0%
11位	金属	49.1%	54.5%	30.2%	31.3%	11位	機械製造 ↓	↓52.2%	↓55.7%	↑36.5%	↑37.5%
12位	繊維	48.7%	47.2%	35.0%	34.2%	11位	紙・紙加工 ↑	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%	↑35.0%
②業種別	紙・紙加工	48.5%	48.6%	30.7%	28.7%	13位	金属 ↓	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%	↑36.3%
14位	電気・ガス・熱供給・水道	47.8%	48.9%	31.0%	34.1%	14位	廃棄物処理 ↑	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%	↑39.6%
15位	飲食サービス	46.9%	50.1%	21.2%	22.3%	15位	製菓 ↓	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%	↑38.4%
16位	小売	46.6%	48.0%	28.3%	29.5%	16位	不動産・物品賃貸 ↑	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%	↑41.7%
17位	建設	44.8%	45.2%	31.5%	38.2%	17位	建設 →	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%	↑40.6%
18位	不動産・物品賃貸	44.8%	46.9%	34.6%	36.7%	18位	電気・ガス・熱供給・水道 ↓	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%	↑37.7%
19位	印刷	44.7%	46.6%	21.6%	22.6%	19位	印刷 →	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%	↑31.3%
20位	自動車・自動車部品	43.0%	49.8%	23.9%	22.4%	20位	自動車・自動車部品 →	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%	↑24.3%
21位	広告	38.9%	46.3%	27.7%	30.5%	21位	金融・保険 ↑	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%	↑35.3%
22位	金融・保険	38.4%	43.2%	21.7%	28.6%	22位	鉱業・採石・砂利採取 ↓	↓37.2%	↓39.2%	↓34.5%	↑40.2%
23位	情報サービス・ソフトウェア	37.1%	21.1%	17.5%	46.3%	23位	情報サービス・ソフトウェア →	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%	↓45.7%
24位	廃棄物処理	32.1%	31.4%	33.0%	30.0%	24位	広告 ↓	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%	↑30.8%
25位	放送コンテンツ	26.5%	22.6%	18.1%	39.1%	25位	通信 ↑	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%	↑34.8%
26位	通信	21.3%	26.3%	17.9%	27.2%	26位	放送コンテンツ ↓	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%	↓21.8%
27位	トラック運送	20.6%	17.8%	19.2%	15.5%	27位	トラック運送 →	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%	↑18.2%
-	その他	43.1%	42.6%	27.3%	31.4%	-	その他	↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%	↑35.8%

受注側中小企業の視点での価格交渉、転嫁の状況

昨年9月の月間から、**受注側企業が、発注側企業**に対して**交渉、転嫁して貰えたか**についても調査し、そのスコアを業種ごとに集計。

例) **紙・紙加工業**に属する受注側企業が、様々な業種の発注側企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか



304

発注側企業aに対する評価

交渉10点
転嫁6点

交渉2点
転嫁2点

交渉3点
転嫁1点

交渉8点
転嫁4点

交渉4点
転嫁2点

交渉8点
転嫁4点

交渉4点
転嫁2点

交渉8点
転嫁4点

【紙・紙加工業】 交渉点数→(10+2+3+8)÷4=5.75
転嫁点数→(6+2+1+4)÷4=3.25

業種別の価格転嫁ランキング（価格転嫁を要請して、応じて貰えた業種）

受注側企業サイドから見て、発注側企業に対して価格転嫁して貰えたか、という視点からも集計。

- 価格転嫁に相対的に応じて貰えている業種は、卸売、紙・紙加工、小売
- 価格転嫁に相対的に応じて貰えていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険

2023年3月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー	労務費
①全体		↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
1	卸売	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%
2	小売	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%
3	紙・紙加工	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%
4	食品製造	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%
5	電機・情報通信機器	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%
6	機械製造業	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%
7	建材・住宅設備	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%
8	製薬	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
9	繊維	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%
10	鉱業・採石・砂利採取	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%
11	化学	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%
12	金属	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%
13	印刷	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%
14	不動産・物品賃貸	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%
15	造船	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
16	建設	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%
17	石油製品・石炭製品	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
18	電気・ガス・熱供給・水道	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%
19	廃棄物処理	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%
20	広告	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%
21	情報サービス・ソフトウェア	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%
22	自動車・自動車部品	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%
23	飲食サービス	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
24	通信	↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%
25	金融・保険	25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
26	放送コンテンツ	↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↓28.3%
27	トラック運送	↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%
-	その他	↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%

305
業種別

【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、**1社ごとに、直近6ヶ月（2023年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか**について回答を依頼。得られた回答を受注側中小企業の業種ごとに名寄せし、**業種ごとの転嫁率を単純平均で算出**したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算 (10点)
9割	90% (9点)
8割	80% (8点)
7割	70% (7点)
6割	60% (6点)
5割	50% (5点)
4割	40% (4点)
3割	30% (3点)
2割	20% (2点)
1割	10% (1点)
0割	0% (0点)
マイナス	-30% (-3点)

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。
 ※業界毎の順位や点数は、各業界に属する受注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
 ※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。
 ※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

(参考) 価格転嫁 業種別 【2022年9月調査との比較】

価格転嫁の状況について、2022年9月の価格交渉促進月間の調査結果との比較は下記の表のとおり。

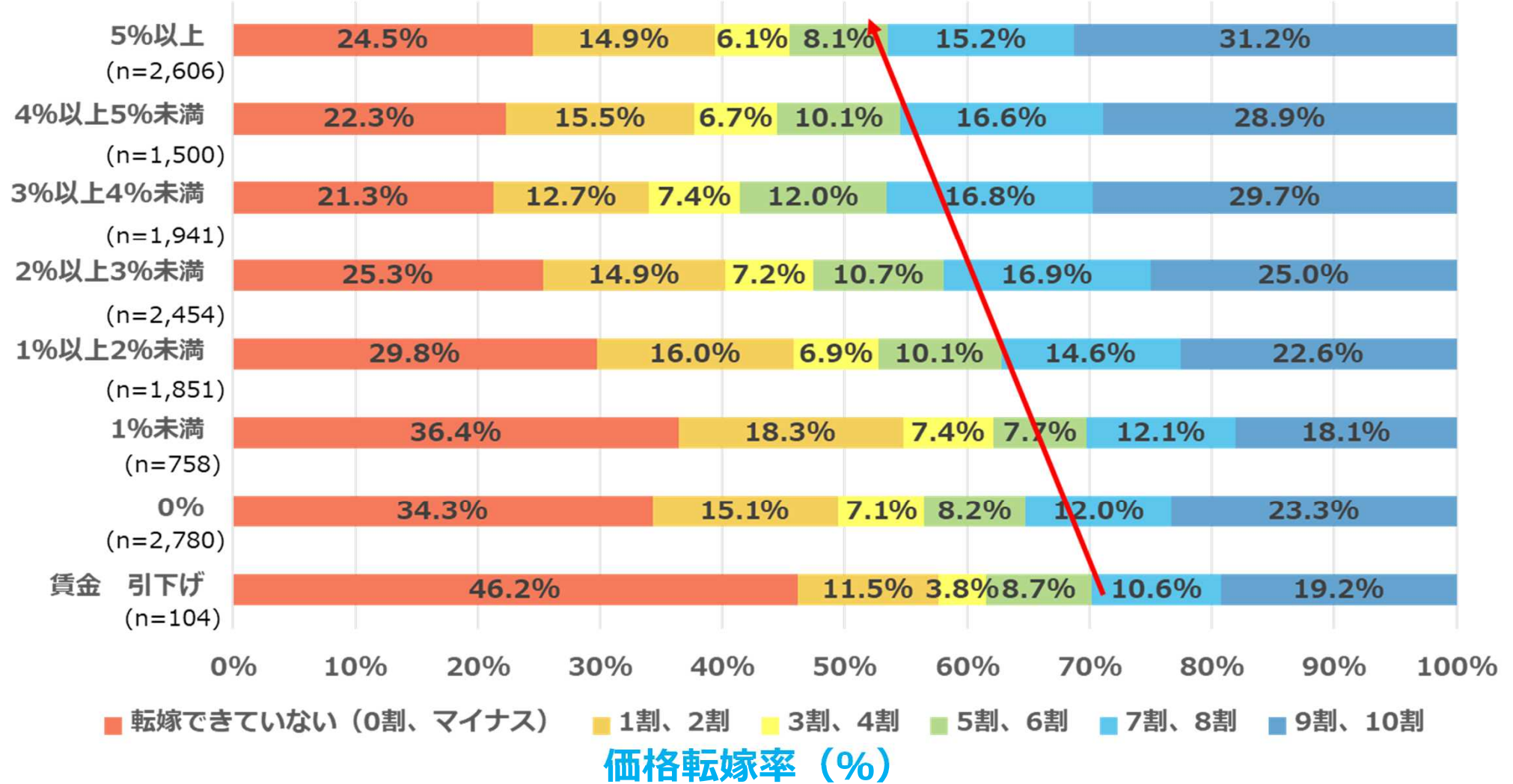
- **価格転嫁に相対的に応じて貰えている業種**である卸売、小売では、コスト全体の転嫁率が更に増加。
- **価格転嫁に相対的に応じて貰えていない業種**であるトラック運送、放送コンテンツも全体の転嫁率が微増。

306	2022年9月		各要素別の転嫁率			2023年3月		各要素別の転嫁率		
		コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費		コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費
	①全体					①全体				
		46.9%	48.1%	29.9%	32.9%		↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
	1位 卸売	64.6%	65.2%	38.7%	37.3%	1位 卸売	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%
	2位 紙・紙加工	61.8%	61.5%	34.3%	33.9%	2位 小売	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%
	3位 小売	57.4%	57.7%	35.1%	36.2%	3位 紙・紙加工	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%
	4位 機械製造業	55.7%	58.2%	36.1%	37.8%	4位 食品製造	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%
	5位 建材・住宅設備	52.7%	54.7%	30.4%	32.8%	5位 電機・情報通信機器	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%
	6位 電機・情報通信機器	52.3%	55.0%	27.4%	34.5%	6位 機械製造業	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%
	7位 化学	51.4%	59.8%	26.8%	26.8%	7位 建材・住宅設備	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%
	8位 金属	51.0%	58.0%	28.3%	28.5%	8位 製薬	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
	9位 繊維	48.4%	44.3%	33.2%	31.8%	9位 繊維	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%
	10位 広告	45.2%	49.6%	34.5%	35.5%	10位 鉱業・採石・砂利採取	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%
	11位 食品製造	45.0%	48.1%	32.9%	32.5%	11位 化学	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%
	12位 印刷	44.8%	47.1%	23.2%	24.4%	12位 金属	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%
	13位 建設	44.6%	45.1%	33.0%	40.1%	13位 印刷	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%
	14位 鉱業・採石・砂利採取	39.0%	33.5%	30.2%	27.2%	14位 不動産・物品賃貸	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%
	15位 電気・ガス・熱供給・水道	37.5%	43.0%	21.3%	27.7%	15位 造船	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
	16位 情報サービス・ソフトウェア	37.0%	22.5%	17.6%	45.3%	16位 建設	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%
	17位 自動車・自動車部品	35.3%	45.7%	17.9%	14.1%	17位 石油製品・石炭製品	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
	18位 通信	30.7%	33.8%	26.2%	37.4%	18位 電気・ガス・熱供給・水道	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%
	19位 不動産、物品賃貸	29.7%	33.4%	19.0%	29.7%	19位 廃棄物処理	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%
	20位 廃棄物処理	23.0%	19.9%	20.8%	20.9%	20位 広告	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%
	21位 放送コンテンツ	19.1%	19.7%	16.8%	30.7%	21位 情報サービス・ソフトウェア	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%
	22位 トラック運送	18.6%	13.1%	20.5%	15.4%	22位 自動車・自動車部品	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%
	- その他	41.6%	39.9%	27.8%	33.5%	23位 飲食サービス	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
						24位 通信	↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%
						25位 金融・保険	25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
						26位 放送コンテンツ	↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↓28.3%
						27位 トラック運送	↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%
						- その他	↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%

価格転嫁率と賃上げ率との関係

- 今回は、中小企業に「賃上げ率」も照会しており、**価格転嫁（転嫁率）と賃上げとの関係**を整理。
- **価格転嫁できている割合が高くなるほど、賃上げ率も高くなる傾向**。なお、「価格転嫁できなかったにも拘わらず、5%以上の賃上げを実施した企業」もあれば、「9～10割の転嫁できても、賃上げしない企業」もあり。

賃上げ率 (%)



(注) 1. ①価格転嫁率：直近6ヶ月のコスト全般の上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたかという質問に対する回答。但し、「価格改定の必要性なし」とした回答は、計算から除外。
 ②賃上げ率：直近6ヶ月以内に実施した、ないし、今後予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）について回答があったもののみを集計。
 2. 上記グラフの作成に係る回答数は、13,994件。

今後の価格転嫁対策

- 今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。
 - ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備（全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」の設置（7月） 等） **New!**
 - ② 発注側企業ごとの価格交渉・転嫁状況のリストの公表（8月以降）
 - ③ 下請振興法に基づき、事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言（8月以降）
 - ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による取引適正化の取組状況フォローアップ（公正取引委員会と合同で実施）
 - ⑤ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、実効性の向上

今後の価格転嫁対策 = 「2つの適正化プロセス」の継続、PDCAの確立

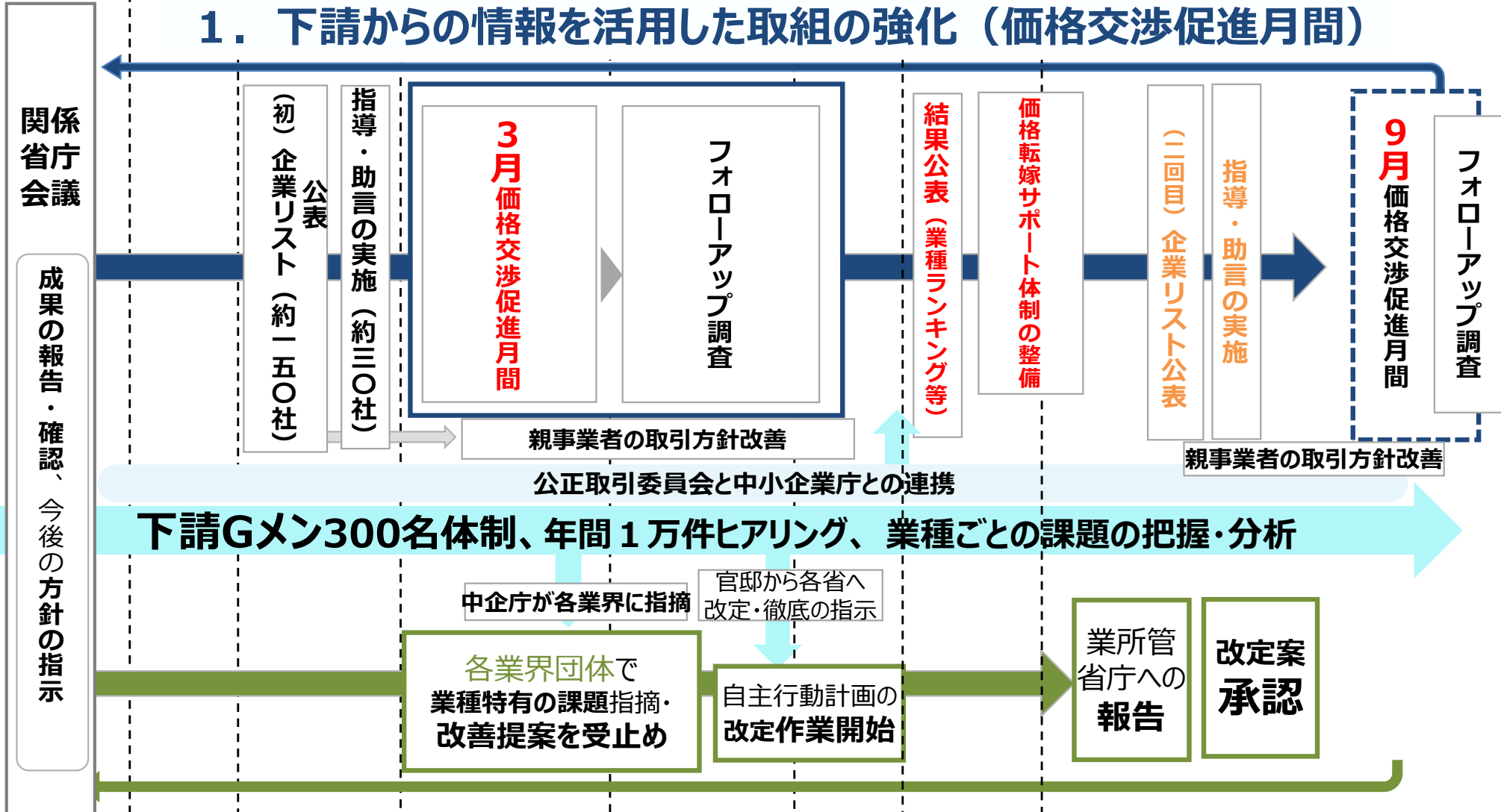
1. 価格交渉促進月間はじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
 2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化
- の2つの適正化プロセスを着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

業所管省庁・中小企業庁

309

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月以降 …

1. 下請からの情報を活用した取組の強化（価格交渉促進月間）



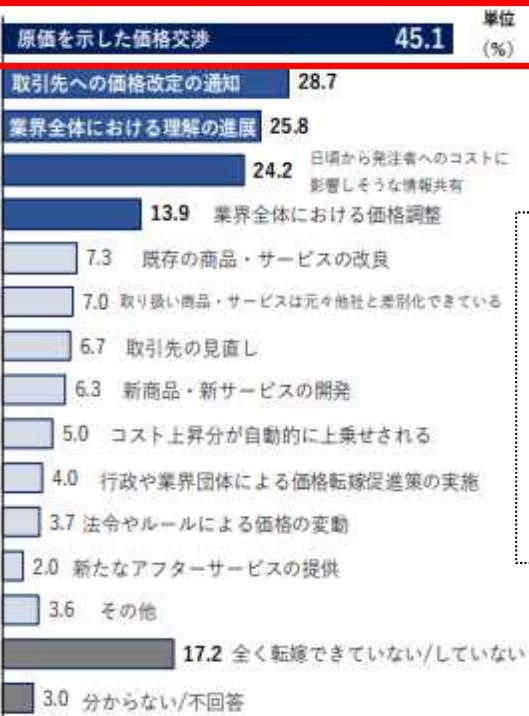
2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化

価格転嫁サポート体制の強化

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布するとともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

310

価格転嫁ができた理由（複数回答）



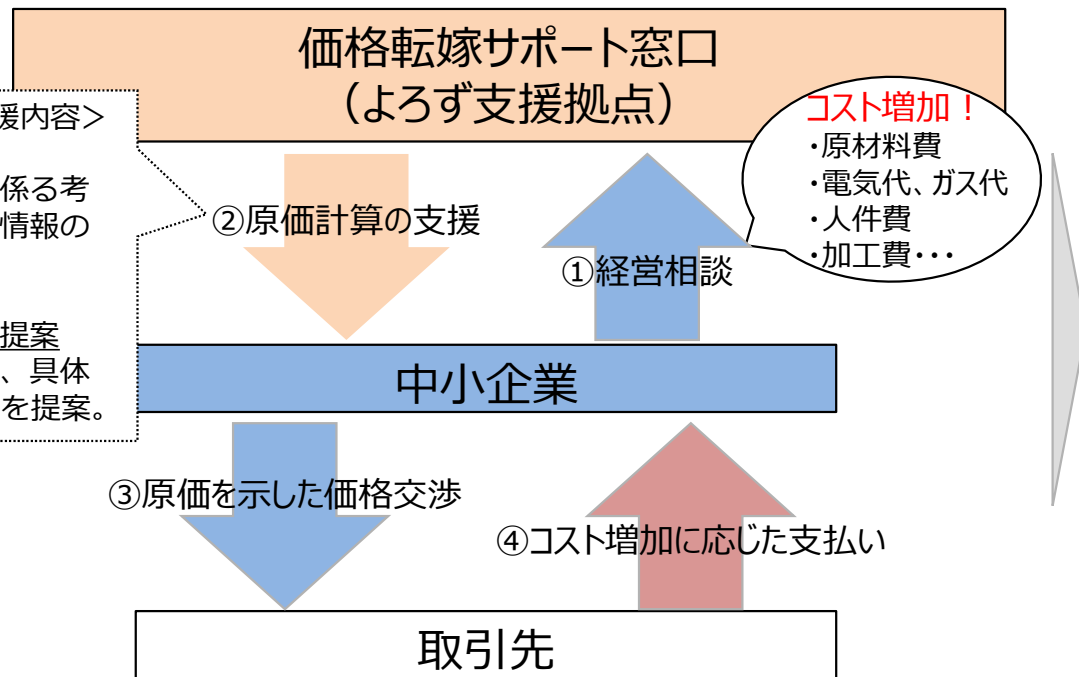
下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

➢ 2023年3月に**原材料費、労務費高騰の資料を提示し**、4月中に**提示どおりの価格で決着した**。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

＜原価計算能力向上に係る主な支援内容＞

- ・原価管理に係る基礎支援
原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- ・製品原価算出に係る実践的な提案
個々の企業の実態を踏まえた、具体的な製品毎の原価の算出方法を提案。

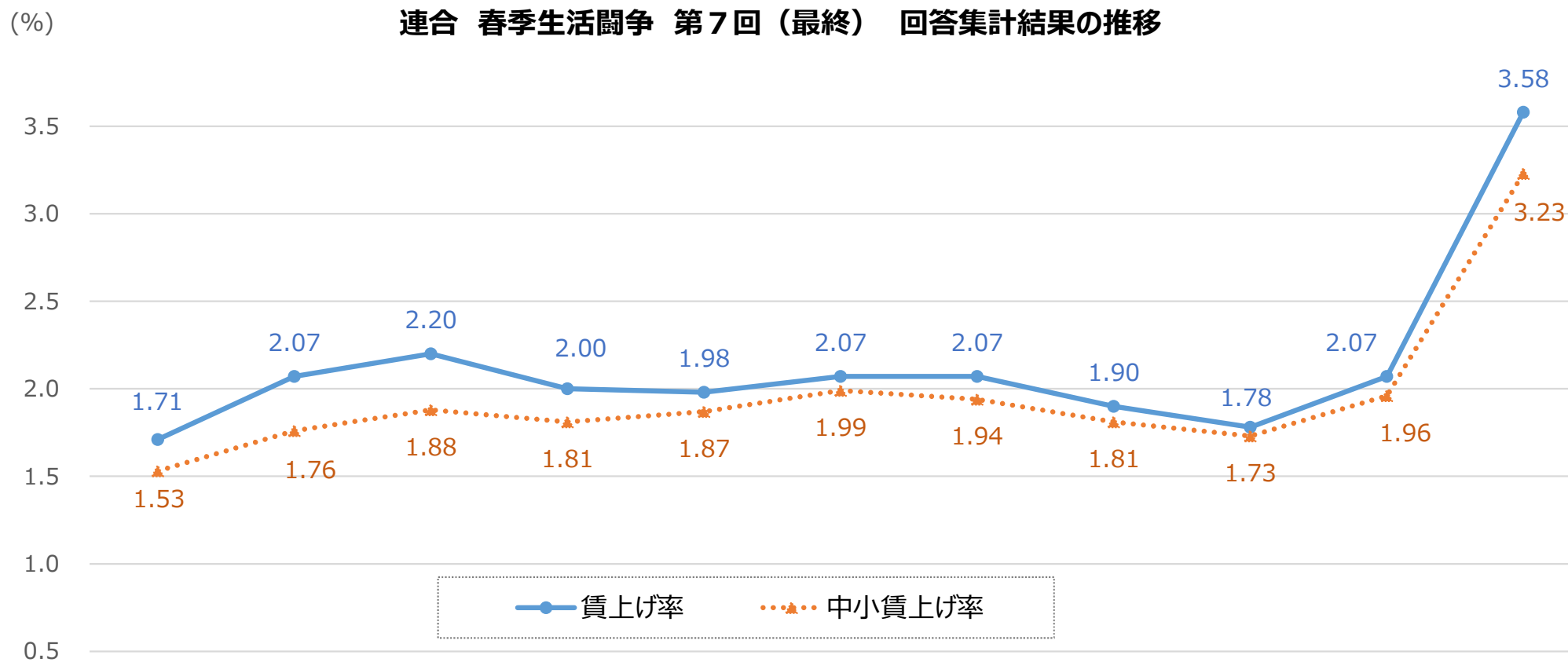


(資料) 株式会社帝国データバンク資料
(2023/2/9 特別企画：価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



312

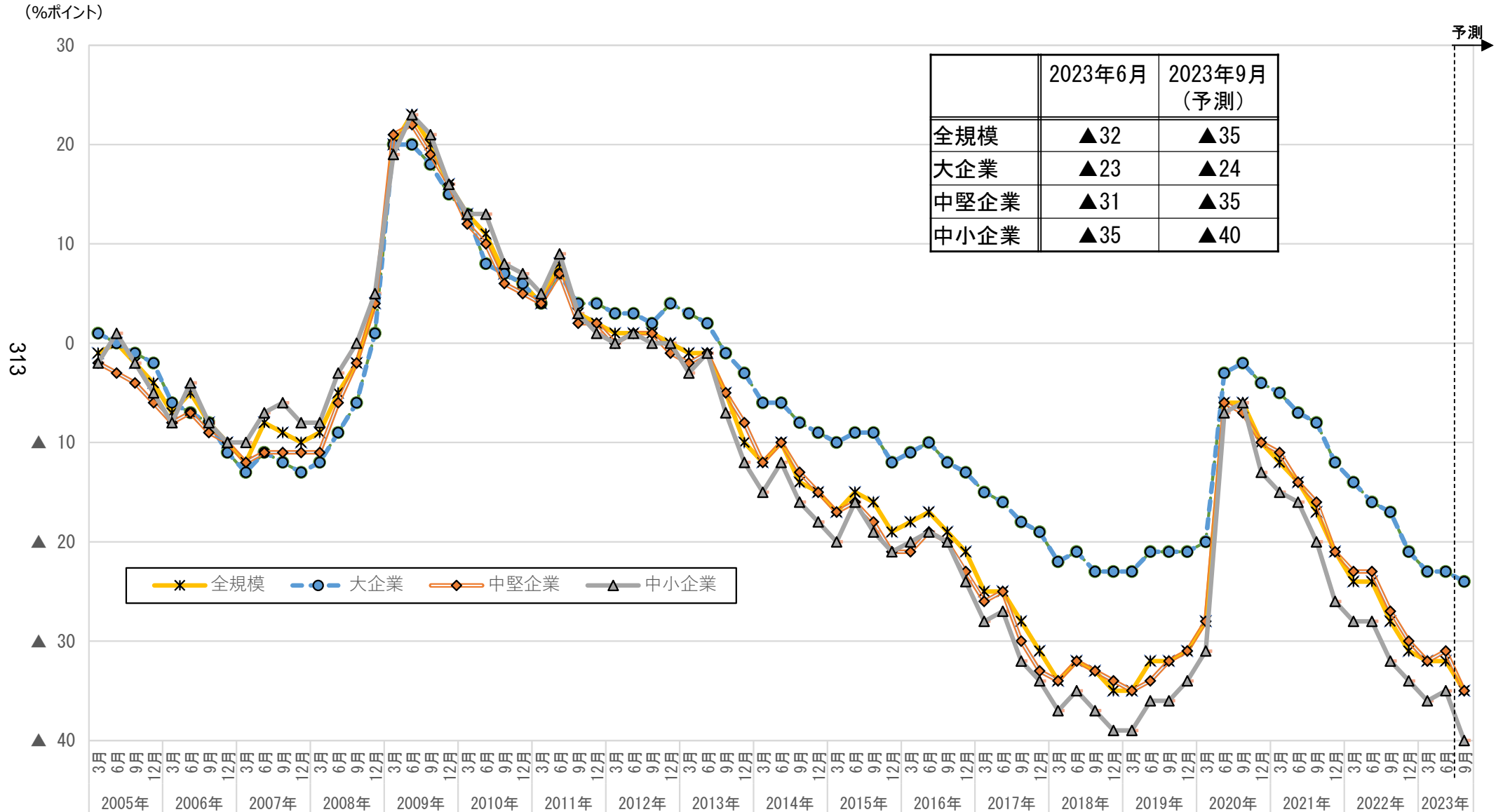
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2023年7月5日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

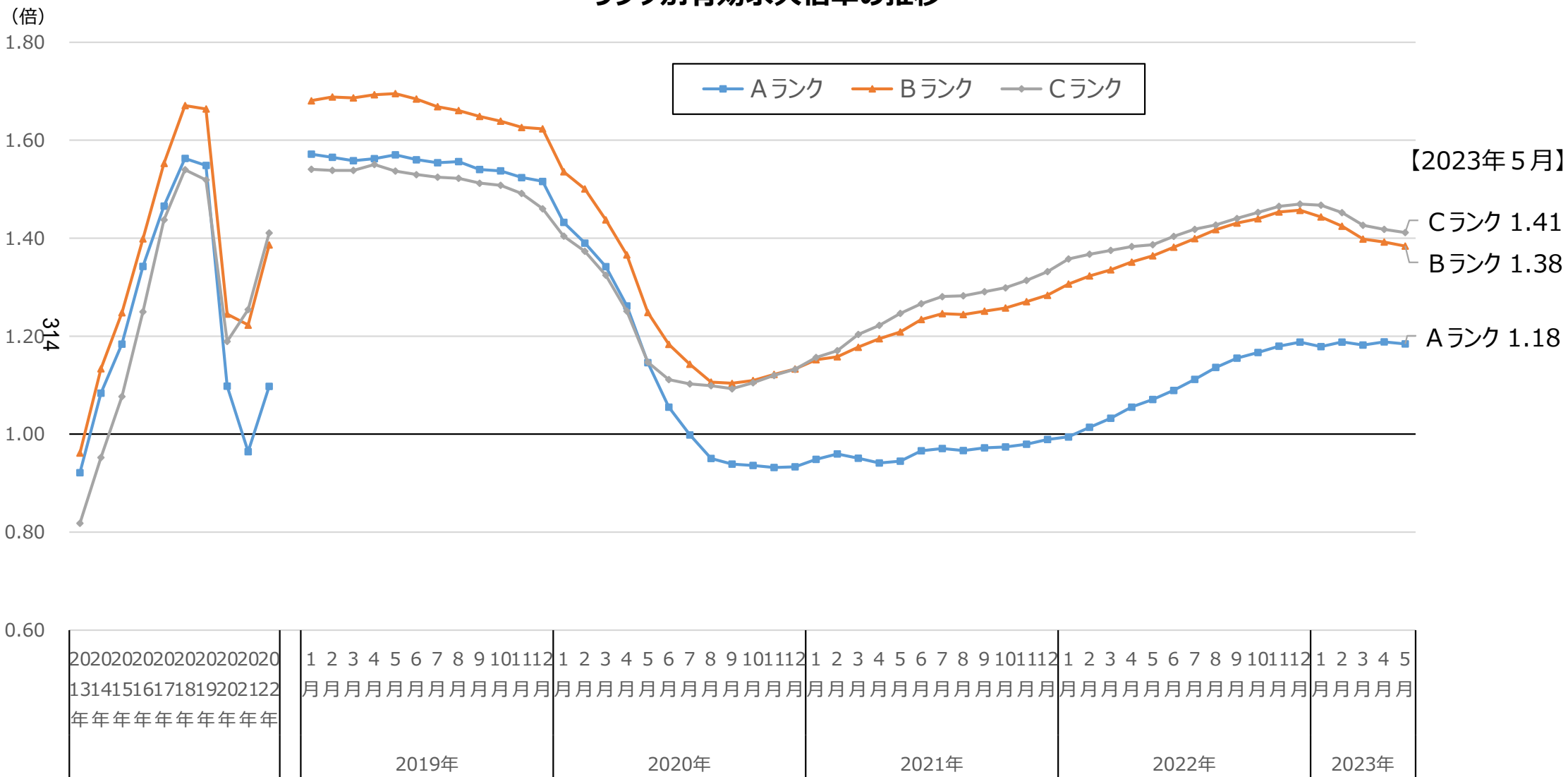
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

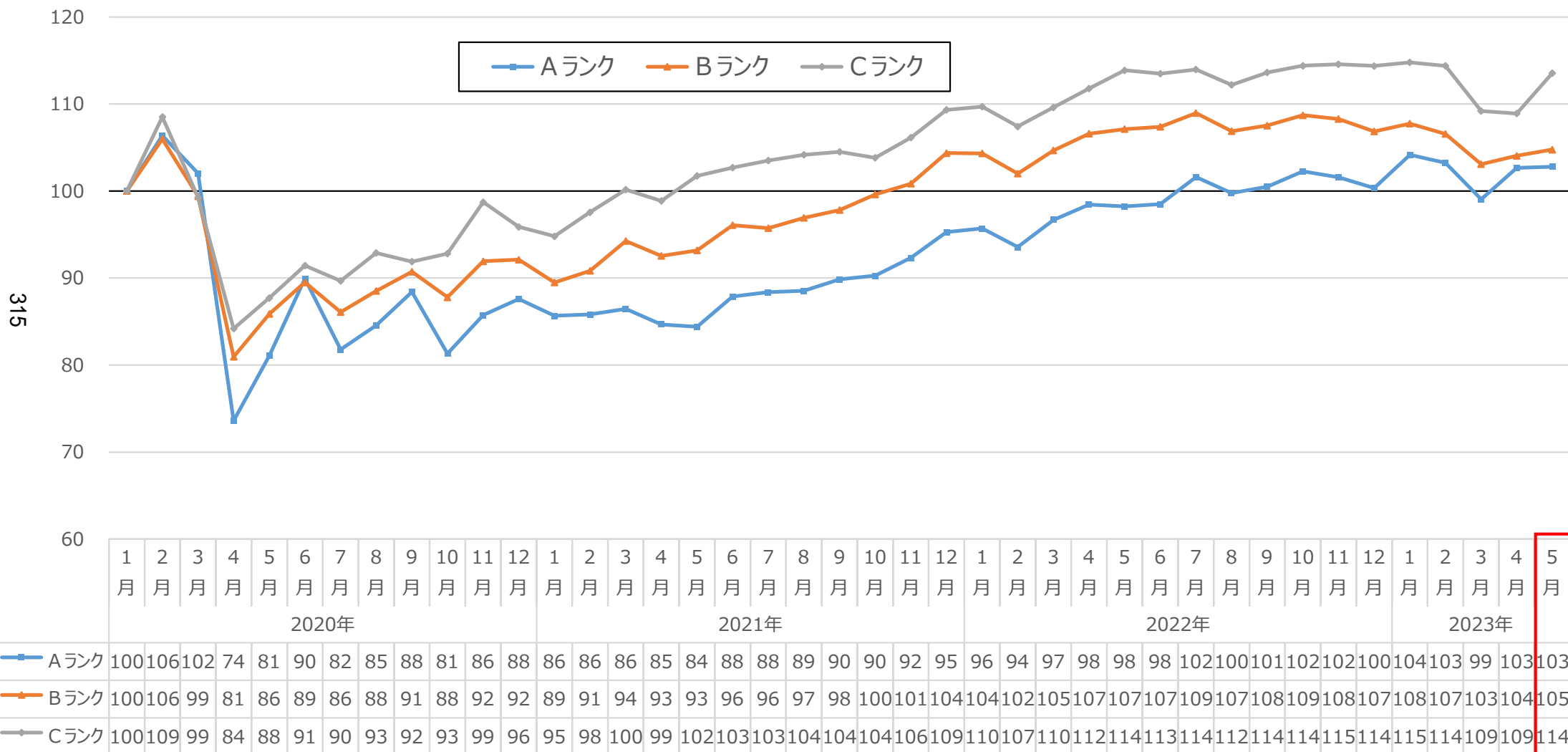
- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)

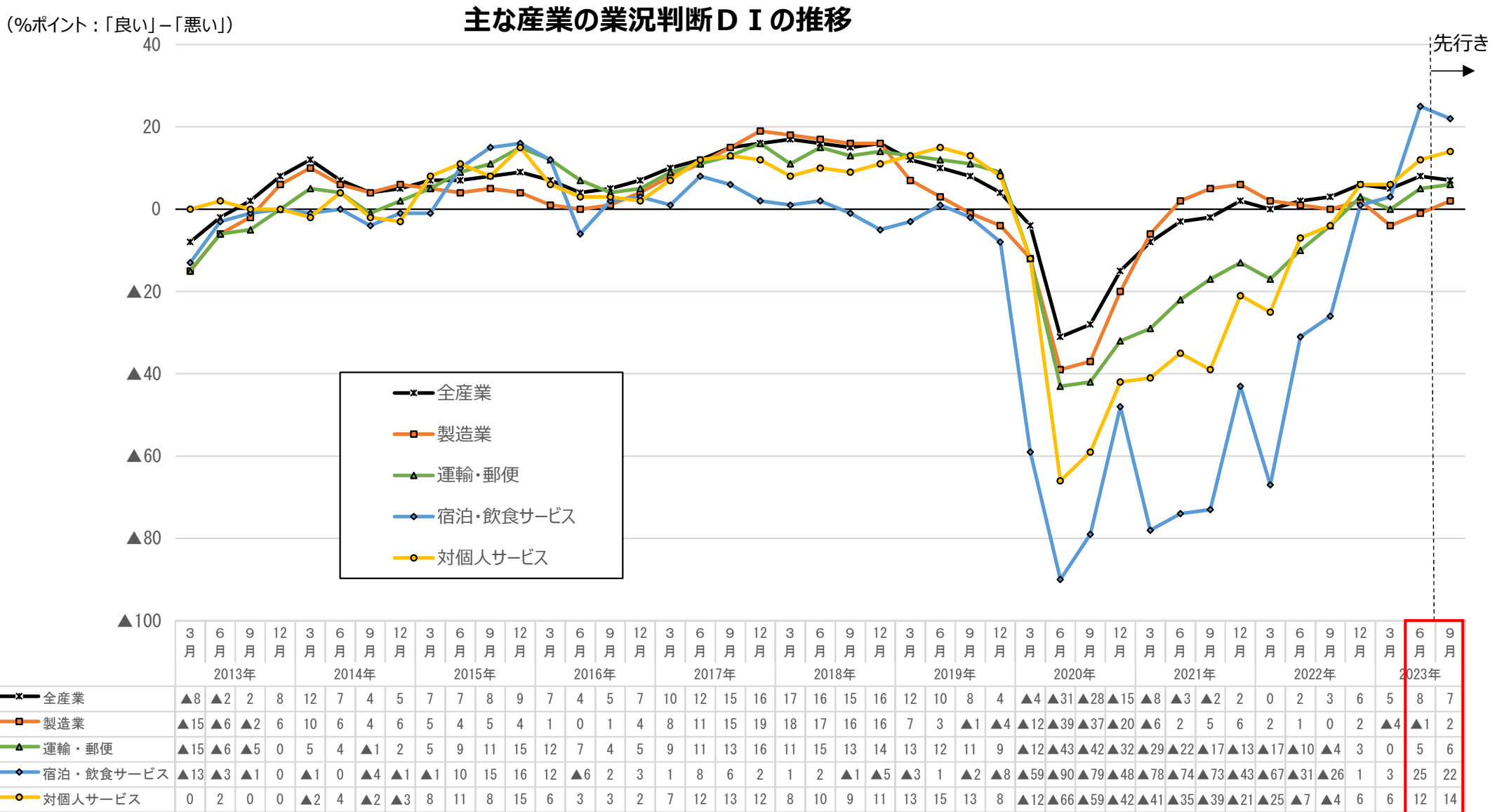


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。



316

先行き

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	調査産業計					製造業				
							名目指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート 比率 <small>(%)</small>	名目指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(R2年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート 比率 <small>(%)</small>
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	119.9	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.1	△ 0.7	104.4	1.3	98.5	1.3	31.84	104.7	1.0	98.6	0.8	13.55
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。5月は速報値である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和5年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）

連合 第7回(最終) 回答集計結果(令和5年7月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	395組合 1,664,534人 11,502円(6,637円) 3.71% (2.18%)	29組合 91,205人 6,126円(2,308円) 1.77% (0.67%)	27組合 110,581人 3,883円(1,147円) 1.38% (0.40%)
300～999人	772組合 417,141人 10,139円(6,093円) 3.68% (2.25%)	48組合 28,120人 6,569円(3,002円) 2.23% (1.02%)	40組合 22,075人 5,511円(1,666円) 2.17% (0.67%)
100～299人	1,052組合 189,776人 9,387円(5,842円) 3.62% (2.27%)	72組合 12,395人 5,169円(1,861円) 1.96% (0.70%)	69組合 11,783人 4,280円(1,719円) 1.79% (0.71%)
～99人	967組合 49,072人 8,333円(5,461円) 3.36% (2.24%)	80組合 4,029人 3,967円(1,633円) 1.61% (0.64%)	84組合 4,292人 3,511円(1,464円) 1.52% (0.62%)
規模計	3,186組合 2,320,523人 10,995円(6,474円) 3.69% (2.20%)	229組合 135,749人 5,164円(2,090円) 1.88% (0.75%)	220組合 148,731人 4,162円(1,536円) 1.71% (0.62%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和4年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第7回 回答集計結果(令和5年7月5日)

		単純平均		加重平均	
		賃上げ額	引上げ率	賃上げ額	引上げ率
時給	377組合 808,108人	賃上げ額	39.74 (21.37円)	52.78円 (23.43円)	
		引上げ率	—	5.01% (2.29%)	
		平均時給	1,091.78円 (1,057.31円)	1,095.67円 (1,047.00円)	
月給	136組合 29,553人	賃上げ額	6,647円 (3,728円)	6,828円 (3,997円)	
		賃上げ率	3.09% (1.75%)	3.18% (1.85%)	

(注) ()内の数値は、令和4年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業) 第1回集計(令和5年5月19日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手241社	92社 13,110円(7,430円) 3.91% (2.27%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象241社のうち128社(53.1%)の回答を把握したが、うち36社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和4年5月20日付 第1回集計結果(81社)。

経団連(中小企業) 第1回集計(令和5年6月23日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	277社 7,864円(5,219円) 2.94% (1.97%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
 2 288社(38.2%)から回答を把握したが、このうち11社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()の数値は、令和4年6月10日付 第1回集計結果。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和5年7月5日)

一時金		2023年回答			2022年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.34ヶ月		0.01ヶ月	2.33ヶ月	
		2,675組合	1,777,471人		2,509組合	1,820,757人
	回答額	717,421円		9,102円	708,319円	
		2,009組合	1,175,981人		1,862組合	1,030,274人
年 間	回答月数	4.87ヶ月		0.00ヶ月	4.87ヶ月	
		2,213組合	1,960,479人		2,018組合	1,827,428人
	回答額	1,588,396円		28,351円	1,560,045円	
		1,344組合	1,127,836人		1,237組合	1,080,221人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2022年回答の数値は2022年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果

経団連第1回集計(令和5年6月29日)

	2023年夏季			2022年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	121社	956,027円	3.91%	105社	929,259円	13.81%
製造業平均	110社	949,186円	3.07%	93社	930,475円	15.11%
非製造業平均	11社	1,001,251円	9.48%	12社	922,512円	6.99%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。

2 18業種159社(66.0%)の妥結を把握しているが、うち38社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		令和2年				令和3年				令和4年				令和5年		
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計	製造業	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-1	2
	非製造業	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	14	10
大企業	製造業	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9	8	7	1	5	9
	非製造業	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	23	20
中堅企業	製造業	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	0	2
	非製造業	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	17	12
中小企業	製造業	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-1
	非製造業	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	11	7

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和5年6月調査の時点で、9,147社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	-3.8	50.7	8.0	-6.8
	非製造業	-30.4	35.8	24.0	-4.9
大企業	製造業	-1.4	53.7	11.7	-7.0
	非製造業	-37.9	44.4	32.7	-5.3
中堅企業	製造業	-11.5	37.3	-3.4	-8.4
	非製造業	-23.9	31.6	18.0	-5.0
中小企業	製造業	-10.2	45.0	-7.8	-2.2
	非製造業	-16.1	21.8	8.4	-3.5

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	6.39	8.79	8.64	7.88
	非製造業	3.61	4.85	5.57	5.21
大企業	製造業	7.48	10.48	10.52	9.59
	非製造業	4.22	6.31	7.61	7.05
中堅企業	製造業	4.93	6.21	5.55	4.93
	非製造業	3.03	3.73	4.11	3.81
中小企業	製造業	3.70	4.87	4.24	4.06
	非製造業	3.18	3.70	3.79	3.64

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり(全国で約1万9千社)である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合(百分率)から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合(百分率)を引いた値である。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均=100）										
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	
	神 奈 川	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	
	大 阪	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	
	愛 知	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	
	埼 玉	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	
B ランク	千 葉	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	
	兵 庫	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	
	京 都	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	
	茨 城	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	
	静 岡	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	
	富 山	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	
	広 島	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	
	滋 賀	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	
	栃 木	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	
	群 馬	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	
	宮 城	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	
	山 梨	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	
	三 重	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	
	石 川	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	
	福 岡	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	
	香 川	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	
	岡 山	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	
	福 井	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	
	奈 良	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	
	山 口	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	
長 野	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2		
北 海 道	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9		
岐 阜	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9		
徳 島	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3		
福 島	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7		
新 潟	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0		
和 歌 山	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9		
愛 媛	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7		
島 根	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8		
C ランク	大 分	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	
	熊 本	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	
	山 形	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	
	佐 賀	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	
	長 崎	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	
	岩 手	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	
	高 知	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	
	鳥 取	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	
	秋 田	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	
	鹿 児 島	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	
	宮 崎	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	
	青 森	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	
沖 縄	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラン ク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7
	神 奈 川	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1
	大 阪	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4
	愛 知	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4
	埼 玉	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5
B ラン ク	千 葉	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0
	兵 庫	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4
	京 都	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9
	茨 城	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2
	静 岡	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4
	富 山	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6
	広 島	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7
	滋 賀	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6
	栃 木	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3
	群 馬	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2
	宮 城	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5
	山 梨	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1
	三 重	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3
	石 川	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4
	福 岡	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3
	香 川	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2
	岡 山	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8
	福 井	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4
	奈 良	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0
	山 口	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9
長 野	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	
北 海 道	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	
岐 阜	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	
徳 島	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	
福 島	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	
新 潟	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	
和 歌 山	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	
愛 媛	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	
島 根	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	
C ラン ク	大 分	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4
	熊 本	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9
	山 形	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7
	佐 賀	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9
	長 崎	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1
	岩 手	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1
	高 知	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4
	鳥 取	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2
	秋 田	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7
	鹿 児 島	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6
	宮 崎	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1
	青 森	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3
沖 縄	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

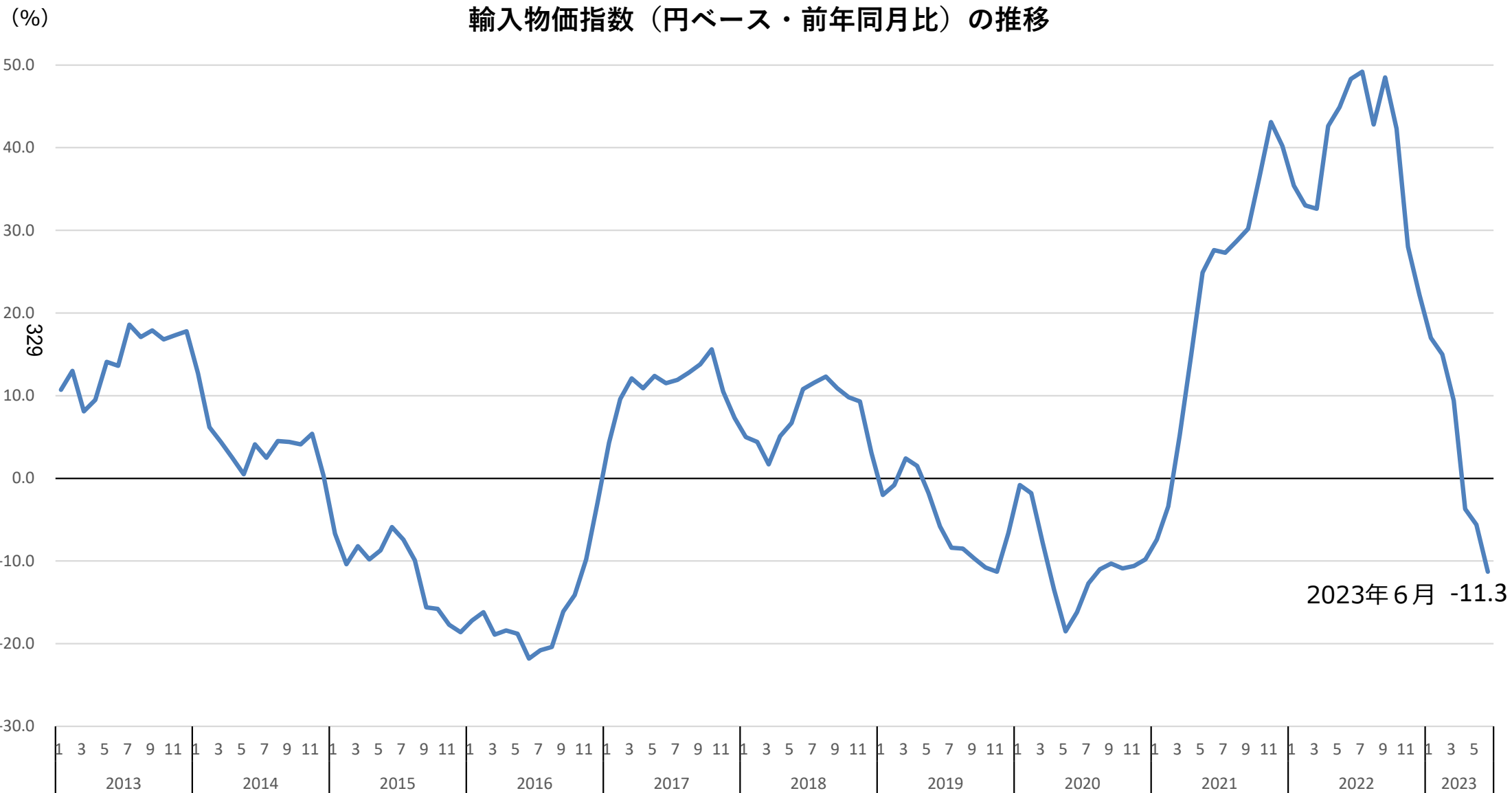
○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2023年6月は速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小し、2023年6月には、-11.3%となった。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年6月は速報値。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
4~6月					119.4	△ 0.3										
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	120.0	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.2	△ 0.7	104.4	1.3	98.5	1.3	31.84	104.7	1.0	98.6	0.8	13.55
6月					119.0	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。5月は速報値である。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和5年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

委員からの追加要望資料

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

(単位：%)

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

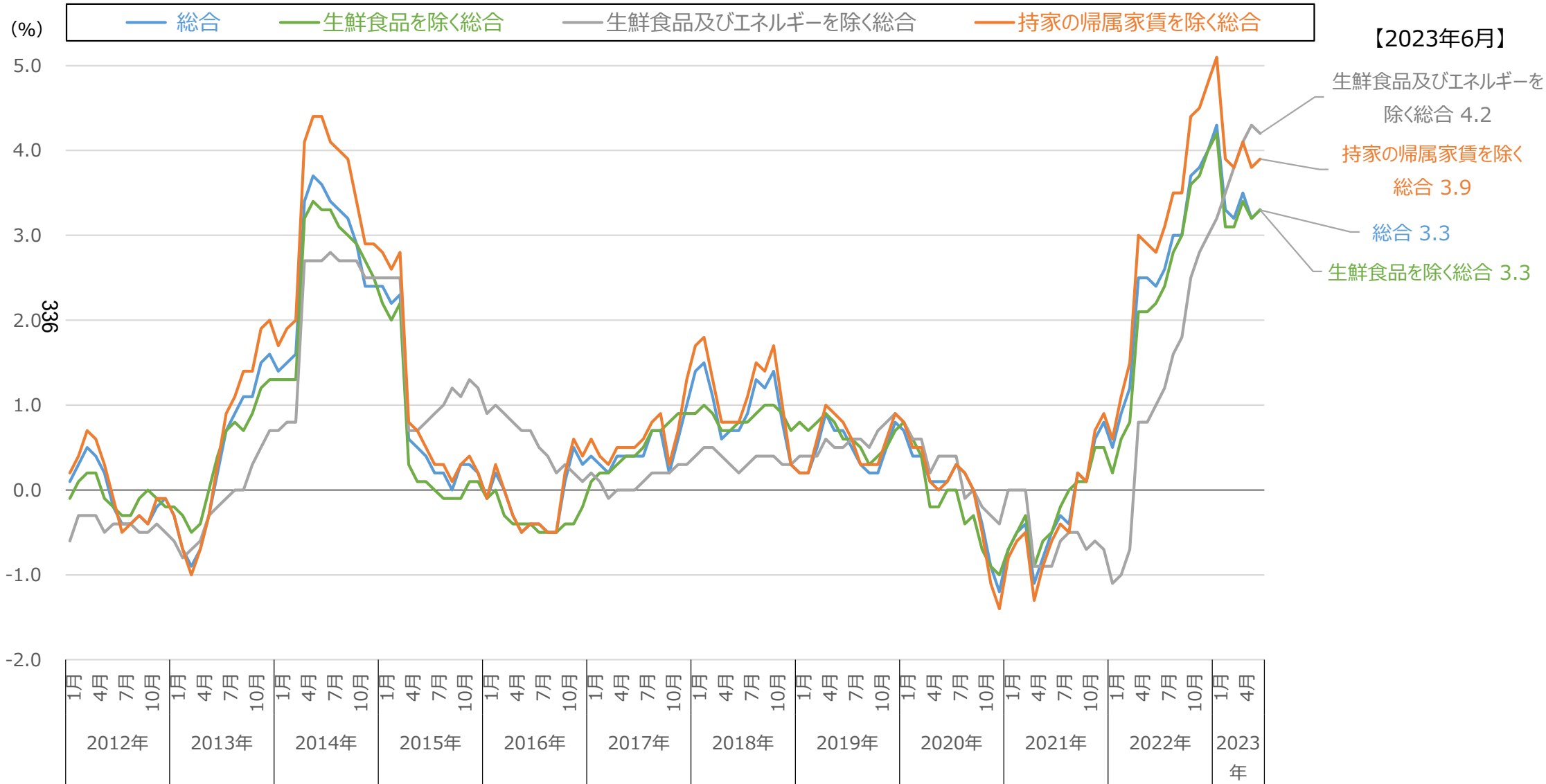
- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

足下の経済状況等に関する補足資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



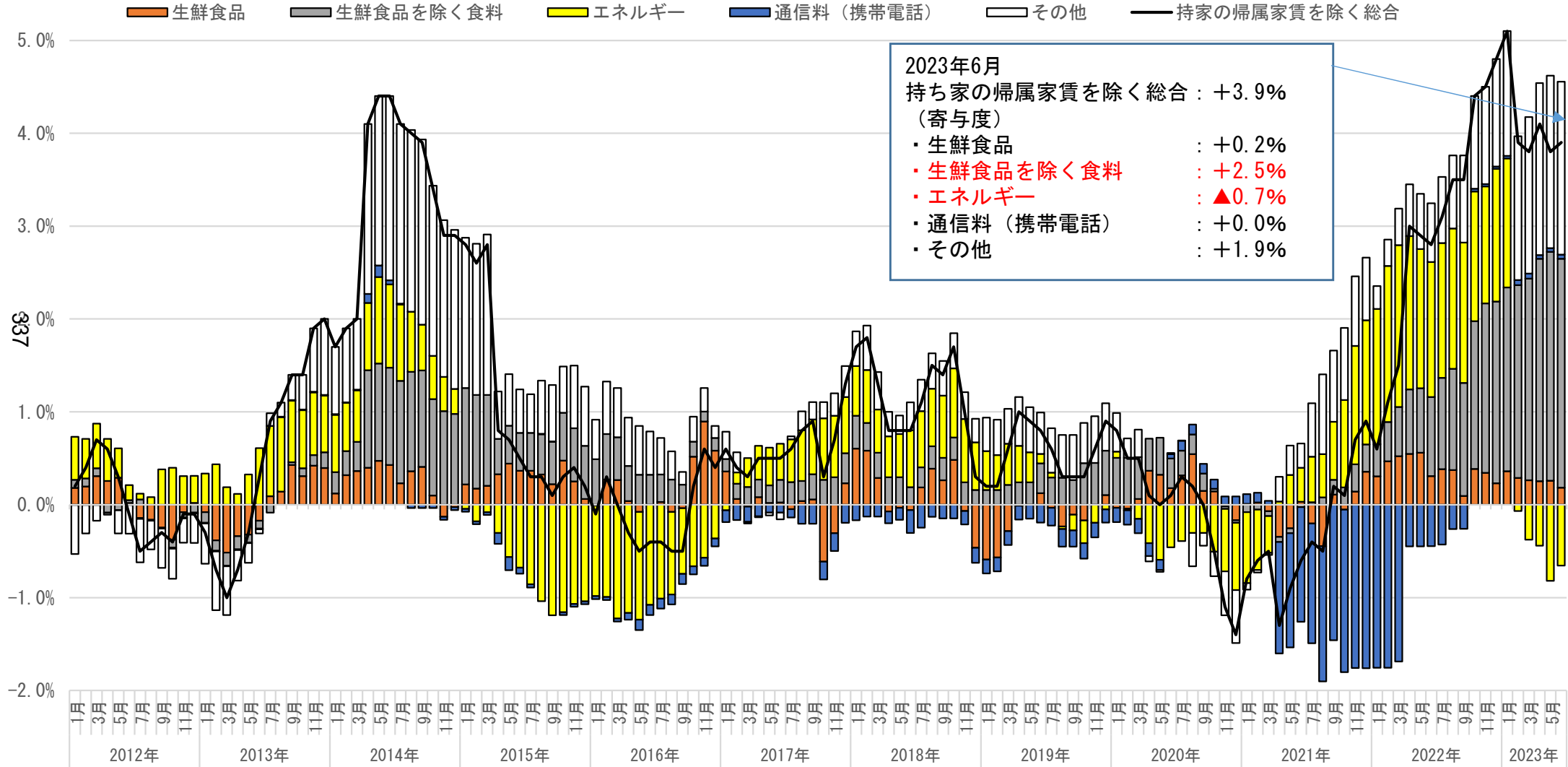
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

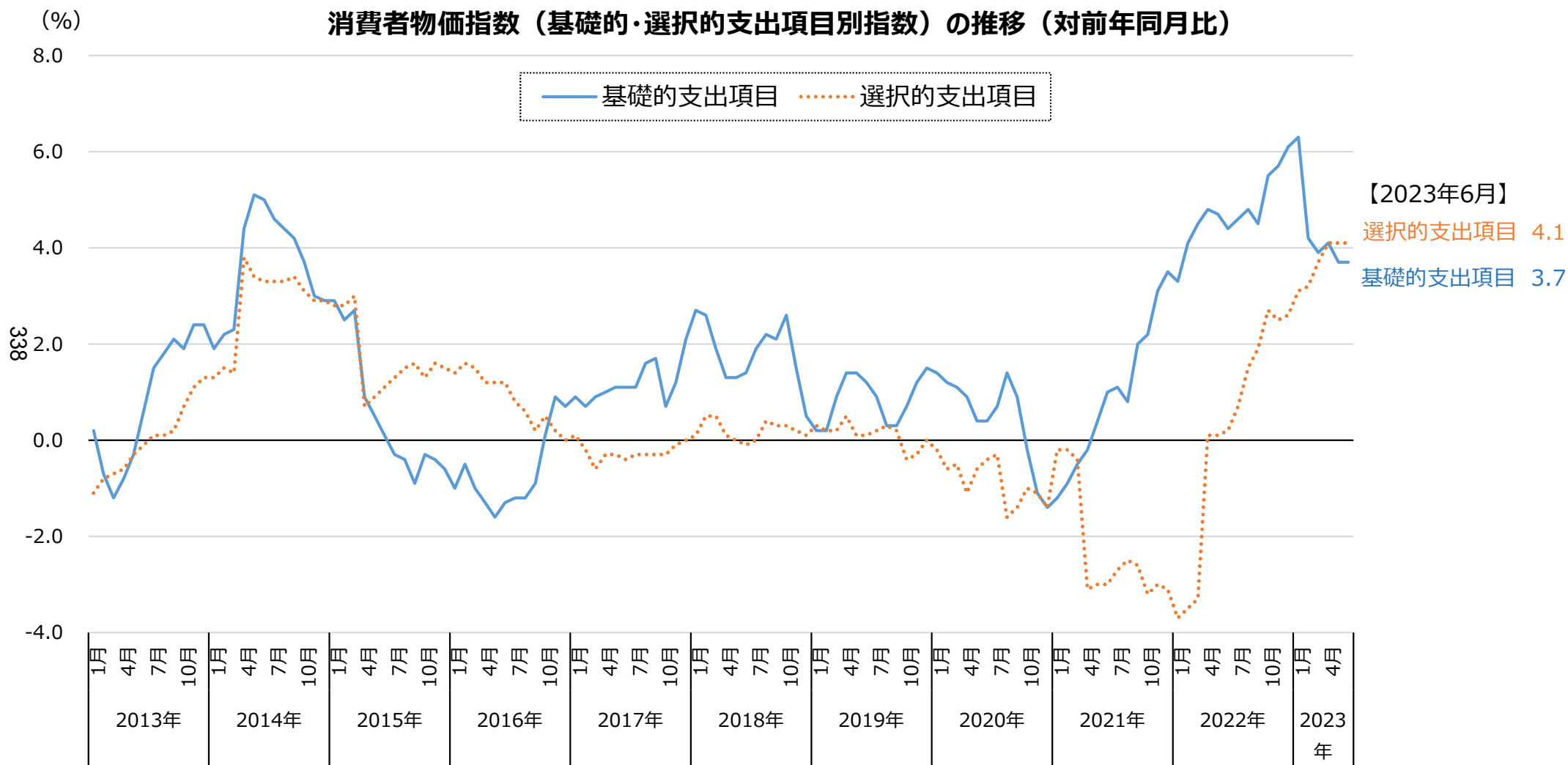


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

- (注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。

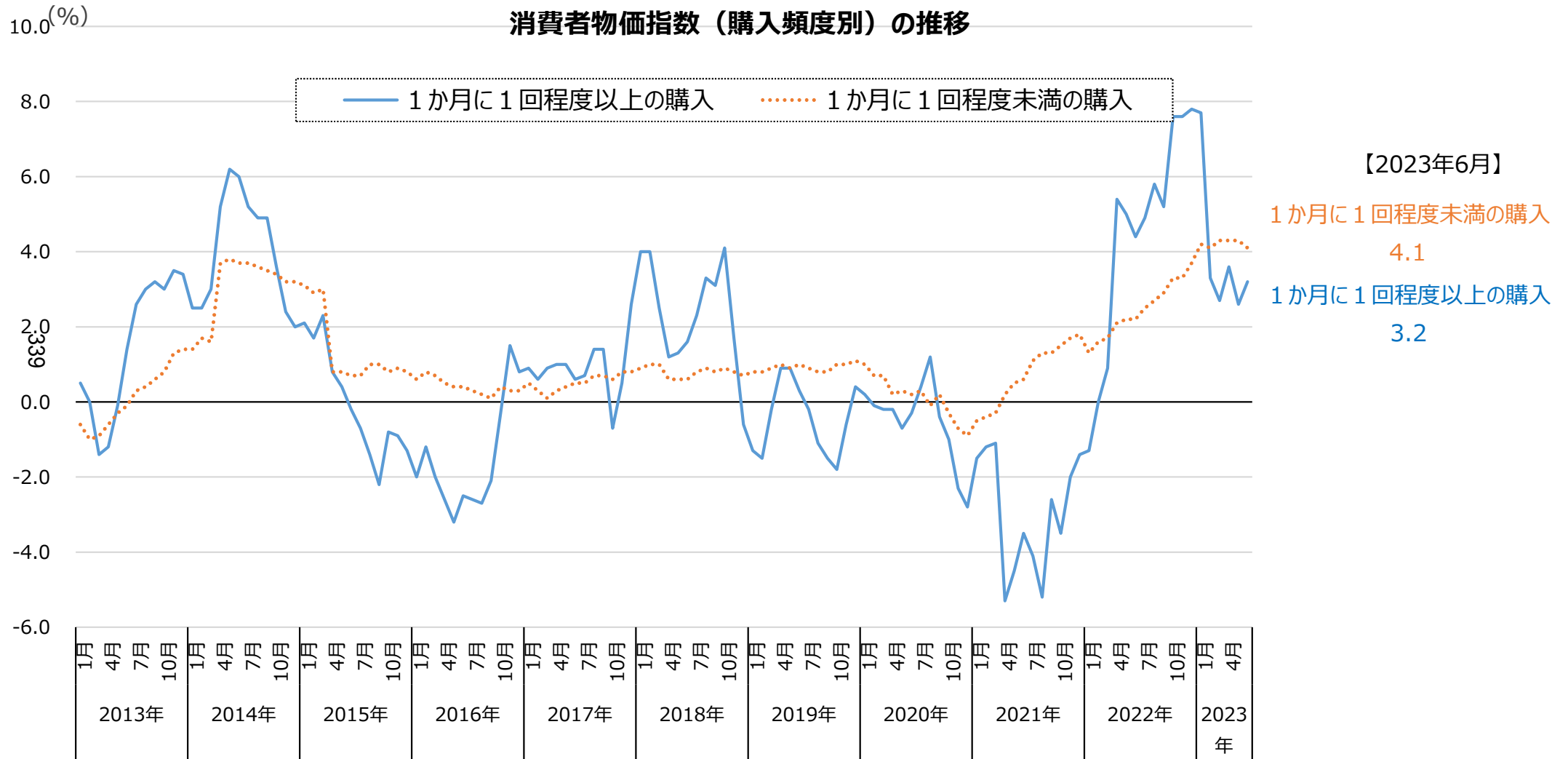


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2023年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+3.2%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+4.1%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものの。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
4~6月			106.0	0.9	119.4	△ 0.3										
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	120.0	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.2	△ 0.7	104.8	1.6	98.7	1.5	31.81	106.4	2.6	100.3	2.6	13.55
6月			106.1	0.1	119.0	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和5年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年 平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
A ランク	東京	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0	3.9
	神奈川	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9	4.1
	大阪	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2	4.0
	愛知	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1	4.0
	埼玉	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4	3.8
B ランク	千葉	0.6	3.3	1.4	△ 0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5	4.4
	兵庫	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2	4.0
	京都	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0	3.7
	茨城	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	3.9	4.3	4.0	4.2
	静岡	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9	3.9
	富山	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9	4.3
	広島	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.6	3.8	3.4	3.7
	滋賀	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9	2.9
	栃木	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1	3.8
	群馬	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8	3.6
	宮城	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0	4.5
	山梨	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0	4.1
	三重	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7	3.3
	石川	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5	4.3
	福井	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6	2.9
	香川	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4	3.8
	岡山	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7	3.5
	福岡	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1	4.5
	奈良	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0	3.5
	山口	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9	3.5
	長野	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6	3.6
	北海道	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0	4.3
	岐阜	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	4.1	3.9
	徳島	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1	3.4
	福島	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3	4.0
新潟	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6	3.5	
和歌山	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2	2.9	
愛媛	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2	4.2	
大分	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1	3.8	
C ランク	熊本	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6	3.1
	山形	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8	3.9
	佐賀	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2	3.8
	長崎	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0	3.3
	岩手	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8	3.4
	高知	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9	4.1
	鳥取	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8	4.3
	島根	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1	4.7
	秋田	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6	4.3
	鹿児島	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9	3.0
	青森	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.3	3.2	3.3	3.9	3.3	3.4
	宮城	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7	3.4
沖縄	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6	5.4	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。
 2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

平成27(2015)年基準

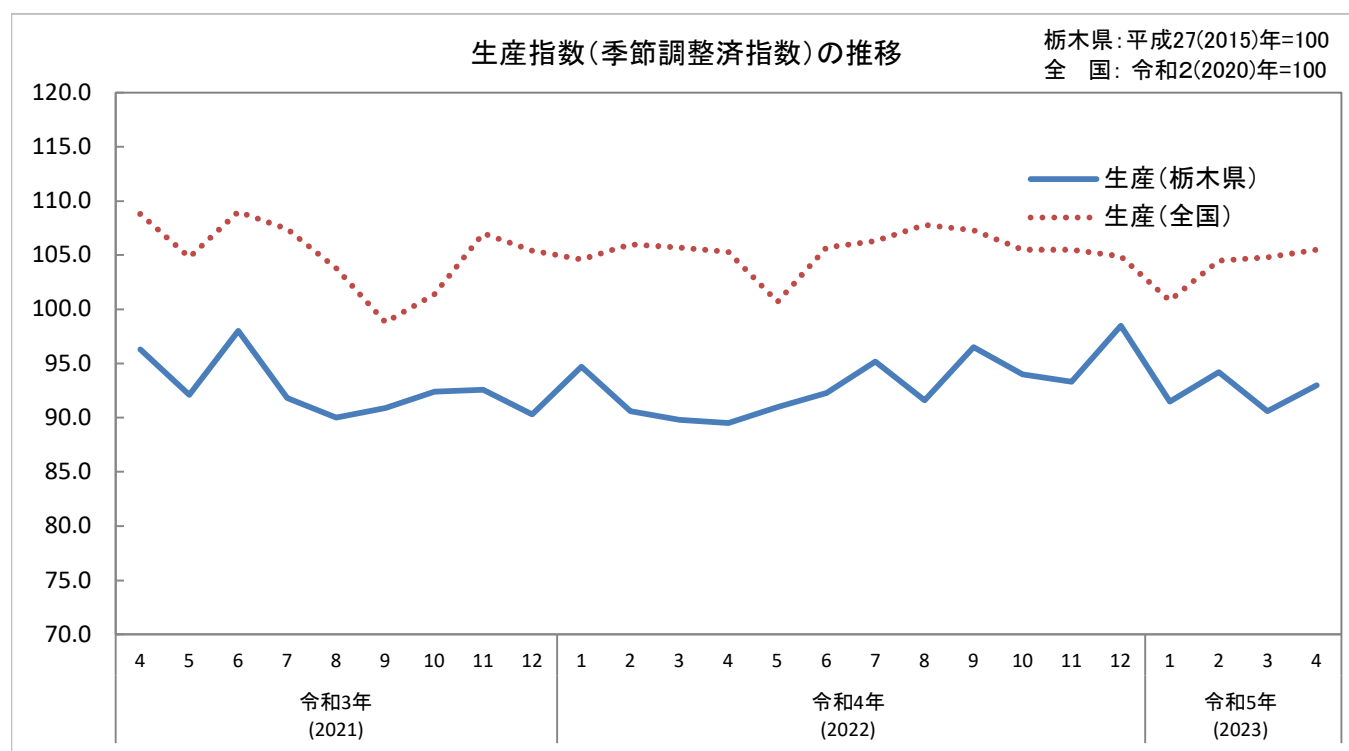
栃木県鉱工業指数

令和5(2023)年4月

—生産指数は93.0となり、2か月ぶりの上昇となりました。—

栃木県:平成27(2015)年=100
 全国:令和2(2020)年=100

項目	季節調整済指数				原指数			
	栃木県		全国		栃木県		全国	
	前月比(%)		前月比(%)		前年同月比(%)		前年同月比(%)	
生産	93.0	2.6	105.5	0.7	92.0	3.1	102.6	▲ 0.7
出荷	95.1	1.7	104.5	▲ 0.2	92.0	2.7	100.1	▲ 1.3
在庫	147.9	0.3	103.7	▲ 0.1	148.0	14.2	103.2	6.0



令和5(2023)年6月27日
 栃木県生活文化スポーツ部統計課

利用上の注意

1 目的

栃木県内の鉱工業の生産、出荷及び在庫の動態を明らかにし、その生産活動の推移をひとつの指標として観察する目的で毎月作成しています。

結果については栃木県景気動向指数を始めとして、県内の生産活動や景気の動向を把握する重要な経済指標として、行政、産業界などで広く利用されています。

2 基準時及びウェイト算定年次

県は、指数、ウェイトとも平成 27(2015)年を基準(平成 31(2019)年1月報から、基準時を従来の平成 22(2010)年から平成 27(2015)年に改定)としており、指数は基準時を「100.0」とする比率の形で表示しています。

なお、5年ごとに改定を行います。

3 分類

日本標準産業分類の中分類に準拠した「業種分類」と、品目の経済的用途に着目した「特殊分類」の2つの分類を設けています。

4 採用品目

生産指数	171 品目	、	出荷指数	170 品目
在庫指数	89 品目	、	在庫率指数	89 品目

5 算式及びウェイト

基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式です。

(1) 算式

$$\text{総合指数} = \frac{\left[\frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times \text{基準時ウェイト} \right] \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100$$

(2) ウェイト

ウェイトの表示は、業種別、品目別の合計が総合において「10,000.0」になる単式形式です。

ウェイトの算出は、「平成 28 年経済センサス-活動調査」、「経済産業省生産動態統計調査」等から、生産指数は付加価値額、出荷指数は出荷額、在庫指数は在庫額を算出し、非採用分を採用分に按分加算した「膨らましウェイト」によります。

6 季節調整

原指数には、通常1か年を周期とする季節変動が含まれているので、この変動を原指数から取り除くため、季節調整を行っています。

季節調整法は X-12-ARIMA を採用し、X-12-ARIMA では、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因についても調整しています。季節調整済指数は以下のように算出されます。

$$\text{季節調整済指数} = \text{原指数} \div (\text{季節指数} \times \text{曜日・祝祭日指数})$$

7 年間補正について

栃木県の指数について、令和4(2022)年6月報公表時に令和3(2021)年年間補正を行い、令和3(2021)年1月以降の数値を遡及して改定しました。

1 概況

(1) 生産指数

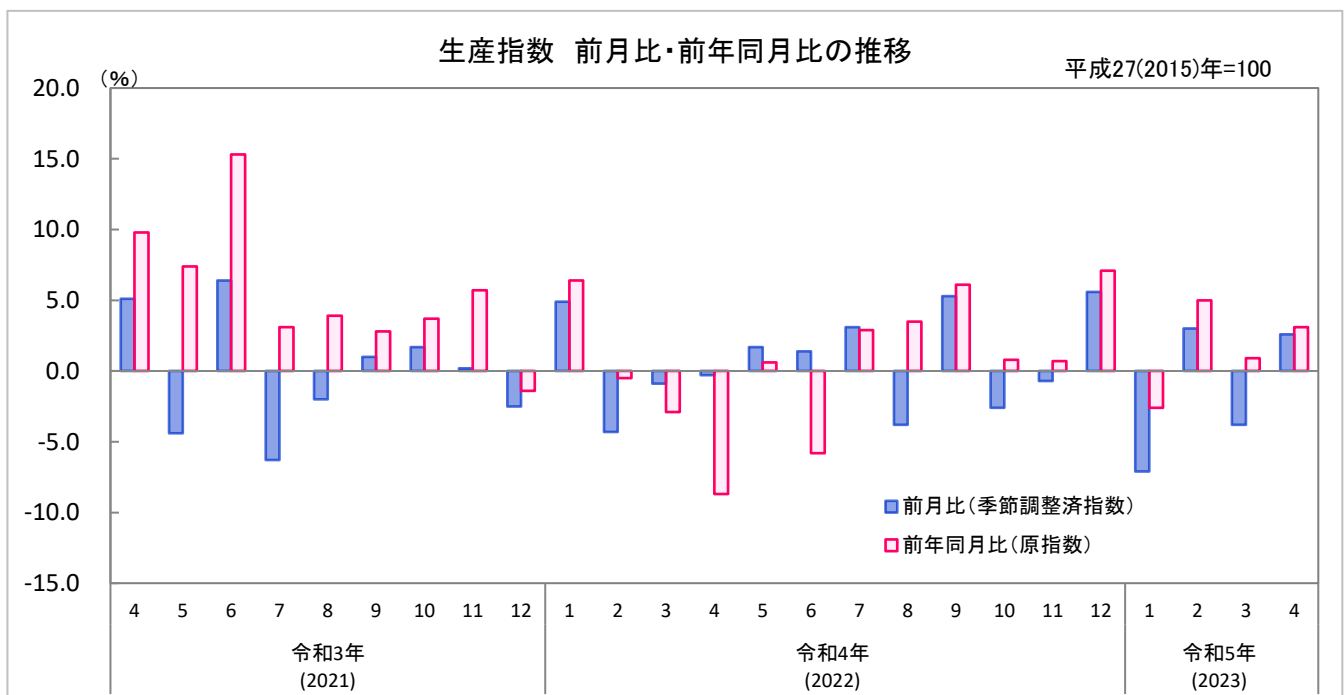
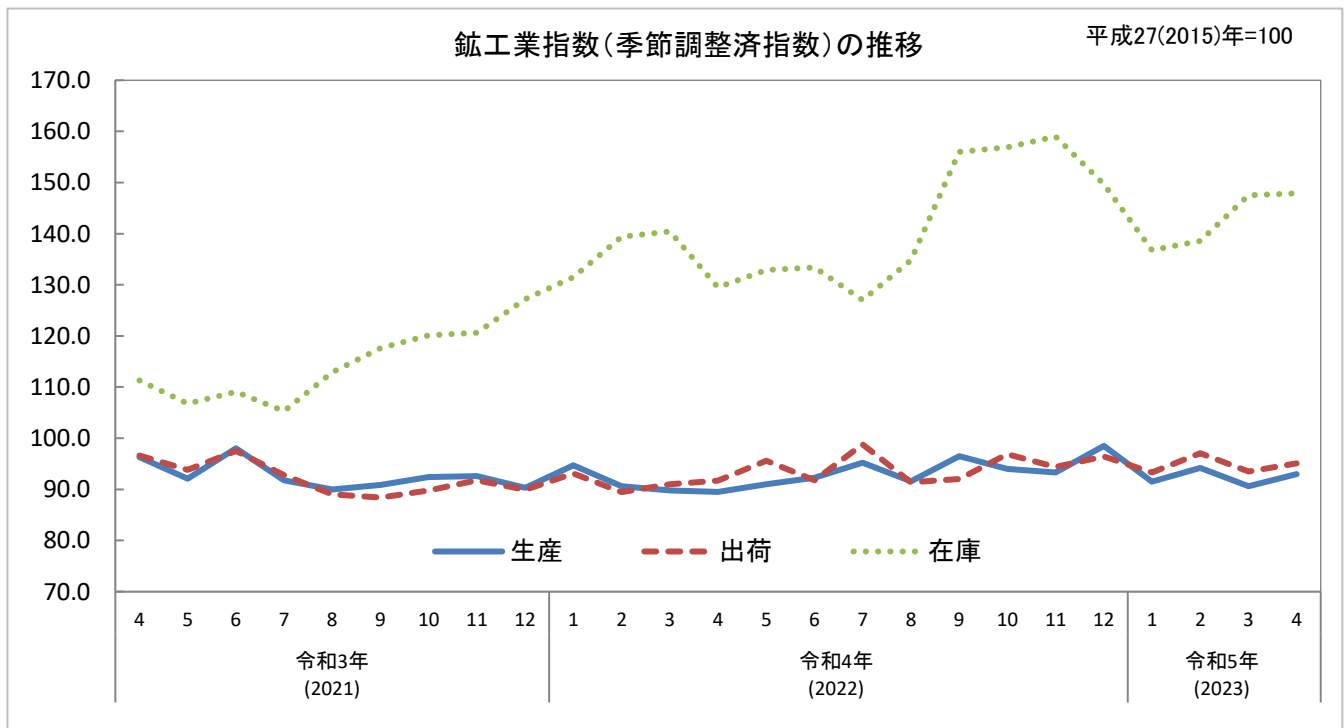
生産指数(季節調整済)は93.0で、前月に比べて、2.6%上昇し、2か月ぶりの上昇となりました。
また、前年同月(原指数)に比べて3.1%上昇し、3か月連続の上昇となりました。

(2) 出荷指数

出荷指数(季節調整済)は95.1で、前月に比べて1.7%上昇し、2か月ぶりの上昇となりました。
また、前年同月(原指数)に比べて2.7%上昇し、10か月連続の上昇となりました。

(3) 在庫指数

在庫指数(季節調整済)は147.9で、前月に比べて0.3%上昇し、3か月連続の上昇となりました。
また、前年同月(原指数)に比べて14.2%上昇し、2か月連続の上昇となりました。



2 業種別の動向(季節調整済指数)

(1) 生産指数

業種別にみると、前月に比べ、パルプ・紙・紙加工品工業、輸送機械工業、化学工業など8業種が上昇し、業務用機械工業、情報通信機械工業、電子部品・デバイス工業など9業種が低下しました。

指数の上昇に最も影響を与えた業種は、「輸送機械工業」でした。

(2) 出荷指数

業種別にみると、前月に比べ、輸送機械工業、パルプ・紙・紙加工品工業、化学工業など7業種が上昇し、窯業・土石製品工業、情報通信機械工業、生産用機械工業など10業種が低下しました。

指数の上昇に最も影響を与えた業種は、「輸送機械工業」でした。

(3) 在庫指数

業種別にみると、前月に比べ、鉱業、窯業・土石製品工業、金属製品工業など9業種が上昇し、電子部品・デバイス工業、汎用機械工業、プラスチック製品工業など7業種が低下しました。

指数の上昇に最も影響を与えた業種は、「業務用機械工業」でした。

◎指数の上昇・低下が大きかった業種

		業種	前月比(%)	影響した主な品目
生産 指数	上昇	パルプ・紙・紙加工品工業	20.4	紙加工品等
		輸送機械工業	17.5	普通乗用車、ディーゼルエンジン、懸架制動装置部品等
		化学工業	13.6	医薬品、化粧品、塗料等
	低下	業務用機械工業	▲ 19.9	測量機械器具、カメラ用交換レンズ、精密測定器等
		情報通信機械工業	▲ 9.0	無線応用装置、通信装置、カーナビゲーションシステム等
		電子部品・デバイス工業	▲ 7.2	シリコンウエハ、リレー、電子回路基板等
出荷 指数	上昇	輸送機械工業	33.9	普通乗用車、ディーゼルエンジン、懸架制動装置部品等
		パルプ・紙・紙加工品工業	28.2	紙加工品、板紙等
		化学工業	13.5	医薬品、化粧品、調合香料等
	低下	窯業・土石製品工業	▲ 16.2	通信用線材、生体用部品、砕石等
		情報通信機械工業	▲ 11.3	無線応用装置、通信装置、カーナビゲーションシステム等
		生産用機械工業	▲ 10.8	フラットパネル・ディスプレイ製造装置、田植機、ミシン等
在庫 指数	上昇	鉱業	5.9	けい石、石灰石等
		窯業・土石製品工業	5.8	通信用線材、安全ガラス、プレストレストコンクリート製品等
		金属製品工業	5.7	飲料用アルミニウム缶、石油温水給湯暖房機、鋼索等
	低下	電子部品・デバイス工業	▲ 11.7	シリコンウエハ等
		汎用機械工業	▲ 9.5	冷凍機、軸受等
		プラスチック製品工業	▲ 3.8	その他のプラスチック製品、発泡プラスチック製品、プラスチック製日用品・雑貨等

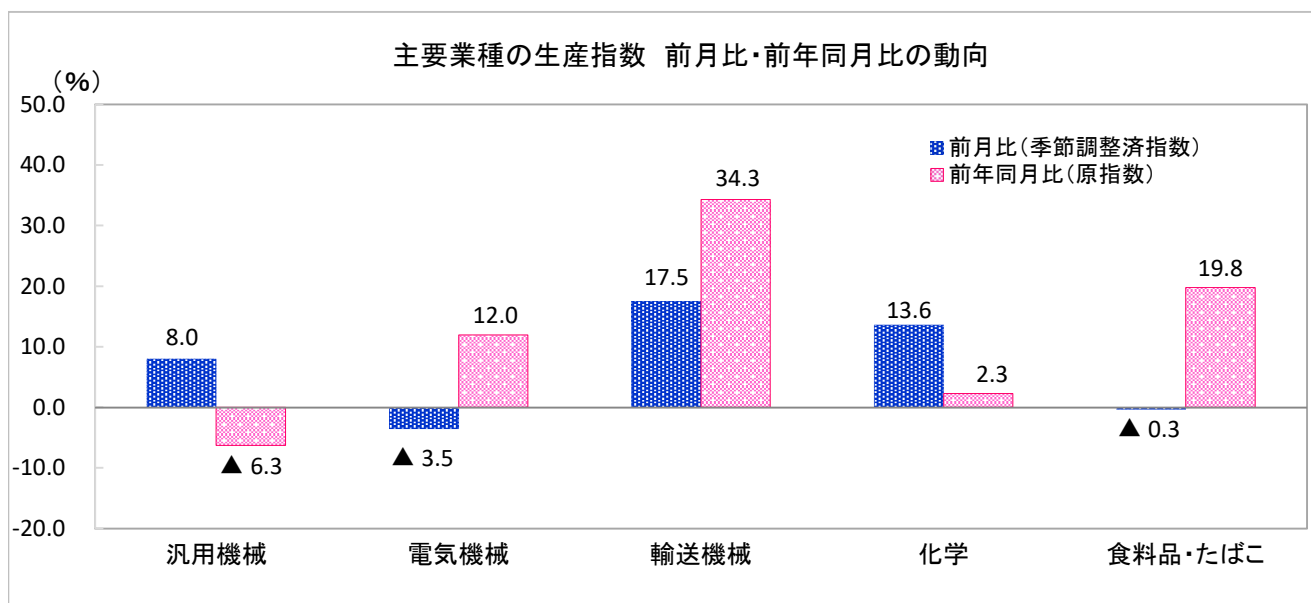
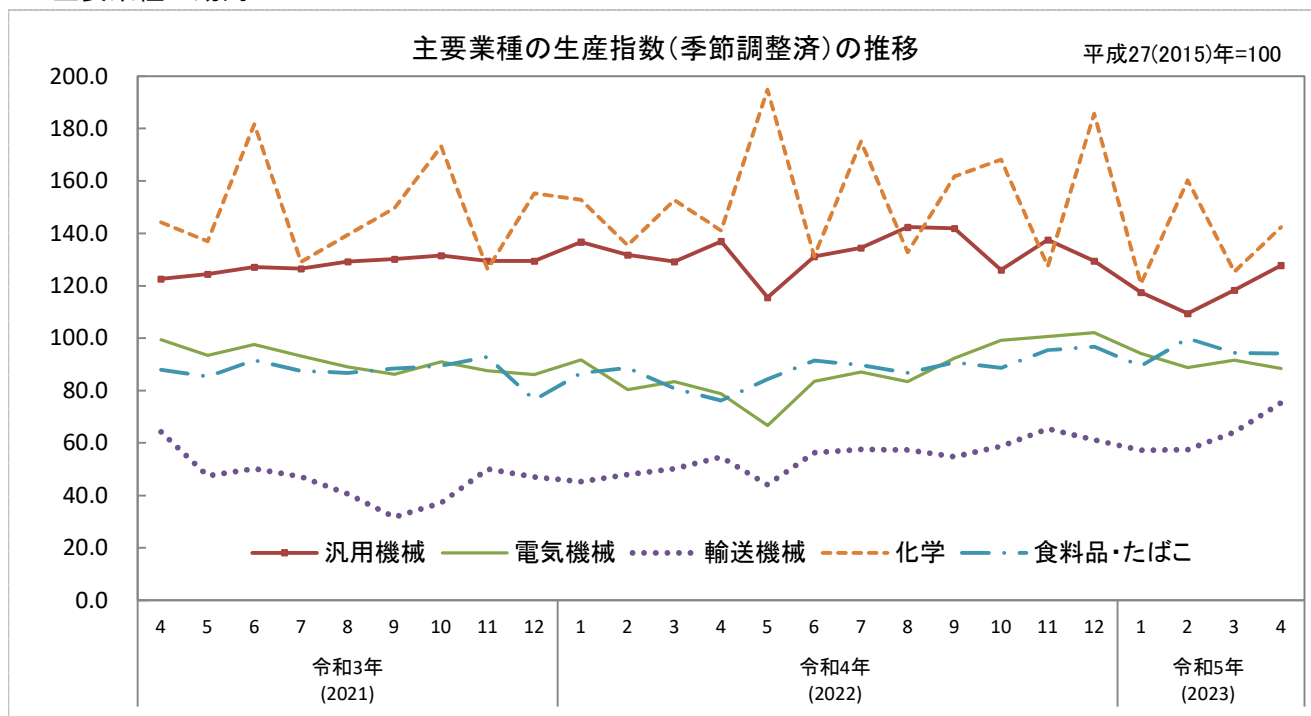
※品目については、全体に与える影響の大きいものを掲載しています。

◎指数の上昇・低下に影響した業種

		業種	前月比(%)	影響した主な品目
生産 指数	輸送機械工業	17.5	普通乗用車、ディーゼルエンジン、懸架制動装置部品等	
	化学工業	13.6	医薬品、化粧品、塗料等	
	パルプ・紙・紙加工品工業	20.4	紙加工品等	
出荷 指数	輸送機械工業	33.9	普通乗用車、ディーゼルエンジン、懸架制動装置部品等	
	化学工業	13.5	医薬品、化粧品、調合香料等	
	パルプ・紙・紙加工品工業	28.2	紙加工品、板紙等	
在庫 指数	業務用機械工業	3.1	精密測定器、カメラ用交換レンズ、工業用長さ計等	
	化学工業	3.3	塗料、調合香料、窒素等	
	その他工業	3.6	システムキッチン、合成繊維織物、自動車用タイヤ等	

※業種、品目については、全体に与える影響の大きいものを掲載しています。

3 主要業種の動向



4 特殊分類(財別分類)の動向(季節調整済指数)

平成27(2015)年=100

項目	最終需要財		投資財		消費財		生産財	
	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)
生産	89.9	2.2	89.1	▲ 1.5	90.2	3.9	97.5	▲ 0.5
出荷	95.8	4.7	90.8	▲ 6.3	98.4	10.2	95.7	▲ 2.5
在庫	180.1	▲ 0.8	98.4	▲ 1.8	227.7	▲ 1.7	110.9	▲ 0.2

- 最終需要財: 鉱工業及び他の産業に原材料等として投入されない最終製品
 - ・投資財: 資本形成に向けられる製品
 - ・消費財: 家計で購入される製品
- 生産財: 鉱工業及び他の産業に原材料等として投入される製品

業種分類別生産指数

平成27(2015)年＝100

業種分類	鉱工業	製造工業								
		鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	
ウエイト	10000.0	9981.5	193.0	200.6	600.0	275.2	607.7	511.9	365.4	1139.7
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	98.8	98.8	97.5	105.1	98.4	104.8	95.2	89.5	101.5	98.1
29(2017)年	100.8	100.8	94.1	112.6	110.1	125.5	117.5	87.3	107.0	93.0
30(2018)年	97.9	97.9	94.8	110.5	109.3	137.3	108.4	84.6	108.4	101.3
令和元(2019)年	95.4	95.4	87.5	102.0	102.0	113.2	90.6	58.4	98.6	96.1
2(2020)年	88.7	88.7	74.1	89.4	93.5	97.1	91.9	53.7	97.6	93.9
3(2021)年	92.4	92.4	81.0	98.6	96.6	126.5	104.3	61.3	109.6	92.9
4(2022)年	92.9	92.9	84.0	90.6	92.9	132.4	94.3	61.2	113.4	86.5
原指数										
令和4(2022)年4月	89.2	89.2	86.4	98.0	93.6	137.3	91.6	55.0	112.0	84.4
5月	85.0	85.0	80.5	89.1	88.9	106.1	87.2	61.4	114.0	78.0
6月	98.7	98.8	85.3	94.4	94.4	134.2	119.6	67.1	113.9	115.8
7月	100.5	100.5	86.4	93.0	96.2	130.9	112.5	54.6	108.9	103.0
8月	85.3	85.3	76.2	72.1	89.3	115.3	107.6	57.4	114.7	68.2
9月	98.4	98.4	81.8	87.4	103.4	144.9	107.1	65.7	115.2	77.5
10月	93.5	93.5	89.1	93.3	91.2	128.5	70.9	63.3	103.8	79.6
11月	95.8	95.8	87.7	94.7	96.5	143.3	65.9	66.1	103.8	89.0
12月	97.6	97.6	84.6	85.0	94.2	135.0	87.1	60.7	137.4	97.3
令和5(2023)年1月	81.0	81.0	76.2	73.5	85.0	112.5	70.4	53.6	106.9	70.2
2月	91.9	91.9	73.2	81.4	86.7	117.8	83.3	55.6	96.9	83.6
3月	101.4	101.4	80.2	90.0	96.8	132.3	106.0	58.4	103.0	112.0
4月	92.0	92.0	79.8	80.2	88.0	128.7	90.0	42.6	86.9	94.5
前年同月比(%)	3.1	3.1	▲ 7.6	▲ 18.2	▲ 6.0	▲ 6.3	▲ 1.7	▲ 22.5	▲ 22.4	12.0
季節調整済指数										
令和4(2022)年4月	89.5	89.5	87.7	95.4	95.5	137.0	98.8	54.5	114.9	78.8
5月	91.0	91.1	90.2	95.7	95.9	115.5	91.1	62.9	120.3	66.7
6月	92.3	92.4	84.4	91.1	91.3	131.2	99.9	60.5	113.3	83.5
7月	95.2	95.1	84.6	90.3	94.6	134.5	88.0	54.1	109.4	87.1
8月	91.6	91.5	89.3	85.9	94.4	142.4	95.4	62.6	112.7	83.4
9月	96.5	96.5	78.9	84.6	100.1	141.9	99.5	61.2	112.4	92.3
10月	94.0	94.0	82.8	89.3	92.2	126.1	77.1	59.7	108.2	99.2
11月	93.3	93.3	78.3	87.0	92.9	137.5	77.6	66.9	96.2	100.6
12月	98.5	98.5	83.8	84.4	97.5	129.4	97.9	58.6	131.1	102.1
令和5(2023)年1月	91.5	91.5	82.3	82.3	91.9	117.5	88.9	70.2	107.9	94.2
2月	94.2	94.1	74.2	83.7	90.5	109.4	88.0	60.9	109.8	88.7
3月	90.6	90.6	74.9	83.0	83.2	118.3	101.4	52.3	95.7	91.6
4月	93.0	93.0	81.9	78.5	90.6	127.8	98.3	41.9	88.8	88.4
前月比(%)	2.6	2.6	9.3	▲ 5.4	8.9	8.0	▲ 3.1	▲ 19.9	▲ 7.2	▲ 3.5

業種分類別生産指数

平成27(2015)年=100

									業種分類
情報通信 機械工業	輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・ 紙加工品 工業	食料品・ たばこ 工業	その他工業	鉱業	
167.6	1447.2	255.9	745.5	625.8	315.4	1889.2	641.4	18.5	ウエイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
77.2	95.8	99.4	105.0	97.9	102.6	101.0	103.3	96.5	28(2016)年
92.0	88.5	104.3	114.6	100.2	100.6	98.4	105.5	98.7	29(2017)年
72.0	70.9	111.5	108.1	100.3	104.9	95.8	106.5	101.7	30(2018)年
84.2	64.8	103.7	155.4	96.8	105.9	94.3	108.5	96.6	令和元(2019)年
120.6	47.3	99.8	152.3	91.8	105.0	86.8	96.4	96.7	2(2020)年
159.3	47.4	104.5	145.7	94.6	100.0	87.3	104.3	92.3	3(2021)年
158.1	54.6	106.1	154.3	94.1	103.6	87.7	105.4	89.5	4(2022)年
									原 指 数
170.1	46.4	102.8	138.0	97.5	94.9	80.9	110.3	92.4	令和4(2022)年4月
98.4	33.6	93.8	176.5	90.4	102.9	77.1	96.9	82.0	5月
153.4	55.6	108.3	131.6	102.8	97.6	94.7	109.4	90.9	6月
142.0	56.2	105.2	178.6	97.9	126.5	97.0	111.4	89.8	7月
155.4	50.2	96.4	129.1	90.5	90.4	82.3	97.8	83.6	8月
195.9	62.6	109.3	168.4	98.9	106.5	93.1	109.1	92.5	9月
123.9	59.8	114.5	176.1	92.7	109.8	92.0	107.7	92.3	10月
161.1	74.2	114.7	138.3	89.5	103.5	97.8	108.0	92.8	11月
151.2	64.2	112.3	167.9	85.7	93.5	96.0	101.9	95.5	12月
185.3	56.6	100.1	119.3	83.5	86.7	75.4	91.1	84.8	令和5(2023)年1月
195.9	60.9	104.0	166.2	86.4	93.9	91.8	99.8	86.2	2月
227.0	73.9	116.9	131.6	89.6	95.9	103.6	108.0	95.6	3月
148.4	62.3	104.4	141.2	84.8	109.6	96.9	101.9	94.1	4月
▲ 12.8	34.3	1.6	2.3	▲ 13.0	15.5	19.8	▲ 7.6	1.8	前年同月比(%)
									季節調整済指数
175.6	54.6	103.8	141.1	98.0	87.7	76.2	107.9	88.1	令和4(2022)年4月
111.0	44.1	102.8	194.8	91.7	102.3	84.3	108.3	84.8	5月
165.0	56.3	108.2	131.2	99.3	94.6	91.4	110.6	92.4	6月
155.0	57.6	102.6	175.1	95.3	142.5	89.7	111.0	88.5	7月
188.1	57.3	108.7	132.7	95.2	98.4	86.8	108.9	92.1	8月
178.9	54.7	106.4	161.7	96.8	98.3	90.8	106.9	91.1	9月
138.4	58.7	109.7	168.1	91.8	105.8	88.6	103.7	90.2	10月
146.2	65.4	108.9	127.4	88.5	97.7	95.4	101.9	89.2	11月
151.9	61.2	108.7	185.6	88.6	94.4	96.7	99.5	96.8	12月
201.3	57.2	105.5	120.7	86.9	98.9	89.3	98.1	93.7	令和5(2023)年1月
162.9	57.4	105.8	160.3	87.6	102.0	99.9	98.5	88.5	2月
173.5	64.1	109.0	125.3	86.1	86.9	94.4	97.7	85.8	3月
157.9	75.3	104.3	142.3	85.3	104.6	94.1	100.4	88.1	4月
▲ 9.0	17.5	▲ 4.3	13.6	▲ 0.9	20.4	▲ 0.3	2.8	2.7	前月比(%)

業種分類別出荷指数

平成27(2015)年＝100

業種分類	鉱工業	製造工業								
		鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	
ウエイト	10000.0	9988.2	263.3	433.8	513.0	308.9	514.2	374.1	304.2	899.6
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	99.2	99.2	94.5	105.4	98.3	98.0	107.7	92.9	102.1	100.1
29(2017)年	100.6	100.6	94.8	112.3	108.8	118.8	127.1	89.2	106.4	100.0
30(2018)年	95.9	95.9	100.5	109.3	109.0	128.7	118.0	88.8	106.1	108.9
令和元(2019)年	93.5	93.5	92.6	102.8	103.2	104.5	94.4	63.0	94.5	105.7
2(2020)年	87.9	87.9	82.9	97.5	92.3	100.5	99.8	97.0	94.3	107.1
3(2021)年	92.0	92.0	85.3	107.4	97.2	124.2	117.9	111.6	106.9	108.3
4(2022)年	93.4	93.4	93.1	99.2	91.0	131.9	105.7	114.7	108.2	107.4
原指数										
令和4(2022)年4月	89.6	89.6	93.9	108.8	93.5	133.0	101.4	123.1	107.9	87.3
5月	86.3	86.3	84.2	99.7	85.2	118.7	112.6	87.5	110.8	105.7
6月	97.7	97.7	98.9	106.1	95.5	122.5	135.0	135.5	111.0	151.9
7月	103.6	103.6	96.1	99.7	93.7	126.1	120.3	123.0	105.6	153.2
8月	89.1	89.1	87.5	90.5	87.9	109.7	113.8	107.2	110.0	111.1
9月	98.2	98.3	90.8	92.6	97.4	141.6	119.0	132.2	112.8	106.3
10月	93.6	93.6	95.7	98.6	85.4	127.7	89.2	117.9	101.1	80.1
11月	96.3	96.3	99.4	98.4	96.0	147.7	78.8	111.8	101.0	82.5
12月	98.5	98.5	92.8	89.2	95.2	136.5	107.5	102.9	115.4	106.7
令和5(2023)年1月	82.3	82.3	86.6	87.0	80.1	106.3	79.2	76.9	103.0	82.4
2月	93.2	93.2	86.7	90.9	82.1	115.2	101.5	98.1	94.8	101.1
3月	104.1	104.2	94.9	99.9	98.6	134.6	122.0	107.8	102.0	148.8
4月	92.0	92.0	88.5	88.6	82.6	111.5	103.6	104.7	87.7	90.9
前年同月比(%)	2.7	2.7	▲ 5.8	▲ 18.6	▲ 11.7	▲ 16.2	2.2	▲ 14.9	▲ 18.7	4.1
季節調整済指数										
令和4(2022)年4月	91.7	91.7	96.8	105.3	94.1	133.6	110.4	119.2	111.0	105.3
5月	95.6	95.6	91.2	102.6	91.8	126.9	124.8	95.5	116.1	98.3
6月	91.8	91.7	94.1	102.3	90.0	123.4	118.9	140.8	111.2	94.9
7月	98.8	98.8	96.1	97.8	90.5	126.7	97.4	143.5	108.9	110.8
8月	91.4	91.4	97.0	99.5	89.9	129.5	103.4	123.1	107.9	112.6
9月	92.0	92.1	89.2	92.4	97.1	139.9	104.6	121.7	108.0	107.2
10月	96.9	96.8	93.3	96.4	86.1	128.0	86.9	125.2	107.4	121.6
11月	94.4	94.4	92.7	93.7	90.5	147.3	90.4	93.3	93.3	110.7
12月	96.4	96.4	92.9	92.8	94.4	128.5	106.5	93.8	109.6	113.5
令和5(2023)年1月	93.3	93.3	91.6	93.8	92.0	112.1	109.6	88.3	103.4	123.1
2月	97.1	97.1	91.5	93.8	87.9	111.1	108.3	98.7	104.8	120.5
3月	93.5	93.5	83.4	91.7	88.2	116.4	122.7	92.9	94.5	118.0
4月	95.1	95.1	92.4	87.0	84.5	110.4	109.5	102.9	91.3	108.6
前月比(%)	1.7	1.7	10.8	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 5.2	▲ 10.8	10.8	▲ 3.4	▲ 8.0

業種分類別出荷指数

平成27(2015)年=100

情報通信 機械工業	輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・ 紙加工工 業	食料品・ たばこ 工業	その他工業	鉱業	業種分類
214.0	1854.5	186.6	743.1	599.9	268.3	1946.2	564.5	11.8	ウエイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
75.6	98.8	88.7	103.6	99.7	104.4	97.5	102.7	94.3	28(2016)年
87.3	88.2	91.3	112.1	103.6	107.1	94.8	106.0	95.8	29(2017)年
69.7	64.9	75.5	104.9	104.2	112.8	94.7	106.7	96.7	30(2018)年
83.4	55.6	89.5	158.5	101.5	114.3	90.6	107.1	93.3	令和元(2019)年
118.0	37.8	64.3	156.4	95.7	115.0	80.8	96.1	93.2	2(2020)年
155.2	36.8	65.2	148.8	96.5	109.0	82.4	102.5	88.6	3(2021)年
153.1	45.0	66.4	158.0	96.1	113.5	81.1	104.6	86.8	4(2022)年
									原指数
165.5	38.7	67.0	141.1	100.0	101.4	78.7	105.8	89.4	令和4(2022)年4月
95.1	24.4	58.6	182.6	94.8	112.3	74.7	91.7	81.5	5月
150.0	44.9	67.3	132.1	103.3	104.9	76.1	109.7	93.8	6月
136.8	46.8	64.6	184.4	103.0	143.2	89.0	111.8	86.8	7月
150.9	36.9	60.6	130.9	92.6	96.0	87.0	100.6	82.3	8月
187.5	48.1	66.7	172.2	99.5	120.5	83.1	105.7	86.4	9月
118.3	50.7	69.9	182.1	92.3	119.5	89.0	110.9	89.5	10月
156.1	69.4	70.4	137.7	93.2	113.5	96.1	105.6	91.0	11月
145.6	65.3	68.2	172.6	90.3	101.2	89.0	100.2	91.8	12月
183.5	54.3	59.5	122.6	81.2	94.6	75.1	88.4	81.9	令和5(2023)年1月
189.8	56.3	61.8	172.6	86.0	101.3	84.6	96.4	84.1	2月
222.0	66.1	72.4	134.7	97.3	101.2	92.1	112.4	96.6	3月
142.7	56.0	62.3	145.5	89.0	120.1	94.6	98.4	85.6	4月
▲ 13.8	44.7	▲ 7.0	3.1	▲ 11.0	18.4	20.2	▲ 7.0	▲ 4.3	前年同月比(%)
									季節調整済指数
171.9	48.5	68.9	144.0	98.6	94.4	72.0	106.4	86.9	令和4(2022)年4月
107.3	36.4	68.5	198.9	97.3	110.0	84.0	106.9	85.7	5月
163.0	48.9	70.3	132.5	99.7	101.8	74.4	114.6	92.0	6月
147.9	51.2	60.2	182.4	98.9	166.1	82.1	111.7	88.5	7月
182.3	39.6	70.7	133.6	94.3	103.6	84.0	110.7	92.4	8月
168.3	40.7	69.2	164.0	98.8	110.2	74.3	102.6	86.5	9月
133.7	46.5	69.2	173.7	92.3	114.4	100.3	104.0	86.2	10月
141.9	58.7	66.9	129.7	92.9	102.1	95.6	97.5	86.7	11月
146.9	60.4	62.7	192.6	91.3	101.8	84.0	97.0	89.5	12月
201.1	54.8	57.6	123.3	86.8	109.8	88.6	97.2	91.0	令和5(2023)年1月
154.4	53.0	60.2	163.9	88.6	112.1	94.1	97.5	85.1	2月
171.4	55.4	68.5	128.5	93.5	92.3	87.6	97.2	86.9	3月
152.1	74.2	57.4	145.8	88.0	118.3	89.3	99.3	81.8	4月
▲ 11.3	33.9	▲ 16.2	13.5	▲ 5.9	28.2	1.9	2.2	▲ 5.9	前月比(%)

業種分類別在庫指数

平成27(2015)年＝100

業種分類	業種分類別在庫指数									
	鉱工業	製造工業	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業
ウエイト	10000.0	9774.6	595.4	813.6	479.7	260.7	806.7	333.3	206.7	1266.2
平成27(2015)年	91.2	90.9	94.2	107.9	87.8	73.8	110.4	101.4	65.2	82.3
28(2016)年	92.1	91.4	94.2	98.7	90.0	78.0	38.4	98.1	34.8	98.5
29(2017)年	95.1	94.5	107.9	96.4	81.8	116.3	46.9	115.0	36.0	98.6
30(2018)年	94.7	94.1	105.7	104.8	100.0	119.5	24.6	135.3	59.4	97.5
令和元(2019)年	95.3	95.1	94.4	104.4	93.4	143.6	23.8	95.0	104.4	88.9
2(2020)年	100.4	100.2	87.5	97.4	76.6	103.1	30.0	270.3	58.7	91.2
3(2021)年	119.8	120.3	98.4	100.0	87.9	145.3	43.1	285.7	59.4	111.9
4(2022)年	140.9	141.8	100.8	112.1	89.1	158.8	40.9	419.1	77.3	116.0
原指数										
令和4(2022)年4月	129.6	130.3	97.1	100.6	97.5	156.7	56.1	225.5	73.5	132.6
5月	141.2	142.3	113.0	102.4	100.8	138.4	46.7	277.5	62.9	131.2
6月	143.8	145.1	107.3	100.5	97.7	158.3	43.7	310.7	47.8	136.7
7月	140.9	142.0	109.8	107.2	99.1	162.1	49.6	285.1	48.5	144.3
8月	135.4	136.4	102.9	91.1	98.5	177.9	53.0	302.9	59.0	125.2
9月	147.9	149.3	95.9	98.7	104.9	181.6	51.2	313.5	59.5	98.1
10月	153.0	154.1	102.8	101.6	107.8	188.9	45.9	333.5	60.2	99.8
11月	155.7	156.9	99.2	107.7	98.9	154.3	46.0	356.5	65.1	112.1
12月	140.9	141.8	100.8	112.1	89.1	158.8	40.9	419.1	77.3	116.0
令和5(2023)年1月	134.1	134.9	104.7	101.9	91.0	196.1	48.1	430.1	73.4	117.4
2月	135.2	135.9	102.8	103.7	94.1	202.9	46.3	466.4	62.8	127.7
3月	139.7	140.6	98.6	105.1	88.0	171.6	42.2	480.5	64.9	125.8
4月	148.0	148.9	102.2	109.8	93.3	173.5	43.6	471.1	71.3	187.8
前年同月比(%)	14.2	14.3	5.3	9.1	▲ 4.3	10.7	▲ 22.3	108.9	▲ 3.0	41.6
季節調整済指数										
令和4(2022)年4月	129.5	130.1	98.2	100.9	95.6	163.5	53.4	230.0	76.2	110.5
5月	132.9	133.8	107.0	102.1	95.8	140.7	41.5	288.0	70.5	88.8
6月	133.4	134.4	104.1	97.4	95.5	154.4	36.9	320.9	59.6	105.7
7月	127.0	127.8	107.8	104.1	98.3	156.4	38.2	267.6	50.5	122.8
8月	134.8	135.9	101.5	96.6	102.3	175.4	47.6	303.6	56.7	118.7
9月	156.0	157.9	101.8	100.6	104.3	179.6	54.3	327.1	62.3	130.8
10月	156.9	158.1	105.3	102.2	106.7	194.0	49.8	336.1	55.1	117.9
11月	159.0	160.3	100.8	103.8	99.5	139.6	53.3	373.8	53.2	127.7
12月	149.7	150.7	104.7	103.4	95.9	159.4	54.1	409.3	73.8	144.1
令和5(2023)年1月	136.8	137.6	107.1	105.5	92.8	197.0	57.8	414.0	61.7	140.7
2月	138.6	139.3	97.4	107.8	93.9	194.2	50.1	453.7	58.8	144.8
3月	147.5	148.5	100.1	107.7	86.6	199.9	42.6	466.3	83.7	158.0
4月	147.9	148.7	103.3	110.1	91.5	181.0	41.5	480.6	73.9	156.5
前月比(%)	0.3	0.1	3.2	2.2	5.7	▲ 9.5	▲ 2.6	3.1	▲ 11.7	▲ 0.9

業種分類別在庫指数

平成27(2015)年=100

								業種分類
輸送機械工業	窯業・土石製品工業	化学工業	プラスチック製品工業	パルプ・紙・紙加工品工業	食料品・たばこ工業	その他工業	鉱業	
1106.7	319.5	805.2	906.8	334.8	804.9	734.4	225.4	ウエイト
51.0	104.0	105.1	100.7	91.1	98.1	92.2	105.7	平成27(2015)年
66.3	96.3	100.8	98.8	115.2	134.2	104.3	123.0	28(2016)年
53.4	98.8	119.0	96.3	124.0	149.0	93.0	118.9	29(2017)年
32.3	104.7	130.2	98.2	127.1	138.9	101.5	121.1	30(2018)年
33.3	98.0	110.5	101.1	97.5	198.2	109.4	104.5	令和元(2019)年
34.7	93.0	112.2	93.0	95.9	242.0	98.9	109.8	2(2020)年
74.8	103.4	116.9	112.1	94.1	308.9	109.5	95.6	3(2021)年
204.1	109.5	124.6	118.2	96.0	295.9	104.3	101.3	4(2022)年
								原指数
121.3	100.4	114.9	117.8	93.3	336.2	102.5	97.9	令和4(2022)年4月
212.2	100.0	116.6	117.0	95.4	333.5	108.7	94.2	5月
208.0	101.1	115.6	118.1	95.0	359.7	107.3	88.5	6月
186.2	102.8	115.9	116.8	95.4	334.3	107.6	91.5	7月
218.9	106.2	122.4	120.1	96.7	244.0	105.4	90.3	8月
305.2	106.0	118.6	120.5	94.1	315.7	108.7	88.6	9月
349.7	106.5	117.7	122.0	96.6	299.5	101.6	105.9	10月
376.4	106.6	118.6	120.6	96.3	280.5	101.0	103.3	11月
204.1	109.5	124.6	118.2	96.0	295.9	104.3	101.3	12月
129.5	110.2	121.2	121.5	95.3	291.1	108.8	101.9	令和5(2023)年1月
74.2	112.9	124.6	124.0	96.7	336.6	113.7	103.7	2月
87.2	113.7	119.9	121.8	96.8	406.8	103.9	102.1	3月
80.1	116.7	121.0	116.4	96.8	409.0	109.0	110.2	4月
▲ 34.0	16.2	5.3	▲ 1.2	3.8	21.7	6.3	12.6	前年同月比(%)
								季節調整済指数
168.4	102.7	117.5	115.8	94.4	331.4	109.4	97.9	令和4(2022)年4月
233.4	100.5	122.6	114.2	94.7	330.4	108.9	94.1	5月
150.2	100.5	116.4	116.7	94.4	345.5	102.2	87.9	6月
121.9	102.3	116.0	117.8	94.4	315.6	100.4	87.7	7月
240.5	106.3	120.4	126.1	96.1	240.5	98.8	86.8	8月
307.7	106.7	120.7	123.1	94.0	330.1	104.5	85.6	9月
349.4	105.8	119.9	124.4	95.3	287.2	102.3	104.6	10月
364.6	105.6	120.5	121.9	95.6	282.8	108.9	103.6	11月
239.8	108.2	122.7	120.7	96.5	308.3	109.9	107.7	12月
114.0	110.5	114.5	118.2	96.5	315.5	107.1	105.4	令和5(2023)年1月
92.4	113.4	119.9	121.4	95.9	346.5	111.2	106.6	2月
115.5	112.9	119.9	118.9	99.6	401.0	112.4	104.0	3月
111.2	119.4	123.8	114.4	97.9	403.2	116.4	110.1	4月
▲ 3.7	5.8	3.3	▲ 3.8	▲ 1.7	0.5	3.6	5.9	前月比(%)

業種分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

業種分類	鉱工業	製造工業								
		鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	
ウエイト	10000.0	9774.6	595.4	813.6	479.7	260.7	806.7	333.3	206.7	1266.2
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	104.2	103.8	92.9	95.9	94.2	91.8	90.0	124.3	55.6	112.8
29(2017)年	97.5	96.7	94.5	83.6	86.0	99.6	67.3	104.9	33.4	110.7
30(2018)年	114.8	114.5	84.4	90.6	90.4	111.7	53.5	126.3	42.1	96.5
令和元(2019)年	120.5	120.7	88.6	96.7	94.6	168.0	43.8	150.2	63.2	120.2
2(2020)年	133.7	134.0	91.0	91.4	101.1	132.9	58.6	277.0	50.1	104.9
3(2021)年	138.9	139.4	101.5	82.7	90.4	153.3	47.1	212.5	55.2	124.9
4(2022)年	226.6	229.2	90.9	98.6	109.4	166.4	51.8	256.7	54.6	119.2
原指数										
令和4(2022)年4月	190.2	192.1	86.0	87.4	98.8	148.3	86.7	143.3	65.9	139.1
5月	311.7	316.2	108.8	97.1	112.3	127.9	52.8	333.0	47.4	101.6
6月	216.3	219.1	89.6	91.4	97.4	188.2	20.3	210.1	36.7	72.4
7月	184.0	185.8	92.1	106.2	104.4	183.2	29.3	235.9	43.5	70.8
8月	273.8	277.6	95.0	94.7	109.4	268.2	66.6	255.0	47.2	95.8
9月	240.8	243.9	86.4	106.3	112.8	150.5	33.1	219.1	50.4	93.4
10月	236.5	239.2	85.9	101.4	143.2	192.2	43.7	257.6	63.6	186.7
11月	190.6	192.3	81.2	108.5	112.1	120.9	69.4	295.7	57.5	169.1
12月	169.1	170.4	88.3	124.0	98.5	159.3	48.2	383.6	63.4	132.6
令和5(2023)年1月	185.6	187.1	95.5	114.1	123.1	248.3	139.4	520.1	59.7	139.8
2月	156.8	157.6	93.5	109.7	120.7	231.5	51.0	448.3	51.6	122.0
3月	142.9	143.7	80.8	102.7	89.9	129.8	28.7	408.8	54.1	86.2
4月	173.0	174.0	93.6	121.1	113.0	275.6	35.6	452.1	92.1	200.6
前年同月比(%)	▲ 9.0	▲ 9.4	8.8	38.6	14.4	85.8	▲ 58.9	215.5	39.8	44.2
季節調整済指数										
令和4(2022)年4月	198.9	200.9	85.5	93.9	106.8	147.2	78.6	143.7	70.2	105.6
5月	266.4	269.5	94.2	95.8	108.0	116.5	51.5	304.3	55.1	83.3
6月	209.2	211.8	90.1	89.9	107.5	164.7	43.4	199.8	48.4	116.7
7月	164.9	166.2	93.2	108.6	117.6	171.6	38.5	193.2	45.3	105.8
8月	273.5	278.3	82.4	91.8	118.2	222.3	57.0	219.6	50.0	102.6
9月	279.1	284.0	93.2	109.4	108.7	157.7	57.3	251.8	55.4	123.7
10月	217.8	219.8	93.7	108.1	140.0	220.3	49.0	300.7	47.4	123.4
11月	193.9	195.4	86.9	105.8	108.7	124.7	52.5	349.9	48.3	136.5
12月	185.5	187.1	91.8	110.5	109.0	171.7	52.9	414.5	63.6	146.0
令和5(2023)年1月	167.2	168.4	92.8	108.0	98.3	238.0	70.7	456.7	46.5	118.4
2月	164.2	165.1	86.7	110.3	110.1	242.6	49.1	486.9	45.9	121.4
3月	174.4	175.7	96.2	111.1	92.3	171.1	36.6	443.9	77.8	133.1
4月	180.9	182.0	93.1	130.1	122.2	273.5	32.3	453.3	98.1	152.3
前月比(%)	3.7	3.6	▲ 3.2	17.1	32.4	59.8	▲ 11.7	2.1	26.1	14.4

業種分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

								業種分類
輸送機械工業	窯業・土石製品工業	化学工業	プラスチック製品工業	パルプ・紙・紙加工品工業	食料品・たばこ工業	その他工業	鉱業	
1106.7	319.5	805.2	906.8	334.8	804.9	734.4	225.4	ウエイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
114.1	111.8	97.9	97.9	115.2	122.2	105.7	121.5	28(2016)年
75.2	95.0	101.1	91.8	126.2	156.9	96.5	129.5	29(2017)年
216.4	102.6	102.9	91.3	122.8	186.9	105.6	126.0	30(2018)年
183.4	115.8	103.7	99.9	97.9	226.3	107.9	114.8	令和元(2019)年
174.0	108.0	113.0	100.6	84.1	355.5	125.5	118.7	2(2020)年
207.8	100.7	106.1	109.1	86.9	399.2	103.3	120.5	3(2021)年
897.2	102.1	116.8	119.0	84.9	479.8	107.3	112.3	4(2022)年
								原指数
539.4	97.8	112.4	112.0	91.9	545.9	96.9	110.5	令和4(2022)年4月
1583.6	110.7	114.1	119.5	84.5	562.8	134.1	116.0	5月
811.0	96.9	101.4	110.5	90.2	628.1	117.1	95.9	6月
625.7	106.4	115.2	110.8	68.8	430.1	119.3	105.9	7月
1416.7	110.5	133.4	125.3	101.0	311.6	106.9	110.4	8月
1139.3	101.2	110.1	115.6	79.3	410.7	109.5	105.0	9月
973.7	100.9	112.0	128.4	81.6	358.2	113.4	118.3	10月
625.8	102.7	108.8	124.6	85.0	302.1	109.1	114.3	11月
364.1	111.5	134.3	125.1	95.6	376.3	109.5	112.3	12月
290.7	116.6	151.1	143.6	99.4	427.9	124.2	123.5	令和5(2023)年1月
152.7	123.6	151.3	138.6	95.1	429.0	120.2	122.6	2月
165.4	107.6	120.4	121.0	95.0	496.5	82.9	105.7	3月
185.3	144.1	128.1	129.8	81.2	480.9	112.0	128.8	4月
▲ 65.6	47.3	14.0	15.9	▲ 11.6	▲ 11.9	15.6	16.6	前年同月比(%)
								季節調整済指数
797.5	102.0	117.8	112.7	101.8	627.1	109.1	116.0	令和4(2022)年4月
911.2	96.6	112.1	115.8	80.1	461.5	105.3	112.7	5月
559.5	96.0	105.7	113.3	91.3	622.8	106.2	96.3	6月
345.2	104.9	124.9	119.2	58.3	478.8	110.2	100.1	7月
1709.3	102.6	125.8	127.5	95.6	320.5	92.5	95.7	8月
1327.9	105.1	121.7	116.4	85.3	518.5	109.1	100.2	9月
1086.6	110.9	126.4	132.3	82.6	276.4	118.0	124.3	10月
771.1	106.1	112.2	125.8	91.4	293.4	117.0	121.5	11月
483.1	113.1	124.2	127.3	95.8	441.0	122.5	122.5	12月
284.6	113.0	123.1	131.0	91.1	405.5	123.9	115.3	令和5(2023)年1月
260.6	125.2	134.6	130.1	90.9	417.9	123.3	125.8	2月
281.3	112.8	134.9	122.3	112.4	503.3	113.4	116.5	3月
274.0	150.3	134.2	130.6	89.9	552.4	126.1	135.2	4月
▲ 2.6	33.2	▲ 0.5	6.8	▲ 20.0	9.8	11.2	16.1	前月比(%)

特殊分類別生産指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終需要財							生産財	鉱工業用生産財	その他用生産財
		投資財	資本財	建設財	消費財	耐久消費財	非耐久消費財				
ウェイト	10000.0	6648.9	2064.1	1340.0	724.1	4584.8	1849.9	2734.9	3351.1	2995.2	355.9
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	98.8	99.0	93.9	91.7	98.0	101.3	99.1	102.7	98.5	98.3	100.1
29(2017)年	100.8	98.9	103.7	101.5	107.9	96.8	87.1	103.3	104.6	104.7	103.4
30(2018)年	97.9	93.8	99.7	96.0	106.6	91.2	78.7	99.6	106.0	105.6	108.7
令和元(2019)年	95.4	92.4	91.5	86.7	100.4	92.7	64.1	112.2	101.5	100.5	109.3
2(2020)年	88.7	86.8	90.8	88.8	94.6	85.0	53.0	106.6	92.5	91.9	97.4
3(2021)年	92.4	87.8	98.4	100.1	95.2	83.1	51.0	104.9	101.3	101.2	102.6
4(2022)年	92.9	88.3	95.0	94.1	96.8	85.3	50.4	108.9	102.2	102.3	101.2
原指数											
令和4(2022)年4月	89.2	82.1	88.0	83.7	95.9	79.4	50.5	99.0	103.4	102.7	109.7
5月	85.0	83.3	82.3	78.9	88.6	83.8	47.9	108.1	88.4	87.7	93.8
6月	98.7	94.9	105.3	108.9	98.7	90.2	66.3	106.4	106.4	106.4	105.7
7月	100.5	98.4	96.0	95.0	97.9	99.5	62.4	124.6	104.8	104.5	106.7
8月	85.3	79.6	96.9	98.7	93.4	71.8	34.3	97.1	96.8	97.8	89.0
9月	98.4	92.9	105.5	106.7	103.4	87.2	44.1	116.3	109.5	110.0	105.1
10月	93.5	89.5	87.7	80.8	100.5	90.3	49.2	118.1	101.6	101.2	104.6
11月	95.8	91.4	91.2	84.2	104.1	91.5	63.2	110.7	104.4	104.1	106.8
12月	97.6	94.6	100.7	99.9	102.2	91.8	54.4	117.1	103.6	104.2	99.0
令和5(2023)年1月	81.0	76.0	82.8	79.1	89.5	73.0	47.2	90.3	91.0	91.9	83.5
2月	91.9	89.5	88.9	88.0	90.5	89.8	52.7	114.9	96.6	97.0	92.6
3月	101.4	98.3	106.1	110.2	98.4	94.9	68.3	112.8	107.4	108.0	102.1
4月	92.0	89.0	82.2	79.4	87.4	92.1	62.2	112.4	98.0	97.8	99.6
前年同月比(%)	3.1	8.4	▲ 6.6	▲ 5.1	▲ 8.9	16.0	23.2	13.5	▲ 5.2	▲ 4.8	▲ 9.2
季節調整済指数											
令和4(2022)年4月	89.5	82.2	95.5	93.2	100.9	76.4	49.7	95.1	102.4	102.5	103.1
5月	91.0	87.8	88.7	83.6	99.1	86.9	44.2	117.5	95.7	94.2	106.3
6月	92.3	86.8	97.7	97.2	99.1	81.4	48.7	103.7	102.4	101.8	105.8
7月	95.2	91.6	91.3	87.5	100.6	91.6	51.9	120.2	104.1	104.1	104.8
8月	91.6	84.4	99.0	98.3	100.8	77.3	40.0	102.1	108.5	109.6	100.9
9月	96.5	90.7	96.2	91.7	100.5	87.8	50.9	111.2	106.2	106.4	102.5
10月	94.0	89.3	88.8	84.6	96.1	90.5	55.6	114.6	100.2	100.3	97.3
11月	93.3	91.1	96.0	93.7	97.6	88.5	64.1	105.4	98.6	98.4	99.9
12月	98.5	96.2	100.0	100.7	99.8	96.8	59.3	121.1	104.3	105.8	94.5
令和5(2023)年1月	91.5	89.6	98.7	101.5	94.2	85.4	57.9	103.5	96.9	97.4	93.7
2月	94.2	92.6	90.5	90.3	91.0	93.5	56.2	118.0	97.5	97.9	95.1
3月	90.6	88.0	90.5	92.7	86.6	86.8	62.9	103.0	98.0	98.3	95.7
4月	93.0	89.9	89.1	88.3	92.9	90.2	62.6	109.5	97.5	98.3	93.1
前月比(%)	2.6	2.2	▲ 1.5	▲ 4.7	7.3	3.9	▲ 0.5	6.3	▲ 0.5	0.0	▲ 2.7

特殊分類別出荷指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終需要財							生産財	鉱工業用生産財	その他用生産財
		投資財	資本財	建設財	消費財	耐久消費財	非耐久消費財				
ウェイト	10000.0	6709.7	1772.0	1178.5	593.5	4937.7	2143.8	2793.9	3290.3	3046.9	243.4
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	99.2	99.9	97.0	95.7	99.6	100.9	102.2	99.9	97.8	97.4	103.4
29(2017)年	100.6	98.5	104.2	102.7	107.2	96.4	90.8	100.7	105.0	104.5	110.5
30(2018)年	95.9	91.6	100.5	97.6	106.2	88.4	74.7	99.0	104.7	103.8	116.8
令和元(2019)年	93.5	89.9	91.2	86.6	100.4	89.5	61.2	111.2	100.7	99.4	117.0
2(2020)年	87.9	85.3	91.2	90.7	92.2	83.2	56.2	103.9	93.3	92.3	105.8
3(2021)年	92.0	87.2	101.0	104.7	93.8	82.3	55.7	102.6	101.9	101.2	110.5
4(2022)年	93.4	89.0	96.0	96.5	95.0	86.5	62.0	105.3	102.3	101.6	111.1
原指数											
令和4(2022)年4月	89.6	82.0	92.5	91.0	95.4	78.2	52.6	97.9	105.2	104.3	116.6
5月	86.3	84.3	86.0	85.6	86.9	83.7	53.8	106.6	90.2	89.3	101.9
6月	97.7	93.5	107.0	111.4	98.4	88.6	81.8	93.9	106.3	105.5	116.5
7月	103.6	103.3	95.7	95.2	96.6	106.1	86.2	121.3	104.2	102.9	120.6
8月	89.1	84.8	93.9	95.0	91.7	81.5	56.4	100.7	98.0	97.6	102.6
9月	98.2	93.4	104.3	106.8	99.2	89.4	62.0	110.4	108.2	107.8	113.9
10月	93.6	90.4	90.7	87.0	98.0	90.3	53.9	118.2	100.1	98.7	117.7
11月	96.3	92.2	91.8	87.0	101.3	92.3	69.5	109.8	104.6	103.8	115.2
12月	98.5	97.1	102.7	104.9	98.3	95.1	70.6	113.9	101.1	100.8	104.9
令和5(2023)年1月	82.3	78.9	84.4	83.1	86.9	76.9	58.6	90.9	89.2	89.2	88.9
2月	93.2	92.4	92.6	94.3	89.1	92.3	67.6	111.3	94.9	94.8	96.7
3月	104.1	101.6	112.3	120.5	96.1	97.8	87.2	105.8	109.4	108.9	115.4
4月	92.0	90.1	84.1	84.0	84.4	92.2	65.9	112.3	95.9	95.2	105.5
前年同月比(%)	2.7	9.9	▲ 9.1	▲ 7.7	▲ 11.5	17.9	25.3	14.7	▲ 8.8	▲ 8.7	▲ 9.5
季節調整済指数											
令和4(2022)年4月	91.7	86.0	101.5	100.9	99.1	81.1	63.2	94.8	104.2	103.8	111.5
5月	95.6	94.1	93.9	92.6	96.6	94.5	62.1	118.2	97.2	95.7	118.0
6月	91.8	85.2	102.1	103.3	99.4	80.1	61.5	93.3	102.3	101.2	119.2
7月	98.8	98.0	92.5	89.5	98.8	100.1	74.4	118.0	102.6	101.3	119.0
8月	91.4	84.8	95.6	94.3	98.2	80.7	56.3	101.1	106.7	106.0	115.5
9月	92.0	84.6	90.2	91.2	97.2	81.4	60.8	101.4	105.9	105.6	110.0
10月	96.9	93.8	91.8	90.9	93.2	94.4	58.6	120.8	100.9	100.4	104.0
11月	94.4	92.1	95.4	93.8	94.6	90.6	69.5	106.3	100.1	100.0	102.9
12月	96.4	95.0	99.4	100.8	96.5	93.6	71.8	109.1	100.1	99.9	102.0
令和5(2023)年1月	93.3	92.9	104.5	111.4	92.4	88.8	71.4	101.7	96.4	95.3	107.9
2月	97.1	97.0	93.6	95.7	89.1	98.5	73.5	118.1	97.6	97.5	101.4
3月	93.5	91.5	96.9	101.9	85.9	89.3	76.1	99.8	98.2	97.7	104.4
4月	95.1	95.8	90.8	90.6	88.5	98.4	82.3	110.4	95.7	95.6	100.7
前月比(%)	1.7	4.7	▲ 6.3	▲ 11.1	3.0	10.2	8.1	10.6	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 3.5

特殊分類別在庫指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最 終 需要財	投資財			消費財	耐 久 消費財	非耐久 消費財	生産財	鉱工業用 生産財	その他用 生産財
			投資財	資本財	建設財						
ウェイト	10000.0	5342.2	2052.0	1656.0	396.0	3290.2	1915.0	1375.2	4657.8	4418.9	238.9
平成27(2015)年	91.2	85.7	86.9	83.0	103.2	85.0	78.4	94.0	97.6	98.7	76.6
28(2016)年	92.1	89.5	62.2	54.0	96.1	106.6	94.1	123.9	95.1	95.4	89.6
29(2017)年	95.1	94.1	62.4	53.7	98.9	113.9	92.5	143.7	96.2	97.3	75.7
30(2018)年	94.7	89.2	56.2	43.2	110.8	109.8	83.4	146.6	101.1	101.4	94.5
令和元(2019)年	95.3	89.7	57.1	46.8	100.2	110.1	70.3	165.5	101.8	101.5	106.3
2(2020)年	100.4	106.2	62.3	55.6	90.1	133.6	93.2	189.9	93.8	94.3	83.1
3(2021)年	119.8	134.4	85.7	83.7	94.2	164.8	116.0	232.8	103.0	103.6	90.9
4(2022)年	140.9	169.7	98.6	100.1	92.1	214.1	207.8	222.8	107.9	109.1	86.5
原 指 数											
令和4(2022)年4月	129.6	151.9	85.6	83.9	92.6	193.2	155.2	246.2	104.0	104.9	86.6
5月	141.2	172.9	83.4	81.1	92.9	228.7	212.7	251.0	104.9	105.8	88.5
6月	143.8	178.4	85.9	85.7	86.7	236.0	216.5	263.2	104.2	104.9	91.0
7月	140.9	169.6	91.6	93.0	85.5	218.3	200.1	243.6	108.0	109.0	88.5
8月	135.4	162.6	99.4	102.6	85.9	202.0	206.5	195.6	104.2	105.4	81.2
9月	147.9	185.5	104.1	107.6	89.2	236.3	237.3	234.9	104.8	105.9	85.2
10月	153.0	192.6	99.1	101.5	89.1	250.8	271.0	222.7	107.6	109.3	77.6
11月	155.7	198.5	100.5	103.7	87.0	259.6	292.6	213.5	106.6	108.0	80.0
12月	140.9	169.7	98.6	100.1	92.1	214.1	207.8	222.8	107.9	109.1	86.5
令和5(2023)年1月	134.1	155.5	103.8	106.8	91.1	187.7	165.4	218.9	109.7	110.5	95.3
2月	135.2	155.4	102.5	105.5	89.8	188.3	146.8	246.2	112.1	112.3	108.7
3月	139.7	166.9	93.5	94.6	88.9	212.7	159.3	287.0	108.5	108.8	102.4
4月	148.0	180.6	97.5	98.9	92.0	232.3	193.1	286.9	110.7	111.0	106.2
前年同月比(%)	14.2	18.9	13.9	17.9	▲ 0.6	20.2	24.4	16.5	6.4	5.8	22.6
季節調整済指数											
令和4(2022)年4月	129.5	151.4	86.4	84.4	95.5	189.3	148.0	243.5	104.2	104.8	88.0
5月	132.9	156.3	81.5	77.9	94.4	201.5	165.6	250.0	104.0	105.0	88.4
6月	133.4	158.7	83.4	82.0	88.0	202.7	168.7	253.4	102.4	103.4	86.6
7月	127.0	143.5	85.4	85.0	84.3	188.3	152.3	230.5	106.8	108.4	80.7
8月	134.8	159.5	97.2	99.7	85.4	198.1	201.2	191.7	104.8	106.8	72.4
9月	156.0	201.9	105.4	110.5	87.9	263.6	282.5	245.5	106.2	108.0	75.5
10月	156.9	199.0	97.7	101.2	85.8	260.9	309.1	216.6	109.1	110.6	81.9
11月	159.0	208.0	102.1	107.0	84.9	273.0	327.8	217.6	106.1	106.3	98.6
12月	149.7	187.8	107.2	108.9	92.6	238.1	257.5	229.4	107.9	108.0	103.7
令和5(2023)年1月	136.8	161.9	102.0	104.9	90.8	197.7	176.8	229.9	109.4	110.1	95.9
2月	138.6	164.6	101.2	104.5	89.2	203.3	168.4	252.2	110.6	111.2	102.3
3月	147.5	181.6	100.2	103.1	92.5	231.6	194.9	286.1	111.1	111.3	106.3
4月	147.9	180.1	98.4	99.5	94.9	227.7	184.2	283.8	110.9	110.9	107.9
前月比(%)	0.3	▲ 0.8	▲ 1.8	▲ 3.5	2.6	▲ 1.7	▲ 5.5	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 0.4	1.5

特殊分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終 需要財	投資財			消費財	耐久 消費財	非耐久 消費財	生産財	鉱工業用 生産財	その他用 生産財
			投資財	資本財	建設財						
ウェイト	10000.0	5342.2	2052.0	1656.0	396.0	3290.2	1915.0	1375.2	4657.8	4418.9	238.9
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	104.2	109.8	89.2	87.8	95.1	122.6	127.0	116.5	97.9	97.1	112.4
29(2017)年	97.5	103.1	77.3	73.5	93.7	119.1	103.7	140.5	91.1	91.9	76.4
30(2018)年	114.8	133.1	71.0	65.1	95.3	171.9	181.2	158.9	93.8	93.5	99.1
令和元(2019)年	120.5	136.7	77.5	70.8	105.6	173.6	173.7	173.5	102.0	102.2	98.9
2(2020)年	133.7	160.3	85.1	79.3	109.4	207.2	176.3	250.1	103.2	102.6	114.3
3(2021)年	138.9	171.8	85.2	83.3	93.5	225.7	189.4	276.4	101.3	102.1	86.2
4(2022)年	226.6	330.2	103.9	105.8	96.1	471.4	580.1	320.0	107.7	109.3	78.5
原指数											
令和4(2022)年4月	190.2	269.0	96.2	97.3	91.6	376.8	388.3	360.8	99.8	101.1	76.8
5月	311.7	483.9	105.0	105.2	104.1	720.2	967.8	375.4	114.3	115.8	85.8
6月	216.3	316.2	82.9	81.7	88.0	461.7	501.2	406.8	101.7	103.1	76.1
7月	184.0	247.9	98.7	99.8	94.0	341.0	382.3	283.5	110.8	112.7	74.7
8月	273.8	416.1	134.6	143.7	96.7	591.7	849.8	232.1	110.5	112.0	83.5
9月	240.8	359.4	102.8	104.3	96.6	519.4	693.5	277.1	104.7	106.2	77.3
10月	236.5	343.4	101.6	103.6	93.3	494.2	673.8	244.0	113.9	116.3	69.3
11月	190.6	262.6	117.5	123.3	93.2	353.2	453.4	213.5	107.9	109.9	71.0
12月	169.1	215.7	110.5	113.5	97.6	281.3	295.0	262.1	115.7	117.1	88.9
令和5(2023)年1月	185.6	236.4	176.6	193.4	106.5	273.8	258.9	294.4	127.3	128.5	105.7
2月	156.8	185.7	128.1	133.0	107.6	221.7	169.5	294.4	123.6	124.0	116.0
3月	142.9	179.2	94.1	92.0	102.7	232.3	160.7	332.0	101.1	102.0	84.8
4月	173.0	216.7	132.6	134.9	123.2	269.2	233.6	318.8	122.9	124.0	102.8
前年同月比(%)	▲ 9.0	▲ 19.4	37.8	38.6	34.5	▲ 28.6	▲ 39.8	▲ 11.6	23.1	22.7	33.9
季節調整済指数											
令和4(2022)年4月	198.9	278.1	97.0	98.3	94.2	390.3	368.2	410.9	104.1	105.4	82.7
5月	266.4	376.5	101.0	101.5	98.8	527.7	634.3	319.5	106.6	108.6	73.7
6月	209.2	303.5	100.9	107.3	87.2	415.7	412.6	404.7	101.5	103.7	68.8
7月	164.9	221.2	105.6	109.3	93.9	296.4	288.6	290.5	115.3	118.0	69.2
8月	273.5	428.0	115.5	120.1	90.2	636.4	994.4	229.8	105.0	107.7	65.6
9月	279.1	450.5	115.8	122.1	95.4	672.4	866.1	345.2	106.8	109.2	74.0
10月	217.8	298.5	102.6	102.2	97.3	420.2	604.6	203.8	119.2	120.6	87.9
11月	193.9	266.2	111.0	112.2	99.4	363.3	489.2	211.6	109.3	109.6	98.7
12月	185.5	250.7	118.8	121.9	100.9	340.6	379.5	295.0	114.6	114.3	106.3
令和5(2023)年1月	167.2	209.8	128.0	131.8	102.8	256.1	251.0	275.1	114.7	116.4	87.4
2月	164.2	203.7	122.9	126.9	105.1	252.2	227.9	283.0	118.8	119.4	108.5
3月	174.4	227.8	121.0	127.8	107.6	295.8	256.4	348.0	115.7	115.8	109.0
4月	180.9	224.0	133.6	136.3	126.7	278.8	221.5	363.1	128.2	129.3	110.7
前月比(%)	3.7	▲ 1.7	10.4	6.7	17.8	▲ 5.7	▲ 13.6	4.3	10.8	11.7	1.6



問い合わせ先

栃木県生活文化スポーツ部統計課産業統計担当

電話 028(623)2250(直通)

E-mail tokeika@pref.tochigi.lg.jp

◆◇「とちぎの統計情報」(栃木県ホームページ内)◇◆

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c04/pref/toukei/toukei/top.html>

(株)あしぎん総合研究所
あしぎん経済概況 2023年7月号

■総括判断

栃木県の基調判断		前月の基調判断との比較
持ち直しの動き		変更なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の生産活動は横ばいで推移しているものの、個人消費と雇用情勢は緩やかに改善しており、総体で県内経済は「持ち直しの動き」である。 ・ 資源・エネルギー価格の上昇が、先行きの企業業績に影響を及ぼすことが懸念される。 ・ 消費者物価も上昇が続いており、消費者の節約志向を高める懸念もある。 		
		前月の基調判断との比較
生産活動	横ばい圏の動き	変更なし
	生産指数は2カ月ぶりに上昇した。半導体の供給改善によって自動車等の業種で生産が回復したものの、総体では横ばいで推移している。外需の減少が生産活動を下押ししていると考えられる。	
個人消費	緩やかな回復	変更なし
	小売業販売額は2カ月連続で前年を上回った。行楽需要の増加で外食や宿泊等のサービス消費が伸びているほか、新車販売台数も増加が続いているなど、個人消費は緩やかに回復している。	
住宅投資	弱含みの動き	変更なし
	住宅投資は弱含みの動きが続いている。資材価格の上昇を受けた住宅販売価格の上昇に加え、物価上昇による家計の負担感の増加等が住宅の購入意欲に影響を与えている。	
設備投資	横ばい圏の動き	変更なし
	製造業の7-9月期の設備投資実施企業割合は前年から増加した。外需の減速や人材獲得に向けた賃上げ等による企業収益の悪化が設備投資を下振れさせる懸念がある。	
公共投資	横ばい圏の動き	1段階上げ
	前年度に弱含んでいた公共投資請負金額は足下で前年を上回って推移している。なお、令和5年度の栃木県の公共投資関連予算(当初予算額)は、前年並みとなっている。	
雇用情勢	緩やかな回復	変更なし
	サービス業を中心とした新規求人数の増加により有効求人倍率の改善が続いている。企業の人手不足感も高まっているなど、全体として雇用環境は改善している。	

(注) 2023年7月上旬に入手可能なデータを基に作成(5月データ基準)。

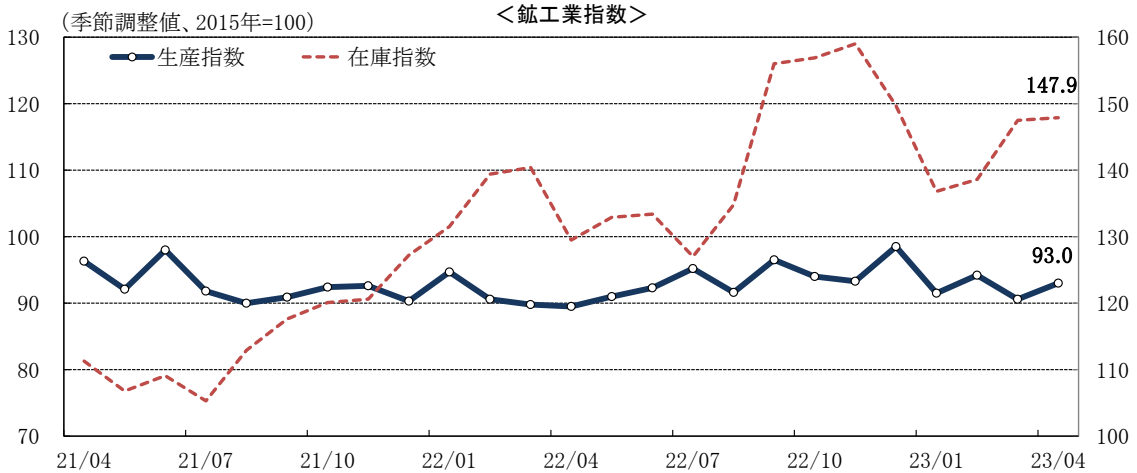
景気の基調判断は以下の7段階で評価している。

極めて弱い	弱い動き	弱含みの動き	横ばい圏の動き	持ち直しの動き	緩やかな回復	力強い回復
←			→			
景気が悪い			景気が良い			

■栃木県の生産活動—横ばい圏の動き

- ✓ 4月の鉱工業生産指数は、前月比+2.4ptの93.0と2カ月ぶりに上昇した。
- ✓ 半導体の供給改善によって、自動車等の業種で生産が回復したものの、総じてみれば横ばいで推移している。海外経済の成長ペース鈍化による外需の減少が栃木県内の生産活動を下押ししていると考えられる。
- ✓ 在庫指数は3カ月連続で上昇し、前月比+0.4ptの147.9となった。

【図表1】

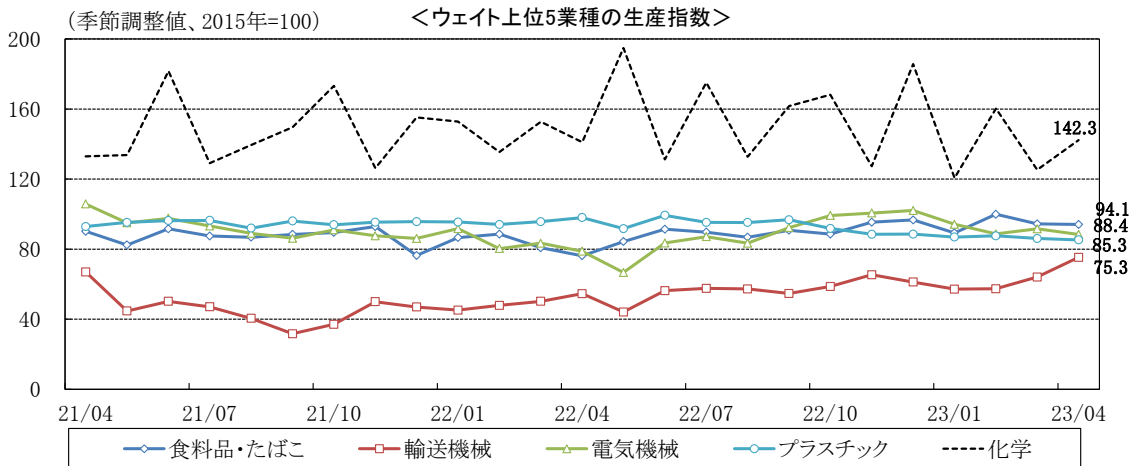


(資料) 栃木県統計課

- ✓ ウェイト上位5業種の生産指数を見ると、「**輸送機械**」(前月比+11.2pt)に加え、「**化学**」^{※1}(同+17.0pt)が上昇した。
- ✓ 一方、「**電気機械**」(前月比▲3.2pt)や「**プラスチック**」(同▲0.8pt)等が低下した。

※1: 「化学」に含まれる医薬品では、月ごとに単価の異なる品目が生産される傾向にあることから、月次の変動が大きくなりやすい。

【図表2】



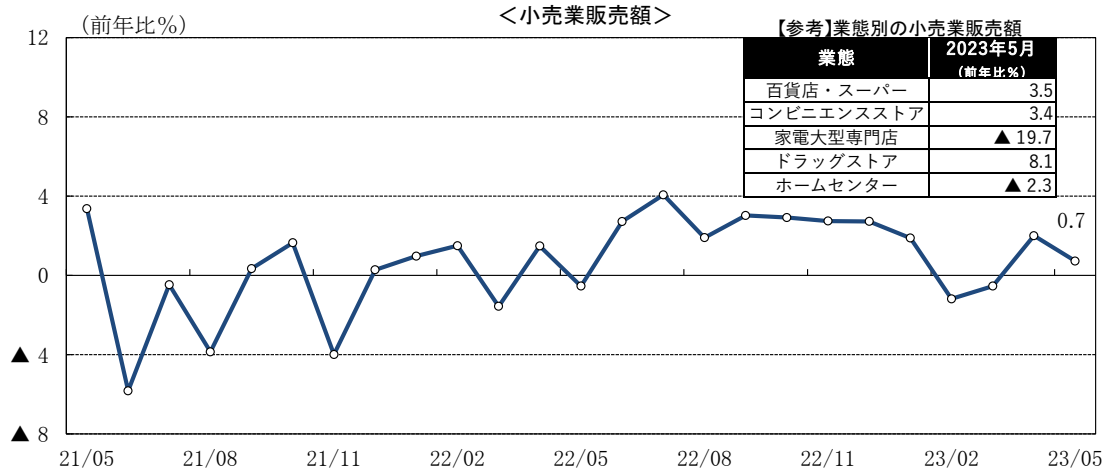
(資料) 栃木県統計課

■ 栃木県の個人消費—緩やかな回復

- ✓ 5月の小売業販売額^{※2}は、前年比+0.7%と2カ月連続で前年を上回った。
- ✓ 業態別にみると、「家電大型専門店」は前年比▲19.7%と8カ月連続で前年を下回った。
- ✓ 一方、消費者マインドの改善により「ドラッグストア」(前年比+8.1%)などを中心に前年を上回っており、消費全体として緩やかな回復がみられる。

※2: 小売業販売額は、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの売上合計から作成。

【図表3】

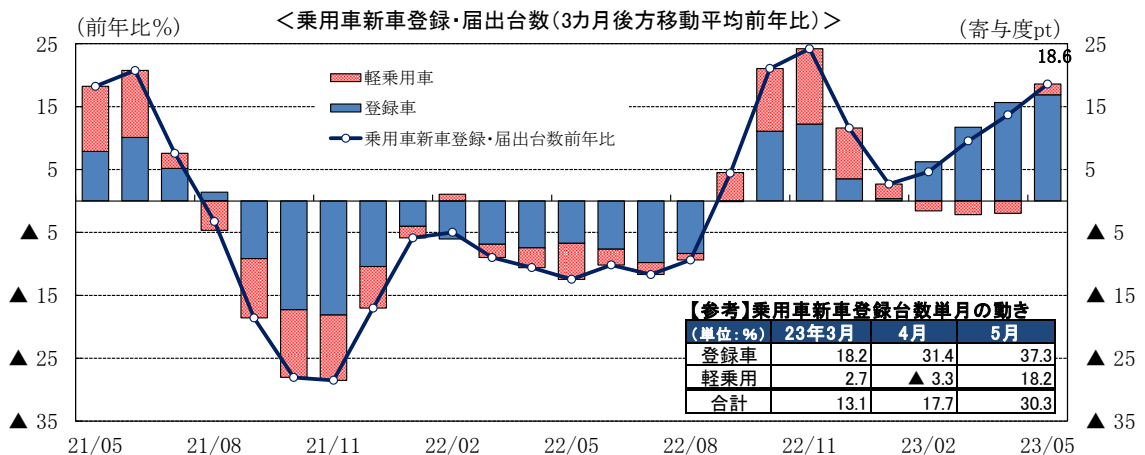


(資料) 経済産業省「商業動態統計調査」より当社作成

- ✓ 乗用車の新車登録・届出台数の動向をみると、3カ月後方移動平均値^{※3}(23年3月～5月の平均)が、前年比+18.6%と9カ月連続で前年を上回った。

※3: 3カ月後方移動平均値は、当月値を含む過去3カ月分の平均値である。乗用車新車登録・届出台数は単月の変化が大きいことから、基調の変化を把握しにくい。そのため、3カ月後方移動平均値により月々の動きをならすことにより、基調の変化が読み取りやすくなる。

【図表4】



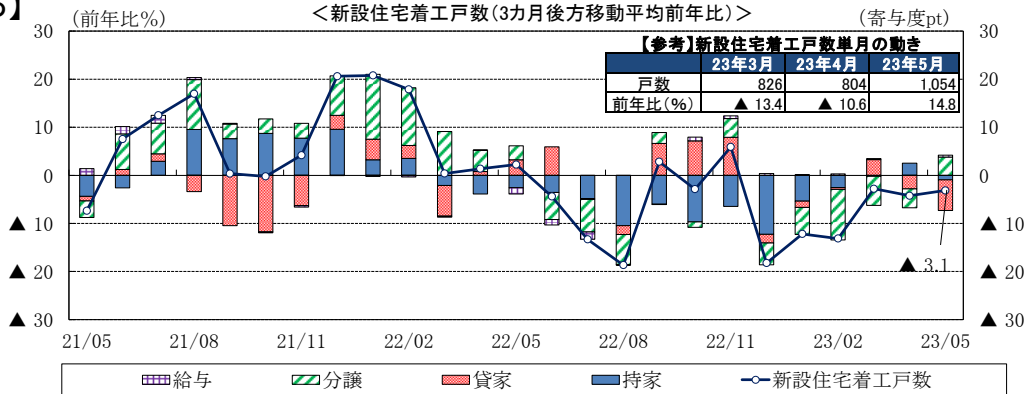
(注) 3カ月後方移動平均の前年比・寄与度

(資料) 自販連栃木県支部、栃木県軽自動車協会データより当社作成

■栃木県の住宅投資—弱含みの動き

- ✓ 新設住宅着工戸数の動向をみると、弱含みの動きが継続している。着工戸数の推移を3カ月後方移動平均値(23年3月～5月の平均)でみると、前年比▲3.1%と6カ月連続で前年を下回った(図表5)。
- ✓ 資材価格の上昇を受けた住宅販売価格の上昇に加え、物価上昇による家計の負担感の増加等が、住宅の購入意欲に影響を与えている。
- ✓ 5月単月では、分譲住宅の着工が増加したことによって前年を上回った。

【図表5】

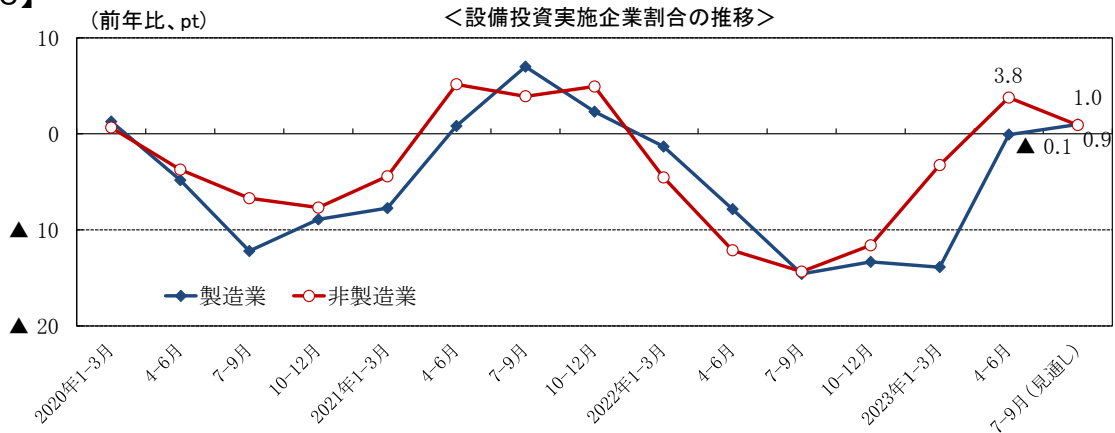


(注)3カ月後方移動平均の前年比・寄与度
(資料)国土交通省「建築着工統計調査」より当社作成

■栃木県の設備投資—横ばい圏の動き

- ✓ 23年4月に実施した「あしぎん景況調査」における、県内企業の7-9月期の設備投資実施企業割合は、製造業が前年比+1.0pt、非製造業が同+0.9ptと横ばい圏で推移する見通し。
- ✓ 製造業は、生産活動の回復による設備投資の増加が期待されるが、外需の減速等による投資マインドの下振れには注意を要する。
- ✓ 非製造業は、人材獲得に向けた賃上げによる企業収益の悪化等が懸念されており、設備投資の下振れに留意する必要がある。

【図表6】

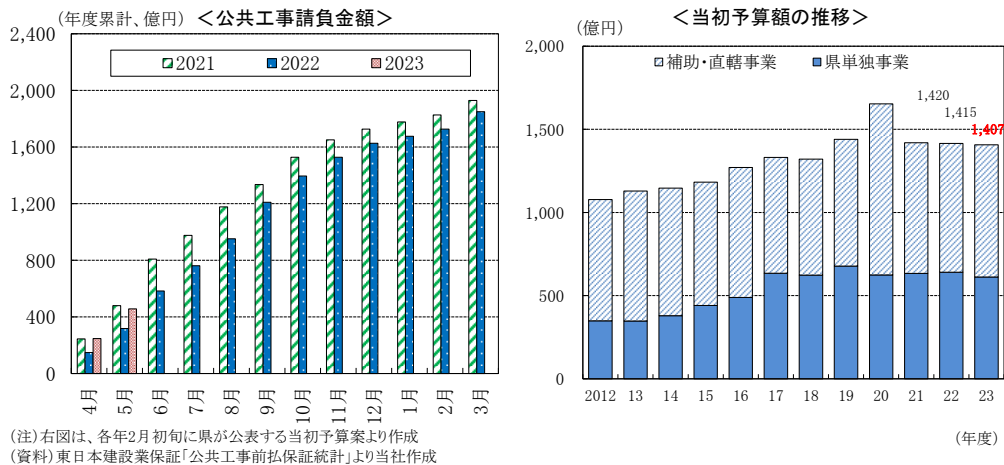


(資料)あしぎん総合研究所「第200回あしぎん景況調査」

■栃木県の公共投資—横ばい圏の動き

- ✓ 5月(2023年度)の公共工事請負金額(累計)は、前年比+43.5%となった(図表7左)。
- ✓ 複合施設の建設工事(上三川町、真岡市)が公共工事請負金額の増加に寄与した。
- ✓ なお、令和5年度(2023年度)の栃木県の公共投資関連予算(当初予算額)は、1,407億円と前年並みとなっている(図表7右)。

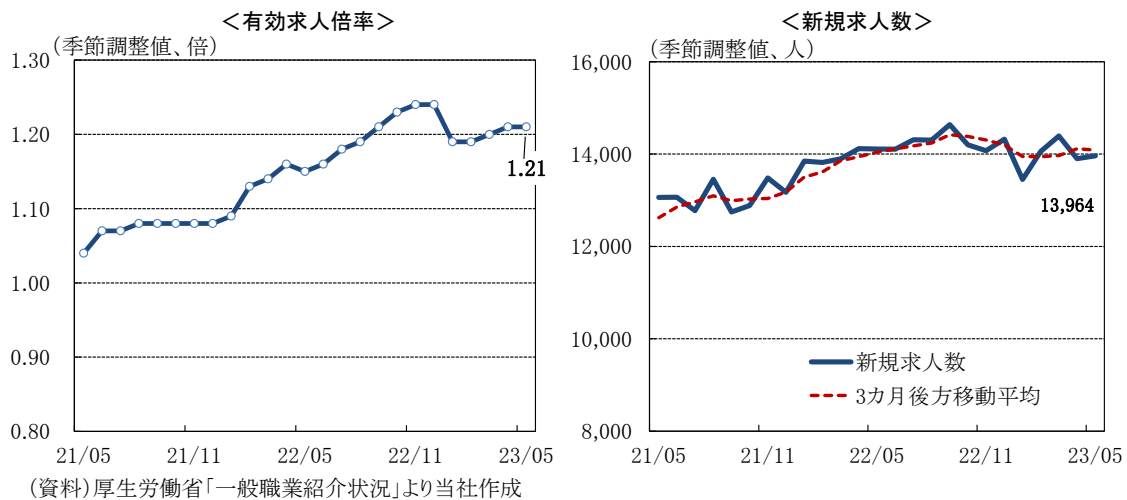
【図表7】



■栃木県の雇用情勢—緩やかな回復

- ✓ 5月の有効求人倍率は前月同様の1.21倍となった(図表8左)。
- ✓ 新規求人数は前月比+0.5%の13,964人と2カ月ぶりに増加した(図表8右)。
- ✓ サービス業を中心とした新規求人数の増加により有効求人倍率は改善が続いている。
- ✓ 経済が活性化する中、企業における人手不足感は高まっており、全体として雇用情勢はひっ迫した状況にある。

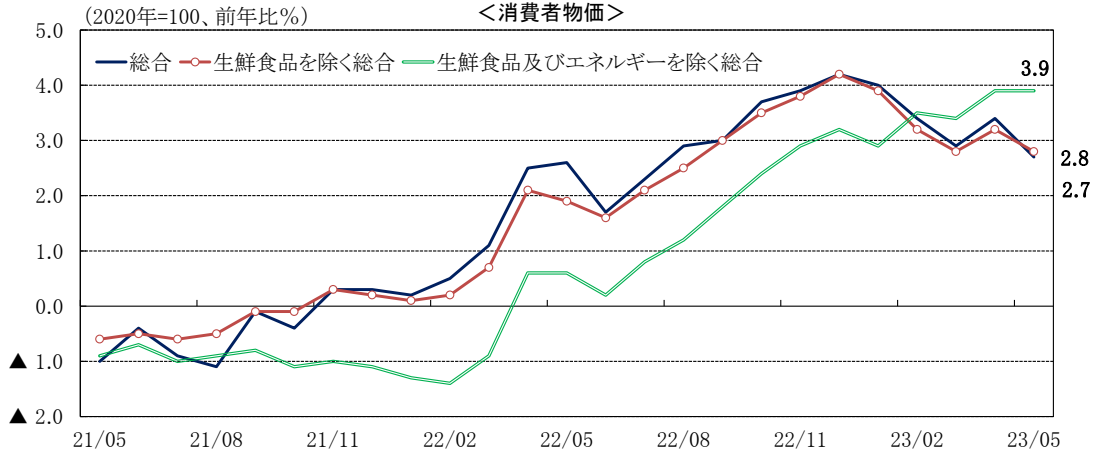
【図表8】



■栃木県の物価(宇都宮市)

- ✓ 5月の消費者物価指数(CPI)「総合」は前年比+2.7%となった。
- ✓ なお、生鮮食品を除く総合(コア CPI)は前年比+2.8%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合(コアコア CPI)は同+3.9%と上昇が続いている。

【図表9】



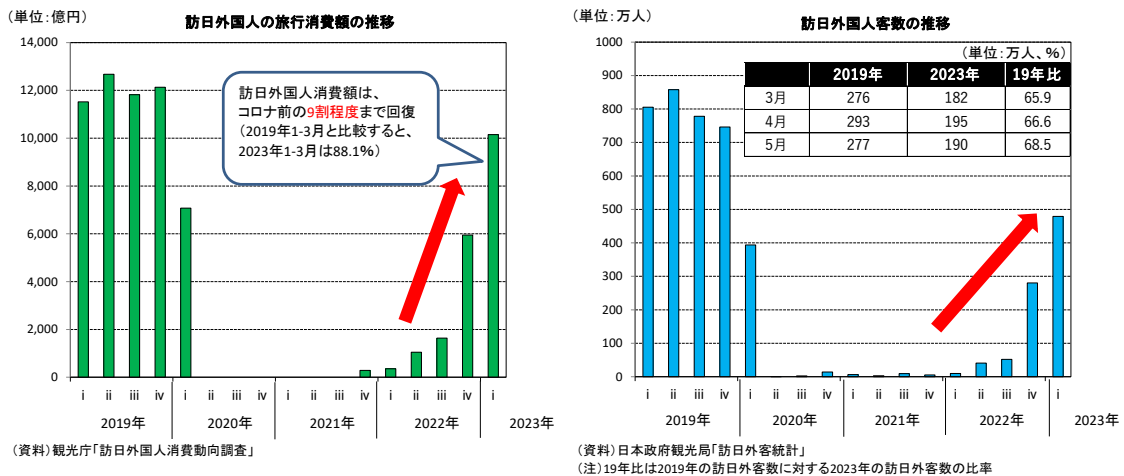
(資料)総務省「消費者物価指数」

【トピックス】

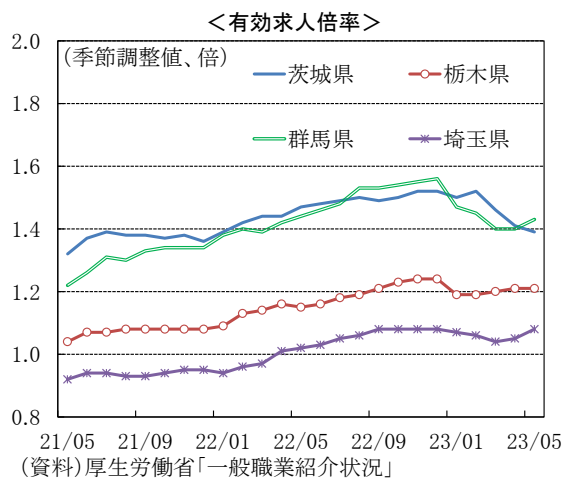
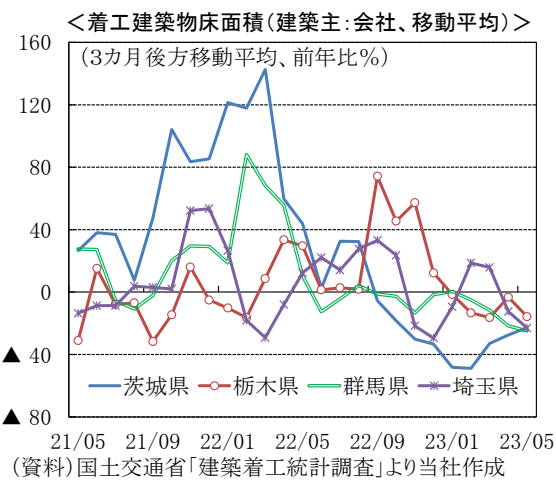
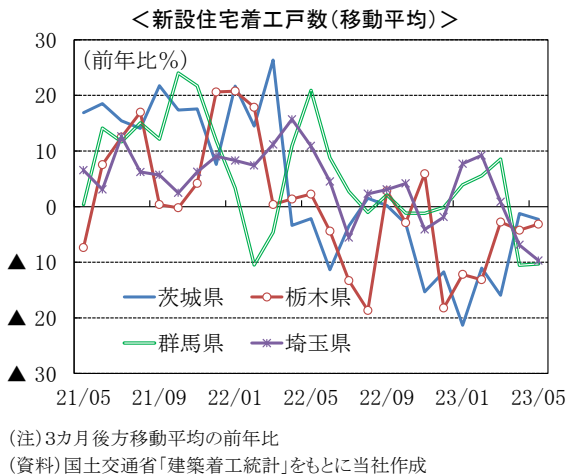
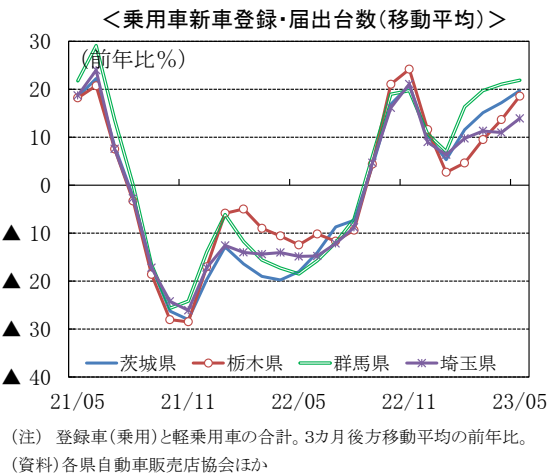
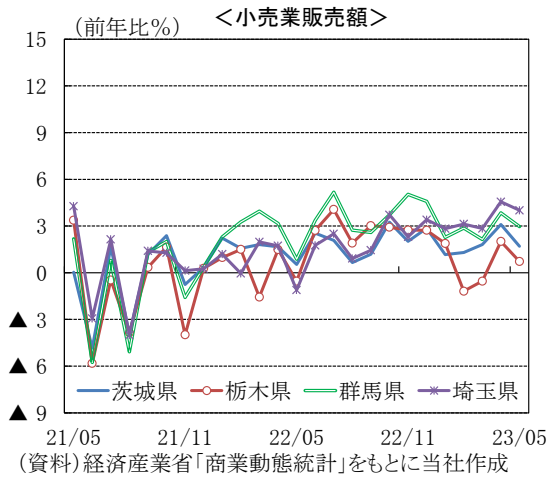
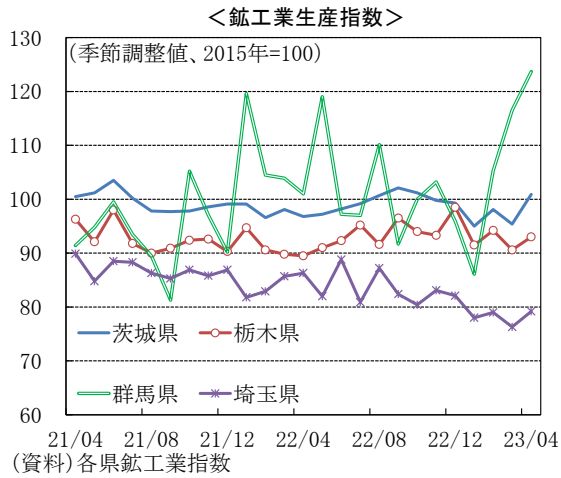
～アフターコロナはインバウンド消費が増加～

- ✓ 2023年1-3月の訪日外国人の旅行消費額は、コロナ前(2019年1-3月)比88.1%まで回復した。
- ✓ 訪日外国人客数は同時期(2019年1-3月と2023年1-3月)の比較で59.5%と、まだ伸びしろが大きい。
- ✓ 円安が訪日外国人の消費額を押し上げており、今後、訪日外国人客数が回復することによって、インバウンド消費がさらに増加することが期待される。

【図表10】



■主な指標の近隣他県との比較(群馬県、茨城県、埼玉県)



■栃木県の主要経済指標

■栃木県の主要経済指標

	鉱工業指数(季調値、2015=100)			主要業種別生産指数				
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比	在庫指数	食料品・ たばこ	輸送機械	電気機械	化学	プラスチック
2020年	88.7	▲ 6.7	100.4	86.8	47.3	93.9	152.3	91.8
2021年	92.4	3.7	119.8	87.3	47.4	92.9	145.7	94.6
2022年	92.9	0.5	140.9	87.7	54.6	86.5	154.3	94.1
2022年5月	91.0	1.5	132.9	84.3	44.1	66.7	194.8	91.7
6月	92.3	1.3	133.4	91.4	56.3	83.5	131.2	99.3
7月	95.2	2.9	127.0	89.7	57.6	87.1	175.1	95.3
8月	91.6	▲ 3.6	134.8	86.8	57.3	83.4	132.7	95.2
9月	96.5	4.9	156.0	90.8	54.7	92.3	161.7	96.8
10月	94.0	▲ 2.5	156.9	88.6	58.7	99.2	168.1	91.8
11月	93.3	▲ 0.7	159.0	95.4	65.4	100.6	127.4	88.5
12月	98.5	5.2	149.7	96.7	61.2	102.1	185.6	88.6
2023年1月	91.5	▲ 7.0	136.8	89.3	57.2	94.2	120.7	86.9
2月	94.2	2.7	138.6	99.9	57.4	88.7	160.3	87.6
3月	90.6	▲ 3.6	147.5	94.4	64.1	91.6	125.3	86.1
4月	93.0	2.4	147.9	94.1	75.3	88.4	142.3	85.3
5月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	栃木県							

	小売業販売額(前年比)						乗用車新車登録・届出台数	
	小売業 販売額	百貨店・ スーパー(全店)	コンビニ エンスストア	家電大型 専門店	ドラッグストア	ホーム センター	台数(台)	前年比
2020年	4.0	0.1	▲ 3.4	20.2	11.1	7.3	72,077	▲ 14.8
2021年	0.6	0.3	0.3	2.1	1.4	▲ 3.2	68,139	▲ 5.5
2022年	1.8	0.4	3.7	▲ 2.3	5.2	▲ 0.9	67,013	▲ 1.7
2022年5月	▲ 0.5	▲ 0.2	3.3	▲ 12.9	4.2	▲ 1.6	4,115	▲ 14.0
6月	2.7	▲ 1.3	4.8	8.2	3.4	4.0	4,771	▲ 9.8
7月	4.1	0.6	4.8	11.7	6.8	▲ 0.4	5,211	▲ 11.5
8月	1.9	▲ 0.4	4.5	2.0	4.4	▲ 1.2	4,402	▲ 6.3
9月	3.0	0.4	2.0	16.9	3.4	▲ 3.4	6,061	36.8
10月	2.9	2.2	6.7	▲ 4.3	5.2	1.1	5,860	34.5
11月	2.7	1.7	5.4	▲ 0.5	5.0	0.7	6,029	6.4
12月	2.7	2.2	3.6	▲ 0.9	8.4	▲ 0.3	5,284	▲ 1.6
2023年1月	1.9	2.8	3.4	▲ 5.5	6.1	▲ 1.4	6,468	3.0
2月	▲ 1.2	2.5	4.5	▲ 17.1	4.1	▲ 1.3	7,082	11.5
3月	▲ 0.5	2.0	4.1	▲ 22.5	11.8	▲ 2.9	9,107	13.1
4月	2.0	5.3	4.2	▲ 18.3	6.9	2.3	5,407	17.7
5月	0.7	3.5	3.4	▲ 19.7	8.1	▲ 2.3	5,363	30.3
データ出典	当社算出	経済産業省				自販連栃木県支部他		

	新設住宅着工戸数		着工建築物(建築主:会社)		公共工事請負金額(累計)		有効求人 倍率(季調値) 倍	消費者物価 指数(コア) 前年比
	戸数	前年比	床面積(m ²)	前年比	請負金額 (年度、百万円)	前年比		
2020年	11,072	▲ 7.6	923,255	▲ 0.3	227,544	15.3	1.06	▲ 0.1
2021年	11,423	3.2	834,303	▲ 9.6	192,915	▲ 15.2	1.06	▲ 0.3
2022年	10,784	▲ 5.6	1,009,821	21.0	184,981	▲ 4.1	1.17	2.2
2022年5月	918	4.4	80,518	17.5	31,861	▲ 33.7	1.15	1.9
6月	881	▲ 26.8	53,406	▲ 44.9	58,299	▲ 27.9	1.16	1.6
7月	910	▲ 12.7	97,256	63.2	76,179	▲ 22.0	1.18	2.1
8月	749	▲ 14.6	71,816	15.7	95,271	▲ 19.1	1.19	2.5
9月	1,135	42.2	127,654	162.3	120,963	▲ 9.4	1.21	3.0
10月	826	▲ 25.9	68,014	▲ 7.0	139,583	▲ 8.6	1.23	3.5
11月	1,071	12.7	124,028	52.2	152,759	▲ 7.4	1.24	3.8
12月	801	▲ 35.1	63,749	▲ 12.9	162,634	▲ 5.8	1.24	4.2
2023年1月	772	▲ 6.5	56,194	▲ 39.6	167,662	▲ 5.6	1.19	3.9
2月	924	13.5	78,814	24.9	172,619	▲ 5.5	1.19	3.2
3月	826	▲ 13.4	53,355	▲ 22.7	184,981	▲ 4.1	1.20	2.8
4月	804	▲ 10.6	90,672	▲ 7.6	24,702	66.8	1.21	3.2
5月	1,054	14.8	64,707	▲ 19.6	45,724	43.5	1.21	2.8
データ出典	国土交通省			東日本建設業保証		厚生労働省		総務省

(注) ・一部の計数は速報値を用いているため、確報の段階で修正されることがある。
・実数の前月比・前年比の単位は%。指数の前月比、前年比の単位はpt。
・年別は原数値・原指数による合計、年平均。

■群馬県・茨城県・埼玉県の主要経済指標

■群馬県・茨城県・埼玉県の主要経済指標

群馬県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額 前年比	乗用車新車登録・届出台数 前年比	新設住宅 着工戸数 前年比	着工建築物 床面積 会社、前年比	公共工事 請負金額 年度、前年比	有効求人 倍率(季調値) 倍
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
2020年	92.9	▲ 7.1	4.4	▲ 8.1	▲ 14.7	▲ 12.5	▲ 13.5	1.26
2021年	96.1	3.2	0.4	▲ 2.6	7.6	21.9	▲ 16.2	1.26
2022年	103.1	7.0	3.4	▲ 4.9	1.7	9.7	9.9	1.47
2022年5月	119.0	18.0	0.9	▲ 23.3	14.6	23.4	53.5	1.44
6月	97.2	▲ 21.8	3.4	▲ 9.4	▲ 16.5	▲ 29.2	▲ 19.3	1.46
7月	97.0	▲ 0.2	5.2	▲ 4.5	13.4	13.1	▲ 22.2	1.48
8月	110.1	13.1	2.7	▲ 7.6	1.1	58.2	▲ 3.0	1.53
9月	91.7	▲ 18.4	2.6	32.6	▲ 7.9	▲ 42.7	38.8	1.53
10月	100.0	8.3	3.7	33.6	3.3	4.4	▲ 17.4	1.54
11月	103.2	3.2	5.0	▲ 0.2	0.8	3.4	136.4	1.55
12月	95.9	▲ 7.3	4.6	4.3	▲ 4.4	▲ 12.8	76.4	1.56
2023年1月	86.1	▲ 9.8	2.3	17.6	20.4	14.7	54.9	1.47
2月	105.3	19.2	2.9	26.3	4.4	▲ 8.3	▲ 26.0	1.45
3月	116.5	11.2	2.1	16.6	2.8	▲ 30.4	25.0	1.40
4月	123.7	7.2	3.8	22.6	▲ 30.1	▲ 31.8	2.6	1.40
5月	-	-	3.0	32.2	1.1	▲ 3.9	40.8	1.43
データ出典	群馬県		当社算出	自販連群馬県支部他	国土交通省		東日本建設業保証	厚生労働省

茨城県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額 前年比	乗用車新車登録・届出台数 前年比	新設住宅 着工戸数 前年比	着工建築物 床面積 会社、前年比	公共工事 請負金額 年度、前年比	有効求人 倍率(季調値) 倍
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
2020年	90.1	▲ 9.7	4.7	▲ 11.0	▲ 9.1	▲ 21.1	10.0	1.33
2021年	98.5	8.4	0.2	▲ 4.4	12.2	41.0	▲ 6.7	1.35
2022年	98.9	0.4	1.9	▲ 6.4	▲ 0.2	18.6	11.6	1.47
2022年5月	97.2	0.4	0.5	▲ 16.8	▲ 2.5	▲ 4.7	▲ 13.9	1.47
6月	98.2	1.0	2.5	▲ 6.3	▲ 1.4	32.7	8.4	1.48
7月	99.2	1.0	2.1	▲ 4.1	▲ 6.3	90.2	▲ 15.3	1.49
8月	100.7	1.5	0.7	▲ 12.2	13.1	▲ 19.4	14.1	1.50
9月	102.1	1.4	1.2	29.7	▲ 4.9	▲ 46.6	85.2	1.49
10月	101.2	▲ 0.9	3.2	35.6	▲ 16.7	18.8	▲ 17.1	1.50
11月	99.8	▲ 1.4	2.0	2.0	▲ 24.1	▲ 60.4	▲ 17.0	1.52
12月	99.3	▲ 0.5	2.9	▲ 0.7	12.6	▲ 60.6	35.4	1.52
2023年1月	95.0	▲ 4.3	1.2	14.5	▲ 40.2	▲ 36.9	21.0	1.50
2月	98.1	3.1	1.3	20.6	13.0	▲ 60.4	35.7	1.52
3月	95.4	▲ 2.7	1.8	11.6	▲ 8.5	▲ 10.6	6.0	1.46
4月	100.9	5.5	3.1	22.7	▲ 3.3	▲ 17.7	▲ 13.0	1.41
5月	-	-	1.7	32.3	7.8	▲ 49.1	20.0	1.39
データ出典	茨城県		当社算出	自販連茨城県支部	国土交通省		東日本建設業保証	厚生労働省

埼玉県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額 前年比	乗用車新車登録・届出台数 前年比	新設住宅 着工戸数 前年比	着工建築物 床面積 会社、前年比	公共工事 請負金額 年度、前年比	有効求人 倍率(季調値) 倍
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
2020年	84.3	▲ 12.1	3.7	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 12.7	4.2	1.00
2021年	87.4	3.1	1.2	▲ 3.8	4.4	17.5	3.0	0.93
2022年	83.9	▲ 3.5	1.7	▲ 5.0	4.0	▲ 4.3	11.6	1.03
2022年5月	82.0	▲ 4.3	▲ 1.1	▲ 20.7	▲ 1.5	37.4	▲ 12.6	1.02
6月	88.8	6.8	1.8	▲ 9.4	▲ 2.6	11.9	72.0	1.03
7月	80.9	▲ 7.9	2.5	▲ 7.5	▲ 12.5	▲ 3.2	▲ 9.8	1.05
8月	87.2	6.3	0.9	▲ 9.6	23.3	74.9	▲ 3.0	1.06
9月	82.4	▲ 4.8	1.4	34.3	▲ 0.2	27.2	▲ 10.6	1.08
10月	80.4	▲ 2.0	3.7	25.3	▲ 7.9	▲ 25.6	▲ 28.9	1.08
11月	83.1	2.7	2.3	6.4	▲ 3.5	▲ 43.5	4.0	1.08
12月	82.1	▲ 1.0	3.4	▲ 1.7	7.3	▲ 12.9	1.2	1.08
2023年1月	78.0	▲ 4.1	2.8	14.8	21.1	81.4	30.9	1.07
2月	79.0	1.0	3.1	16.1	0.6	11.7	147.1	1.06
3月	76.3	▲ 2.7	2.8	5.5	▲ 14.6	▲ 21.9	▲ 11.5	1.04
4月	79.2	2.9	4.6	14.0	▲ 5.7	▲ 20.2	22.7	1.05
5月	-	-	4.0	30.8	▲ 8.5	▲ 27.3	▲ 1.3	1.08
データ出典	埼玉県		当社算出	自販連埼玉県支部他	国土交通省		東日本建設業保証	厚生労働省

(注) ・消費者物価指数は生鮮食品を除く総合。
 ・外国為替相場(ドル/円)・日経平均株価の年別値は、12月の値。
 ・有効求人倍率は含むパート。
 ・実質賃金指数は調査産業計のきまって支給する給与の値。

■全国の主要経済指標

■全国の主要経済指標

	鉱工業指数(季調値、2020=100)		総消費 動向指数 実質、2020=100	小売業販売額 前年比	乗用車新車登録・届出台数		新設住宅着工戸数	
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比			台数	前年比	戸数	前年比
2020年	100.0	▲ 11.6	100.0	▲ 3.2	3,809,981	▲ 11.4	815,340	▲ 9.9
2021年	105.4	5.4	100.5	1.9	3,675,699	▲ 3.5	856,484	5.0
2022年	105.3	▲ 0.1	102.7	2.6	3,448,295	▲ 6.2	859,331	0.3
2022年5月	100.7	▲ 4.6	102.8	3.7	211,856	▲ 19.0	67,193	▲ 4.3
6月	105.7	5.0	103.2	1.5	268,077	▲ 9.6	74,596	▲ 2.2
7月	106.3	0.6	103.2	2.4	288,145	▲ 6.9	72,981	▲ 5.4
8月	107.8	1.5	102.7	4.1	234,143	▲ 11.2	77,712	4.6
9月	107.3	▲ 0.5	103.7	4.8	324,901	26.4	73,920	1.0
10月	105.5	▲ 1.8	103.8	4.4	295,807	28.3	76,590	▲ 1.8
11月	105.5	0.0	103.7	2.5	308,059	5.6	72,372	▲ 1.4
12月	104.9	▲ 0.6	103.6	3.8	284,329	1.5	67,249	▲ 1.7
2023年1月	100.8	▲ 4.1	103.7	5.0	319,870	17.4	63,604	6.6
2月	104.5	3.7	104.2	7.3	356,281	22.9	64,426	▲ 0.3
3月	104.8	0.3	103.9	6.9	477,943	12.1	73,693	▲ 3.2
4月	105.5	0.7	104.0	5.1	289,525	18.5	67,250	▲ 11.9
5月	103.8	▲ 1.7	-	5.7	272,042	28.4	69,561	3.5
データ出典	経済産業省		総務省	経済産業省	日本自動車工業会		国土交通省	

	機械受注		公共工事請負金額		輸出 前年比	輸入 前年比	国内企業 物価指数 前年比(総平均)	消費者物価 指数(コア) 前年比
	船舶・電力を除く 民需(億円)	暦年:前年比 月次:前月比	金額(億円)	前年比				
2020年	95,570	▲ 8.4	153,658	2.3	▲ 11.1	▲ 13.5	-	▲ 0.2
2021年	102,086	6.8	140,503	▲ 8.6	21.5	24.8	4.6	▲ 0.2
2022年	107,418	5.2	139,937	▲ 0.4	18.2	39.2	9.7	2.3
2022年5月	9,085	▲ 4.5	12,672	▲ 10.3	15.8	48.5	9.4	2.1
6月	9,141	0.6	16,519	0.1	19.2	45.6	9.6	2.2
7月	9,488	3.8	12,924	▲ 7.0	19.0	46.9	9.3	2.4
8月	9,050	▲ 4.6	11,562	▲ 0.1	22.0	49.5	9.6	2.8
9月	8,763	▲ 3.2	12,985	2.4	28.9	45.8	10.3	3.0
10月	9,073	3.5	10,558	▲ 1.9	25.3	53.6	9.7	3.6
11月	8,466	▲ 6.7	6,961	▲ 7.6	20.0	30.3	9.9	3.7
12月	8,489	0.3	6,283	▲ 8.4	11.5	20.8	10.6	4.0
2023年1月	9,296	9.5	5,088	▲ 2.3	3.5	17.6	9.6	4.2
2月	8,880	▲ 4.5	8,978	52.3	6.5	8.5	8.3	3.1
3月	8,529	▲ 3.9	15,301	5.5	4.3	7.4	7.4	3.1
4月	9,000	5.5	20,480	1.9	2.6	▲ 2.3	5.9	3.4
5月	-	-	14,163	11.8	0.6	▲ 9.9	5.1	3.2
データ出典	内閣府		東日本建設業保証		財務省		日本銀行	総務省

	有効求人倍率 (季調値)	完全失業率 (季調値)	総雇用者所得 (実質)	実質賃金指数 (5人以上)	景気動向指数		ドル/円	日経平均 株価
	倍	%	前年比	前年比	先行指数	一致指数	円	円
2020年	1.18	2.8	▲ 1.8	▲ 0.7	-	-	103.82	26,772.95
2021年	1.13	2.8	▲ 0.2	0.8	-	-	113.87	28,514.23
2022年	1.28	2.6	▲ 1.7	▲ 1.6	-	-	134.93	27,214.69
2022年5月	1.25	2.6	▲ 2.0	▲ 1.5	100.7	96.0	128.78	26,653.77
6月	1.27	2.6	▲ 1.1	▲ 1.3	100.7	98.6	133.86	26,958.39
7月	1.28	2.6	▲ 2.4	▲ 1.9	99.5	99.2	136.63	26,986.74
8月	1.31	2.5	▲ 2.1	▲ 1.9	101.6	100.7	135.24	28,351.67
9月	1.32	2.6	▲ 1.1	▲ 1.6	98.8	100.0	143.14	27,418.99
10月	1.34	2.6	▲ 2.4	▲ 2.8	99.1	99.2	147.01	26,983.20
11月	1.35	2.5	▲ 2.2	▲ 2.6	98.0	99.2	142.44	27,903.32
12月	1.36	2.5	▲ 0.5	▲ 3.1	97.4	99.2	134.93	27,214.69
2023年1月	1.35	2.4	▲ 2.8	▲ 4.0	96.4	96.8	130.20	26,606.28
2月	1.34	2.6	▲ 2.6	▲ 2.9	97.4	99.1	132.68	27,509.11
3月	1.32	2.8	▲ 1.7	▲ 3.3	96.9	99.2	133.85	27,693.20
4月	1.32	2.6	▲ 3.3	▲ 3.3	97.6	99.4	133.33	28,275.82
5月	1.31	2.6	-	-	-	-	137.37	30,147.53
データ出典	厚生労働省	総務省	内閣府	厚生労働省	内閣府		日本銀行	日本経済新聞社

2023（令和5）年7月5日

栃木県最低賃金審議会 御中

栃木県弁護士会
会長 山下



会長声明の送付について

当会は、6月29日の常議員会を経て、下記の通り会長声明を採択いたしましたので、ご送付申し上げます。

記

最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

以上



最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、昨年は、全国加重平均31円の引上げを答申し、その結果、栃木県の引き上げ額は31円であり、最低賃金時間額は913円に改定された。

栃木県における最低賃金時間額913円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、年収約190万円、月収にして約15万9000円にしかならず、ここから税金、年金や健康保険料等を支払うのであるから、この金額では労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難である。

我が国の相対的貧困率は依然として15.4パーセント（2018年）と高止まりであり、貧困と格差の拡大は性別や世代を問わず深刻化している。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻む大きな要因となっている。

2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までに最低賃金時間額を全国加重平均1000円（以下、「時給1000円」という）にするという目標を定めていた。2021年5月14日には菅内閣総理大臣（当時）も最低賃金の引き上げは不可欠だとして、より早期に時給1000円とすることを目指して取り組む考えを強調した。2022年の最低賃金の全国加重平均は961円であり、1000円という目標に近づけるには、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。ことに、本年は、岸田内閣総理大臣自身が3月の政労使会議や記者会見において時給1000円を目指すことを強く強調している。

さらに、物価の上昇傾向は続いており、2023年5月分の消費者物価指数（2023年6月23日総務省統計局公表）における総合指数は前年同月比3.2%の上昇である。ライフラインに関する料金も価格が上昇しており、たとえば東京電力は、一般家庭で広く提供されるプラン（従量電灯）に関係するところの規制料金については、2023年6月1日から、平均15.90%の値上げを実施することを公表している。物価の高騰は最低賃金に近い給与水準で生活している労働者ほど影響が大きく、生存権

が脅かされる事態さえ招きかねない。労働者の生活を守り、物価の高騰に向き合いながら、経済を活性化させるためにも、最低賃金額を全国加重平均時給1000円以上とすべく大幅な引き上げを図るべきである。

一方、最低賃金の引き上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しても、物価高騰に対する支援策と併せて、長期的かつ継続的な中小企業支援策を強化すべきである。

2023（令和5）年7月3日
栃木県弁護士会会長 山下雄大

件名 栃木県最低賃金について

● 請願理由

急激な物価高騰により地域の消費者の暮らしが厳しい状態となっており、多くの労働者にとって実質賃金の低下となっています。

国は、2022年6月の閣議決定において「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引き上げに取り組む」としていることから、本県においても実効性のある施策が求められています。

同時に、地域経済を疲弊させずに地元経済を支えていく上では、どうしても経営支援政策も必要不可欠です。そうした観点から国による支援・助成を受けられる制度の見直しや制度改善を求め、労働環境の整備を進めることによって最低賃金の引き上げを求めるものです。

● 請願事項

1. 栃木県最低賃金を時間額1,500円にすることを旨とし、今すぐ時間額1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金引き上げを前提とした中小企業支援について、賃上げを実施したすべての中小・零細企業が直接的な助成を受けられる制度となるよう、抜本的な制度改善と大幅な予算増額を行なうことを本省に上申すること。

● 署名数

(71) 筆

令和5年6月8日

● 請願者

住所	栃木県宇都宮市兵庫塚3丁目10-30
団体名	栃木県労働組合総連合 公契約・最賃部会
氏名	部会代表 鈴木亨
電話番号	028-653-1401

栃木労働局長 様



令和5年度第2回栃木地方最低賃金審議会資料
(議題4(1)関連資料(目安伝達資料))

○令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

答申文	1
答申文の別紙1(公益委員見解)	3
答申文の別添(参考資料)	9
答申文の別紙2(目安に関する小委員会報告)	23

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断D Iを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断D Iは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

連合 春季賃上げ妥結状況

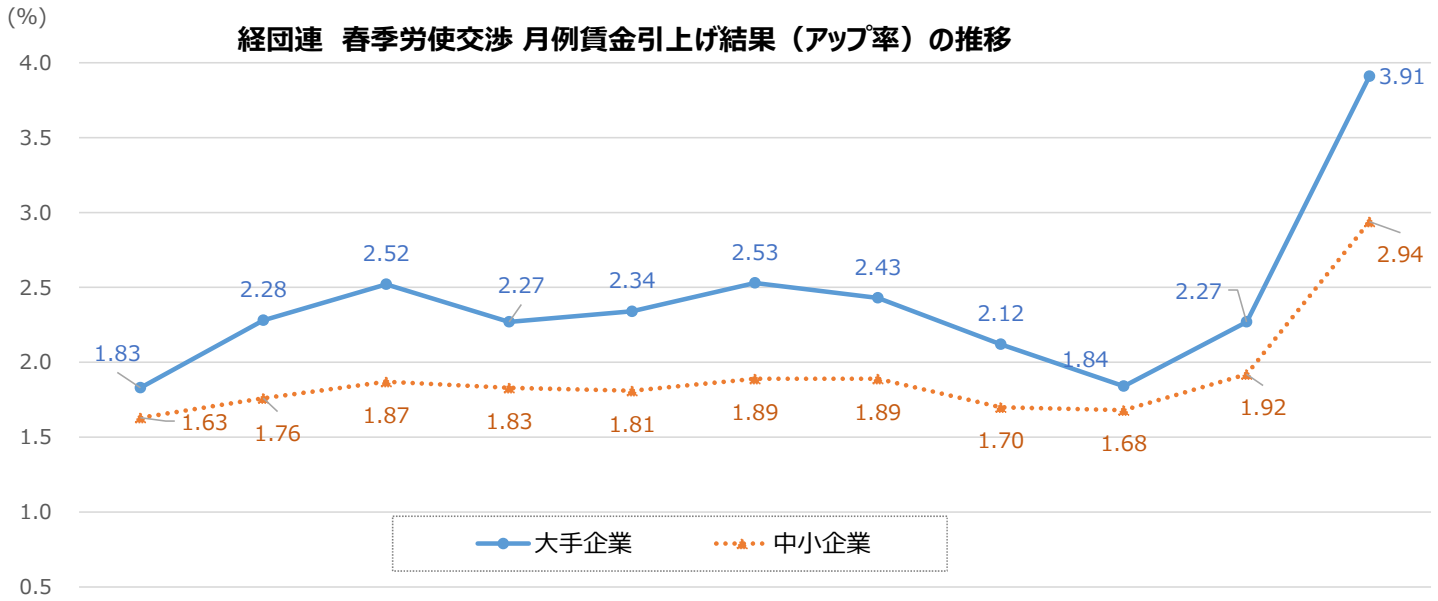
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
 （注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	(円、%)																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月					
女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女 計	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月				
一般パート計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

4

賃金改定状況調査結果第4表③

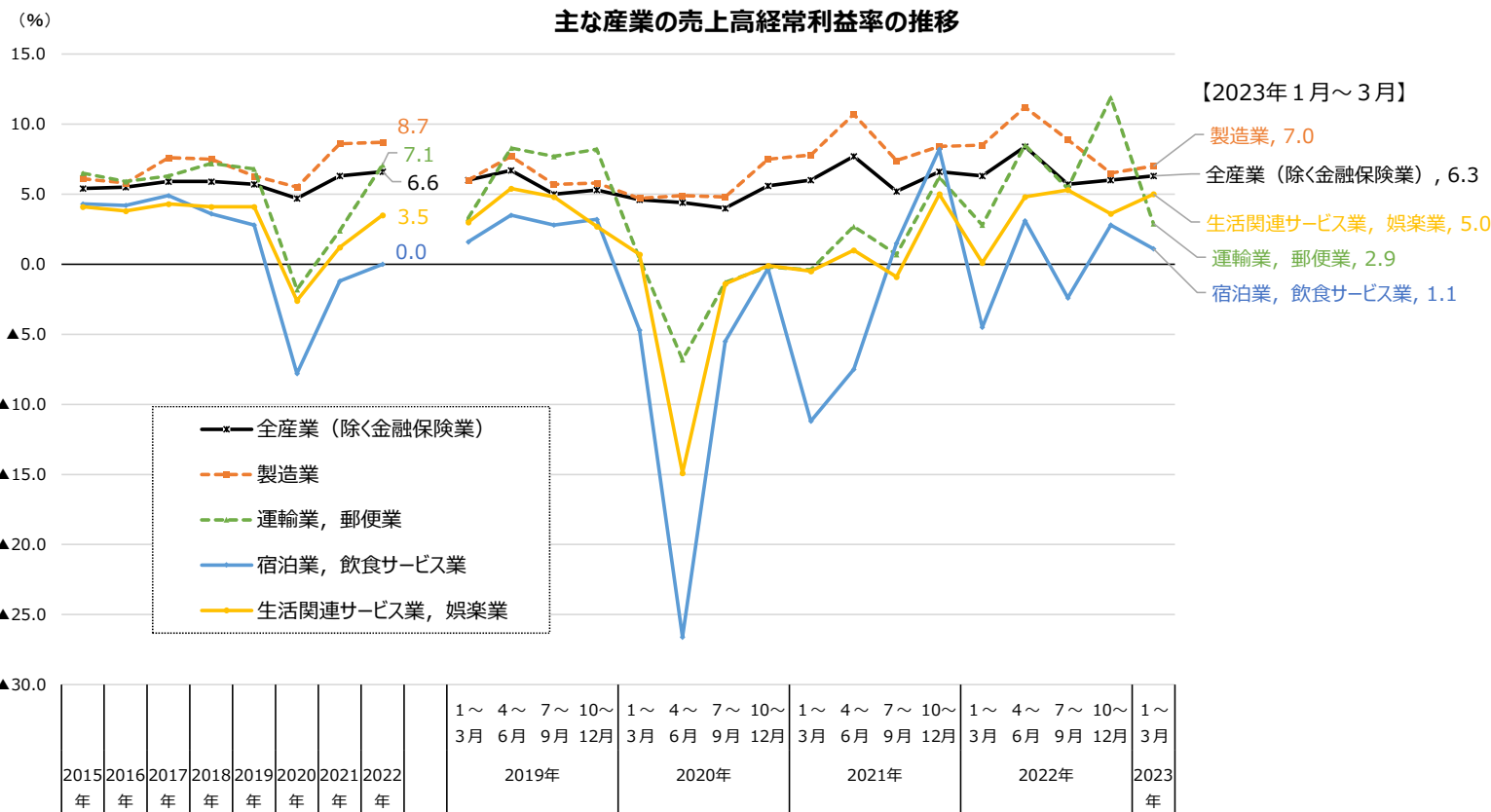
第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月				
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314																		

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

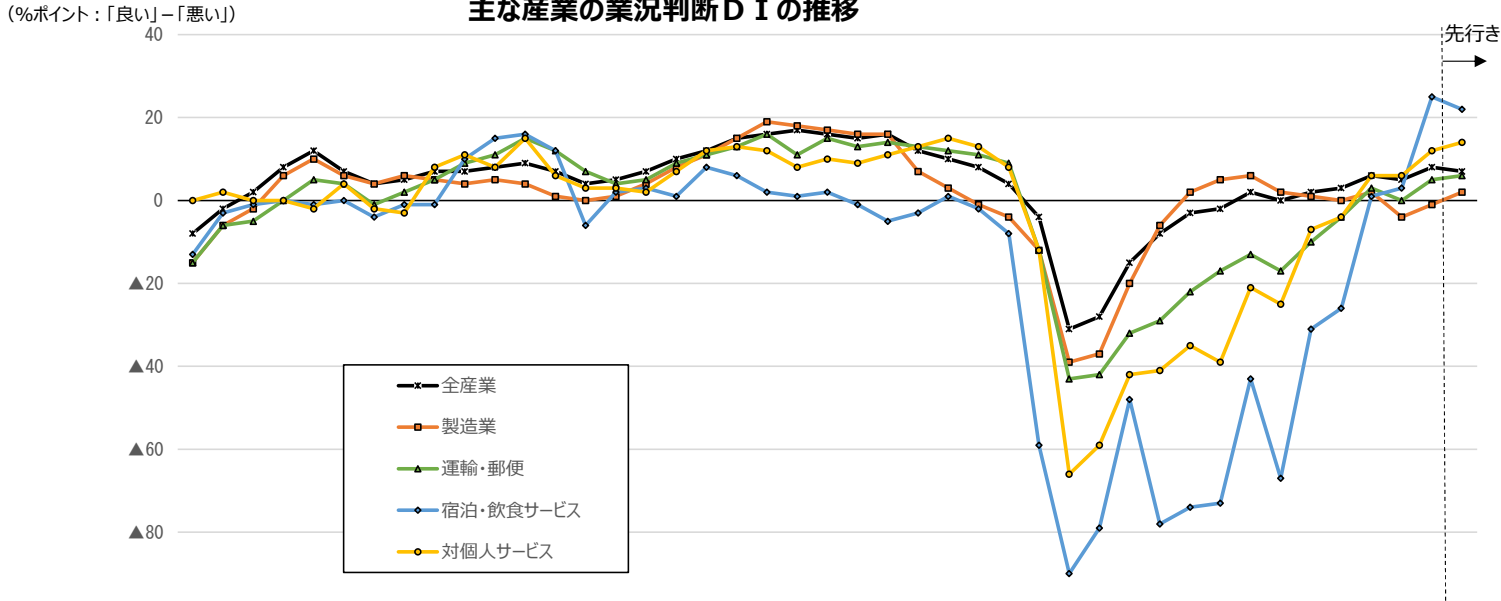
(単位: %)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
全産業 (除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月									
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

- 製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 建設業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- 卸売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

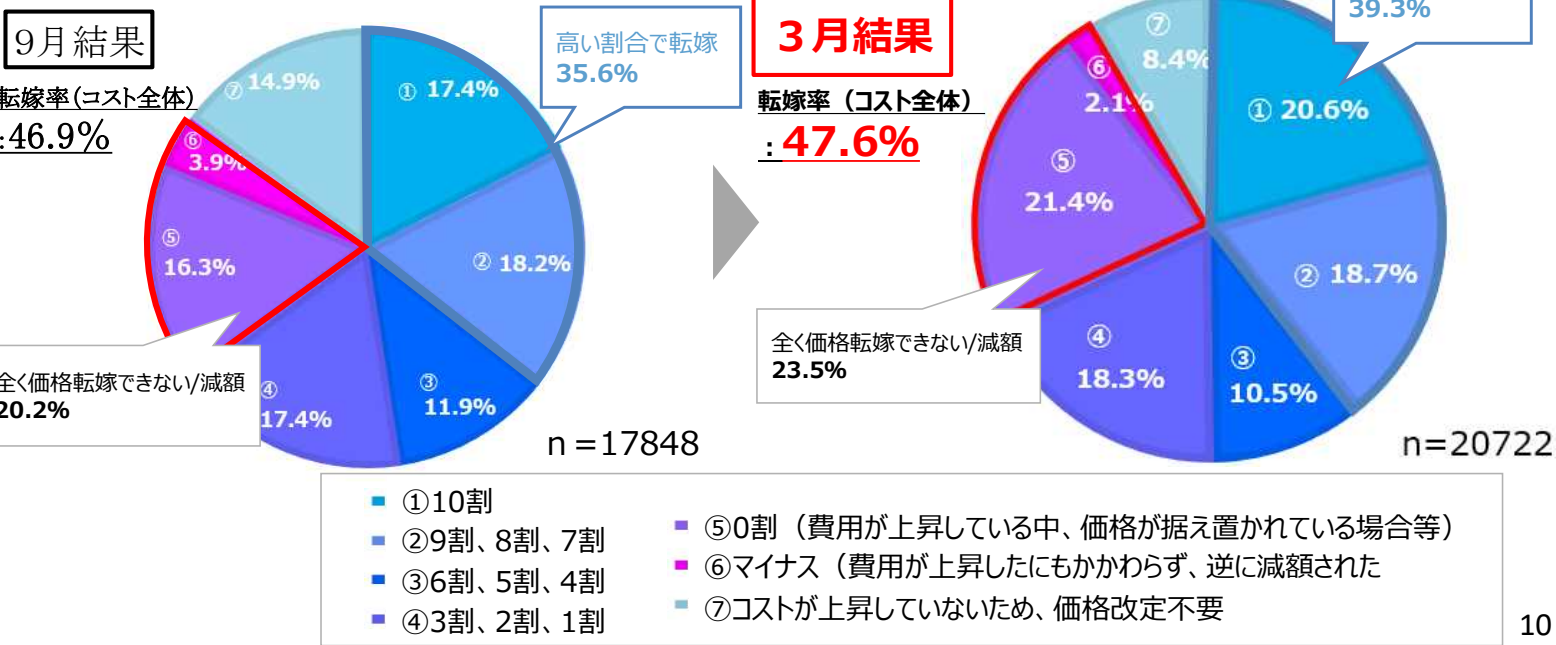
2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率は47.6%**、前回(9月:46.9%)に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合(10割、9割~7割)**を価格転嫁できた回答(①・②)が**増加**(35.6%→39.3%)し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない(⑤) + 減額された(⑥)**」割合も**増加**(20.2%→23.5%)しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定(値上げ)不要**」の割合(⑦)は**減少**(14.9%→8.4%)しており、コスト上昇の影響は拡大。

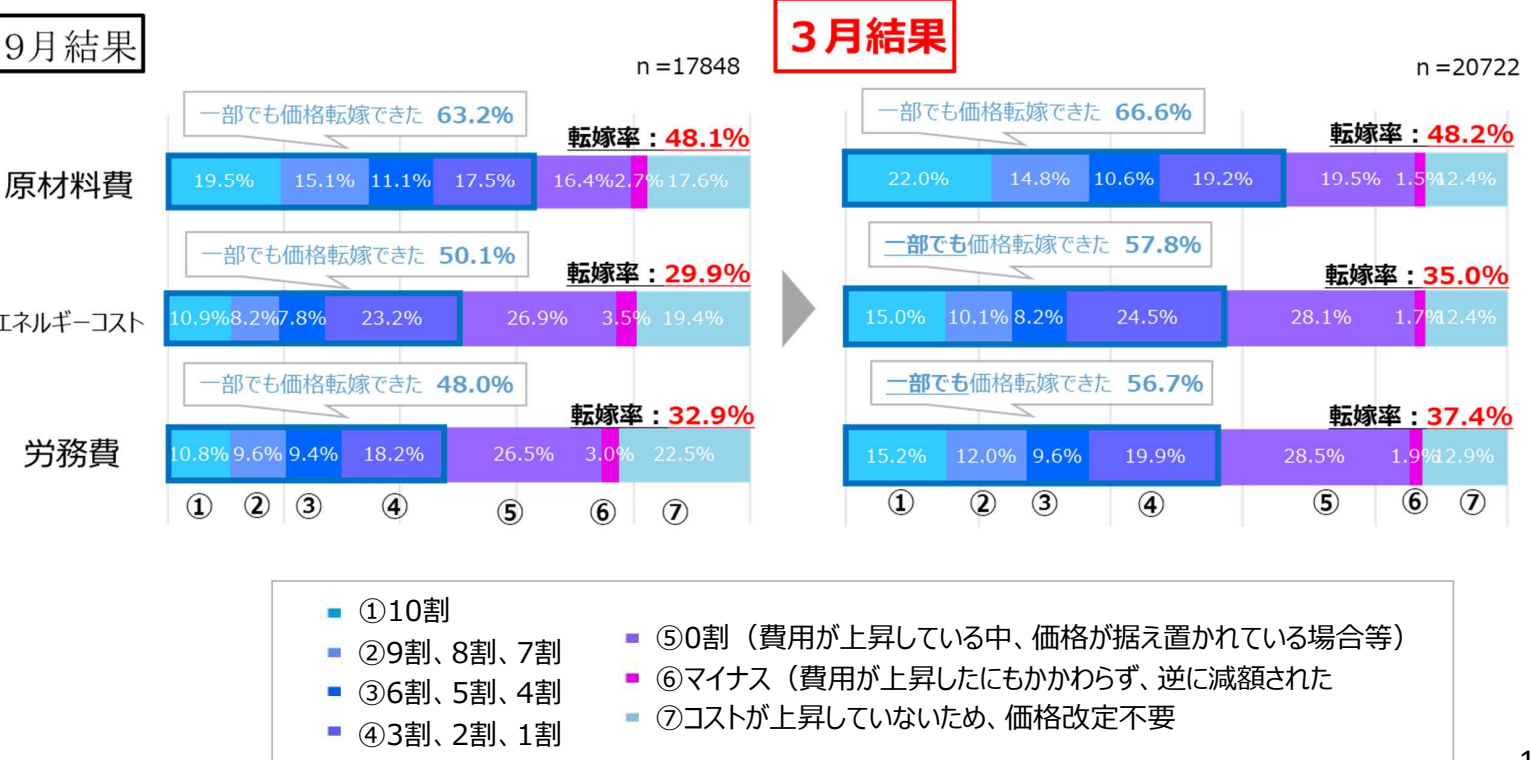
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

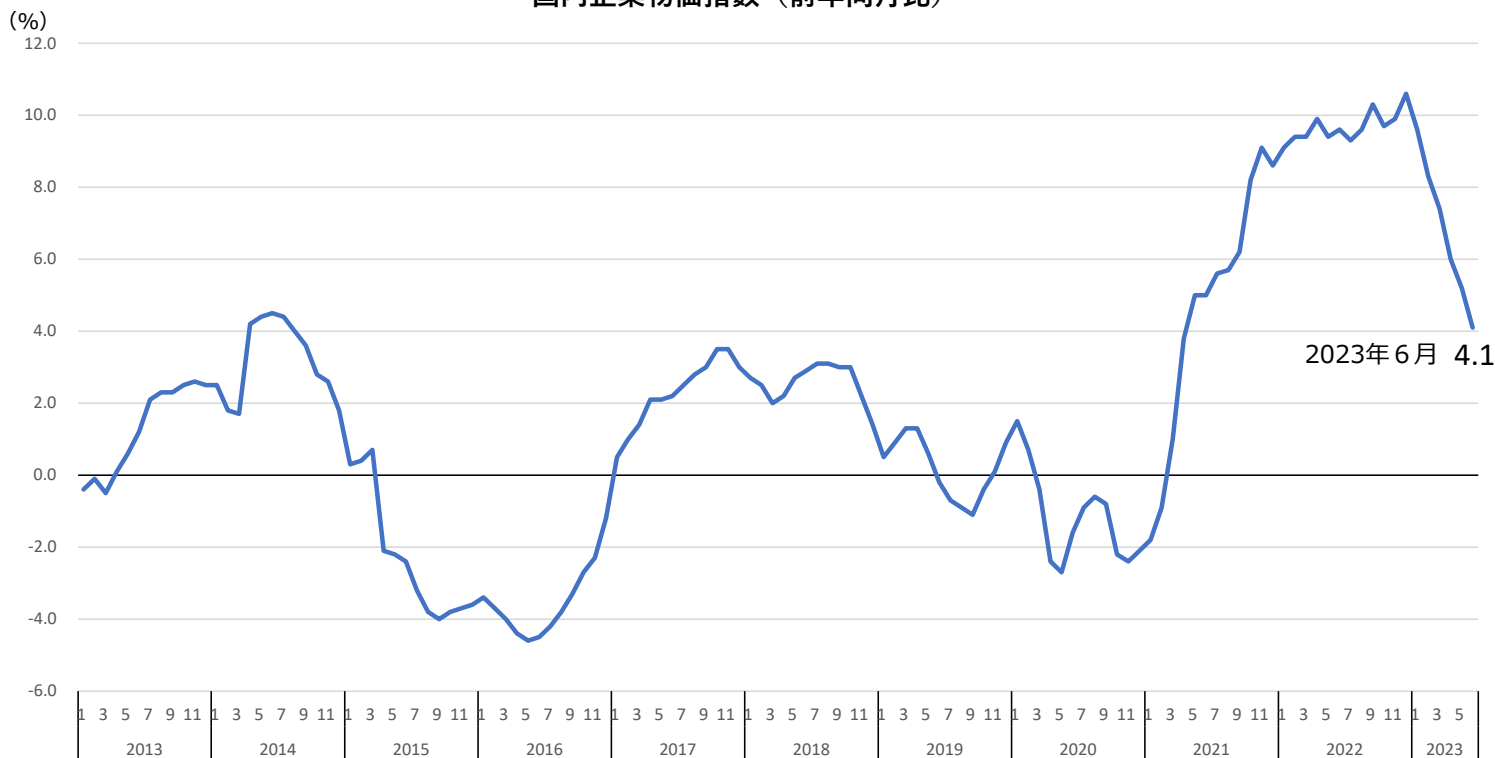
- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加(+約8ポイント)。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが(63.2%→66.6%)、「転嫁0割」も増加し(16.4%→19.5%)、**全体としては横ばい**。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2023年6月は速報値。

法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位：万円、%）

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

（資料出所）財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性） = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益（営業利益 - 支払利息等） + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

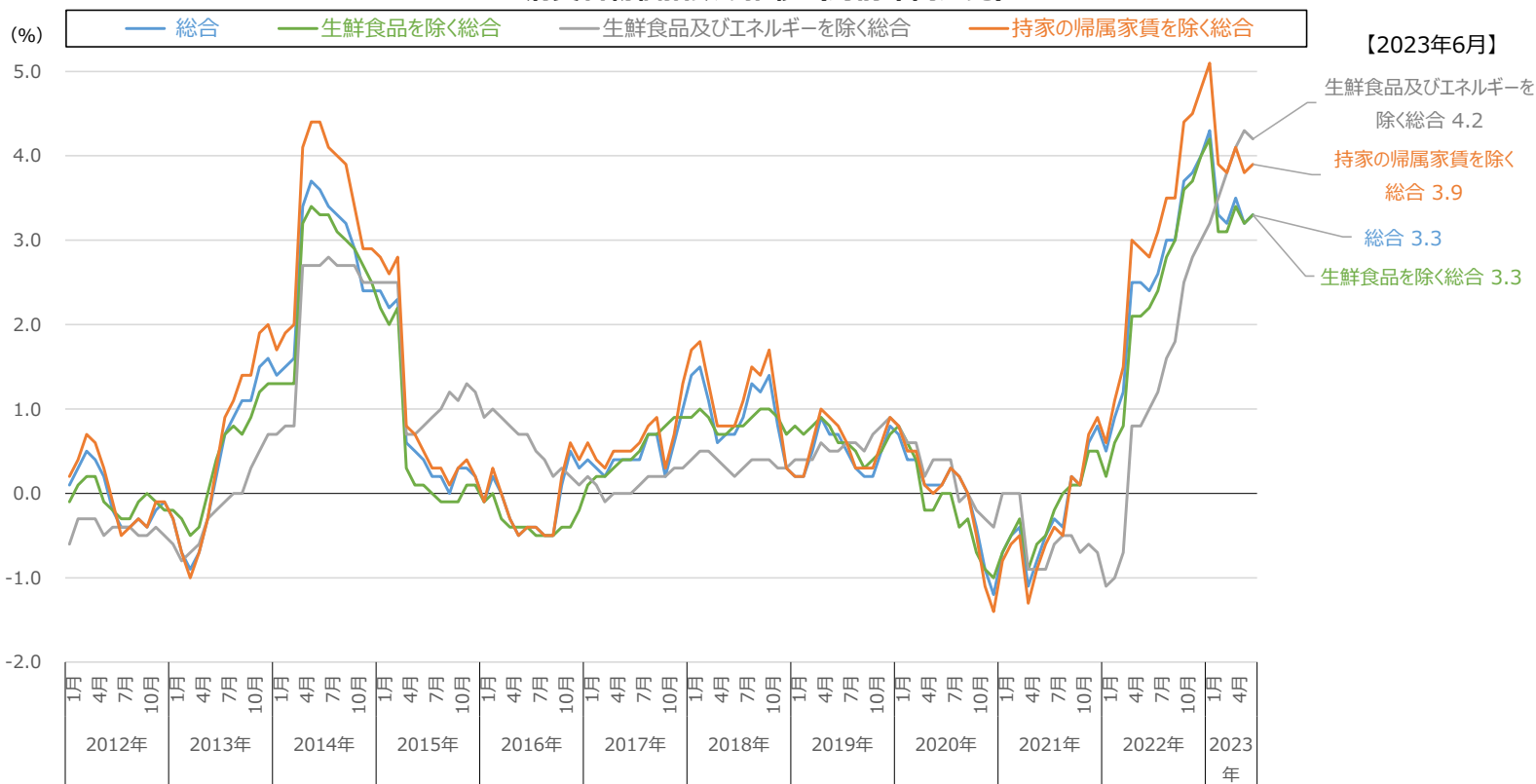
4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

15

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



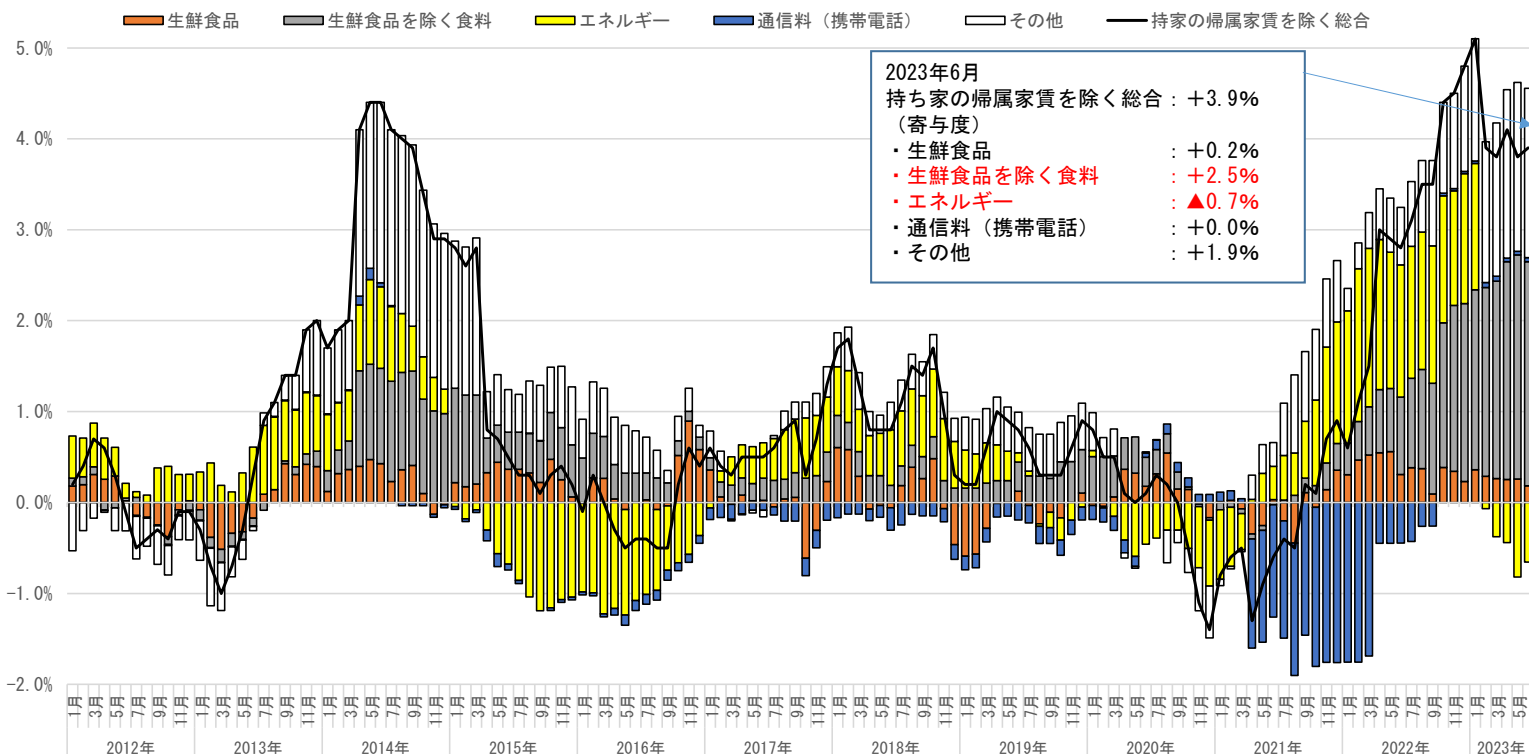
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

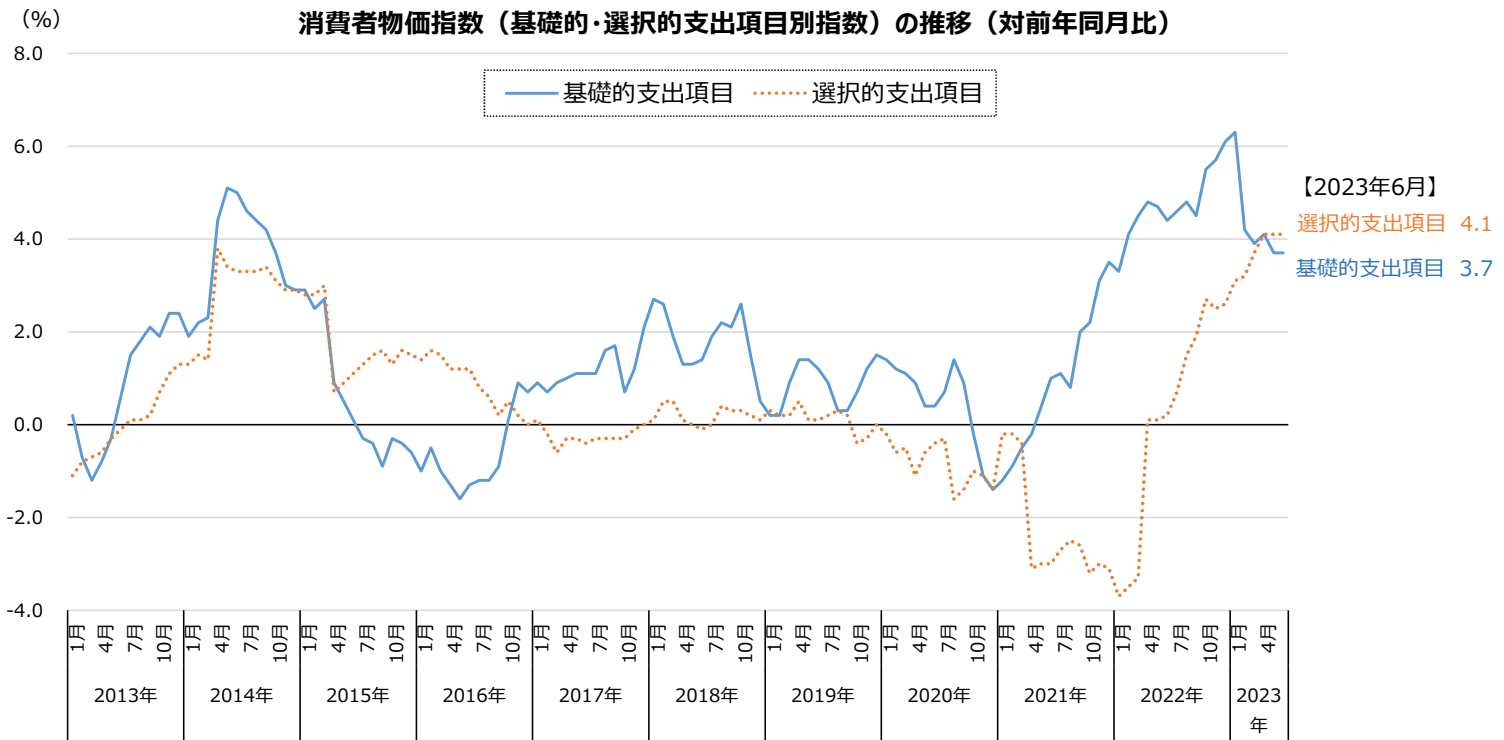


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) /前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。

値引き単価

<電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）
 高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

<都市ガス>

30円/m³（9月15円/m³）
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

実施スキーム

国

交付

事務局

実績報告

交付・確認

小売電気事業者等

料金支払

料金請求

電気・都市ガスの消費者
（家庭・企業）

・補助を原資に料金を値引き
 ・検針票・請求書等に値引きを反映

標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料(一部改変)

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	-	16,491円 41円/kWh (+48%)	-	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	-	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	-	▲612円 15,879円 (+42%)	-	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	-	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

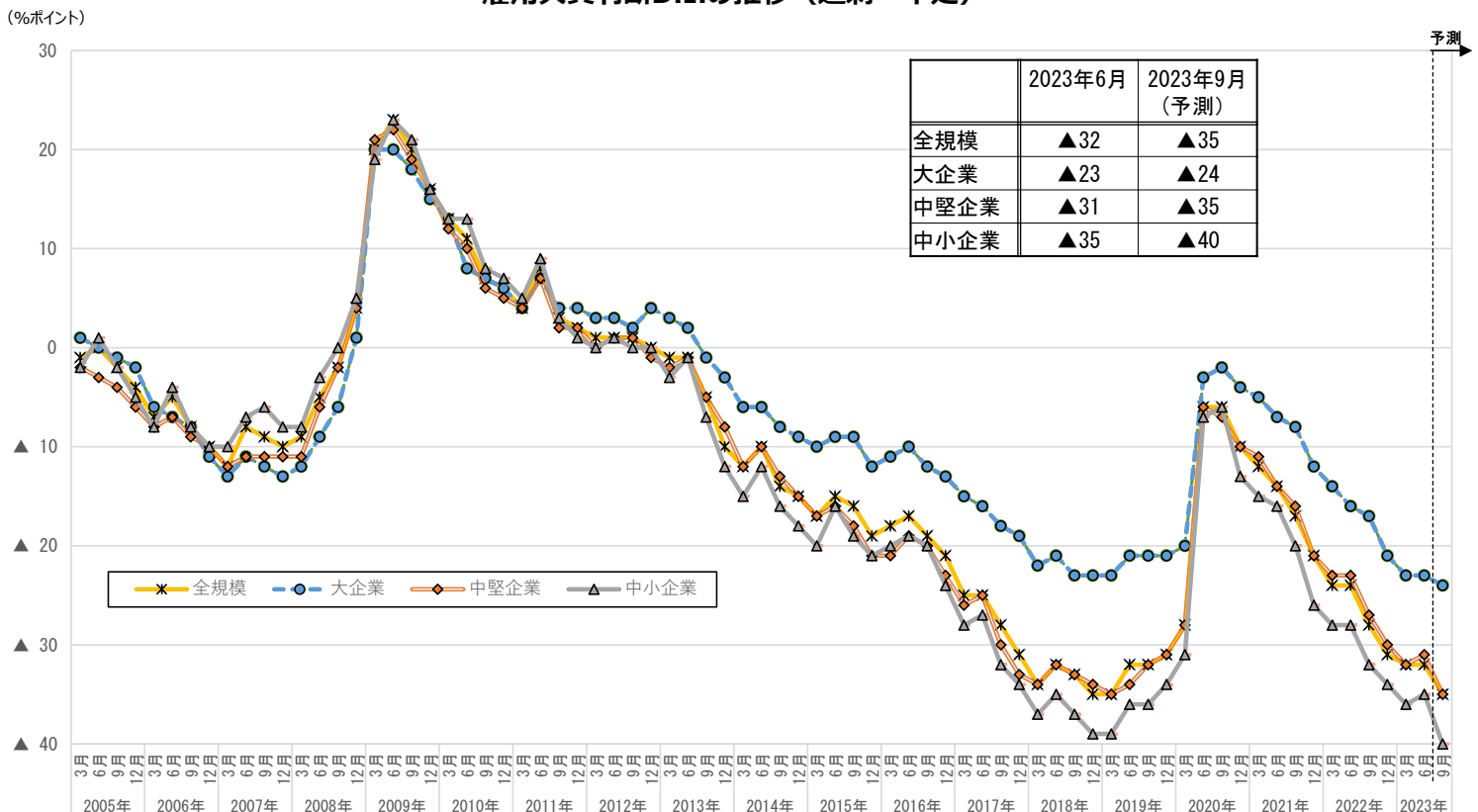
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

21

ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
												全国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	

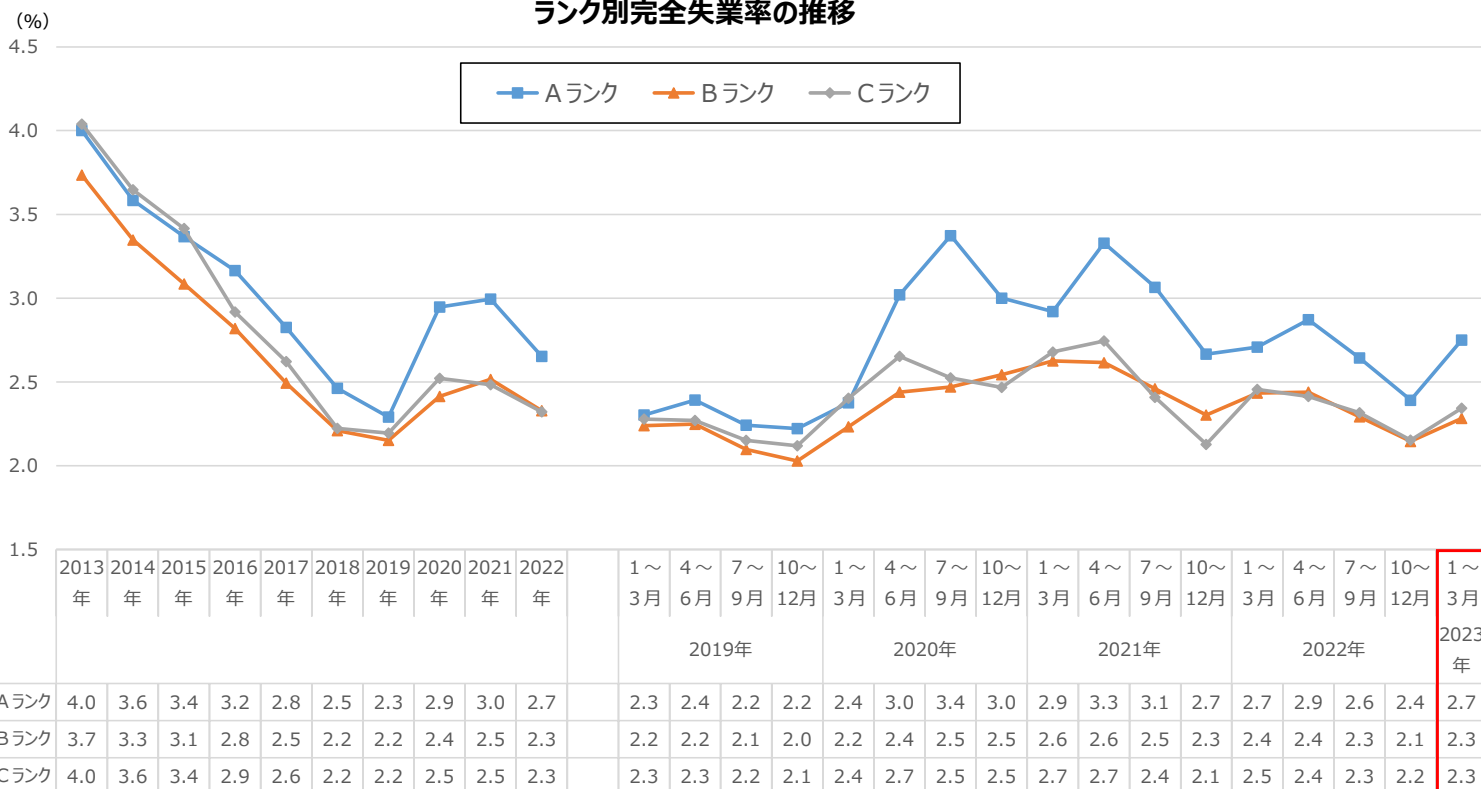
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
- 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和5年7月28日

1 はじめに

令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第1条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000時間働いても年収200万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で990円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する10月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は中規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)